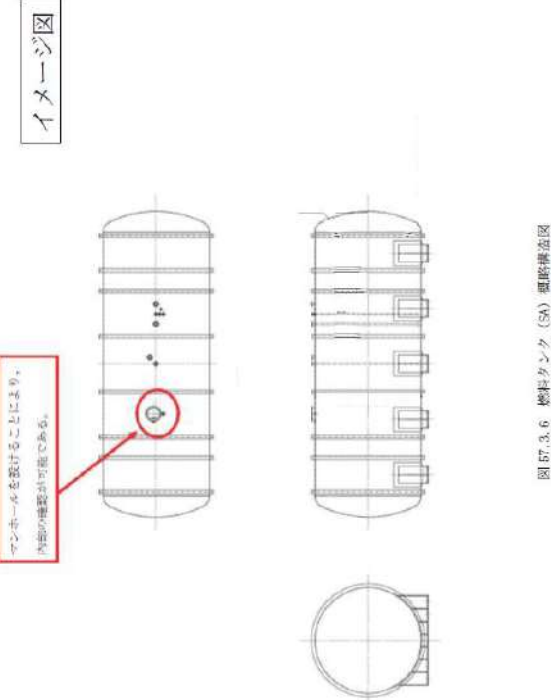


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p style="text-align: center;">イメージ図</p> 	<p><b>【女川、大飯】</b>                  設備の相違                  ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

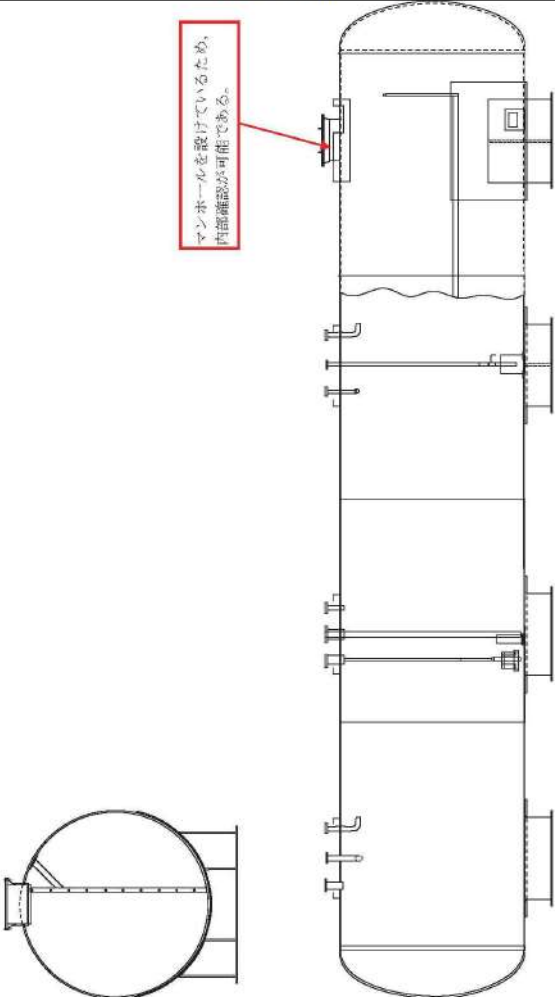
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 167 651 976" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="161 976 640 997" style="font-size: small;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-8                 </div>			<p>【大飯】                      設備の相違                      ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>





灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="716 1189 1164 1209">図 57-4-5 ガスタービン発電設備軽油タンク構造図</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2150 252" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="78 178 647 976" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p data-bbox="145 981 627 1002">枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-9</p>	<div data-bbox="667 156 1232 997"> </div> <p data-bbox="817 1029 1064 1050">図57-4-6 タンクローリ構造図</p>	<div data-bbox="1265 223 1780 933"> </div> <p data-bbox="1792 478 1825 726">図57.3.8 可搬型タンクローリ一構造図</p>	<p data-bbox="1848 143 1960 167">【女川、大飯】</p> <p data-bbox="1848 175 1937 199">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 207 2150 255" style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

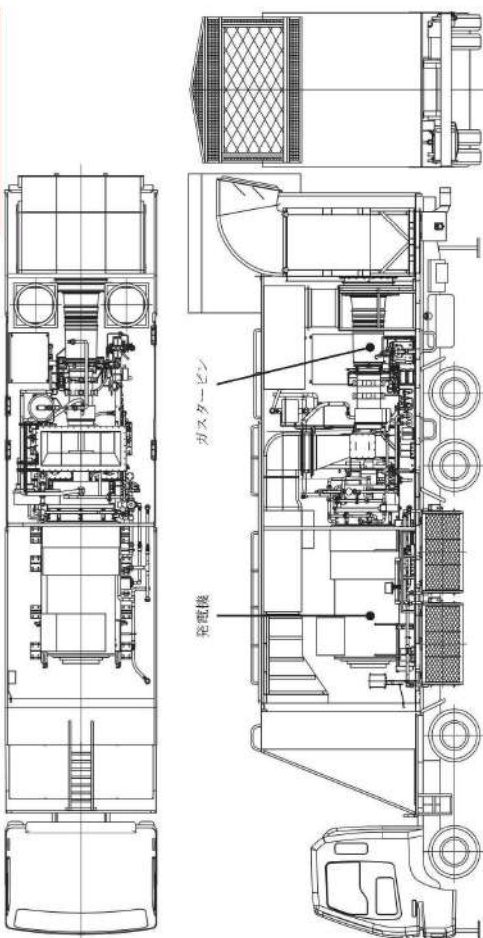
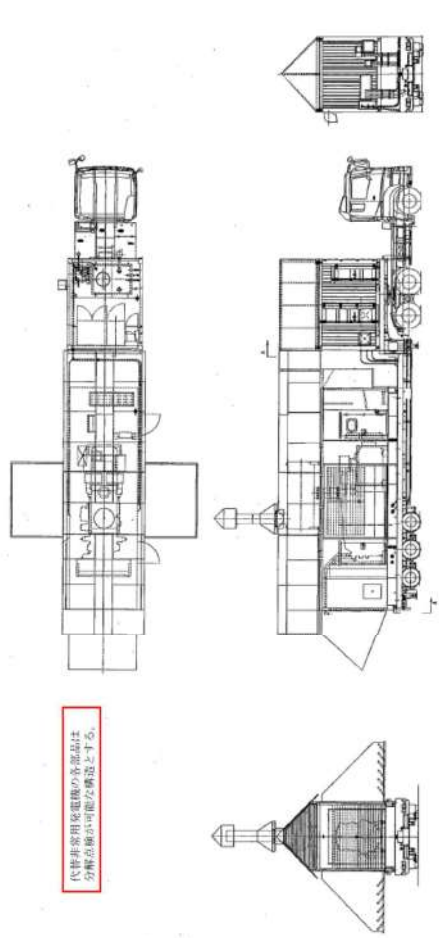
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 181 600 995" style="border: 2px solid black; height: 510px; width: 230px;"></div> <p data-bbox="136 999 645 1018">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-10</p>			<p data-bbox="1845 142 2136 193">【大飯】 記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>

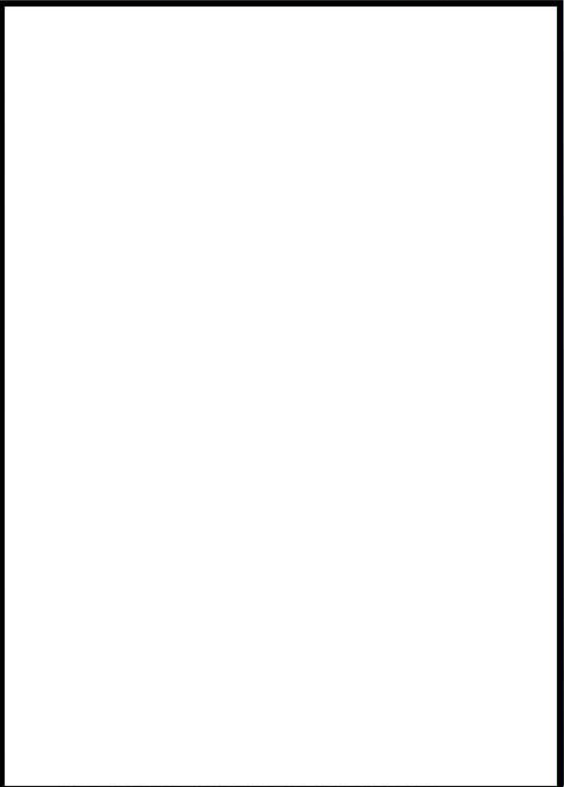
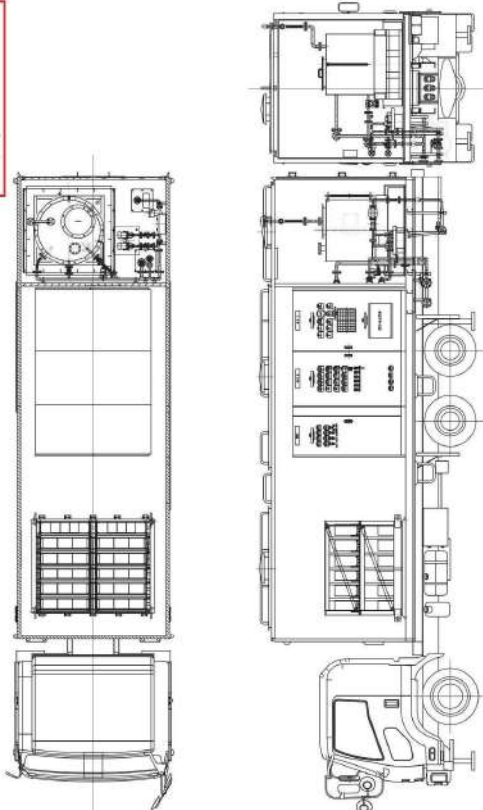
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(補足3-1)＞</p> <div style="border: 2px solid blue; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div> <p style="text-align: right;">57-4-2</p>	<p style="border: 1px solid red; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">ガスタービン発電機(充電機車)の各部品は分解検査が可能な構造とする。</p>  <p style="text-align: center;">図 57-4-7 ガスタービン発電機(充電機車)構造図</p>	<p style="border: 1px solid red; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">代替非常用発電機の各部品は分解点検が可能な構造とする。</p>  <p style="text-align: center;">図 57.3.9 代替非常用発電機構造図</p>	<p><b>【女川、大飯】</b>                  設備の相違                  ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(補足3-2)＞</p>  <p style="font-size: small;">特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-3</p>	<p style="font-size: x-small; border: 1px solid red; padding: 2px;">ガスタービン発電機(制御車)の各部品は分解検査が可能を構成とする。</p>  <p style="text-align: center;">図 57-4-8 ガスタービン発電機 (制御車) 構造図</p>		<p><b>【女川、大飯】</b>                  設備の相違                  ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="208 197 521 225" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">                     &lt;内容比較のため再掲(補足3-3)&gt;                 </div> <div data-bbox="80 252 645 1050" style="border: 2px solid black; height: 500px; margin-bottom: 10px;"></div> <div data-bbox="156 1054 633 1075" style="font-size: small;">                     特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-4                 </div>			<p>【女川、大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="208 196 521 225" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">                     &lt;内容比較のため再掲(補足3-4)&gt;                 </div> <div data-bbox="85 245 645 954" style="border: 1px solid black; height: 444px; margin-top: 10px;"> </div> <div data-bbox="152 956 575 976" style="font-size: small; margin-top: 5px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div> <div data-bbox="582 1023 633 1043" style="text-align: right; margin-top: 10px;">                     57-4-5                 </div>	<div data-bbox="667 161 1227 976" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="775 987 1079 1008" style="text-align: center; margin-top: 5px;">                     図 57-4-9 ガスタービン発電機試験系統図                 </div>	<div data-bbox="1261 185 1792 951" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1798 464 1821 719" style="text-align: center; font-size: x-small; margin-top: 10px;">                     図 57.3.10 代替非常用発電機試験系統図                 </div>	<div data-bbox="1843 140 2089 220" style="margin-top: 5px;"> <p>【女川、大飯】                      記載表現の相違                      ・試験・検査方法に相違はない。</p> </div>



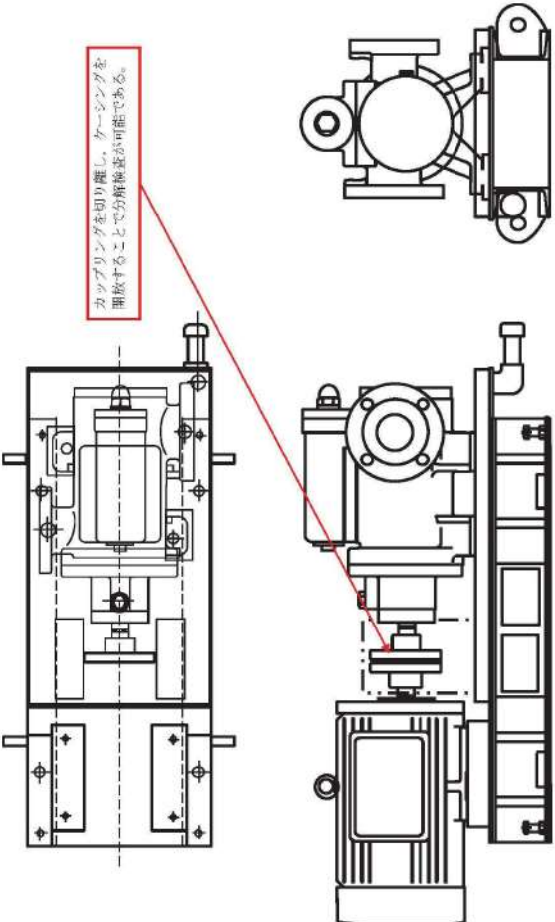
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-4-10 ガスタービン発電機用ケーブル試験系統図</p>	<p>図 57.3.11 代替非常用発電機用ケーブル試験系統図</p>	<p>【女川、大飯】                  記載表現の相違                  ・試験・検査方法に相違はない。</p>

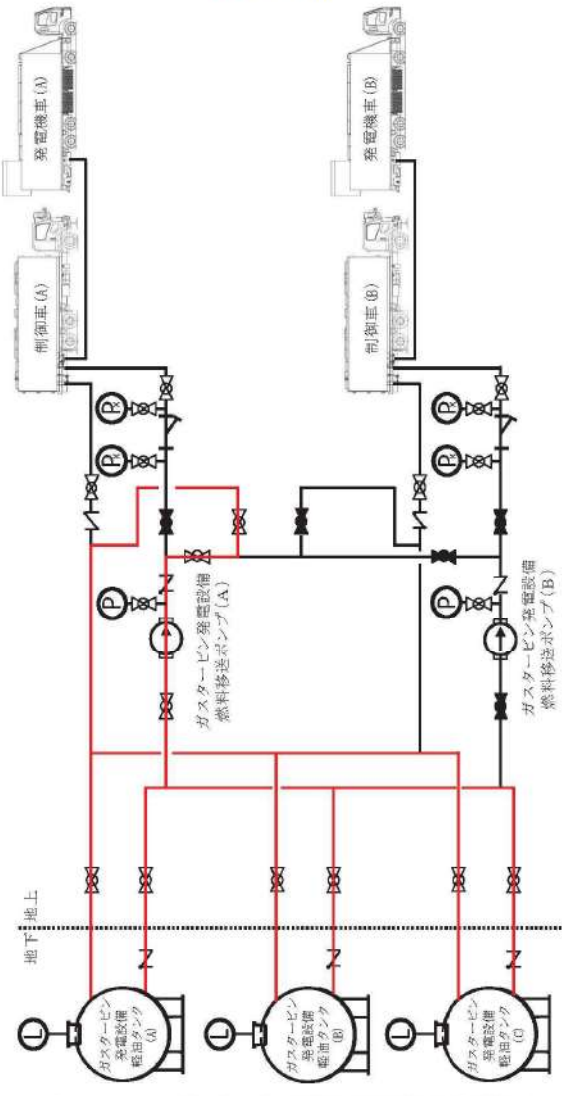
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="757 215 801 486">カップリングを印り離し、ケーシングを開放することで分解検査が可能である。</p> <p data-bbox="712 1117 1169 1136">図 57-4-11 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ構造図</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 162">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 191">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2150 247" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

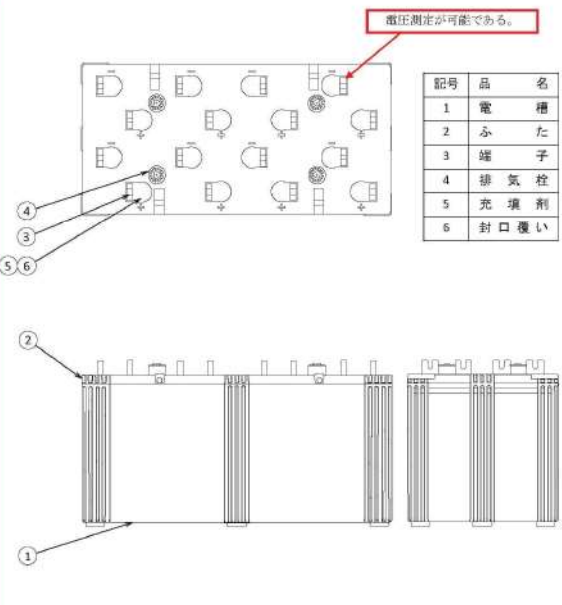
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="694 1252 1209 1276">図 57-4-12 ガスタービン発電設備燃料移送系系統図</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 175 1926 199">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 207 2150 255" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
<p style="text-align: center;">&lt;内容比較のため再掲(補足3-10)&gt;</p> <p style="text-align: right;">改 1</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：非常用電源設備                      検査名：非常用予備用電源装置作動検査                      要領書番号：O3-16-173</p> <p style="text-align: right;">57-4-44</p>	<p style="text-align: center;">電圧測定が可能である。</p>  <table border="1" data-bbox="1086 231 1220 399"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>品名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>電 槽</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ふ た</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>罐 子</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>排 気 柱</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>充 填 剤</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>封 口 覆 い</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">図 57-4-14 125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B (3,000Ah) 構造図</p>	記号	品名	1	電 槽	2	ふ た	3	罐 子	4	排 気 柱	5	充 填 剤	6	封 口 覆 い		<p><b>【女川、大飯】</b>                      設備の相違                      ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。</p> <p><b>【大飯】</b>                      記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>
記号	品名																
1	電 槽																
2	ふ た																
3	罐 子																
4	排 気 柱																
5	充 填 剤																
6	封 口 覆 い																

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="203 169 528 193" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">                     &lt;内容比較のため再掲(補足3-11)&gt;                 </div> <div data-bbox="85 204 645 1010" style="border: 2px solid black; height: 505px; margin-bottom: 10px;"></div> <div data-bbox="152 1038 647 1058">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-45                 </div>			<p>【女川、大飯】                      設備の相違                      ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。</p> <p>【大飯】                      記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">&lt;内容比較のため再掲(補足3-12)&gt;</p> <p style="text-align: right;">改 0</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：非常用発電設備                      検査名：非常用予備発電装置機能検査                      （直流電源系状態確認検査）                      要領書番号：O3-16-172</p> <p style="text-align: right;">57-4-46</p>			<p><b>【女川、大飯】</b>                      設備の相違                      ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。</p> <p><b>【大飯】</b>                      記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

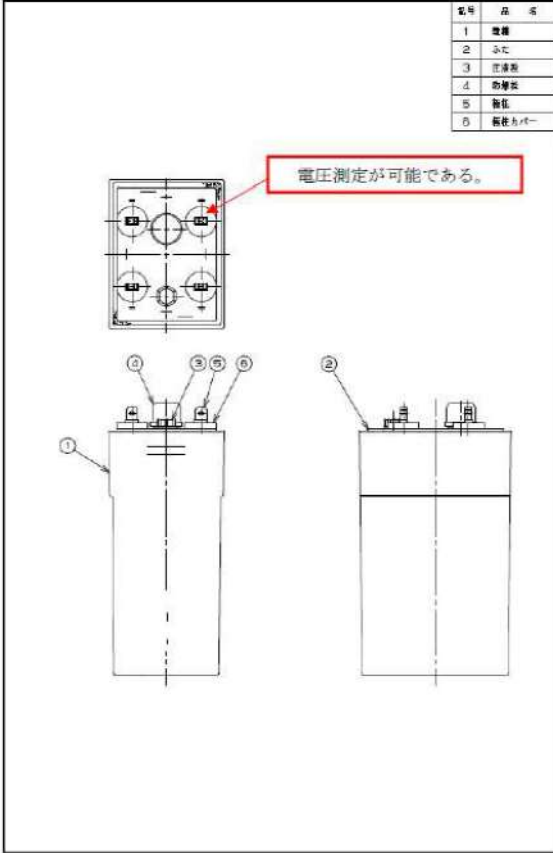
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="203 167 528 193" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">                     &lt;内容比較のため再掲(補足3-13)&gt;                 </div> <div data-bbox="85 209 645 1018" style="border: 2px solid black; height: 500px; margin-top: 10px;"></div> <div data-bbox="136 1038 640 1059" style="font-size: small; margin-top: 10px;">                     特例みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-47                 </div>			<p>【女川、大飯】                      設備の相違                      ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。</p> <p>【大飯】                      記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>



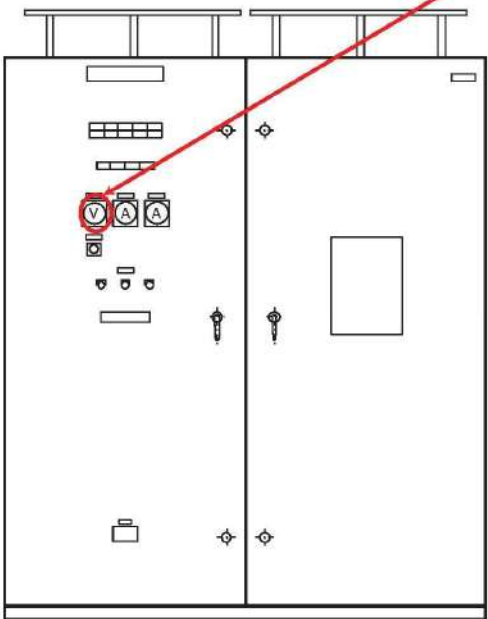
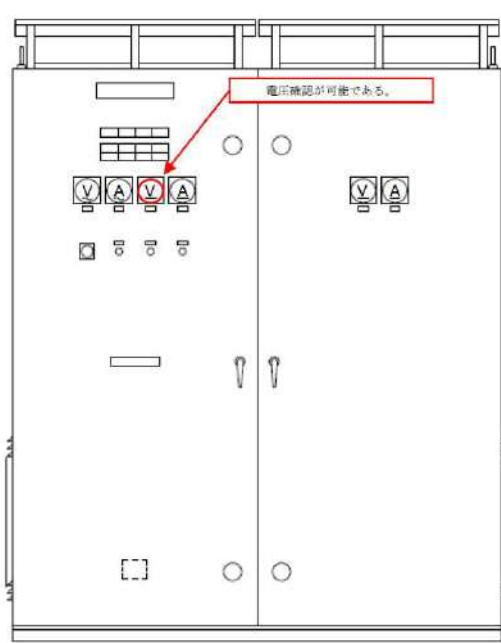
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
		 <table border="1" data-bbox="1713 172 1818 303"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>品名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>電種</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ふた</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>充電機</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>充電機</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>充電機</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>充電機</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1444 1045 1668 1066">図 57.3.13 後備蓄電池構造図</p>	番号	品名	1	電種	2	ふた	3	充電機	4	充電機	5	充電機	6	充電機	<p data-bbox="1848 143 1960 167">【女川、大飯】</p> <p data-bbox="1848 175 1937 199">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 207 2150 255" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>
番号	品名																
1	電種																
2	ふた																
3	充電機																
4	充電機																
5	充電機																
6	充電機																

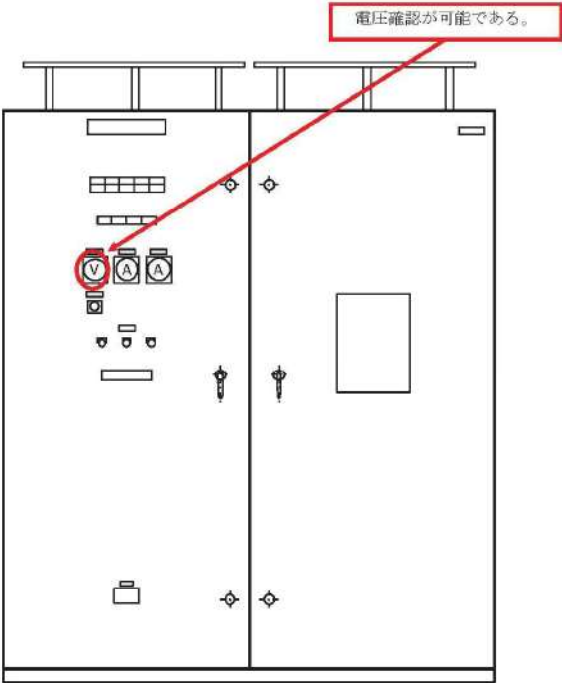
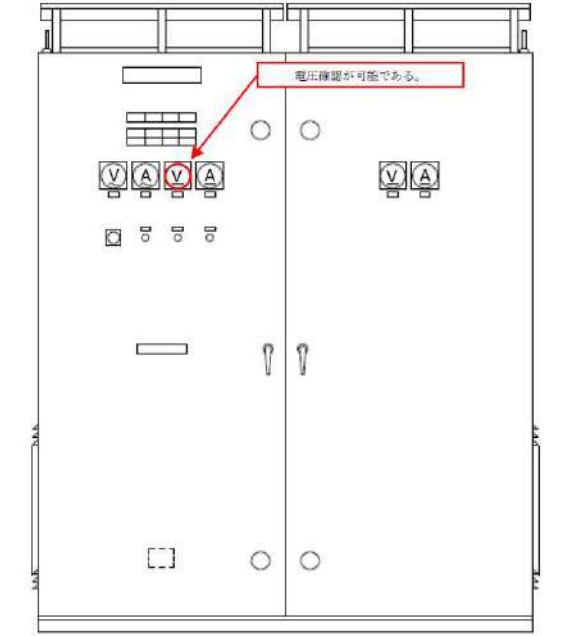
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="996 140 1227 172">電圧確認が可能である。</p> <p data-bbox="745 842 1075 869">図 57-4-15 125V 充電器 2A 構造図</p>	 <p data-bbox="1512 268 1742 300">電圧確認が可能である。</p> <p data-bbox="1451 885 1624 906">図 57.3.14 A 充電器構造図</p>	<p data-bbox="1848 140 1915 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 172 2139 199">記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p data-bbox="1848 204 1915 231">【女川】</p> <p data-bbox="1848 236 1937 263">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 268 2161 311" style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

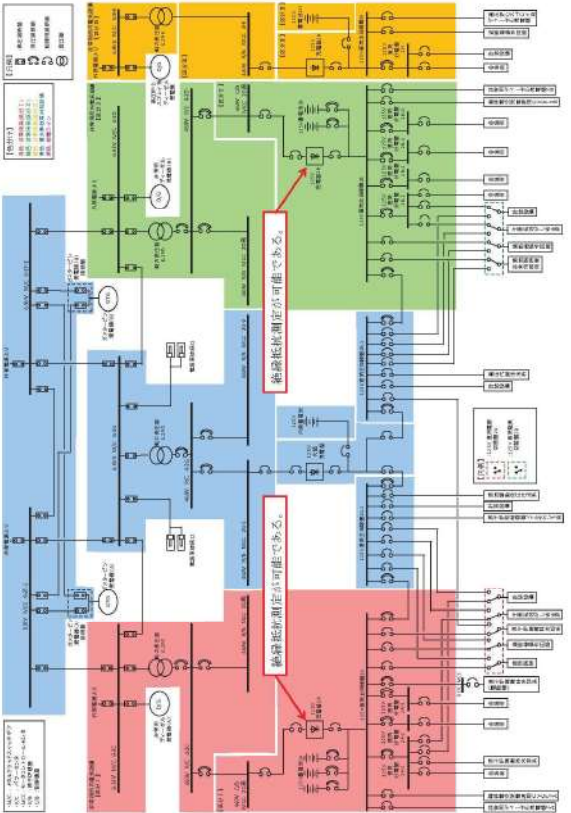
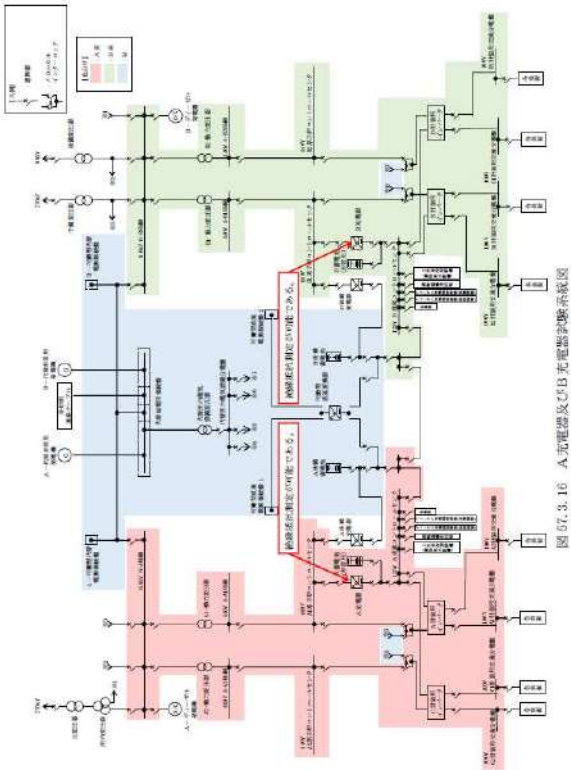
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="745 890 1079 914">図 57-4-16 125V 充電器 2B 構造図</p>	 <p data-bbox="1435 922 1608 946">図 57.3.15 B 充電器構造図</p>	<p data-bbox="1843 143 1904 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1843 172 2136 196">記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p data-bbox="1843 201 1904 225">【女川】</p> <p data-bbox="1843 229 1926 253">設備の相違</p> <ul data-bbox="1843 258 2157 314" style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

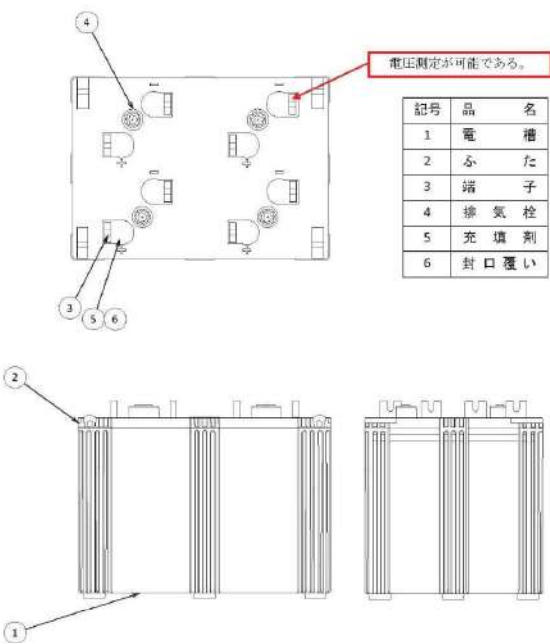
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-4-17 125V 充電器 2A 及び 125V 充電器 2B 試験系統図</p>	 <p>図 57.3.16 A 充電器及び B 充電器試験系統図</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】              記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              記載表現の相違              ・試験・検査方法に相違はない。</p>

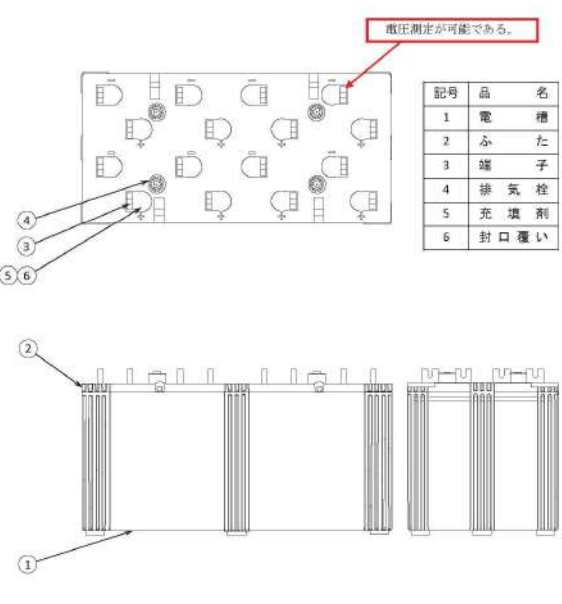
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="772 845 1131 869">図 57-4-18 125V 代替蓄電池 (2,000Ah) 構造図</p>		<p data-bbox="1848 143 1915 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1937 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2161 255" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
	 <table border="1" data-bbox="1086 231 1220 406"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>品名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>電槽</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ふた</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>端子</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>排気栓</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>充填剤</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>封口覆い</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="784 782 1097 805">図 57-4-19 250V 蓄電池 (3,000Ah) 構造図</p>	記号	品名	1	電槽	2	ふた	3	端子	4	排気栓	5	充填剤	6	封口覆い		<p>【女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>
記号	品名																
1	電槽																
2	ふた																
3	端子																
4	排気栓																
5	充填剤																
6	封口覆い																

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

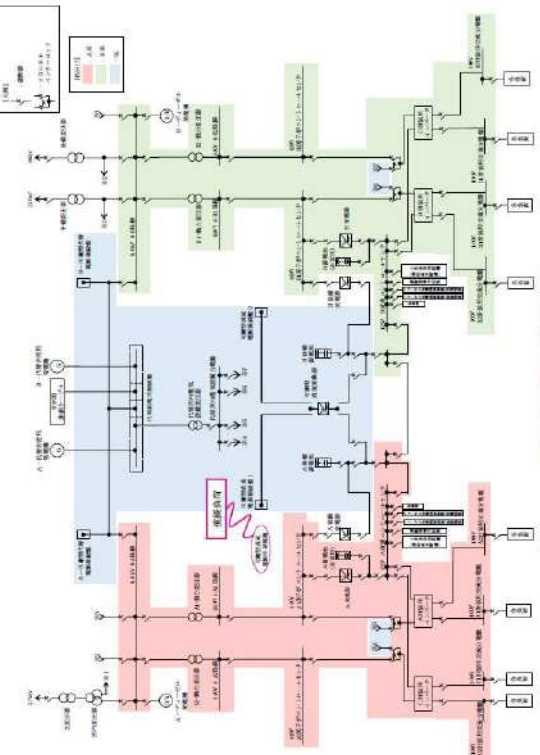
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p><b>【女川、大飯】</b>                  設備の相違                  ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

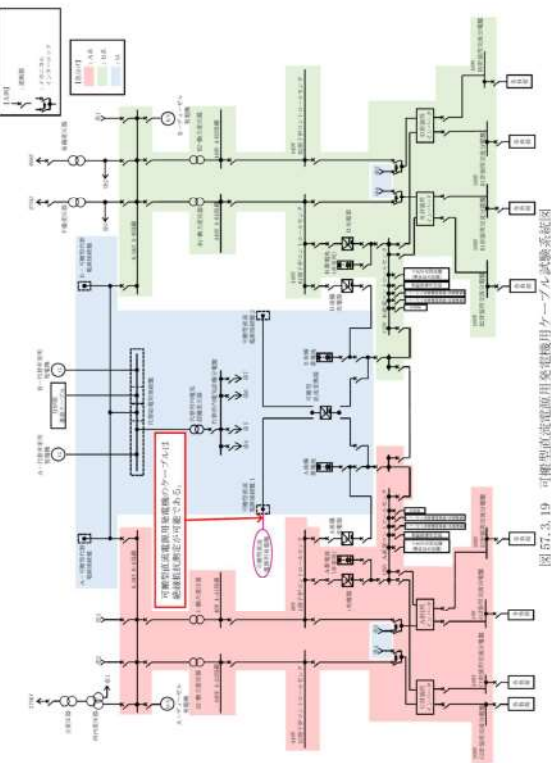
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川、大飯】                  設備の相違                  ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>



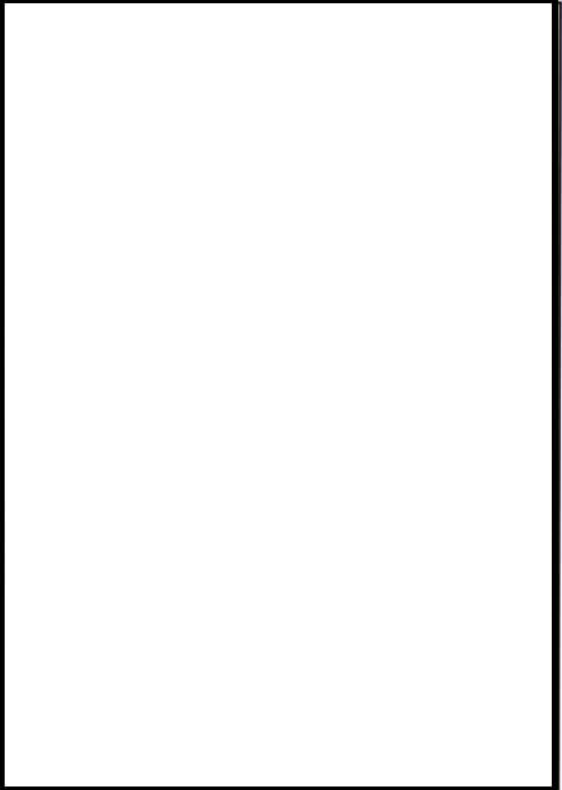
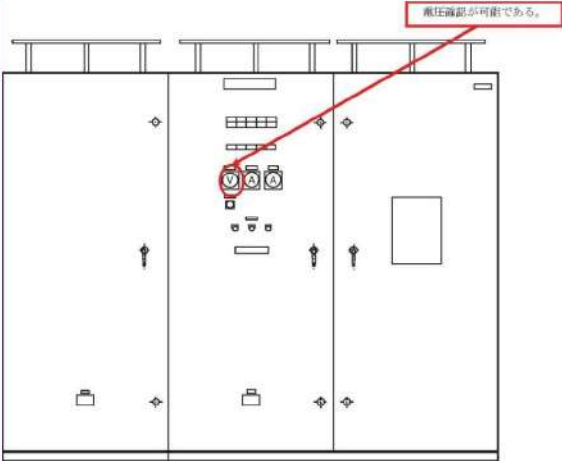
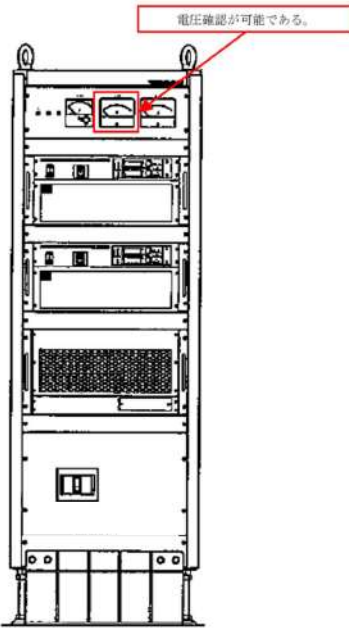
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川、大飯】                  設備の相違                  ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

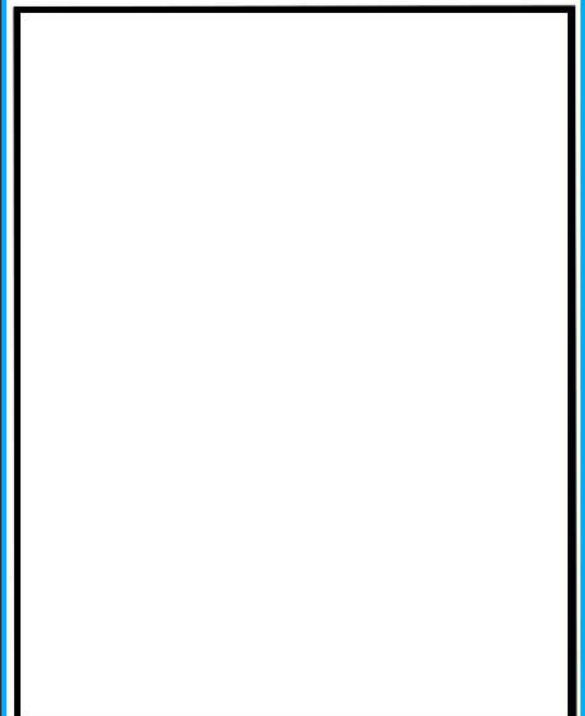
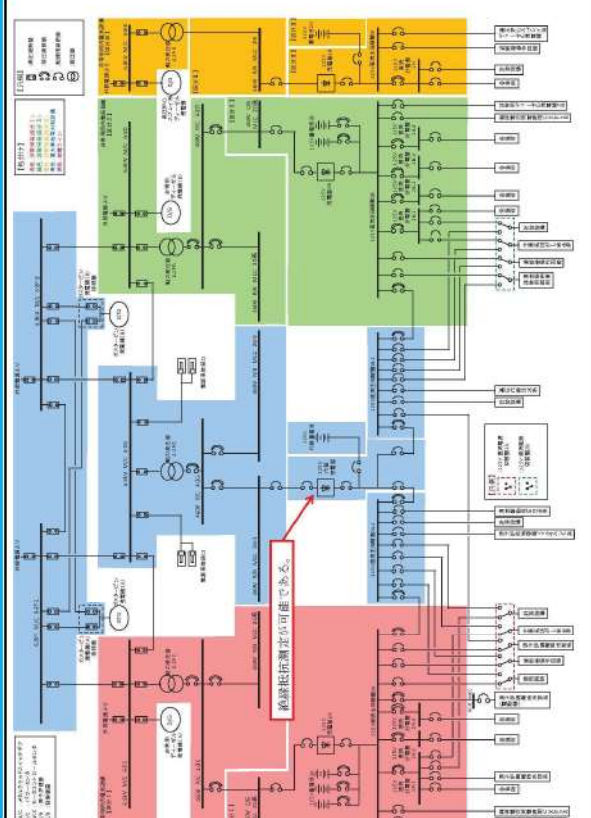
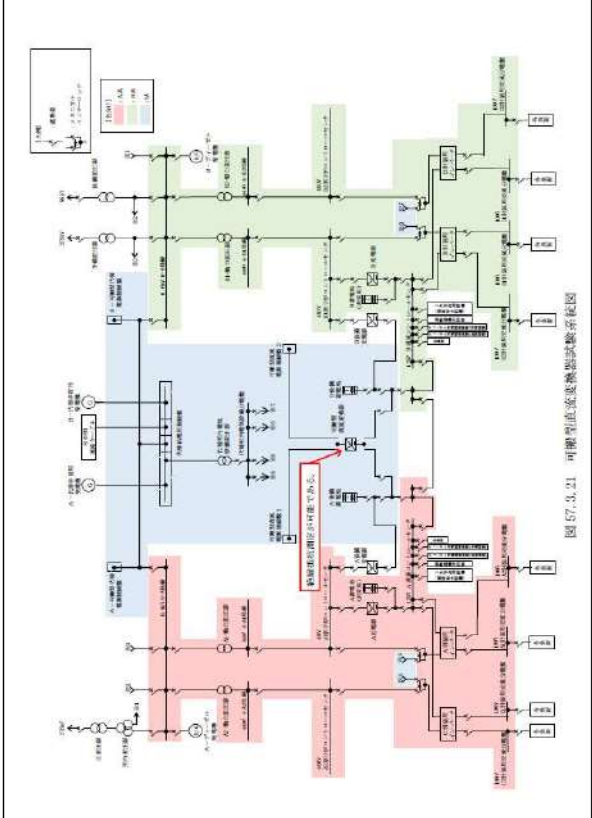
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="203 169 528 193">&lt;内容比較のため再掲(補足3-14)&gt;</p>  <p data-bbox="141 1010 633 1026">補図みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-48</p>	 <p data-bbox="797 643 1032 659">図 57-4-29 125V 代替充電器構造図</p>	 <p data-bbox="1424 911 1641 927">図 57.3.20 可搬型直流変換器構造図</p>	<p data-bbox="1843 145 1955 161">【女川、大飯】</p> <p data-bbox="1843 172 1928 188">設備の相違</p> <ul data-bbox="1843 201 2157 248" style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

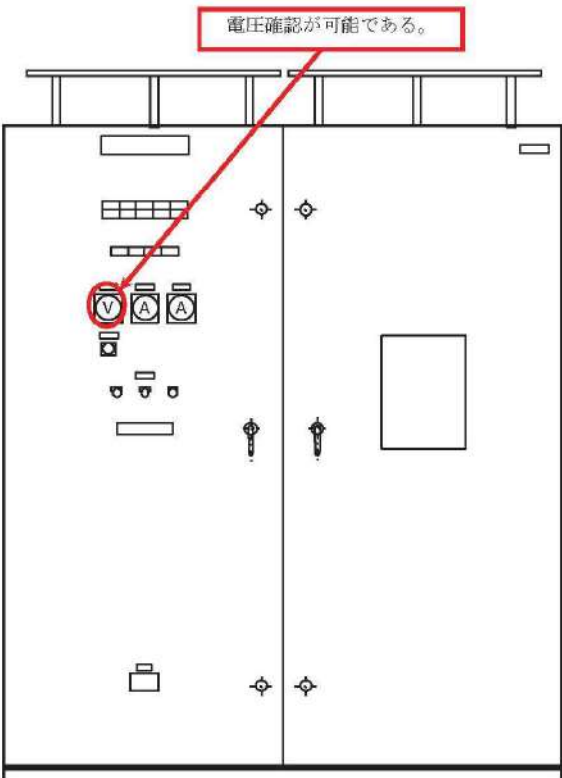
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">&lt;内容比較のため再掲(補足3-15)&gt;</p>  <p style="text-align: center;">枠囲みの範囲は機器に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p style="text-align: right;">57-4-19</p>	 <p style="text-align: center;">図 57-4-21 125V 代替充電器試験系統図</p>	 <p style="text-align: center;">図 57-3-21 可搬型直交変換器試験系統図</p>	<p>【女川、大飯】                  記載表現の相違                  ・試験・検査方法に相違はない。</p>

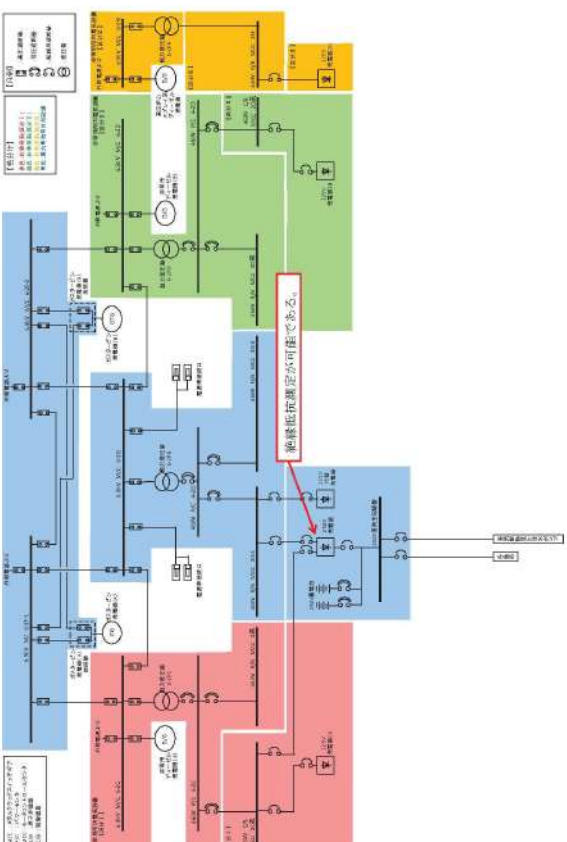
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="772 1037 1120 1061">図 57-4-22 250V 充電器構造図</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2150 252" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-4-23 250V 充電器試験系統図</p>		<p>【女川】                  設備の相違                  ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-4-24 ガスタービン発電機接続系統図</p>		<p>【女川】                  設備の相違                  ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-4-25 緊急用高圧母線2F系統試験系統図</p>		<p>【女川】                  設備の相違                  ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

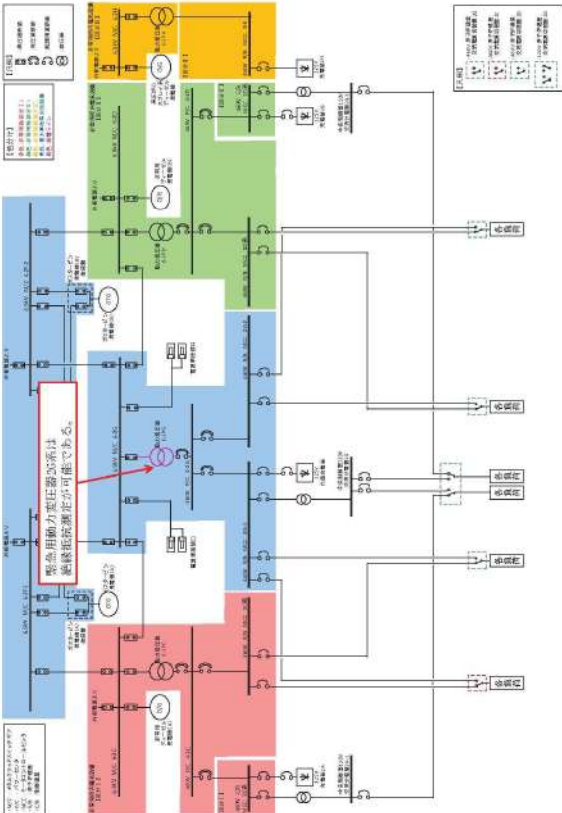
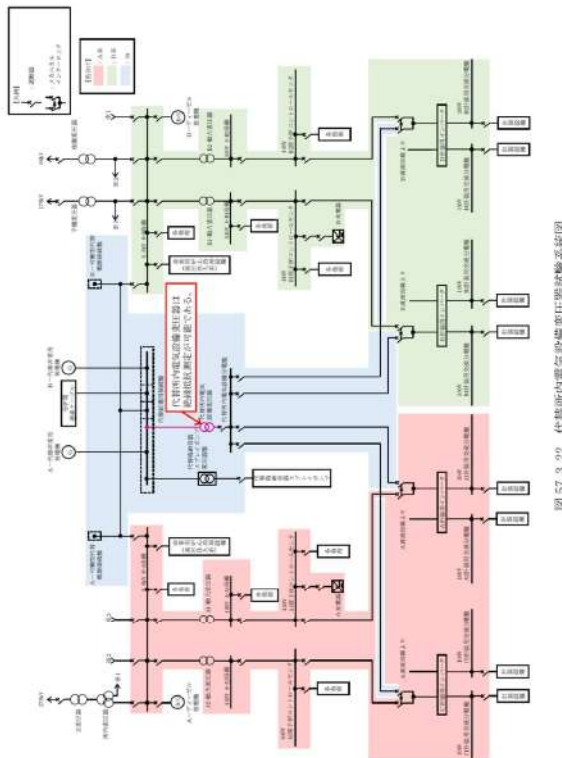
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-4-26 緊急用高圧母線2G系試験系統図</p>		<p>【女川】                  設備の相違                  ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>



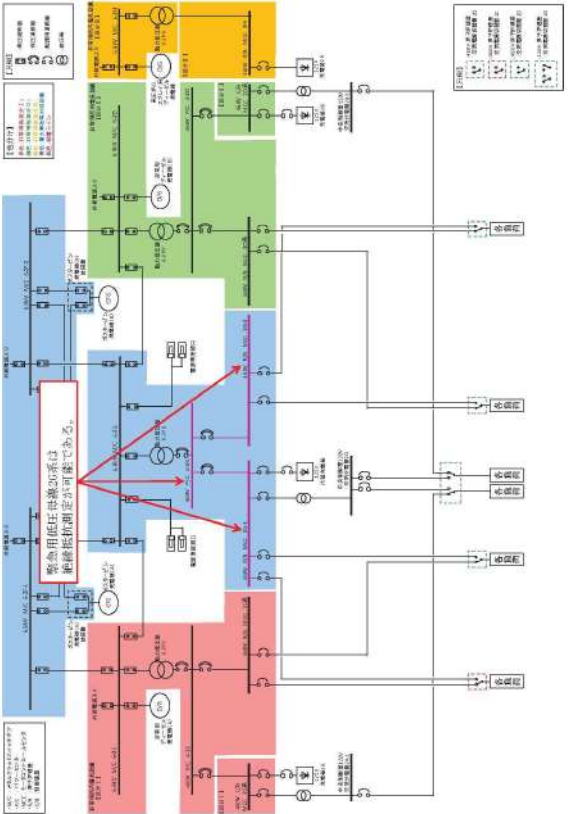
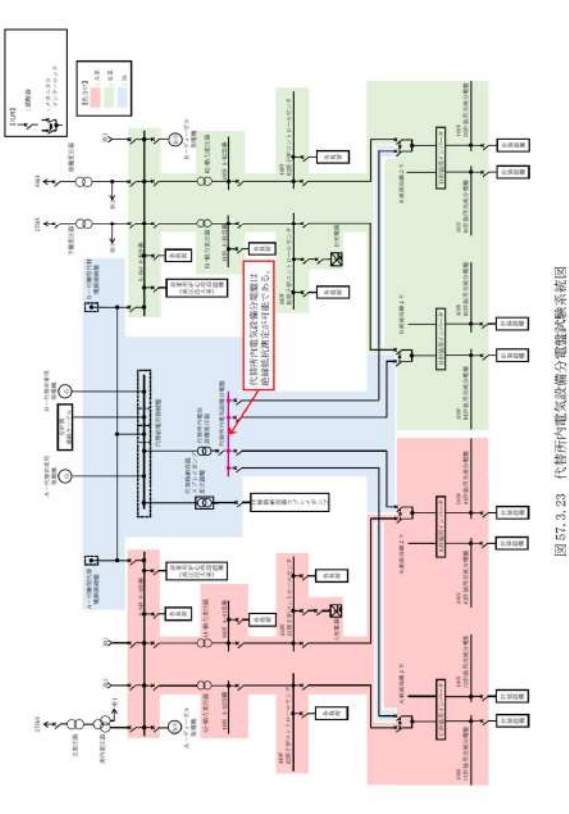
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>緊急用動力変圧器系統試験系統図</p>	 <p>代替所内電気設備変圧器試験系統図</p>	<p>【大飯】                      記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      記載表現の相違                      ・試験・検査方法に相違はない。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>緊急用低圧母線2C系試験系統図</p>	 <p>代務所内電気設備分電路試験系統図</p>	<p>【大飯】                      記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      記載表現の相違                      ・試験・検査方法に相違はない。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p><b>【女川、大飯】</b>                  設備の相違                  ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

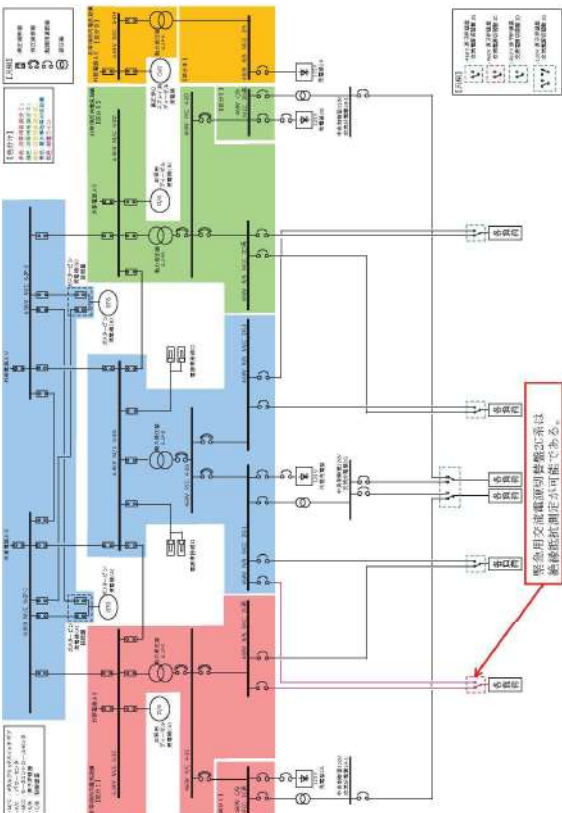
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-4-29 緊急用交流電源切替盤 2G 系試験系統図</p>		<p>【女川】                  設備の相違                  ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

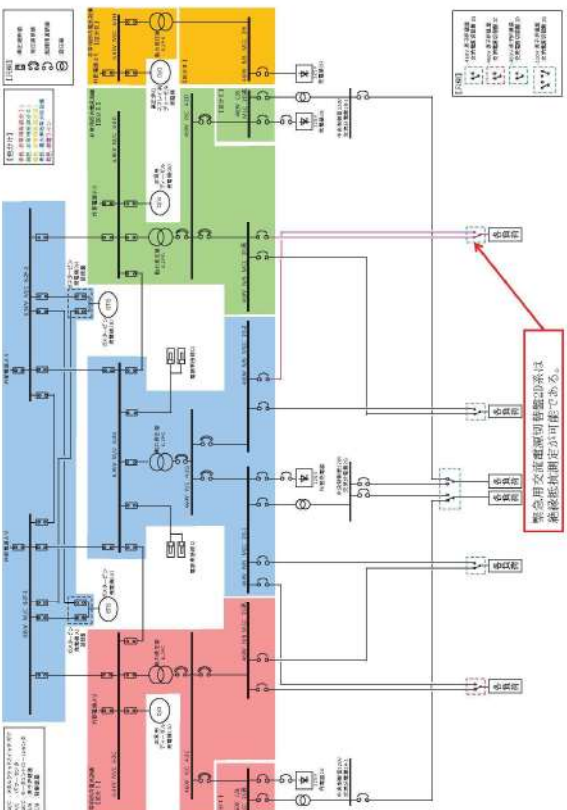
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="757 1002 1120 1021">図 57-4-30 緊急用交流電源切替盤2C系試験系統図</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 1928 191">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 199 2157 247" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="757 989 1120 1013">図57-4-31 緊急時交流電源切替装置2D系試験系統図</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2150 252" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

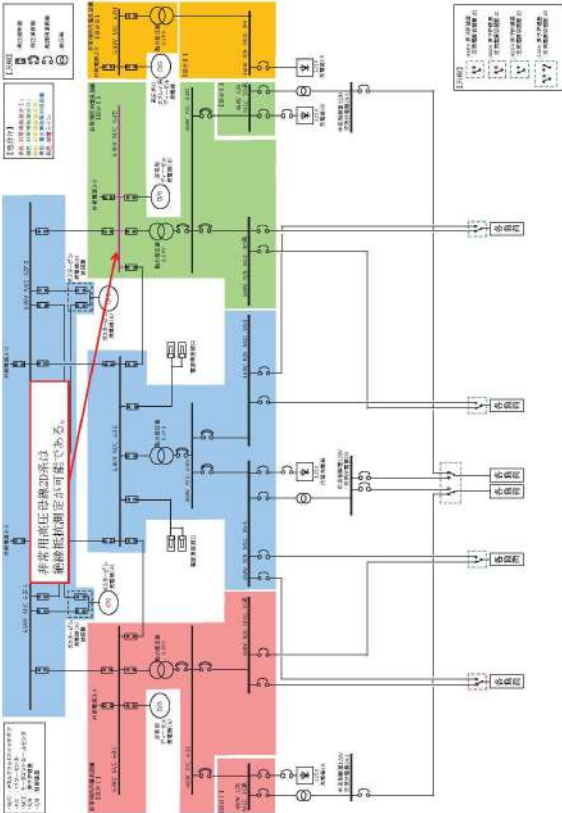
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-4-32 非常用高圧母線2C系試験系統図</p>		<p>【女川】                      設備の相違                      ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="779 981 1102 1002">図 57-4-33 非常用高圧母線 2D 系試験系統図</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 164">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 193">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2157 252" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="91 164 636 916" style="border: 2px solid black; height: 471px; width: 243px;"></div> <div data-bbox="141 919 501 938" style="font-size: small;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div> <div data-bbox="571 919 624 938" style="font-size: small;">57-4-11</div>			<p>【大飯】                      設備の相違                      ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 151 638 917" style="border: 2px solid black; height: 480px; width: 247px;"></div> <div data-bbox="134 917 504 938" style="font-size: small;">特囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div> <div data-bbox="566 917 622 938" style="font-size: small;">57-4-12</div>			<p>【大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>





灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第4号機 第15保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：非常用電源設備                      検査名：非常用予備発電装置機能的検査                      （ディーゼル発電機の作動検査）                      要領書番号：O4-15-169</p> <p style="text-align: right;">57-4-15</p>			<p>【大飯】                      設備の相違                      ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 177 622 967" style="border: 2px solid black; height: 495px; width: 240px;"></div> <p data-bbox="120 967 537 986">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p data-bbox="324 1023 344 1037">20</p> <p data-bbox="586 1034 642 1048">57-4-16</p>			<p data-bbox="1845 145 1906 164">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 173 1928 193">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 252" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 3</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第4号機 第15保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：非常用電源設備                      検査名：非常用予備発電装置機能検査                      （ディーゼル発電機定格容量検査）                      要領書番号：O4-15-168</p> <p style="text-align: right;">57-4-17</p>			<p>【大飯】                      設備の相違                      ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 172 636 976" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="168 981 593 1005">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p data-bbox="331 1037 358 1061">14</p> <p data-bbox="593 1034 649 1053">57-4-18</p>			<p data-bbox="1848 143 1915 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 172 1937 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2150 247" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第4号機 第15保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：非常用電源設備                      検査名：非常用ディーゼル発電機分解検査                      要領書番号：O4-15-1.6.7</p> <p style="text-align: right;">57-4-19</p>			<p>【大飯】                      設備の相違                      ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 178 647 1018" style="border: 2px solid black; height: 526px; width: 251px;"></div> <p data-bbox="138 1029 638 1050">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-20</p>			<p data-bbox="1848 145 1906 165">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 173 1928 194">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 202 2157 252" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第4号機 第15保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p style="font-size: small;">地 域 名：非常用電源設備                      検 査 名：非常用電源機付属設備検査(1/2)〔電気編〕                      要領書番号：04-15-250</p> <p style="text-align: right;">57-4-21</p>			<p>【大飯】                      設備の相違                      ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 188 645 1046" style="border: 2px solid black; height: 538px; width: 252px;"></div> <p data-bbox="129 1054 560 1070">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p data-bbox="580 1078 636 1094">57-4-22</p>			<p data-bbox="1845 145 1906 161">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 173 1928 189">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 250" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="89 167 645 965" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="145 970 616 1005" style="font-size: small;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-23                 </div>			<p>【大飯】                      設備の相違                      ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第4号機 第15保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：非常用電源設備                      検査名：非常用予備発電機付異状機検査(2/3)〔計装編〕                      要領書番号：O4-15-359</p> <p style="text-align: right;">57-4-24</p>			<p>【大飯】                      設備の相違                      ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 188 645 1053" style="border: 2px solid black; height: 542px; width: 250px;"></div> <p data-bbox="116 1061 546 1082">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p data-bbox="555 1082 613 1102">57-4-25</p>			<p data-bbox="1845 145 1906 165">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 173 1928 194">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2159 252" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 183 645 1013" style="border: 2px solid black; height: 520px; width: 250px;"></div> <div data-bbox="134 1013 627 1045"> <p>特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-26</p> </div>			<p>【大飯】                      設備の相違                      ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="91 172 645 1023" style="border: 2px solid black; height: 533px; width: 247px;"></div> <div data-bbox="136 1023 622 1054" style="font-size: small;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-27                 </div>			<p>【大飯】                      設備の相違                      ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 156 651 959" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="134 962 620 991" style="font-size: small; margin-top: 5px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-28                 </div>			<p>【大飯】                      設備の相違                      ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第4号機 第15保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：非常用電源設備                      検査名：非常用電源設備付属設備検査(3/3)「接続線」                      要領書番号：O4-15-359</p> <p style="text-align: right;">57-4-29</p>			<p>【大飯】                      設備の相違                      ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 145 651 959" style="border: 2px solid black; height: 510px; width: 253px;"></div> <div data-bbox="136 962 613 999" style="font-size: small;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-30                 </div>			<p>【大飯】                      設備の相違                      ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 178 647 981" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="161 992 631 1011">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-31</p>			<p data-bbox="1845 145 1906 164">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 173 1928 193">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 252" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 204 651 1034" style="border: 2px solid black; height: 520px; width: 255px;"></div> <div data-bbox="129 1038 613 1062" style="font-size: small;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-32                 </div>			<p>【大飯】                      設備の相違                      ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 172 645 997" style="border: 2px solid black; height: 517px; width: 250px;"></div> <p data-bbox="145 1002 638 1024">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-33</p>			<p data-bbox="1848 143 1904 162">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 191">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2150 247" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 172 651 1018" style="border: 2px solid black; height: 530px; width: 253px;"></div> <p data-bbox="118 1026 631 1050">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-34</p>			<p data-bbox="1843 145 1906 165">【大飯】</p> <p data-bbox="1843 173 1928 194">設備の相違</p> <ul data-bbox="1843 202 2159 252" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 177 647 1027" style="border: 2px solid black; height: 533px; width: 251px;"></div> <div data-bbox="125 1027 618 1046" style="font-size: small;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-35</div>			<p>【大飯】                      設備の相違                      ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
<table border="1"> <tr> <td>機器又は設備名</td> <td>機器名 (機組名)</td> <td>構造上の相違の概要</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>ボイラ</td> <td>ボイラ</td> <td>ボイラ</td> <td>ボイラ</td> </tr> <tr> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> <tr> <td>燃料油貯蔵タンク (他号炉)</td> <td>燃料油貯蔵タンク (他号炉)</td> <td>燃料油貯蔵タンク (他号炉)</td> <td>燃料油貯蔵タンク (他号炉)</td> </tr> </table>	機器又は設備名	機器名 (機組名)	構造上の相違の概要	備考	ボイラ	ボイラ	ボイラ	ボイラ	...	...	...	...	燃料油貯蔵タンク (他号炉)	燃料油貯蔵タンク (他号炉)	燃料油貯蔵タンク (他号炉)	燃料油貯蔵タンク (他号炉)			<p>【大飯】                  設備の相違                  ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>
機器又は設備名	機器名 (機組名)	構造上の相違の概要	備考																
ボイラ	ボイラ	ボイラ	ボイラ																
...	...	...	...																
燃料油貯蔵タンク (他号炉)	燃料油貯蔵タンク (他号炉)	燃料油貯蔵タンク (他号炉)	燃料油貯蔵タンク (他号炉)																

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 175 645 965" style="border: 2px solid black; height: 495px; width: 250px;"></div> <p data-bbox="168 965 638 989">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-37</p>			<p data-bbox="1848 140 1915 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 172 1937 199">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 204 2150 247" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 183 651 986" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="134 997 638 1021" style="font-size: small;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-38                 </div>			<p>【大飯】                      設備の相違                      ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px;"> <p data-bbox="190 167 560 191">&lt;女川, 泊の記載箇所と比較(補足3-5)&gt;</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="168 1005 627 1021" style="font-size: small;">特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-3-85</p> </div>			<p data-bbox="1848 143 1904 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 172 2060 196">記載箇所の相違 (57-3-7へ)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 2px dashed blue; padding: 5px;"> <p data-bbox="190 167 560 191">&lt;女川, 泊の記載箇所と比較(補足3-6)&gt;</p> <div style="border: 2px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="145 1029 638 1053">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-40</p> </div>			<p data-bbox="1848 143 2128 191">【大飯】 記載箇所の相違 (57-3-8 へ)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="190 167 560 199">&lt;女川、泊の記載箇所と比較(補足3-7)&gt;</p> <div data-bbox="85 207 645 1005" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 250px;"></div> <p data-bbox="156 1005 627 1029">付図の範囲は機能に係る事項ですので公開することはありません。 57-41</p>			<p data-bbox="1848 143 1904 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 167 2060 191">記載箇所の相違 (57-3-9) へ</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="192 169 562 193">&lt;女川, 泊の記載箇所と比較(補足3-8)&gt;</p> <div data-bbox="85 204 651 922" style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="163 922 551 935">作図中の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p data-bbox="573 935 629 948">57-4-42</p>			<p data-bbox="1845 145 1906 164">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 172 2074 191">記載箇所の相違 (57-3-10) へ</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																							
<div style="border: 2px dashed blue; padding: 5px;">                     &lt;女川, 泊の記載箇所を比較(補足3-9)&gt;                 </div>			【大飯】 記載箇所の相違 (57-3-28) へ																																																																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機組又は系統名</th> <th style="width: 15%;">機器名(機組名)</th> <th style="width: 15%;">品名(又は機組名)</th> <th style="width: 15%;">型式</th> <th style="width: 15%;">仕様</th> <th style="width: 15%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">機組</td> <td rowspan="2">小容量発電機</td> <td>小容量発電機</td> <td>2.7号機</td> <td>50MVA-13.8kV</td> <td rowspan="2">(1) 機組に関する記載は、図面参照とする</td> </tr> <tr> <td>小容量発電機</td> <td>2.8号機</td> <td>50MVA-13.8kV</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">機組</td> <td rowspan="4">小容量発電機</td> <td>小容量発電機</td> <td>2.9号機</td> <td>13.8MVA</td> <td rowspan="4">機組に関する記載は、図面参照とする</td> </tr> <tr> <td>小容量発電機</td> <td>2.10号機</td> <td>13.8MVA</td> </tr> <tr> <td>小容量発電機</td> <td>2.11号機</td> <td>13.8MVA</td> </tr> <tr> <td>小容量発電機</td> <td>2.12号機</td> <td>13.8MVA</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">機組</td> <td rowspan="10">蓄電池(安全防護系用)</td> <td>蓄電池(安全防護系用)</td> <td>蓄電池</td> <td>50MVA-13.8kV</td> <td rowspan="10">機組に関する記載は、図面参照とする</td> </tr> <tr> <td>蓄電池(安全防護系用)</td> <td>蓄電池</td> <td>50MVA-13.8kV</td> </tr> <tr> <td>蓄電池(安全防護系用)</td> <td>蓄電池</td> <td>50MVA-13.8kV</td> </tr> <tr> <td>蓄電池(安全防護系用)</td> <td>蓄電池</td> <td>50MVA-13.8kV</td> </tr> <tr> <td>蓄電池(安全防護系用)</td> <td>蓄電池</td> <td>50MVA-13.8kV</td> </tr> <tr> <td>蓄電池(安全防護系用)</td> <td>蓄電池</td> <td>50MVA-13.8kV</td> </tr> <tr> <td>蓄電池(安全防護系用)</td> <td>蓄電池</td> <td>50MVA-13.8kV</td> </tr> <tr> <td>蓄電池(安全防護系用)</td> <td>蓄電池</td> <td>50MVA-13.8kV</td> </tr> <tr> <td>蓄電池(安全防護系用)</td> <td>蓄電池</td> <td>50MVA-13.8kV</td> </tr> <tr> <td>蓄電池(安全防護系用)</td> <td>蓄電池</td> <td>50MVA-13.8kV</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">機組</td> <td rowspan="4">電力制御</td> <td>電力制御</td> <td>電力制御</td> <td>50MVA-13.8kV</td> <td rowspan="4">機組に関する記載は、図面参照とする</td> </tr> <tr> <td>電力制御</td> <td>電力制御</td> <td>50MVA-13.8kV</td> </tr> <tr> <td>電力制御</td> <td>電力制御</td> <td>50MVA-13.8kV</td> </tr> <tr> <td>電力制御</td> <td>電力制御</td> <td>50MVA-13.8kV</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機組</td> <td rowspan="2">電力制御</td> <td>電力制御</td> <td>電力制御</td> <td>50MVA-13.8kV</td> <td rowspan="2">機組に関する記載は、図面参照とする</td> </tr> <tr> <td>電力制御</td> <td>電力制御</td> <td>50MVA-13.8kV</td> </tr> </tbody> </table>	機組又は系統名	機器名(機組名)	品名(又は機組名)	型式	仕様	備考	機組	小容量発電機	小容量発電機	2.7号機	50MVA-13.8kV	(1) 機組に関する記載は、図面参照とする	小容量発電機	2.8号機	50MVA-13.8kV	機組	小容量発電機	小容量発電機	2.9号機	13.8MVA	機組に関する記載は、図面参照とする	小容量発電機	2.10号機	13.8MVA	小容量発電機	2.11号機	13.8MVA	小容量発電機	2.12号機	13.8MVA	機組	蓄電池(安全防護系用)	蓄電池(安全防護系用)	蓄電池	50MVA-13.8kV	機組に関する記載は、図面参照とする	蓄電池(安全防護系用)	蓄電池	50MVA-13.8kV	蓄電池(安全防護系用)	蓄電池	50MVA-13.8kV	蓄電池(安全防護系用)	蓄電池	50MVA-13.8kV	蓄電池(安全防護系用)	蓄電池	50MVA-13.8kV	蓄電池(安全防護系用)	蓄電池	50MVA-13.8kV	蓄電池(安全防護系用)	蓄電池	50MVA-13.8kV	蓄電池(安全防護系用)	蓄電池	50MVA-13.8kV	蓄電池(安全防護系用)	蓄電池	50MVA-13.8kV	蓄電池(安全防護系用)	蓄電池	50MVA-13.8kV	機組	電力制御	電力制御	電力制御	50MVA-13.8kV	機組に関する記載は、図面参照とする	電力制御	電力制御	50MVA-13.8kV	電力制御	電力制御	50MVA-13.8kV	電力制御	電力制御	50MVA-13.8kV	機組	電力制御	電力制御	電力制御	50MVA-13.8kV	機組に関する記載は、図面参照とする	電力制御	電力制御	50MVA-13.8kV			【大飯】 記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・大飯は蓄電池(安全防護系用)は泊の蓄電池(非常用)と女川の蓄電池2 Aおよび2 Bが比較対象であるが、大飯は定事検要領書を用いて、試験検査の内容を記載している。
機組又は系統名	機器名(機組名)	品名(又は機組名)	型式	仕様	備考																																																																																					
機組	小容量発電機	小容量発電機	2.7号機	50MVA-13.8kV	(1) 機組に関する記載は、図面参照とする																																																																																					
		小容量発電機	2.8号機	50MVA-13.8kV																																																																																						
機組	小容量発電機	小容量発電機	2.9号機	13.8MVA	機組に関する記載は、図面参照とする																																																																																					
		小容量発電機	2.10号機	13.8MVA																																																																																						
		小容量発電機	2.11号機	13.8MVA																																																																																						
		小容量発電機	2.12号機	13.8MVA																																																																																						
機組	蓄電池(安全防護系用)	蓄電池(安全防護系用)	蓄電池	50MVA-13.8kV	機組に関する記載は、図面参照とする																																																																																					
		蓄電池(安全防護系用)	蓄電池	50MVA-13.8kV																																																																																						
		蓄電池(安全防護系用)	蓄電池	50MVA-13.8kV																																																																																						
		蓄電池(安全防護系用)	蓄電池	50MVA-13.8kV																																																																																						
		蓄電池(安全防護系用)	蓄電池	50MVA-13.8kV																																																																																						
		蓄電池(安全防護系用)	蓄電池	50MVA-13.8kV																																																																																						
		蓄電池(安全防護系用)	蓄電池	50MVA-13.8kV																																																																																						
		蓄電池(安全防護系用)	蓄電池	50MVA-13.8kV																																																																																						
		蓄電池(安全防護系用)	蓄電池	50MVA-13.8kV																																																																																						
		蓄電池(安全防護系用)	蓄電池	50MVA-13.8kV																																																																																						
機組	電力制御	電力制御	電力制御	50MVA-13.8kV	機組に関する記載は、図面参照とする																																																																																					
		電力制御	電力制御	50MVA-13.8kV																																																																																						
		電力制御	電力制御	50MVA-13.8kV																																																																																						
		電力制御	電力制御	50MVA-13.8kV																																																																																						
機組	電力制御	電力制御	電力制御	50MVA-13.8kV	機組に関する記載は、図面参照とする																																																																																					
		電力制御	電力制御	50MVA-13.8kV																																																																																						
57-4-43																																																																																										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 2px dashed blue; padding: 10px;"> <p data-bbox="183 167 566 194">&lt;女川、泊の記載箇所と比較(補足3-10)&gt;</p> <p data-bbox="510 256 566 280">改 1</p> <p data-bbox="152 459 479 587">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p data-bbox="197 922 454 979">施設名：非常用電源設備                      検査名：非常用予備発電装置作動検査                      要領書番号：O3-16-173</p> <p data-bbox="535 1043 591 1059">57-4-44</p> </div>			<p data-bbox="1845 145 1906 165">【大飯】</p> <p data-bbox="1839 173 2074 194">記載箇所の相違（57-3-29）へ</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px;"> <p data-bbox="185 172 566 196">&lt;女川、泊の記載箇所と比較(補足3-11)&gt;</p> <div style="border: 2px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="152 1034 645 1054">持開きの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-45</p> </div>			<p data-bbox="1848 145 2072 193">【大飯】 記載箇所の相違 (57-3-30) へ</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 2px dashed blue; padding: 10px;"> <p data-bbox="183 199 566 225">&lt;女川、泊の記載箇所と比較(補足3-12)&gt;</p> <p data-bbox="526 258 577 279">改 0</p> <p data-bbox="183 448 490 571">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p data-bbox="226 887 465 962">施設名：非常用発電設備                      検査名：非常用予備発電装置機能検査                      （高圧電源系統種別検査）                      要領書番号：03-16-172</p> <p data-bbox="555 1010 611 1027">57-4-46</p> </div>			<p data-bbox="1845 145 1906 165">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 173 2074 194">記載箇所の相違（57-3-31）へ</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px;"> <p data-bbox="185 172 566 196">&lt;女川、泊の記載箇所と比較(補足3-13)&gt;</p> <div style="border: 2px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="136 1034 636 1054">仲判みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-47</p> </div>			<p data-bbox="1845 145 2074 193">【大飯】 記載箇所の相違 (57-3-32) へ</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 2px dashed blue; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; min-height: 400px;"> <p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">&lt;女川、泊の記載箇所と比較(補足3-14)&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; height: 380px; width: 100%;"></div> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">特図みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-48</p> </div> </div>			<p>【大飯】                      記載箇所の相違 (57-3-42) へ</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px;"> <p data-bbox="185 172 566 196">&lt;女川、泊の記載箇所と比較(補足3-15)&gt;</p> <div style="border: 2px solid black; height: 400px; width: 100%; margin: 10px 0;"></div> <p data-bbox="170 922 551 938">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p data-bbox="577 938 629 954">57-4-49</p> </div>			<p data-bbox="1845 145 1906 164">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 172 2074 191">記載箇所の相違 (57-3-43) へ</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="91 180 647 932" style="border: 2px solid black; height: 471px; width: 248px;"></div> <div data-bbox="118 940 620 959" style="font-size: small;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-50                 </div>			<p>【大飯】                      設備の相違                      ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>相違又は記載名</p> <p>1. 設備の構成</p> <p>2. 設備の仕様</p> <p>3. 設備の材質</p> <p>4. 設備の設置位置</p> <p>5. 設備の取付方法</p> <p>6. 設備の点検・保守方法</p> <p>7. 設備の運転・停止方法</p> <p>8. 設備の故障・修理方法</p> <p>9. 設備の廃棄・処分方法</p> <p>10. 設備のその他</p>			<p>【大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>
<p>57-4-51</p>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機器又は系統名</th> <th>東電版(機器名)</th> <th>点検及び試験の項目</th> <th>基本方式 (型式・寸法)</th> <th>機器名</th> <th>備考 (1)内注欄に示す 試験基準は参照</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>原子力発電所の燃料調整弁</td> <td>No.1~4の12 1.分解点検</td> <td>20M</td> <td>原子力発電所の発電機分組機</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子力発電所の蒸気</td> <td>No.3~4の13~18 1.分解点検</td> <td>20M</td> <td>原子力発電所の発電機分組機</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子力発電所の蒸気</td> <td>1.分解点検</td> <td>13M~15AM</td> <td>原子力発電所の発電機分組機</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子力発電所の蒸気</td> <td>1.分解点検</td> <td>13M~150M</td> <td>原子力発電所の発電機分組機</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子力発電所の蒸気(230℃、1.5MPa)</td> <td>No.1.9 1.分解点検</td> <td>130M</td> <td>原子力発電所の発電機分組機</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子力発電所の蒸気(230℃、1.5MPa)</td> <td>No.2.10 1.分解点検</td> <td>130M</td> <td>原子力発電所の発電機分組機</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子力発電所の蒸気(230℃、1.5MPa)</td> <td>No.3.11 1.分解点検</td> <td>130M</td> <td>原子力発電所の発電機分組機</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子力発電所の蒸気(230℃、1.5MPa)</td> <td>No.4.12 1.分解点検</td> <td>130M</td> <td>原子力発電所の発電機分組機</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子力発電所の蒸気(230℃、1.5MPa)</td> <td>No.5.13 1.分解点検</td> <td>130M</td> <td>原子力発電所の発電機分組機</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子力発電所の蒸気(230℃、1.5MPa)</td> <td>No.6.14 1.分解点検</td> <td>130M</td> <td>原子力発電所の発電機分組機</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子力発電所の蒸気(230℃、1.5MPa)</td> <td>No.7.15 1.分解点検</td> <td>130M</td> <td>原子力発電所の発電機分組機</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子力発電所の蒸気(230℃、1.5MPa)</td> <td>No.8.16 1.分解点検</td> <td>130M</td> <td>原子力発電所の発電機分組機</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子力発電所の蒸気(230℃、1.5MPa)</td> <td>No.1~4の12 1.分解点検</td> <td>20M</td> <td>原子力発電所の発電機分組機</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子力発電所の蒸気(230℃、1.5MPa)</td> <td>No.3~4の13~18 1.分解点検</td> <td>20M</td> <td>原子力発電所の発電機分組機</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子力発電所の蒸気(230℃、1.5MPa)</td> <td>1.分解点検</td> <td>20M</td> <td>原子力発電所の発電機分組機</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子力発電所の蒸気(230℃、1.5MPa)</td> <td>No.1~4の12 1.分解点検</td> <td>20M</td> <td>原子力発電所の発電機分組機</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子力発電所の蒸気(230℃、1.5MPa)</td> <td>No.3~4の13~18 1.分解点検</td> <td>20M</td> <td>原子力発電所の発電機分組機</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子力発電所の蒸気(230℃、1.5MPa)</td> <td>1.分解点検</td> <td>20M</td> <td>原子力発電所の発電機分組機</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子力発電所の蒸気(230℃、1.5MPa)</td> <td>No.1~4の12 1.分解点検</td> <td>20M</td> <td>原子力発電所の発電機分組機</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子力発電所の蒸気(230℃、1.5MPa)</td> <td>No.3~4の13~18 1.分解点検</td> <td>20M</td> <td>原子力発電所の発電機分組機</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器又は系統名	東電版(機器名)	点検及び試験の項目	基本方式 (型式・寸法)	機器名	備考 (1)内注欄に示す 試験基準は参照		原子力発電所の燃料調整弁	No.1~4の12 1.分解点検	20M	原子力発電所の発電機分組機			原子力発電所の蒸気	No.3~4の13~18 1.分解点検	20M	原子力発電所の発電機分組機			原子力発電所の蒸気	1.分解点検	13M~15AM	原子力発電所の発電機分組機			原子力発電所の蒸気	1.分解点検	13M~150M	原子力発電所の発電機分組機			原子力発電所の蒸気(230℃、1.5MPa)	No.1.9 1.分解点検	130M	原子力発電所の発電機分組機			原子力発電所の蒸気(230℃、1.5MPa)	No.2.10 1.分解点検	130M	原子力発電所の発電機分組機			原子力発電所の蒸気(230℃、1.5MPa)	No.3.11 1.分解点検	130M	原子力発電所の発電機分組機			原子力発電所の蒸気(230℃、1.5MPa)	No.4.12 1.分解点検	130M	原子力発電所の発電機分組機			原子力発電所の蒸気(230℃、1.5MPa)	No.5.13 1.分解点検	130M	原子力発電所の発電機分組機			原子力発電所の蒸気(230℃、1.5MPa)	No.6.14 1.分解点検	130M	原子力発電所の発電機分組機			原子力発電所の蒸気(230℃、1.5MPa)	No.7.15 1.分解点検	130M	原子力発電所の発電機分組機			原子力発電所の蒸気(230℃、1.5MPa)	No.8.16 1.分解点検	130M	原子力発電所の発電機分組機			原子力発電所の蒸気(230℃、1.5MPa)	No.1~4の12 1.分解点検	20M	原子力発電所の発電機分組機			原子力発電所の蒸気(230℃、1.5MPa)	No.3~4の13~18 1.分解点検	20M	原子力発電所の発電機分組機			原子力発電所の蒸気(230℃、1.5MPa)	1.分解点検	20M	原子力発電所の発電機分組機			原子力発電所の蒸気(230℃、1.5MPa)	No.1~4の12 1.分解点検	20M	原子力発電所の発電機分組機			原子力発電所の蒸気(230℃、1.5MPa)	No.3~4の13~18 1.分解点検	20M	原子力発電所の発電機分組機			原子力発電所の蒸気(230℃、1.5MPa)	1.分解点検	20M	原子力発電所の発電機分組機			原子力発電所の蒸気(230℃、1.5MPa)	No.1~4の12 1.分解点検	20M	原子力発電所の発電機分組機			原子力発電所の蒸気(230℃、1.5MPa)	No.3~4の13~18 1.分解点検	20M	原子力発電所の発電機分組機				<p>【大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>
機器又は系統名	東電版(機器名)	点検及び試験の項目	基本方式 (型式・寸法)	機器名	備考 (1)内注欄に示す 試験基準は参照																																																																																																																												
	原子力発電所の燃料調整弁	No.1~4の12 1.分解点検	20M	原子力発電所の発電機分組機																																																																																																																													
	原子力発電所の蒸気	No.3~4の13~18 1.分解点検	20M	原子力発電所の発電機分組機																																																																																																																													
	原子力発電所の蒸気	1.分解点検	13M~15AM	原子力発電所の発電機分組機																																																																																																																													
	原子力発電所の蒸気	1.分解点検	13M~150M	原子力発電所の発電機分組機																																																																																																																													
	原子力発電所の蒸気(230℃、1.5MPa)	No.1.9 1.分解点検	130M	原子力発電所の発電機分組機																																																																																																																													
	原子力発電所の蒸気(230℃、1.5MPa)	No.2.10 1.分解点検	130M	原子力発電所の発電機分組機																																																																																																																													
	原子力発電所の蒸気(230℃、1.5MPa)	No.3.11 1.分解点検	130M	原子力発電所の発電機分組機																																																																																																																													
	原子力発電所の蒸気(230℃、1.5MPa)	No.4.12 1.分解点検	130M	原子力発電所の発電機分組機																																																																																																																													
	原子力発電所の蒸気(230℃、1.5MPa)	No.5.13 1.分解点検	130M	原子力発電所の発電機分組機																																																																																																																													
	原子力発電所の蒸気(230℃、1.5MPa)	No.6.14 1.分解点検	130M	原子力発電所の発電機分組機																																																																																																																													
	原子力発電所の蒸気(230℃、1.5MPa)	No.7.15 1.分解点検	130M	原子力発電所の発電機分組機																																																																																																																													
	原子力発電所の蒸気(230℃、1.5MPa)	No.8.16 1.分解点検	130M	原子力発電所の発電機分組機																																																																																																																													
	原子力発電所の蒸気(230℃、1.5MPa)	No.1~4の12 1.分解点検	20M	原子力発電所の発電機分組機																																																																																																																													
	原子力発電所の蒸気(230℃、1.5MPa)	No.3~4の13~18 1.分解点検	20M	原子力発電所の発電機分組機																																																																																																																													
	原子力発電所の蒸気(230℃、1.5MPa)	1.分解点検	20M	原子力発電所の発電機分組機																																																																																																																													
	原子力発電所の蒸気(230℃、1.5MPa)	No.1~4の12 1.分解点検	20M	原子力発電所の発電機分組機																																																																																																																													
	原子力発電所の蒸気(230℃、1.5MPa)	No.3~4の13~18 1.分解点検	20M	原子力発電所の発電機分組機																																																																																																																													
	原子力発電所の蒸気(230℃、1.5MPa)	1.分解点検	20M	原子力発電所の発電機分組機																																																																																																																													
	原子力発電所の蒸気(230℃、1.5MPa)	No.1~4の12 1.分解点検	20M	原子力発電所の発電機分組機																																																																																																																													
	原子力発電所の蒸気(230℃、1.5MPa)	No.3~4の13~18 1.分解点検	20M	原子力発電所の発電機分組機																																																																																																																													

57-4-52

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別又は名称</th> <th>実名称(標準名)</th> <th>点検及び取組の項目</th> <th>適合性判定</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">電力系統</td> <td>電力系統</td> <td>電力系統</td> <td>適合</td> <td>電力系統</td> </tr> <tr> <td>電力系統</td> <td>電力系統</td> <td>適合</td> <td>電力系統</td> </tr> <tr> <td>電力系統</td> <td>電力系統</td> <td>適合</td> <td>電力系統</td> </tr> <tr> <td>電力系統</td> <td>電力系統</td> <td>適合</td> <td>電力系統</td> </tr> <tr> <td>電力系統</td> <td>電力系統</td> <td>適合</td> <td>電力系統</td> </tr> <tr> <td>電力系統</td> <td>電力系統</td> <td>適合</td> <td>電力系統</td> </tr> <tr> <td>電力系統</td> <td>電力系統</td> <td>適合</td> <td>電力系統</td> </tr> <tr> <td>電力系統</td> <td>電力系統</td> <td>適合</td> <td>電力系統</td> </tr> <tr> <td>電力系統</td> <td>電力系統</td> <td>適合</td> <td>電力系統</td> </tr> <tr> <td>電力系統</td> <td>電力系統</td> <td>適合</td> <td>電力系統</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">保安設備</td> <td>保安設備</td> <td>保安設備</td> <td>適合</td> <td>保安設備</td> </tr> <tr> <td>保安設備</td> <td>保安設備</td> <td>適合</td> <td>保安設備</td> </tr> <tr> <td>保安設備</td> <td>保安設備</td> <td>適合</td> <td>保安設備</td> </tr> <tr> <td>保安設備</td> <td>保安設備</td> <td>適合</td> <td>保安設備</td> </tr> <tr> <td>保安設備</td> <td>保安設備</td> <td>適合</td> <td>保安設備</td> </tr> <tr> <td>保安設備</td> <td>保安設備</td> <td>適合</td> <td>保安設備</td> </tr> <tr> <td>保安設備</td> <td>保安設備</td> <td>適合</td> <td>保安設備</td> </tr> <tr> <td>保安設備</td> <td>保安設備</td> <td>適合</td> <td>保安設備</td> </tr> <tr> <td>保安設備</td> <td>保安設備</td> <td>適合</td> <td>保安設備</td> </tr> <tr> <td>保安設備</td> <td>保安設備</td> <td>適合</td> <td>保安設備</td> </tr> </tbody> </table>	種別又は名称	実名称(標準名)	点検及び取組の項目	適合性判定	備考	電力系統	電力系統	電力系統	適合	電力系統	電力系統	電力系統	適合	電力系統	電力系統	電力系統	適合	電力系統	電力系統	電力系統	適合	電力系統	電力系統	電力系統	適合	電力系統	電力系統	電力系統	適合	電力系統	電力系統	電力系統	適合	電力系統	電力系統	電力系統	適合	電力系統	電力系統	電力系統	適合	電力系統	電力系統	電力系統	適合	電力系統	保安設備	保安設備	保安設備	適合	保安設備	保安設備	保安設備	適合	保安設備	保安設備	保安設備	適合	保安設備	保安設備	保安設備	適合	保安設備	保安設備	保安設備	適合	保安設備	保安設備	保安設備	適合	保安設備	保安設備	保安設備	適合	保安設備	保安設備	保安設備	適合	保安設備	保安設備	保安設備	適合	保安設備	保安設備	保安設備	適合	保安設備			<p>【大飯】                  設備の相違                  ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>
種別又は名称	実名称(標準名)	点検及び取組の項目	適合性判定	備考																																																																																						
電力系統	電力系統	電力系統	適合	電力系統																																																																																						
	電力系統	電力系統	適合	電力系統																																																																																						
	電力系統	電力系統	適合	電力系統																																																																																						
	電力系統	電力系統	適合	電力系統																																																																																						
	電力系統	電力系統	適合	電力系統																																																																																						
	電力系統	電力系統	適合	電力系統																																																																																						
	電力系統	電力系統	適合	電力系統																																																																																						
	電力系統	電力系統	適合	電力系統																																																																																						
	電力系統	電力系統	適合	電力系統																																																																																						
	電力系統	電力系統	適合	電力系統																																																																																						
保安設備	保安設備	保安設備	適合	保安設備																																																																																						
	保安設備	保安設備	適合	保安設備																																																																																						
	保安設備	保安設備	適合	保安設備																																																																																						
	保安設備	保安設備	適合	保安設備																																																																																						
	保安設備	保安設備	適合	保安設備																																																																																						
	保安設備	保安設備	適合	保安設備																																																																																						
	保安設備	保安設備	適合	保安設備																																																																																						
	保安設備	保安設備	適合	保安設備																																																																																						
	保安設備	保安設備	適合	保安設備																																																																																						
	保安設備	保安設備	適合	保安設備																																																																																						

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：非常用電源設備                      検査名：非常用予備発電装置機能検査                      （ディーゼル発電機の作動検査）                      要領書番号：OS-16-169</p> <p style="text-align: right;">57-4-54</p>			<p>【大飯】                      設備の相違                      ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 210 645 1018" style="border: 2px solid black; height: 506px; width: 250px;"></div> <p data-bbox="134 1021 645 1045">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-55</p>			<p data-bbox="1836 143 1904 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1836 172 1926 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1836 201 2161 255" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 3</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：非常用電源設備                      検査名：非常用予備発電装置機能検査                      （ディーゼル発電機定格容量検査）                      要領書番号：03-16-168</p> <p style="text-align: right;">57-4-56</p>			<p>【大飯】                      設備の相違                      ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 209 645 970" style="border: 2px solid black; height: 477px; width: 250px;"></div> <p data-bbox="129 994 645 1013">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-57</p>			<p data-bbox="1848 140 1915 159">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 172 1937 191">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2150 247" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：非常用電源設備                      検査名：非常用ディーゼル発電機分解検査                      要領書番号：O3-16-167</p> <p style="text-align: right;">57-4-58</p>			<p>【大飯】                      設備の相違                      ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 209 645 991" style="border: 2px solid black; height: 490px; width: 250px;"></div> <div data-bbox="141 994 624 1019" style="font-size: small;">                     特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-59                 </div>			<p>【大飯】                      設備の相違                      ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 2</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：非常用電源設備                      検査名：非常用予備発電機付属設備検査(1/3)〔電気編〕                      要領書番号：Q3-16-359</p> <p style="text-align: right;">57-4-60</p>			<p>【大飯】                      設備の相違                      ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 204 645 978" style="border: 2px solid black; height: 485px; width: 250px;"></div> <div data-bbox="138 1002 645 1024" style="font-size: small;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-61                 </div>			<p>【大飯】                      設備の相違                      ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 197 651 957" style="border: 2px solid black; height: 476px; width: 255px;"></div> <p data-bbox="145 970 613 991">特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-62</p>			<p data-bbox="1845 145 1906 165">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 173 1928 194">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2159 252" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：非常用電源設備                      検査名：非常用予備発電機付異設備検査(28) [計装編]                      実施年度：2014年度</p> <p style="text-align: right;">57-463</p>			<p>【大飯】                      設備の相違                      ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 204 645 1005" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="145 1029 638 1053">特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-64</p>			<p data-bbox="1848 143 1915 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 172 1937 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2161 255" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 204 645 1013" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="134 1021 627 1045">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-65</p>			<p data-bbox="1848 143 1915 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 172 1937 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2150 252" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 204 651 962" style="border: 2px solid black; height: 475px; width: 253px;"></div> <div data-bbox="138 1002 636 1026" style="font-size: small; margin-top: 10px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-66                 </div>			<p>【大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 207 645 965" style="border: 2px solid black; height: 475px; width: 250px;"></div> <p data-bbox="134 965 537 989">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>			<p data-bbox="1836 135 1904 159">【大飯】</p> <p data-bbox="1836 167 1926 191">設備の相違</p> <ul data-bbox="1836 199 2150 247" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">改 3</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所                      第3号機 第16保全サイクル                      定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：非常用電源設備                      検査名：非常用予備用電源付属設備検査(3/3) [機械編]                      要領書番号：O3-16-359</p> <p style="text-align: right;">57-4-68</p>			<p>【大飯】                      設備の相違                      ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 209 645 1007" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="123 1018 645 1038">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-09</p>			<p data-bbox="1845 145 1906 165">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 173 1928 194">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2159 252" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 181 647 976" style="border: 2px solid black; height: 498px; width: 251px;"></div> <p data-bbox="114 983 618 1005">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-70</p>			<p data-bbox="1845 145 1906 165">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 173 1928 194">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2159 252" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="78 199 638 997" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 250px;"></div> <p data-bbox="123 997 627 1029">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-71</p>			<p data-bbox="1836 143 1904 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1836 167 1926 191">設備の相違</p> <ul data-bbox="1836 199 2150 255" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 188 645 976" style="border: 2px solid black; height: 494px; width: 250px;"></div> <p data-bbox="145 981 627 997">特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-72</p>			<p data-bbox="1848 143 1904 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2150 252" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 172 645 981" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="112 997 638 1021">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-73</p>			<p data-bbox="1848 140 1915 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 172 1937 199">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 204 2150 247" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 181 645 1018" style="border: 2px solid black; height: 524px; width: 250px;"></div> <p data-bbox="107 1027 613 1046">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-74</p>			<p data-bbox="1845 146 1908 165">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 175 1930 194">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 204 2159 252" style="list-style-type: none"> <li>・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

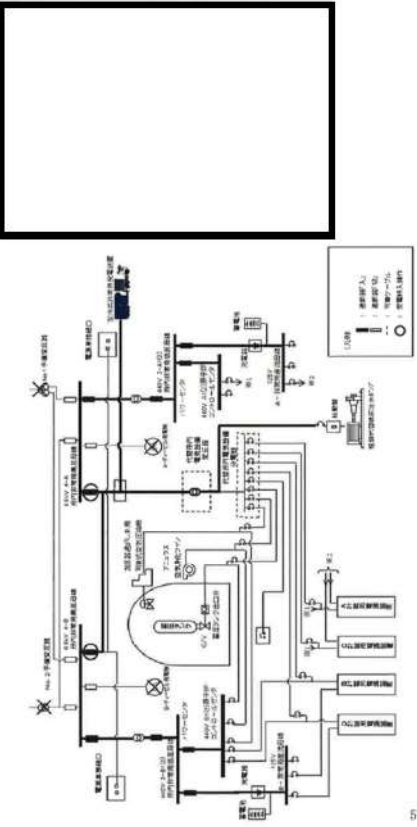
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉 57-5 系統図	女川原子力発電所2号炉 57-3 系統図	泊発電所3号炉 57-4 系統図	相違理由
			【女川, 大飯】 項目番号の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

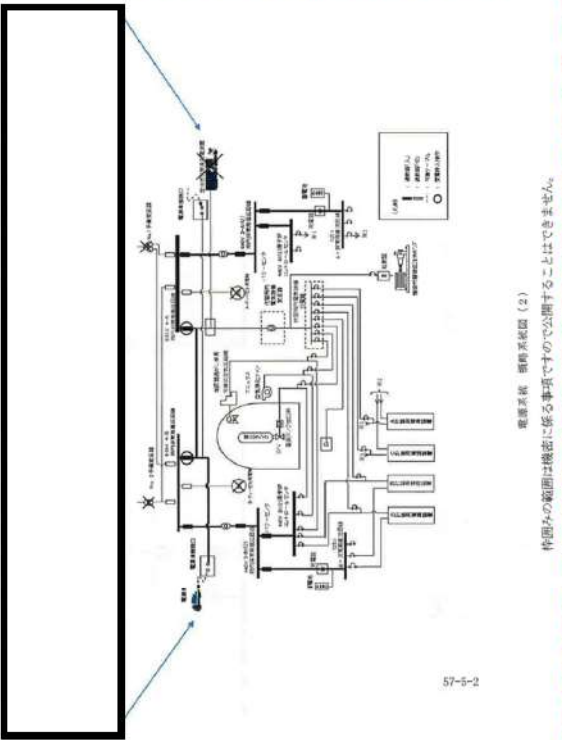
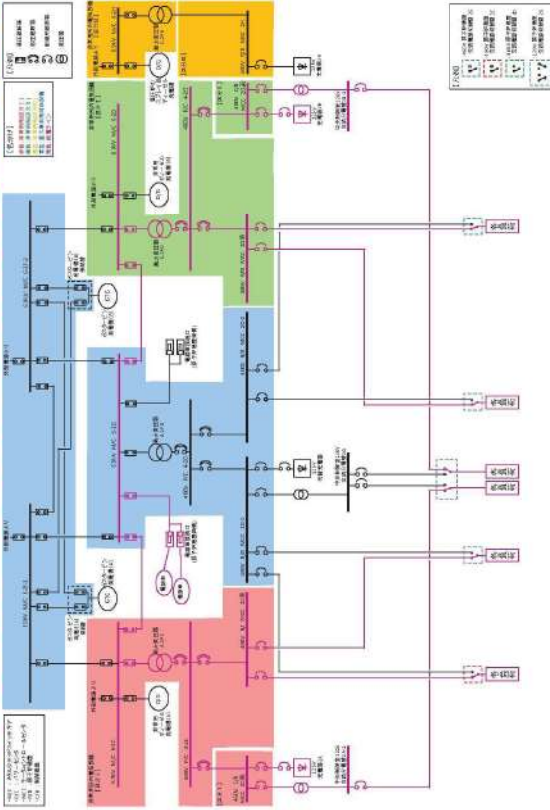
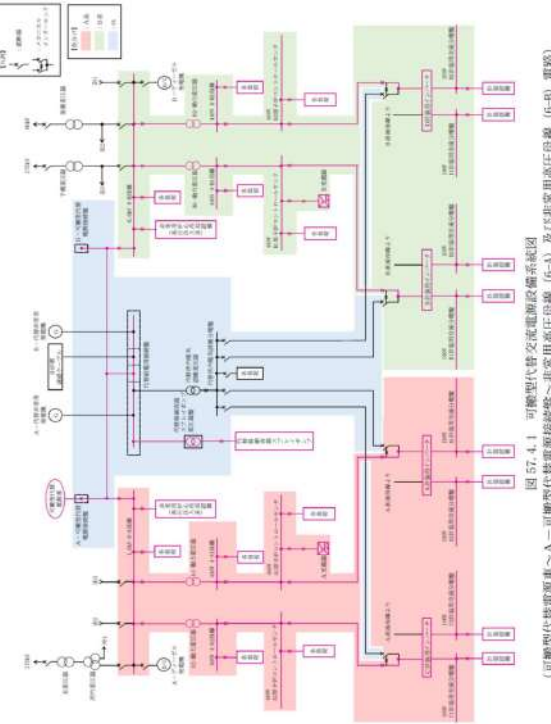
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="190 167 560 199">&lt;女川、泊の記載箇所と比較(補足4-1)&gt;</p>  <p data-bbox="593 614 616 766">電源系統、燃料系統図(1)</p> <p data-bbox="622 526 645 933">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはありません。</p>			<p data-bbox="1848 143 1904 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 172 2072 199">記載箇所の相違 (57-4-15 ~)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

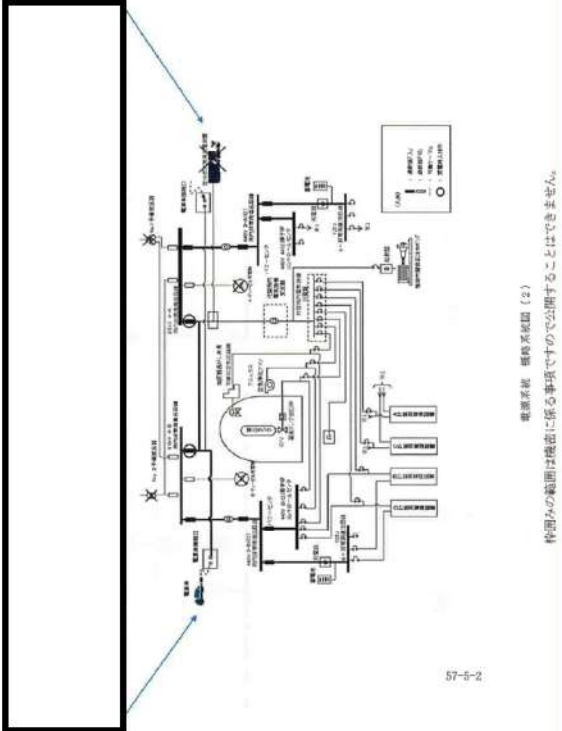
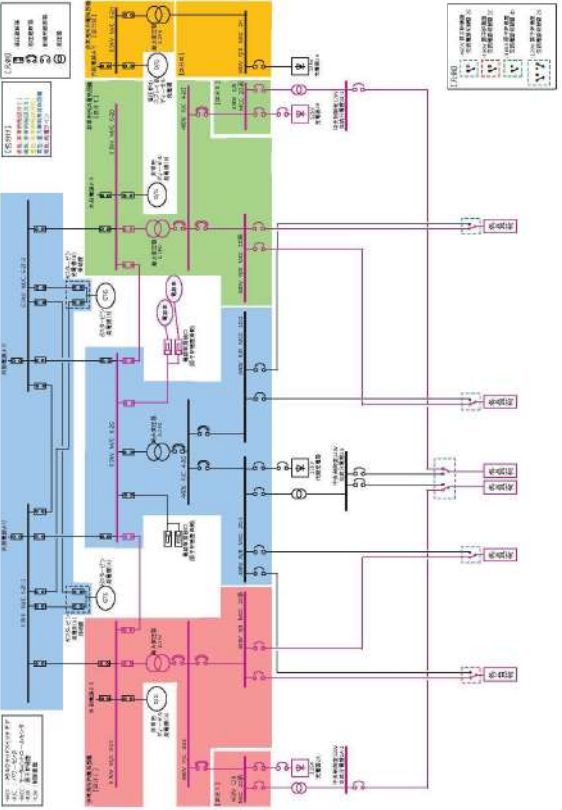
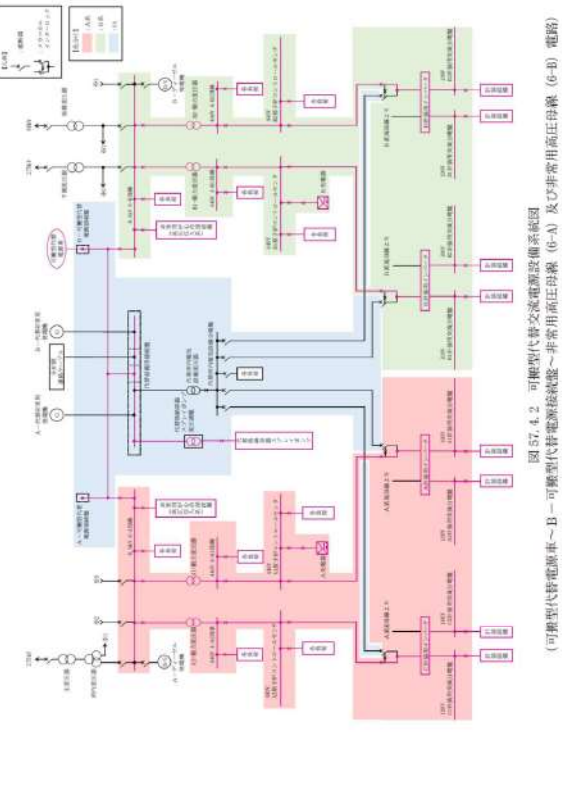
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="163 167 593 199">&lt;一部、女川、泊の記載箇所と比較(補足4-2)&gt;</p>  <p data-bbox="521 882 562 898">57-5-2</p>	<p data-bbox="600 496 618 639">電機系統 運転系統図(2)</p> <p data-bbox="622 384 640 762">作図上の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>  <p data-bbox="779 991 1144 1059">図57-3-1 可搬型代替交流電源設備系統図              (電源車～電源車接続口(原子炉建屋西側)              ～非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系回路)</p>	 <p data-bbox="1780 256 1821 890">図57.4.1 可搬型代替交流電源設備系統図              (可搬型代替電源車～A～可搬型代替電源接続盤～非常用高圧母線(6-B)及び非常用高圧母線(6-B)電路)</p>	<p data-bbox="1848 145 1955 161">【大飯、女川】</p> <p data-bbox="1848 177 1928 193">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 204 2157 284" style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul> <p data-bbox="1848 292 1906 308">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 323 2063 339">記載箇所の相違 (57-4-4へ)</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

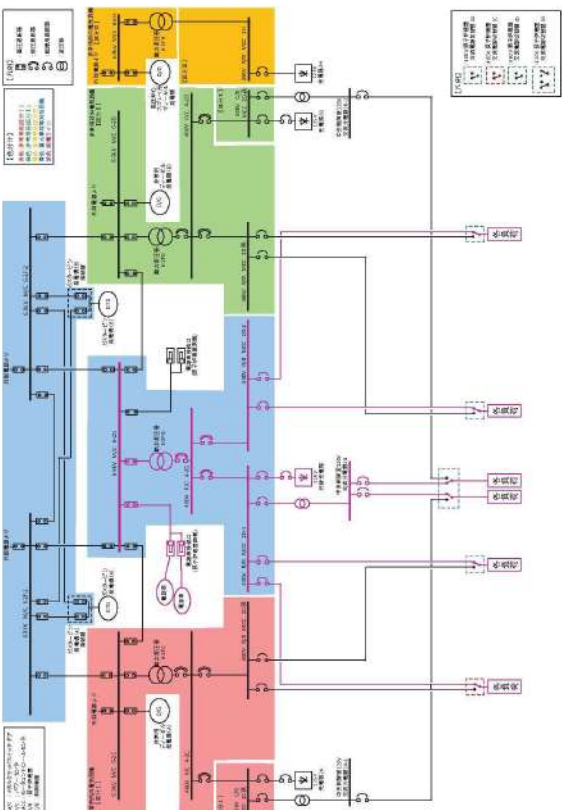
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(4-2)＞</p>  <p style="text-align: center;">57-5-2</p>	 <p style="text-align: center;">図 57-3-2 可搬型代替交流電源設備系統図              (電源車～電源車接続口(原子炉建屋東側)              ～非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路)</p>	 <p style="text-align: center;">図 57.4.2 可搬型代替交流電源設備系統図              (可搬型代替電源車～B-可搬型代替電源系統～非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) 電路)</p>	<p><b>【大飯, 女川】</b>              設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul> <p><b>【大飯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯は電源車の接続先について、片方のみを代表として記載している。</li> <li>・泊は女川と同様に複数の接続先について記載している。</li> </ul>



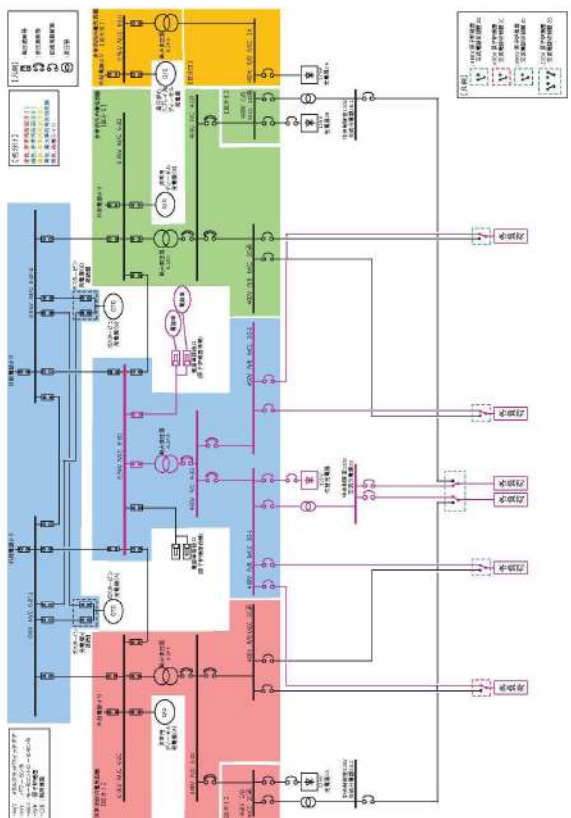
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="761 989 1209 1069">図57-3-3 可搬型代替交流電源設備系統図              (電源車～電源車接続口(原子炉建屋西側)              ～緊急用低圧母線2G系電路)</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 175 1926 199">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 207 2150 343" style="list-style-type: none"> <li>・設備・運用の相違(常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先)</li> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="779 997 1120 1061">図 57-3-4 可搬型代替交流電源設備系統図                  (電源車～電源車接続口(原子炉建屋東側)                  ～緊急用低圧母線26系電路)</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2150 343" style="list-style-type: none"> <li>・設備・運用の相違(常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先)</li> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

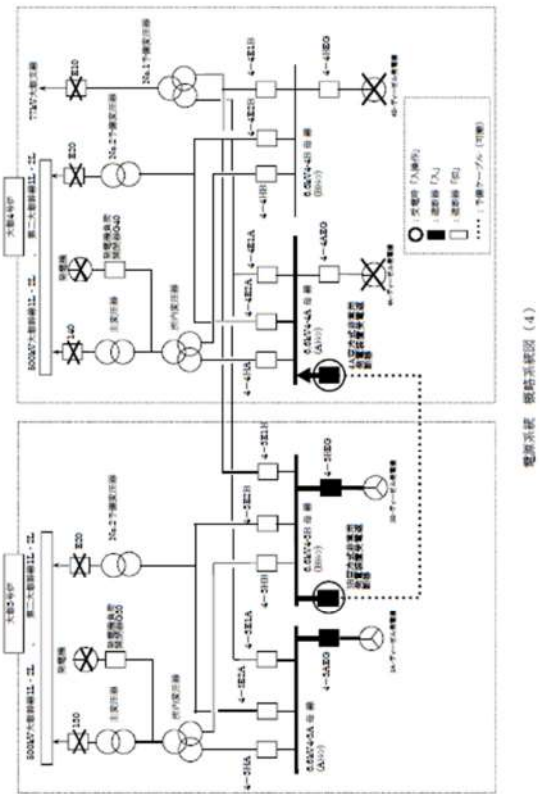
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>電源系統 概略系統図 (3)</p> <p>57-5-3</p>			<p>【大飯】                      設計・運用の相違 (号炉間電力融通設備)</p>

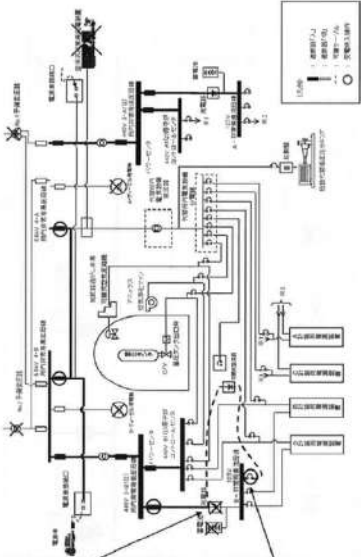
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>電源系統 接続系統図 (4)</p> <p>57-5-4</p>			<p>【大飯】                      設計・運用の相違 (号炉間電力融通設備)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

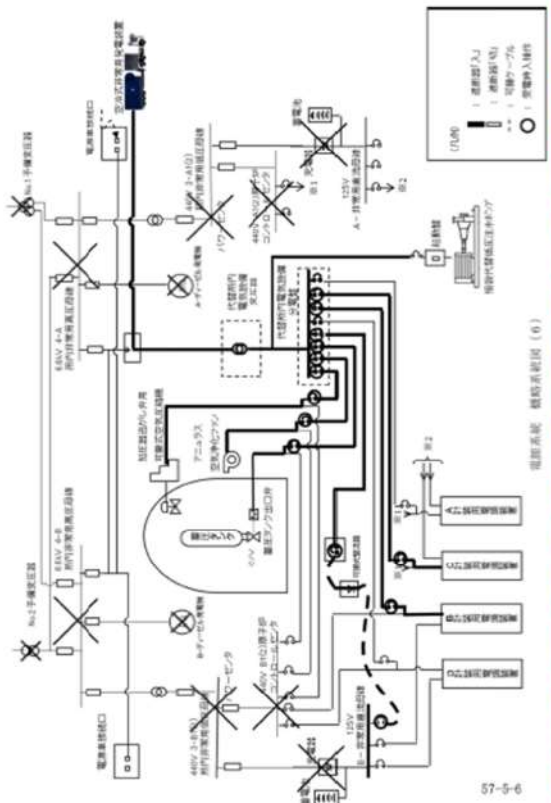
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="190 140 560 167">&lt;女川、泊の記載箇所と比較(補足4-3)&gt;</p> 			<p data-bbox="1848 143 2072 191">【大飯】 記載箇所の相違 (57-4-22 ~)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="190 167 560 199">&lt;女川、泊の記載箇所と比較(補足4-4)&gt;</p> 			<p data-bbox="1848 143 1904 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 167 2072 199">記載箇所の相違 (57-4-43 ~)</p>



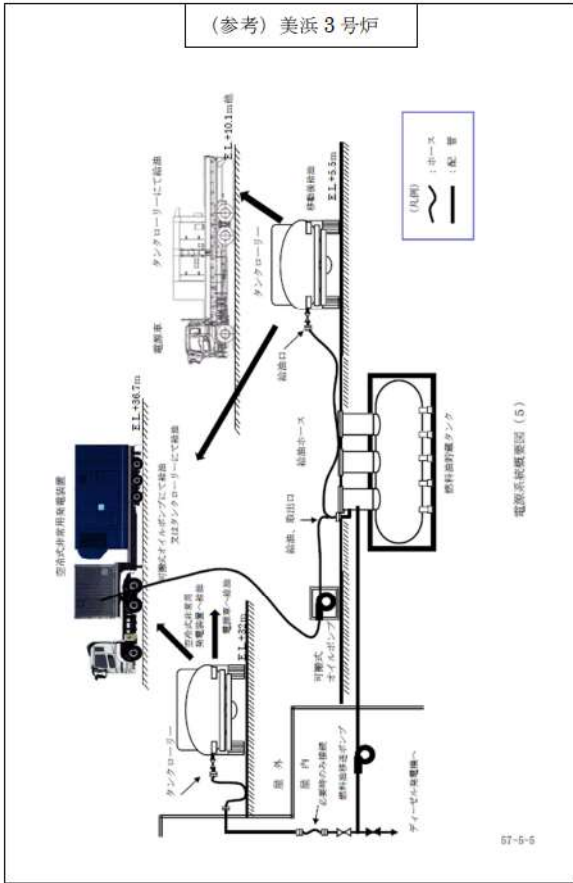
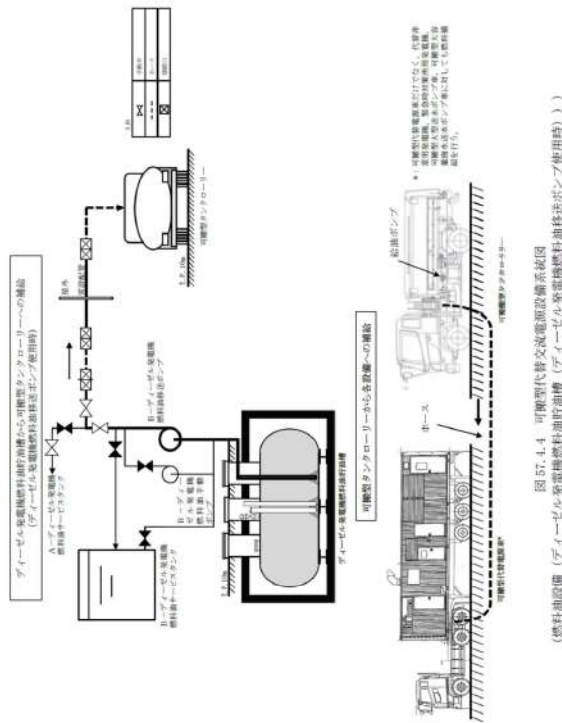
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">&lt;女川, 泊の記載箇所と比較(補足 4-5)&gt;</p> <p style="text-align: center;">57-5-7</p>	<p style="text-align: center;">&lt;泊の記載箇所と比較(補足 4-6)&gt;</p> <p style="text-align: center;">図 57-3-5 可搬型代替交流電源設備系統図 (燃料移送系 (軽油タンク))</p>	<p style="text-align: center;">図 57-4-3 可搬型代替交流電源設備系統図 (燃料移送系 (軽油タンク))</p>	<p><b>相違理由</b></p> <p><b>【大飯, 女川】</b>          設備の相違          ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p><b>【大飯】</b>          (補足 4-5) 記載箇所の相違 (57-4-19, 41, 48, 53 へ)</p> <p><b>【女川】</b>          (補足 4-6) 記載箇所の相違 (57-4-41 へ)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

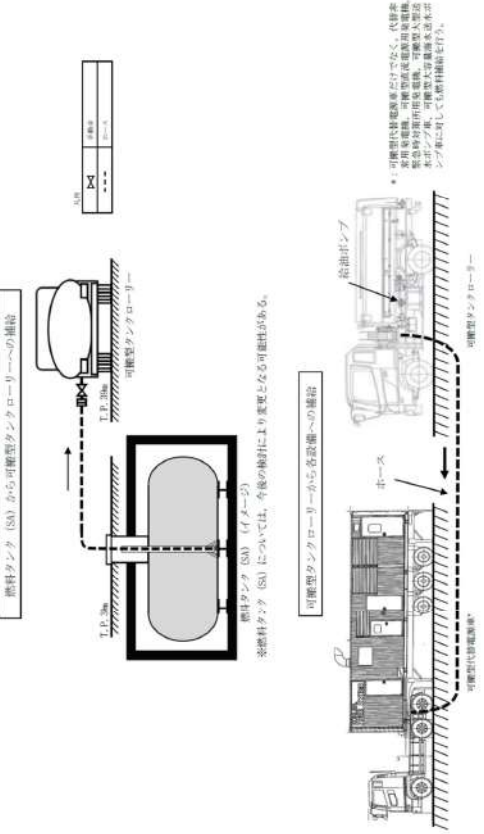
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(参考) 美浜3号炉</p>  <p>電源系統概観図 (S)</p> <p>57-5-5</p>		 <p>図 57.4.4. 可搬型代替交流電源設備系統図 (燃料油設備 (ディーゼル発電機燃料油貯蔵・ポンプ使用時))</p> <p>57-5-6</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【大飯、女川】 設備・運用の相違 (可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ)</li> <li>【大飯・女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、美浜と同様に重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> </ul>



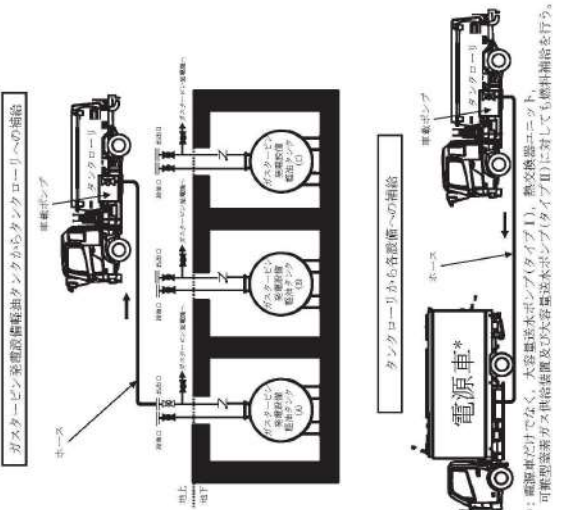
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>燃料タンク (SA) から可燃型タンクローリーへの供給</p> <p>可燃型タンクローリー</p> <p>T.P. 30m</p> <p>燃料タンク (SA) (イメージ)</p> <p>可燃型タンク (SA) については、今後の検討により変更となる可能性がある。</p> <p>可燃型タンクローリーからの各設備への供給</p> <p>給油ポンプ</p> <p>ボース</p> <p>可燃型タンクローリー</p> <p>可燃型代替風車*</p> <p>* 可燃型代替風車だけでなく、代替者を用いる場合は、可燃型代替風車と同等の性能を有するものを使用する必要がある。可燃型代替風車は、本ポンプ室、可燃型代替風車室、ポンプ室に対しては燃料供給を行う。</p> <p>図 57.4.5 可燃型代替風車電源設備系統図 (燃料タンク (SA) )</p>	<p>【大飯、女川】                  設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備)</p> <p>【大飯、女川】                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

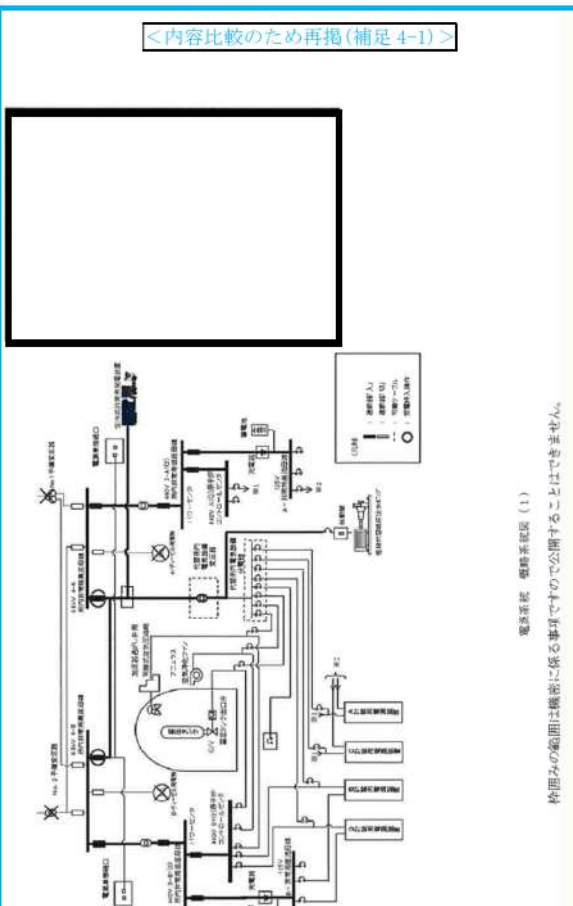
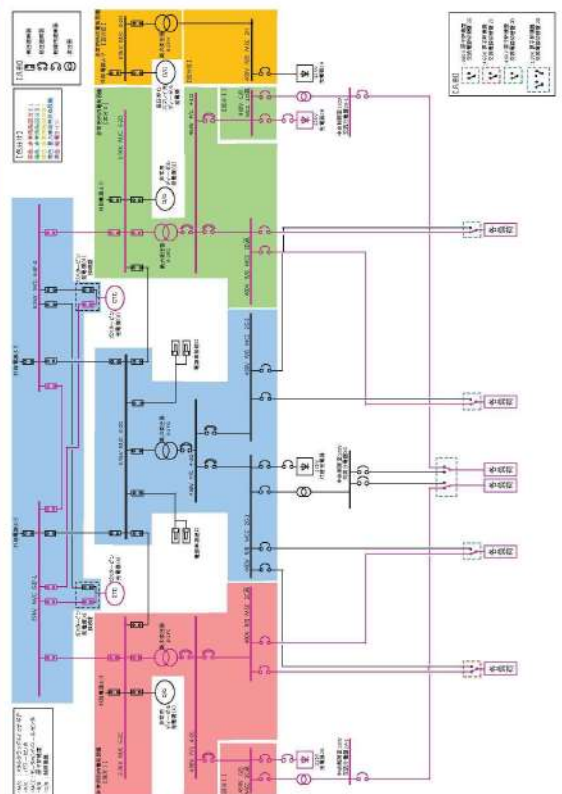
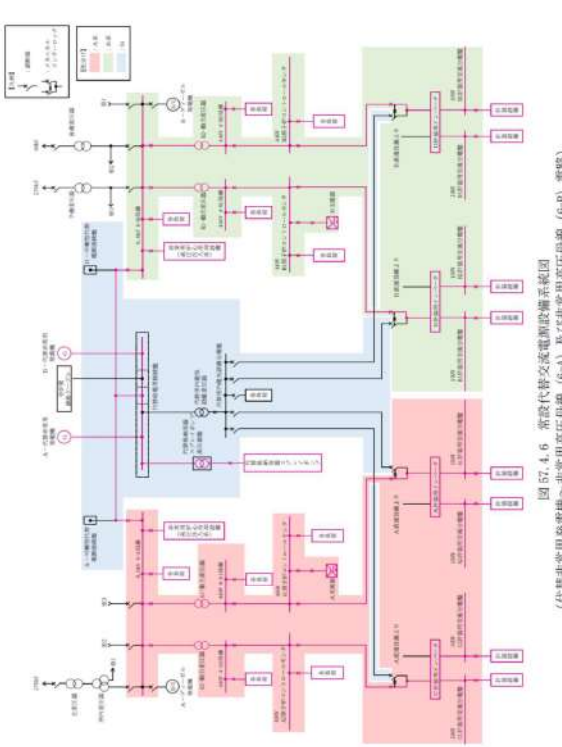
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-3-6 可搬型代替交流電源設備系統図          (燃料移送系 (ガスタービン発電設備軽油タンク))</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備)</li> </ul> <p>【女川】          設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

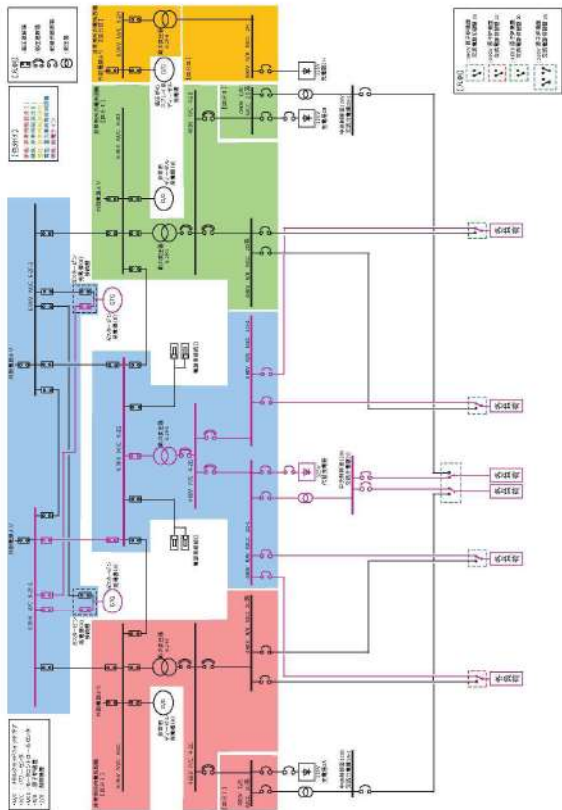
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">&lt;内容比較のため再掲(補足4-1)&gt;</p>  <p style="text-align: center;">57-5-1</p>	 <p style="text-align: center;">図 57-3-7 常設代替交流電源設備系統図              (ガスタービン発電機～非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路)</p>	 <p style="text-align: center;">図 57.4.6 常設代替交流電源設備系統図              (代替非常用発電機～非常用高圧母線 (G-A) 及び非常用高圧母線 (G-B) 電路)</p>	<p><b>【大飯、女川】</b>              設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="761 1013 1131 1061">図 57-3-8 常設代替交流電源設備系統図 (ガスタービン発電機～緊急用低圧母線 2C 系電路)</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2150 343" style="list-style-type: none"> <li>・設備・運用の相違 (常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先)</li> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

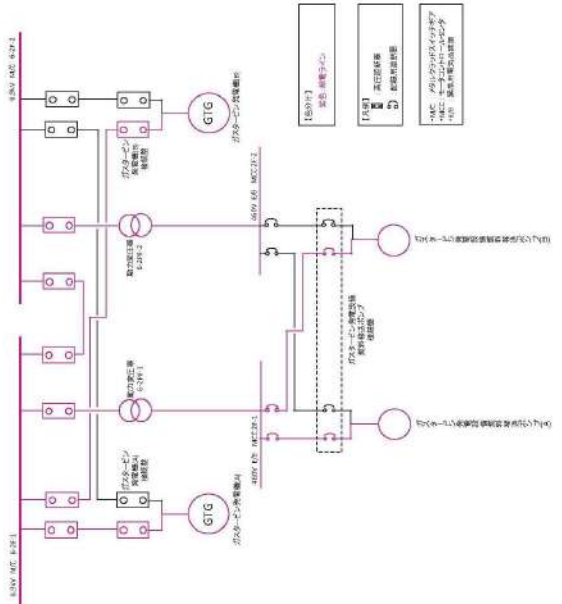
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-3-9 常設代替交流電源設備系統図 (ガスタービン発電設備燃料移送系)</p>		<p>【女川】                      設備・運用の相違 (代替非常用発電機の燃料補給)</p> <p>【女川】                      設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

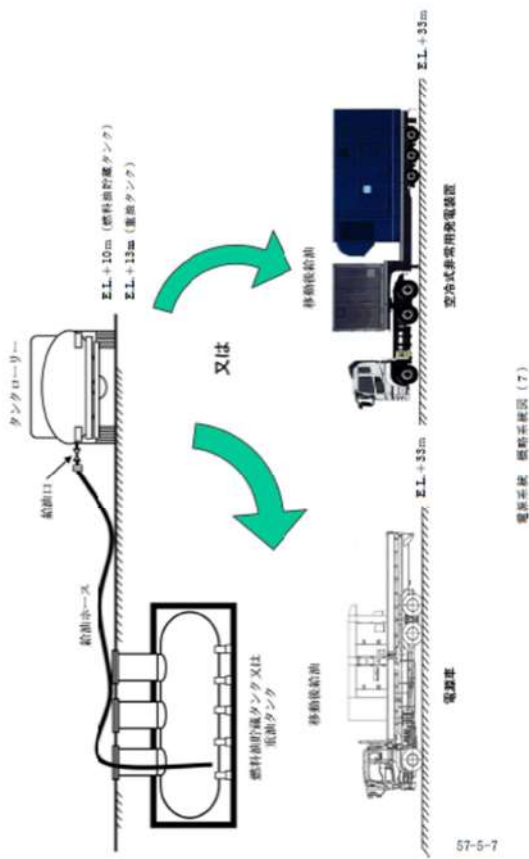
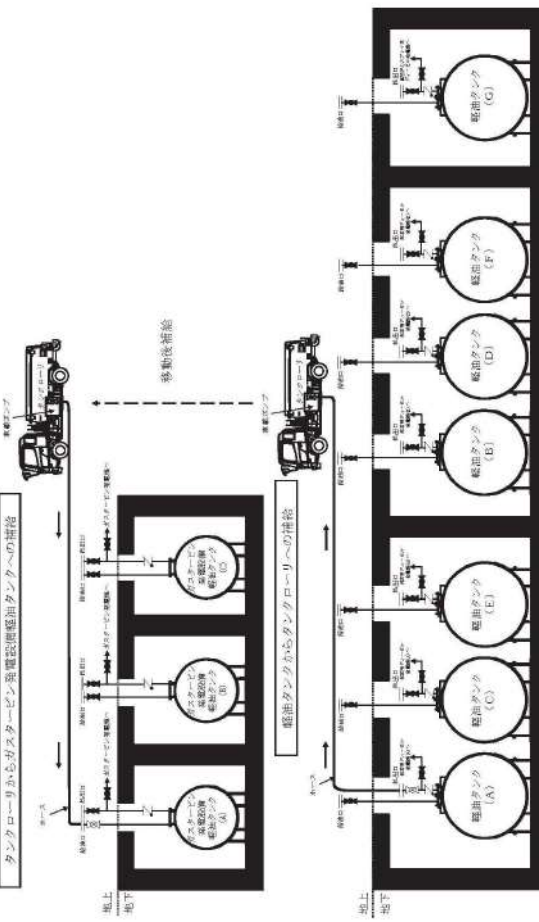
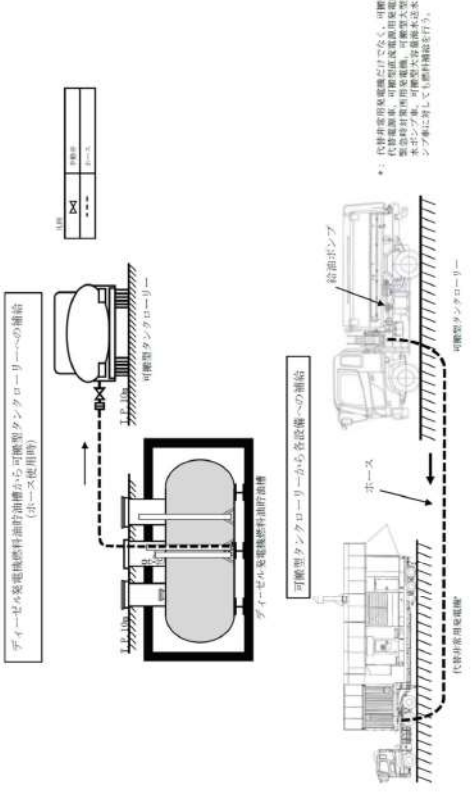
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="779 850 1122 898">図57-3-10 常設代替交流電源設備系統図 (ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ電源)</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 2157 220">設備・運用の相違 (代替非常用発電機の燃料補給)</p> <p data-bbox="1845 229 1906 250">【女川】</p> <p data-bbox="1845 256 1928 277">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 284 2157 368" style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>



灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; color: blue;">&lt;内容比較のため再掲(補足4-5)&gt;</p>  <p style="text-align: center;">57-5-7</p> </div>	 <p style="text-align: center;">図 57-3-11 常設代替交流電源設備系統図 (燃料系統)</p>	 <p style="text-align: center;">図 57-A.7 常設代替交流電源設備系統図 (燃料油設備 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽 (ホース使用時)))</p>	<p><b>【大飯, 女川】</b>                  設備の相違                  ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(参考) 美浜3号炉</p> <p>電源系統要図 (5)</p>		<p>図 57.4.8 客改代替発電機設備系統図 (燃料油設備 (ディーゼル発電機燃料油貯蔵タンク使用時))</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯、女川】              設備・運用の相違 (可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ)</p> <p>【大飯・女川】              設備の相違              ・設備の仕様に差異があるが、美浜と同様に重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>



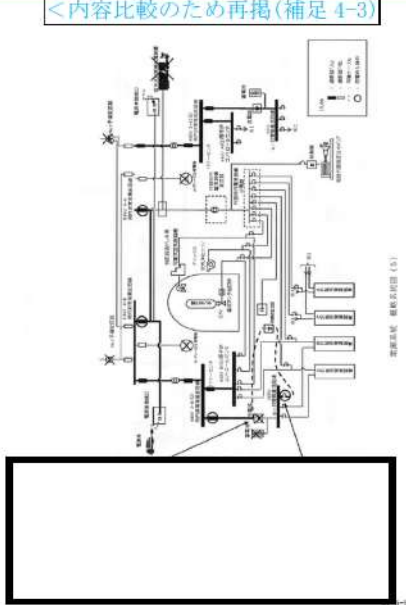
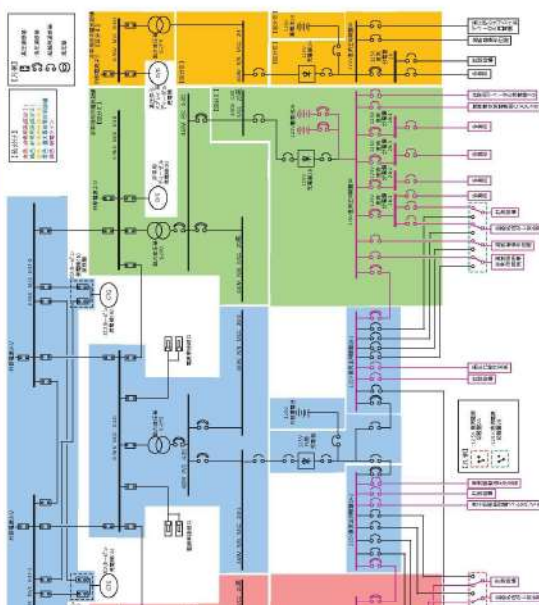
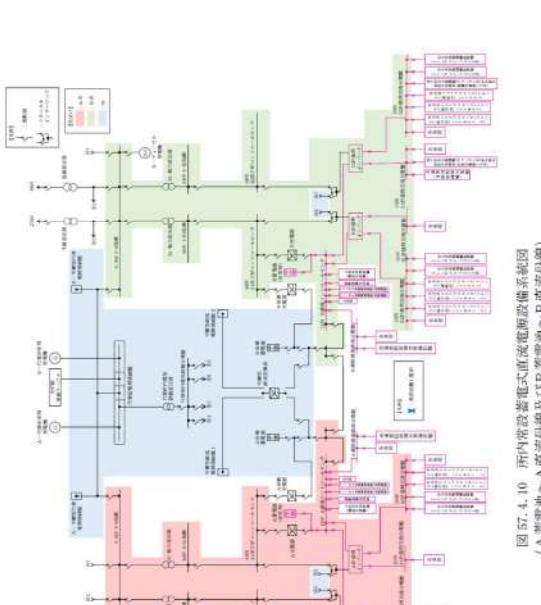
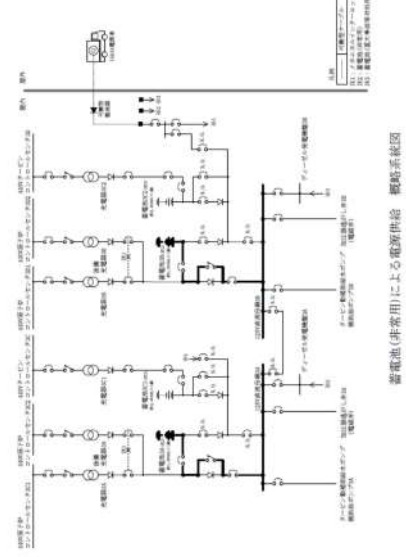
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>図 57.4.9 常設代替交流電源設備系統図 (燃料油設備 (燃料タンク (SA)))</p>	<p><b>【大飯、女川】</b>                  設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備)</p> <p><b>【大飯、女川】</b>                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

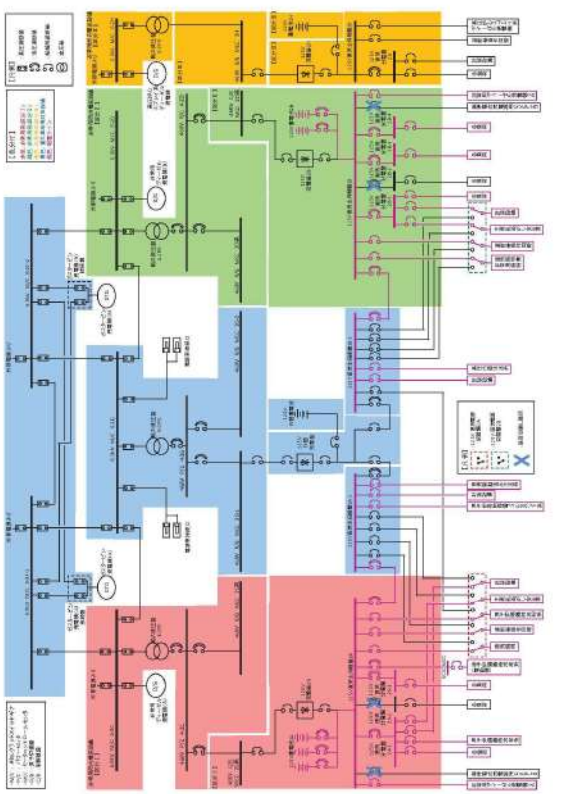
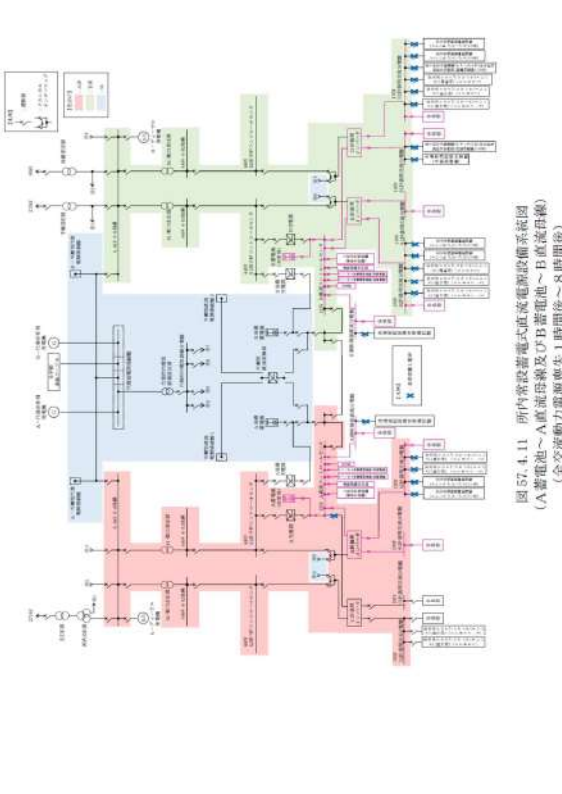
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3/4号炉</p> <p>＜内容比較のため再掲(補足4-3)＞</p>  <p>標準仕様 電機系統図 (5)</p> <p>特記事項が適用は施される事項でその分限することはできません。</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>図 57-3-12 所内常設蓄電式直流電源設備系統図 (全交流動力電源喪失直後～1時間以内)</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>図 57.4.10 所内常設蓄電式直流電源設備系統図 (A蓄電池～A直流母線及びB蓄電池～B直流母線) (全交流動力電源喪失直後～1時間以内)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違 (蓄電池の構成)</p> <p>【大飯、女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯は所内常設蓄電式直流電源設備と可搬型直流電源設備による給電を同じ図に記載している。</li> </ul>
<p>(参考) 伊方3号炉</p>  <p>蓄電池(非常用)による電源供給 系統系統図</p>			

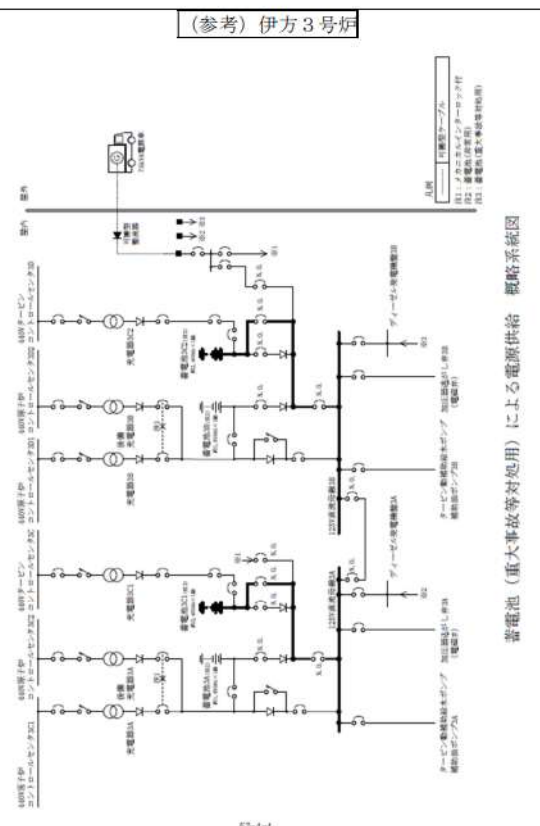
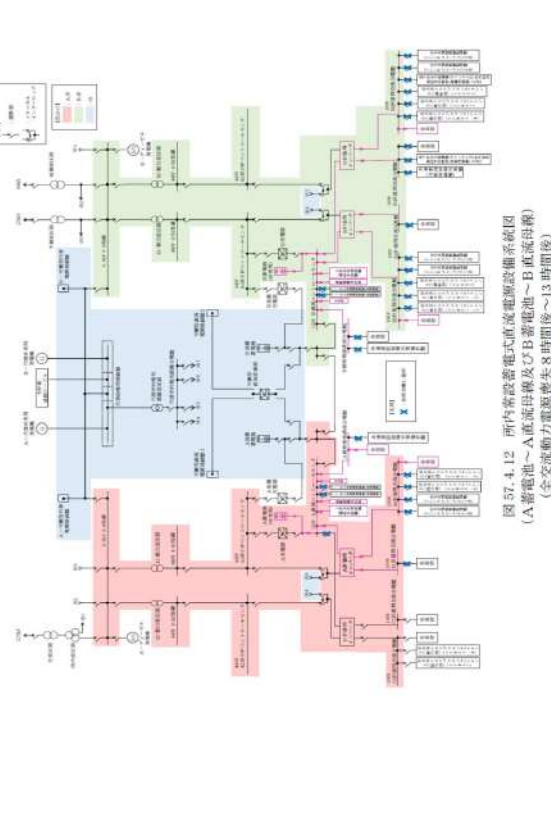
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="772 965 1120 1013">図 57-3-13 所内常設蓄電式直流電源設備系統図 (全交流動力電源喪失1時間後～8時間後)</p>	 <p data-bbox="1758 359 1814 670">図 57.4.11 所内常設蓄電式直流電源設備系統図 (A蓄電池～A直流母線及びB蓄電池～B直流母線) (全交流動力電源喪失1時間後～8時間後)</p>	<p data-bbox="1848 143 1904 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 167 2128 279">記載の充実 (女川審査実績の反映)              ・泊は女川と同様に、全交流動力電源喪失後における直流電源の負荷切離しについて、系統図に記載している。</p> <p data-bbox="1848 287 1904 311">【女川】</p> <p data-bbox="1848 311 2105 343">設備・運用の相違 (蓄電池の構成)</p> <p data-bbox="1848 351 1904 375">【女川】</p> <p data-bbox="1848 375 1926 399">設備の相違</p> <p data-bbox="1848 399 2150 486">・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

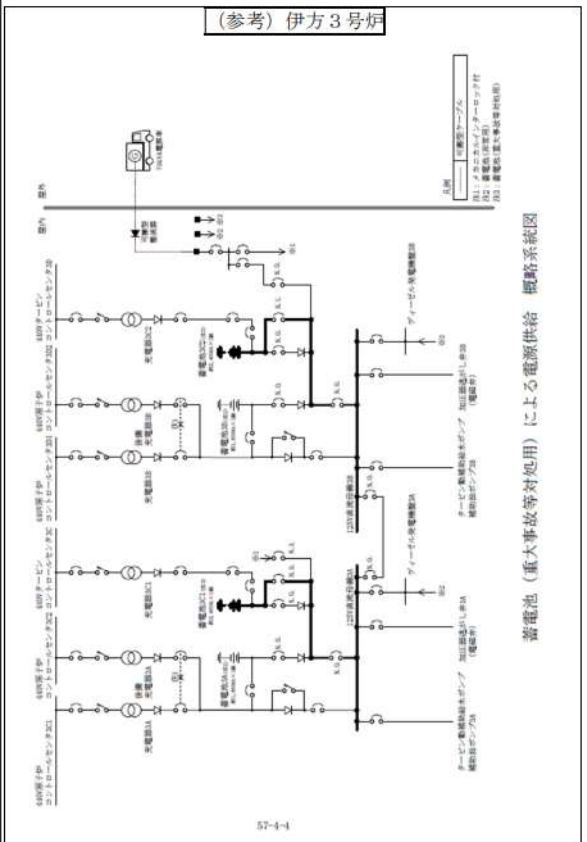
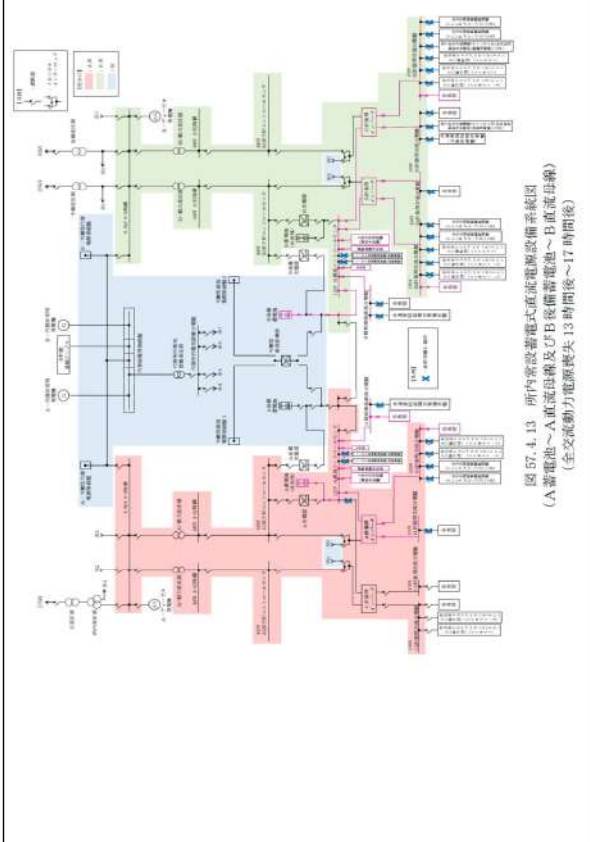
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">(参考) 伊方3号炉</p>  <p style="text-align: center;">蓄電池 (重大事故等対処用) による電源供給 概略系統図</p>		 <p style="text-align: center;">図 57.4.12 所内蓄電池式直流電源設備系統図              (A蓄電池～A直流母線及びB蓄電池～B直流母線)              (全交流動力電源喪失8時間後～18時間後)</p>	<p><b>【大飯】</b>              記載の充実 (女川審査実績の反映)              ・泊は女川と同様に、全交流動力電源喪失後における直流電源の負荷切離しについて、系統図に記載している。</p> <p><b>【女川】</b>              設備・運用の相違 (蓄電池の構成)</p> <p><b>【女川】</b>              設備の相違              ・設備の仕様には差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(参考) 伊方3号炉</p>  <p>蓄電池 (重大事故等対応用) による電源供給 概略系統図</p> <p>57-4-4</p>		 <p>図 57.4.13 所内設置蓄電池式直流電源設備系統図          (A蓄電池～A直流母線及びB後備蓄電池～B直流母線)          (全交流動力電源喪失13時間後～17時間後)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】              記載の充実 (女川審査実績の反映)              ・泊は女川と同様に、全交流動力電源喪失後における直流電源の負荷切離しについて、系統図に記載している。</p> <p>【女川】              設備・運用の相違 (蓄電池の構成)</p> <p>【女川】              設備の相違              ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>

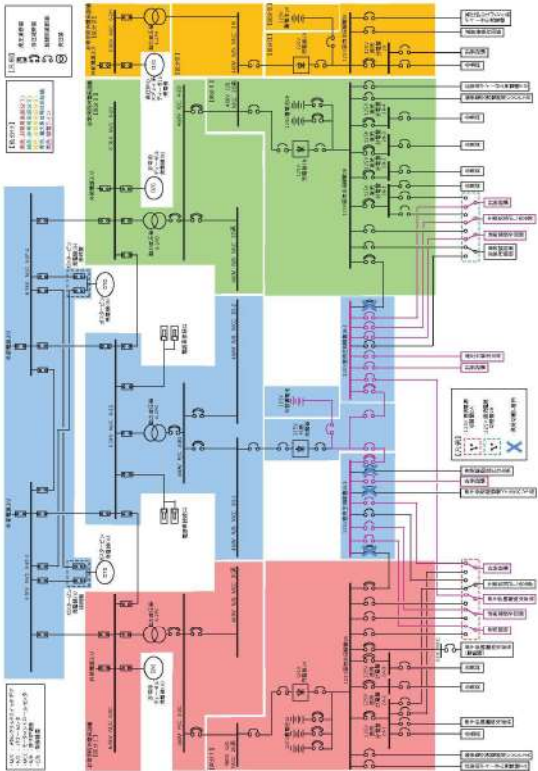
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(参考) 伊方3号炉</p>  <p>蓄電池 (重大事故等対処用) による電源供給 概略系統図</p> <p>57-4-1</p>	 <p>図 57-3-14 所内常設蓄電池式直流電源設備系統図 (全交流動力電源喪失8時間後~24時間後)</p>	 <p>図 57.4.14 所内常設蓄電池式直流電源設備系統図 (A 後備蓄電池~A 直流母線及びB 後備蓄電池~B 直流母線) (全交流動力電源喪失17時間後~24時間後)</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)                  ・泊は女川と同様に、全交流動力電源喪失後における直流電源の負荷切離しについて、系統図に記載している。</p> <p>【女川】                  設備・運用の相違 (蓄電池の構成)</p> <p>【女川】                  設備の相違                  ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>

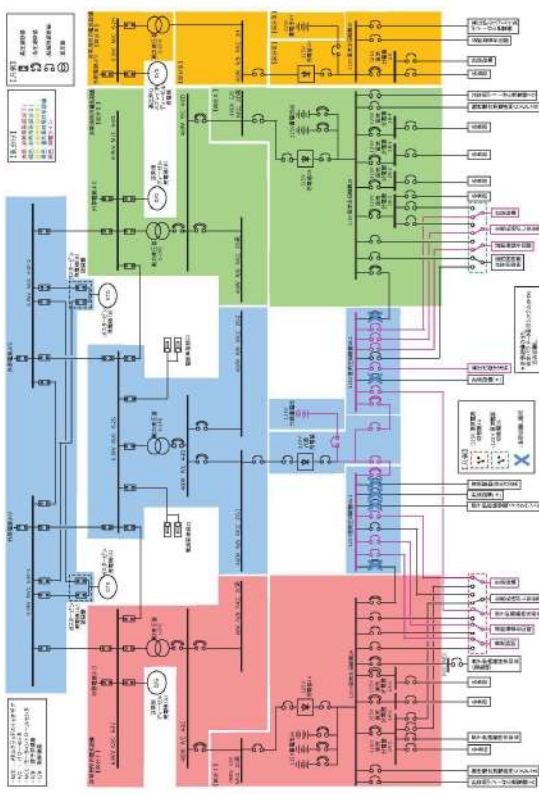
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="757 954 1128 995">图 57-3-15 常設代替直流電源設備系統図 (125V 系統) (全交流動力電源喪失直後～8 時間後)</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 2157 193">設備・運用の相違(常設代替直流電源設備)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

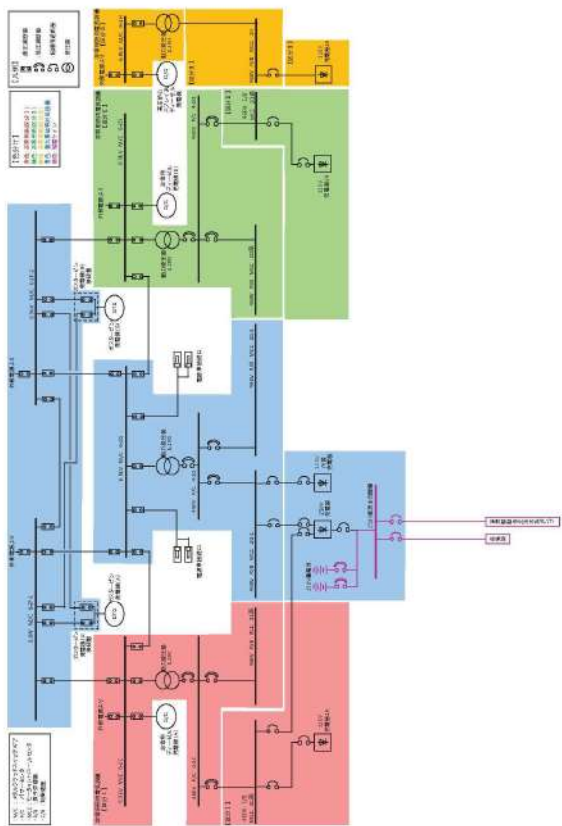
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="739 957 1142 1005">図57-3-16 常設代替直流電源設備系統図 (125V系統) (全交流動力電源喪失8時間後～24時間後)</p>		<p data-bbox="1836 143 2150 191">【女川】 設備・運用の相違(常設代替直流電源設備)</p>



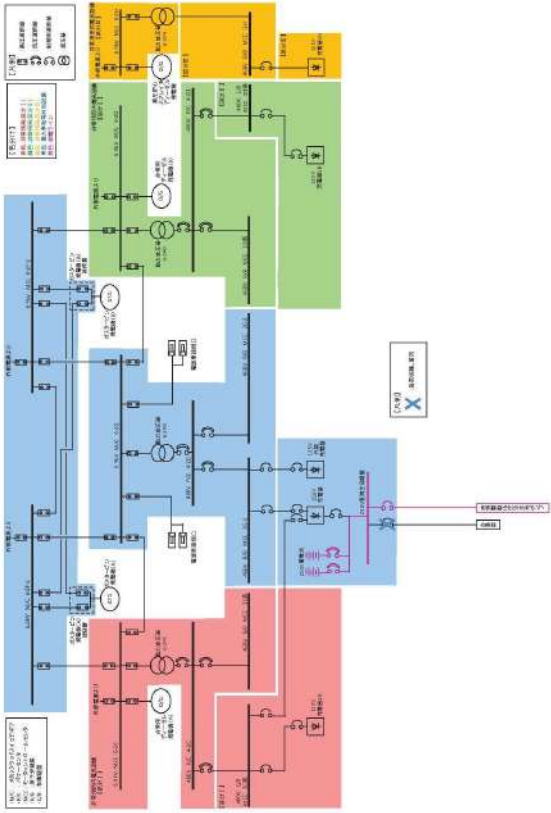
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="739 997 1142 1045">図 57-3-17 常設代替直流電源設備系統図 (250V 系統) (全交流動力電源喪失直後～1時間後)</p>		<p data-bbox="1848 143 2139 191">【女川】 設備・運用の相違(常設代替直流電源設備)</p>

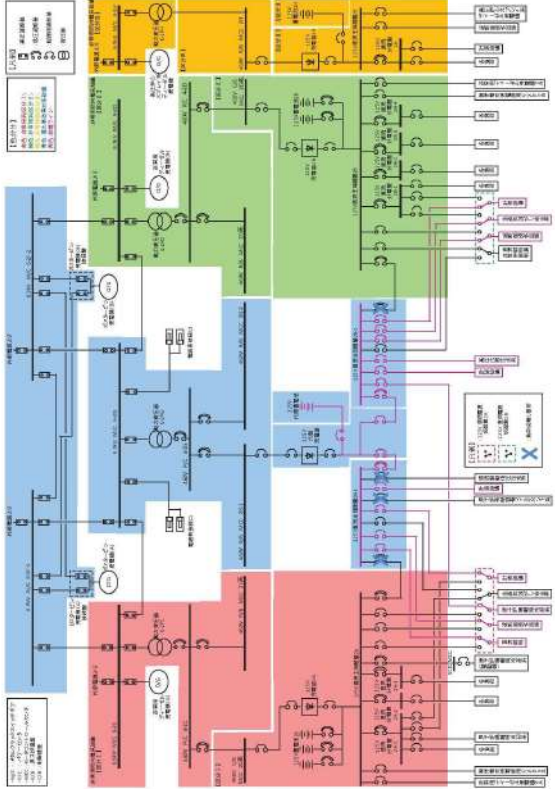
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="750 991 1142 1034">図 57-3-18 常設代替直流電源設備系統図 (250V 系統) (全交流動力電源喪失 1 時間後 ~ 24 時間後)</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 2157 191">設備・運用の相違(常設代替直流電源設備)</p>

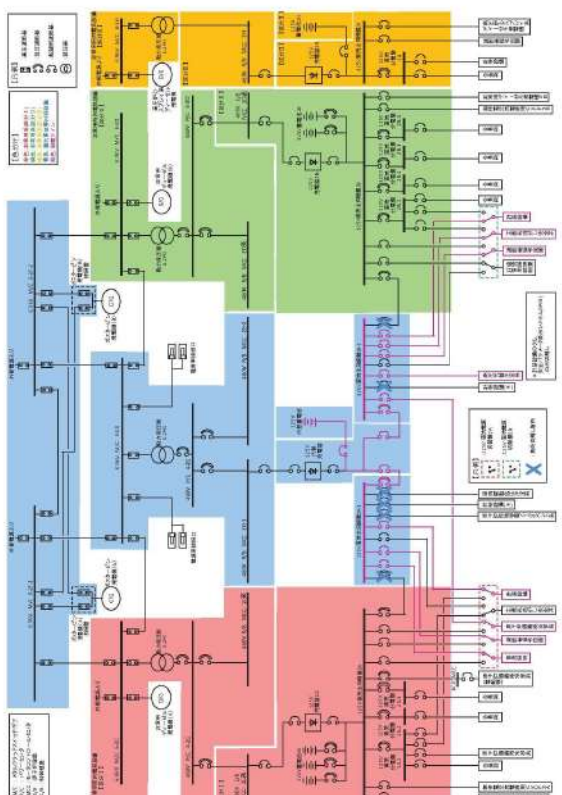
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="689 976 1211 1018">図57-3-19 可搬型代替直流電源設備系統図 (125V系統)              (全交流動力電源喪失及び所内常設蓄電式直流電源設備喪失直後～8時間後)</p>		<p data-bbox="1848 145 2141 220">【女川】                  設備・運用の相違 (可搬型代替直流電源設備の構成)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="672 973 1232 1021">図 57-3-20 可搬型代替直流電源設備系統図 (125V 系統)              (全交流動力電源喪失及び所内常設蓄電式直流電源設備喪失 8 時間後～24 時間後)</p>		<p data-bbox="1848 143 2139 223">【女川】                  設備・運用の相違 (可搬型代替直流電源設備の構成)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

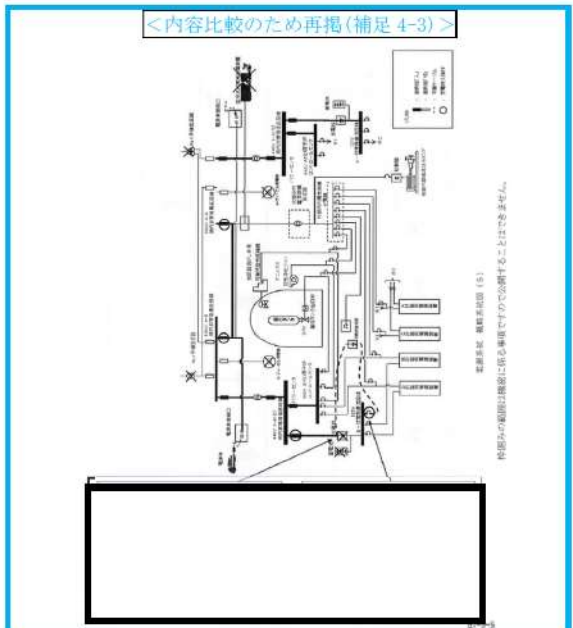
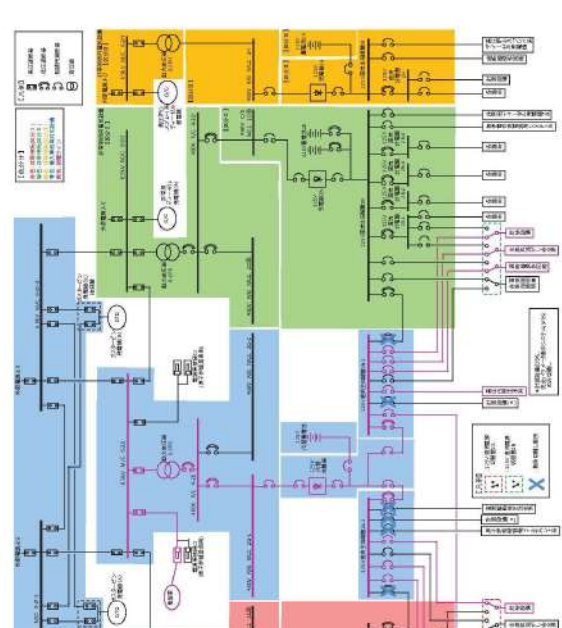
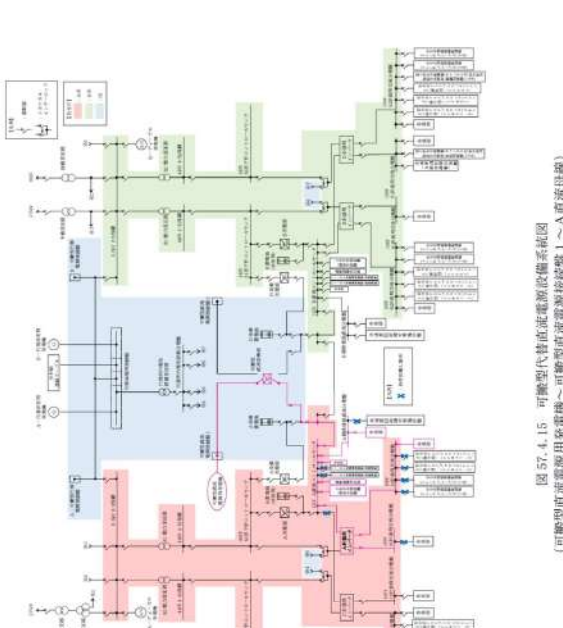
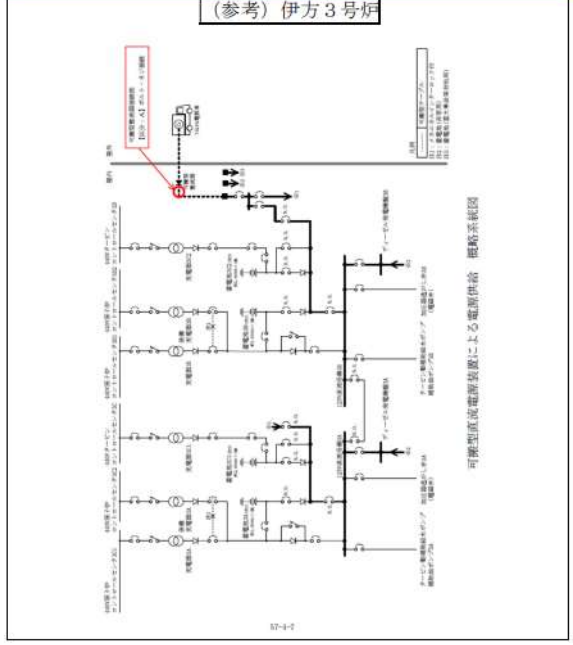
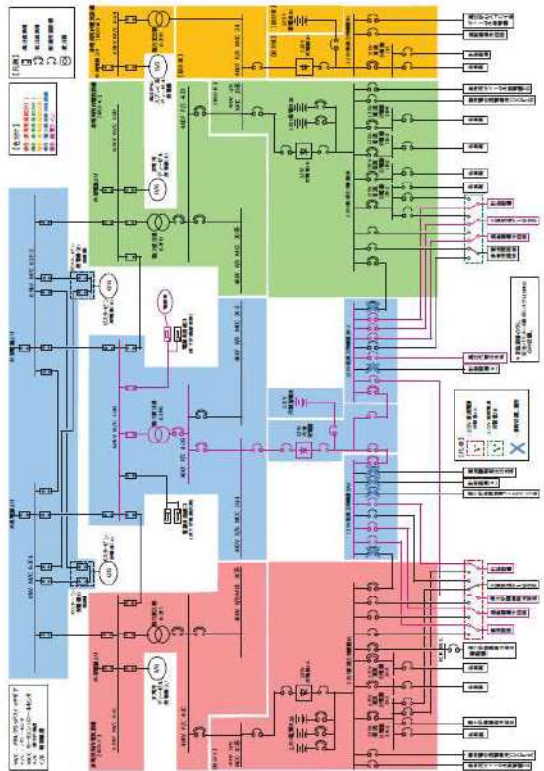
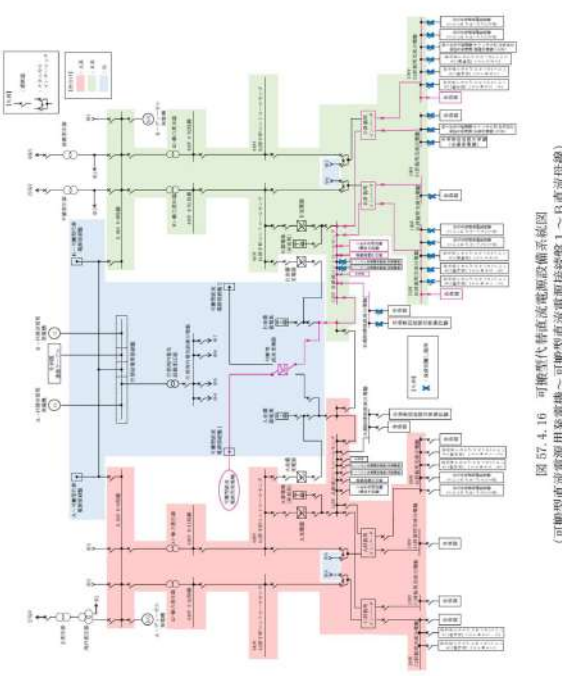
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>&lt;内容比較のため再掲(補足4-3)&gt;</p>  <p>図57-3-21 可搬型代替直流電源設備系統図 (125V系統)</p>	 <p>図57-3-21 可搬型代替直流電源設備系統図 (125V系統)              (全交流動力電源喪失及びB所内常設蓄電式直流電源設備喪失24時間後以降)              (電源車接続口(原子炉建屋西側)接続)</p>		<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【女川】 設備・運用の相違 (可搬型代替直流電源設備の構成)</li> <li>【大飯, 女川】 設備・運用の相違 (可搬型直流電源用発電機)</li> <li>【大飯, 女川】 設備の相違                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul> </li> <li>【大飯】                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯は所内常設蓄電式直流電源設備と可搬型直流電源設備による給電を同じ図に記載している。</li> <li>・泊は女川と同様に設備毎に記載している。</li> </ul> </li> </ul>
<p>(参考) 伊方3号炉</p>  <p>可搬型直流電源装置による電源供給 概略系統図</p>			

図 57.4.15 可搬型代替直流電源設備系統図 (可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続装置1～A直流母線)



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="683 981 1198 1045">図 57-3-22 可搬型代替直流電源設備系統図 (125V 系統)              (全交流動力電源喪失及び所内常設蓄電式直流電源設備喪失24時間後以降)              (電源車接続口 (原子炉建屋東側) 接続)</p>	 <p data-bbox="1780 343 1825 742">図 57.4.16 可搬型代替直流電源設備系統図              (可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源後熱器1～B 直流母線)</p>	<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 167 2150 223">設備・運用の相違 (可搬型代替直流電源設備の構成)</p> <p data-bbox="1848 231 1960 255">【大飯, 女川】</p> <p data-bbox="1848 255 2150 311">設備・運用の相違 (可搬型直流電源用発電機)</p> <p data-bbox="1848 319 1960 343">【大飯, 女川】</p> <p data-bbox="1848 343 2150 454">設備の相違              ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p data-bbox="1848 462 1904 486">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 486 2150 630">・大飯は所内常設蓄電式直流電源設備と可搬型直流電源設備による給電を同じ図に記載している。              ・泊は女川と同様に設備毎に記載している。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

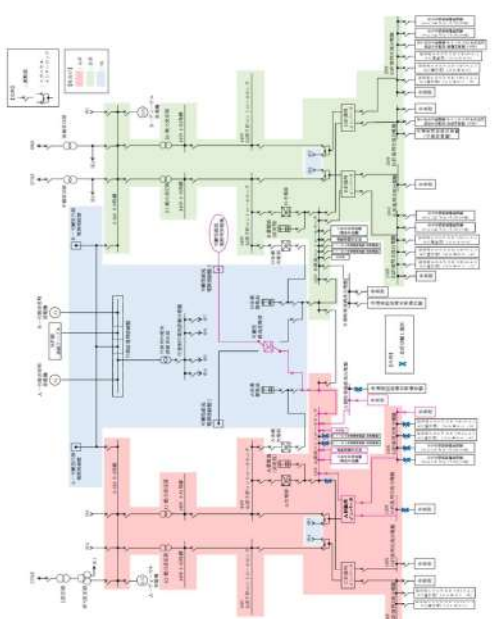
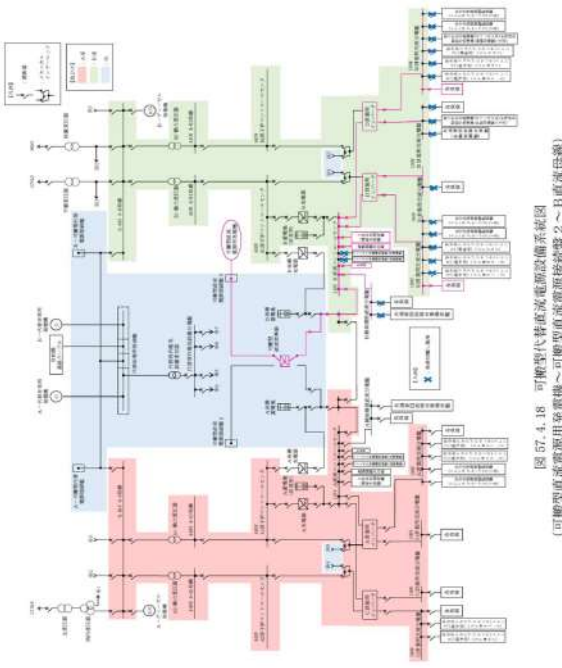
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p><b>【女川】</b>                  設備・運用の相違 (可搬型代替直流電源設備の構成)</p> <p><b>【大飯, 女川】</b>                  設備・運用の相違 (可搬型直流電源用発電機)</p> <p><b>【大飯, 女川】</b>                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul> <p><b>【大飯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯は所内常設蓄電式直流電源設備と可搬型直流電源設備による給電を同じ図に記載している。</li> <li>・泊は女川と同様に設備毎に記載している。</li> </ul>

図 57.4.17 可搬型代替直流電源設備系統図 (可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源設備系統図2～A直流母線)

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

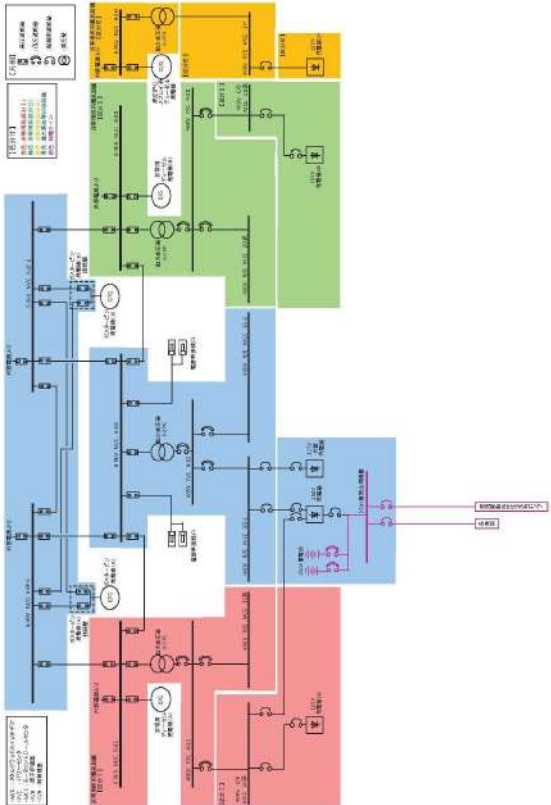
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.4.18 可搬型代替直流電源設備系統図 (可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続装置2～B直流母線)</p>	<p><b>【女川】</b>                  設備・運用の相違 (可搬型代替直流電源設備の構成)</p> <p><b>【大飯, 女川】</b>                  設備・運用の相違 (可搬型直流電源用発電機)</p> <p><b>【大飯, 女川】</b>                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが, 重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul> <p><b>【大飯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯は所内常設蓄電式直流電源設備と可搬型直流電源設備による給電を同じ図に記載している。</li> <li>・泊は女川と同様に設備毎に記載している。</li> </ul>



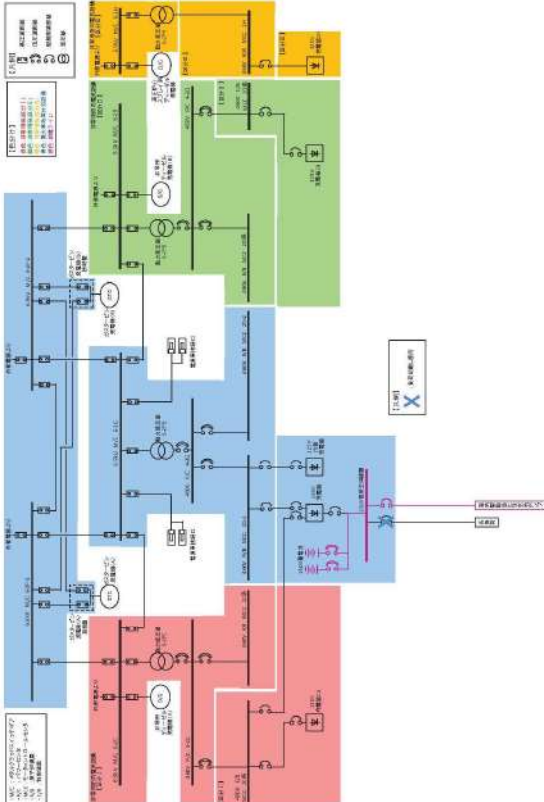
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="689 991 1211 1034">図 57-3-23 可搬型代替直流電源設備系統図 (250V 系統)              (全交流動力電源喪失及び所内常設蓄電池式直流電源設備喪失直後～1時間後)</p>		<p data-bbox="1843 145 2145 220">【女川】              設備・運用の相違 (可搬型代替直流電源設備の構成)</p> <p data-bbox="1843 233 2145 368">【女川】              設備の相違              ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>

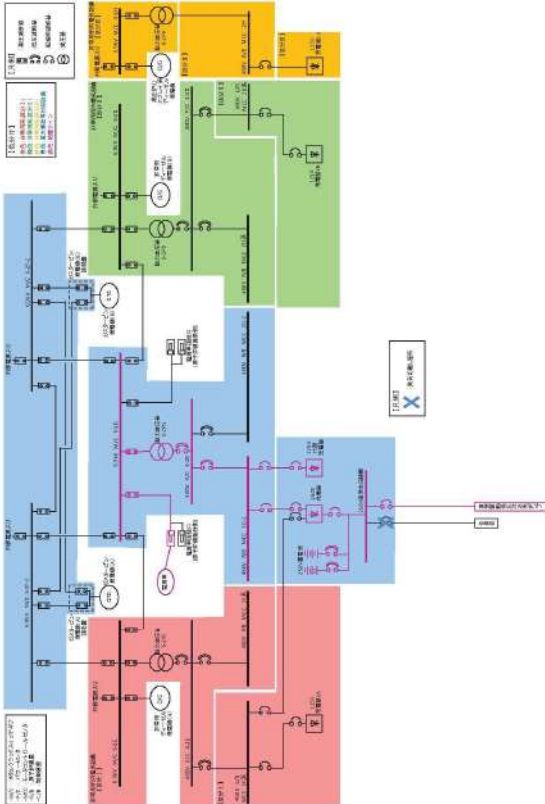
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="678 989 1220 1029">図 57-3-24 可搬型代替直流電源設備系統図 (250V 系統)              (全交流動力電源喪失及び所内常設蓄電式直流電源設備喪失1時間後~24時間後)</p>		<p data-bbox="1848 143 2139 215">【女川】              設備・運用の相違 (可搬型代替直流電源設備の構成)</p> <p data-bbox="1848 231 2139 367">【女川】              設備の相違              ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等              対処設備として必要な設備を設けると              いう点において同等である。</p>

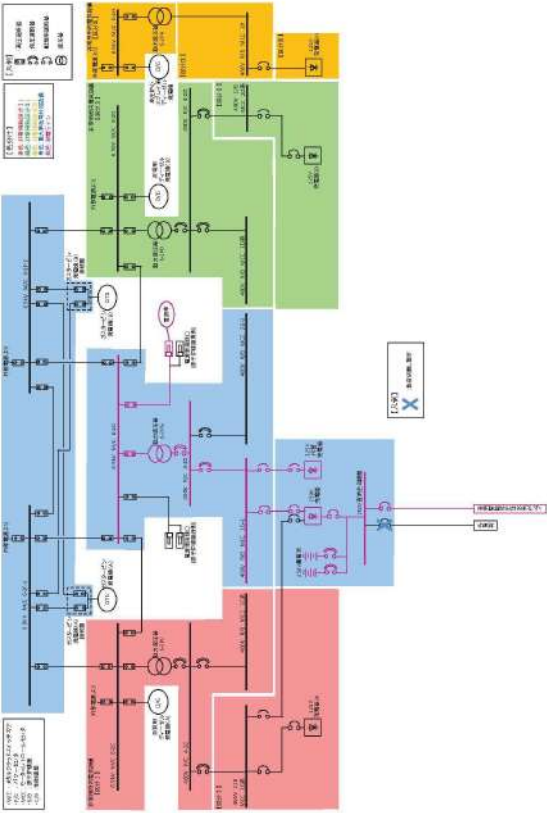
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="689 986 1214 1053">             図 57-3-25 可搬型代替直流電源設備系統図 (250V 系統)              (全交流動力電源喪失及び所内常設蓄電式直流電源設備喪失 24 時間後以降)              (電源車接続口 (原子炉建屋西側) 接続)         </p>		<p data-bbox="1845 145 2143 220">【女川】 設備・運用の相違 (可搬型代替直流電源設備の構成)</p> <p data-bbox="1845 233 2143 368">【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p>

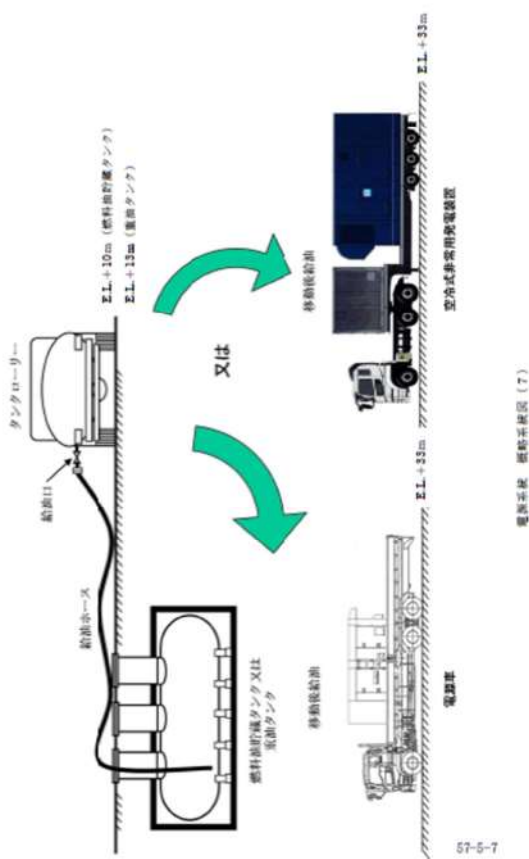
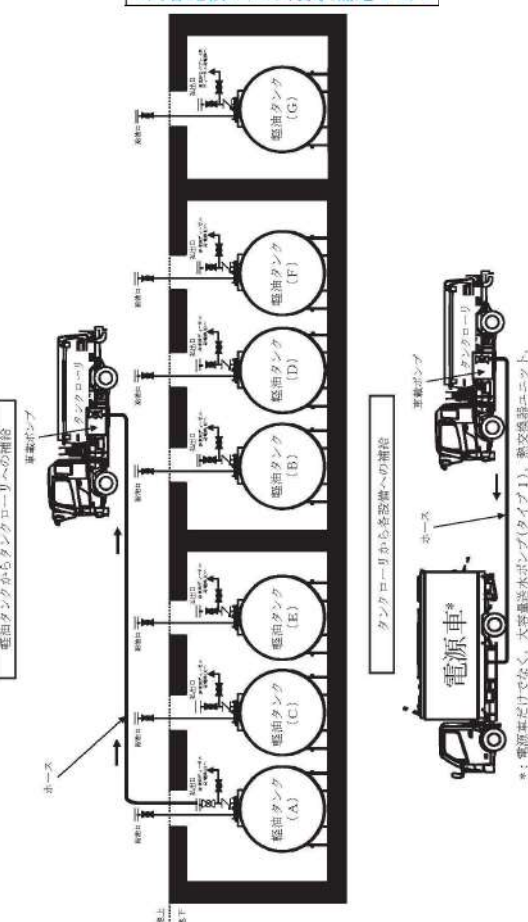
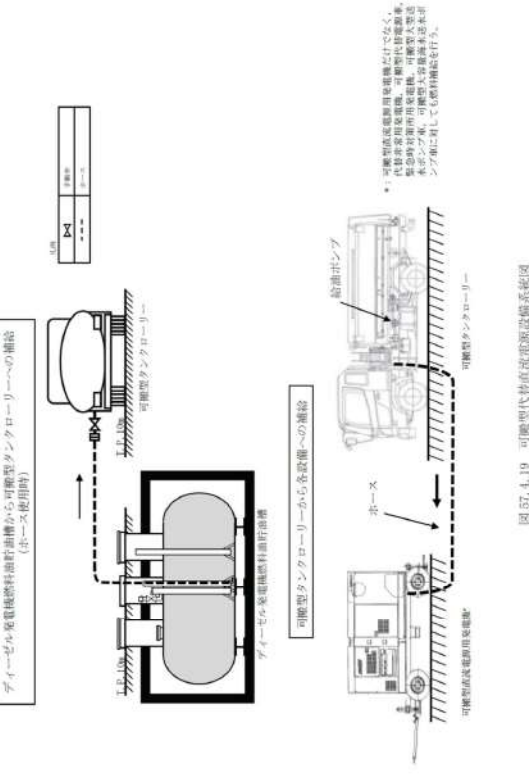
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="678 989 1223 1061">                 図57-3-26 可搬型代替直流電源設備系統図 (250V系統)                  (全交流動力電源喪失及びC所内常設蓄電池式直流電源設備喪失24時間後以降)                  (電源車接続口 (原子炉建屋東側) 接続)             </p>		<p data-bbox="1843 148 2145 220">【女川】 設備・運用の相違 (可搬型代替直流電源設備の構成)</p> <p data-bbox="1843 228 2145 284">【女川】 設備の相違</p> <ul data-bbox="1843 292 2145 371" style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">&lt;内容比較のため再掲(補足 4-5)&gt;</p>  <p style="text-align: right;">57-5-7</p>	<p style="text-align: center;">&lt;内容比較のため再掲(補足 4-6)&gt;</p>  <p style="text-align: right;">57-3-5</p>	 <p style="text-align: right;">57-4-19</p>	<p><b>相違理由</b></p> <p><b>【大飯、女川】</b></p> <p>設備の相違 (可搬型代替直流電源設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul> <p>設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備)</p> <p>設備・運用の相違 (可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ)</p> <p><b>【大飯、女川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大飯及び女川は可搬型代替直流電源設備として電源車を使用することから、電源車の燃料補給面を再掲する。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

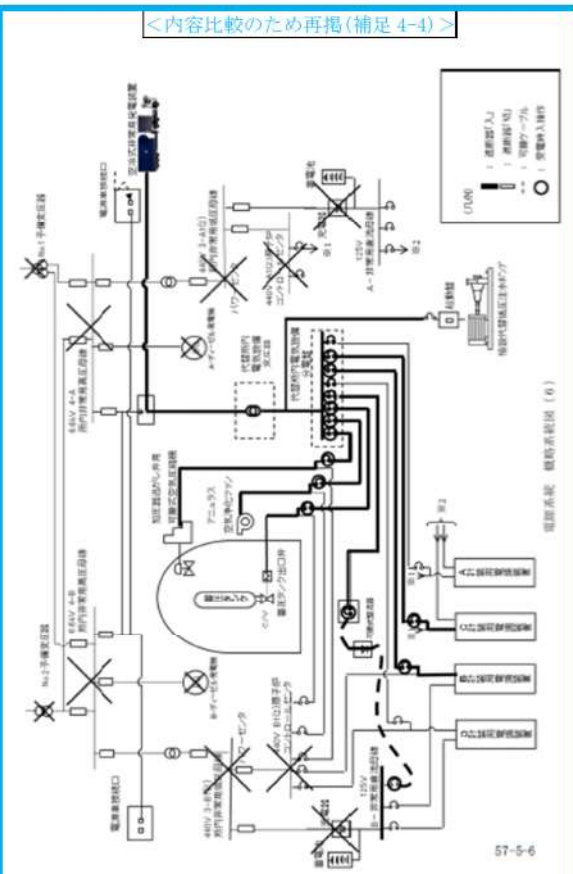
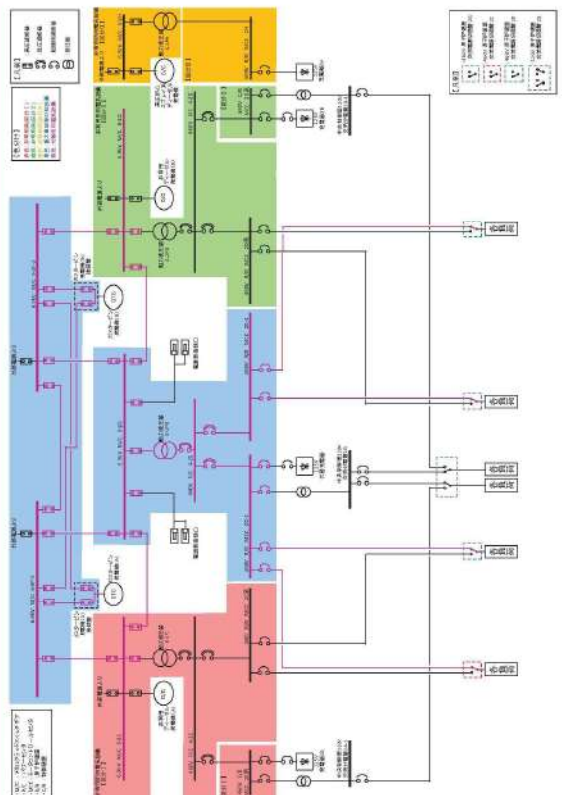
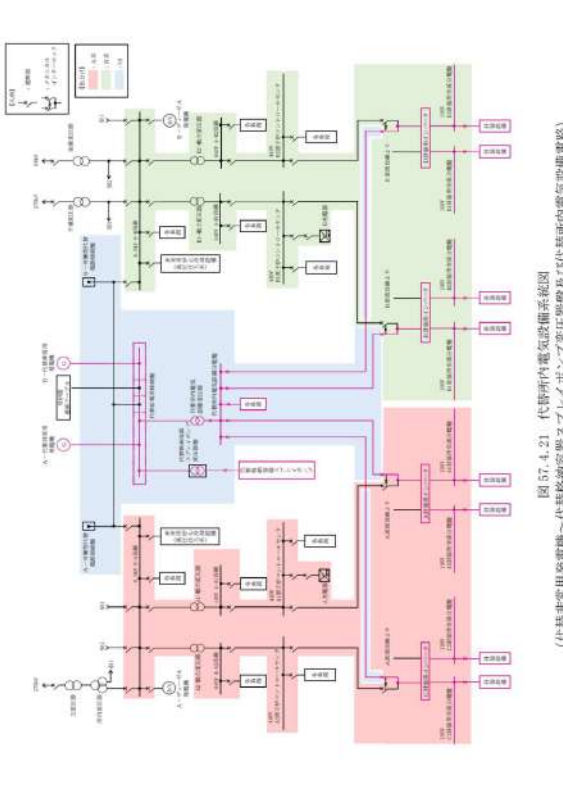
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>図 57.4.20 可搬型代替直流電源設備系系図 (燃料補給設備 (燃料タンク (SA)))</p>	<p><b>【大飯、女川】</b>                      設備の相違 (可搬型代替直流電源設備)                      ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。                      設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備)                      設備・運用の相違 (可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ)  <b>【大飯、女川】</b>                      ・大飯及び女川は可搬型代替直流電源設備として電源車を使用することから、電源車の燃料補給図面を再掲する。</p>



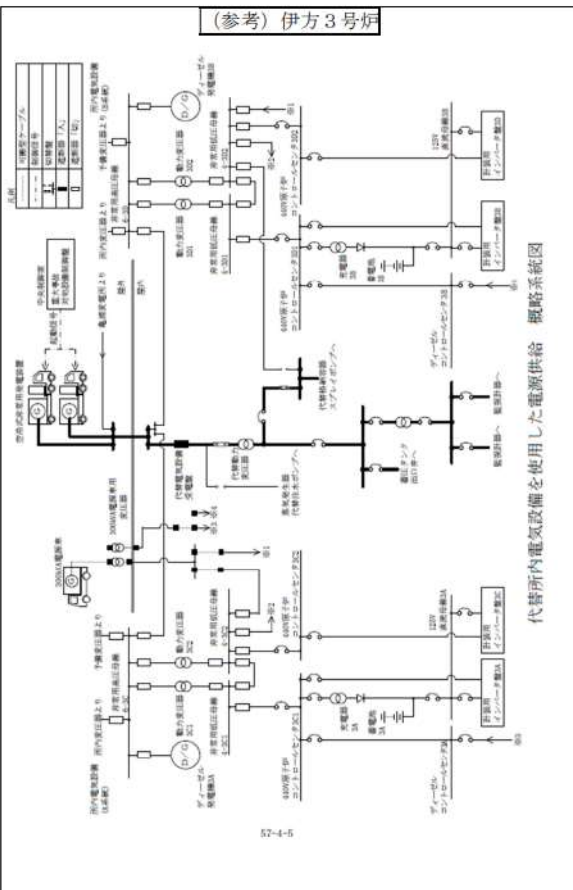
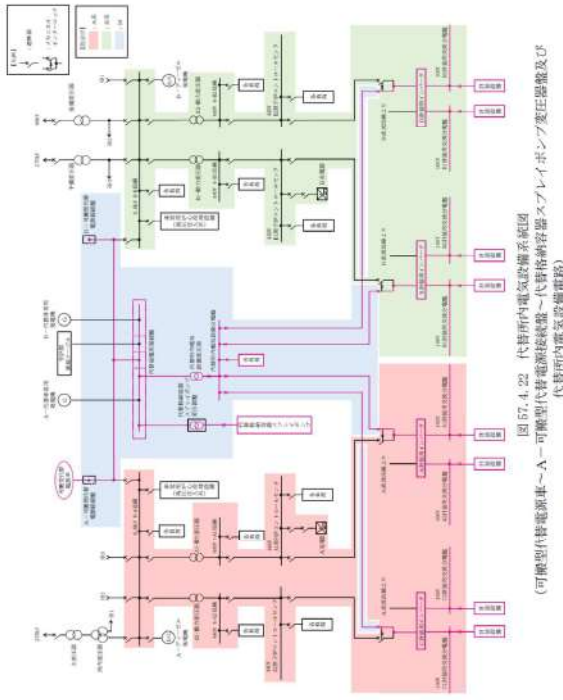
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3/4号炉</p> <p>&lt;内容比較のため再掲(補足 4-4)&gt;</p>  <p>57-5-6</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>図 57-3-27 代替所内電気設備系統図</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>図 57.4.21 代替所内電気設備系統図              (代替非常用発電機-代替格納容器-ブレイクポンプ変圧器-及び代替所内電気設備電路)</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【女川】 設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等)</li> <li>【大飯】 設備・運用の相違 (代替所内電気設備による直流給電) 設備・運用の相違 (代替炉心注水等)</li> <li>【大飯, 女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

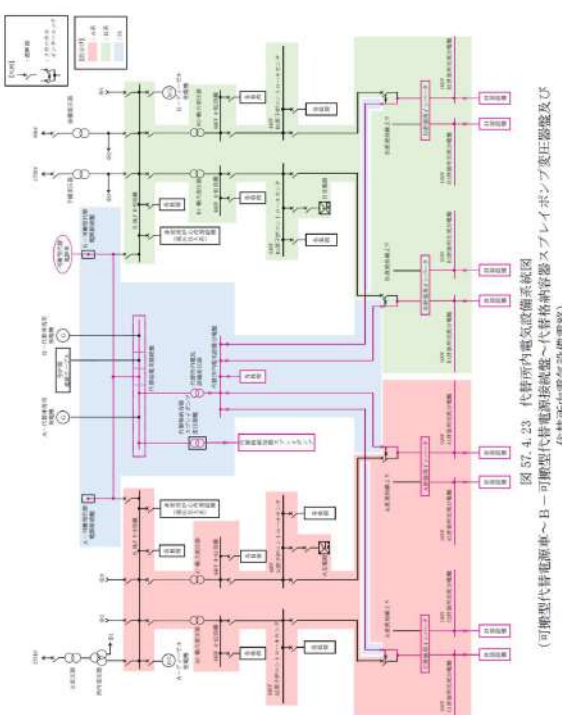
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(参考) 伊方3号炉</p>  <p>代替所内電気設備を使用した電源供給 概略系統図</p> <p>57-4-5</p>		 <p>図 57.4.22 代替所内電気設備系統図          (可搬型代替電源車-A-可搬型代替電源接続線-代替格納容器スプレッドポンプ変圧器並びに代替所内電気設備電路)</p>	<p>【女川】                  設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等)</p> <p>【大飯】                  設備・運用の相違 (代替所内電気設備による直流給電)                  設備・運用の相違 (代替炉心注水等)</p> <p>【大飯、女川】                  設備の相違                  ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.4.23 代替所内電気設備系統図 (可搬型代替電源車~B-1可搬型代替電源装置~代替格納容器スプレッドボンプ変圧器及び代替所内電気設備電路)</p>	<p><b>【女川】</b>                  設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等)</p> <p><b>【大飯】</b>                  設備・運用の相違 (代替所内電気設備による直流給電)                  設備・運用の相違 (代替炉心注水等)</p> <p><b>【大飯, 女川】</b>                  設備の相違                  ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>

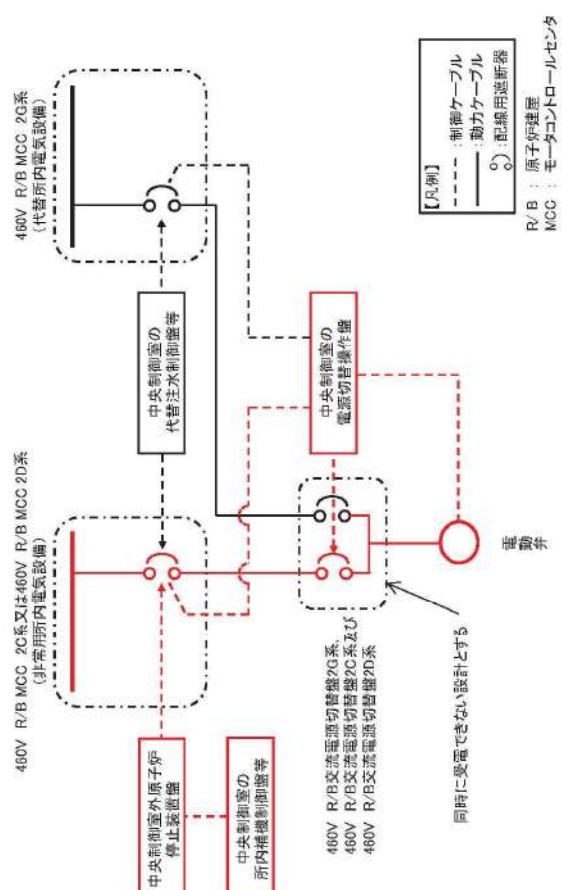
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>460V R/B MCC 2C系又は460V R/B MCC 2D系 (非常用所内電気設備)</p> <p>460V R/B MCC 2C系 (代替所内電気設備)</p> <p>中央制御室の停止装置</p> <p>中央制御室の所内権限制御室等</p> <p>460V R/B交流電源切替機2C系、460V R/B交流電源切替機2D系及び460V R/B交流電源切替機2D系</p> <p>中央制御室の代替注水制御室等</p> <p>中央制御室の電源切替操作機</p> <p>電動弁</p> <p>同時に受電できない設計とする</p> <p>【R/B例】              制御ケーブル              動力ケーブル              配線用遮断器</p> <p>R/B : 原子炉建屋              MCC : モーターコントロールセンタ</p> <p>図 57-3-28 代替所内電気設備制御回路系統図              (460V 原子炉建屋モーターコントロールセンタ 2C 系又は460V 原子炉建屋モーターコントロールセンタ 2D 系から電源供給時 (低圧代替注水系の例))</p>		<p>・【女川】              設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等)</p> <p>【女川】              設備の相違</p> <p>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>

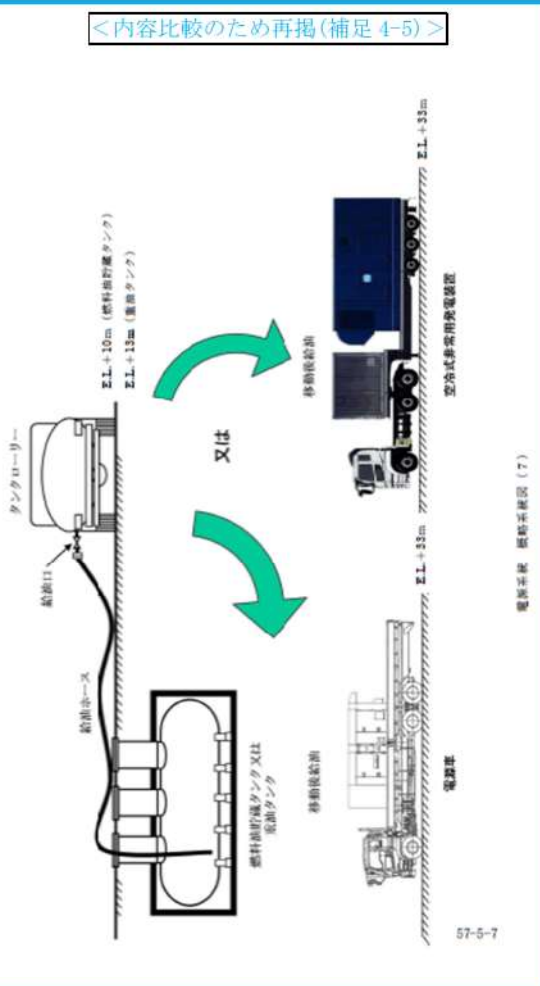
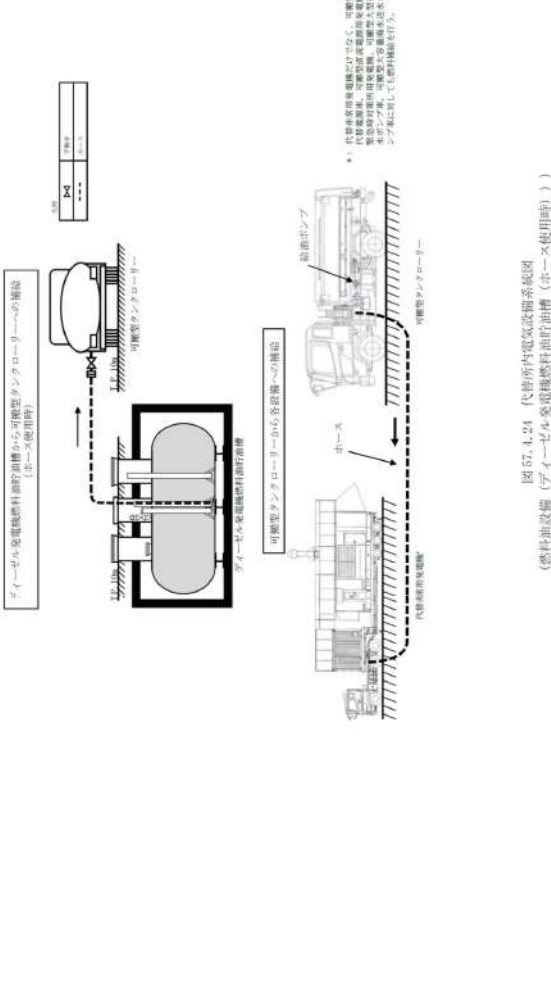
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>460V R/B MCC 2C系又は460V R/B MCC 2D系 (代替所内電気設備)</p> <p>460V R/B MCC 2C系又は460V R/B MCC 2D系 (非常用所内電気設備)</p> <p>中央制御室の代替注水制御室等</p> <p>中央制御室の電源切替操作盤</p> <p>中央制御室の停止装置</p> <p>中央制御室の所内補給制御室等</p> <p>460V R/B交流電源切替盤2C系、460V R/B交流電源切替盤2C系及び460V R/B交流電源切替盤2D系</p> <p>電動弁</p> <p>同時に受電できない設計とする</p> <p>【凡例】              - - - : 制御ケーブル              - - - : 動力ケーブル              ○ : 配線用遮断器              R/B : 原子炉建屋              MCC : モーターコントロールセンタ</p> <p>図57-3-29 代替所内電気設備制御回路系統図              (460V原子炉建屋モータコントロールセンタ2C系から電源供給時              (低压代替注水系の例))</p>		<p>・【女川】              設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等)</p> <p>【女川】              設備の相違</p> <p>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等              対処設備として必要な設備を設けると              いう点において同等である。</p>

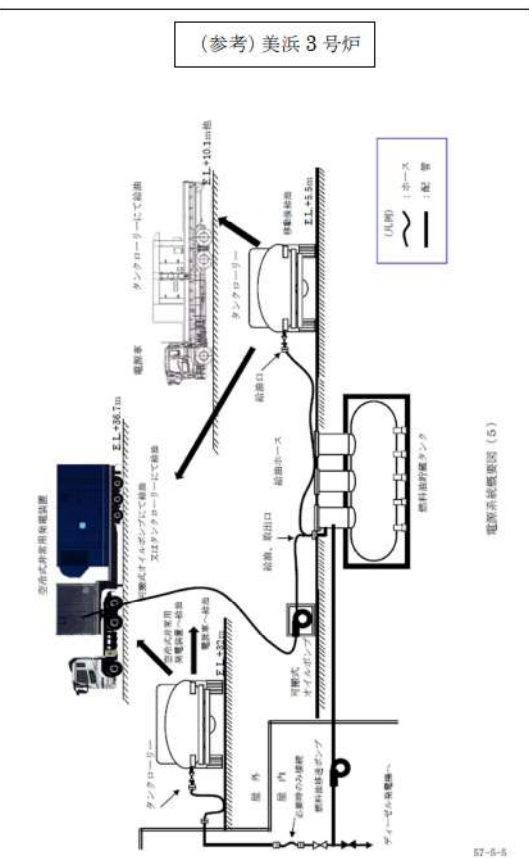
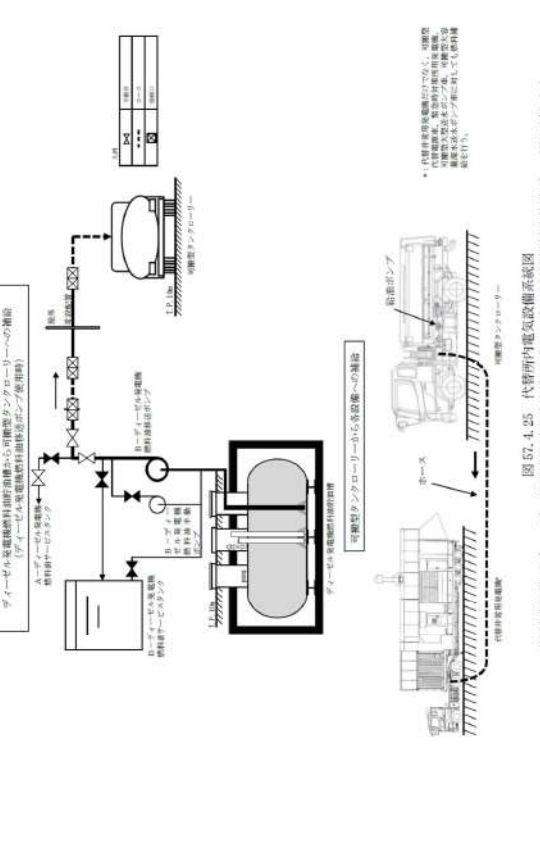
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; color: blue;">&lt;内容比較のため再掲(補足4-5)&gt;</p>  </div>			<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【女川】 設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等)</li> <li>・【大飯】 設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備) 設備・運用の相違 (可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ) 設備の相違</li> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

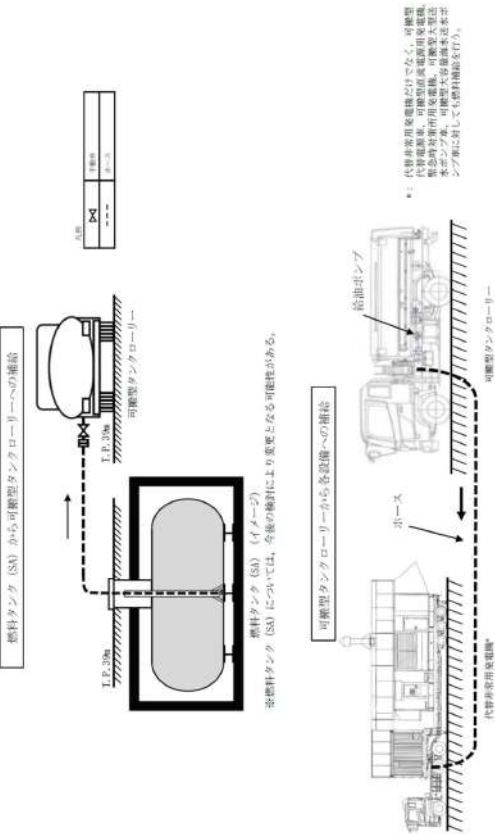
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(参考) 美浜3号炉</p>  <p>電源系統概図 (5)</p> <p>57-5-5</p>		 <p>図 57.4.25 代替所内電気設備系統図          (燃料油設備 (ディーゼル発電機燃料油貯蔵タンクから各設備への供給))</p> <p>57-4-25</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】              設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等)</p> <p>【大飯】              設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備)              設備・運用の相違 (可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ)              設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p><b>【女川】</b>                  設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等)</p> <p><b>【大飯】</b>                  設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備)                  設備・運用の相違 (可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ)                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-3-30 蓄電池室空調機系統図          (460V 原子炉建屋モータコントロールセンタ 2C 系から電源供給時)</p>		<p>・【女川】              設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等)</p> <p>【女川】              設備の相違</p> <p>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>

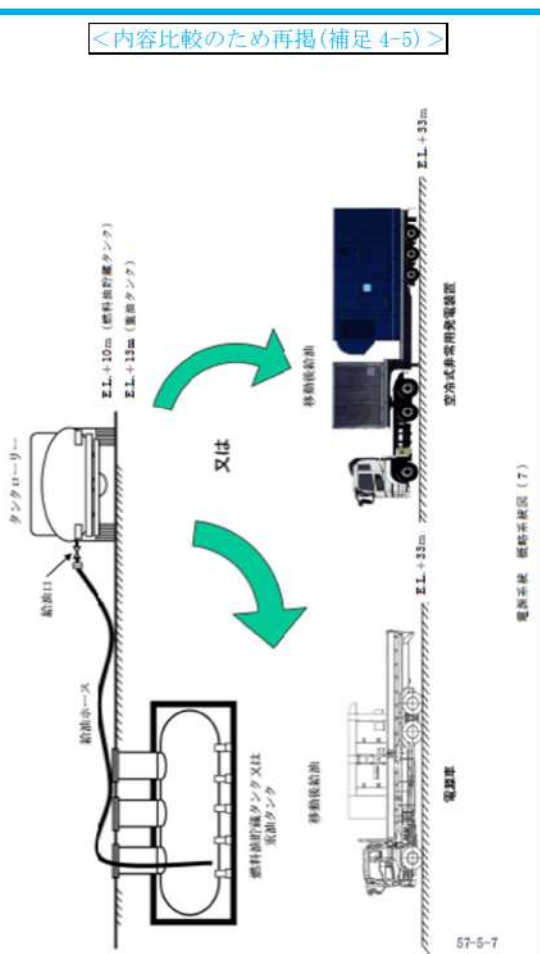
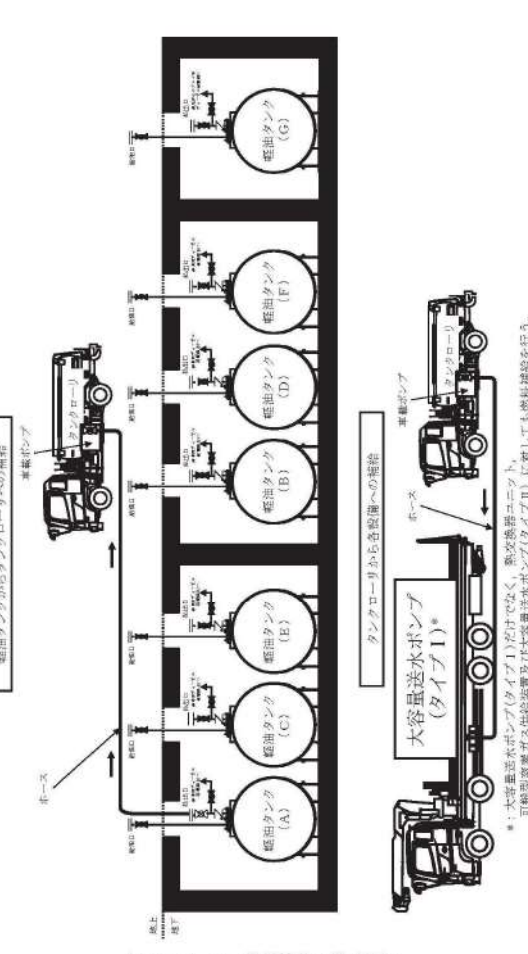
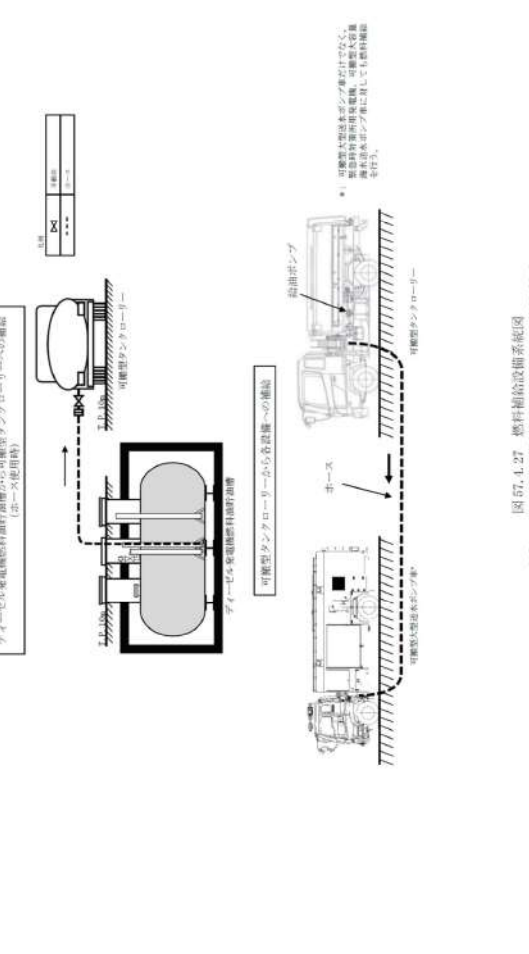
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-3-31 蓄電池室空調機系統図          (400V 原子が建屋モータコントロールセンタ 20系から電源供給時)</p>		<p>・【女川】              設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等)              【女川】              設備の相違              ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>

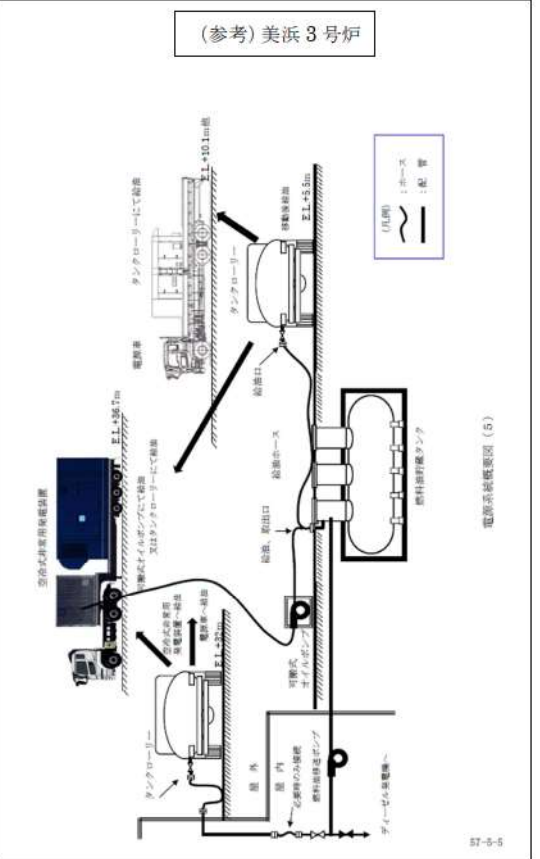
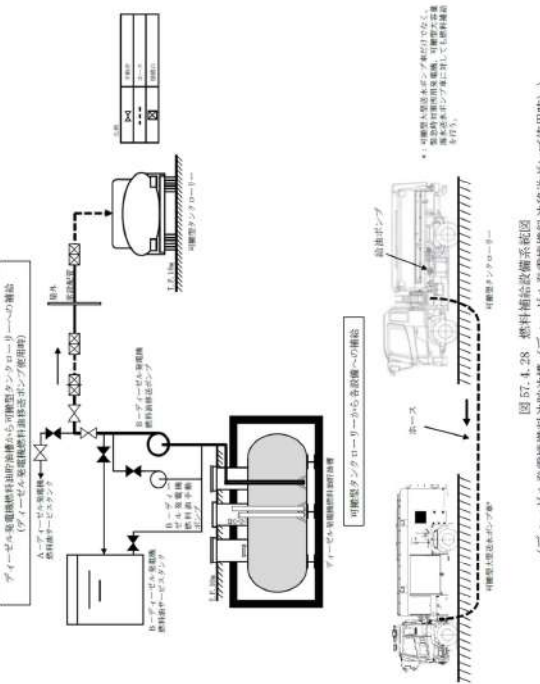
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">&lt;内容比較のため再掲(補足4-5)&gt;</p>  <p style="text-align: center;">図 57-5-7</p>	 <p style="text-align: center;">図 57-3-32 燃料補給設備系統図 (軽油タンク)</p>	 <p style="text-align: center;">図 57-4-27 燃料補給設備系統図 (ディーゼル発電機燃料貯蔵槽 (ホース使用時))</p>	<p><b>【大飯, 女川】</b>          設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備)</p> <p><b>【大飯, 女川】</b>          設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(参考) 美浜3号炉</p>  <p>電圧系統概図 (5)</p> <p>57-5-5</p>		 <p>図 57.4.28 燃料補給設備系統図 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽使用時))</p>	<p>【大飯, 女川】              設備・運用の相違 (可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ)</p> <p>【大飯, 女川】              設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

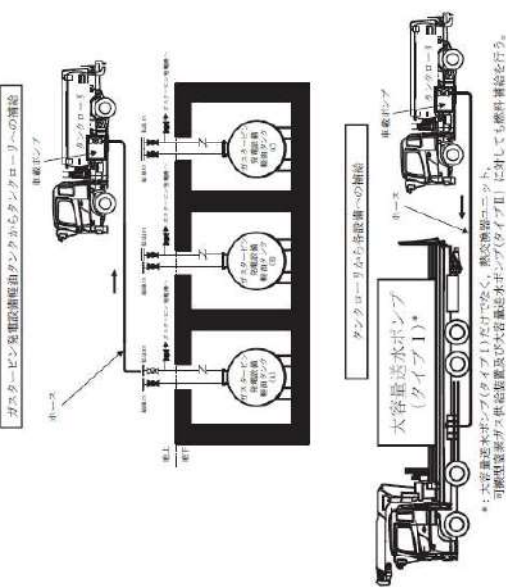
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯、女川】                  設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備)</p> <p>【大飯、女川】                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="846 853 1070 890">図 57-3-33 燃料補給設備系統図 (ガスタービン発電機駆動油タンク)</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 164">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 2105 193">設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備)</p> <p data-bbox="1848 201 1904 221">【女川】</p> <p data-bbox="1848 229 1926 250">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 258 2157 338" style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉 57-6 容量設定根拠	女川原子力発電所2号炉 57-5 容量設定根拠	泊発電所3号炉 57-5 容量設定根拠	相違理由
		<div data-bbox="1272 478 1809 550" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     本資料は、一部、詳細設計中のものも含まれているため、設計の進捗により変更する場合があります。                 </div>	<p>【大飯】                      項目番号の相違                      (以降、同様の箇所の相違理由の記載は省略する)。</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
<p style="text-align: center;">&lt;女川、泊の記載箇所を比較(補足-5-1)&gt;</p> <table border="1" data-bbox="85 209 647 272"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>空冷式非常用発電装置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>kVA/個</td> <td>1,825</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【設 定 根 拠】</b>                      空冷式非常用発電装置は、常設代替電源設備として設置し、非常用高圧母線に接続する。                      外部電源の喪失に加え、設計基準事故対処設備の電源であるディーゼル発電機の全てが機能喪失したことにより全交流電源喪失が発生した場合において炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止並びに使用済燃料ピットの燃料損傷防止に必要な電力を供給できる設計とする。                      空冷式非常用発電装置は、全交流電源喪失時に中央制御室から遠隔起動する。その後、非常用高圧母線に受電の事前準備として非常用高圧母線に接続する負荷を切り離し、非常用高圧母線に手動投入した後、非常用母線に接続する負荷を順次投入する。                      また、空冷式非常用発電装置は、その機能の健全性を確認するため、検査を行うことができる設計とする。</p> <p>1. 容量                      最大所要負荷は、全交流動力電源喪失時に必要な負荷の集計により、1,759kWを上回る2,920kWとする。全交流動力電源喪失時に必要な最大所要負荷を第1表に示す。                      最大所要負荷に従い、発電機の容量は以下のとおり1,825kVA×2個=3,650kVA(2,920kW)とする。</p> $Q \geq \frac{P}{\text{pf}} = \frac{2,920}{0.8} = 3,650$ <p>Q：発電機の容量 (kVA)                      P：最大所要負荷 (kW) =2,920                      pf：力率 =0.80</p>	名 称		空冷式非常用発電装置	個 数	—	2	容 量	kVA/個	1,825			<p>【大飯】                      記載箇所の相違 (57-5-36 ~)</p>
名 称		空冷式非常用発電装置										
個 数	—	2										
容 量	kVA/個	1,825										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																					
<p style="text-align: center;">＜女川、泊の記載箇所を比較(補足-5-2)＞</p> <p>第1表                      全交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA時に必要な負荷</p> <table border="1" data-bbox="112 279 622 590"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量 (kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">充電器 (A、B)</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>77</td> </tr> <tr> <td>計装用電源 (A、B、C、D)</td> <td>充電器 (A、B) に含む</td> </tr> <tr> <td>恒設代替低圧注水ポンプ</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>高圧注入ポンプ</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化ファン</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>中央制御室空調ファン</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>中央制御室備用ファン</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用備用ファン</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>合計 (kW)</td> <td>1,759</td> </tr> </tbody> </table> <p>重大事故等防止技術的能力の添付資料 1.14.4-(1)より引用</p> <p>(備考)その他事象の所要負荷</p> <p>① 大破断 LOCA+高圧注入失敗+低圧注入失敗+格納容器スプレイ失敗時に必要な負荷 372kW</p> <p>② 外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+補助給水失敗時に必要な負荷(格納容器過温破損) 372kW</p> <p>③ 燃料取出前のミッドループ運転中における外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失時に必要な負荷 1,759kW</p>	負荷名称	負荷容量 (kW)	充電器 (A、B)	77	77	計装用電源 (A、B、C、D)	充電器 (A、B) に含む	恒設代替低圧注水ポンプ	145	高圧注入ポンプ	1,400	アニュラス空気浄化ファン	19	中央制御室空調ファン	19	中央制御室備用ファン	11	中央制御室非常用備用ファン	11	合計 (kW)	1,759			<p>【大飯】                      記載箇所の相違 (57-5-37～)</p>
負荷名称	負荷容量 (kW)																							
充電器 (A、B)	77																							
	77																							
計装用電源 (A、B、C、D)	充電器 (A、B) に含む																							
恒設代替低圧注水ポンプ	145																							
高圧注入ポンプ	1,400																							
アニュラス空気浄化ファン	19																							
中央制御室空調ファン	19																							
中央制御室備用ファン	11																							
中央制御室非常用備用ファン	11																							
合計 (kW)	1,759																							

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																							
<内容比較のため再掲(補足-5-3)>																																																																																										
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>電源車</th> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>2(予備1)<sup>(注1)</sup></td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>kVA/個</td> <td>610</td> </tr> </table> <p>(注1) 3・4号炉共用の予備1台含む</p> <p>【設定根拠】                  電源車は、可搬型代替電源設備として設置し、手で非常用高圧母線に接続する。外部電源及び設計基準事故対応設備の電源である非常用ディーゼル発電機の全てが機能喪失し、全交流電源喪失が発生した場合で、かつ、常設代替交流電源である空冷式非常用発電装置も機能喪失した場合において、プラント監視機能を維持できる設計とする。</p> <p>また、可搬性を損なわない範囲で、プラント監視機能の維持に加え事故の状況に応じて補機を動作可能な容量とし、その容量を賅うことができる設備をプラント1基あたり2セット以上に加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除時時のバックアップを発電所全体で確保する設計とする。</p> <p>2. 容量                  1台でプラント監視機能を維持可能な負荷容量は、第1表の集計により214kWとする。また、これに加え、事故の状態に応じて比較的小容量の補機であれば動作できるように発電機の出力は488kWとする。                  電源車の容量に比べ、発電機の容量は以下のとおり610kVAとする。</p> $Q \geq \frac{P}{p f} = \frac{488}{0.8} = 610$ <p>Q : 発電機の容量 (kVA)                  P : 最大所要負荷 (kW) = 488                  p f : 力率 = 0.80</p>	名称		電源車	個数	—	2(予備1) <sup>(注1)</sup>	容量	kVA/個	610	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>電源車</th> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>個</td> <td>4(予備1)</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>kVA/個</td> <td>490</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】                  設計基準事故対応設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合、重大事故等に対処するため、必要な電力を供給するために電源車を配備する。</p> <p>電源車の容量は、以下の①及び②について必要な負荷を基に設定する。</p> <p>① ガスタービン発電機が使用不能の場合のバックアップ給電                  ② 代替所内電気設備から125V代替充電器及び250V充電器を経由し、直流負荷へ給電</p> <p>① ガスタービン発電機が使用不能の場合、復水移送ポンプを使用した低圧代替注水系(常設) (復水移送ポンプ)にて炉心の冠水を実施するために必要となる負荷は以下のとおり、最大負荷670.05kW及び連続負荷669.30kWである。したがって、電源車2台分を必要容量(680kW=400kVA×力率0.85×2台)とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>125V充電器</td><td>118.00 kW</td></tr> <tr><td>125V充電器</td><td>118.00 kW</td></tr> <tr><td>中央制御室120V交流分電盤</td><td>52.50 kW</td></tr> <tr><td>中央制御室120V交流分電盤</td><td>52.50 kW</td></tr> <tr><td>復水移送ポンプ</td><td>45.00 kW</td></tr> <tr><td>復水移送ポンプ</td><td>45.00 kW</td></tr> <tr><td>非常用照明</td><td>56.00 kW</td></tr> <tr><td>燃料プール冷却浄化系ポンプ</td><td>75.00 kW</td></tr> <tr><td>その他負荷</td><td>107.30 kW</td></tr> <tr><td>合計(連続負荷)</td><td>669.30 kW</td></tr> <tr><td>(最大負荷)</td><td>(670.05 kW)</td></tr> </tbody> </table> <p>② 125V充電器が使用不能の場合、代替所内電気設備から125V代替充電器を経由し高圧代替注水系に給電し、低圧代替注水系が使用不能の場合、代替所内電気設備から250V充電器を経由し直流駆動低圧注水系に給電する。高圧代替注水系による炉心の冠水を実施するために必要となる負荷は125V代替充電器の容量となり、連続負荷118kWである。また、直流駆動低圧注水系による炉心の冠水を実施するために必要となる負荷は250V充電器の容量となり、連続負荷130kWであるため、合計で248kWとなる。したがって、電源車1台分を必要容量(340kW=400kVA×力率0.85×1台)とする。</p> <p>なお、予備については緊急時対策用代替交流電源設備の電源車(緊急時対策用)としても使用する。</p>	名称		電源車	個数	個	4(予備1)	容量	kVA/個	490	負荷名称	負荷容量	125V充電器	118.00 kW	125V充電器	118.00 kW	中央制御室120V交流分電盤	52.50 kW	中央制御室120V交流分電盤	52.50 kW	復水移送ポンプ	45.00 kW	復水移送ポンプ	45.00 kW	非常用照明	56.00 kW	燃料プール冷却浄化系ポンプ	75.00 kW	その他負荷	107.30 kW	合計(連続負荷)	669.30 kW	(最大負荷)	(670.05 kW)	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>可搬型代替電源車</th> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>2(予備2)</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>kVA/個</td> <td>2,200<sup>(注2)</sup></td> </tr> </table> <p>【設定根拠】                  設計基準事故対応設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合、重大事故等に対処するため、必要な電力を供給するために可搬型代替電源車を配備する。                  可搬型代替電源車の容量は、代替非常用発電機が使用不能の場合のバックアップ給電を基に設定する。代替非常用発電機が使用不能の場合、代替格納容器スプレイポンプによる原子格納容器冷却等を実施するために必要となる負荷は以下のとおり、最大負荷788kW及び連続負荷553kWである。<sup>(注2)</sup></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>充電器(A, B)</td><td>113kW</td></tr> <tr><td></td><td>113kW</td></tr> <tr><td>計装用電源(安全系)</td><td>22kW (A充電器を含む)</td></tr> <tr><td>(A, B, C, D)</td><td>22kW (B充電器を含む)</td></tr> <tr><td></td><td>22kW (A充電器を含む)</td></tr> <tr><td></td><td>22kW (B充電器を含む)</td></tr> <tr><td>代替格納容器スプレイポンプ</td><td>200kW</td></tr> <tr><td>アニュラス空気浄化ファン</td><td>30kW</td></tr> <tr><td>中央制御室給気ファン</td><td>21kW</td></tr> <tr><td>中央制御室循環ファン</td><td>13kW</td></tr> <tr><td>中央制御室非常用循環ファン</td><td>5kW</td></tr> <tr><td>中央制御室照明等</td><td>23kW</td></tr> <tr><td>中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ</td><td>13kW</td></tr> <tr><td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</td><td>7kW</td></tr> <tr><td>CV水素濃度計電源盤</td><td>6kW</td></tr> <tr><td>合計(連続負荷)</td><td>553kW</td></tr> <tr><td>(最大負荷)</td><td>788kW</td></tr> </tbody> </table> <p>したがって、発電機の出力は最大負荷である788kWに対し、余裕を有する1,760kWとする。                  なお、可搬型代替電源車の容量は以下のとおり、2,200kVA/個とする。</p> $Q \geq \frac{P}{p f} = \frac{1,760}{0.8} = 2,200$ <p>Q : 発電機の容量 (kVA), P : 発電機の定格出力 (kW) = 1,760, P f : 力率 = 0.8</p>	名称		可搬型代替電源車	個数	—	2(予備2)	容量	kVA/個	2,200 <sup>(注2)</sup>	負荷名称	負荷容量	充電器(A, B)	113kW		113kW	計装用電源(安全系)	22kW (A充電器を含む)	(A, B, C, D)	22kW (B充電器を含む)		22kW (A充電器を含む)		22kW (B充電器を含む)	代替格納容器スプレイポンプ	200kW	アニュラス空気浄化ファン	30kW	中央制御室給気ファン	21kW	中央制御室循環ファン	13kW	中央制御室非常用循環ファン	5kW	中央制御室照明等	23kW	中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ	13kW	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	7kW	CV水素濃度計電源盤	6kW	合計(連続負荷)	553kW	(最大負荷)	788kW	<p>【大飯, 女川】                  設備名称の相違 (可搬型代替電源車)</p> <p>【大飯, 女川】                  設備の相違                  ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。                  ・泊は美浜と同様にディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いて燃料を補給することから、可搬型代替交流電源設備の負荷としてディーゼル発電機燃料油移送ポンプを追加している。</p> <p>【大飯, 女川】                  記載方針の相違 (負荷値)                  ・泊は伊方と同様に最大負荷について、基本設計時点での値を示す(以降、「記載方針の相違(負荷値)と記載する」)。</p>
名称		電源車																																																																																								
個数	—	2(予備1) <sup>(注1)</sup>																																																																																								
容量	kVA/個	610																																																																																								
名称		電源車																																																																																								
個数	個	4(予備1)																																																																																								
容量	kVA/個	490																																																																																								
負荷名称	負荷容量																																																																																									
125V充電器	118.00 kW																																																																																									
125V充電器	118.00 kW																																																																																									
中央制御室120V交流分電盤	52.50 kW																																																																																									
中央制御室120V交流分電盤	52.50 kW																																																																																									
復水移送ポンプ	45.00 kW																																																																																									
復水移送ポンプ	45.00 kW																																																																																									
非常用照明	56.00 kW																																																																																									
燃料プール冷却浄化系ポンプ	75.00 kW																																																																																									
その他負荷	107.30 kW																																																																																									
合計(連続負荷)	669.30 kW																																																																																									
(最大負荷)	(670.05 kW)																																																																																									
名称		可搬型代替電源車																																																																																								
個数	—	2(予備2)																																																																																								
容量	kVA/個	2,200 <sup>(注2)</sup>																																																																																								
負荷名称	負荷容量																																																																																									
充電器(A, B)	113kW																																																																																									
	113kW																																																																																									
計装用電源(安全系)	22kW (A充電器を含む)																																																																																									
(A, B, C, D)	22kW (B充電器を含む)																																																																																									
	22kW (A充電器を含む)																																																																																									
	22kW (B充電器を含む)																																																																																									
代替格納容器スプレイポンプ	200kW																																																																																									
アニュラス空気浄化ファン	30kW																																																																																									
中央制御室給気ファン	21kW																																																																																									
中央制御室循環ファン	13kW																																																																																									
中央制御室非常用循環ファン	5kW																																																																																									
中央制御室照明等	23kW																																																																																									
中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ	13kW																																																																																									
ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	7kW																																																																																									
CV水素濃度計電源盤	6kW																																																																																									
合計(連続負荷)	553kW																																																																																									
(最大負荷)	788kW																																																																																									
<p>第1表 プラント監視機能の維持に必要な負荷</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量 (kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>充電器(A, B)</td><td>77</td></tr> <tr><td></td><td>77</td></tr> <tr><td>計装用電源(A, B, C, D)</td><td>充電器(A, B)を含む</td></tr> <tr><td>アニュラス空気浄化ファン</td><td>19</td></tr> <tr><td>中央制御室空調ファン</td><td>19</td></tr> <tr><td>中央制御室循環ファン</td><td>11</td></tr> <tr><td>中央制御室非常用循環ファン</td><td>11</td></tr> <tr><td>合計 (kW)</td><td>214</td></tr> </tbody> </table>	負荷名称	負荷容量 (kW)	充電器(A, B)	77		77	計装用電源(A, B, C, D)	充電器(A, B)を含む	アニュラス空気浄化ファン	19	中央制御室空調ファン	19	中央制御室循環ファン	11	中央制御室非常用循環ファン	11	合計 (kW)	214																																																																								
負荷名称	負荷容量 (kW)																																																																																									
充電器(A, B)	77																																																																																									
	77																																																																																									
計装用電源(A, B, C, D)	充電器(A, B)を含む																																																																																									
アニュラス空気浄化ファン	19																																																																																									
中央制御室空調ファン	19																																																																																									
中央制御室循環ファン	11																																																																																									
中央制御室非常用循環ファン	11																																																																																									
合計 (kW)	214																																																																																									
		<p>(注1) 公称値                  (注2) 最大負荷については、基本設計時点での値を示す。</p>																																																																																								

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																					
<p style="text-align: center;">(参考) 美浜3号炉</p> <p>第1表 プラント監視機能の維持に必要な負荷</p> <table border="1" data-bbox="89 255 638 550"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量 (kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">充電器 (A、B)</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td>88</td> </tr> <tr> <td>計器用電源 (A、B、C、D)</td> <td>充電器(A,B)に含む</td> </tr> <tr> <td>アニュラス循環ファン</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>制御建屋送気ファン</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>制御建屋循環ファン</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>燃料油移送ポンプ (A、B)</td> <td>3*1</td> </tr> <tr> <td>燃料油移送ポンプ充電電磁弁 (A、B)</td> <td>1*1</td> </tr> <tr> <td>合計 (kW)</td> <td>287</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 E.L+5.5m燃料油取出口が使用できない場合に使用するものであるが、電源車の出力決定に際しては最大負荷に含める。</p>	負荷名称	負荷容量 (kW)	充電器 (A、B)	88	88	計器用電源 (A、B、C、D)	充電器(A,B)に含む	アニュラス循環ファン	15	制御建屋送気ファン	55	制御建屋循環ファン	22	中央制御室非常用循環ファン	15	燃料油移送ポンプ (A、B)	3*1	燃料油移送ポンプ充電電磁弁 (A、B)	1*1	合計 (kW)	287			<p>【大飯、女川】                      設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p>【大飯、女川】                      設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> <li>・泊は美浜と同様にディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いて燃料を補給することから、可搬型代替交流電源設備の負荷としてディーゼル発電機燃料油移送ポンプを追加している。</li> </ul> <p>【大飯、女川】                      記載方針の相違（負荷値）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は伊方と同様に最大負荷について、基本設計時点での値を示す（以降、「記載方針の相違（負荷値）と記載する」）。</li> </ul>
負荷名称	負荷容量 (kW)																							
充電器 (A、B)	88																							
	88																							
計器用電源 (A、B、C、D)	充電器(A,B)に含む																							
アニュラス循環ファン	15																							
制御建屋送気ファン	55																							
制御建屋循環ファン	22																							
中央制御室非常用循環ファン	15																							
燃料油移送ポンプ (A、B)	3*1																							
燃料油移送ポンプ充電電磁弁 (A、B)	1*1																							
合計 (kW)	287																							
<p style="text-align: center;">(参考) 伊方3号炉</p> <p>1. 容量</p> <p>全交流動力電源喪失時における蒸気発生器による1次冷却材系統の除熱及びプラント監視機能を維持するために必要な負荷の集計を基に設定する。最大所要負荷は、153kWである。<sup>(注1)</sup></p> <p>したがって、発電機の出力は最大所要負荷である153kWに対し十分な余裕を有する240kWとする。</p> <p>発電機の容量は以下のとおり300kVAとなる。</p> <p>300kVA電源車用変圧器は発電機と同様の300kVAとなる。</p> $Q \geq \frac{P}{pf} = \frac{240}{0.8} = 300$ <p>Q : 発電機の容量 (kVA)          P : 発電機の定格出力 (kW) = 240          pf : 力率 = 0.8</p> <p>(注1) 公称値          (注2) 最大所要負荷については、基本設計時点での値を示す。</p>																								



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																								
<table border="1" data-bbox="85 175 642 295"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>燃料油貯蔵タンク (重大事故等時のみ3・4号機共用)</th> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>m<sup>3</sup>/個</td> <td>150 (165)</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>—</td> <td>大気圧</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>40</td> </tr> </table> <p data-bbox="85 279 642 303">その他発電用原子炉の附属施設 (補機駆動用燃料設備) のうち燃料貯蔵設備と兼用</p> <p data-bbox="85 319 642 343">【設定根拠】</p> <p data-bbox="85 343 642 359">・設計基準対象施設</p> <p data-bbox="85 359 642 478">非常用電源設備のうち非常用発電装置燃料貯蔵設備として使用する燃料油貯蔵タンクは、設計基準対象施設として、設計基準対象施設の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、原子伊格納容器の破損、使用済み燃料ピット内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を供給する、非常用発電装置用の燃料を貯蔵するために設置する。</p> <p data-bbox="85 478 642 598">燃料油貯蔵タンクは、設計基準対象施設の電源喪失 (全交流動力電源喪失) した場合に、重油タンクからタンクローリーを用いて燃料油貯蔵タンクを経由し非常用予備発電装置ディーゼル発電機 (以下「ディーゼル発電機」と略称) へ、燃料油貯蔵タンクからタンクローリーを用いて空冷式非常用発電装置、電源車、電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ用) 及び電源車 (緊急時対策用) 及び大容量ポンプへ燃料を補給できる設計とする。</p> <p data-bbox="85 598 642 662">また、所内電源設備の非常用母線等の機能が喪失した場合に、発生する重大事故等の対応に必要な設備に、電力を供給する代替所内電気設備用の燃料を、タンクローリーを用いて補給できる設計とする。</p> <p data-bbox="85 678 642 742">以上より、燃料油貯蔵タンクは、重油タンクと合わせてディーゼル発電機、空冷式非常用発電装置、電源車、電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ用)、電源車 (緊急時対策用)、大容量ポンプへ必要な燃料油を補給するために設置する。</p> <p data-bbox="85 758 642 774">燃料油貯蔵タンクは、設計基準対象施設として2個設置している。</p> <p data-bbox="85 790 642 805">・重大事故等対処設備</p> <p data-bbox="85 805 642 869">重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備及び補機駆動用燃料設備として使用する燃料油貯蔵タンク (重大事故等時のみ3・4号機共用) は、以下の機能を有する。</p> <p data-bbox="85 885 642 949">燃料油貯蔵タンク (重大事故等時のみ3・4号機共用) は、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても原子炉を冷却し、炉心の著しい損傷を防止するために必</p>	名称		燃料油貯蔵タンク (重大事故等時のみ3・4号機共用)	容量	m <sup>3</sup> /個	150 (165)	最高使用圧力	—	大気圧	最高使用温度	℃	40	<table border="1" data-bbox="672 175 1232 311"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>軽油タンク</th> </tr> <tr> <td>基数</td> <td>基</td> <td>6 (1系列につき3基) 1 (1系列につき1基)</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>kl/個</td> <td>110 (1基当たり) 170</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>kPa [gsg]</td> <td>静水頭</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>66</td> </tr> </table> <p data-bbox="672 319 1232 335">【設定根拠】</p> <p data-bbox="672 335 1232 375">軽油タンクは、重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される重大事故等対処設備が7日間連続運転する場合に必要な燃料を保有する。</p> <p data-bbox="672 391 1232 406">1. 容量</p> <p data-bbox="672 406 1232 446">設置許可基準規則第三章 (重大事故等対処施設) において配備を要求される設備のうち、軽油タンクより燃料補給を必要とする設備は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="705 462 1209 758"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>46条</td><td>可搬型代替直流電源設備<sup>*1</sup></td></tr> <tr><td>47条</td><td>大容量送水ポンプ (タイプI)</td></tr> <tr><td>48条</td><td>熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ (タイプI)、可搬型窒素ガス供給装置</td></tr> <tr><td>49条</td><td>大容量送水ポンプ (タイプI)</td></tr> <tr><td>50条</td><td>熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ (タイプI)、可搬型窒素ガス供給装置</td></tr> <tr><td>51条</td><td>熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ (タイプI)</td></tr> <tr><td>52条</td><td>大容量送水ポンプ (タイプI)、可搬型窒素ガス供給装置</td></tr> <tr><td>54条</td><td>熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ (タイプI)</td></tr> <tr><td>55条</td><td>大容量送水ポンプ (タイプII)</td></tr> <tr><td>56条</td><td>大容量送水ポンプ (タイプI)、大容量送水ポンプ (タイプII)</td></tr> <tr><td>57条</td><td>可搬型代替交流電源設備<sup>*1</sup>、常設代替交流電源設備<sup>*2</sup>、可搬型代替直流電源設備<sup>*1</sup></td></tr> </tbody> </table> <p data-bbox="672 758 1232 774">*1：電源車</p> <p data-bbox="672 774 1232 790">*2：ガスタービン発電機</p> <p data-bbox="672 805 1232 869">軽油タンクの容量は、重大事故等時において、同時にその機能を要求される重大事故等対処設備が最大数となる有効性評価の各重要事故シナシス等から選定した設備が、7日間 (168時間) の連続運転にて消費する燃料消費量を基に設定する。</p>	名称		軽油タンク	基数	基	6 (1系列につき3基) 1 (1系列につき1基)	容量	kl/個	110 (1基当たり) 170	最高使用圧力	kPa [gsg]	静水頭	最高使用温度	℃	66	条文	重大事故等対処設備	46条	可搬型代替直流電源設備 <sup>*1</sup>	47条	大容量送水ポンプ (タイプI)	48条	熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ (タイプI)、可搬型窒素ガス供給装置	49条	大容量送水ポンプ (タイプI)	50条	熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ (タイプI)、可搬型窒素ガス供給装置	51条	熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ (タイプI)	52条	大容量送水ポンプ (タイプI)、可搬型窒素ガス供給装置	54条	熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ (タイプI)	55条	大容量送水ポンプ (タイプII)	56条	大容量送水ポンプ (タイプI)、大容量送水ポンプ (タイプII)	57条	可搬型代替交流電源設備 <sup>*1</sup> 、常設代替交流電源設備 <sup>*2</sup> 、可搬型代替直流電源設備 <sup>*1</sup>	<table border="1" data-bbox="1265 175 1803 295"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>ディーゼル発電機燃料油貯油槽</th> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>kl/個</td> <td>135以上 (140)</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>—</td> <td>大気圧</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>4</td> </tr> </table> <p data-bbox="1265 303 1803 319">( ) 内は公称値を示す。</p> <p data-bbox="1265 327 1803 343">【設定根拠】</p> <p data-bbox="1265 343 1803 414">ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される重大事故等対処施設が7日間連続運転する場合に必要な燃料を、燃料タンク (SA) の燃料保有量を考慮して保有する。</p> <p data-bbox="1265 438 1803 454">1. 容量</p> <p data-bbox="1265 454 1803 510">設置許可基準規則第三章 (重大事故等対処施設) において配備を要求される設備のうち、ディーゼル発電機燃料油貯油槽より燃料補給を必要とする設備は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1299 526 1769 821"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>47条</td><td>可搬型大型送水ポンプ車</td></tr> <tr><td>48条</td><td>可搬型大型送水ポンプ車</td></tr> <tr><td>49条</td><td>可搬型大型送水ポンプ車</td></tr> <tr><td>50条</td><td>可搬型大型送水ポンプ車</td></tr> <tr><td>52条</td><td>可搬型大型送水ポンプ車</td></tr> <tr><td>54条</td><td>可搬型大型送水ポンプ車、可搬型大容量海水送水ポンプ車</td></tr> <tr><td>55条</td><td>可搬型大型送水ポンプ車、可搬型大容量海水送水ポンプ車</td></tr> <tr><td>56条</td><td>可搬型大型送水ポンプ車</td></tr> <tr><td>57条</td><td>常設代替交流電源設備<sup>*1</sup>、可搬型代替交流電源設備<sup>*2</sup>、可搬型代替直流電源設備<sup>*3</sup></td></tr> <tr><td>61条</td><td>緊急時対策用発電機</td></tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1265 829 1803 845">*1：代替非常用発電機</p> <p data-bbox="1265 853 1803 869">*2：可搬型代替電源車</p> <p data-bbox="1265 877 1803 893">*3：可搬型直流電源用発電機</p>	名称		ディーゼル発電機燃料油貯油槽	容量	kl/個	135以上 (140)	最高使用圧力	—	大気圧	最高使用温度	℃	40	個数	—	4	条文	重大事故等対処設備	47条	可搬型大型送水ポンプ車	48条	可搬型大型送水ポンプ車	49条	可搬型大型送水ポンプ車	50条	可搬型大型送水ポンプ車	52条	可搬型大型送水ポンプ車	54条	可搬型大型送水ポンプ車、可搬型大容量海水送水ポンプ車	55条	可搬型大型送水ポンプ車、可搬型大容量海水送水ポンプ車	56条	可搬型大型送水ポンプ車	57条	常設代替交流電源設備 <sup>*1</sup> 、可搬型代替交流電源設備 <sup>*2</sup> 、可搬型代替直流電源設備 <sup>*3</sup>	61条	緊急時対策用発電機	<p data-bbox="1825 143 2157 191">【大飯、女川】 設備名称の相違 (燃料油貯油槽)</p> <p data-bbox="1825 199 2157 247">【大飯、女川】 設備の相違</p> <p data-bbox="1825 255 2157 335">・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>
名称		燃料油貯蔵タンク (重大事故等時のみ3・4号機共用)																																																																																									
容量	m <sup>3</sup> /個	150 (165)																																																																																									
最高使用圧力	—	大気圧																																																																																									
最高使用温度	℃	40																																																																																									
名称		軽油タンク																																																																																									
基数	基	6 (1系列につき3基) 1 (1系列につき1基)																																																																																									
容量	kl/個	110 (1基当たり) 170																																																																																									
最高使用圧力	kPa [gsg]	静水頭																																																																																									
最高使用温度	℃	66																																																																																									
条文	重大事故等対処設備																																																																																										
46条	可搬型代替直流電源設備 <sup>*1</sup>																																																																																										
47条	大容量送水ポンプ (タイプI)																																																																																										
48条	熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ (タイプI)、可搬型窒素ガス供給装置																																																																																										
49条	大容量送水ポンプ (タイプI)																																																																																										
50条	熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ (タイプI)、可搬型窒素ガス供給装置																																																																																										
51条	熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ (タイプI)																																																																																										
52条	大容量送水ポンプ (タイプI)、可搬型窒素ガス供給装置																																																																																										
54条	熱交換器ユニット、大容量送水ポンプ (タイプI)																																																																																										
55条	大容量送水ポンプ (タイプII)																																																																																										
56条	大容量送水ポンプ (タイプI)、大容量送水ポンプ (タイプII)																																																																																										
57条	可搬型代替交流電源設備 <sup>*1</sup> 、常設代替交流電源設備 <sup>*2</sup> 、可搬型代替直流電源設備 <sup>*1</sup>																																																																																										
名称		ディーゼル発電機燃料油貯油槽																																																																																									
容量	kl/個	135以上 (140)																																																																																									
最高使用圧力	—	大気圧																																																																																									
最高使用温度	℃	40																																																																																									
個数	—	4																																																																																									
条文	重大事故等対処設備																																																																																										
47条	可搬型大型送水ポンプ車																																																																																										
48条	可搬型大型送水ポンプ車																																																																																										
49条	可搬型大型送水ポンプ車																																																																																										
50条	可搬型大型送水ポンプ車																																																																																										
52条	可搬型大型送水ポンプ車																																																																																										
54条	可搬型大型送水ポンプ車、可搬型大容量海水送水ポンプ車																																																																																										
55条	可搬型大型送水ポンプ車、可搬型大容量海水送水ポンプ車																																																																																										
56条	可搬型大型送水ポンプ車																																																																																										
57条	常設代替交流電源設備 <sup>*1</sup> 、可搬型代替交流電源設備 <sup>*2</sup> 、可搬型代替直流電源設備 <sup>*3</sup>																																																																																										
61条	緊急時対策用発電機																																																																																										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																				
<p>要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、電動補助給水ポンプの電源に給電するため、燃料油貯蔵タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置へ給油できる設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク (重大事故等時のみ3・4号機共用) は、原子炉冷却材圧力バウンダリが高压の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の減圧機能が喪失した場合においても原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧し、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、電動補助給水ポンプの電源に給電するため、燃料油貯蔵タンクからディーゼル発電機へ給油できる設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク (重大事故等時のみ3・4号機共用) は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても原子炉を冷却し、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、代替炉心注入、代替再循環、格納容器水張り及び蒸気発生器二次側による炉心冷却のため、燃料油貯蔵タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は電源車 (可搬型代替低圧注水ポンプ電源用) へ給油できる設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク (重大事故等時のみ3・4号機共用) は、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において最終ヒートシンクへ熱を輸送し、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損 (炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。) を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、格納容器内自然対流冷却、代替補機冷却及び蒸気発生器二次側による炉心冷却のため、燃料油貯蔵タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は大容量ポンプへ給油できる設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク (重大事故等時のみ3・4号機共用) は、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させ、炉心の著しい損傷を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させ、原子炉格納容器の破損を防止するために必要となる電源の燃料確保</p>	<table border="1" data-bbox="689 183 1214 335"> <thead> <tr> <th>使用機器</th> <th>①台数 (台)</th> <th>②燃料消費率 (kL/h)</th> <th>①×②燃料消費量 (kL/168時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガスタービン発電機</td> <td>2</td> <td>1.230</td> <td>約160<sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td>大容量送水ポンプ (タイプI)</td> <td>2</td> <td>0.188</td> <td>約64</td> </tr> <tr> <td>熱交換器ユニット</td> <td>1</td> <td>0.056</td> <td>約10</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>約234</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ガスタービン発電機の燃料消費量は約414kLであるが、軽油タンクからタンクローリーによるガスタービン発電設備軽油タンクへの燃料補給量である約160kLを記載。(タンクローリーの容量設定根拠参照。)</p> <p>以上のとおり、使用する設備に対して、7日間連続運転した場合の必要容量の最大値約234kLに対し、軽油は合計で830kL (110kL/個×6個及び170kL/個×1個) 保有し、必要容量に対して余裕を有している。</p> <p>【参考】          可搬型窒素ガス供給装置1台 (48条、50条及び52条)、大容量送水ポンプ (タイプII) 2台 (55条及び56条) 及び電源車2台 (46条及び57条) は上記設備と同時に使用するものではないが、各設備が定格出力にて7日間連続運転した場合の燃料消費量は以下のとおり、約234kL以下となることから、軽油タンクの必要容量は約234kLとなる。</p> <table border="1" data-bbox="698 625 1205 777"> <thead> <tr> <th>使用機器</th> <th>①台数 (台)</th> <th>②燃料消費率 (kL/h)</th> <th>①×②燃料消費量 (kL/168時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型窒素ガス供給装置</td> <td>1</td> <td>0.044</td> <td>約8</td> </tr> <tr> <td>大容量送水ポンプ (タイプII)</td> <td>2</td> <td>0.230</td> <td>約78</td> </tr> <tr> <td>電源車</td> <td>2</td> <td>0.100</td> <td>約34</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>約120</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 最高使用圧力の設定根拠          軽油タンクの最高使用圧力は、軽油タンクが開放型であることから静水頭とする。</p> <p>3. 最高使用温度の設定根拠          軽油タンクの最高使用温度は、非常用ディーゼル発電設備燃料移送系及び高圧炉心スプレー系ディーゼル発電設備燃料移送系の最高使用温度と同じ66℃とする。</p>	使用機器	①台数 (台)	②燃料消費率 (kL/h)	①×②燃料消費量 (kL/168時間)	ガスタービン発電機	2	1.230	約160 <sup>※</sup>	大容量送水ポンプ (タイプI)	2	0.188	約64	熱交換器ユニット	1	0.056	約10	計			約234	使用機器	①台数 (台)	②燃料消費率 (kL/h)	①×②燃料消費量 (kL/168時間)	可搬型窒素ガス供給装置	1	0.044	約8	大容量送水ポンプ (タイプII)	2	0.230	約78	電源車	2	0.100	約34	計			約120	<p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、重大事故等時において、同時にその機能を要求される重大事故対処設備が最大数となる有効性評価の各重要事故シナジェンシ等から選定した設備が、7日間 (168時間) の連続運転にて消費する燃料消費量を基に設定する。</p> <table border="1" data-bbox="1281 252 1796 443"> <thead> <tr> <th>使用機器</th> <th>①台数 (台)</th> <th>②燃料消費量 (kL/h)</th> <th>①×②燃料消費量 (kL/168時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼル発電機</td> <td>2</td> <td>1.5687</td> <td>約527.1</td> </tr> <tr> <td>可搬型大型海水ポンプ車</td> <td>1</td> <td>0.074</td> <td>約12.5</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策用発電機</td> <td>2</td> <td>0.0571</td> <td>約19.2</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>約558.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>以上のとおり、使用する設備に対して、7日間連続運転した場合の必要容量の最大値約558.8kLから燃料タンク (SA) の容量50kLを差し引いた508.8kLに対し、軽油は合計で540kL (135kL/個×4個) 保有し、必要容量を有している。</p> <p>【参考】          可搬型代替電源車1台 (57条)、代替非常用発電機2台 (57条)、可搬型直流電源用発電機1台 (57条)、可搬型大容量海水送水ポンプ車1台 (54条及び55条) は上記設備と同時に使用するものではないが、各設備が定格出力にて7日間連続運転した場合の燃料消費量は以下のとおり、約508.8kL以下となることから、ディーゼル発電機燃料油貯油槽の必要容量は約508.8kLとなる。</p> <table border="1" data-bbox="1281 715 1796 928"> <thead> <tr> <th>使用機器</th> <th>①台数 (台)</th> <th>②燃料消費量 (kL/h)</th> <th>①×②燃料消費量 (kL/168時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型代替電源車</td> <td>1</td> <td>0.443</td> <td>約74.5</td> </tr> <tr> <td>代替非常用発電機</td> <td>2</td> <td>0.411</td> <td>約138.1</td> </tr> <tr> <td>可搬型直流電源用発電機</td> <td>1</td> <td>0.0282</td> <td>約4.74</td> </tr> <tr> <td>可搬型大容量海水送水ポンプ車</td> <td>1</td> <td>0.310</td> <td>約52.1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>約269.44</td> </tr> </tbody> </table>	使用機器	①台数 (台)	②燃料消費量 (kL/h)	①×②燃料消費量 (kL/168時間)	ディーゼル発電機	2	1.5687	約527.1	可搬型大型海水ポンプ車	1	0.074	約12.5	緊急時対策用発電機	2	0.0571	約19.2	計			約558.8	使用機器	①台数 (台)	②燃料消費量 (kL/h)	①×②燃料消費量 (kL/168時間)	可搬型代替電源車	1	0.443	約74.5	代替非常用発電機	2	0.411	約138.1	可搬型直流電源用発電機	1	0.0282	約4.74	可搬型大容量海水送水ポンプ車	1	0.310	約52.1	計			約269.44	<p>【大飯、女川】          設備名称の相違 (燃料油貯油槽)</p> <p>【大飯、女川】          設備の相違          ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
使用機器	①台数 (台)	②燃料消費率 (kL/h)	①×②燃料消費量 (kL/168時間)																																																																																				
ガスタービン発電機	2	1.230	約160 <sup>※</sup>																																																																																				
大容量送水ポンプ (タイプI)	2	0.188	約64																																																																																				
熱交換器ユニット	1	0.056	約10																																																																																				
計			約234																																																																																				
使用機器	①台数 (台)	②燃料消費率 (kL/h)	①×②燃料消費量 (kL/168時間)																																																																																				
可搬型窒素ガス供給装置	1	0.044	約8																																																																																				
大容量送水ポンプ (タイプII)	2	0.230	約78																																																																																				
電源車	2	0.100	約34																																																																																				
計			約120																																																																																				
使用機器	①台数 (台)	②燃料消費量 (kL/h)	①×②燃料消費量 (kL/168時間)																																																																																				
ディーゼル発電機	2	1.5687	約527.1																																																																																				
可搬型大型海水ポンプ車	1	0.074	約12.5																																																																																				
緊急時対策用発電機	2	0.0571	約19.2																																																																																				
計			約558.8																																																																																				
使用機器	①台数 (台)	②燃料消費量 (kL/h)	①×②燃料消費量 (kL/168時間)																																																																																				
可搬型代替電源車	1	0.443	約74.5																																																																																				
代替非常用発電機	2	0.411	約138.1																																																																																				
可搬型直流電源用発電機	1	0.0282	約4.74																																																																																				
可搬型大容量海水送水ポンプ車	1	0.310	約52.1																																																																																				
計			約269.44																																																																																				

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、代替格納容器スプレイ及び格納容器内自然対流冷却のため、燃料油貯蔵タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は大容量ポンプへ給油できる設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、炉心の著しい損傷が発生した場合において溶融して原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却し、原子炉格納容器の破損を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、代替格納容器スプレイのため、燃料油貯蔵タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置へ給油できる設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素による爆発（以下「水素爆発」という。）による破損を防止する必要がある場合には、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、水素濃度低減及び水素濃度監視のため、燃料油貯蔵タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は大容量ポンプへ給油できる設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉建屋その他の原子炉格納容器から漏えいする気体状の放射性物質を格納するための施設（以下「原子炉建屋等」という。）の水素爆発による損傷を防止する必要がある場合には、水素爆発による当該原子炉建屋等の損傷を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、水素濃度監視のため、燃料油貯蔵タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は大容量ポンプへ給油できる設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、大気への拡散抑制のため、燃料油貯蔵タンクからタンクローリーを介し、大容量ポンプへ給油できる設計とする。</p>		<p>2. 最高使用圧力                  ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽の最高使用圧力は、ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽が大気開放であることから大気圧とする。</p> <p>3. 最高使用温度                  ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽の最高使用温度は、ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽が大気開放であり屋外設置の地下埋設タンクであることから外気の温度<sup>(注1)</sup>を上回る40℃とする。</p> <p>(注1) 外気の温度は、原子炉設置許可申請書添付書類六に示す泊発電所における最高の月平均気温である8月の約25.6℃（寿都特別地域気象観測所24.5℃、小樽特別地域気象観測所25.6℃）とする。</p>	<p>【大飯、女川】                  設備名称の相違（燃料油貯蔵槽）</p> <p>【大飯、女川】                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、代替再循環のため、燃料油貯蔵タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置へ給油できる設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における原子炉内の燃料体（以下「運転停止中原子炉内燃料体」という。）の著しい損傷を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>また、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するための常設の直流電源設備を設置する。</p> <p>系統構成は、全交流動力電源喪失及び蓄電池の枯渇の対応のため、燃料油貯蔵タンクからタンクローリーを介し、電源車、大容量ポンプ又は空冷式非常用発電装置へ給油できる設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、中央制御室には、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、居住性の確保及び汚染持込防止のため、燃料油貯蔵タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は電源車へ給油できる設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、緊急時対策所が、重大事故等が発生した場合においても、必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること。</p> <p>重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けること。</p> <p>原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けること。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な数の要員を取容すること</p>			<p>【大飯、女川】                  設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>【大飯、女川】                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>ができるよう設置する。</p> <p>系統構成は、電源の確保のため、燃料油貯蔵タンクからタンクローリーを介し、電源車（緊急時対策所用）へ給油できる設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、重大事故等が発生した場合において原子炉施設の内外の通信連絡に必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、通信設備のため、燃料油貯蔵タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は電源車（緊急時対策所用）へ給油できる設計とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、設計基準対象施設として2個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>1. 容量（150m<sup>3</sup>/個）                  設計基準対象施設として使用する燃料油貯蔵タンクの容量は、事故シーケンス上、7日間の燃料（重油）の消費量が最も多い事象を満たす容量としている。事故シーケンス上、燃料消費量が最も多い事象は、燃料取出前のミッドループ運転中における余熱除去機能喪失であり、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>である。                  以上より、燃料油貯蔵タンクの容量は、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>から重油タンク2基の容量（320 m<sup>3</sup>）を差し引いた<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>を上回るものとして、1個当たり150m<sup>3</sup>（2個で300m<sup>3</sup>）とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、150m<sup>3</sup>/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力（大気圧）                  設計基準対象施設として使用する燃料油貯蔵タンクの最高使用圧力は、大気開放タンクであることから、大気圧とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、大気圧とする。</p> <p>3. 最高使用温度（40℃）                  設計基準対象施設として使用する燃料油貯蔵タンクの最高使用温度は、屋外設置の地下埋設大気開放タンクであることから、外気温度が最も高くなる条件を基に設定する。過去の最高気温は40℃であり、燃料油貯蔵タンクは地下埋設であることか</p> <p>特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>			<p>【大飯、女川】                  設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>【大飯、女川】                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>ら周辺温度は外気温度より低くなるため、40℃とする。</p> <p>燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合の最高使用温度は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、40℃とする。</p>			<p>【大飯、女川】                      設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>【大飯、女川】                      設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<table border="1" data-bbox="85 199 645 300"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>重油タンク (重大事故等時のみ3・4号機共用)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 量</td> <td>m<sup>3</sup>/個</td> <td>160 (200)</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>—</td> <td>大気圧</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="85 300 645 319">その他発電用原子炉の附属施設（補機駆動用燃料設備）のうち燃料貯蔵設備と兼用</p> <p data-bbox="85 343 645 359">【設 定 根 拠】</p> <ul data-bbox="85 359 645 375" style="list-style-type: none"> <li>・設計基準対象施設</li> </ul> <p data-bbox="85 375 645 494">非常用電源設備のうち非常用発電装置燃料貯蔵設備として使用する重油タンクは、設計基準対象施設として、設計基準対象施設の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済み燃料ピット内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を供給する、非常用発電装置用の燃料を貯蔵するために設置する。</p> <p data-bbox="85 494 645 614">重油タンクは、設計基準対象施設の電源喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重油タンクからタンクローリーを用いて燃料油貯蔵タンクを經由し非常用予備発電装置ディーゼル発電機（以下「ディーゼル発電機」と略称）へ、重油タンクからタンクローリーを用いて空冷式非常用発電装置、電源車、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）及び電源車（緊急時対策所用）及び大容量ポンプへ燃料を補給できる設計とする。</p> <p data-bbox="85 614 645 678">また、所内電源設備の非常用母線等の機能が喪失した場合に、発生する重大事故等の対応に必要な設備に、電力を供給する代替所内電気設備用の燃料を、タンクローリーを用いて補給できる設計とする。</p> <p data-bbox="85 694 645 758">以上より、重油タンクは、燃料油貯蔵タンクと合わせてディーゼル発電機、空冷式非常用発電装置、電源車、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、電源車（緊急時対策所用）、大容量ポンプへ必要な燃料油を補給するために設置する。</p> <p data-bbox="85 774 645 790">重油タンクは、設計基準対象施設として2個設置している。</p> <ul data-bbox="85 813 645 829" style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備</li> </ul> <p data-bbox="85 829 645 893">重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備及び補機駆動用燃料設備として使用する重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、以下の機能を有する。</p> <p data-bbox="85 909 645 989">重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても原子炉を冷却し炉心の著しい損傷を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p>	名 称		重油タンク (重大事故等時のみ3・4号機共用)	容 量	m <sup>3</sup> /個	160 (200)	最高使用圧力	—	大気圧	最高使用温度	℃	40			<p data-bbox="1848 143 2139 159">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 167 2139 183">設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>
名 称		重油タンク (重大事故等時のみ3・4号機共用)													
容 量	m <sup>3</sup> /個	160 (200)													
最高使用圧力	—	大気圧													
最高使用温度	℃	40													

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>系統構成は、電動補助給水ポンプの電源に給電するため、重油タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置へ給油できる設計とする。</p> <p>重油タンク (重大事故等時のみ3・4号機共用) は、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の減圧機能が喪失した場合においても原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧し、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、電動補助給水ポンプの電源に給電するため、重油タンクからディーゼル発電機へ給油できる設計とする。</p> <p>重油タンク (重大事故等時のみ3・4号機共用) は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても原子炉を冷却し、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、代替炉心注入、代替再循環、格納容器水張り及び蒸気発生器二次側による炉心冷却のため、重油タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ電源用) へ給油できる設計とする。</p> <p>重油タンク (重大事故等時のみ3・4号機共用) は、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において最終ヒートシンクへ熱を輸送し、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損 (炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。) を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、格納容器内自然対流冷却、代替補機冷却及び蒸気発生器二次側による炉心冷却のため、重油タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は大容量ポンプへ給油できる設計とする。</p> <p>重油タンク (重大事故等時のみ3・4号機共用) は、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させ、炉心の著しい損傷を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させ、原子炉格納容器の破損を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p>			<p>【大飯】                  設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>系統構成は、代替格納容器スプレイ及び格納容器内自然対流冷却のため、重油タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は大容量ポンプへ給油できる設計とする。</p> <p>重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、炉心の著しい損傷が発生した場合において溶融して原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却し、原子炉格納容器の破損を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、代替格納容器スプレイのため、重油タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置へ給油できる設計とする。</p> <p>重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素による爆発（以下「水素爆発」という。）による破損を防止する必要がある場合には、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、水素濃度低減及び水素濃度監視のため、重油タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は大容量ポンプへ給油できる設計とする。</p> <p>重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉建屋その他の原子炉格納容器から漏えいする気体状の放射性物質を格納するための施設（以下「原子炉建屋等」という。）の水素爆発による損傷を防止する必要がある場合には、水素爆発による当該原子炉建屋等の損傷を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、水素濃度監視のため、重油タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は大容量ポンプへ給油できる設計とする。</p> <p>重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、大気への拡散抑制のため、重油タンクからタンクローリーを介し、大容量ポンプへ給油できる設計とする。</p> <p>重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために</p>			<p>【大飯】                  設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、代替再循環のため、重油タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置へ給油できる設計とする。</p> <p>重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における原子炉内の燃料体（以下「運転停止中原子炉内燃料体」という。）の著しい損傷を防止するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>また、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要となる常設の直流電源設備の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、全交流動力電源喪失及び蓄電池の枯渇の対応のため、重油タンクからタンクローリーを介し、電源車、大容量ポンプ又は空冷式非常用発電装置へ給油できる設計とする。</p> <p>重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、中央制御室には、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、居住性の確保及び汚染持込防止のため、重油タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は電源車へ給油できる設計とする。</p> <p>重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、緊急時対策所が、重大事故等が発生した場合においても、必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること。</p> <p>重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けること。</p> <p>原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けること。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるよう設置する。</p> <p>系統構成は、電源の確保のため、重油タンクからタンクローリーを介し、電源車（緊急時対策所用）へ給油できる設計とする。</p>			<p>【大飯】                  設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、重大事故等が発生した場合において原子炉施設の内外の通信連絡を必要のある場所と通信連絡に必要なとなる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、通信設備のため、重油タンクからタンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は電源車（緊急時対策用）へ給油できる設計とする。</p> <p>重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）は、設計基準対象施設として2個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>1. 容量（160m<sup>3</sup>/個）                  設計基準対象施設として使用する重油タンクの容量は、事故シーケンス上、7日間の燃料（重油）の消費量が最も多い事象を満たす容量としている。事故シーケンス上、燃料消費量が最も多い事象は、燃料取出前のミッドループ運転における余熱除去機能喪失であり、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>である。                  以上より、重油タンクの容量は、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>から燃料油貯蔵タンク2基の容量（300 m<sup>3</sup>）を差し引いて、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>に回るものとして、1個当たり160m<sup>3</sup>/個（2個で320m<sup>3</sup>）とする。</p> <p>重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、160m<sup>3</sup>/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力（大気圧）                  設計基準対象施設として使用する重油タンクの最高使用圧力は、大気開放タンクであることから、大気圧とする。                  重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、大気圧とする。</p> <p>3. 最高使用温度（40℃）                  設計基準対象施設として使用する重油タンクの最高使用温度は、屋外設置の地下埋設大気開放タンクであることから、外気温度が最も高くなる条件を基に設定する。過去の最高気温は40℃であり、重油タンクは地下埋設であることから周辺温度は外気温度より低くなるため、40℃とする。</p> <p>重油タンク（重大事故等時のみ3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、40℃とする。</p> <p>特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>			<p>【大飯】                  設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
	<table border="1" data-bbox="674 172 1229 272"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>ガスタービン発電設備軽油タンク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>kL/個</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>kPa [gage]</td> <td>静水頭</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】                      ガスタービン発電設備軽油タンクは、重大事故等時において、その機能を発揮することを要求される重大事故等対処設備が7日間連続運転する場合に必要な燃料を、軽油タンクからの燃料補給量を考慮して保有する。</p> <p>1. 容量                      ガスタービン発電設備軽油タンクの容量は、ガスタービン発電機2台の常用連続運用仕様の燃料消費量及び軽油タンクからタンクローリによるガスタービン発電設備軽油タンクへの燃料補給量を基に設定する。</p> <p>①ガスタービン発電機の燃料消費量 (7日間 (168時間))  <math>V = c \times H \times n = 1.230\text{kL/h} \times 168\text{h} \times 2\text{台} \approx 414\text{kL}</math>                      V:燃料消費量 (kL)                      H:運転時間 (h)                      c:燃料消費率 (kL/h)                      n:個数 (個)</p> <p>②軽油タンクからの燃料補給量                      約160kL (タンクローリの容量設定根拠参照。)</p> <p>③ガスタービン発電設備軽油タンクの必要容量                      ①-②より、                      約414kL - 約160kL = 約254kL</p> <p>必要容量約254kLに対し、軽油は合計で330kL (110kL/個×3個) 保有しており、必要容量に対して余裕を有している。</p> <p>また、重大事故等時に非常用ディーゼル発電機から電源供給している場合において、同時にその機能を要求される可搬型重大事故等対処設備が最大数となる有効性評価の各重要事故シナリオ等から選定した設備が、7日間連続運転する場合に必要な燃料の必要容量約74kLに対しても、余裕を有している。</p> <p>2. 最高使用圧力の設定根拠                      ガスタービン発電設備軽油タンクの最高使用圧力は、開放型タンクであることから静水頭とする。</p> <p>3. 最高使用温度の設定根拠                      ガスタービン発電設備軽油タンクの最高使用温度は、ガスタービン発電設備燃料移送系の最高使用温度と同じ50℃とする。</p>	名称		ガスタービン発電設備軽油タンク	個数	—	3	容量	kL/個	110	最高使用圧力	kPa [gage]	静水頭	最高使用温度	℃	50		<p>【女川】                      設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備)</p>
名称		ガスタービン発電設備軽油タンク																
個数	—	3																
容量	kL/個	110																
最高使用圧力	kPa [gage]	静水頭																
最高使用温度	℃	50																

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																		
<p style="text-align: center;">(参考) 伊方3号炉</p> <table border="1" data-bbox="89 199 638 319"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>軽油タンク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>kl/基</td> <td>60<sup>(注1)</sup></td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>大気圧</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設 定 根 拠】                      軽油タンクは、重大事故等対処設備として、中型ポンプ車、加圧ポンプ車、大型ポンプ車、300kVA電源車、75kVA電源車および緊急時対策所用発電機に補給する燃料を確保するため、必要な燃料を保有できる容量のものを1基設置する。</p> <p>1. 容 量                      軽油タンクの容量は、燃料消費が最大となる事象において各機器類が重大事故等発生後7日間の連続運転が可能な容量としている。                      各事故シーケンスにおいて、燃料消費が最大となるのは、以下の機器を同時に使用した場合である。</p> <table border="1" data-bbox="112 566 616 670"> <thead> <tr> <th>設 備</th> <th>燃料消費率</th> <th>運転期間</th> <th>台 数</th> <th>燃料補給量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中型ポンプ車</td> <td>約43.1L/h<sup>※1</sup></td> <td>7日間(168h)</td> <td>3台<sup>※2</sup></td> <td>43.1L/h×168h×3台=21.72kL</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機</td> <td>約14L/h<sup>※3</sup></td> <td>7日間(168h)</td> <td>2台</td> <td>14L/h×168h×2台=4.71kL</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>26.5kL</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※1 定機長時時の燃料消費率                      ※2 運用に区いた燃料消費率                      ※3 2台自給対流内蔵2台、補助給水タンク増設&amp;3F増設1台</small></p> <p>以上より、軽油タンクの容量は26.5kLを上回るものとして60kLとする。</p> <p>2. 最高使用圧力                      軽油タンクの最高使用圧力は、大気開放タンクであることから、大気圧とする。</p> <p>3. 最高使用温度                      軽油タンクの最高使用温度は、屋外に設置する地下埋設の大気開放タンクであることから、同様に屋外に地下埋設で設置の燃料油貯油槽の最高使用温度に合わせ40℃とする。</p> <p>(注1) 公称値</p>	名 称		軽油タンク	個 数	—	1	容 量	kl/基	60 <sup>(注1)</sup>	最高使用圧力	MPa	大気圧	最高使用温度	℃	40	設 備	燃料消費率	運転期間	台 数	燃料補給量	中型ポンプ車	約43.1L/h <sup>※1</sup>	7日間(168h)	3台 <sup>※2</sup>	43.1L/h×168h×3台=21.72kL	緊急時対策所用発電機	約14L/h <sup>※3</sup>	7日間(168h)	2台	14L/h×168h×2台=4.71kL	合 計				26.5kL		<table border="1" data-bbox="1265 167 1803 295"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>燃料タンク (SA)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 量</td> <td>kl/個</td> <td>50以上 (55)</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>大気圧</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>( ) 内は公称値を示す。                      【設定根拠】                      燃料タンク (SA) は、重大事故等時において、可搬型大型送水ポンプ車及び緊急時対策所用発電機に補給する燃料を確保するため、必要な燃料を保有できる容量のものを1基設置する設計とする。</p> <p>1. 容 量                      燃料タンク (SA) の容量は、燃料消費が最大となる事象において各機器類が重大事故等時に7日間の連続運転が可能な容量としている。各事故シーケンスにおいて、燃料が最大となるのが、以下の機器を同時に使用した場合である。</p> <table border="1" data-bbox="1276 542 1792 710"> <thead> <tr> <th>使用機器</th> <th>①台数 (台)</th> <th>②燃料消費量 (kl/h)</th> <th>①×②燃料消費量 (kl/168時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型大型送水ポンプ車</td> <td>2</td> <td>0.074</td> <td>約25.0</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機</td> <td>2</td> <td>0.0571</td> <td>約19.2</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>約44.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>以上より、燃料タンク (SA) の容量は約44.2kLを上回るものとして50kLとする。</p> <p>2. 最高使用圧力                      燃料タンク (SA) の最高使用圧力は、燃料タンク (SA) が大気開放であることから大気圧とする設計とする。</p> <p>3. 最高使用温度                      燃料タンク (SA) の最高使用温度は、屋外に設置する地下埋設の大気開放タンクとする設計とし、同様に屋外に地下埋設で設置のディーゼル発電機燃料油貯油槽の最高使用温度に合わせて40℃とする設計とする。</p>	名 称		燃料タンク (SA)	容 量	kl/個	50以上 (55)	最高使用圧力	MPa	大気圧	最高使用温度	℃	40	個 数	—	1	使用機器	①台数 (台)	②燃料消費量 (kl/h)	①×②燃料消費量 (kl/168時間)	可搬型大型送水ポンプ車	2	0.074	約25.0	緊急時対策所用発電機	2	0.0571	約19.2	計			約44.2	<p>【大飯、女川】                      設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）                      設備の相違                      ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>【大飯、女川】                      記載方針の相違                      ・泊は伊方と同様に、重大事故等時に使用するタンクを設置している事から、伊方の記載を参考としている。</p>
名 称		軽油タンク																																																																			
個 数	—	1																																																																			
容 量	kl/基	60 <sup>(注1)</sup>																																																																			
最高使用圧力	MPa	大気圧																																																																			
最高使用温度	℃	40																																																																			
設 備	燃料消費率	運転期間	台 数	燃料補給量																																																																	
中型ポンプ車	約43.1L/h <sup>※1</sup>	7日間(168h)	3台 <sup>※2</sup>	43.1L/h×168h×3台=21.72kL																																																																	
緊急時対策所用発電機	約14L/h <sup>※3</sup>	7日間(168h)	2台	14L/h×168h×2台=4.71kL																																																																	
合 計				26.5kL																																																																	
名 称		燃料タンク (SA)																																																																			
容 量	kl/個	50以上 (55)																																																																			
最高使用圧力	MPa	大気圧																																																																			
最高使用温度	℃	40																																																																			
個 数	—	1																																																																			
使用機器	①台数 (台)	②燃料消費量 (kl/h)	①×②燃料消費量 (kl/168時間)																																																																		
可搬型大型送水ポンプ車	2	0.074	約25.0																																																																		
緊急時対策所用発電機	2	0.0571	約19.2																																																																		
計			約44.2																																																																		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
	<p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(補足-5-4)＞</p> <table border="1" data-bbox="672 199 1232 295"> <tr> <th>名称</th> <th>ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ</th> </tr> <tr> <td>台</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>m<sup>3</sup>/h/個</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>MPa</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>kW</td> <td>1.5</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】                      ガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、重大事故等時にガスタービン発電設備軽油タンクからガスタービン発電機に燃料を補給するために設置する。                      なお、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、ガスタービン発電機1台あたり、100%容量を1台設置する。</p> <p>1. 容量の設定根拠                      ガスタービン発電設備燃料移送ポンプの容量は、ガスタービン発電機1台の単位時間当たりの燃料最大消費量 1,400L/h (約 24L/min) をガスタービン発電機に供給するため、それよりも容量の大きい50L/min (3.0m<sup>3</sup>/h) とする。</p> <p>2. 全圧力の設定根拠                      ガスタービン発電設備燃料移送ポンプの必要となる全圧力は、以下のとおり、0.24MPa (約 27.6m) である。</p> <p>軽油タンク吸込管下端及び燃料小出槽レベルHとの差 : 約 4.6m                      配管圧損 : 約 23.0m                      合 計 : 約 27.6m</p> <p>以上より、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプの全圧力は、0.24MPa を上回る0.5MPa とする。</p> <p>3. 原動機出力の設定根拠                      上記に示す容量及び揚程を満足するポンプの必要軸動力は以下のとおり0.40kWとなる。</p> $P = (g \times \rho \times Q \times H) \div (\eta \times 60)$ $= (9.80665 \times 0.86 \times 0.05 \times 27.6) \div (0.4 \times 60)$ $= 0.40 \text{ kW}$ <p>P: 必要軸動力 (kW)    g: 重力加速度 (m/s<sup>2</sup>)    Q: 吐出量 (m<sup>3</sup>/min)                      ρ: 比重 (t/m<sup>3</sup>)    H: 全揚程 (m)    η: ポンプ効率 (-)                      *1: 比重は JIS K 2204:2007 より 15℃における軽油密度 0.86 (t/m<sup>3</sup>) を使用</p> <p>上記の必要軸動力を満足する原動機を選定すると、原動機出力は 1.5kW となる。よって、電動機として出力 1.5kW の電動機を選定する。</p> <p style="text-align: center;">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	名称	ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ	台	2	m <sup>3</sup> /h/個	3.0	MPa	0.5	kW	1.5	<table border="1" data-bbox="1265 215 1814 335"> <tr> <th>名称</th> <th>ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</th> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>kt/h/個 26以上(26)</td> </tr> <tr> <td>吐出圧力</td> <td>MPa[age] 0.3</td> </tr> <tr> <td>原動機出力</td> <td>kW/個 11</td> </tr> </table> <p>( )内は公称値を示す。</p> <p>【設定根拠】                      ディーゼル発電機燃料移送ポンプは、重大事故等時にディーゼル発電機燃料油貯槽からディーゼル発電機燃料油サービスタンクまで燃料を移送するために設置する。                      なお、ディーゼル発電機燃料移送ポンプは、ディーゼル発電機燃料油サービスタンク1基あたり、100%容量を1台設置する。</p> <p>1. 容量                      ディーゼル発電機燃料移送ポンプの容量は、ディーゼル発電機燃料油サービスタンク1基 (13kl) を30分程度で充てん可能な容量26kl/h (433.4L/min) とする。</p> <p>2. 吐出圧力                      ディーゼル発電機燃料移送ポンプの必要となる吐出圧力は、以下のとおり、<input type="text"/> MPa となる。</p> <p style="text-align: center;">                     静水頭 : <input type="text"/>                      配管及び弁圧損 : <input type="text"/>                      合 計 : <input type="text"/> MPa                 </p> <p>以上より、ディーゼル発電機燃料移送ポンプの吐出圧力は、<input type="text"/> MPaを上回る0.3MPa以上とする。</p> <p style="text-align: center;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	名称	ディーゼル発電機燃料移送ポンプ	個数	2	容量	kt/h/個 26以上(26)	吐出圧力	MPa[age] 0.3	原動機出力	kW/個 11	<p>【大飯、女川】                      設備・運用の相違 (可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ)                      設備の相違                      ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。                      ・美浜は設置許可段階ではディーゼル発電機燃料移送ポンプの記載していないため、女川の燃料移送ポンプの構文を用いて比較する。</p>
名称	ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ																						
台	2																						
m <sup>3</sup> /h/個	3.0																						
MPa	0.5																						
kW	1.5																						
名称	ディーゼル発電機燃料移送ポンプ																						
個数	2																						
容量	kt/h/個 26以上(26)																						
吐出圧力	MPa[age] 0.3																						
原動機出力	kW/個 11																						

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>3. 原動機出力</p> <p>上記に示す容量及び圧力を満足するポンプの必要軸動力は以下のとおり <math>\square</math> kWとなる。</p> $L = \frac{Q}{\eta} \times P$ $L = \frac{433.4}{\square} \times \square = \square$ <p>L：必要軸動力 (kW)                  Q：ポンプ流量 (L/min) = 433.4                  P：全圧力 (MPa) = <math>\square</math>                  η：ポンプ効率 = <math>\square</math></p> <p>上記の必要軸動力を満足する原動機を選定すると、原動機出力は11kWとなる。                  よって、電動機として出力11kWの電動機を選定する。</p> <p><math>\square</math> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【大飯、女川】</p> <p>設備・運用の相違 (可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ)</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> <li>・美浜は設置許可段階ではディーゼル発電機燃料油移送ポンプの記載していないため、女川の燃料移送ポンプの構文を用いて比較する。</li> </ul>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
<table border="1" data-bbox="67 175 660 279"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>タンクローリー (3号及び4号炉共用)</th> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>ℓ/個</td> <td>3,440</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>kPa</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>40</td> </tr> </table> <p data-bbox="67 279 660 295">その他発電用原子炉の付属施設のうち補機駆動用燃料設備と兼用</p> <p data-bbox="67 311 660 335"><b>【設定根拠】</b></p> <ul data-bbox="67 335 660 414" style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備                      重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備 (非常用発電装置) 及び補機駆動用燃料設備 (燃料貯蔵設備) として使用するタンクローリーは、以下の機能を有する。</li> </ul> <p data-bbox="67 430 660 518">タンクローリーは、原子炉冷却材圧力バウンダリが高压の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するために、必要となる電源の燃料移送を目的に設置する。</p> <p data-bbox="67 518 660 582">系統構成は、補助給水ポンプ機能回復のため、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクから、タンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置へ給油できる設計とする。</p> <p data-bbox="67 598 660 686">タンクローリーは、原子炉冷却材圧力バウンダリが高压の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するために、必要となる電源の燃料移送を目的に設置する。</p> <p data-bbox="67 686 660 750">系統構成は、補助給水ポンプ及び加圧器逃がし弁の機能回復のため、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクから、タンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置へ給油できる設計とする。</p> <p data-bbox="67 766 660 853">タンクローリーは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するために、必要となる電源の燃料移送を目的に設置する。</p> <p data-bbox="67 869 660 957">系統構成は、代替炉心注入、代替再循環、格納容器水張り及び蒸気発生器二次側による炉心冷却のため、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクから、タンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ電源用) へ給油できる設計とする。</p>	名称		タンクローリー (3号及び4号炉共用)	容量	ℓ/個	3,440	最高使用圧力	kPa	24	最高使用温度	℃	40	<table border="1" data-bbox="660 175 1243 279"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>タンクローリー</th> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>個</td> <td>2 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>ℓ/個</td> <td>4,0</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>kPa [gauge]</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>40</td> </tr> </table> <p data-bbox="660 279 1243 295"><b>【設定根拠】</b></p> <p data-bbox="660 295 1243 399">タンクローリーは、重大事故等時に、同時にその機能を要求される燃料補給を必要とする重大事故等対処設備が最大数となる有効性評価の各重要事故シナシス等から選定し、注水用の大容量送水ポンプ (タイプI)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプI)、熱交換器ユニット及びガスタービン発電機 (ガスタービン発電設備軽油タンク) とする。</p> <p data-bbox="660 414 1243 438">1. 容量</p> <p data-bbox="660 438 1243 510">重大事故等対処設備への燃料補給は、タンクローリー2台で行い、それぞれ注水用の大容量送水ポンプ (タイプI)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプI) 及び熱交換器ユニットに対してタンクローリー1台並びにガスタービン発電機に対してタンクローリー1台にて補給を行う。</p> <p data-bbox="660 526 1243 550">(1) タンクローリーA</p> <p data-bbox="660 550 1243 566">a. 各機器の運転可能時間</p> <p data-bbox="660 566 1243 582">○注水用の大容量送水ポンプ (タイプI) の運転可能時間</p> <p data-bbox="660 582 1243 598">運転可能時間 = <math>V_f \div C_f = 990\ell \div 188\ell/h = 5.2h</math> (312min)</p> <p data-bbox="660 598 1243 614"><math>V_f</math>: 注水用の大容量送水ポンプ (タイプI) の</p> <p data-bbox="660 614 1243 630">燃料タンク容量 (L) = 990L</p> <p data-bbox="660 630 1243 646"><math>C_f</math>: 燃料消費率 (L/h) = 188L/h</p> <p data-bbox="660 646 1243 662">保守的に300分とする。</p> <p data-bbox="660 694 1243 710">○熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプI) の運転可能時間</p> <p data-bbox="660 710 1243 726">運転可能時間 = <math>V_f \div C_f = 990\ell \div 188\ell/h = 5.2h</math> (312min)</p> <p data-bbox="660 726 1243 742"><math>V_f</math>: 熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプI) の</p> <p data-bbox="660 742 1243 758">燃料タンク容量 (L) = 990L</p> <p data-bbox="660 758 1243 774"><math>C_f</math>: 燃料消費率 (L/h) = 188L/h</p> <p data-bbox="660 774 1243 790">保守的に300分とする。</p> <p data-bbox="660 821 1243 837">○熱交換器ユニットの運転可能時間</p> <p data-bbox="660 837 1243 853">運転可能時間 = <math>V_f \div C_f = 900\ell \div 55.5\ell/h = 16.2h</math> (972min)</p> <p data-bbox="660 853 1243 869"><math>V_f</math>: 熱交換器ユニットの燃料タンク容量 (L) = 900L</p> <p data-bbox="660 869 1243 885"><math>C_f</math>: 燃料消費率 (L/h) = 55.5L/h</p> <p data-bbox="660 885 1243 901">保守的に900分とする。</p> <p data-bbox="660 933 1243 949">b. 燃料補給手順</p> <p data-bbox="660 949 1243 965">注水用の大容量送水ポンプ (タイプI)、熱交換器ユニット用の大容量送水</p>	名称		タンクローリー	個数	個	2 (予備1)	容量	ℓ/個	4,0	最高使用圧力	kPa [gauge]	24	最高使用温度	℃	40	<table border="1" data-bbox="1243 175 1825 311"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>可搬型タンクローリー</th> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>L</td> <td>3,468.5以上 (3,860)</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>kPa [gauge]</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>個</td> <td>2 (予備2)</td> </tr> </table> <p data-bbox="1243 311 1825 327">( ) 内は公称値を示す。</p> <p data-bbox="1243 335 1825 351"><b>【設定根拠】</b></p> <p data-bbox="1243 351 1825 446">可搬型タンクローリーは、重大事故等時に、同時にその機能を要求される燃料補給を必要とする重大事故等対処設備が最大数となる有効性評価の各重要事故シナシス等から選定し、可搬型大型送水ポンプ車A及びB、緊急時対策用発電機 (指揮所側)、緊急時対策用 (指揮所側) 及び代替非常用発電機とする。</p> <p data-bbox="1243 470 1825 494">1. 容量</p> <p data-bbox="1243 494 1825 518">重大事故等対処設備への燃料補給は、可搬型タンクローリー1台で行う。</p> <p data-bbox="1243 542 1825 566">(1) 可搬型タンクローリーによる直接汲み上げ手段を用いる場合</p> <p data-bbox="1243 566 1825 582">a. 各機器の運転可能時間</p> <p data-bbox="1243 582 1825 598">○可搬型大型送水ポンプ車</p> <p data-bbox="1243 598 1825 614">運転可能時間 = <math>V_f \div C_f = 400\ell \div 74\ell/h = 5.4h</math> (324min)</p> <p data-bbox="1243 614 1825 630"><math>V_f</math>: 燃料タンク容量 (L) = 400L</p> <p data-bbox="1243 630 1825 646"><math>C_f</math>: 燃料消費率 (L/h) = 74L/h</p> <p data-bbox="1243 646 1825 662">保守的に320分とする。</p> <p data-bbox="1243 694 1825 710">○緊急時対策用発電機 (指揮所側)</p> <p data-bbox="1243 710 1825 726">運転可能時間 = <math>V_f \div C_f = 470\ell \div 24.4\ell/h = 19.2h</math> (1,152min)</p> <p data-bbox="1243 726 1825 742"><math>V_f</math>: 燃料タンク容量 (L) = 470L</p> <p data-bbox="1243 742 1825 758"><math>C_f</math>: 燃料消費率 (L/h) = 24.4L/h</p> <p data-bbox="1243 758 1825 774">保守的に1,150分とする。</p>	名称		可搬型タンクローリー	容量	L	3,468.5以上 (3,860)	最高使用圧力	kPa [gauge]	24	最高使用温度	℃	40	個数	個	2 (予備2)	<p data-bbox="1825 135 2157 159"><b>【大飯、女川】</b></p> <p data-bbox="1825 159 2157 183">設備名称の相違 (可搬型タンクローリー)</p> <p data-bbox="1825 191 2157 215"><b>【大飯、女川】</b></p> <p data-bbox="1825 215 2157 239">設備の相違 (可搬型タンクローリー)</p> <p data-bbox="1825 247 2157 271">設備の相違</p> <ul data-bbox="1825 279 2157 367" style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等時において機器の燃料が枯渇する前に補給できる点においては同等である。</li> </ul>
名称		タンクローリー (3号及び4号炉共用)																																											
容量	ℓ/個	3,440																																											
最高使用圧力	kPa	24																																											
最高使用温度	℃	40																																											
名称		タンクローリー																																											
個数	個	2 (予備1)																																											
容量	ℓ/個	4,0																																											
最高使用圧力	kPa [gauge]	24																																											
最高使用温度	℃	40																																											
名称		可搬型タンクローリー																																											
容量	L	3,468.5以上 (3,860)																																											
最高使用圧力	kPa [gauge]	24																																											
最高使用温度	℃	40																																											
個数	個	2 (予備2)																																											

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>タンクローリーは、設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損 (炉心の著しい損が発生する前に生じるものに限る。) を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するため、必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、格納容器内自然対流冷却、代替補機冷却及び蒸気発生器二次側による炉心冷却のため、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクから、タンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は大容量ポンプへ給油できる設計とする。</p> <p>タンクローリーは、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度低下させるため、必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>また、タンクローリーは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるため、必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、代替格納容器スプレイ及び格納容器自然対流冷却のため、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクから、タンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は大容量ポンプへ給油できる設計とする。</p> <p>タンクローリーは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるため、必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、代替格納容器スプレイ及び格納容器自然対流冷却のため、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクから、タンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は大容量ポンプへ給油できる設計とする。</p> <p>タンクローリーは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶解し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するため、必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、代替格納容器スプレイのため、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクから、タンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置へ給油できる設計とする。</p> <p>タンクローリーは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素による爆発 (以下「水素爆発」という。) による破損を防止する必要がある場合には、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するため、必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p>	<p>ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニットへの燃料補給の手順は以下のとおり。</p> <p>【所要時間の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等対応要員の移動時間は、移動時間が最大となる緊急時対策所から、タンクローリーを保管している第3保管エリアまでの移動を想定し20分とする。</li> <li>タンクローリーの移動時間は、各設備までの移動距離に応じたものとする。</li> <li>軽油タンクからタンクローリーの補給時間は、軽油補給作業の実績に余裕を見込んだ時間を想定し105分とする。</li> <li>各機器への補給時間は、補給時間が最大となる注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1) への補給 (準備作業を含む) を想定し30分とする。</li> </ul> <p>【タンクローリーAによる補給手順 (注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニットへの補給)】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>移動 (重大事故等対応要員 (緊急時対策所→保管エリア)) : 20分</li> <li>移動 (タンクローリー (保管エリア→軽油タンク)) : 10分</li> <li>補給 (軽油タンク→タンクローリー (4.0 kL)) : 105分</li> <li>移動 (タンクローリー (軽油タンク→注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 設置場所)) : 10分</li> <li>補給 (タンクローリー→注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)) : 30分</li> <li>補給 (タンクローリー→注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)) : 30分</li> <li>補給 (タンクローリー→注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)) : 30分</li> <li>移動 (タンクローリー (注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 設置場所→軽油タンク)) : 10分</li> <li>補給 (軽油タンク→タンクローリー (4.0 kL)) : 105分</li> <li>移動 (タンクローリー (軽油タンク→注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 設置場所)) : 10分</li> <li>補給 (タンクローリー→注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)) : 30分</li> <li>移動 (タンクローリー (注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 設置場所→熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 設置場所)) : 10分</li> <li>補給 (タンクローリー→熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1)) : 30分</li> <li>移動 (タンクローリー (熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 設置場所→熱交換器ユニット設置場所)) : 10分</li> <li>補給 (タンクローリー→熱交換器ユニット) : 30分</li> <li>移動 (タンクローリー (熱交換器ユニット設置場所→軽油タンク)) : 5分</li> </ol> <p>タイムチャートは、「図 57-5-1 タンクローリーAから注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニットへの補給のタイムチャート」に示す。移動ルートは「57-</p>	<p>○ 緊急時対策所用発電機 (待機所側)</p> <p>運転可能時間 = <math>V_0 + C_0 = 470L \div 19.3L/h = 24.3h (1,458min)</math>  <math>V_0</math> : 燃料タンク容量 (L) = 470L  <math>C_0</math> : 燃料消費量 (L/h) = 19.3L/h          保守的に1,450分とする。</p> <p>○ 代替非常用発電機の運転可能時間</p> <p>運転可能時間 = <math>V_0 + C_0 = 1,620L \div 253L/h = 6.4h (384min)</math>  <math>V_0</math> : 燃料タンク容量 (L) = 1,620L  <math>C_0</math> : 燃料消費量 (L/h) = 253L/h          保守的に380分とする。</p> <p>h. 燃料補給手順</p> <p>緊急時対策所用発電機 (指揮所側)、緊急時対策所用発電機 (待機所側)、可搬型大型送水ポンプ車A及びB、代替非常用発電機への燃料補給手順は以下のとおり。</p> <p>【所用時間の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策要員の移動時間は、緊急時対策所から可搬型タンクローリーを保管している1号炉西側31mエリア及び2号炉東側31mエリア (b) までの移動を想定し、60分とする。</li> <li>可搬型タンクローリーへの移動時間は、各設備までの移動時間に応じた時間とする。</li> <li>燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ時間は、軽油汲み上げ作業の実績に余裕を見込んだ想定時間とする。</li> <li>各機器への補給は軽油作業の実績に余裕を見込んだ想定時間とする。</li> </ul> <p>【可搬型タンクローリーによる補給手順 (緊急時対策所用発電機 (指揮所側)、緊急時対策所用発電機 (待機所側)、可搬型大型送水ポンプ車A及びB、代替非常用発電機への燃料補給)】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>移動 (災害対策要員 (緊急時対策所→保管エリア))</li> <li>移動 (可搬型タンクローリー (保管エリア→燃料油貯油槽))、燃料汲み上げ準備</li> <li>③⑦⑧⑨ 燃料汲み上げ (燃料油貯油槽→可搬型タンクローリー)</li> <li>⑩⑫ 移動 (可搬型タンクローリー (燃料油貯油槽→代替非常用発電機))、燃料補給</li> </ol>	<p>【大飯、女川】          設備名称の相違 (可搬型タンクローリー)</p> <p>【大飯、女川】          設備の相違 (可搬型タンクローリー)          設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備の仕様に差異があるが、重大事故等時において機器の燃料が枯渇する前に補給できる点においては同等である。</li> </ul>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>系統構成は、水素濃度低減及び水素濃度監視のため、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクから、タンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は大容量ポンプへ給油できる設計とする。</p> <p>タンクローリーは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉建屋その他原子炉格納容器から漏えいする気体状の放射性物質を格納するための施設 (以下「原子炉建屋等」という。) の水素爆発による損傷を防止する必要がある場合には、水素爆発による当該原子炉建屋等の損傷を防止するため、必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、水素濃度監視のため、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクから、タンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は大容量ポンプへ給油できる設計とする。</p> <p>タンクローリーは、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の燃料体又は使用済燃料 (以下「貯蔵槽内燃料体等」という。) を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するため必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>また、タンクローリーは、使用済燃料貯蔵槽から大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するため、必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、使用済燃料ピットへのスプレイのため、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクから、タンクローリーを介し、電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ電源用) へ給油できる設計とする。</p> <p>タンクローリーは、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、大気への拡散抑制のため、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクから、タンクローリーを介し、大容量ポンプへ給油できる設計とする。</p> <p>タンクローリーは、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、代替再循環のため、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクから、タンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置へ給油できる設計とする。</p>	<p>11 燃料補給に関する補足説明資料」に示す。</p> <p>c. タンクローリーAの補給成立性</p> <p>(a) 注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1) への補給成立性              注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1) は、事象発生10時間後に起動するため、1回目の補給を行うのは、事象発生から10時間以降であり、手順①②③④はアクセスルートの復旧が完了する事象発生後4時間から注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1) が起動する事象発生後10時間までに実施する。              注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1) への1回目の補給 (手順⑤) 以降の燃料補給時間 (n回補給完了から (n+1) 回補給完了までの時間) は以下のとおり。</p> <p>1回目 運転開始30分後 (⑤) に補給完了              2回目 1回目の補給後から140分後に補給する。              140分+⑥=170分              3回目 2回目の補給後から145分後に補給する。              145分+⑦=175分              4回目 ⑧+⑨+⑩+⑪=155分              5回目 ⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱=230分              6回目以降は、5回目と同じサイクルを実施する。              したがって、注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1) の燃料補給時間は最大で230分である。</p> <p>(b) 熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) への補給成立性              熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) は、事象発生19時間後に起動するため、1回目の補給を行うのは、事象発生から19時間以降に実施する。熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) への補給は、注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1) へ補給後に実施する。              熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) への1回目の補給 (手順⑲) 以降の燃料補給時間 (n回補給完了から (n+1) 回補給完了までの時間) は以下のとおり。</p> <p>1回目 運転開始30分後 (⑲) に補給完了              2回目 ⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗+㉘+㉙+㉚=230分              3回目以降は、2回目と同じサイクルを実施する。              したがって、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) の燃料補給時間は最大で230分である。</p> <p>(c) 熱交換器ユニットへの補給成立性              熱交換器ユニットは、事象発生19時間後に起動するため、1回目の補給を行うのは事象発生から19時間以降に実施する。熱交換器ユニットへの補給は、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) へ補給後に実施する。</p>	<p>準備</p> <p>⑤⑬ 燃料補給 (可搬型タンクローリー→代替非常用発電機)              ⑥⑭ 移動 (可搬型タンクローリー (代替非常用発電機→燃料油貯油槽) )、燃料汲み上げ準備              ⑤⑯ 移動 (可搬型タンクローリー (燃料油貯油槽→可搬型大型送水ポンプ車A) )、燃料補給準備              ⑥⑰ 燃料補給 (可搬型タンクローリー→可搬型大型送水ポンプ車A)              ⑥⑱ 移動 (可搬型タンクローリー (可搬型大型送水ポンプ車A→燃料油貯油槽) )、燃料補給準備              ⑥⑲ 移動 (可搬型タンクローリー (可搬型大型送水ポンプ車A→緊急時対策用発電機) )、燃料補給準備              ⑥⑳ 燃料補給 (可搬型タンクローリー→緊急時対策用発電機 (指揮所側) )              ㉑ 燃料補給 (可搬型タンクローリー→緊急時対策用発電機 (待機所側) )              ㉒ 移動 (可搬型タンクローリー (緊急時対策所→燃料油貯油槽) )、燃料汲み上げ準備              ㉓⑳㉑ 燃料汲み上げ (燃料油貯油槽→可搬型タンクローリー)              ㉔㉕ 移動 (可搬型タンクローリー (燃料油貯油槽→代替非常用発電機) )、燃料補給準備              ㉔㉖ 燃料補給 (可搬型タンクローリー→代替非常用発電機)              ㉔㉗ 移動 (可搬型タンクローリー (代替非常用発電機→燃料油貯油槽) )、燃料汲み上げ準備              ㉔㉘ 移動 (可搬型タンクローリー (燃料油貯油槽→可搬型大型送水ポンプ車A及びB) )、燃料補給準備              ㉔㉙ 燃料補給 (可搬型タンクローリー→可搬型大型送水ポンプ車A)              ㉔㉚ 燃料補給 (可搬型タンクローリー→可搬型大型送水ポンプ車B)              ㉔ 移動 (可搬型タンクローリー (可搬型大型送水ポンプ車A及びB→緊急時対策用発電機) )、燃料補給準備              ㉔ 移動 (可搬型タンクローリー (燃料油貯油槽→可搬型大型送水ポンプ車A及びB) )、燃料補給準備              ㉔ 燃料補給 (可搬型タンクローリー→緊急時対策用発電機 (指揮所側) )              ㉔ 燃料補給 (可搬型タンクローリー→緊急時対策用発電機 (待機所側) )              ㉔ 移動 (可搬型タンクローリー (緊急時対策所→燃料油貯油槽) )、燃料汲み上げ準備</p>	<p>【大飯、女川】              設備名称の相違 (可搬型タンクローリー)              【大飯、女川】              設備の相違 (可搬型タンクローリー)              設備の相違              ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等時において機器の燃料が枯渇する前に補給できる点においては同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>タンクローリーは、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における発電用原子炉内の燃料体 (以下「運転停止中原子炉内燃料体」という。) の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するため、必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>また、タンクローリーは、第四十五条第一項の規定により設置される非常用電源設備及び前項の規定により設置される電源設備のほか、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するための常設の直流電源設備を設置する。</p> <p>系統構成は、全交流動力電源喪失及び蓄電池の枯渇の対応のため、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクから、タンクローリーを介し、電源車、大容量ポンプ又は空冷式非常用発電装置へ給油できる設計とする。</p> <p>タンクローリーは、重大事故が発生し、計測機器 (非常用のものを含む。) の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータ (設置許可基準規則第十六条第三項第二号に規定するパラメータをいう。以下同じ。) を計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために設置する。</p> <p>系統構成は、計測機器への給電のため、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクから、タンクローリーを介し、電源車、又は空冷式非常用発電装置へ給油できる設計とする。</p> <p>タンクローリーは、第三十八条第一項の規定により設置される原子炉制御室には、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるため、必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、居住性の確保及び汚染持込防止のため、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクから、タンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は電源車へ給油できる設計とする。</p> <p>タンクローリーは、重大事故等が発生した場合に工場及びその周辺 (工場等の周辺海域を含む。) において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができるように、必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>また、タンクローリーは、重大事故等が発生した場合に工場等において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができるように、必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、全交流動力電源喪失時に、燃料油貯蔵タンク及び重油タンク</p>	<p>熱交換器ユニットへの1回目の補給 (手順⑤) 以降の燃料補給時間 (n回補給完了から (n+1) 回補給完了までの時間) は以下のとおり。</p> <p>1回目 運転開始70分後 (③+④+⑤) に補給完了                  2回目 ⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫=230分                  3回目以降は、2回目と同じサイクルを実施する。                  したがって、熱交換器ユニットの燃料補給時間は最大で230分である。</p> <p>d. 評価結果                  注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) の燃料補給時間は230分であり、運転可能時間である300分以内に燃料補給は可能である。                  熱交換器ユニットの燃料補給時間は230分であり、運転可能時間である900分以内に燃料補給は可能である。                  軽油の必要量は、上記3台全てに補給する場合が最大で990L+990L+990L=2,880Lであり、タンクローリーの容量は4,000Lを有していることから、必要量に対して余裕を有している。</p> <p>(2) タンクローリーB</p> <p>a. ガスタービン発電機の運転可能時間                  運転可能時間 = <math>(V_0 + V_1) \div C_0 = (300\text{kL} + 160\text{kL}) \div 2.46\text{kL/h} = 186\text{h}</math>  <math>V_0</math>: ガスタービン発電設備軽油タンクの容量 (kL) = 300kL  <math>V_1</math>: タンクローリーの補給量 (kL) = 4 kL/回 × 40 回 = 160kL (補給回数 = 40 回)  <math>C_0</math>: 燃料消費率 (kL/h) = 2.46kL/h</p> <p>b. 燃料補給手順                  ガスタービン発電設備軽油タンクへの燃料補給の手順は以下のとおり。</p> <p>【所要時間の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対応要員の移動時間は、移動時間が最大となる緊急時対策所から、タンクローリーを保管している第3保管エリアまでの移動を想定し20分とする。</li> <li>・タンクローリーの移動時間は、各設備までの移動距離に応じたものとする。</li> <li>・軽油タンクからタンクローリーの補給時間は、軽油補給作業の実績に余裕を見込んだ時間を想定し105分とする。</li> <li>・ガスタービン発電設備軽油タンクへの補給時間は、軽油補給作業に余裕を見込んだ時間を想定し40分とする。</li> </ul> <p>【タンクローリーBによる補給手順 (ガスタービン発電設備軽油タンクへの補給)】</p> <p>①移動 (重大事故等対応要員 (緊急時対策所→保管エリア)): 20分</p>	<p>タイムチャートは、「図57.5.1 可搬型タンクローリーから各機器への補給 (可搬型タンクローリーから直接補給する場合) タイムチャート」に示す。移動ルートは「57-11 燃料補給に関する補足説明資料」に示す。</p> <p>c. 可搬型タンクローリーの補給成立性</p> <p>(a) 代替非常用発電機への補給成立性                  代替非常用発電機は、事象発生約25分後に起動するため、1回目の補給を行うのは、事象発生から25分以降であり、手順①②③④は、事象発生約6時間までに実施する。                  代替非常用発電機への1回目の補給 (手順⑤) 以降の燃料補給時間 (n回補給完了から (n+1) 回補給完了までの時間) は以下のとおり。</p> <p>1回目 補給開始40分後 (⑤) に補給完了                  2回目 1回目の補給後から190分以内に補給する。  <math>⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫=190\text{分}</math>                  3回目 2回目の補給後から225分以内に補給する。  <math>⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑=225\text{分}</math>                  4回目 3回目の補給後から240分以内に補給する。  <math>㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗+㉘+㉙=200\text{分} + \text{余裕時間} 40\text{分} = 240\text{分}</math>                  5回目 4回目の補給後から240分以内に補給する。  <math>㉚+㉛+㉜+㉝+㉞+㉟+㊱+㊲+㊳+㊴=235\text{分} + \text{余裕時間} 5\text{分} = 240\text{分}</math>                  6回目以降は、4回目以降と同じサイクルを実施する。                  したがって、代替非常用発電機の燃料補給時間は最大で240分である。</p> <p>(b) 可搬型大型送水ポンプ車Aへの補給成立性                  可搬型大型送水ポンプ車Aは、事象発生約5.5時間後に起動するため、1回目の補給を行うのは、事象発生から約7時間以降に実施する。可搬型大型送水ポンプ車Aへの補給は、代替非常用発電機への補給後に実施する。                  可搬型大型送水ポンプ車Aへの1回目の補給 (手順⑩) 以降の燃料補給時間 (n回補給完了から (n+1) 回補給完了までの時間) は以下のとおり。</p>	<p>【大飯、女川】                  設備名称の相違 (可搬型タンクローリー)</p> <p>【大飯、女川】                  設備の相違 (可搬型タンクローリー)                  設備の相違                  ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等時において機器の燃料が枯渇する前に補給できる点においては同等である。</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>から、タンクローリーを介し、電源車(緊急時対策用)へ給油できる設計とする。</p> <p>タンクローリーは、緊急時対策所が、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう設置する。重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じられるよう、必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けること。</p> <p>原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けること。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な数の要員を取容することができるよう設置する。</p> <p>系統構成は、電源の確保のため、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクから、タンクローリーを介し、電源車(緊急時対策用)へ給油できる設計とする。</p> <p>タンクローリーは、重大事故等が発生した場合において当該発電原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために、必要となる電源の燃料確保を目的に設置する。</p> <p>系統構成は、通信設備のため、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクから、タンクローリーを介し、空冷式非常用発電装置又は電源車(緊急時対策用)へ給油できる設計とする。</p> <p>タンクローリーは、重大事故等対処設備として2個設置する。</p>	<p>②移動(タンクローリー(保管エリア⇒軽油タンク)):10分                  ③補給(軽油タンク⇒タンクローリー(4.0kL)):105分                  ④移動(タンクローリー(軽油タンク⇒ガスタービン発電設備軽油タンク)):10分                  ⑤補給(タンクローリー⇒ガスタービン発電設備軽油タンク):40分                  ⑥移動(タンクローリー(ガスタービン発電設備軽油タンク⇒軽油タンク)):10分                  ⑦補給(軽油タンク⇒タンクローリー(4.0kL)):105分</p> <p>タイムチャートは、「図 57-5-2 タンクローリーBからガスタービン発電設備軽油タンクへの補給のタイムチャート」に示す。移動ルートは、「57-11 燃料補給に関する補足説明資料」に示す。</p> <p>c. タンクローリーBの補給成立性                  ガスタービン発電設備軽油タンクは、事象発生10時間後に補給を開始するため、1回目の補給を行うのは事象発生から10時間以降であり、手順①②③④はアクセスルートの復旧が完了する事象発生後4時間からガスタービン発電設備軽油タンクに軽油を補給する事象発生後10時間までに実施する。ガスタービン発電設備軽油タンクへの1回目の補給(手順⑤)以降の燃料補給時間(n回補給完了から(n+1)回補給完了までの時間)は以下のとおり。</p> <p>1回目 補給開始40分後(⑤)に補給完了                  2回目 1回目の補給後から4時間以内に補給する。                  ⑥+⑦+④+⑤=165分+余裕時間75分=240分                  3回目以降は、2回目と同じサイクルを実施する。                  したがって、ガスタービン発電設備軽油タンクの燃料補給時間は240分である。</p> <p>d. 評価結果                  ガスタービン発電設備軽油タンクへの燃料補給時間は240分(4時間)であり、7日間(168時間)の必要容量160kLについて、1回4kLの補給を40回実施することが可能である。</p> <p>2. 最高使用圧力の設定根拠                  タンク内圧が上昇すると、20kPa[gage]&lt;タンク内圧≤24kPa[gage]の範囲内で安全装置が作動し、内圧の上昇が抑えられることから24kPa[gage]とする。</p> <p>3. 最高使用温度の設定根拠                  タンクローリーの最高使用温度は、屋外温度が40℃を下回るため、40℃とする。</p>	<p>1回目 補給開始10分後(⑤)に補給完了                  2回目 1回目の補給後から190分以内に補給する。                  ⑥+⑦+④+⑤+⑥+⑦+④+⑤=190分                  3回目 2回目の補給後から225分以内に補給する。                  ⑥+⑦+④+⑤+⑥+⑦+④+⑤+⑥+⑦+④+⑤=225分                  4回目 3回目の補給後から240分以内に補給する。                  ⑥+⑦+④+⑤+⑥+⑦+④+⑤+⑥+⑦+④+⑤=200分+余裕時間40分=240分                  5回目 4回目の補給後から240分以内に補給する。                  ⑥+⑦+④+⑤+⑥+⑦+④+⑤+⑥+⑦+④+⑤=235分+余裕時間5分=240分                  6回目以降は、4回目以降と同じサイクルを実施する。                  したがって、可搬型大型送水ポンプ車Aの燃料補給時間は最大で240分である。</p> <p>(c) 可搬型大型送水ポンプ車Bへの補給成立性                  可搬型大型送水ポンプ車Bは、事象発生約13時間後に起動するため、1回目の補給を行うのは、事象発生から約13時間以降に実施する。可搬型大型送水ポンプ車Bの補給は、可搬型大型送水ポンプ車Aへの3回目の補給後に実施する。                  可搬型大型送水ポンプ車Bへの1回目の補給(手順⑥)以降の燃料補給時間(n回補給完了から(n+1)回補給完了までの時間)は以下のとおり。</p> <p>1回目 補給開始10分後(⑥)に補給完了                  2回目 1回目の補給後から240分以内に補給する。                  ⑥+⑦+④+⑤+⑥+⑦+④+⑤+⑥+⑦+④+⑤=200分+余裕時間40分=240分                  3回目 2回目の補給後から240分以内に補給する。                  ⑥+⑦+④+⑤+⑥+⑦+④+⑤+⑥+⑦+④+⑤=235分+余裕時間5分=240分                  4回目以降は、2回目以降と同じサイクルを実施する。                  したがって、可搬型大型送水ポンプ車Bの燃料補給時間は最大で240分である。</p> <p>(d) 緊急時対策用発電機(指揮所側)への補給成立性                  緊急時対策用発電機(指揮所側)は、事象発生約25分後に起動するため、1回目の補給を行うのは、事象発生から約25分以降に実施する。緊急時対策用発電機(指揮所側)の補給は、可搬型大型送水ポンプ車Aへの2回目の補給後に実施する。</p>	<p>【大飯, 女川】                  設備名称の相違 (可搬型タンクローリー)                  【大飯, 女川】                  設備の相違 (可搬型タンクローリー)                  設備の相違                  ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等時において機器の燃料が枯渇する前に補給できる点においては同等である。</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>タンク及び重油タンクの燃料油を抜き取ることで行うが、地上から10mの深さまで重油を吸上げることが可能であることをタンクローリーの性能確認試験の結果において確認しており、使用可能量は燃料油時蔵タンクでは、600kℓ (号炉あたり300kℓ)である。又、重油タンクでは、640kℓ (号炉あたり320kℓ)であることから必要容量の燃料を確保している。</p> <p>2. 最高使用圧力 (24kPa)                  タンクローリーの最高使用圧力は、タンクローリーが20kPa～24kPaの範囲で動作する安全装置を備えているため、24kPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度 (40℃)                  タンクローリーの最高使用温度は、屋外での温度が40℃を下回るため40℃とする。</p>		<p>d. 評価結果</p> <p>代替非常用発電機への燃料補給時間は最大で240分であり、運転可能時間である380分以内に燃料補給は可能である。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車Aへの燃料補給時間は最大で240分であり、運転可能時間である320分以内に燃料補給は可能である。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車Bへの燃料補給時間は最大で240分であり、運転可能時間である320分以内に燃料補給は可能である。</p> <p>緊急時対策用発電機 (指揮所側) への燃料補給時間は最大で480分であり、運転可能時間である1,150分以内に燃料補給は可能である。</p> <p>緊急時対策用発電機 (待機所側) への燃料補給時間は最大で480分であり、運転可能時間である1,450分以内に燃料補給は可能である。</p> <p>(2) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプによる汲み上げ手段を用いる場合</p> <p>a. 各機器の運転可能時間</p> <p>○ 可搬型大型送水ポンプ車</p> <p>運転可能時間 = <math>V_t \div G_t = 400L \div 74L/h = 5.4h (324min)</math></p> <p><math>V_t</math> : 燃料タンク容量 (L) = 400L  <math>G_t</math> : 燃料消費量 (L/h) = 74L/h</p> <p>保守的に320分とする。</p> <p>○ 緊急時対策用発電機 (指揮所側)</p> <p>運転可能時間 = <math>V_t \div G_t = 470L \div 24.4L/h = 19.2h (1,152min)</math></p> <p><math>V_t</math> : 燃料タンク容量 (L) = 470L  <math>G_t</math> : 燃料消費量 (L/h) = 24.4L/h</p> <p>保守的に1,150分とする。</p> <p>○ 緊急時対策用発電機 (待機所側)</p> <p>運転可能時間 = <math>V_t \div G_t = 470L \div 19.3L/h = 24.3h (1,458min)</math></p> <p><math>V_t</math> : 燃料タンク容量 (L) = 470L  <math>G_t</math> : 燃料消費量 (L/h) = 19.3L/h</p> <p>保守的に1,450分とする。</p>	<p>【大飯、女川】                  設備名称の相違 (可搬型タンクローリー)</p> <p>【大飯、女川】                  設備の相違 (可搬型タンクローリー)                  設備の相違</p> <p>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等時において機器の燃料が枯渇する前に補給できる点においては同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>○ 代替非常用発電機の運転可能時間                      運転可能時間 = <math>V_f \div C_f = 1,620L \div 253L/h = 6.4h (384min)</math>  <math>V_f</math>: 燃料タンク容量 (L) = 1,620L  <math>C_f</math>: 燃料消費量 (L/h) = 253L/h                      保守的に380分とする。</p> <p>b. 燃料補給手順                      緊急時対策用発電機 (指揮所側)、緊急時対策用発電機 (待機所側)、可搬型大型送水ポンプ車A及びB、代替非常用発電機への燃料補給手順は以下のとおり。</p> <p>【所用時間の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策要員の移動時間は、緊急時対策所から可搬型タンクローリーを保管している1号が西側31mエリア及び2号が東側31mエリア (b) までの移動を想定し、60分とする。</li> <li>・可搬型タンクローリーへの移動時間は、各設備までの移動時間に応じた時間とする。</li> <li>・燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ時間は、軽油汲み上げ作業の実績に余裕を見込んだ想定時間とする。</li> <li>・各機器への補給は類似作業の実績に余裕を見込んだ想定時間とする。</li> </ul> <p>【可搬型タンクローリーによる補給手順 (緊急時対策用発電機 (指揮所側)、緊急時対策用発電機 (待機所側)、可搬型大型送水ポンプ車A及びB、代替非常用発電機への燃料補給)】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 移動 (災害対策要員 (緊急時対策所⇒保管エリア))</li> <li>② 移動 (可搬型タンクローリーA及びB (保管エリア⇒ホース敷設箇所))</li> <li>③ ホース敷設 (燃料油移送ポンプ出ライン⇒燃料汲み上げ箇所)</li> <li>④ 移動 (可搬型タンクローリーA及びB (ホース敷設箇所⇒燃料汲み上げ箇所))、燃料汲み上げ準備</li> <li>⑤⑥⑦ 燃料汲み上げ (燃料油貯油槽⇒可搬型タンクローリー)</li> <li>⑧⑨ 移動 (可搬型タンクローリー (燃料油貯油槽⇒代替非常用発電機))、燃料補給準備</li> <li>⑩⑪ 燃料補給 (可搬型タンクローリー⇒代替非常用発電機)</li> <li>⑫⑬ 移動 (可搬型タンクローリー (代替非常用発電機⇒燃料油貯油槽))、燃料汲み上げ準備</li> </ol>	<p>【大飯、女川】                      設備名称の相違 (可搬型タンクローリー)                      【大飯、女川】                      設備の相違 (可搬型タンクローリー)                      設備の相違                      ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等時において機器の燃料が枯渇する前に補給できる点においては同等である。</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>⑩⑪ 移動 (可搬型タンクローリー (燃料油貯油槽⇒可搬型大型送水ポンプ車A) )、燃料補給準備</p> <p>⑫⑬ 燃料補給 (可搬型タンクローリー⇒可搬型大型送水ポンプ車A)</p> <p>⑭ 移動 (可搬型タンクローリー (可搬型大型送水ポンプ車A⇒燃料油貯油槽) )、燃料補給準備</p> <p>⑮ 移動 (可搬型タンクローリー (可搬型大型送水ポンプ車A⇒緊急時対策用発電機) )、燃料補給準備</p> <p>⑯ 燃料補給 (可搬型タンクローリー⇒緊急時対策用発電機 (指揮所側) )</p> <p>⑰ 燃料補給 (可搬型タンクローリー⇒緊急時対策用発電機 (待機所側) )</p> <p>⑱ 移動 (可搬型タンクローリー (緊急時対策所⇒燃料油貯油槽) )、燃料汲み上げ準備</p> <p>⑲⑳㉑ 燃料汲み上げ (燃料油貯油槽⇒可搬型タンクローリー)</p> <p>㉒㉓ 移動 (可搬型タンクローリー (燃料油貯油槽⇒代替非常用発電機) )、燃料補給準備</p> <p>㉔㉕ 燃料補給 (可搬型タンクローリー⇒代替非常用発電機)</p> <p>㉖㉗ 移動 (可搬型タンクローリー (代替非常用発電機⇒燃料油貯油槽) )、燃料汲み上げ準備</p> <p>㉘㉙ 移動 (可搬型タンクローリー (燃料油貯油槽⇒可搬型大型送水ポンプ車A及びB) )、燃料補給準備</p> <p>㉚㉛ 燃料補給 (可搬型タンクローリー⇒可搬型大型送水ポンプ車A)</p> <p>㉜㉝ 燃料補給 (可搬型タンクローリー⇒可搬型大型送水ポンプ車B)</p> <p>㉞ 移動 (可搬型タンクローリー (可搬型大型送水ポンプ車A及びB⇒燃料油貯油槽) )、燃料補給準備</p> <p>㉟ 移動 (可搬型タンクローリー (可搬型大型送水ポンプ車A及びB⇒緊急時対策用発電機) )、燃料補給準備</p> <p>㊱ 燃料補給 (可搬型タンクローリー⇒緊急時対策用発電機 (指揮所側) )</p> <p>㊲ 燃料補給 (可搬型タンクローリー⇒緊急時対策用発電機 (待機所側) )</p> <p>㊳ 移動 (可搬型タンクローリー (緊急時対策所⇒燃料油貯油槽) )、燃料汲み上げ準備</p> <p>タイムチャートは、「図57.5.2 可搬型タンクローリーから各機器への補給 (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) タイムチャート」に示す。移動ルートは「57-11 燃料補給に関する補足説明資料」に示す。</p>	<p>【大飯、女川】                  設備名称の相違 (可搬型タンクローリー)</p> <p>【大飯、女川】                  設備の相違 (可搬型タンクローリー)</p> <p>設備の相違                  ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等時において機器の燃料が枯渇する前に補給できる点においては同等である。</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>e. 可搬型タンクローリーの補給成立性</p> <p>(a) 代替非常用発電機への補給成立性</p> <p>代替非常用発電機は、事象発生約25分後に起動するため、1回目の補給を行うのは、事象発生から25分以降であり、手順①②③④⑤⑥は、代替非常用発電機に燃料を補給する約6時間までに実施する。</p> <p>代替非常用発電機への1回目の補給(手順②)以降の燃料補給時間(n回補給完了から(n+1)回補給完了までの時間)は以下のとおり。</p> <p>1回目 補給開始45分後(⑦)に補給完了</p> <p>2回目 1回目の補給後から240分以内に補給する。              ⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜+㉝+㉞+㉟+㊱+㊲+㊳+㊴+㊵+㊶+㊷+㊸+㊹+㊺+㊻+㊼+㊽+㊾+㊿=200分+余裕時間40分=240分</p> <p>3回目 2回目の補給後から240分以内に補給する。              ⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜+㉝+㉞+㉟+㊱+㊲+㊳+㊴+㊵+㊶+㊷+㊸+㊹+㊺+㊻+㊼+㊽+㊾+㊿=240分</p> <p>4回目 3回目の補給後から245分以内に補給する。              ⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜+㉝+㉞+㉟+㊱+㊲+㊳+㊴+㊵+㊶+㊷+㊸+㊹+㊺+㊻+㊼+㊽+㊾+㊿=210分+余裕時間35分=245分</p> <p>5回目 4回目の補給後から245分以内に補給する。              ⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜+㉝+㉞+㉟+㊱+㊲+㊳+㊴+㊵+㊶+㊷+㊸+㊹+㊺+㊻+㊼+㊽+㊾+㊿=245分</p> <p>6回目以降は、4回目以降と同じサイクルを実施する。              したがって、代替非常用発電機の燃料補給時間は最大で245分である。</p> <p>(b) 可搬型大型送水ポンプ車Aへの補給成立性</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車Aは、事象発生約7時間後に起動するため、1回目の補給を行うのは、事象発生から約7時間以降である。可搬型大型送水ポンプ車Aの補給は、代替非常用発電機への補給後に実施する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車Aへの1回目の補給(手順①)以降の燃料補給時間(n回補給完了から(n+1)回補給完了までの時間)は以下のとおり。</p> <p>1回目 補給開始10分後(①)に補給完了</p> <p>2回目 1回目の補給後から200分以内に補給する。              ②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜+㉝+㉞+㉟+㊱+㊲+㊳+㊴+㊵+㊶+㊷+㊸+㊹+㊺+㊻+㊼+㊽+㊾+㊿=200分</p> <p>3回目 2回目の補給後から240分以内に補給する。</p>	<p>【大飯、女川】              設備名称の相違 (可搬型タンクローリー)</p> <p>【大飯、女川】              設備の相違 (可搬型タンクローリー)              設備の相違              ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等時において機器の燃料が枯渇する前に補給できる点においては同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧=240分</p> <p>4回目 3回目の補給後から245分以内に補給する。                  ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧=210分+余裕時間35分=245分</p> <p>5回目 4回目の補給後から245分以内に補給する。                  ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧=245分</p> <p>6回目以降は、4回目以降と同じサイクルを実施する。                  したがって、可搬型大型送水ポンプ車Aの燃料補給時間は最大で245分である。</p> <p>(c) 可搬型大型送水ポンプ車Bへの補給成立性                  可搬型大型送水ポンプ車Bは、事象発生約13時間後に起動するため、1回目の補給を行うのは、事象発生から約13時間以降に実施する。可搬型大型送水ポンプ車Bの補給は、可搬型大型送水ポンプ車Aへの3回目の補給後に実施する。                  可搬型大型送水ポンプ車Bへの1回目の補給(手順⑤)以降の燃料補給時間(n回補給完了から(n+1)回補給完了までの時間)は以下のとおり。</p> <p>1回目 補給開始15分後(⑤)に補給完了                  2回目 1回目の補給後から245分以内に補給する。                  ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧=210分+余裕時間35分=245分</p> <p>3回目 2回目の補給後から245分以内に補給する。                  ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩=245分</p> <p>4回目以降は、2回目以降と同じサイクルを実施する。                  したがって、可搬型大型送水ポンプ車Bの燃料補給時間は最大で245分である。</p> <p>(d) 緊急時対策所用発電機(指揮所側)への補給成立性                  緊急時対策所用発電機(指揮所側)は、事象発生約25分後に起動するため、1回目の補給を行うのは、事象発生から約25分以降に実施する。緊急時対策所用発電機(指揮所側)の補給は、可搬型大型送水ポンプ車Aへの2回目の補給後に実施する。                  緊急時対策所用発電機(指揮所側)への1回目の補給(手順⑥)以降の燃料補給時間(n回補給完了から(n+1)回補給完了までの時間)は以下のとおり。</p> <p>1回目 補給開始15分後(⑥)に補給完了                  2回目 1回目の補給後から495分以内に補給する。                  ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫</p>	<p>【大飯、女川】                  設備名称の相違 (可搬型タンクローリー)</p> <p>【大飯、女川】                  設備の相違 (可搬型タンクローリー)</p> <p>設備の相違                  ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等時において機器の燃料が枯渇する前に補給できる点においては同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>                     +②+②+②+②+②+①+③=460分+余裕時間35分=495分                      3回目 2回目の補給後から490分以内に補給する。                      ③+③+③+③+③+③+③+③+③+③+③=455分+余裕時間35分=490分                      4回目以降は、3回目以降と同じサイクルを実施する。                      したがって、緊急時対策用発電機 (指保所側) の燃料補給時間は最大で495分である。                 </p> <p>                     (6) 緊急時対策用発電機 (特機所側) への補給成立性                      緊急時対策用発電機 (特機所側) は、事象発生約25分後に起動するため、1回目の補給を行うのは、事象発生から約25分以降に実施する。緊急時対策用発電機 (特機所側) の補給は、緊急時対策用発電機 (指保所側) への1回目の補給後に実施する。                      緊急時対策用発電機 (特機所側) への1回目の補給 (手順②) 以降の燃料補給時間 (n回補給完了から (n+1) 回補給完了までの時間) は以下のとおり。                 </p> <p>                     1回目 補給開始15分後 (②) に補給完了                      2回目 1回目の補給後から495分以内に補給する。                      ②+②+②+②+②+②+②+②+②+②+②=460分+余裕時間35分=495分                      3回目 2回目の補給後から490分以内に補給する。                      ③+③+③+③+③+③+③+③+③+③+③=455分+余裕時間35分=490分                      4回目以降は3回目以降と同じサイクルを実施する。                      したがって、緊急時対策用発電機 (特機所側) の燃料補給時間は最大で495分である。                 </p> <p>                     d. 評価結果                      代替非常用発電機への燃料補給時間は最大で245分であり、運転可能時間である380分以内に燃料補給は可能である。                      可搬型大型送水ポンプ車Aへの燃料補給時間は最大で245分であり、運転可能時間である320分以内に燃料補給は可能である。                      可搬型大型送水ポンプ車Bへの燃料補給時間は最大で245分であり、運転可能時間である320分以内に燃料補給は可能である。                 </p>	<p>【大飯, 女川】                      設備名称の相違 (可搬型タンクローリー)</p> <p>【大飯, 女川】                      設備の相違 (可搬型タンクローリー)                      設備の相違                      ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等時において機器の燃料が枯渇する前に補給できる点においては同等である。</p>

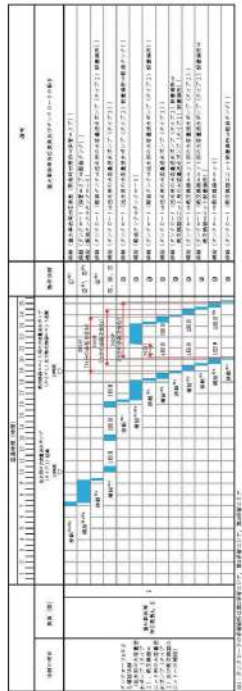
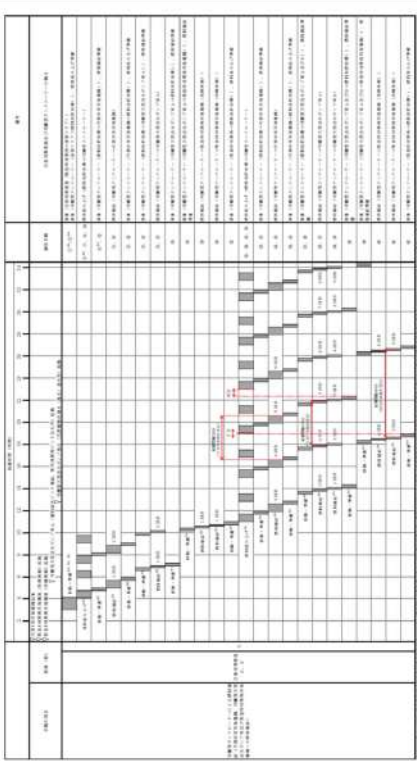
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>緊急時対策用発電機 (指揮所側) への燃料補給時間は最大で495分であり、運転可能時間である1,150分以内に燃料補給は可能である。</p> <p>緊急時対策用発電機 (待機所側) への燃料補給時間は最大で495分であり、運転可能時間である1,450分以内に燃料補給は可能である。</p> <p>2. 最高使用圧力                      可搬型タンクローリーのタンク内圧が上昇すると、20kPa [gauge] &lt; タンク内圧 ≤ 24kPa [gauge] の範囲内で安全装置が作動し、内圧の上昇が抑えられることから24kPa [gauge] とする。</p> <p>3. 最高使用温度                      可搬型タンクローリーの最高使用温度は、室外温度<sup>(注1)</sup>が40℃を下回るため、40℃とする。</p> <p>(注1) 外気の温度は、原子炉設置変更許可申請書添付書類六に示す泊発電所における最高の月平均気温である8月の約25.6℃ (寿都特別地域気象観測所24.5℃、小樽特別地域気象観測所25.6℃) とする。</p>	<p>【大飯、女川】                      設備名称の相違 (可搬型タンクローリー)</p> <p>【大飯、女川】                      設備の相違 (可搬型タンクローリー)</p> <p>設備の相違                      ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等時において機器の燃料が枯渇する前に補給できる点においては同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-5-1 タンクローリ A から注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び熱交換器ユニットへの補給のタイムチャート</p>	 <p>図 57.5.1 可搬型タンクローリーから各機器への補給 (可搬型タンクローリーから直接補給する場合) タイムチャート</p>	<p>【大飯、女川】                  設備名称の相違 (可搬型タンクローリー)                  【大飯、女川】                  設備の相違 (可搬型タンクローリー)                  設備の相違                  ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等時において機器の燃料が枯渇する前に補給できる点においては同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-5-2 タンクローリーBからガスタービン発電設備軽油タンクへの補給のタイムチャート</p>	 <p>図 57-5.2 可搬型タンクローリーから各機器への補給              (ディーゼル発電機燃料移送ポンプにより補給する場合) タイムチャート</p>	<p>【大飯、女川】                  設備名称の相違 (可搬型タンクローリー)                  【大飯、女川】                  設備の相違 (可搬型タンクローリー)                  設備の相違                  ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等時において機器の燃料が枯渇する前に補給できる点においては同等である。</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																								
<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">＜内容比較のため再掲(補足-5-1)＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">名称</td> <td style="width: 30%;">空冷式非常用発電装置</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>1,825</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>【設定根拠】                  空冷式非常用発電装置は、常設代替電源設備として設置し、非常用高圧母線に接続する。                  外部電源の喪失に加え、設計基準事故対処設備の電源であるディーゼル発電機の全てが機能喪失したことにより全交流電源喪失が発生した場合において炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止並びに使用済燃料ピットの燃料損傷防止に必要な電力を供給できる設計とする。                  空冷式非常用発電装置は、全交流電源喪失時に中央制御室から遠隔起動する。その後、非常用高圧母線に受電の事前準備として非常用高圧母線に接続する負荷を切り離し、非常用高圧母線に手動投入した後、非常用母線に接続する負荷を順次投入する。                  また、空冷式非常用発電装置は、その機能の健全性を確認するため、検査を行うことができる設計とする。</p> <p>1. 容量                  最大所要負荷は、全交流動力電源喪失時に必要な負荷の集計により、1,759kWを上回る2,920kWとする。全交流動力電源喪失時に必要な最大所要負荷を第1表に示す。                  最大所要負荷に従い、発電機の容量は以下のとおり1,825kVA×2個=3,650kVA(2,920kW)とする。</p> $Q \geq \frac{P}{\text{pf}} = \frac{2,920}{0.8} = 3,650$ <p>Q : 発電機の容量 (kVA)                  P : 最大所要負荷 (kW) = 2,920                  pf : 力率 = 0.80</p>	名称	空冷式非常用発電装置			個数	2			容量	1,825			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">名称</td> <td colspan="2" style="width: 40%;">ガスタービン発電機 (発電機)</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>4,500 (連続定格: 約 3,791.2)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>【設定根拠】                  ガスタービン発電機は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合、重大事故等に対処するために必要な電力を供給可能な設計とする。</p> <p>1. 容量                  最大負荷は4,614.24kWである。また、その際の連続負荷は3,220.00kWである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>緊急時対策建屋</td><td>305.00 kW</td></tr> <tr><td>緊急用電気品建屋</td><td>375.00 kW</td></tr> <tr><td>125V充電器</td><td>118.00 kW</td></tr> <tr><td>125V充電器</td><td>118.00 kW</td></tr> <tr><td>中央制御室120V交流分電盤</td><td>52.50 kW</td></tr> <tr><td>中央制御室120V交流分電盤</td><td>52.50 kW</td></tr> <tr><td>非常用照明</td><td>180.00 kW</td></tr> <tr><td>非常用照明</td><td>180.00 kW</td></tr> <tr><td>中央制御室送風機</td><td>110.00 kW</td></tr> <tr><td>中央制御室再循環送風機</td><td>15.00 kW</td></tr> <tr><td>復水移送ポンプ</td><td>45.00 kW</td></tr> <tr><td>復水移送ポンプ</td><td>45.00 kW</td></tr> <tr><td>燃料プールの冷却浄化系ポンプ</td><td>75.00 kW</td></tr> <tr><td>非常用ガス処理系排風機等<sup>*1</sup></td><td>35.00 kW</td></tr> <tr><td>非常用ガス処理系排風機等<sup>*1</sup></td><td>35.00 kW</td></tr> <tr><td>モニタリングポスト</td><td>10.00 kW</td></tr> <tr><td>モニタリングポスト</td><td>10.00 kW</td></tr> <tr><td>代替循環冷却ポンプ</td><td>90.00 kW</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器pH調整系ポンプ</td><td>22.00 kW</td></tr> <tr><td>補機類</td><td>573.50 kW</td></tr> <tr><td>その他負荷</td><td>773.50 kW</td></tr> <tr><td>合計 (連続負荷)</td><td>3,220.00 kW</td></tr> <tr><td>(最大負荷)</td><td>(4,614.24 kW)</td></tr> </tbody> </table> <p>*1: 非常用ガス処理系空気乾燥装置を含む</p> <p>したがって、発電機の出力は最大負荷である4,614.24kWに対し、余裕を有する7,200kW (3,600kW×2台)とする。(連続定格: 6,066kW (3,033kW×2台))                  なお、ガスタービン発電機1台あたりの容量は以下のとおり、4,500kVA (連続定格: 3,791.2kVA)とする。  <math>Q = P \div \text{Pf} = 3,600 \div 0.8 = 4,500</math> (連続定格: 3,033 ÷ 0.8 ≈ 3,791.2)                  Q : 発電機の容量 (kVA), P : 発電機の出力 (kW) = 3,600 (連続定格: 3,033), Pf : 力率 = 0.80</p>	名称	ガスタービン発電機 (発電機)			個数	2			容量	4,500 (連続定格: 約 3,791.2)			負荷名称	負荷容量	緊急時対策建屋	305.00 kW	緊急用電気品建屋	375.00 kW	125V充電器	118.00 kW	125V充電器	118.00 kW	中央制御室120V交流分電盤	52.50 kW	中央制御室120V交流分電盤	52.50 kW	非常用照明	180.00 kW	非常用照明	180.00 kW	中央制御室送風機	110.00 kW	中央制御室再循環送風機	15.00 kW	復水移送ポンプ	45.00 kW	復水移送ポンプ	45.00 kW	燃料プールの冷却浄化系ポンプ	75.00 kW	非常用ガス処理系排風機等 <sup>*1</sup>	35.00 kW	非常用ガス処理系排風機等 <sup>*1</sup>	35.00 kW	モニタリングポスト	10.00 kW	モニタリングポスト	10.00 kW	代替循環冷却ポンプ	90.00 kW	原子炉格納容器pH調整系ポンプ	22.00 kW	補機類	573.50 kW	その他負荷	773.50 kW	合計 (連続負荷)	3,220.00 kW	(最大負荷)	(4,614.24 kW)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">名称</td> <td colspan="2" style="width: 40%;">代替非常用発電機</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>1,725<sup>(注1)</sup></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>【設定根拠】                  代替非常用発電機は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合、重大事故等に対処するために必要な電力を供給可能な設計とする。                  最大負荷は2,139kWである。また、その際の連続負荷は1,645kWである。<sup>(注2)</sup></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>高圧注入ポンプ</td><td>1,098kW</td></tr> <tr><td>充電器 (A、B)</td><td>113kW</td></tr> <tr><td></td><td>113kW</td></tr> <tr><td>計装用電源 (安全系)</td><td>22kW (A充電器を含む)</td></tr> <tr><td>(A、B、C、D)</td><td>22kW (B充電器を含む)</td></tr> <tr><td></td><td>22kW (A充電器を含む)</td></tr> <tr><td></td><td>22kW (B充電器を含む)</td></tr> <tr><td>代替格納容器スプレッドポンプ</td><td>206kW</td></tr> <tr><td>アユラス空気浄化ファン</td><td>39kW</td></tr> <tr><td>中央制御室給気ファン</td><td>21kW</td></tr> <tr><td>中央制御室排風ファン</td><td>13kW</td></tr> <tr><td>中央制御室非常用循環ファン</td><td>5kW</td></tr> <tr><td>中央制御室照明等</td><td>23kW</td></tr> <tr><td>中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ</td><td>13kW</td></tr> <tr><td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ<sup>*1</sup></td><td>7kW</td></tr> <tr><td>合計 (連続負荷)</td><td>1,645kW</td></tr> <tr><td>(最大負荷)</td><td>2,139kW</td></tr> </tbody> </table> <p>*1: 事故シナジス上の最大負荷としては考慮していないが、代替非常用発電機の出力決定に際しては最大負荷に含める。</p> <p>したがって、発電機の出力は最大負荷である2,139kWに対し、余裕を有する2,760kW (1,380kW/個×2個)とする。                  なお、代替非常用発電機1台あたりの容量は以下のとおり、1,725kVA/個とする。</p> $Q \geq \frac{P}{\text{Pf}} = \frac{1,380}{0.8} = 1,725$ <p>Q : 発電機の容量 (kVA), P : 発電機の定格出力 (kW) = 1,380, Pf : 力率 = 0.8</p> <p>(注1)公称値                  (注2)最大負荷については、基本設計時点での値を示す。</p>	名称	代替非常用発電機			個数	2			容量	1,725 <sup>(注1)</sup>			負荷名称	負荷容量	高圧注入ポンプ	1,098kW	充電器 (A、B)	113kW		113kW	計装用電源 (安全系)	22kW (A充電器を含む)	(A、B、C、D)	22kW (B充電器を含む)		22kW (A充電器を含む)		22kW (B充電器を含む)	代替格納容器スプレッドポンプ	206kW	アユラス空気浄化ファン	39kW	中央制御室給気ファン	21kW	中央制御室排風ファン	13kW	中央制御室非常用循環ファン	5kW	中央制御室照明等	23kW	中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ	13kW	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ <sup>*1</sup>	7kW	合計 (連続負荷)	1,645kW	(最大負荷)	2,139kW	<p>【大飯, 女川】                  設備名称の相違 (代替非常用発電機)</p> <p>【大飯, 女川】                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> </ul> <p>運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川および大飯は有効性評価において負荷が最大となる事故シナジスの負荷を選定している。</li> <li>泊はディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いて燃料を補給することから、美浜と同様に有効性評価において負荷が最大となる事故シナジスの負荷に加えて、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの負荷を追加している。</li> </ul>
名称	空冷式非常用発電装置																																																																																																																										
個数	2																																																																																																																										
容量	1,825																																																																																																																										
名称	ガスタービン発電機 (発電機)																																																																																																																										
個数	2																																																																																																																										
容量	4,500 (連続定格: 約 3,791.2)																																																																																																																										
負荷名称	負荷容量																																																																																																																										
緊急時対策建屋	305.00 kW																																																																																																																										
緊急用電気品建屋	375.00 kW																																																																																																																										
125V充電器	118.00 kW																																																																																																																										
125V充電器	118.00 kW																																																																																																																										
中央制御室120V交流分電盤	52.50 kW																																																																																																																										
中央制御室120V交流分電盤	52.50 kW																																																																																																																										
非常用照明	180.00 kW																																																																																																																										
非常用照明	180.00 kW																																																																																																																										
中央制御室送風機	110.00 kW																																																																																																																										
中央制御室再循環送風機	15.00 kW																																																																																																																										
復水移送ポンプ	45.00 kW																																																																																																																										
復水移送ポンプ	45.00 kW																																																																																																																										
燃料プールの冷却浄化系ポンプ	75.00 kW																																																																																																																										
非常用ガス処理系排風機等 <sup>*1</sup>	35.00 kW																																																																																																																										
非常用ガス処理系排風機等 <sup>*1</sup>	35.00 kW																																																																																																																										
モニタリングポスト	10.00 kW																																																																																																																										
モニタリングポスト	10.00 kW																																																																																																																										
代替循環冷却ポンプ	90.00 kW																																																																																																																										
原子炉格納容器pH調整系ポンプ	22.00 kW																																																																																																																										
補機類	573.50 kW																																																																																																																										
その他負荷	773.50 kW																																																																																																																										
合計 (連続負荷)	3,220.00 kW																																																																																																																										
(最大負荷)	(4,614.24 kW)																																																																																																																										
名称	代替非常用発電機																																																																																																																										
個数	2																																																																																																																										
容量	1,725 <sup>(注1)</sup>																																																																																																																										
負荷名称	負荷容量																																																																																																																										
高圧注入ポンプ	1,098kW																																																																																																																										
充電器 (A、B)	113kW																																																																																																																										
	113kW																																																																																																																										
計装用電源 (安全系)	22kW (A充電器を含む)																																																																																																																										
(A、B、C、D)	22kW (B充電器を含む)																																																																																																																										
	22kW (A充電器を含む)																																																																																																																										
	22kW (B充電器を含む)																																																																																																																										
代替格納容器スプレッドポンプ	206kW																																																																																																																										
アユラス空気浄化ファン	39kW																																																																																																																										
中央制御室給気ファン	21kW																																																																																																																										
中央制御室排風ファン	13kW																																																																																																																										
中央制御室非常用循環ファン	5kW																																																																																																																										
中央制御室照明等	23kW																																																																																																																										
中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ	13kW																																																																																																																										
ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ <sup>*1</sup>	7kW																																																																																																																										
合計 (連続負荷)	1,645kW																																																																																																																										
(最大負荷)	2,139kW																																																																																																																										



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																					
<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">＜内容比較のため再掲(補足-5-2)＞</p> <p>第1表 全交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA時に必要な負荷</p> <table border="1" data-bbox="107 263 638 582"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量 (kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">充電器 (A、B)</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>77</td> </tr> <tr> <td>計装用電源 (A、B、C、D)</td> <td>充電器 (A、B) に含む</td> </tr> <tr> <td>恒設代替低圧注水ポンプ</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>高圧注入ポンプ</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化ファン</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>中央制御室空調ファン</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>中央制御室循環ファン</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>合計 (kW)</td> <td>1,759</td> </tr> </tbody> </table> <p>重大事故等防止技術的能力の添付資料 1.14.4-(1)より引用</p> <p>(備考)その他事象の所要負荷</p> <p>① 大破断 LOCA+高圧注入失敗+低圧注入失敗+格納容器スプレイ失敗時に必要な負荷 372kW</p> <p>② 外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+補助給水失敗時に必要な負荷(格納容器過温破損) 372kW</p> <p>③ 燃料取出前のミッドループ運転中における外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失時に必要な負荷 1,759kW</p>	負荷名称	負荷容量 (kW)	充電器 (A、B)	77	77	計装用電源 (A、B、C、D)	充電器 (A、B) に含む	恒設代替低圧注水ポンプ	145	高圧注入ポンプ	1,400	アニュラス空気浄化ファン	19	中央制御室空調ファン	19	中央制御室循環ファン	11	中央制御室非常用循環ファン	11	合計 (kW)	1,759			<p>【大飯, 女川】                  設備名称の相違 (代替非常用発電機)</p> <p>【大飯, 女川】                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> </ul> <p>運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川および大飯は有効性評価において負荷が最大となる事故シーケンスの負荷を選定している。</li> <li>泊はディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いて燃料を補給することから、美浜と同様に有効性評価において負荷が最大となる事故シーケンスの負荷に加えて、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの負荷を追加している。</li> </ul>
負荷名称	負荷容量 (kW)																							
充電器 (A、B)	77																							
	77																							
計装用電源 (A、B、C、D)	充電器 (A、B) に含む																							
恒設代替低圧注水ポンプ	145																							
高圧注入ポンプ	1,400																							
アニュラス空気浄化ファン	19																							
中央制御室空調ファン	19																							
中央制御室循環ファン	11																							
中央制御室非常用循環ファン	11																							
合計 (kW)	1,759																							

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
<p style="text-align: center;">(参考) 美浜3号炉</p> <p>第1表                  【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA時に必要な負荷】<sup>※1</sup></p> <table border="1" data-bbox="129 255 537 813"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>容量 (kW) <sup>※2</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td>充てん/高圧注入ポンプ</td> <td>780</td> </tr> <tr> <td>充電器(A,B)</td> <td rowspan="2">88</td> </tr> <tr> <td>                     S A監視操作盤                      静的熱媒体水素再結合装置温度監視装置                      原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置                      原子炉格納容器水位                      原子炉下部キャビティ                      可搬型格納容器内水素濃度計測装置                      A、B、C、D計器用電源                      衛星電話 (固定)                      安全パラメータ表示システム (SPDS)                      安全パラメータ伝達システム                      可搬型照明 (SA)                 </td> </tr> <tr> <td>恒設代替低圧注水ポンプ</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>アニュラス循環ファン</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>制御建屋送気ファン</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>制御建屋循環ファン</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>補助建屋非常用発電用変圧器</td> <td>70<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>燃料油移送ポンプ (A、B)</td> <td>3<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>燃料油移送ポンプ充電電磁弁 (A、B)</td> <td>1<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>合計(kW)</td> <td>1,567</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 重大事故事象シーケンスにおいて負荷容量の合計が最大となる事象を示す。                  ※2 電動弁は、短時間の動作であり、負荷容量には含まない。                  ※3 事故シーケンス上負荷として考慮しないが、空冷式非常用発電装置の出力決定に際しては最大負荷に含める。</p> <p>(備考)                  その他事象の所部負荷(重大事故等への対応に係る措置の有効性評価より引用)                  ① 大破断 LOCA+高圧注入失敗+低圧注入失敗+格納容器スプレイ失敗時に必要な負荷 616kW                  ② 外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+補助給水失敗時に必要な負荷(格納容器過温保護) 622kW                  ③ 燃料取出前のミッドループ運転中における外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失時に必要な負荷 713kW</p>	負荷名称	容量 (kW) <sup>※2</sup>	余熱除去ポンプ	270	充てん/高圧注入ポンプ	780	充電器(A,B)	88	S A監視操作盤 静的熱媒体水素再結合装置温度監視装置 原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置 原子炉格納容器水位 原子炉下部キャビティ 可搬型格納容器内水素濃度計測装置 A、B、C、D計器用電源 衛星電話 (固定) 安全パラメータ表示システム (SPDS) 安全パラメータ伝達システム 可搬型照明 (SA)	恒設代替低圧注水ポンプ	160	アニュラス循環ファン	15	制御建屋送気ファン	55	制御建屋循環ファン	22	中央制御室非常用循環ファン	15	補助建屋非常用発電用変圧器	70 <sup>※3</sup>	燃料油移送ポンプ (A、B)	3 <sup>※3</sup>	燃料油移送ポンプ充電電磁弁 (A、B)	1 <sup>※3</sup>	合計(kW)	1,567			<p>【大飯、女川】                  設備名称の相違 (代替非常用発電機)</p> <p>【大飯、女川】                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> </ul> <p>運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川および大飯は有効性評価において負荷が最大となる事故シーケンスの負荷を選定している。</li> <li>泊はディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いて燃料を補給することから、美浜と同様に有効性評価において負荷が最大となる事故シーケンスの負荷に加えて、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの負荷を追加している。</li> </ul>
負荷名称	容量 (kW) <sup>※2</sup>																													
余熱除去ポンプ	270																													
充てん/高圧注入ポンプ	780																													
充電器(A,B)	88																													
S A監視操作盤 静的熱媒体水素再結合装置温度監視装置 原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置 原子炉格納容器水位 原子炉下部キャビティ 可搬型格納容器内水素濃度計測装置 A、B、C、D計器用電源 衛星電話 (固定) 安全パラメータ表示システム (SPDS) 安全パラメータ伝達システム 可搬型照明 (SA)																														
恒設代替低圧注水ポンプ	160																													
アニュラス循環ファン	15																													
制御建屋送気ファン	55																													
制御建屋循環ファン	22																													
中央制御室非常用循環ファン	15																													
補助建屋非常用発電用変圧器	70 <sup>※3</sup>																													
燃料油移送ポンプ (A、B)	3 <sup>※3</sup>																													
燃料油移送ポンプ充電電磁弁 (A、B)	1 <sup>※3</sup>																													
合計(kW)	1,567																													

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																			
	<div style="border: 2px dashed blue; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">&lt;泊の記載箇所と比較(補足-5-4)&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">名称</td> <td>ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ</td> </tr> <tr> <td>台</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>m<sup>3</sup>/h/個</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>MPa</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>kW</td> <td>1.5</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】                      ガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、重大事故等時にガスタービン発電設備軽油タンクからガスタービン発電機に燃料を補給するために設置する。                      なお、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、ガスタービン発電機1台あたり、100%容量を1台設置する。</p> <p>1. 容量の設定根拠                      ガスタービン発電設備燃料移送ポンプの容量は、ガスタービン発電機1台の単位時間当たりの燃料最大消費量1,400L/h(約24L/min)をガスタービン発電機に供給するため、それよりも容量の大きい50L/min(3.0m<sup>3</sup>/h)とする。</p> <p>2. 全圧力の設定根拠                      ガスタービン発電設備燃料移送ポンプの必要となる全圧力は、以下のとおり、0.24MPa(約27.6m)である。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">軽油タンク吸込管下端及び燃料小出槽レベルHとの差</td> <td style="width: 20%;">：</td> <td style="width: 20%;">約4.6m</td> </tr> <tr> <td>配管圧損</td> <td>：</td> <td>約23.0m</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td>約27.6m</td> </tr> </table> <p>以上より、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプの全圧力は、0.24MPaを上回る0.5MPaとする。</p> <p>3. 原動機出力の設定根拠                      上記に示す容量及び揚程を満足するポンプの必要軸動力は以下のとおり0.40kWとなる。</p> <math display="block">P = (g \times \rho \times Q \times H) \div (\eta \times 60)</math> <math display="block">= (9.80665 \times 0.86 \times 0.05 \times 27.6) \div (\text{ } \times 60)</math> <math display="block">= 0.40\text{kW}</math> <p>P：必要軸動力(kW)    g：重力加速度(m/s<sup>2</sup>)    Q：吐出量(m<sup>3</sup>/min)                      ρ：比重(t/m<sup>3</sup>)    H：全揚程(m)    η：ポンプ効率(-)                      *1：比重はJIS K 2204:2007より15℃における軽油密度0.86(t/m<sup>3</sup>)を使用</p> <p>上記の必要軸動力を満足する原動機を選定すると、原動機出力は1.5kWとなる。よって、電動機として出力1.5kWの電動機を選定する。</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> </div>	名称	ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ	台	2	m <sup>3</sup> /h/個	3.0	MPa	0.5	kW	1.5	軽油タンク吸込管下端及び燃料小出槽レベルHとの差	：	約4.6m	配管圧損	：	約23.0m	合 計		約27.6m		<p>【女川】                      設備・運用の相違(代替非常用発電機の燃料補給)</p> <p>【女川】                      記載箇所の相違(57-5-19へ)</p>
名称	ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ																					
台	2																					
m <sup>3</sup> /h/個	3.0																					
MPa	0.5																					
kW	1.5																					
軽油タンク吸込管下端及び燃料小出槽レベルHとの差	：	約4.6m																				
配管圧損	：	約23.0m																				
合 計		約27.6m																				

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="680 172 1223 826" style="border: 1px solid black; height: 410px; width: 242px; margin: 0 auto;"></div> <p data-bbox="757 836 1146 855" style="text-align: center;">図 57-5-3 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ性能曲線</p> <div data-bbox="860 919 1227 944" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 164px;">                     枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。                 </div>		<p data-bbox="1845 146 1908 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 172 2157 220">設備・運用の相違 (代替非常用発電機の燃料補給)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
<p style="text-align: center;">&lt;女川, 泊の記載箇所を比較(補足-5-3)&gt;</p> <table border="1" data-bbox="89 231 638 295"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>電源車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td>2 (予備1) (注1)</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>kVA/個</td> <td>610</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(注1) 3・4号炉共用の予備1台含む</p> <p>【設 定 根 拠】                  電源車は、可搬型代替電源設備として設置し、手動で非常用高圧母線に接続する。外部電源及び設計基準事故対処設備の電源である非常用ディーゼル発電機の全てが機能喪失し、全交流電源喪失が発生した場合で、かつ、常設代替交流電源である空冷式非常用発電装置も機能喪失した場合において、プラント監視機能を維持できる設計とする。                  また、可搬性を損なわない範囲で、プラント監視機能の維持に加え事故の状況に応じて補機を動作可能な容量とし、その容量を賄うことができる設備をプラント1基あたり2セット以上に加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で確保する設計とする。</p> <p>2. 容量                  1台でプラント監視機能を維持可能な負荷容量は、第1表の集計により214kWとする。また、これに加え、事故の状態に応じて比較的小容量の補機であれば動作可能なように発電機の出力は488kWとする。                  電源車の容量に従い、発電機の容量は以下のとおり610kVAとする。</p> $Q \geq \frac{P}{p f} = \frac{488}{0.8} = 610$ <p>Q : 発電機の容量 (kVA)                  P : 最大所要負荷 (kW) = 488                  p f : 力率 = 0.80</p> <p>第1表 プラント監視機能の維持に必要な負荷</p> <table border="1" data-bbox="89 1021 638 1244"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量 (kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充電器 (A、B)</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td></td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>計装用電源 (A、B、C、D)</td> <td>充電器(A,B)を含む</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化ファン</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>中央制御室空調ファン</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>中央制御室荷電ファン</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>合計 (kW)</td> <td>214</td> </tr> </tbody> </table>	名 称		電源車	個 数	—	2 (予備1) (注1)	容 量	kVA/個	610	負荷名称	負荷容量 (kW)	充電器 (A、B)	77		77	計装用電源 (A、B、C、D)	充電器(A,B)を含む	アニュラス空気浄化ファン	19	中央制御室空調ファン	19	中央制御室荷電ファン	11	中央制御室非常用循環ファン	11	合計 (kW)	214			<p>【大飯】                  記載箇所の相違 (57-5-4へ)</p>
名 称		電源車																												
個 数	—	2 (予備1) (注1)																												
容 量	kVA/個	610																												
負荷名称	負荷容量 (kW)																													
充電器 (A、B)	77																													
	77																													
計装用電源 (A、B、C、D)	充電器(A,B)を含む																													
アニュラス空気浄化ファン	19																													
中央制御室空調ファン	19																													
中央制御室荷電ファン	11																													
中央制御室非常用循環ファン	11																													
合計 (kW)	214																													



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																	
<table border="1" data-bbox="67 159 660 215"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>蓄電池(安全防護系用)</th> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>A・h/組</td> <td>2,400(10時間率)</td> </tr> </table> <p data-bbox="67 215 660 239">【設定根拠】</p> <p data-bbox="67 239 660 399">設計基準対象施設 蓄電池（安全防護系用）は、2系列の非常用直流母線に分離独立して接続し、外部電源喪失時に1つの系列が作動しないと仮定した場合でも、運転時の異常な過渡変化時において、燃料の許容設計限界及び原子炉冷却材圧力バウングリの設計条件を超えることなく原子炉を停止し、冷却でき、あるいは、原子炉冷却材喪失等の事故時において、炉心冷却を行い、かつ原子炉格納容器の健全性及びその他の必要の系統及び機器の安全性を確保するのに十分な容量及び機能を有する設計としている。</p> <p data-bbox="67 399 660 454">蓄電池（安全防護系用）は、設計基準対象施設として各系列に1組、合計2組設置している。</p> <p data-bbox="67 454 660 534">重大事故等対処設備 その他発電用原子炉の附属施設のうち、その他の電源装置として使用する蓄電池（安全防護系用）は、以下の機能を有する。</p> <p data-bbox="67 534 660 670">蓄電池（安全防護系用）は、設計基準対象施設の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における発電用原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するために必要な工学的安全施設、タービン動補助給水ポンプ起動盤等の継電器、開閉器、電磁弁、無停電電源装置等への電力を確保するために設置する。</p> <p data-bbox="67 670 660 726">系統構成は、蓄電池（安全防護系用）から直流分電盤、直流分電盤を経由して必要な直流負荷に給電し、また、蓄電池（安全防護系用）から直流分電盤、計装用電源、計装用分電盤を経由して必要な交流負荷に給電する設計としている。</p> <p data-bbox="67 726 660 774">蓄電池（安全防護系用）は、設計基準事故等対処設備として2組設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。</p> <p data-bbox="67 774 660 798">1. 容量 (2,400A・h (10時間率) /組)</p> <p data-bbox="67 798 660 861">蓄電池（安全防護系用）の容量は、中央制御室又はその隣室からの簡易な操作で負荷の切り離しを行い8時間、その後、必要な負荷以外を切り離して残り16時間の合計24時間にわたり、電気の供給を行うことができる容量に設定する。</p> <p data-bbox="67 861 660 909">交流動力電源喪失時の負荷電流から、蓄電池（安全防護系用）の必要容量は以下の通り<b>2,139A・h</b>となる。</p>	名称		蓄電池(安全防護系用)	容量	A・h/組	2,400(10時間率)	<table border="1" data-bbox="660 159 1243 215"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>125V蓄電池2A</th> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>Ah</td> <td>8,000</td> </tr> </table> <p data-bbox="660 215 1243 239">【設定根拠】</p> <p data-bbox="660 239 1243 319">125V蓄電池2Aは、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合、全交流動力電源喪失から1時間以内に、中央制御室において不要な負荷の切り離しを行う。さらに、全交流動力電源喪失から8時間後に、現場において不要な負荷の切り離しを行い、全交流動力電源喪失から24時間にわたり、125V蓄電池2Aから必要な負荷へ電力を供給できる設計とする。</p> <p data-bbox="660 319 1243 375">1. 容量 125V蓄電池2Aの負荷は以下のとおりとなる。</p> <table border="1" data-bbox="660 375 1243 694"> <caption>125V蓄電池2A負荷一覧表</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">負荷名称</th> <th>0～1分</th> <th>1～60分</th> <th>60～570分<sup>*1</sup></th> <th>570～1,440分<sup>*1</sup></th> </tr> <tr> <th>I<sub>30</sub></th> <th>I<sub>15</sub></th> <th>I<sub>30m</sub></th> <th>I<sub>30</sub></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系真空ポンプ</td> <td>89.0</td> <td>45.0</td> <td>45.0</td> <td>45.0</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系復水ポンプ</td> <td>113.0</td> <td>57.0</td> <td>57.0</td> <td>57.0</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系制御</td> <td>3.0</td> <td>3.0</td> <td>3.0</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器フィルタベント系制御</td> <td>7.0</td> <td>7.0</td> <td>7.0</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>中央制御室直流通明</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>主蒸気速がし安全弁制御</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>直流電動低圧注水系制御</td> <td>8.0</td> <td>8.0</td> <td>8.0</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機初期励磁<sup>*2</sup></td> <td>(177.0)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>メタルクラッドスイッチギア並びにパワーセンタの投入及び引外し<sup>*1</sup></td> <td>215.0</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他負荷</td> <td>1,546.7</td> <td>579.7</td> <td>164.0</td> <td>93.5</td> </tr> <tr> <td>合計(A)</td> <td>1,984.7</td> <td>702.7</td> <td>287.0</td> <td>216.5</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="660 694 1243 734">*1：事象発生後480分から負荷切り離し作業を実施するが、作業時間を考慮し、容量計算では570分まで給電を継続するものとしている。</p> <p data-bbox="660 734 1243 790">*2：非常用ディーゼル発電機初期励磁とメタルクラッドスイッチギア並びにパワーセンタの投入及び引外しは重なって操作されることがないため、値の大きい方のみを、蓄電池容量計算上含める。</p> <p data-bbox="660 790 1243 813">容量計算条件</p> <p data-bbox="660 813 1243 941">(1)蓄電池容量算定法は下記規格による。 電池工業会規格「据置蓄電池の容量算出法」(SBA S 0601-2014) (2)蓄電池温度は+10℃とする。 (3)放電終止電圧は1.75V/セルとする。 (4)保守率は0.8とする。 (5)容量算出の一般式</p>	名称		125V蓄電池2A	容量	Ah	8,000	負荷名称	0～1分	1～60分	60～570分 <sup>*1</sup>	570～1,440分 <sup>*1</sup>	I <sub>30</sub>	I <sub>15</sub>	I <sub>30m</sub>	I <sub>30</sub>	原子炉隔離時冷却系真空ポンプ	89.0	45.0	45.0	45.0	原子炉隔離時冷却系復水ポンプ	113.0	57.0	57.0	57.0	原子炉隔離時冷却系制御	3.0	3.0	3.0	3.0	原子炉格納容器フィルタベント系制御	7.0	7.0	7.0	7.0	中央制御室直流通明	2.0	2.0	2.0	2.0	主蒸気速がし安全弁制御	1.0	1.0	1.0	1.0	直流電動低圧注水系制御	8.0	8.0	8.0	8.0	非常用ディーゼル発電機初期励磁 <sup>*2</sup>	(177.0)	-	-	-	メタルクラッドスイッチギア並びにパワーセンタの投入及び引外し <sup>*1</sup>	215.0	-	-	-	その他負荷	1,546.7	579.7	164.0	93.5	合計(A)	1,984.7	702.7	287.0	216.5	<table border="1" data-bbox="1243 159 1825 295"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th colspan="2">所内常設蓄電池式直流電源設備</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">容量</td> <td rowspan="2">蓄電池（非常用）</td> <td>A蓄電池</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>B蓄電池</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">後備蓄電池</td> <td>A後備蓄電池</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>B後備蓄電池</td> <td>2,400</td> </tr> </table> <p data-bbox="1243 295 1825 319">【設定根拠】</p> <p data-bbox="1243 319 1825 422">蓄電池（非常用）及び後備蓄電池は設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合、全交流動力電源喪失から1時間以内に、中央制御室及び隣接する安全系計装室において不要な負荷の切り離しを行う。さらに、全交流動力電源喪失から8時間後に、現場において不要な負荷の切り離しを行い、全交流動力電源喪失から24時間にわたり、蓄電池（非常用）及び後備蓄電池から必要な負荷へ電力を供給できる設計とする。</p> <p data-bbox="1243 422 1825 478">1. 容量 各蓄電池の負荷は以下の通りとなる。</p> <table border="1" data-bbox="1243 478 1825 805"> <caption>A蓄電池 負荷一覧表</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">負荷名称</th> <th>0～1秒</th> <th>1～60秒</th> <th>1～5分</th> <th>5～60分</th> <th>60～510分<sup>*1</sup></th> <th>510～1,000分<sup>*2</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直流分電盤</td> <td>25.6</td> <td>25.6</td> <td>25.6</td> <td>25.6</td> <td>20.4</td> <td>20.4</td> </tr> <tr> <td>遮断器操作回路</td> <td>44.0</td> <td>42.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>タービン動補助給水ポンプ起動盤</td> <td>50.4</td> <td>167.5</td> <td>47.5</td> <td>2.4</td> <td>2.4</td> <td>2.4</td> </tr> <tr> <td>A計装用インバータ</td> <td>88.0</td> <td>88.0</td> <td>88.0</td> <td>88.0</td> <td>75.3</td> <td>62.9</td> </tr> <tr> <td>C計装用インバータ</td> <td>75.2</td> <td>75.2</td> <td>75.2</td> <td>75.2</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機制御盤</td> <td>3.5</td> <td>143.5</td> <td>3.5</td> <td>3.5</td> <td>3.5</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>補助給水ポンプ出口流量調節弁盤</td> <td>1.9</td> <td>1.9</td> <td>6.9</td> <td>6.9</td> <td>6.9</td> <td>6.9</td> </tr> <tr> <td>地下水排水設備</td> <td>4.5</td> <td>4.5</td> <td>4.5</td> <td>4.5</td> <td>4.5</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>合計電流(A)</td> <td>302.1<sup>*3</sup></td> <td>548.2<sup>*3</sup></td> <td>253.2</td> <td>208.1</td> <td>115.0</td> <td>99.1</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1243 805 1825 845">*1：事象発生後8時間（480分）から負荷切り離し作業を実施するが、作業時間を考慮し、容量計算では8時間30分（510分）まで給電を継続するものとしている。</p> <p data-bbox="1243 845 1825 893">*2：事象発生後17時間（1,020分）から後備蓄電池接続作業を実施するが、作業時間を考慮し、容量計算では17時間30分（1,050分）まで給電を継続するものとしている。</p> <p data-bbox="1243 893 1825 917">*3：容量計算では、より大きい1～60秒の電流値が60秒間流れたものとして計算する。</p>	名称		所内常設蓄電池式直流電源設備		容量	蓄電池（非常用）	A蓄電池	2,400	B蓄電池	2,400	後備蓄電池	A後備蓄電池	2,400	B後備蓄電池	2,400	負荷名称	0～1秒	1～60秒	1～5分	5～60分	60～510分 <sup>*1</sup>	510～1,000分 <sup>*2</sup>	直流分電盤	25.6	25.6	25.6	25.6	20.4	20.4	遮断器操作回路	44.0	42.0	2.0	2.0	2.0	2.0	タービン動補助給水ポンプ起動盤	50.4	167.5	47.5	2.4	2.4	2.4	A計装用インバータ	88.0	88.0	88.0	88.0	75.3	62.9	C計装用インバータ	75.2	75.2	75.2	75.2	0.0	0.0	ディーゼル発電機制御盤	3.5	143.5	3.5	3.5	3.5	0.0	補助給水ポンプ出口流量調節弁盤	1.9	1.9	6.9	6.9	6.9	6.9	地下水排水設備	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	合計電流(A)	302.1 <sup>*3</sup>	548.2 <sup>*3</sup>	253.2	208.1	115.0	99.1	<p data-bbox="1825 143 2177 215">【大飯、女川】 設備・運用の相違（蓄電池の構成） 設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p data-bbox="1825 215 2177 518">【女川】 記載方針の相違 ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>
名称		蓄電池(安全防護系用)																																																																																																																																																																		
容量	A・h/組	2,400(10時間率)																																																																																																																																																																		
名称		125V蓄電池2A																																																																																																																																																																		
容量	Ah	8,000																																																																																																																																																																		
負荷名称	0～1分	1～60分	60～570分 <sup>*1</sup>	570～1,440分 <sup>*1</sup>																																																																																																																																																																
	I <sub>30</sub>	I <sub>15</sub>	I <sub>30m</sub>	I <sub>30</sub>																																																																																																																																																																
原子炉隔離時冷却系真空ポンプ	89.0	45.0	45.0	45.0																																																																																																																																																																
原子炉隔離時冷却系復水ポンプ	113.0	57.0	57.0	57.0																																																																																																																																																																
原子炉隔離時冷却系制御	3.0	3.0	3.0	3.0																																																																																																																																																																
原子炉格納容器フィルタベント系制御	7.0	7.0	7.0	7.0																																																																																																																																																																
中央制御室直流通明	2.0	2.0	2.0	2.0																																																																																																																																																																
主蒸気速がし安全弁制御	1.0	1.0	1.0	1.0																																																																																																																																																																
直流電動低圧注水系制御	8.0	8.0	8.0	8.0																																																																																																																																																																
非常用ディーゼル発電機初期励磁 <sup>*2</sup>	(177.0)	-	-	-																																																																																																																																																																
メタルクラッドスイッチギア並びにパワーセンタの投入及び引外し <sup>*1</sup>	215.0	-	-	-																																																																																																																																																																
その他負荷	1,546.7	579.7	164.0	93.5																																																																																																																																																																
合計(A)	1,984.7	702.7	287.0	216.5																																																																																																																																																																
名称		所内常設蓄電池式直流電源設備																																																																																																																																																																		
容量	蓄電池（非常用）	A蓄電池	2,400																																																																																																																																																																	
		B蓄電池	2,400																																																																																																																																																																	
	後備蓄電池	A後備蓄電池	2,400																																																																																																																																																																	
		B後備蓄電池	2,400																																																																																																																																																																	
負荷名称	0～1秒	1～60秒	1～5分	5～60分	60～510分 <sup>*1</sup>	510～1,000分 <sup>*2</sup>																																																																																																																																																														
	直流分電盤	25.6	25.6	25.6	25.6	20.4	20.4																																																																																																																																																													
遮断器操作回路	44.0	42.0	2.0	2.0	2.0	2.0																																																																																																																																																														
タービン動補助給水ポンプ起動盤	50.4	167.5	47.5	2.4	2.4	2.4																																																																																																																																																														
A計装用インバータ	88.0	88.0	88.0	88.0	75.3	62.9																																																																																																																																																														
C計装用インバータ	75.2	75.2	75.2	75.2	0.0	0.0																																																																																																																																																														
ディーゼル発電機制御盤	3.5	143.5	3.5	3.5	3.5	0.0																																																																																																																																																														
補助給水ポンプ出口流量調節弁盤	1.9	1.9	6.9	6.9	6.9	6.9																																																																																																																																																														
地下水排水設備	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5																																																																																																																																																														
合計電流(A)	302.1 <sup>*3</sup>	548.2 <sup>*3</sup>	253.2	208.1	115.0	99.1																																																																																																																																																														
<p data-bbox="268 981 448 1013">(参考) 伊方3号炉</p> <p data-bbox="224 1037 492 1069">後述 (57-5-54～57-5-68)</p>	<p data-bbox="851 981 1030 1013">(参考) 島根2号炉</p> <p data-bbox="806 1037 1075 1069">後述 (57-5-54～57-5-56)</p>																																																																																																																																																																			



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																		
$C = \frac{1}{L} \cdot (K_1 \times I_1)$ $C = \frac{1}{0.9} (1.38 \times 542) = 831A \cdot h$ <p>C<sub>1</sub>: 1分間給電での必要容量 (A・h)                      L: 保守率 = 0.9                      K<sub>1</sub>: 容量換算時間 (時) = 1.38                      I<sub>1</sub>: 負荷電流 (A) = 542</p> $C = \frac{1}{L} \{ K_1 \times I_1 + K_2 (I_2 - I_1) \}$ $C = \frac{1}{0.9} \{ 1.45 \times 542 + 1.43 \times (246 - 542) \} = 403A \cdot h$ <p>C: 5分間給電での必要容量 (A・h)                      L: 保守率 = 0.9                      K<sub>1</sub>: 容量換算時間 (時) = 1.45                      K<sub>2</sub>: 容量換算時間 (時) = 1.43                      I<sub>1</sub>: 負荷電流 (A) = 542                      I<sub>2</sub>: 負荷電流 (A) = 246</p>	$C = \frac{1}{L} [ K_1 I_1 + K_2 (I_2 - I_1) + K_3 (I_3 - I_2) + \dots + K_n (I_n - I_{n-1}) ]$ <p>ここに、                      C: +10℃における定格放電率換算容量 (Ah)                      L: 保守率                      K: 放電時間 T、蓄電池の最低温度及び許容できる最低電圧によって決められる容量換算時間 (時)                      I: 放電電流 (A)                      サフィックス 1, 2, 3, ……n: 放電電流の変化の順に付番</p> <p>なお、各容量換算時間 K は下表の値及び計算値を用いた。                      制御弁式蓄電池の容量換算時間は下表の通りであり、10 時間以降は以下の式にて計算した値を用いる。  <math>K = K_m - T_m + T</math>                      K<sub>m</sub>: 放電時間 T<sub>m</sub> (時) に対応する容量換算時間 (時)</p> <table border="1" data-bbox="817 478 1086 654"> <caption>制御弁式蓄電池容量換算時間一覧表</caption> <thead> <tr> <th>放電時間 (分)</th> <th>K<sub>m</sub></th> <th>容量換算時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>K<sub>1m</sub></td><td>0.58</td></tr> <tr><td>59</td><td>K<sub>59m</sub></td><td>1.83</td></tr> <tr><td>60 (1h)</td><td>K<sub>1h</sub></td><td>1.85</td></tr> <tr><td>510 (8h30m)</td><td>K<sub>5.5h</sub></td><td>8.81</td></tr> <tr><td>569 (9h29m)</td><td>K<sub>6.2h</sub></td><td>9.54</td></tr> <tr><td>570 (9h30m)</td><td>K<sub>6.3h</sub></td><td>9.55</td></tr> <tr><td>600 (10h)</td><td>K<sub>10h</sub></td><td>9.89</td></tr> </tbody> </table> <p>14 時間 30 分 K<sub>14.5h</sub> = 9.89 - 10 + 14.5 = 14.39                      23 時間 K<sub>23h</sub> = 9.89 - 10 + 23 = 22.89                      23 時間 59 分 K<sub>23.98h</sub> = 9.89 - 10 + 23.983 = 23.87                      24 時間 K<sub>24h</sub> = 9.89 - 10 + 24 = 23.89</p>	放電時間 (分)	K <sub>m</sub>	容量換算時間	1	K <sub>1m</sub>	0.58	59	K <sub>59m</sub>	1.83	60 (1h)	K <sub>1h</sub>	1.85	510 (8h30m)	K <sub>5.5h</sub>	8.81	569 (9h29m)	K <sub>6.2h</sub>	9.54	570 (9h30m)	K <sub>6.3h</sub>	9.55	600 (10h)	K <sub>10h</sub>	9.89	<table border="1" data-bbox="1276 191 1803 478"> <caption>B蓄電池 負荷一覧表</caption> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>0～1秒</th> <th>1～5分</th> <th>5～60分</th> <th>60～510分</th> <th>510分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>直流分電盤</td><td>22.0</td><td>22.0</td><td>22.0</td><td>22.0</td><td>17.4</td></tr> <tr><td>遮断器操作回路</td><td>43.9</td><td>41.9</td><td>1.9</td><td>1.9</td><td>1.9</td></tr> <tr><td>タービン動補給水ポンプ起動盤</td><td>59.4</td><td>167.5</td><td>47.5</td><td>2.4</td><td>2.4</td></tr> <tr><td>B計装用インバータ</td><td>78.9</td><td>78.9</td><td>78.9</td><td>78.9</td><td>59.2</td></tr> <tr><td>D計装用インバータ</td><td>81.4</td><td>81.4</td><td>81.4</td><td>81.4</td><td>51.7</td></tr> <tr><td>ディーゼル発電機制御盤</td><td>3.5</td><td>143.5</td><td>3.5</td><td>3.5</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>補助給水ポンプ出口流量調節弁盤</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>3.5</td><td>3.5</td><td>3.5</td></tr> <tr><td>地下水排水設備</td><td>4.5</td><td>4.5</td><td>4.5</td><td>4.5</td><td>4.5</td></tr> <tr><td>合計電流 (A)</td><td>294.6</td><td>540.7</td><td>243.2</td><td>198.1</td><td>124.0</td></tr> </tbody> </table> <p>*1: 事象発生後 8 時間 (480分) から負荷切離し作業を実施するが、作業時間を考慮し、容量計算では 8 時間 30 分 (510分) まで給電を継続するものとしている。                      *2: 事象発生後 13 時間 (780分) から後備蓄電池接続作業を実施するが、作業時間を考慮し、容量計算では 13 時間 30 分 (810分) まで給電を継続するものとしている。                      *3: 容量計算では、より大きい 1～60 秒の電流値が 60 秒間流れたものとして計算する。</p> <table border="1" data-bbox="1366 654 1713 925"> <caption>A後備蓄電池 負荷一覧表</caption> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>1,020～1,439分</th> <th>1,439～1,440分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>直流分電盤</td><td>20.4</td><td>20.4</td></tr> <tr><td>遮断器操作回路</td><td>2.0</td><td>2.0</td></tr> <tr><td>タービン動補給水ポンプ起動盤</td><td>2.4</td><td>2.4</td></tr> <tr><td>A計装用インバータ</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>C計装用インバータ</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>ディーゼル発電機制御盤</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>補助給水ポンプ出口流量調節弁盤</td><td>6.9</td><td>38.9</td></tr> <tr><td>地下水排水設備</td><td>4.5</td><td>4.5</td></tr> <tr><td>合計電流 (A)</td><td>99.1</td><td>131.1</td></tr> </tbody> </table>	負荷名称	0～1秒	1～5分	5～60分	60～510分	510分	直流分電盤	22.0	22.0	22.0	22.0	17.4	遮断器操作回路	43.9	41.9	1.9	1.9	1.9	タービン動補給水ポンプ起動盤	59.4	167.5	47.5	2.4	2.4	B計装用インバータ	78.9	78.9	78.9	78.9	59.2	D計装用インバータ	81.4	81.4	81.4	81.4	51.7	ディーゼル発電機制御盤	3.5	143.5	3.5	3.5	0.0	補助給水ポンプ出口流量調節弁盤	1.0	1.0	3.5	3.5	3.5	地下水排水設備	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	合計電流 (A)	294.6	540.7	243.2	198.1	124.0	負荷名称	1,020～1,439分	1,439～1,440分	直流分電盤	20.4	20.4	遮断器操作回路	2.0	2.0	タービン動補給水ポンプ起動盤	2.4	2.4	A計装用インバータ	0.0	0.0	C計装用インバータ	0.0	0.0	ディーゼル発電機制御盤	0.0	0.0	補助給水ポンプ出口流量調節弁盤	6.9	38.9	地下水排水設備	4.5	4.5	合計電流 (A)	99.1	131.1	<p>【大飯, 女川】                      設備・運用の相違 (蓄電池の構成)                      設備の相違                      ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>【女川】                      記載方針の相違                      ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>
放電時間 (分)	K <sub>m</sub>	容量換算時間																																																																																																																			
1	K <sub>1m</sub>	0.58																																																																																																																			
59	K <sub>59m</sub>	1.83																																																																																																																			
60 (1h)	K <sub>1h</sub>	1.85																																																																																																																			
510 (8h30m)	K <sub>5.5h</sub>	8.81																																																																																																																			
569 (9h29m)	K <sub>6.2h</sub>	9.54																																																																																																																			
570 (9h30m)	K <sub>6.3h</sub>	9.55																																																																																																																			
600 (10h)	K <sub>10h</sub>	9.89																																																																																																																			
負荷名称	0～1秒	1～5分	5～60分	60～510分	510分																																																																																																																
直流分電盤	22.0	22.0	22.0	22.0	17.4																																																																																																																
遮断器操作回路	43.9	41.9	1.9	1.9	1.9																																																																																																																
タービン動補給水ポンプ起動盤	59.4	167.5	47.5	2.4	2.4																																																																																																																
B計装用インバータ	78.9	78.9	78.9	78.9	59.2																																																																																																																
D計装用インバータ	81.4	81.4	81.4	81.4	51.7																																																																																																																
ディーゼル発電機制御盤	3.5	143.5	3.5	3.5	0.0																																																																																																																
補助給水ポンプ出口流量調節弁盤	1.0	1.0	3.5	3.5	3.5																																																																																																																
地下水排水設備	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5																																																																																																																
合計電流 (A)	294.6	540.7	243.2	198.1	124.0																																																																																																																
負荷名称	1,020～1,439分	1,439～1,440分																																																																																																																			
直流分電盤	20.4	20.4																																																																																																																			
遮断器操作回路	2.0	2.0																																																																																																																			
タービン動補給水ポンプ起動盤	2.4	2.4																																																																																																																			
A計装用インバータ	0.0	0.0																																																																																																																			
C計装用インバータ	0.0	0.0																																																																																																																			
ディーゼル発電機制御盤	0.0	0.0																																																																																																																			
補助給水ポンプ出口流量調節弁盤	6.9	38.9																																																																																																																			
地下水排水設備	4.5	4.5																																																																																																																			
合計電流 (A)	99.1	131.1																																																																																																																			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
<p style="text-align: center;">大飯発電所3/4号炉</p> $C = \frac{1}{L} \left\{ K_1 \times I_1 + K_2(I_2 - I_1) + K_3(I_3 - I_2) + K_4(I_4 - I_3) \right\}$ $C = \frac{1}{0.9} \left\{ 2.54 \times 542 + 2.53 \times (246 - 542) + 2.45 \times (216 - 246) + 1.38 \times (217 - 216) \right\} = 618A \cdot h$ <p>C<sub>1</sub>: 60分間 (1時間) 給電での必要容量 (A・h)                  L<sub>1</sub>: 保守率 = 0.9                  K<sub>1</sub>: 容量換算時間 (時) = 2.54                  K<sub>2</sub>: 容量換算時間 (時) = 2.53                  K<sub>3</sub>: 容量換算時間 (時) = 2.45                  K<sub>4</sub>: 容量換算時間 (時) = 1.38                  I<sub>1</sub>: 負荷電流 (A) = 542                  I<sub>2</sub>: 負荷電流 (A) = 246                  I<sub>3</sub>: 負荷電流 (A) = 216                  I<sub>4</sub>: 負荷電流 (A) = 217</p> $C = \frac{1}{L} \left\{ K_1 \times I_1 + K_2(I_2 - I_1) + K_3(I_3 - I_2) + K_4(I_4 - I_3) + K_5(I_5 - I_4) \right\}$ $C = \frac{1}{0.9} \left\{ 9.48 \times 542 + 9.47 \times (246 - 542) + 9.42 \times (216 - 246) + 8.81 \times (217 - 216) + 8.80 \times (102 - 217) \right\} = 1,166A \cdot h$ <p>C<sub>1</sub>: 540分間 (9時間) 給電での必要容量 (A・h)                  L<sub>1</sub>: 保守率 = 0.9                  K<sub>1</sub>: 容量換算時間 (時) = 9.48                  K<sub>2</sub>: 容量換算時間 (時) = 9.47                  K<sub>3</sub>: 容量換算時間 (時) = 9.42                  K<sub>4</sub>: 容量換算時間 (時) = 8.81                  K<sub>5</sub>: 容量換算時間 (時) = 8.80                  I<sub>1</sub>: 負荷電流 (A) = 542                  I<sub>2</sub>: 負荷電流 (A) = 246                  I<sub>3</sub>: 負荷電流 (A) = 216                  I<sub>4</sub>: 負荷電流 (A) = 217                  I<sub>5</sub>: 負荷電流 (A) = 102</p>	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉</p> <p>125V 蓄電池 2A の容量計算結果</p> <p>・1分時の定格放電率換算容量 C<sub>1</sub></p> $C_1 = \frac{1}{L} [K_1 I_{1a}]$ $C_1 = \frac{1}{0.8} [0.58 \times 1,984.7]$ <p>= 1,439.0</p> <p>・1時間時の定格放電率換算容量 C<sub>2</sub></p> $C_2 = \frac{1}{L} [K_1 I_{1a} + K_{20h}(I_{1b} - I_{1a})]$ $C_2 = \frac{1}{0.8} [1.86 \times 1,984.7 + 1.83 \times (702.7 - 1,984.7)]$ <p>= 1,657.1</p> <p>・9時間30分時の定格放電率換算容量 C<sub>3</sub></p> $C_3 = \frac{1}{L} [K_{30min} I_{1a} + K_{20h}(I_{1b} - I_{1a}) + K_{90min}(I_{20h} - I_{1b})]$ $C_3 = \frac{1}{0.8} [9.55 \times 1,984.7 + 9.54 \times (702.7 - 1,984.7) + 8.81 \times (287.0 - 702.7)]$ <p>= 3,826.7</p> <p>・24時間時の定格放電率換算容量 C<sub>4</sub></p> $C_4 = \frac{1}{L} [K_1 I_{1a} + K_{20h}(I_{1b} - I_{1a}) + K_{2h}(I_{20h} - I_{1b}) + K_{24h}(I_{24h} - I_{20h})]$ $C_4 = \frac{1}{0.8} [23.89 \times 1,984.7 + 23.87 \times (702.7 - 1,984.7) + 22.89 \times (287.0 - 702.7) + 14.39 \times (216.5 - 287.0)]$ <p>= 7,854.1</p> <p>上記計算より、125V 蓄電池 2A の蓄電池容量は、7,854.1Ah を上回る 8,000Ah を選定する。</p>	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: center;">B後備蓄電池 負荷一覧表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>780~ 1,439分</th> <th>1,439~ 1,440分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直流分電盤</td> <td>13.2</td> <td>13.2</td> </tr> <tr> <td>遮断器操作回路</td> <td>1.9</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>タービン動補助給水ポンプ起動電</td> <td>2.4</td> <td>2.4</td> </tr> <tr> <td>B計装用インバータ</td> <td>46.8</td> <td>46.8</td> </tr> <tr> <td>D計装用インバータ</td> <td>51.7</td> <td>51.7</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機制御盤</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>補助給水ポンプ出口流量調節弁電</td> <td>3.5</td> <td>38.0</td> </tr> <tr> <td>地下水排水設備</td> <td>4.5</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>合計電流 (A)</td> <td>124.0</td> <td>158.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>容量算出条件</p> <p>(1) 蓄電池容量算定法は下記規格による。                  電池工業会規格「増置蓄電池の容量算出法」(SBA S 0601-2001)</p> <p>(2) 蓄電池温度は+10℃とする。</p> <p>(3) 放電終止電圧は1.80V/セルとする。</p> <p>(4) 保守率は0.9とする。</p> <p>(5) 容量算出の一般式</p> $C = \frac{1}{L} [K_1 I_1 + K_2(I_2 - I_1) + K_3(I_3 - I_2) + \dots + K_n(I_n - I_{n-1})]$ <p>ここに、                  C: +10℃における定格放電率換算容量 (Ah)                  L: 保守率                  K: 放電時間T、蓄電池の最低温度及び許容できる最低電圧によって決められる容量換算時間 (時)                  I: 放電電流 (A)                  n: サフィックス1, 2, 3, …, n; 放電電流の変化の順に付番</p>	負荷名称	780~ 1,439分	1,439~ 1,440分	直流分電盤	13.2	13.2	遮断器操作回路	1.9	1.9	タービン動補助給水ポンプ起動電	2.4	2.4	B計装用インバータ	46.8	46.8	D計装用インバータ	51.7	51.7	ディーゼル発電機制御盤	0.0	0.0	補助給水ポンプ出口流量調節弁電	3.5	38.0	地下水排水設備	4.5	4.5	合計電流 (A)	124.0	158.5	<p style="text-align: center;">相違理由</p> <p>【大飯, 女川】                  設備・運用の相違 (蓄電池の構成)                  設備の相違                  ・設備の容量に差異があるが、重大事故等                  対処設備として必要な設備を設けると                  いう点において同等である。</p> <p>【女川】                  記載方針の相違                  ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備                  について設備毎に記載しているが、泊                  は島根と同様に所内常設蓄電池式直流                  電源設備としてまとめて記載してい                  る。</p>
負荷名称	780~ 1,439分	1,439~ 1,440分																															
直流分電盤	13.2	13.2																															
遮断器操作回路	1.9	1.9																															
タービン動補助給水ポンプ起動電	2.4	2.4																															
B計装用インバータ	46.8	46.8																															
D計装用インバータ	51.7	51.7																															
ディーゼル発電機制御盤	0.0	0.0																															
補助給水ポンプ出口流量調節弁電	3.5	38.0																															
地下水排水設備	4.5	4.5																															
合計電流 (A)	124.0	158.5																															

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																		
<p style="text-align: center;">125V蓄電池2B</p> $C = \frac{1}{L} \left\{ K_1 \times I_1 + K_2(I_2 - I_1) + K_3(I_3 - I_2) + K_4(I_4 - I_3) + K_5(I_5 - I_4) + K_6(I_6 - I_5) \right\}$ $C = \frac{1}{0.9} \left\{ 24.05 \times 542 + 24.04 \times (246 - 542) + 23.97 \times (216 - 246) + 23.07 \times (217 - 216) + 23.05 \times (102 - 217) + 15.05 \times (59 - 102) \right\}$ <p style="text-align: center;">= 2,139A・h</p> <p>C<sub>1</sub>: 1,440分間 (24時間) 給電での必要容量 (A・h)                  L<sub>1</sub>: 保守率 = 0.9                  K<sub>1</sub>: 容量換算時間 (時) = 24.05                  K<sub>2</sub>: 容量換算時間 (時) = 24.04                  K<sub>3</sub>: 容量換算時間 (時) = 23.97                  K<sub>4</sub>: 容量換算時間 (時) = 23.07                  K<sub>5</sub>: 容量換算時間 (時) = 23.05                  K<sub>6</sub>: 容量換算時間 (時) = 15.05                  I<sub>1</sub>: 負荷電流 (A) = 542                  I<sub>2</sub>: 負荷電流 (A) = 246                  I<sub>3</sub>: 負荷電流 (A) = 216                  I<sub>4</sub>: 負荷電流 (A) = 217                  I<sub>5</sub>: 負荷電流 (A) = 102                  I<sub>6</sub>: 負荷電流 (A) = 59</p> <p>(参考文献: 「据置蓄電池の容量算出法」(SBA S 0601-2001))</p> <p>以上より、蓄電池の容量は2,139A・hを上回る2,400A・hとする。</p>	<p style="text-align: center;">125V蓄電池2B</p> <p>【設定根拠】                  125V蓄電池2Bは、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合、全交流動力電源喪失から1時間以内に、中央制御室において不要な負荷の切離しを行う。さらに、全交流動力電源喪失から8時間後に、現場において不要な負荷の切離しを行い、全交流動力電源喪失から24時間におあたり、125V蓄電池2Bから必要な負荷へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>1. 容量                  125V蓄電池2Bの負荷は以下のとおりとなる。</p> <p style="text-align: center;">125V蓄電池2B 負荷一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">負荷名称</th> <th>0~1分</th> <th>1~60分</th> <th>60~570分<sup>*1</sup></th> <th>570~1,440分<sup>*1</sup></th> </tr> <tr> <th>I<sub>1a</sub></th> <th>I<sub>1b</sub></th> <th>I<sub>1c20a</sub></th> <th>I<sub>1c20b</sub></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧代替注水系制御</td> <td>18.5</td> <td>7.0</td> <td>7.0</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器フィルタベント系制御</td> <td>5.0</td> <td>5.0</td> <td>5.0</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>中央制御室直流照明</td> <td>22.0</td> <td>22.0</td> <td>22.0</td> <td>22.0</td> </tr> <tr> <td>主蒸気逃がし安全弁制御</td> <td>0.4</td> <td>0.4</td> <td>0.4</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機初期励磁<sup>*2</sup></td> <td>(177.0)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>メタルクラッドスイッチギア並びにパワーセンタの投入及び引外し<sup>*1</sup></td> <td>215.0</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他負荷</td> <td>1,085.0</td> <td>597.1</td> <td>170.1</td> <td>98.9</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,345.9</td> <td>631.5</td> <td>204.5</td> <td>133.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 事象発生後480分から負荷切離し作業を実施するが、作業時間を考慮し、容量計算では570分まで給電を継続するものとしている。                  *2: 非常用ディーゼル発電機初期励磁とメタルクラッドスイッチギア並びにパワーセンタの投入及び引外しは重なって操作されることがないため、値の大きい方のみを、蓄電池容量計算上含める。</p> <p>容量計算条件                  (1) 蓄電池容量算出法は下記規格による。                  電池工業会規格「据置蓄電池の容量算出法」(SBA S 0601-2014)                  (2) 蓄電池温度は+10℃とする。                  (3) 放電終止電圧は1.75V/セルとする。                  (4) 保守率は0.9とする。                  (5) 容量算出の一般式</p>	負荷名称	0~1分	1~60分	60~570分 <sup>*1</sup>	570~1,440分 <sup>*1</sup>	I <sub>1a</sub>	I <sub>1b</sub>	I <sub>1c20a</sub>	I <sub>1c20b</sub>	高圧代替注水系制御	18.5	7.0	7.0	7.0	原子炉格納容器フィルタベント系制御	5.0	5.0	5.0	5.0	中央制御室直流照明	22.0	22.0	22.0	22.0	主蒸気逃がし安全弁制御	0.4	0.4	0.4	0.4	非常用ディーゼル発電機初期励磁 <sup>*2</sup>	(177.0)	-	-	-	メタルクラッドスイッチギア並びにパワーセンタの投入及び引外し <sup>*1</sup>	215.0	-	-	-	その他負荷	1,085.0	597.1	170.1	98.9	合計	1,345.9	631.5	204.5	133.3	<p>なお、各容量換算時間Kは下表の値及び計算値を用いた。                  ベント式蓄電池の容量換算時間は下表の通りであり、500分以降は以下の式にて計算した値を用いる。  <math>K = K_0 - T_0 + T</math>                  K<sub>0</sub>: 放電時間T<sub>0</sub>(時)に対応する容量換算時間(Ah)</p> <p style="text-align: center;">ベント式蓄電池容量換算時間一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>放電時間(分)</th> <th>K<sub>0a</sub></th> <th>容量換算時間K</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>K<sub>0a</sub></td><td>1.62</td></tr> <tr><td>4</td><td>K<sub>0a</sub></td><td>1.74</td></tr> <tr><td>5</td><td>K<sub>0a</sub></td><td>1.77</td></tr> <tr><td>55</td><td>K<sub>0a</sub></td><td>2.82</td></tr> <tr><td>59</td><td>K<sub>0a</sub></td><td>2.90</td></tr> <tr><td>60(1時間)</td><td>K<sub>0a</sub></td><td>2.93</td></tr> <tr><td>300(5時間)</td><td>K<sub>0a</sub></td><td>7.32</td></tr> <tr><td>420(7時間)</td><td>K<sub>0a</sub></td><td>9.07</td></tr> <tr><td>450(7時間30分)</td><td>K<sub>0a20a</sub></td><td>9.47</td></tr> <tr><td>500(8時間20分)</td><td>K<sub>0a20a</sub></td><td>10.05</td></tr> </tbody> </table> <p>505分(8時間25分) K<sub>1025a</sub> = 10.05 - (500/60) + (505/60) = 10.14                  509分(8時間29分) K<sub>1029a</sub> = 10.05 - (500/60) + (509/60) = 10.20                  510分(8時間30分) K<sub>1030a</sub> = 10.05 - (500/60) + (510/60) = 10.22                  540分(9時間) K<sub>1040a</sub> = 10.05 - (500/60) + (540/60) = 10.72                  600分(10時間) K<sub>1060a</sub> = 10.05 - (500/60) + (600/60) = 12.72                  750分(12時間30分) K<sub>1125a</sub> = 10.05 - (500/60) + (750/60) = 14.22                  805分(13時間25分) K<sub>1105a</sub> = 10.05 - (500/60) + (805/60) = 15.14                  809分(13時間29分) K<sub>1109a</sub> = 10.05 - (500/60) + (809/60) = 15.29                  810分(13時間30分) K<sub>1110a</sub> = 10.05 - (500/60) + (810/60) = 15.22                  990分(16時間30分) K<sub>1190a</sub> = 10.05 - (500/60) + (990/60) = 18.22                  1,045分(17時間25分) K<sub>1205a</sub> = 10.05 - (500/60) + (1,045/60) = 19.14                  1,049分(17時間29分) K<sub>1209a</sub> = 10.05 - (500/60) + (1,049/60) = 19.20                  1,050分(17時間30分) K<sub>1210a</sub> = 10.05 - (500/60) + (1,050/60) = 19.22</p>	放電時間(分)	K <sub>0a</sub>	容量換算時間K	1	K <sub>0a</sub>	1.62	4	K <sub>0a</sub>	1.74	5	K <sub>0a</sub>	1.77	55	K <sub>0a</sub>	2.82	59	K <sub>0a</sub>	2.90	60(1時間)	K <sub>0a</sub>	2.93	300(5時間)	K <sub>0a</sub>	7.32	420(7時間)	K <sub>0a</sub>	9.07	450(7時間30分)	K <sub>0a20a</sub>	9.47	500(8時間20分)	K <sub>0a20a</sub>	10.05	<p>【大飯, 女川】                  設備・運用の相違 (蓄電池の構成)                  設備の相違                  ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>【女川】                  記載方針の相違                  ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>
負荷名称	0~1分		1~60分	60~570分 <sup>*1</sup>	570~1,440分 <sup>*1</sup>																																																																																
	I <sub>1a</sub>	I <sub>1b</sub>	I <sub>1c20a</sub>	I <sub>1c20b</sub>																																																																																	
高圧代替注水系制御	18.5	7.0	7.0	7.0																																																																																	
原子炉格納容器フィルタベント系制御	5.0	5.0	5.0	5.0																																																																																	
中央制御室直流照明	22.0	22.0	22.0	22.0																																																																																	
主蒸気逃がし安全弁制御	0.4	0.4	0.4	0.4																																																																																	
非常用ディーゼル発電機初期励磁 <sup>*2</sup>	(177.0)	-	-	-																																																																																	
メタルクラッドスイッチギア並びにパワーセンタの投入及び引外し <sup>*1</sup>	215.0	-	-	-																																																																																	
その他負荷	1,085.0	597.1	170.1	98.9																																																																																	
合計	1,345.9	631.5	204.5	133.3																																																																																	
放電時間(分)	K <sub>0a</sub>	容量換算時間K																																																																																			
1	K <sub>0a</sub>	1.62																																																																																			
4	K <sub>0a</sub>	1.74																																																																																			
5	K <sub>0a</sub>	1.77																																																																																			
55	K <sub>0a</sub>	2.82																																																																																			
59	K <sub>0a</sub>	2.90																																																																																			
60(1時間)	K <sub>0a</sub>	2.93																																																																																			
300(5時間)	K <sub>0a</sub>	7.32																																																																																			
420(7時間)	K <sub>0a</sub>	9.07																																																																																			
450(7時間30分)	K <sub>0a20a</sub>	9.47																																																																																			
500(8時間20分)	K <sub>0a20a</sub>	10.05																																																																																			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

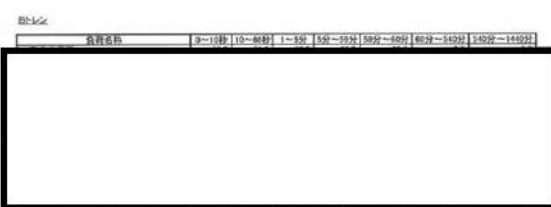
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																
<p style="text-align: center;"><b>安全系蓄電池2.4時間給電評価</b></p> <p>【評価条件】                  蓄電池型式、容量：CS型、2,400A・h                  周囲温度：25℃                  最低終止電圧：1.80V/セル                  保守率：0.9</p> <p>【大飯3号炉】</p> <p>△△△△</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="font-size: 8px;">機器名称</td> <td style="font-size: 8px;">0-10分</td> <td style="font-size: 8px;">10-20分</td> <td style="font-size: 8px;">20-30分</td> <td style="font-size: 8px;">30-40分</td> <td style="font-size: 8px;">40分-60分</td> <td style="font-size: 8px;">60分-90分</td> <td style="font-size: 8px;">90分-140分</td> <td style="font-size: 8px;">140分-180分</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black; height: 100px;"></td> <td style="border: 2px solid black;"></td> <td style="border: 2px solid black;"></td> <td style="border: 2px solid black;"></td> <td style="border: 2px solid black;"></td> <td style="border: 2px solid black;"></td> <td style="border: 2px solid black;"></td> <td style="border: 2px solid black;"></td> <td style="border: 2px solid black;"></td> </tr> </table> <p style="font-size: 8px;">19圖に引用する算定値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 8px;"> <tr> <td>54.0</td> <td>247.0</td> <td>217.0</td> <td>218.0</td> <td>102.0</td> <td>37.0</td> </tr> </table> <p>1分給電  <math>C = \frac{1}{0.9} [1.38 \times 543] = 833A \cdot h</math></p> <p>5分給電  <math>C = \frac{1}{0.9} [1.45 \times 543 + 1.43 \times (247-543)] = 405A \cdot h</math></p> <p>40分給電  <math>C = \frac{1}{0.9} [2.54 \times 543 + 2.53 \times (247-543) + 2.45 \times (217-247) + 1.28 \times (218-217)] = 621A \cdot h</math></p> <p>540分給電  <math>C = \frac{1}{0.9} [8.48 \times 543 + 8.47 \times (247-543) + 8.42 \times (217-247) + 8.81 \times (218-217) + 8.80 \times (102-218) + 1.167A \cdot h]</math></p> <p>1,440分給電  <math>C = \frac{1}{0.9} [24.05 \times 543 + 24.04 \times (247-543) + 23.97 \times (217-247) + 23.07 \times (218-217) + 23.05 \times (102-218) + 13.85 \times (52-102)] = 2,024A \cdot h</math></p> <p>以上より、24時間給電に必要な容量は1,024A・hとなる。</p>	機器名称	0-10分	10-20分	20-30分	30-40分	40分-60分	60分-90分	90分-140分	140分-180分										54.0	247.0	217.0	218.0	102.0	37.0	$C = \frac{1}{L} [K_1 I_1 + K_2 (I_2 - I_1) + K_3 (I_3 - I_2) + \dots + K_n (I_n - I_{n-1})]$ <p>ここに、                  C: +10℃における定格放電率換算容量 (Ah)                  L: 保守率                  K: 放電時間 T、蓄電池の最低温度及び許容できる最低電圧によって決められる容量換算時間 (時)                  I: 放電電流 (A)                  n: サフィックス 1, 2, 3, ……、n: 放電電流の変化の順に付番</p> <p>なお、各容量換算時間 K は下表の値及び計算値を用いた。                  制御弁式蓄電池の容量換算時間は下表の通りであり、10 時間以降は以下の式にて計算した値を用いる。  <math>K = K_m - T_m + T</math>                  Km: 放電時間 Tm (時) に対応する容量換算時間 (時)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <caption>制御弁式蓄電池容量換算時間一覧表</caption> <thead> <tr> <th>放電時間 (分)</th> <th>容量換算時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>K1a</td> </tr> <tr> <td>59</td> <td>K59a</td> </tr> <tr> <td>60 (1h)</td> <td>K1h</td> </tr> <tr> <td>510 (9h30m)</td> <td>K510a</td> </tr> <tr> <td>569 (9h29m)</td> <td>K569a</td> </tr> <tr> <td>570 (9h30m)</td> <td>K570a</td> </tr> <tr> <td>600 (10h)</td> <td>K10h</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center; font-size: 8px;"> <tr> <td>11 時間 30 分</td> <td>K14.59a</td> <td>= 9.89</td> <td>- 10</td> <td>+ 14.5</td> <td>= 14.39</td> </tr> <tr> <td>23 時間</td> <td>K23a</td> <td>= 9.89</td> <td>- 10</td> <td>+ 23</td> <td>= 22.89</td> </tr> <tr> <td>23 時間 59 分</td> <td>K23.99a</td> <td>= 9.89</td> <td>- 10</td> <td>+ 23.983</td> <td>= 23.87</td> </tr> <tr> <td>24 時間</td> <td>K24a</td> <td>= 9.89</td> <td>- 10</td> <td>+ 24</td> <td>= 23.89</td> </tr> </table>	放電時間 (分)	容量換算時間	1	K1a	59	K59a	60 (1h)	K1h	510 (9h30m)	K510a	569 (9h29m)	K569a	570 (9h30m)	K570a	600 (10h)	K10h	11 時間 30 分	K14.59a	= 9.89	- 10	+ 14.5	= 14.39	23 時間	K23a	= 9.89	- 10	+ 23	= 22.89	23 時間 59 分	K23.99a	= 9.89	- 10	+ 23.983	= 23.87	24 時間	K24a	= 9.89	- 10	+ 24	= 23.89	<p>A蓄電池の容量計算結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1分時の定格放電率換算容量C<sub>1</sub>  <math>C_1 = \frac{1}{0.9} [K_{1a} I_{1a}]</math>  <math>C_1 = \frac{1}{0.9} [1.62 \times 548.2] = 987(Ah)</math></li> <li>5分時の定格放電率換算容量C<sub>5</sub>  <math>C_5 = \frac{1}{0.9} [K_{5a} I_{5a} + K_{5a} (I_{5a} - I_{1a})]</math>  <math>C_5 = \frac{1}{0.9} [1.77 \times 548.2 + 1.74 \times (253.2 - 548.2)] = 508(Ah)</math></li> <li>60分時の定格放電率換算容量C<sub>60</sub>  <math>C_{60} = \frac{1}{0.9} [K_{60a} I_{60a} + K_{60a} (I_{60a} - I_{5a}) + K_{60a} (I_{60a} - I_{1a})]</math>  <math>C_{60} = \frac{1}{0.9} [2.93 \times 548.2 + 2.90 \times (253.2 - 548.2) + 2.82 \times (208.1 - 253.2)] = 693(Ah)</math></li> <li>510分時の定格放電率換算容量C<sub>510</sub>  <math>C_{510} = \frac{1}{0.9} [K_{510a} I_{510a} + K_{510a} (I_{510a} - I_{60a}) + K_{510a} (I_{510a} - I_{5a}) + K_{510a} (I_{510a} - I_{1a})]</math>  <math>C_{510} = \frac{1}{0.9} [10.22 \times 548.2 + 10.20 \times (253.2 - 548.2) + 10.14 \times (208.1 - 253.2) + 9.47 \times (115.0 - 208.1)] = 1,395(Ah)</math></li> <li>1,050分時の定格放電率換算容量C<sub>1050</sub>  <math>C_{1050} = \frac{1}{0.9} [K_{1050a} I_{1050a} + K_{1050a} (I_{1050a} - I_{510a}) + K_{1050a} (I_{1050a} - I_{60a}) + K_{1050a} (I_{1050a} - I_{5a}) + K_{1050a} (I_{1050a} - I_{1a})]</math>  <math>C_{1050} = \frac{1}{0.9} [19.22 \times 548.2 + 19.20 \times (253.2 - 548.2) + 19.14 \times (208.1 - 253.2) + 18.22 \times (115.0 - 208.1) + 10.72 \times (99.1 - 115.0)] = 2,381(Ah)</math></li> </ul>	<p>【大飯、女川】                  設備・運用の相違 (蓄電池の構成)                  設備の相違                  ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>【女川】                  記載方針の相違                  ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>
機器名称	0-10分	10-20分	20-30分	30-40分	40分-60分	60分-90分	90分-140分	140分-180分																																																											
54.0	247.0	217.0	218.0	102.0	37.0																																																														
放電時間 (分)	容量換算時間																																																																		
1	K1a																																																																		
59	K59a																																																																		
60 (1h)	K1h																																																																		
510 (9h30m)	K510a																																																																		
569 (9h29m)	K569a																																																																		
570 (9h30m)	K570a																																																																		
600 (10h)	K10h																																																																		
11 時間 30 分	K14.59a	= 9.89	- 10	+ 14.5	= 14.39																																																														
23 時間	K23a	= 9.89	- 10	+ 23	= 22.89																																																														
23 時間 59 分	K23.99a	= 9.89	- 10	+ 23.983	= 23.87																																																														
24 時間	K24a	= 9.89	- 10	+ 24	= 23.89																																																														



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【大飯3号炉】</p> <p>図1-2-2</p>  <p>1分定格電  <math>C_1 = \frac{1}{0.9} (1.38 \times 542) = 831A \cdot h</math></p> <p>5分定格電  <math>C_5 = \frac{1}{0.9} (1.45 \times 542 + 1.43 \times (246 - 542)) = 403A \cdot h</math></p> <p>60分定格電  <math>C_{60} = \frac{1}{0.9} [2.54 \times 542 + 2.53 \times (246 - 542) + 2.45 \times (216 - 246) + 1.38 \times (217 - 216)] = 618A \cdot h</math></p> <p>940分定格電  <math>C_{940} = \frac{1}{0.9} [9.49 \times 542 + 9.47 \times (246 - 542) + 9.42 \times (216 - 246) + 9.81 \times (217 - 216) + 9.80 \times (102 - 217)] = 1,166A \cdot h</math></p> <p>1,440分定格電  <math>C_{1440} = \frac{1}{0.9} [24.05 \times 542 + 24.04 \times (246 - 542) + 23.97 \times (216 - 246) + 23.07 \times (217 - 216) + 23.05 \times (102 - 217) + 19.05 \times (09 - 102)] = 2,139A \cdot h</math></p> <p>以上より、24時間定格電に必要な容量は2,139A・hとなる。</p>	<p>125V 蓄電池2Bの容量計算結果</p> <p>・1分時の定格放電率換算容量 <math>C_1</math></p> $C_1 = \frac{1}{L} [K_{1p} I_{1p}]$ $C_1 = \frac{1}{0.8} [0.58 \times 1,345.9]$ $= 975.8$ <p>・1時間時の定格放電率換算容量 <math>C_2</math></p> $C_2 = \frac{1}{L} [K_{1h} I_{1h} + K_{09h} (I_{1h} - I_{1h})]$ $C_2 = \frac{1}{0.8} [1.85 \times 1,345.9 + 1.83 \times (631.5 - 1,345.9)]$ $= 1,478.3$ <p>・9時間30分時の定格放電率換算容量 <math>C_9</math></p> $C_9 = \frac{1}{L} [K_{0930h} I_{1h} + K_{0930h} (I_{1h} - I_{1h}) + K_{0930h} (I_{0930h} - I_{1h})]$ $C_9 = \frac{1}{0.8} [9.55 \times 1,345.9 + 9.54 \times (631.5 - 1,345.9) + 8.81 \times (204.5 - 631.5)]$ $= 2,845.2$ <p>・24時間時の定格放電率換算容量 <math>C_{24}</math></p> $C_{24} = \frac{1}{L} [K_{24h} I_{1h} + K_{24h} (I_{1h} - I_{1h}) + K_{24h} (I_{0930h} - I_{1h}) + K_{0930h} (I_{24h} - I_{0930h})]$ $C_{24} = \frac{1}{0.8} [23.89 \times 1,345.9 + 23.87 \times (631.5 - 1,345.9) + 22.89 \times (204.5 - 631.5) + 14.39 \times (133.3 - 204.5)]$ $= 5,377.8$ <p>上記計算より、125V 蓄電池2Bの蓄電池容量は、5,377.8Ahを上回る6,000Ahを選定する。</p>	<p>B蓄電池の容量計算結果</p> <p>・1分時の定格放電率換算容量 <math>C_1</math></p> $C_1 = \frac{1}{L} (K_{1h} I_{1h})$ $C_1 = \frac{1}{0.9} (1.62 \times 540.7) = 971(Ah)$ <p>・5分時の定格放電率換算容量 <math>C_5</math></p> $C_5 = \frac{1}{L} [K_{5h} I_{1h} + K_{5h} (I_{5h} - I_{1h})]$ $C_5 = \frac{1}{0.9} [1.77 \times 540.7 + 1.74 \times (243.2 - 540.7)]$ $= 489(Ah)$ <p>・60分時の定格放電率換算容量 <math>C_{60}</math></p> $C_{60} = \frac{1}{L} [K_{60h} I_{1h} + K_{60h} (I_{60h} - I_{1h}) + K_{60h} (I_{60h} - I_{60h})]$ $C_{60} = \frac{1}{0.9} [2.93 \times 540.7 + 2.90 \times (243.2 - 540.7) + 2.82 \times (198.1 - 243.2)]$ $= 661(Ah)$ <p>・510分時の定格放電率換算容量 <math>C_{510}</math></p> $C_{510} = \frac{1}{L} [K_{510h} I_{1h} + K_{510h} (I_{510h} - I_{1h}) + K_{510h} (I_{510h} - I_{60h}) + K_{510h} (I_{510h} - I_{1h})]$ $C_{510} = \frac{1}{0.9} [10.22 \times 540.7 + 10.20 \times (243.2 - 540.7) + 10.14 \times (198.1 - 243.2) + 9.47 \times (150.6 - 198.1)]$ $= 1,761(Ah)$ <p>・610分時の定格放電率換算容量 <math>C_{610}</math></p> $C_{610} = \frac{1}{L} [K_{610h} I_{1h} + K_{610h} (I_{610h} - I_{1h}) + K_{610h} (I_{610h} - I_{60h}) + K_{610h} (I_{610h} - I_{1h}) + K_{610h} (I_{610h} - I_{610h})]$ $C_{610} = \frac{1}{0.9} [15.22 \times 540.7 + 15.20 \times (243.2 - 540.7) + 15.14 \times (198.1 - 243.2) + 14.22 \times (150.6 - 198.1) + 7.32 \times (124.0 - 150.6)]$ $= 2,394(Ah)$	<p>【大飯、女川】          設備・運用の相違 (蓄電池の構成)          ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>【女川】          記載方針の相違          ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容


赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p>【大飯4号炉】</p> <p>AbLc</p> <table border="1" data-bbox="67 255 660 438"> <tr> <td>負荷系統</td> <td>9~10時</td> <td>10~11時</td> <td>11~12時</td> <td>12~13時</td> <td>13~14時</td> <td>14~15時</td> <td>15~16時</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>計測に使用した電流値</p> <table border="1" data-bbox="67 438 660 454"> <tr> <td></td> <td>320.0</td> <td>243.0</td> <td>218.0</td> <td>210.0</td> <td>199.0</td> <td>202.0</td> <td>202.0</td> </tr> </table> <p>1分給電</p> $C = \frac{1}{0.9} (1.38 \times 539) = 827A \cdot h$ <p>3分給電</p> $C = \frac{1}{0.9} [1.45 \times 539 + 1.42 \times (243 - 539)] = 288A \cdot h$ <p>40分給電</p> $C = \frac{1}{0.9} [2.54 \times 539 + 2.53 \times (243 - 539) + 2.45 \times (213 - 243) + 1.38 \times (214 - 213)] = 808A \cdot h$ <p>545分給電</p> $C = \frac{1}{0.9} [9.48 \times 539 + 9.47 \times (243 - 539) + 9.42 \times (213 - 243) + 9.81 \times (214 - 213) + 8.80 \times (102 - 214)] = 1,164A \cdot h$ <p>1,440分給電</p> $C = \frac{1}{0.9} [24.05 \times 539 + 24.04 \times (243 - 539) + 23.87 \times (213 - 243) + 23.01 \times (214 - 213) + 23.05 \times (102 - 214) + 13.05 \times (52 - 102)] = 2,019A \cdot h$ <p>以上により、24時間給電に必要な容量は2,019A・hとなる。</p>	負荷系統	9~10時	10~11時	11~12時	12~13時	13~14時	14~15時	15~16時										320.0	243.0	218.0	210.0	199.0	202.0	202.0		<p>上記計算より、A蓄電池の蓄電池容量は2,381Ahを上回る2,400Ahを選定し、B蓄電池の蓄電池容量は2,394Ahを上回る2,400Ahを選定する。</p> <p>A後備蓄電池の容量計算結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1,440分時の定格放電率換算容量C<sub>1</sub></li> </ul> $C_1 = \frac{1}{0.9} [K_{10} I_{10min} + K_{10} (I_{10h} - I_{10min})]$ $C_1 = \frac{1}{0.9} [9.07 \times 99.1 + 1.62 \times (131.1 - 99.1)]$ $= 1,057(Ah)$ <p>B後備蓄電池の容量計算結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1,440分時の定格放電率換算容量C<sub>1</sub></li> </ul> $C_1 = \frac{1}{0.9} [K_{10} I_{10min} + K_{10} (I_{10h} - I_{10min})]$ $C_1 = \frac{1}{0.9} [12.72 \times 121.0 + 1.62 \times (158.5 - 121.0)]$ $= 1,815(Ah)$ <p>上記計算より、A後備蓄電池の蓄電池容量は1,057Ahを上回る2,400Ahを選定し、B後備蓄電池の蓄電池容量は1,815Ahを上回る2,400Ahを選定する。</p>	<p>【大飯、女川】          設備・運用の相違 (蓄電池の構成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> </ul> <p>【女川】          記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</li> </ul>
負荷系統	9~10時	10~11時	11~12時	12~13時	13~14時	14~15時	15~16時																				
	320.0	243.0	218.0	210.0	199.0	202.0	202.0																				



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【大飯4号炉】</p> <p>図表</p>  <p>1分前電  <math>C = \frac{1}{0.9} (1.38 \times 542) = 831A \cdot h</math></p> <p>5分前電  <math>C = \frac{1}{0.9} (1.45 \times 542 + 1.43 \times (246 - 542)) = 483A \cdot h</math></p> <p>60分前電  <math>C = \frac{1}{0.9} (2.54 \times 542 + 2.53 \times (246 - 542) + 2.45 \times (216 - 246) + 1.38 \times (217 - 216)) = 818A \cdot h</math></p> <p>540分前電  <math>C = \frac{1}{0.9} (9.46 \times 542 + 9.47 \times (246 - 542) + 8.42 \times (216 - 246) + 6.88 \times (217 - 216) + 8.80 \times (102 - 217)) = 1,166A \cdot h</math></p> <p>1,440分前電  <math>C = \frac{1}{0.9} (24.05 \times 542 + 24.04 \times (246 - 542) + 23.97 \times (216 - 246) + 23.07 \times (217 - 216) + 23.05 \times (102 - 217) + 15.05 \times (59 - 107)) = 2,138A \cdot h</math></p> <p>以上により、2時間前電に必要な容量は2,138A・hとなる。</p>			<p>【大飯、女川】</p> <p>設備・運用の相違 (蓄電池の構成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> </ul> <p>【女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</li> </ul>



灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																																																																																																								
<p>3 B 計装用インバータ(分電盤)直流負荷切り離しリスト</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>用途名称</th> <th>取組方針</th> <th>機内機外</th> <th>容量(kVA)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3B1計装用可変電圧</td> <td>3号炉計装用可変電圧設備(3B100-2)(110kV機外設置)</td> <td>○</td> <td>機内設置</td> <td>300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3B2計装用可変電圧</td> <td>3号炉計装用可変電圧設備(3B200-2)(110kV機外設置)</td> <td>○</td> <td>機内設置</td> <td>170</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3B3計装用可変電圧</td> <td>3号炉計装用可変電圧設備(3B300-2)(110kV機外設置)</td> <td>×</td> <td>機内設置</td> <td>25</td> <td>機内設置(トリップ後のため不備)</td> </tr> <tr> <td>電圧計</td> <td></td> <td>○</td> <td>機内設置</td> <td>3.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3号炉計装用</td> <td></td> <td>○</td> <td>機内設置</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3B10計装用可変電圧</td> <td>3号炉計装用可変電圧設備(3B100-1)(20kV機内設置)</td> <td>×</td> <td>機内設置</td> <td>150</td> <td>機内設置(トリップ後のため不備)</td> </tr> <tr> <td>3B100計装用可変電圧</td> <td>3号炉計装用可変電圧設備(3B100-1)(20kV機内設置)</td> <td>○</td> <td>機内設置</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3B1000計装用可変電圧</td> <td>3号炉計装用可変電圧設備(3B1000-1)(20kV機内設置)</td> <td>×</td> <td>機内設置</td> <td>25</td> <td>機内設置(トリップ後のため不備)</td> </tr> <tr> <td>電圧計</td> <td></td> <td>○</td> <td>機内設置</td> <td>4.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3B1000計装用可変電圧</td> <td>3号炉計装用可変電圧設備(3B1000-1)(20kV機内設置)</td> <td>○</td> <td>機内設置</td> <td>400</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3B10000計装用可変電圧</td> <td>3号炉計装用可変電圧設備(3B10000-1)(20kV機内設置)</td> <td>○</td> <td>機内設置</td> <td>1040</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電圧計</td> <td></td> <td>×</td> <td>機内設置</td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電圧計</td> <td></td> <td>○</td> <td>機内設置</td> <td>50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3号炉計装用(ワンタンス型)トリップグループ1(T1)</td> <td></td> <td>×</td> <td>機内設置</td> <td>1000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3号炉計装用(ワンタンス型)トリップグループ2(T2)</td> <td></td> <td>×</td> <td>機内設置</td> <td>100</td> <td>機内設置(機内設置しないため不備)</td> </tr> <tr> <td>3号炉計装用可変電圧設備(3B1000-2)(110kV機外設置)</td> <td></td> <td>○</td> <td>機内設置</td> <td>300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3号炉計装用(ワンタンス型)トリップグループ2(T2)</td> <td></td> <td>×</td> <td>機内設置</td> <td>400</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計容量(kVA)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4790</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計装用可変電圧設備容量(kVA)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>58.1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○：機内設置機外設置              ×：機外設置</p>	設備名称	用途名称	取組方針	機内機外	容量(kVA)	備考	3B1計装用可変電圧	3号炉計装用可変電圧設備(3B100-2)(110kV機外設置)	○	機内設置	300		3B2計装用可変電圧	3号炉計装用可変電圧設備(3B200-2)(110kV機外設置)	○	機内設置	170		3B3計装用可変電圧	3号炉計装用可変電圧設備(3B300-2)(110kV機外設置)	×	機内設置	25	機内設置(トリップ後のため不備)	電圧計		○	機内設置	3.0		3号炉計装用		○	機内設置	100		3B10計装用可変電圧	3号炉計装用可変電圧設備(3B100-1)(20kV機内設置)	×	機内設置	150	機内設置(トリップ後のため不備)	3B100計装用可変電圧	3号炉計装用可変電圧設備(3B100-1)(20kV機内設置)	○	機内設置	100		3B1000計装用可変電圧	3号炉計装用可変電圧設備(3B1000-1)(20kV機内設置)	×	機内設置	25	機内設置(トリップ後のため不備)	電圧計		○	機内設置	4.0		3B1000計装用可変電圧	3号炉計装用可変電圧設備(3B1000-1)(20kV機内設置)	○	機内設置	400		3B10000計装用可変電圧	3号炉計装用可変電圧設備(3B10000-1)(20kV機内設置)	○	機内設置	1040		電圧計		×	機内設置	5		電圧計		○	機内設置	50		3号炉計装用(ワンタンス型)トリップグループ1(T1)		×	機内設置	1000		3号炉計装用(ワンタンス型)トリップグループ2(T2)		×	機内設置	100	機内設置(機内設置しないため不備)	3号炉計装用可変電圧設備(3B1000-2)(110kV機外設置)		○	機内設置	300		3号炉計装用(ワンタンス型)トリップグループ2(T2)		×	機内設置	400		合計容量(kVA)				4790		計装用可変電圧設備容量(kVA)				58.1				<p>【大飯、女川】                  設備・運用の相違 (蓄電池の構成)                  ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>【女川】                  記載方針の相違                  ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>
設備名称	用途名称	取組方針	機内機外	容量(kVA)	備考																																																																																																																						
3B1計装用可変電圧	3号炉計装用可変電圧設備(3B100-2)(110kV機外設置)	○	機内設置	300																																																																																																																							
3B2計装用可変電圧	3号炉計装用可変電圧設備(3B200-2)(110kV機外設置)	○	機内設置	170																																																																																																																							
3B3計装用可変電圧	3号炉計装用可変電圧設備(3B300-2)(110kV機外設置)	×	機内設置	25	機内設置(トリップ後のため不備)																																																																																																																						
電圧計		○	機内設置	3.0																																																																																																																							
3号炉計装用		○	機内設置	100																																																																																																																							
3B10計装用可変電圧	3号炉計装用可変電圧設備(3B100-1)(20kV機内設置)	×	機内設置	150	機内設置(トリップ後のため不備)																																																																																																																						
3B100計装用可変電圧	3号炉計装用可変電圧設備(3B100-1)(20kV機内設置)	○	機内設置	100																																																																																																																							
3B1000計装用可変電圧	3号炉計装用可変電圧設備(3B1000-1)(20kV機内設置)	×	機内設置	25	機内設置(トリップ後のため不備)																																																																																																																						
電圧計		○	機内設置	4.0																																																																																																																							
3B1000計装用可変電圧	3号炉計装用可変電圧設備(3B1000-1)(20kV機内設置)	○	機内設置	400																																																																																																																							
3B10000計装用可変電圧	3号炉計装用可変電圧設備(3B10000-1)(20kV機内設置)	○	機内設置	1040																																																																																																																							
電圧計		×	機内設置	5																																																																																																																							
電圧計		○	機内設置	50																																																																																																																							
3号炉計装用(ワンタンス型)トリップグループ1(T1)		×	機内設置	1000																																																																																																																							
3号炉計装用(ワンタンス型)トリップグループ2(T2)		×	機内設置	100	機内設置(機内設置しないため不備)																																																																																																																						
3号炉計装用可変電圧設備(3B1000-2)(110kV機外設置)		○	機内設置	300																																																																																																																							
3号炉計装用(ワンタンス型)トリップグループ2(T2)		×	機内設置	400																																																																																																																							
合計容量(kVA)				4790																																																																																																																							
計装用可変電圧設備容量(kVA)				58.1																																																																																																																							
<p>3 D 計装用インバータ(分電盤)直流負荷切り離しリスト</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>用途名称</th> <th>取組方針</th> <th>機内機外</th> <th>容量(kVA)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3D1計装用可変電圧</td> <td>3号炉計装用可変電圧設備(3D100-2)(110kV機外設置)</td> <td>×</td> <td>機内設置</td> <td>300</td> <td>その後の3号炉計装用可変電圧設備での取り替え可能なため不備</td> </tr> <tr> <td>3D2計装用可変電圧</td> <td>3号炉計装用可変電圧設備(3D200-2)(110kV機外設置)</td> <td>×</td> <td>機内設置</td> <td>300</td> <td>取り替え可能なため不備</td> </tr> <tr> <td>電圧計</td> <td></td> <td>×</td> <td>機内設置</td> <td>3.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3号炉計装用</td> <td></td> <td>×</td> <td>機内設置</td> <td>400</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3B10計装用可変電圧</td> <td>3号炉計装用可変電圧設備(3B100-1)(20kV機内設置)</td> <td>×</td> <td>機内設置</td> <td>150</td> <td>機内設置(トリップ後のため不備)</td> </tr> <tr> <td>3B100計装用可変電圧</td> <td>3号炉計装用可変電圧設備(3B100-1)(20kV機内設置)</td> <td>×</td> <td>機内設置</td> <td>100</td> <td>機内設置(トリップ後のため不備)</td> </tr> <tr> <td>3B1000計装用可変電圧</td> <td>3号炉計装用可変電圧設備(3B1000-1)(20kV機内設置)</td> <td>×</td> <td>機内設置</td> <td>25</td> <td>機内設置(トリップ後のため不備)</td> </tr> <tr> <td>電圧計</td> <td></td> <td>×</td> <td>機内設置</td> <td>4.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3B10000計装用可変電圧</td> <td>3号炉計装用可変電圧設備(3B10000-1)(20kV機内設置)</td> <td>×</td> <td>機内設置</td> <td>1040</td> <td>機内設置(トリップ後のため不備)</td> </tr> <tr> <td>3号炉計装用可変電圧設備(3D1000-2)(110kV機外設置)</td> <td></td> <td>×</td> <td>機内設置</td> <td>300</td> <td>その後の3号炉計装用可変電圧設備での取り替え可能なため不備</td> </tr> <tr> <td>3号炉計装用可変電圧設備(3D10000-2)(110kV機外設置)</td> <td></td> <td>×</td> <td>機内設置</td> <td>400</td> <td>取り替え可能なため不備</td> </tr> <tr> <td>3号炉計装用(ワンタンス型)トリップグループ1(T1)</td> <td></td> <td>×</td> <td>機内設置</td> <td>1000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3号炉計装用(ワンタンス型)トリップグループ2(T2)</td> <td></td> <td>×</td> <td>機内設置</td> <td>100</td> <td>機内設置(機内設置しないため不備)</td> </tr> <tr> <td>電圧計</td> <td></td> <td>×</td> <td>機内設置</td> <td>5.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計容量(kVA)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>480</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計装用可変電圧設備容量(kVA)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>60</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○：機内設置機外設置              ×：機外設置</p>	設備名称	用途名称	取組方針	機内機外	容量(kVA)	備考	3D1計装用可変電圧	3号炉計装用可変電圧設備(3D100-2)(110kV機外設置)	×	機内設置	300	その後の3号炉計装用可変電圧設備での取り替え可能なため不備	3D2計装用可変電圧	3号炉計装用可変電圧設備(3D200-2)(110kV機外設置)	×	機内設置	300	取り替え可能なため不備	電圧計		×	機内設置	3.0		3号炉計装用		×	機内設置	400		3B10計装用可変電圧	3号炉計装用可変電圧設備(3B100-1)(20kV機内設置)	×	機内設置	150	機内設置(トリップ後のため不備)	3B100計装用可変電圧	3号炉計装用可変電圧設備(3B100-1)(20kV機内設置)	×	機内設置	100	機内設置(トリップ後のため不備)	3B1000計装用可変電圧	3号炉計装用可変電圧設備(3B1000-1)(20kV機内設置)	×	機内設置	25	機内設置(トリップ後のため不備)	電圧計		×	機内設置	4.0		3B10000計装用可変電圧	3号炉計装用可変電圧設備(3B10000-1)(20kV機内設置)	×	機内設置	1040	機内設置(トリップ後のため不備)	3号炉計装用可変電圧設備(3D1000-2)(110kV機外設置)		×	機内設置	300	その後の3号炉計装用可変電圧設備での取り替え可能なため不備	3号炉計装用可変電圧設備(3D10000-2)(110kV機外設置)		×	機内設置	400	取り替え可能なため不備	3号炉計装用(ワンタンス型)トリップグループ1(T1)		×	機内設置	1000		3号炉計装用(ワンタンス型)トリップグループ2(T2)		×	機内設置	100	機内設置(機内設置しないため不備)	電圧計		×	機内設置	5.0		合計容量(kVA)				480		計装用可変電圧設備容量(kVA)				60																						
設備名称	用途名称	取組方針	機内機外	容量(kVA)	備考																																																																																																																						
3D1計装用可変電圧	3号炉計装用可変電圧設備(3D100-2)(110kV機外設置)	×	機内設置	300	その後の3号炉計装用可変電圧設備での取り替え可能なため不備																																																																																																																						
3D2計装用可変電圧	3号炉計装用可変電圧設備(3D200-2)(110kV機外設置)	×	機内設置	300	取り替え可能なため不備																																																																																																																						
電圧計		×	機内設置	3.0																																																																																																																							
3号炉計装用		×	機内設置	400																																																																																																																							
3B10計装用可変電圧	3号炉計装用可変電圧設備(3B100-1)(20kV機内設置)	×	機内設置	150	機内設置(トリップ後のため不備)																																																																																																																						
3B100計装用可変電圧	3号炉計装用可変電圧設備(3B100-1)(20kV機内設置)	×	機内設置	100	機内設置(トリップ後のため不備)																																																																																																																						
3B1000計装用可変電圧	3号炉計装用可変電圧設備(3B1000-1)(20kV機内設置)	×	機内設置	25	機内設置(トリップ後のため不備)																																																																																																																						
電圧計		×	機内設置	4.0																																																																																																																							
3B10000計装用可変電圧	3号炉計装用可変電圧設備(3B10000-1)(20kV機内設置)	×	機内設置	1040	機内設置(トリップ後のため不備)																																																																																																																						
3号炉計装用可変電圧設備(3D1000-2)(110kV機外設置)		×	機内設置	300	その後の3号炉計装用可変電圧設備での取り替え可能なため不備																																																																																																																						
3号炉計装用可変電圧設備(3D10000-2)(110kV機外設置)		×	機内設置	400	取り替え可能なため不備																																																																																																																						
3号炉計装用(ワンタンス型)トリップグループ1(T1)		×	機内設置	1000																																																																																																																							
3号炉計装用(ワンタンス型)トリップグループ2(T2)		×	機内設置	100	機内設置(機内設置しないため不備)																																																																																																																						
電圧計		×	機内設置	5.0																																																																																																																							
合計容量(kVA)				480																																																																																																																							
計装用可変電圧設備容量(kVA)				60																																																																																																																							







灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

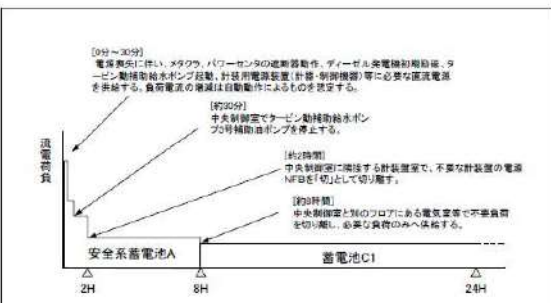
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																													
<p style="text-align: center;">(参考) 伊方3号炉</p> <table border="1" data-bbox="89 231 638 303"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>蓄電池 (非常用)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個 数</td> <td>組</td> <td>2 (1組あたり60個)</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>Ah/組</td> <td>1,600 (10時間率)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設 定 根 拠】                  蓄電池 (非常用) は、全交流動力電源喪失時において、重大事故等対処設備である空冷式非常用発電装置から交流動力電源が供給されるまで、直流の電気を供給するために設置する。                  また、空冷式非常用発電装置からの交流動力電源供給が困難な場合でも、中央制御室に降接する計装盤室において簡易な操作で必要な負荷以外を切り離すことにより、8時間にわたって直流の電気を供給するために設置する。                  蓄電池 (非常用) は、非常用電源設備として多重性を有するものとし、1組で十分な容量を有する蓄電池を、蓄電池A及び蓄電池Bの2組設置する。</p> <p>1. 容量                  蓄電池1組に必要な容量は、重大事故等対処設備である空冷式非常用発電装置から交流動力電源が供給されるまでの40分間、直流の電気を供給するために十分な容量とする (①)。                  また、空冷式非常用発電装置からの交流動力電源供給が困難な場合でも、運転員が重大事故等の対応に専念できるよう、中央制御室に降接する計装盤室において簡易な操作で必要な負荷以外を切り離すことにより、8時間にわたって直流の電気を供給できる容量とする (②)。この場合、全交流動力電源喪失発生から8時間経過以降は、さらに不要な負荷を中央制御室と別フロアの電気室等で切り離すとともに、電源元を蓄電池 (重大事故等対処用) に切り替えることで、全交流動力電源喪失発生から2.4時間以上にわたって直流の電気を供給できる。                  必要な蓄電池容量は、給電継続時間40分間の①より、給電継続時間8時間の②のほうが大きいので、容量設定根拠は②について示す。                  想定する給電パターンを図1に示す。</p>	名 称		蓄電池 (非常用)	個 数	組	2 (1組あたり60個)	容 量	Ah/組	1,600 (10時間率)	<p style="text-align: center;">(参考) 島根2号炉</p> <table border="1" data-bbox="672 215 1220 327"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>所内常設蓄電池式直流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B-115V系蓄電池</td> <td>Ah</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>B1-115V系蓄電池(SA)</td> <td>Ah</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>230V系蓄電池(RCIC)</td> <td>Ah</td> <td>1,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設 定 根 拠】                  B-115V系蓄電池及びB1-115V系蓄電池(SA)、は設計事故対処設備の電源が喪失 (全交流動力電源喪失) した場合、負荷切離しを行わずに8時間、その後、必要な負荷以外を切り離して残り16時間の合計24時間にわたり必要な設備へ直流電源を供給できる設計とする。                  230V系蓄電池(RCIC)は設計事故対処設備の電源が喪失 (全交流動力電源喪失) した場合、負荷切離しを行わずに24時間にわたり必要な設備へ直流電源を供給できる設計とする。</p> <p>1. 容量                  各蓄電池の負荷は以下の通りとなる。</p> <table border="1" data-bbox="694 574 1198 798"> <caption>B-115V系蓄電池負荷一覧表</caption> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>0~1分</th> <th>1~510分<sup>※1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>M/C遮断器操作回路</td> <td>281</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>L/C遮断器操作回路</td> <td>53</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機初期励磁<sup>※1</sup></td> <td>0(230)<sup>※1</sup></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>非常用照明</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>制御電源 (制御盤関係)</td> <td>65</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>計装用無停電交流電源装置</td> <td>154</td> <td>154</td> </tr> <tr> <td>合計 (A)</td> <td>603</td> <td>269</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：非常用ディーゼル発電機初期励磁電流はM/C及びL/C遮断器操作回路電流 (遮断器投入・開放電流) と重なって操作されることはなく、各動作時間は1分未満である。また、非常用ディーゼル発電機初期励磁電流はM/C及びL/C制御電源電流より小さいため、電流値の大きいM/C及びL/C遮断器操作回路電流に1分間電源供給するものとして蓄電池容量を計算する。                  ※2：事象発生後8時間後から負荷切替作業を実施するが、作業時間を考慮し8.5時間電源給電を継続するものとして容量を計算する。</p>	名 称		所内常設蓄電池式直流電源設備	B-115V系蓄電池	Ah	3,000	B1-115V系蓄電池(SA)	Ah	1,500	230V系蓄電池(RCIC)	Ah	1,500	負荷名称	0~1分	1~510分 <sup>※1</sup>	M/C遮断器操作回路	281	0	L/C遮断器操作回路	53	0	非常用ディーゼル発電機初期励磁 <sup>※1</sup>	0(230) <sup>※1</sup>	0	非常用照明	50	50	制御電源 (制御盤関係)	65	65	計装用無停電交流電源装置	154	154	合計 (A)	603	269		<p>【大飯、女川】                  設備・運用の相違 (蓄電池の構成)                  ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>【女川】                  記載方針の相違                  ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>
名 称		蓄電池 (非常用)																																														
個 数	組	2 (1組あたり60個)																																														
容 量	Ah/組	1,600 (10時間率)																																														
名 称		所内常設蓄電池式直流電源設備																																														
B-115V系蓄電池	Ah	3,000																																														
B1-115V系蓄電池(SA)	Ah	1,500																																														
230V系蓄電池(RCIC)	Ah	1,500																																														
負荷名称	0~1分	1~510分 <sup>※1</sup>																																														
M/C遮断器操作回路	281	0																																														
L/C遮断器操作回路	53	0																																														
非常用ディーゼル発電機初期励磁 <sup>※1</sup>	0(230) <sup>※1</sup>	0																																														
非常用照明	50	50																																														
制御電源 (制御盤関係)	65	65																																														
計装用無停電交流電源装置	154	154																																														
合計 (A)	603	269																																														



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
<p>(参考) 伊方3号炉</p>  <p>図1 蓄電池給電パターン (Aトレン給電の場合)</p>	<p>(参考) 島根2号炉</p> <p>【設定根拠】(続き)</p> <p>B-1-115V系蓄電池(SA)負荷一覧表</p> <table border="1" data-bbox="683 327 1220 478"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>0~480分</th> <th>481~1439分</th> <th>1439~1440分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>M/C遮断器操作回路<sup>※3</sup></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>非常用照明</td> <td>0</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>制御電源(制御盤関係)</td> <td>0</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>S A対策設備用分電盤(1)</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>合計(A)</td> <td>30</td> <td>55</td> <td>155</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：常設代替交流電源設備からの電源供給を考慮し、24時間後に遮断器を投入する。</p> <p>230V系蓄電池(RCIC)負荷一覧表</p> <table border="1" data-bbox="683 566 1220 718"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>0~1分</th> <th>1分~480分</th> <th>481分~1440分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>RCIC復水ポンプ<sup>※4</sup></td> <td>60</td> <td>24</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>RCIC真空ポンプ</td> <td>58</td> <td>23</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>RCIC注入弁<sup>※4</sup></td> <td>86</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>その他の弁<sup>※4</sup></td> <td>82</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計(A)</td> <td>286</td> <td>47</td> <td>47</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4：開欠運転機器については、電池工業会規格(据置蓄電池の容量算法)(SBA S 0601-2014)による時間当たりの平均電流値(約13A)の合計よりも、RCIC復水ポンプ単体が定格連続運転した時の定格電流値が上回るため、RCIC復水ポンプが定格連続運転するものとして蓄電池容量を計算する。</p> <p>※5：RCICミニマムフロー弁、RCIC復水器冷却水入口弁、RCICタービン蒸気入口弁を含む。</p> <p>・B-115V系蓄電池の容量計算結果</p> <p>①1分間供給が必要となる蓄電池容量</p> $C_1 = \frac{1}{L} \times [K_1 I_1] - \frac{1}{0.8} \times [0.66 \times 803] = 423\text{Ah}$ <p><math>K_1 : 0.59 (1分), I_1 : 603 (A)</math></p> <p>②8.6時間(510分)供給が必要となる蓄電池容量</p> $C_2 = \frac{1}{L} \times [K_2 I_2 + K_3 (I_2 - I_1)] - \frac{1}{0.8} \times [8.79 \times 603 + 8.79 \times (269 - 603)] = 2,956\text{Ah}$ <p><math>K_2 : 8.79 (510分), K_3 : 8.79 (509分)</math>  <math>I_1 : 603 (A), I_2 : 269 (A)</math></p> <p>上記計算より、B-115V系蓄電池の蓄電池容量は約3,000Ahを選定する。</p>	負荷名称	0~480分	481~1439分	1439~1440分	M/C遮断器操作回路 <sup>※3</sup>	0	0	100	非常用照明	0	10	10	制御電源(制御盤関係)	0	15	15	S A対策設備用分電盤(1)	30	30	30	合計(A)	30	55	155	負荷名称	0~1分	1分~480分	481分~1440分	RCIC復水ポンプ <sup>※4</sup>	60	24	24	RCIC真空ポンプ	58	23	23	RCIC注入弁 <sup>※4</sup>	86	0	0	その他の弁 <sup>※4</sup>	82	0	0	合計(A)	286	47	47		<p>【大飯、女川】          設備・運用の相違(蓄電池の構成)          ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>【女川】          記載方針の相違          ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>
負荷名称	0~480分	481~1439分	1439~1440分																																																
M/C遮断器操作回路 <sup>※3</sup>	0	0	100																																																
非常用照明	0	10	10																																																
制御電源(制御盤関係)	0	15	15																																																
S A対策設備用分電盤(1)	30	30	30																																																
合計(A)	30	55	155																																																
負荷名称	0~1分	1分~480分	481分~1440分																																																
RCIC復水ポンプ <sup>※4</sup>	60	24	24																																																
RCIC真空ポンプ	58	23	23																																																
RCIC注入弁 <sup>※4</sup>	86	0	0																																																
その他の弁 <sup>※4</sup>	82	0	0																																																
合計(A)	286	47	47																																																

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																										
<p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>(1) 蓄電池A 全交流動力電源喪失時の蓄電池Aの負荷を表1~3に示す。</p> <p>表1 蓄電池負荷 (Aトレン結電の場合) (単位:A)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">負荷名称</th> <th colspan="4">蓄電池Aでの給電</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>0~10秒</th> <th>10~60分</th> <th>1~30分</th> <th>30分~2日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通電源</td> <td>約2</td> <td>約2</td> <td>約2</td> <td>約2</td> <td>蓄電池であり、設備相違はNTRで行かため不属。</td> </tr> <tr> <td>メタラフ・パワーセンター装置</td> <td>約57</td> <td>約6</td> <td>約6</td> <td>約6</td> <td>交流動力電源喪失時には、交流電源設備であるメタラフ・パワーセンターを使用しないため不属。</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機(原電機)</td> <td>約104</td> <td>約104</td> <td>約104</td> <td>約42</td> <td>交流動力電源喪失時には、ディーゼル発電機は、交流動力電源喪失時に使用されており不属。</td> </tr> <tr> <td>計測用インバータ装置3A</td> <td>約110</td> <td>約110</td> <td>約110</td> <td>約37</td> <td>交流動力電源喪失時には、ディーゼル発電機は、交流動力電源喪失時に使用されており不属。</td> </tr> <tr> <td>計測用インバータ装置3C</td> <td>約144</td> <td>約4</td> <td>約4</td> <td>約4</td> <td>交流動力電源喪失時には、ディーゼル発電機は、交流動力電源喪失時に使用されており不属。</td> </tr> <tr> <td>タービン駆動機大ポンプ駆動機</td> <td>約59</td> <td>約47</td> <td>約2</td> <td>約2</td> <td>タービン駆動機大ポンプ駆動機は、交流動力電源喪失時には、交流動力電源設備であるタービン駆動機大ポンプ駆動機を使用するため、本設備は不属。</td> </tr> <tr> <td>補助電源系統分電盤</td> <td>約30</td> <td>約10</td> <td>約10</td> <td>約10</td> <td>中央制御室での補助ポンプ停止操作(30分)、電機室でのNTR操作(8時間)を行う。</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約485</td> <td>約403</td> <td>約238</td> <td>約121</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 運転状態による負荷変動は、運転状態を考慮しておこなった以下の通りよりたまたまの差を許して記載。      注2) 設計段階当時のより負荷が異なる場合は、蓄電池容量の余裕を考慮して記載。      注3) 0~30分：自動運転による負荷変動は、運転状態を考慮して記載。      注4) 30分~8時間：中央制御室での負荷変動は、運転状態を考慮して記載。      注5) 8時間以降：中央制御室と別フロアでの負荷変動は、運転状態を考慮して記載。</p>	負荷名称	蓄電池Aでの給電				備考	0~10秒	10~60分	1~30分	30分~2日	共通電源	約2	約2	約2	約2	蓄電池であり、設備相違はNTRで行かため不属。	メタラフ・パワーセンター装置	約57	約6	約6	約6	交流動力電源喪失時には、交流電源設備であるメタラフ・パワーセンターを使用しないため不属。	ディーゼル発電機(原電機)	約104	約104	約104	約42	交流動力電源喪失時には、ディーゼル発電機は、交流動力電源喪失時に使用されており不属。	計測用インバータ装置3A	約110	約110	約110	約37	交流動力電源喪失時には、ディーゼル発電機は、交流動力電源喪失時に使用されており不属。	計測用インバータ装置3C	約144	約4	約4	約4	交流動力電源喪失時には、ディーゼル発電機は、交流動力電源喪失時に使用されており不属。	タービン駆動機大ポンプ駆動機	約59	約47	約2	約2	タービン駆動機大ポンプ駆動機は、交流動力電源喪失時には、交流動力電源設備であるタービン駆動機大ポンプ駆動機を使用するため、本設備は不属。	補助電源系統分電盤	約30	約10	約10	約10	中央制御室での補助ポンプ停止操作(30分)、電機室でのNTR操作(8時間)を行う。	合計	約485	約403	約238	約121		<p>(参考) 島根2号炉</p> <p>【設定根拠】(続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>B1-115V系蓄電池の容量計算結果             <ul style="list-style-type: none"> <li>①24時間供給で必要となる蓄電池容量                     <math display="block">C_1 = \frac{1}{L} \times [K_1 I_1 + K_2 (I_2 - I_1) + K_3 (I_3 - I_2)]</math> <math display="block">= \frac{1}{0.8} \times [23.88 \times 30 + 15.88 \times (55 - 30) + 0.56 \times (155 - 55)] = 1,462 \text{ Ah}</math> <math display="block">K_1 : 23.88 (1440 \text{ 分}), K_2 : 15.88 (959 \text{ 分}), K_3 : 0.56 (1 \text{ 分})</math> <math display="block">I_1 : 30 (A), I_2 : 55 (A), I_3 : 155 (A)</math>                     上記計算より、B1-115V系蓄電池(SA)の蓄電池容量は1,500Ahを選定する。                 </li> <li>②8時間供給(480分)で必要となる蓄電池容量                     <math display="block">C_2 = \frac{1}{L} \times [K_1 I_1 + K_2 (I_2 - I_1)] = \frac{1}{0.8} \times [0.68 \times 286] = 236 \text{ Ah}</math> <math display="block">K_1 : 0.68 (1 \text{ 分}), I_1 : 286 (A)</math> </li> <li>③24時間(1440分)供給で必要となる蓄電池容量                     <math display="block">C_3 = \frac{1}{L} \times [K_1 I_1 + K_2 (I_2 - I_1)] = \frac{1}{0.8} \times [24.32 \times 286 + 24.32 \times (47 - 286)] = 1,429 \text{ Ah}</math> <math display="block">K_1 : 24.32 (1440 \text{ 分}), K_2 : 24.32 (1439 \text{ 分})</math> <math display="block">I_1 : 286 (A), I_2 : 47 (A)</math>                     上記計算より、230V系蓄電池(RCIC)の蓄電池容量は1,500Ahを選定する。                 </li> </ul> </li> <li>230V系蓄電池(RCIC)の容量計算結果             <ul style="list-style-type: none"> <li>①1分間供給で必要となる蓄電池容量                     <math display="block">C_1 = \frac{1}{L} \times [K_1 I_1] = \frac{1}{0.8} \times [0.68 \times 286] = 236 \text{ Ah}</math> <math display="block">K_1 : 0.68 (1 \text{ 分}), I_1 : 286 (A)</math> </li> <li>②8時間供給(480分)で必要となる蓄電池容量                     <math display="block">C_2 = \frac{1}{L} \times [K_1 I_1 + K_2 (I_2 - I_1)] = \frac{1}{0.8} \times [8.72 \times 286 + 8.72 \times (47 - 286)] = 513 \text{ Ah}</math> <math display="block">K_1 : 8.72 (480 \text{ 分}), K_2 : 8.72 (479 \text{ 分})</math> <math display="block">I_1 : 286 (A), I_2 : 47 (A)</math> </li> <li>③24時間(1440分)供給で必要となる蓄電池容量                     <math display="block">C_3 = \frac{1}{L} \times [K_1 I_1 + K_2 (I_2 - I_1)] = \frac{1}{0.8} \times [24.32 \times 286 + 24.32 \times (47 - 286)] = 1,429 \text{ Ah}</math> <math display="block">K_1 : 24.32 (1440 \text{ 分}), K_2 : 24.32 (1439 \text{ 分})</math> <math display="block">I_1 : 286 (A), I_2 : 47 (A)</math>                     上記計算より、230V系蓄電池(RCIC)の蓄電池容量は1,500Ahを選定する。                 </li> </ul> </li> </ul>		<p>相違理由</p> <p>【大飯、女川】          設備・運用の相違 (蓄電池の構成)          ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>【女川】          記載方針の相違          ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>
負荷名称		蓄電池Aでの給電					備考																																																						
	0~10秒	10~60分	1~30分	30分~2日																																																									
共通電源	約2	約2	約2	約2	蓄電池であり、設備相違はNTRで行かため不属。																																																								
メタラフ・パワーセンター装置	約57	約6	約6	約6	交流動力電源喪失時には、交流電源設備であるメタラフ・パワーセンターを使用しないため不属。																																																								
ディーゼル発電機(原電機)	約104	約104	約104	約42	交流動力電源喪失時には、ディーゼル発電機は、交流動力電源喪失時に使用されており不属。																																																								
計測用インバータ装置3A	約110	約110	約110	約37	交流動力電源喪失時には、ディーゼル発電機は、交流動力電源喪失時に使用されており不属。																																																								
計測用インバータ装置3C	約144	約4	約4	約4	交流動力電源喪失時には、ディーゼル発電機は、交流動力電源喪失時に使用されており不属。																																																								
タービン駆動機大ポンプ駆動機	約59	約47	約2	約2	タービン駆動機大ポンプ駆動機は、交流動力電源喪失時には、交流動力電源設備であるタービン駆動機大ポンプ駆動機を使用するため、本設備は不属。																																																								
補助電源系統分電盤	約30	約10	約10	約10	中央制御室での補助ポンプ停止操作(30分)、電機室でのNTR操作(8時間)を行う。																																																								
合計	約485	約403	約238	約121																																																									

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
<p style="text-align: center;">(参考) 伊方3号炉</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <table border="1" style="width: 48%;"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>備考</th> <th>備考欄記載</th> <th>備考欄記載</th> <th>備考欄記載</th> <th>備考欄記載</th> <th>備考欄記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊方原子力発電所3号炉(伊方3号炉)</td> <td>伊方3号炉は、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <!-- Additional rows would follow the same pattern --> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 48%;"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>備考</th> <th>備考欄記載</th> <th>備考欄記載</th> <th>備考欄記載</th> <th>備考欄記載</th> <th>備考欄記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊方原子力発電所3号炉(伊方3号炉)</td> <td>伊方3号炉は、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <!-- Additional rows would follow the same pattern --> </tbody> </table> </div>	機器名称	備考	備考欄記載	備考欄記載	備考欄記載	備考欄記載	備考欄記載	伊方原子力発電所3号炉(伊方3号炉)	伊方3号炉は、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容	○	×	○	○	○	機器名称	備考	備考欄記載	備考欄記載	備考欄記載	備考欄記載	備考欄記載	伊方原子力発電所3号炉(伊方3号炉)	伊方3号炉は、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容	○	×	○	○	○			<p><b>【大飯、女川】</b>                      設備・運用の相違 (蓄電池の構成)                      設備の相違                      ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p><b>【女川】</b>                      記載方針の相違                      ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>
機器名称	備考	備考欄記載	備考欄記載	備考欄記載	備考欄記載	備考欄記載																									
伊方原子力発電所3号炉(伊方3号炉)	伊方3号炉は、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容	○	×	○	○	○																									
機器名称	備考	備考欄記載	備考欄記載	備考欄記載	備考欄記載	備考欄記載																									
伊方原子力発電所3号炉(伊方3号炉)	伊方3号炉は、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容	○	×	○	○	○																									

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																		
<p style="text-align: center;">(参考) 伊方3号炉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">表3 補助種屋直流分電盤負荷切り離し対象</p> <p>種屋種屋直流分電盤A</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>切離可能</th> <th>切離可能</th> <th>切離可能</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <th></th> <th>切離可能</th> <th>切離可能</th> <th>切離可能</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉トリップ用制御盤3A</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>電気室 原子炉トリップに必要な設備であり、原子炉トリップ後に必要。</td> </tr> <tr> <td>原子炉トリップ用制御盤3C</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>電気室 原子炉トリップ後に必要。</td> </tr> <tr> <td>主変圧機用制御盤3A</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>電気室 原子炉トリップ後に必要。</td> </tr> <tr> <td>制御室用加工用機盤3A</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>電気室 原子炉トリップ後に必要。</td> </tr> <tr> <td>種屋種屋直流分電盤3A1</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>電気室 制御室からのみ使用可能。</td> </tr> <tr> <td>種屋種屋直流分電盤3A2</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>電気室 制御室からのみ使用可能。</td> </tr> <tr> <td>種屋種屋直流分電盤3A3</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>電気室 制御室からのみ使用可能。</td> </tr> <tr> <td>種屋種屋直流分電盤3A4</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>電気室 制御室からのみ使用可能。</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>【備考】                      △：電気室・中央制御室又は制御室からのみ使用可能。</small></p> <p>全交流動力電源喪失時の蓄電池Aの負荷電流から、必要な容量は以下のとおり1,400Ahであり、1,600Ah以下に収まっている。</p> <math display="block">C = \frac{1}{L} (K_1 I_1)</math> <math display="block">= \frac{1}{0.9} (1.38 \times 486)</math> <math display="block">= 745 \text{ Ah}</math> <p>C : 1分間給電での必要容量(Ah)                      L : 保守率 = 0.9                      K<sub>1</sub> : 容量換算時間(時) = 1.38                      I<sub>1</sub> : 負荷電流(A) = 486</p> </div>	負荷名称	切離可能	切離可能	切離可能	備考		切離可能	切離可能	切離可能		原子炉トリップ用制御盤3A	○	○	×	電気室 原子炉トリップに必要な設備であり、原子炉トリップ後に必要。	原子炉トリップ用制御盤3C	○	○	×	電気室 原子炉トリップ後に必要。	主変圧機用制御盤3A	○	○	×	電気室 原子炉トリップ後に必要。	制御室用加工用機盤3A	○	○	×	電気室 原子炉トリップ後に必要。	種屋種屋直流分電盤3A1	○	○	△	電気室 制御室からのみ使用可能。	種屋種屋直流分電盤3A2	○	○	×	電気室 制御室からのみ使用可能。	種屋種屋直流分電盤3A3	○	○	×	電気室 制御室からのみ使用可能。	種屋種屋直流分電盤3A4	○	○	×	電気室 制御室からのみ使用可能。			<p><b>【大飯、女川】</b>                      設備・運用の相違 (蓄電池の構成)                      設備の相違                      ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p><b>【女川】</b>                      記載方針の相違                      ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>
負荷名称	切離可能	切離可能	切離可能	備考																																																	
	切離可能	切離可能	切離可能																																																		
原子炉トリップ用制御盤3A	○	○	×	電気室 原子炉トリップに必要な設備であり、原子炉トリップ後に必要。																																																	
原子炉トリップ用制御盤3C	○	○	×	電気室 原子炉トリップ後に必要。																																																	
主変圧機用制御盤3A	○	○	×	電気室 原子炉トリップ後に必要。																																																	
制御室用加工用機盤3A	○	○	×	電気室 原子炉トリップ後に必要。																																																	
種屋種屋直流分電盤3A1	○	○	△	電気室 制御室からのみ使用可能。																																																	
種屋種屋直流分電盤3A2	○	○	×	電気室 制御室からのみ使用可能。																																																	
種屋種屋直流分電盤3A3	○	○	×	電気室 制御室からのみ使用可能。																																																	
種屋種屋直流分電盤3A4	○	○	×	電気室 制御室からのみ使用可能。																																																	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">(参考) 伊方3号炉</p> $C = \frac{1}{L} [K_1 \cdot I_1 + K_2 (I_2 - I_1)]$ $= \frac{1}{0.9} [1.96 \times 486 + 1.94 \times (283 - 486)]$ $= 620 \text{ Ah}$ <p>C : 30分間給電での必要容量(Ah)                  L : 保守率 = 0.9                  K<sub>1</sub> : 容量換算時間(時) = 1.96                  K<sub>2</sub> : 容量換算時間(時) = 1.94                  I<sub>1</sub> : 負荷電流(A) = 486                  I<sub>2</sub> : 負荷電流(A) = 283</p> $C = \frac{1}{L} [K_1 \cdot I_1 + K_2 (I_2 - I_1) + K_3 (I_3 - I_2)]$ $= \frac{1}{0.9} [3.65 \times 486 + 3.63 \times (283 - 486) + 3.11 \times (238 - 283)]$ $= 996 \text{ Ah}$ <p>C : 120分間給電での必要容量(Ah)                  L : 保守率 = 0.9                  K<sub>1</sub> : 容量換算時間(時) = 3.65                  K<sub>2</sub> : 容量換算時間(時) = 3.63                  K<sub>3</sub> : 容量換算時間(時) = 3.11                  I<sub>1</sub> : 負荷電流(A) = 486                  I<sub>2</sub> : 負荷電流(A) = 283                  I<sub>3</sub> : 負荷電流(A) = 238</p>			<p><b>【大飯, 女川】</b>                  設備・運用の相違（蓄電池の構成）                  設備の相違                  ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p><b>【女川】</b>                  記載方針の相違                  ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">(参考) 伊方3号炉</p> $C = \frac{1}{L} [K_1 \cdot I_1 + K_2 (I_2 - I_1) + K_3 (I_3 - I_2) + K_4 (I_4 - I_3)]$ $= \frac{1}{0.9} [8.80 \times 486 + 8.78 \times (283 - 486) + 8.45 \times (238 - 283) + 7.30 \times (121 - 238)]$ $= 1.400 \text{ Ah}$ <p>C : 480分間給電での必要容量(Ah)                  L : 保守率 = 0.9                  K<sub>1</sub> : 容量換算時間(時) = 8.80                  K<sub>2</sub> : 容量換算時間(時) = 8.78                  K<sub>3</sub> : 容量換算時間(時) = 8.45                  K<sub>4</sub> : 容量換算時間(時) = 7.30                  I<sub>1</sub> : 負荷電流(A) = 486                  I<sub>2</sub> : 負荷電流(A) = 283                  I<sub>3</sub> : 負荷電流(A) = 238                  I<sub>4</sub> : 負荷電流(A) = 121</p>			<p><b>【大飯、女川】</b>                  設備・運用の相違（蓄電池の構成）                  設備の相違                  ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p><b>【女川】</b>                  記載方針の相違                  ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																						
<p>(2) 蓄電池B 全交流動力電源喪失時の蓄電池Bの負荷を表1～3に示す。</p> <p>表1 蓄電池Bでの給電 (Bトレン給電の場合) (単位：A)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">負荷名称</th> <th colspan="3">蓄電池Bでの給電</th> <th rowspan="2">稼働場所</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>① 0～10分</th> <th>② 10～30分</th> <th>③ 30分～2時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通電源</td> <td>約2</td> <td>約1</td> <td>約2</td> <td>電機室</td> <td rowspan="2">蓄電池室であり、設置設備は30分で行方不明な状態となる。</td> </tr> <tr> <td>メタタカ・パワーセンタ類</td> <td>約57</td> <td>約4</td> <td>約6</td> <td>電機室</td> </tr> <tr> <td>計装用インバータ3B</td> <td>約106</td> <td>約105</td> <td>約47</td> <td>第5号機</td> <td rowspan="2">交流動力電源喪失時には、交流電源設備であるメタタカ・パワーセンタを使用しないためである。</td> </tr> <tr> <td>計装用インバータ3D</td> <td>約117</td> <td>約117</td> <td>約51</td> <td>第5号機</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機 (発電機)</td> <td>約144</td> <td>約4</td> <td>約4</td> <td>電機室</td> <td rowspan="2">交流動力電源喪失時には、ディーゼル発電機が運転している状態であり、運転中はメタタカ・パワーセンタを稼働させた場合は機油の消費量が増加する。</td> </tr> <tr> <td>タービン駆動給水ポンプ駆動機</td> <td>約59</td> <td>約4</td> <td>約2</td> <td>30分中央制御室</td> </tr> <tr> <td>補助電源系統の電機</td> <td>約20</td> <td>約20</td> <td>約10</td> <td>第6号機</td> <td>中央制御室で補助給水ポンプ停止操作(30分)、電機室で30分(30分間隔)を行う。</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約504</td> <td>約421</td> <td>約131</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 機油の消費量は、運転中の負荷容量を考慮してから計算し上げられたものを設計として記載。          注2) 30分中央制御室により負荷の発生となる場合、蓄電池容量の余裕が確保できない。          注3) 30分～2時間：中央制御室での負荷が減少し、運転(30分超過まで)および30分超過まで(30分超過まで)を指す。          注4) 8時間以降：中央制御室と別フロアでの負荷が減少し、運転(8時間超過まで)を指す。</p> <p>(参考) 伊方3号炉</p>	負荷名称	蓄電池Bでの給電			稼働場所	備考	① 0～10分	② 10～30分	③ 30分～2時間	共通電源	約2	約1	約2	電機室	蓄電池室であり、設置設備は30分で行方不明な状態となる。	メタタカ・パワーセンタ類	約57	約4	約6	電機室	計装用インバータ3B	約106	約105	約47	第5号機	交流動力電源喪失時には、交流電源設備であるメタタカ・パワーセンタを使用しないためである。	計装用インバータ3D	約117	約117	約51	第5号機	ディーゼル発電機 (発電機)	約144	約4	約4	電機室	交流動力電源喪失時には、ディーゼル発電機が運転している状態であり、運転中はメタタカ・パワーセンタを稼働させた場合は機油の消費量が増加する。	タービン駆動給水ポンプ駆動機	約59	約4	約2	30分中央制御室	補助電源系統の電機	約20	約20	約10	第6号機	中央制御室で補助給水ポンプ停止操作(30分)、電機室で30分(30分間隔)を行う。	合計	約504	約421	約131					<p>【大飯、女川】          設備・運用の相違 (蓄電池の構成)          設備の相違          ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>【女川】          記載方針の相違          ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>
負荷名称		蓄電池Bでの給電					稼働場所	備考																																																	
	① 0～10分	② 10～30分	③ 30分～2時間																																																						
共通電源	約2	約1	約2	電機室	蓄電池室であり、設置設備は30分で行方不明な状態となる。																																																				
メタタカ・パワーセンタ類	約57	約4	約6	電機室																																																					
計装用インバータ3B	約106	約105	約47	第5号機	交流動力電源喪失時には、交流電源設備であるメタタカ・パワーセンタを使用しないためである。																																																				
計装用インバータ3D	約117	約117	約51	第5号機																																																					
ディーゼル発電機 (発電機)	約144	約4	約4	電機室	交流動力電源喪失時には、ディーゼル発電機が運転している状態であり、運転中はメタタカ・パワーセンタを稼働させた場合は機油の消費量が増加する。																																																				
タービン駆動給水ポンプ駆動機	約59	約4	約2	30分中央制御室																																																					
補助電源系統の電機	約20	約20	約10	第6号機	中央制御室で補助給水ポンプ停止操作(30分)、電機室で30分(30分間隔)を行う。																																																				
合計	約504	約421	約131																																																						



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																														
<p style="text-align: center;">(参考) 伊方3号炉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">表6 補助建屋直流分電盤負荷切り離し対象</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>補助建屋直流分電盤B</th> <th colspan="3">経過時間</th> <th>操作場所</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <th>負荷名称</th> <th>1分</th> <th>10分</th> <th>15分</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉トリップ用蓄電池B</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td>電気室</td> <td>原子炉トリップに必要な設備であり、原子炉トリップ後は不要。</td> </tr> <tr> <td>原子炉トリップ用蓄電池B</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td>電気室</td> <td>原子炉トリップ後は不要。</td> </tr> <tr> <td>主タービン 供養電源盤B</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td>電気室</td> <td>タービントリップに必要な設備であり、タービントリップ後は不要。</td> </tr> <tr> <td>補助用空気圧縮機盤B</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td>電気室</td> <td>全交流動力電源喪失時には補助用空気圧縮機を運転できないため不要。</td> </tr> <tr> <td>シリンダ分電盤B1</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">△</td> <td>電気室</td> <td>操縦員が緊急停止の操作不可、加圧設備がしきり装置によって駆動可。</td> </tr> <tr> <td>シリンダ分電盤B2</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td>電気室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シリンダ分電盤B3</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td>電気室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シリンダ分電盤B4</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td>電気室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>重大事故対応設備用電源B2</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>重大事故対応設備用電源B3</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>内線電気設備受電盤</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td></td> <td>適用が無く、女川が特電源Bに設置することを示している。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【補足説明】              ・電気室・中央制御室は別フロアの電気室</p> <p>全交流動力電源喪失時の蓄電池Bの負荷電流から、必要な容量は以下のとおり1,511Ahであり、1,600Ah以下に収まっている。</p> <math display="block">C = \frac{1}{L} (K_1 \cdot I_1)</math> <math display="block">= \frac{1}{0.9} (1.38 \times 504)</math> <math display="block">= 772 \text{ Ah}</math> <p>C : 1分間給電での必要容量 (Ah)              L : 保守率 = 0.9              K<sub>1</sub> : 容量換算時間 (時) = 1.38              I<sub>1</sub> : 負荷電流 (A) = 504</p> </div>	補助建屋直流分電盤B	経過時間			操作場所	備考	負荷名称	1分	10分	15分			原子炉トリップ用蓄電池B	○	○	×	電気室	原子炉トリップに必要な設備であり、原子炉トリップ後は不要。	原子炉トリップ用蓄電池B	○	○	×	電気室	原子炉トリップ後は不要。	主タービン 供養電源盤B	○	○	×	電気室	タービントリップに必要な設備であり、タービントリップ後は不要。	補助用空気圧縮機盤B	○	○	×	電気室	全交流動力電源喪失時には補助用空気圧縮機を運転できないため不要。	シリンダ分電盤B1	○	○	△	電気室	操縦員が緊急停止の操作不可、加圧設備がしきり装置によって駆動可。	シリンダ分電盤B2	○	○	×	電気室		シリンダ分電盤B3	○	○	×	電気室		シリンダ分電盤B4	○	○	×	電気室		重大事故対応設備用電源B2	○	○	○			重大事故対応設備用電源B3	○	○	○			内線電気設備受電盤	-	-	-		適用が無く、女川が特電源Bに設置することを示している。			<p>【大飯、女川】              設備・運用の相違 (蓄電池の構成)              設備の相違              ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>【女川】              記載方針の相違              ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>
補助建屋直流分電盤B	経過時間			操作場所	備考																																																																												
負荷名称	1分	10分	15分																																																																														
原子炉トリップ用蓄電池B	○	○	×	電気室	原子炉トリップに必要な設備であり、原子炉トリップ後は不要。																																																																												
原子炉トリップ用蓄電池B	○	○	×	電気室	原子炉トリップ後は不要。																																																																												
主タービン 供養電源盤B	○	○	×	電気室	タービントリップに必要な設備であり、タービントリップ後は不要。																																																																												
補助用空気圧縮機盤B	○	○	×	電気室	全交流動力電源喪失時には補助用空気圧縮機を運転できないため不要。																																																																												
シリンダ分電盤B1	○	○	△	電気室	操縦員が緊急停止の操作不可、加圧設備がしきり装置によって駆動可。																																																																												
シリンダ分電盤B2	○	○	×	電気室																																																																													
シリンダ分電盤B3	○	○	×	電気室																																																																													
シリンダ分電盤B4	○	○	×	電気室																																																																													
重大事故対応設備用電源B2	○	○	○																																																																														
重大事故対応設備用電源B3	○	○	○																																																																														
内線電気設備受電盤	-	-	-		適用が無く、女川が特電源Bに設置することを示している。																																																																												

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">(参考) 伊方3号炉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <math display="block">C = \frac{1}{L} [K_1 J_1 + K_2 (J_2 - I_1)]</math> <math display="block">= \frac{1}{0.9} [1.96 \times 504 + 1.94 \times (301 - 504)]</math> <math display="block">= 660 \text{ Ah}</math> <p>C : 30分間給電での必要容量(Ah)                      L : 保守率 = 0.9                      K<sub>1</sub> : 容量換算時間(時) = 1.96                      K<sub>2</sub> : 容量換算時間(時) = 1.94                      J<sub>1</sub> : 負荷電流(A) = 504                      J<sub>2</sub> : 負荷電流(A) = 301</p> <math display="block">C = \frac{1}{L} [K_1 J_1 + K_2 (J_2 - I_1) + K_3 (I_3 - I_2)]</math> <math display="block">= \frac{1}{0.9} [3.65 \times 504 + 3.63 \times (301 - 504) + 3.11 \times (256 - 301)]</math> <math display="block">= 1069 \text{ Ah}</math> <p>C : 120分間給電での必要容量(Ah)                      L : 保守率 = 0.9                      K<sub>1</sub> : 容量換算時間(時) = 3.65                      K<sub>2</sub> : 容量換算時間(時) = 3.63                      K<sub>3</sub> : 容量換算時間(時) = 3.11                      J<sub>1</sub> : 負荷電流(A) = 504                      J<sub>2</sub> : 負荷電流(A) = 301                      J<sub>3</sub> : 負荷電流(A) = 256</p> </div>			<p><b>【大飯, 女川】</b>                      設備・運用の相違 (蓄電池の構成)                      設備の相違                      ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p><b>【女川】</b>                      記載方針の相違                      ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

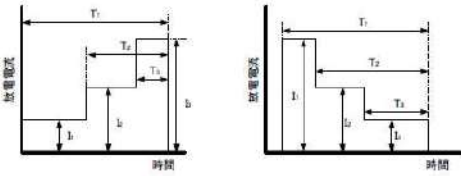
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">(参考) 伊方3号炉</p> $C = \frac{1}{L} [K_1 \cdot I_1 + K_2 (I_2 - I_1) + K_3 (I_3 - I_2) + K_4 (I_4 - I_3)]$ $= \frac{1}{0.9} [8.80 \times 504 + 8.78 \times (301 - 504) + 8.45 \times (256 - 301) + 7.30 \times (131 - 256)]$ $= 1,511 \text{Ah}$ <p>C : 480分間給電での必要容量(Ah)                  L : 保守率 = 0.9                  K<sub>1</sub> : 容量換算時間(時) = 8.80                  K<sub>2</sub> : 容量換算時間(時) = 8.78                  K<sub>3</sub> : 容量換算時間(時) = 8.45                  K<sub>4</sub> : 容量換算時間(時) = 7.30                  I<sub>1</sub> : 負荷電流(A) = 504                  I<sub>2</sub> : 負荷電流(A) = 301                  I<sub>3</sub> : 負荷電流(A) = 256                  I<sub>4</sub> : 負荷電流(A) = 131</p>			<p><b>【大飯, 女川】</b>                  設備・運用の相違（蓄電池の構成）                  設備の相違                  ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p><b>【女川】</b>                  記載方針の相違                  ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">(参考) 伊方3号炉</p> <p>○容量計算方法について</p> <p>蓄電池容量の計算にあたっては、「据置蓄電池の容量算出法」(SBA S 0691-2601)を参考文献とし、以下の一般式を用いている。</p> $C = \frac{1}{I} [K_1 \cdot I_1 + K_2 (U_2 - I_2) + K_3 (U_3 - I_3) + \dots + K_n (U_n - I_n)]$ <p>ここでK<sub>i</sub>は時間T<sub>i</sub>における容量換算時間である。</p> <p>時間経過とともに放電電流が増減するような負荷特性では、電流が減少する直前までの負荷特性に区切って必要な蓄電池容量を求める。求めた容量のうち最大の値が必要容量である。</p> 			<p><b>【大飯, 女川】</b>                  設備・運用の相違 (蓄電池の構成)                  設備の相違                  ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p><b>【女川】</b>                  記載方針の相違                  ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
<p style="text-align: center;">(参考) 伊方3号炉</p> <table border="1" data-bbox="91 220 640 284"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>蓄電池（重大事故等対処用）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個数</td> <td>組</td> <td>2（1組あたり60個）</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>Ah/組</td> <td>2,400（10時間率）</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】                  蓄電池（重大事故等対処用）は、全交流動力電源喪失時に蓄電池（非常用）によって8時間の電気の供給を行った後、さらに必要な負荷以外を切り離して残り16時間、電気の供給を行うために設置する。                  蓄電池（重大事故等対処用）は、十分な容量を有する蓄電池を1組に、予備として1組を加えて2組設置し、直流コントロールセンタAに接続するものを蓄電池C1、直流コントロールセンタBに接続するものを蓄電池C2とする。</p> <p>I. 容量</p> <p>(1) 蓄電池C1                  表1に示した全交流動力電源喪失時の蓄電池C1の負荷電流から、必要な容量は以下のとおり1,413Ahであり、2,400Ah以下に収まっている。</p> $C = \frac{1}{Z} (K_1 \cdot I_1)$ $= \frac{1}{0.9} (16.1 \times 79)$ $= 1413 \text{ Ah}$ <p>C : 960分間給電での必要容量(Ah)                  Z : 保守率 = 0.9                  K<sub>1</sub> : 容量換算時間(時) = 16.1                  I<sub>1</sub> : 負荷電流(A) = 79</p>	名称		蓄電池（重大事故等対処用）	個数	組	2（1組あたり60個）	容量	Ah/組	2,400（10時間率）			<p>【大飯、女川】                  設備・運用の相違（蓄電池の構成）                  設備の相違                  ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>【女川】                  記載方針の相違                  ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>
名称		蓄電池（重大事故等対処用）										
個数	組	2（1組あたり60個）										
容量	Ah/組	2,400（10時間率）										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">(参考) 伊方3号炉</p> <p>(2) 蓄電池C2                      表4に示した全交流動力電源喪失時の蓄電池C2の負荷電流から、必要な容量は以下のとおり1,610Ahであり、2,400Ah以下に収まっている。</p> $C = \frac{1}{L} (K_1 \cdot I_1)$ $= \frac{1}{0.9} (16.1 \times 93)$ $= 1,663 \text{ Ah}$ <p>C : 960分間給電での必要容量(Ah)                      L : 保守率 = 0.9                      K<sub>1</sub> : 容量換算時間(時) = 16.1                      I<sub>1</sub> : 負荷電流(A) = 93</p> <p>○容量計算方法について                      蓄電池容量の計算にあたっては、蓄電池(非常用)と同様に「蓄電池の容量算出法」(SBA S 0601-2001)を参考文献としている。</p>			<p><b>【大飯, 女川】</b>                      設備・運用の相違 (蓄電池の構成)                      設備の相違                      ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な負荷に電力を供給できる容量を確保している点において同等である。</p> <p><b>【女川】</b>                      記載方針の相違                      ・女川は所内常設蓄電池式直流電源設備について設備毎に記載しているが、泊は島根と同様に所内常設蓄電池式直流電源設備としてまとめて記載している。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																								
	<p>名称 125V充電器2A</p> <p>出力 A 700</p> <p>【設定根拠】                      125V充電器2Aは、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合、ガスタービン発電機や電源車を非常用所内電気設備へ接続することにより、125V充電器2Aを経由し、125V蓄電池2Aによる24時間給電以降において、原子炉隔離時冷却系、原子炉格納容器フィルタベント系等の必要な負荷へ直流電源を供給可能な設計とする。</p> <p>1. 容量                      全交流動力電源喪失から24時間後の125V充電器2Aの負荷は以下のとおりとなる。</p> <p>125V充電器2A負荷一覧表</p> <table border="1" data-bbox="761 383 1142 574"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷電流</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>原子炉隔離時冷却系真空ポンプ</td><td>45.0 A</td></tr> <tr><td>原子炉隔離時冷却系復水ポンプ</td><td>57.0 A</td></tr> <tr><td>原子炉隔離時冷却系制御</td><td>3.0 A</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器フィルタベント系制御</td><td>7.0 A</td></tr> <tr><td>中央制御室直流照明</td><td>2.0 A</td></tr> <tr><td>主蒸気逃がし安全弁制御</td><td>1.0 A</td></tr> <tr><td>直流駆動低圧注水系制御</td><td>8.0 A</td></tr> <tr><td>その他負荷</td><td>93.5 A</td></tr> <tr><td>合計</td><td>216.5 A</td></tr> </tbody> </table> <p>容量計算条件                      (1)充電器容量計算は、負荷電流と、125V蓄電池2Aへの充電電流を加えたものとする。                      (2)充電器容量計算は、125V蓄電池2Aが放電している状態から20時間で充電できるものとする。</p> $I = I_L + \frac{C}{20}$ <p>I : 125V充電器2A電流容量(A) I<sub>L</sub> : 負荷電流(A) (216.5A)                      C : 125V蓄電池2A容量(8,000Ah) 20 : 充電時間(20時間)</p> <p>125V充電器2Aの容量計算結果</p> $I = 216.5 + \frac{8,000}{20} = 616.5$ <p>したがって、125V充電器2Aの出力は所要負荷である、616.5Aに対し、余裕を有する700Aとする。</p>	負荷名称	負荷電流	原子炉隔離時冷却系真空ポンプ	45.0 A	原子炉隔離時冷却系復水ポンプ	57.0 A	原子炉隔離時冷却系制御	3.0 A	原子炉格納容器フィルタベント系制御	7.0 A	中央制御室直流照明	2.0 A	主蒸気逃がし安全弁制御	1.0 A	直流駆動低圧注水系制御	8.0 A	その他負荷	93.5 A	合計	216.5 A	<p>名称 所内常設蓄電池式直流電源設備</p> <p>出力 A A充電器 700</p> <p>【設定根拠】                      A充電器は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合、代替非常用発電機や可換型代替電源車を非常用所内電気設備へ接続することにより、A充電器を経由し、蓄電池(非常用)および従属蓄電池による24時間給電以降において必要な負荷へ直流電源を供給可能な設計とする。</p> <p>1. 容量                      全交流電源喪失から24時間後のA充電器の負荷は以下の通りとなる。</p> <p>A充電器 負荷一覧表</p> <table border="1" data-bbox="1388 446 1680 686"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷電流</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>直流分電盤</td><td>20.4</td></tr> <tr><td>遮断器操作回路</td><td>2.0</td></tr> <tr><td>タービン動補助給水ポンプ起動盤</td><td>2.4</td></tr> <tr><td>A計装用インバータ</td><td>62.9</td></tr> <tr><td>C計装用インバータ</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>ディーゼル発電機制御盤</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>補助給水ポンプ出口流量調節弁盤</td><td>38.9</td></tr> <tr><td>地下排水設備</td><td>4.5</td></tr> <tr><td>合計電流 (A)</td><td>131.1</td></tr> </tbody> </table> <p>容量計算条件                      (1)充電器容量計算は、負荷電流とA蓄電池への充電電流を加えたものとする。                      (2)充電器容量計算は、A蓄電池が放電している状態から10時間で充電できるものとする。</p> $I = I_L + \frac{C}{10}$ <p>ここに、                      I : 充電器電流容量 (A)                      I<sub>L</sub> : 負荷電流 (A)                      C : 蓄電池容量 (2,400Ah)</p> <p>10 : 充電時間 (10時間)</p> <p>A充電器の容量計算結果</p> $I = 131.1 + \frac{2,400}{10} = 371.1(A)$ <p>上記計算より、A充電器の出力は所要の負荷である、371.1Aを上回る700Aを備える。</p>	負荷名称	負荷電流	直流分電盤	20.4	遮断器操作回路	2.0	タービン動補助給水ポンプ起動盤	2.4	A計装用インバータ	62.9	C計装用インバータ	0.0	ディーゼル発電機制御盤	0.0	補助給水ポンプ出口流量調節弁盤	38.9	地下排水設備	4.5	合計電流 (A)	131.1	<p>【大飯】                      記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      設備名称の相違 (充電器)</p> <p>【女川】                      設備の相違</p> <p>・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
負荷名称	負荷電流																																										
原子炉隔離時冷却系真空ポンプ	45.0 A																																										
原子炉隔離時冷却系復水ポンプ	57.0 A																																										
原子炉隔離時冷却系制御	3.0 A																																										
原子炉格納容器フィルタベント系制御	7.0 A																																										
中央制御室直流照明	2.0 A																																										
主蒸気逃がし安全弁制御	1.0 A																																										
直流駆動低圧注水系制御	8.0 A																																										
その他負荷	93.5 A																																										
合計	216.5 A																																										
負荷名称	負荷電流																																										
直流分電盤	20.4																																										
遮断器操作回路	2.0																																										
タービン動補助給水ポンプ起動盤	2.4																																										
A計装用インバータ	62.9																																										
C計装用インバータ	0.0																																										
ディーゼル発電機制御盤	0.0																																										
補助給水ポンプ出口流量調節弁盤	38.9																																										
地下排水設備	4.5																																										
合計電流 (A)	131.1																																										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																														
	<table border="1" data-bbox="672 167 1232 215"> <tr> <td>名称</td> <td colspan="2">125V 充電器 2B</td> </tr> <tr> <td>出力</td> <td>A</td> <td>700</td> </tr> </table> <p data-bbox="672 215 1232 311">【設定根拠】 125V 充電器 2B は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合、ガスタービン発電機や電源車を非常用所内電気設備へ接続することにより、125V 充電器 2B を経由し、125V 蓄電池 2B による 24 時間給電以降において、高圧代替注水系等の必要な負荷へ直流電源を供給可能な設計とする。</p> <p data-bbox="672 319 1232 359">1. 容量 全交流動力電源喪失から 24 時間後の 125V 充電器 2B の負荷は以下のとおりとなる。</p> <table border="1" data-bbox="761 375 1142 534"> <caption>125V 充電器 2B 負荷一覧表</caption> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷電流</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧代替注水系制御</td> <td>7.0 A</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器フィルタベント系制御</td> <td>5.0 A</td> </tr> <tr> <td>中央制御室直流照明</td> <td>22.0 A</td> </tr> <tr> <td>主蒸気逃がし安全弁制御</td> <td>0.4 A</td> </tr> <tr> <td>その他負荷</td> <td>98.9 A</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>133.3 A</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="672 542 1232 566">容量計算条件 (1) 充電器容量計算は、負荷電流と、125V 蓄電池 2B への充電電流を加えたものとする。 (2) 充電器容量計算は、125V 蓄電池 2B が放電している状態から 20 時間で充電できるものとする。</p> $I = I_L + \frac{C}{20}$ <p data-bbox="672 686 1232 726">I : 125V 充電器 2B 電流容量 (A)    I<sub>L</sub> : 負荷電流 (A) (133.3A) C : 125V 蓄電池 2B 容量 (6,000Ah)    20 : 充電時間 (20時間)</p> <p data-bbox="672 742 1232 766">125V 充電器 2B の容量計算結果</p> $I = 133.3 + \frac{6,000}{20}$ $= 433.3$ <p data-bbox="672 829 1232 869">したがって、125V 充電器 2B の出力は所要負荷である、433.3A に対し、余裕を有する 700A とする。</p>	名称	125V 充電器 2B		出力	A	700	負荷名称	負荷電流	高圧代替注水系制御	7.0 A	原子炉格納容器フィルタベント系制御	5.0 A	中央制御室直流照明	22.0 A	主蒸気逃がし安全弁制御	0.4 A	その他負荷	98.9 A	合計	133.3 A	<table border="1" data-bbox="1254 167 1814 215"> <tr> <td>名称</td> <td colspan="2">所内常設蓄電池式直流電源設備</td> </tr> <tr> <td>出力</td> <td>A</td> <td>700</td> </tr> </table> <p data-bbox="1254 215 1814 335">【設定根拠】 B 充電器は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失 (全交流動力電源喪失) した場合、代替非常用系発電機や可搬型代替電源車を非常用所内電気設備へ接続することにより、B 充電器を經由し、蓄電池 (非常用) および後備蓄電池による 24 時間給電以降において必要な負荷へ直流電源を供給可能な設計とする。</p> <p data-bbox="1254 359 1814 399">1. 容量 全交流電源喪失から 24 時間後の B 充電器の負荷は以下の通りとなる。</p> <table border="1" data-bbox="1388 430 1680 702"> <caption>D 充電器 負荷一覧表</caption> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷電流</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直流分電盤</td> <td>13.2</td> </tr> <tr> <td>遮断器操作回路</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>タービン動補給給水ポンプ起動盤</td> <td>2.4</td> </tr> <tr> <td>D 計装用インバータ</td> <td>46.8</td> </tr> <tr> <td>D 計装用インバータ</td> <td>51.7</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機制御盤</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>補助給水ポンプ出口流量調節弁盤</td> <td>38.0</td> </tr> <tr> <td>地下水排水設備</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>合計電流 (A)</td> <td>158.5</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1254 726 1814 750">容量計算条件 (1) 充電器容量計算は、負荷電流と B 蓄電池への充電電流を加えたものとする。 (2) 充電器容量計算は、B 蓄電池が放電している状態から 10 時間で充電できるものとする。</p> $I = I_L + \frac{C}{10}$ <p data-bbox="1254 861 1814 885">ここに、 I : 充電器電流容量 (A) I<sub>L</sub> : 負荷電流 (A) C : 蓄電池容量 (2,400Ah)</p> <p data-bbox="1254 973 1814 997">10 : 充電時間 (10時間)</p> <p data-bbox="1254 1029 1814 1053">B 充電器の容量計算結果</p> $I = 158.5 + \frac{2,400}{10}$ $= 398.5(A)$ <p data-bbox="1254 1117 1814 1141">上記計算より、B 充電器の出力は所要の負荷である、398.5A を上回る 700A を選定する。</p>	名称	所内常設蓄電池式直流電源設備		出力	A	700	負荷名称	負荷電流	直流分電盤	13.2	遮断器操作回路	1.9	タービン動補給給水ポンプ起動盤	2.4	D 計装用インバータ	46.8	D 計装用インバータ	51.7	ディーゼル発電機制御盤	0.0	補助給水ポンプ出口流量調節弁盤	38.0	地下水排水設備	4.5	合計電流 (A)	158.5	<p data-bbox="1836 135 2150 159">【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p data-bbox="1836 191 2150 215">【女川】 設備名称の相違 (充電器)</p> <p data-bbox="1836 247 2150 271">【女川】 設備の相違</p> <p data-bbox="1836 303 2150 399">・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
名称	125V 充電器 2B																																																
出力	A	700																																															
負荷名称	負荷電流																																																
高圧代替注水系制御	7.0 A																																																
原子炉格納容器フィルタベント系制御	5.0 A																																																
中央制御室直流照明	22.0 A																																																
主蒸気逃がし安全弁制御	0.4 A																																																
その他負荷	98.9 A																																																
合計	133.3 A																																																
名称	所内常設蓄電池式直流電源設備																																																
出力	A	700																																															
負荷名称	負荷電流																																																
直流分電盤	13.2																																																
遮断器操作回路	1.9																																																
タービン動補給給水ポンプ起動盤	2.4																																																
D 計装用インバータ	46.8																																																
D 計装用インバータ	51.7																																																
ディーゼル発電機制御盤	0.0																																																
補助給水ポンプ出口流量調節弁盤	38.0																																																
地下水排水設備	4.5																																																
合計電流 (A)	158.5																																																

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																			
	<table border="1" data-bbox="672 175 1232 223"> <tr> <td colspan="2">名称</td> <td colspan="2">125V 代替蓄電池</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>Ah</td> <td colspan="2">2,000</td> </tr> </table> <p data-bbox="672 223 1232 239">【設定根拠】</p> <p data-bbox="672 239 1232 319">125V 代替蓄電池は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合、電力の供給開始から8時間後に、現場において不要な負荷の切離しを行い、電力の供給開始から24時間におたり、125V 代替蓄電池から高圧代替注水系等の必要な負荷へ電力を供給できる設計とする。</p> <p data-bbox="672 319 1232 351">なお、可搬型代替直流電源設備として使用する場合、24時間以降は電源車より必要な電力を供給可能な設計とする。</p> <p data-bbox="672 367 1232 399">1. 容量 125V 代替蓄電池の負荷は、以下のとおりとなる。</p> <table border="1" data-bbox="739 414 1187 582"> <caption>125V 代替蓄電池負荷一覧表</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">負荷名称</th> <th>0～1分</th> <th>1～510分<sup>*1</sup></th> <th>510～1440分<sup>*1</sup></th> </tr> <tr> <th>I<sub>10</sub></th> <th>I<sub>510</sub></th> <th>I<sub>1440</sub></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧代替注水系制御</td> <td>18.5</td> <td>7.0</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>中央制御室直流照明</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>主蒸気速がし安全弁制御</td> <td>0.4</td> <td>0.4</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>その他負荷</td> <td>981.8</td> <td>67.9</td> <td>45.9</td> </tr> <tr> <td>合計(A)</td> <td>1002.7</td> <td>77.3</td> <td>55.3</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="672 590 1232 622">*1：事象発生後480分から負荷切離し作業を実施するが、作業時間を考慮し、容量計算では510分まで給電を継続するものとしている。</p> <p data-bbox="672 638 1232 654">容量計算条件</p> <p data-bbox="672 654 1232 670">(1) 蓄電池容量算定法は下記規格による。</p> <p data-bbox="672 670 1232 686">電池工業会規格「掘置蓄電池の容量算出法」(SBA S 0601-2014)</p> <p data-bbox="672 686 1232 702">(2) 蓄電池温度は+10℃とする。</p> <p data-bbox="672 702 1232 718">(3) 放電終止電圧は1.75V/セルとする。</p> <p data-bbox="672 718 1232 734">(4) 保守率は0.8とする。</p> <p data-bbox="672 734 1232 750">(5) 容量算出の一般式</p> $C = \frac{1}{L} [ K_1 I_1 + K_2 (I_2 - I_1) + K_3 (I_3 - I_2) + \dots + K_n (I_n - I_{n-1}) ]$ <p data-bbox="672 766 1232 782">ここに、</p> <p data-bbox="672 782 1232 798">C：+10℃における定格放電率換算容量(Ah)</p> <p data-bbox="672 798 1232 813">L：保守率</p> <p data-bbox="672 813 1232 829">K：放電時間 T、蓄電池の最低温度及び許容できる最低電圧によって決められる容量換算時間(時)</p> <p data-bbox="672 829 1232 845">I：放電電流(A)</p> <p data-bbox="672 845 1232 861">サフィックス1, 2, 3, ……n: 放電電流の変化の順に付番</p>	名称		125V 代替蓄電池		容量	Ah	2,000		負荷名称	0～1分	1～510分 <sup>*1</sup>	510～1440分 <sup>*1</sup>	I <sub>10</sub>	I <sub>510</sub>	I <sub>1440</sub>	高圧代替注水系制御	18.5	7.0	7.0	中央制御室直流照明	2.0	2.0	2.0	主蒸気速がし安全弁制御	0.4	0.4	0.4	その他負荷	981.8	67.9	45.9	合計(A)	1002.7	77.3	55.3		<p data-bbox="1836 143 2150 159">【女川】</p> <p data-bbox="1836 167 2150 183">設備・運用の相違 (蓄電池の構成)</p>
名称		125V 代替蓄電池																																				
容量	Ah	2,000																																				
負荷名称	0～1分	1～510分 <sup>*1</sup>	510～1440分 <sup>*1</sup>																																			
	I <sub>10</sub>	I <sub>510</sub>	I <sub>1440</sub>																																			
高圧代替注水系制御	18.5	7.0	7.0																																			
中央制御室直流照明	2.0	2.0	2.0																																			
主蒸気速がし安全弁制御	0.4	0.4	0.4																																			
その他負荷	981.8	67.9	45.9																																			
合計(A)	1002.7	77.3	55.3																																			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
	<p>なお、各容量換算時間Kは下表の値を用いた。                  制御弁式蓄電池の容量換算時間は下表の通りであり、10時間以降は以下の式にて計算した値を用いる。  <math>K = K_m - T_m + T</math>                  Km：放電時間 Tm (時) に対応する容量換算時間 (時)</p> <table border="1" data-bbox="806 263 1075 375"> <caption>制御弁式蓄電池容量換算時間一覧表</caption> <thead> <tr> <th>放電時間 (分)</th> <th>Km</th> <th>容量換算時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>K1m</td> <td>0.58</td> </tr> <tr> <td>509 (8h29m)</td> <td>K509m</td> <td>8.80</td> </tr> <tr> <td>510 (8h30m)</td> <td>K510m</td> <td>8.81</td> </tr> <tr> <td>600 (10h)</td> <td>K600m</td> <td>9.89</td> </tr> </tbody> </table> <p>15時間30分 <math>K_{15h30m} = 9.89 - 10 + 15.5 = 15.39</math>                  23時間59分 <math>K_{23h59m} = 9.89 - 10 + 23.983 = 23.87</math>                  24時間 <math>K_{24h} = 9.89 - 10 + 24 = 23.89</math></p> <p>125V 代替蓄電池の容量計算結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1分時の定格放電率換算容量 <math>C_1</math> <math display="block">C_1 = \frac{1}{L} [K_{1m} I_{1m}]</math> <math display="block">C_1 = \frac{1}{0.8} [0.58 \times 1002.7]</math> <math display="block">= 727.0</math> </li> <li>・8時間30分時の定格放電率換算容量 <math>C_8</math> <math display="block">C_8 = \frac{1}{L} [K_{8h30m} I_{1m} + K_{8h30m} (I_{8h30m} - I_{1m})]</math> <math display="block">C_8 = \frac{1}{0.8} [8.81 \times 1002.7 + 8.80 \times (77.3 - 1002.7)]</math> <math display="block">= 862.9</math> </li> <li>・24時間時の定格放電率換算容量 <math>C_{24}</math> <math display="block">C_{24} = \frac{1}{L} [K_{24h} I_{1m} + K_{24h} (I_{24h} - I_{1m}) + K_{15h30m} (I_{15h30m} - I_{24h})]</math> <math display="block">C_{24} = \frac{1}{0.8} [23.89 \times 1002.7 + 23.87 \times (77.3 - 1002.7) + 15.39 \times (55.3 - 77.3)]</math> <math display="block">= 1,908.3</math> </li> </ul> <p>上記計算より、125V 代替蓄電池容量は、1,908.3Ahを上回る2,000Ahを選定する。</p>	放電時間 (分)	Km	容量換算時間	1	K1m	0.58	509 (8h29m)	K509m	8.80	510 (8h30m)	K510m	8.81	600 (10h)	K600m	9.89		<p>【女川】                  設備・運用の相違 (蓄電池の構成)</p>
放電時間 (分)	Km	容量換算時間																
1	K1m	0.58																
509 (8h29m)	K509m	8.80																
510 (8h30m)	K510m	8.81																
600 (10h)	K600m	9.89																



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																
	<table border="1" data-bbox="674 177 1229 943"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th colspan="6">250V 蓄電池</th> </tr> <tr> <th>容量</th> <th>Ah</th> <th colspan="6">6,000</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="8">【設定根拠】</td> </tr> <tr> <td colspan="8">250V 蓄電池は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合又は交流電源及び直流電源が喪失した場合、電力の供給開始から1時間後に、中央制御室において不要な負荷の切離しを行い、電力の供給開始から24時間におたり、250V 蓄電池から直流駆動低圧注水系等の必要な負荷へ電力を供給できる設計とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="8">なお、可搬型代替直流電源設備として使用する場合、24時間以降は電源車より必要な電力を供給可能な設計とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="8">1. 容量</td> </tr> <tr> <td colspan="8">250V 蓄電池の負荷は、以下のとおりとなる。</td> </tr> <tr> <td colspan="8">250V 蓄電池負荷一覧表</td> </tr> <tr> <th>負荷名称</th> <th>0～1分</th> <th>1～30分</th> <th>30～31分</th> <th>31～70分<sup>1)</sup></th> <th>70～270分</th> <th>270～340分</th> <th></th> </tr> <tr> <td>直流駆動低圧注水系ポンプ</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>412</td> <td>206</td> <td>206</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他負荷<sup>2)</sup></td> <td>1,641</td> <td>771</td> <td>771</td> <td>771</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(A)</td> <td>1,641</td> <td>771</td> <td>1,183</td> <td>977</td> <td>206</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <th>負荷名称</th> <th>340～341分</th> <th>341～400分</th> <th>400～470分</th> <th>470～471分</th> <th>471～530分</th> <th>530～600分</th> <th></th> </tr> <tr> <td>直流駆動低圧注水系ポンプ</td> <td>412</td> <td>206</td> <td>0</td> <td>412</td> <td>206</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他負荷<sup>2)</sup></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(A)</td> <td>412</td> <td>206</td> <td>0</td> <td>412</td> <td>206</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <th>負荷名称</th> <th>600～601分</th> <th>601～660分</th> <th>660～730分</th> <th>730～731分</th> <th>731～790分</th> <th>790～860分</th> <th></th> </tr> <tr> <td>直流駆動低圧注水系ポンプ</td> <td>412</td> <td>206</td> <td>0</td> <td>412</td> <td>206</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他負荷<sup>2)</sup></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(A)</td> <td>412</td> <td>206</td> <td>0</td> <td>412</td> <td>206</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <th>負荷名称</th> <th>860～861分</th> <th>861～920分</th> <th>920～990分</th> <th>990～991分</th> <th>991～1,050分</th> <th>1,050～1,120分</th> <th></th> </tr> <tr> <td>直流駆動低圧注水系ポンプ</td> <td>412</td> <td>206</td> <td>0</td> <td>412</td> <td>206</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他負荷<sup>2)</sup></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(A)</td> <td>412</td> <td>206</td> <td>0</td> <td>412</td> <td>206</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <th>負荷名称</th> <th>1,120～1,121分</th> <th>1,121～1,180分</th> <th>1,180～1,250分</th> <th>1,250～1,251分</th> <th>1,251～1,310分</th> <th>1,310～1,380分</th> <th></th> </tr> <tr> <td>直流駆動低圧注水系ポンプ</td> <td>412</td> <td>206</td> <td>0</td> <td>412</td> <td>206</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他負荷<sup>2)</sup></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(A)</td> <td>412</td> <td>206</td> <td>0</td> <td>412</td> <td>206</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <th>負荷名称</th> <th>1,380～1,381分</th> <th>1,381～1,440分</th> <th colspan="4"></th> <th></th> </tr> <tr> <td>直流駆動低圧注水系ポンプ</td> <td>412</td> <td>206</td> <td colspan="4"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他負荷<sup>2)</sup></td> <td>0</td> <td>0</td> <td colspan="4"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(A)</td> <td>412</td> <td>206</td> <td colspan="4"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称		250V 蓄電池						容量	Ah	6,000						【設定根拠】								250V 蓄電池は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合又は交流電源及び直流電源が喪失した場合、電力の供給開始から1時間後に、中央制御室において不要な負荷の切離しを行い、電力の供給開始から24時間におたり、250V 蓄電池から直流駆動低圧注水系等の必要な負荷へ電力を供給できる設計とする。								なお、可搬型代替直流電源設備として使用する場合、24時間以降は電源車より必要な電力を供給可能な設計とする。								1. 容量								250V 蓄電池の負荷は、以下のとおりとなる。								250V 蓄電池負荷一覧表								負荷名称	0～1分	1～30分	30～31分	31～70分 <sup>1)</sup>	70～270分	270～340分		直流駆動低圧注水系ポンプ	—	—	412	206	206	0		その他負荷 <sup>2)</sup>	1,641	771	771	771	0	0		合計(A)	1,641	771	1,183	977	206	0		負荷名称	340～341分	341～400分	400～470分	470～471分	471～530分	530～600分		直流駆動低圧注水系ポンプ	412	206	0	412	206	0		その他負荷 <sup>2)</sup>	0	0	0	0	0	0		合計(A)	412	206	0	412	206	0		負荷名称	600～601分	601～660分	660～730分	730～731分	731～790分	790～860分		直流駆動低圧注水系ポンプ	412	206	0	412	206	0		その他負荷 <sup>2)</sup>	0	0	0	0	0	0		合計(A)	412	206	0	412	206	0		負荷名称	860～861分	861～920分	920～990分	990～991分	991～1,050分	1,050～1,120分		直流駆動低圧注水系ポンプ	412	206	0	412	206	0		その他負荷 <sup>2)</sup>	0	0	0	0	0	0		合計(A)	412	206	0	412	206	0		負荷名称	1,120～1,121分	1,121～1,180分	1,180～1,250分	1,250～1,251分	1,251～1,310分	1,310～1,380分		直流駆動低圧注水系ポンプ	412	206	0	412	206	0		その他負荷 <sup>2)</sup>	0	0	0	0	0	0		合計(A)	412	206	0	412	206	0		負荷名称	1,380～1,381分	1,381～1,440分						直流駆動低圧注水系ポンプ	412	206						その他負荷 <sup>2)</sup>	0	0						合計(A)	412	206							<p>【女川】                  設備・運用の相違 (蓄電池の構成)</p>
名称		250V 蓄電池																																																																																																																																																																																																																																																																	
容量	Ah	6,000																																																																																																																																																																																																																																																																	
【設定根拠】																																																																																																																																																																																																																																																																			
250V 蓄電池は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合又は交流電源及び直流電源が喪失した場合、電力の供給開始から1時間後に、中央制御室において不要な負荷の切離しを行い、電力の供給開始から24時間におたり、250V 蓄電池から直流駆動低圧注水系等の必要な負荷へ電力を供給できる設計とする。																																																																																																																																																																																																																																																																			
なお、可搬型代替直流電源設備として使用する場合、24時間以降は電源車より必要な電力を供給可能な設計とする。																																																																																																																																																																																																																																																																			
1. 容量																																																																																																																																																																																																																																																																			
250V 蓄電池の負荷は、以下のとおりとなる。																																																																																																																																																																																																																																																																			
250V 蓄電池負荷一覧表																																																																																																																																																																																																																																																																			
負荷名称	0～1分	1～30分	30～31分	31～70分 <sup>1)</sup>	70～270分	270～340分																																																																																																																																																																																																																																																													
直流駆動低圧注水系ポンプ	—	—	412	206	206	0																																																																																																																																																																																																																																																													
その他負荷 <sup>2)</sup>	1,641	771	771	771	0	0																																																																																																																																																																																																																																																													
合計(A)	1,641	771	1,183	977	206	0																																																																																																																																																																																																																																																													
負荷名称	340～341分	341～400分	400～470分	470～471分	471～530分	530～600分																																																																																																																																																																																																																																																													
直流駆動低圧注水系ポンプ	412	206	0	412	206	0																																																																																																																																																																																																																																																													
その他負荷 <sup>2)</sup>	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																													
合計(A)	412	206	0	412	206	0																																																																																																																																																																																																																																																													
負荷名称	600～601分	601～660分	660～730分	730～731分	731～790分	790～860分																																																																																																																																																																																																																																																													
直流駆動低圧注水系ポンプ	412	206	0	412	206	0																																																																																																																																																																																																																																																													
その他負荷 <sup>2)</sup>	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																													
合計(A)	412	206	0	412	206	0																																																																																																																																																																																																																																																													
負荷名称	860～861分	861～920分	920～990分	990～991分	991～1,050分	1,050～1,120分																																																																																																																																																																																																																																																													
直流駆動低圧注水系ポンプ	412	206	0	412	206	0																																																																																																																																																																																																																																																													
その他負荷 <sup>2)</sup>	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																													
合計(A)	412	206	0	412	206	0																																																																																																																																																																																																																																																													
負荷名称	1,120～1,121分	1,121～1,180分	1,180～1,250分	1,250～1,251分	1,251～1,310分	1,310～1,380分																																																																																																																																																																																																																																																													
直流駆動低圧注水系ポンプ	412	206	0	412	206	0																																																																																																																																																																																																																																																													
その他負荷 <sup>2)</sup>	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																													
合計(A)	412	206	0	412	206	0																																																																																																																																																																																																																																																													
負荷名称	1,380～1,381分	1,381～1,440分																																																																																																																																																																																																																																																																	
直流駆動低圧注水系ポンプ	412	206																																																																																																																																																																																																																																																																	
その他負荷 <sup>2)</sup>	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																	
合計(A)	412	206																																																																																																																																																																																																																																																																	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>*1：事象発生後 60 分から負荷切離し作業を実施するが、作業時間を考慮し、容量計算では 70 分まで給電を継続するものとしている。</p> <p>*2：重大事故等時に使用しない負荷 (タービン非常用油ポンプ、大型機器用非常用油ポンプ、タービン発電機初期励磁及び計算機用無停電電源装置等)</p> <p>容量計算条件                      (1)蓄電池容量算定法は下記規格による。                      電池工業会規格「据置蓄電池の容量算出法」(SBA S 0601-2014)                      (2)蓄電池温度は+10℃とする。                      (3)放電終止電圧は1.75V/セルとする。                      (4)保守率は0.8とする。                      (5)容量算出の一般式</p> $C = \frac{1}{L} [ K_1 I_1 + K_2 (I_2 - I_1) + K_3 (I_3 - I_2) + \dots + K_n (I_n - I_{n-1}) ]$ <p>ここに、                      C：+10℃における定格放電率換算容量(Ah)                      L：保守率                      K：放電時間T、蓄電池の最低温度及び許容できる最低電圧によって決められる容量換算時間(時)                      I：放電電流(A)                      サフィックス1, 2, 3, ……n: 放電電流の変化の順に付番</p> <p>なお、各容量換算時間Kは下表の値及び計算値を用いた。                      制御弁式蓄電池の容量換算時間は下表の通りであり、10 時間以降は以下の式にて計算した値を用いる。  <math display="block">K = K_m - T_m + T</math>                     Km：放電時間 Tm (時) に対応する容量換算時間 (時)</p>		<p>【女川】                      設備・運用の相違 (蓄電池の構成)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																									
	<p style="text-align: center;">制御弁式蓄電池容量換算時間一覧表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>放電時間 (分)</th> <th></th> <th>容量換算時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>K1s</td><td>0.58</td></tr> <tr><td>59</td><td>K59s</td><td>1.83</td></tr> <tr><td>60 (1h)</td><td>K1h</td><td>1.85</td></tr> <tr><td>130 (2h10m)</td><td>K2h10m</td><td>3.20</td></tr> <tr><td>189 (3h 9m)</td><td>K3h 9m</td><td>4.20</td></tr> <tr><td>190 (3h10m)</td><td>K3h10m</td><td>4.21</td></tr> <tr><td>260 (4h20m)</td><td>K4h20m</td><td>5.30</td></tr> <tr><td>319 (5h19m)</td><td>K5h19m</td><td>6.14</td></tr> <tr><td>320 (5h20m)</td><td>K5h20m</td><td>6.16</td></tr> <tr><td>390 (6h30m)</td><td>K6h30m</td><td>7.20</td></tr> <tr><td>449 (7h29m)</td><td>K7h29m</td><td>7.97</td></tr> <tr><td>450 (7h30m)</td><td>K7h30m</td><td>7.99</td></tr> <tr><td>520 (8h40m)</td><td>K8h40m</td><td>8.94</td></tr> <tr><td>579 (9h39m)</td><td>K9h39m</td><td>9.66</td></tr> <tr><td>580 (9h40m)</td><td>K9h40m</td><td>9.67</td></tr> <tr><td>600 (10h)</td><td>K10h</td><td>9.89</td></tr> <tr><td>660 (10h50m)</td><td>K10h50m</td><td>10.72</td></tr> <tr><td>709 (11h49m)</td><td>K11h49m</td><td>11.71</td></tr> <tr><td>710 (11h50m)</td><td>K11h50m</td><td>11.72</td></tr> <tr><td>780 (13h)</td><td>K13h</td><td>12.89</td></tr> <tr><td>839 (13h59m)</td><td>K13h59m</td><td>13.87</td></tr> <tr><td>840 (14h)</td><td>K14h</td><td>13.89</td></tr> <tr><td>910 (15h10m)</td><td>K15h10m</td><td>15.06</td></tr> <tr><td>969 (16h 9m)</td><td>K16h 9m</td><td>16.04</td></tr> <tr><td>970 (16h10m)</td><td>K16h10m</td><td>16.06</td></tr> <tr><td>1,040 (17h20m)</td><td>K17h20m</td><td>17.22</td></tr> <tr><td>1,099 (18h19m)</td><td>K18h19m</td><td>18.21</td></tr> <tr><td>1,100 (18h20m)</td><td>K18h20m</td><td>18.22</td></tr> <tr><td>1,170 (19h30m)</td><td>K19h30m</td><td>19.39</td></tr> <tr><td>1,380 (23h50m)</td><td>K23h50m</td><td>22.72</td></tr> <tr><td>1,400 (23h29m)</td><td>K23h29m</td><td>23.97</td></tr> <tr><td>1,410 (23h30m)</td><td>K23h30m</td><td>23.99</td></tr> <tr><td>1,439 (23h59m)</td><td>K23h59m</td><td>23.87</td></tr> <tr><td>1,440 (24h)</td><td>K24h</td><td>23.89</td></tr> </tbody> </table>	放電時間 (分)		容量換算時間	1	K1s	0.58	59	K59s	1.83	60 (1h)	K1h	1.85	130 (2h10m)	K2h10m	3.20	189 (3h 9m)	K3h 9m	4.20	190 (3h10m)	K3h10m	4.21	260 (4h20m)	K4h20m	5.30	319 (5h19m)	K5h19m	6.14	320 (5h20m)	K5h20m	6.16	390 (6h30m)	K6h30m	7.20	449 (7h29m)	K7h29m	7.97	450 (7h30m)	K7h30m	7.99	520 (8h40m)	K8h40m	8.94	579 (9h39m)	K9h39m	9.66	580 (9h40m)	K9h40m	9.67	600 (10h)	K10h	9.89	660 (10h50m)	K10h50m	10.72	709 (11h49m)	K11h49m	11.71	710 (11h50m)	K11h50m	11.72	780 (13h)	K13h	12.89	839 (13h59m)	K13h59m	13.87	840 (14h)	K14h	13.89	910 (15h10m)	K15h10m	15.06	969 (16h 9m)	K16h 9m	16.04	970 (16h10m)	K16h10m	16.06	1,040 (17h20m)	K17h20m	17.22	1,099 (18h19m)	K18h19m	18.21	1,100 (18h20m)	K18h20m	18.22	1,170 (19h30m)	K19h30m	19.39	1,380 (23h50m)	K23h50m	22.72	1,400 (23h29m)	K23h29m	23.97	1,410 (23h30m)	K23h30m	23.99	1,439 (23h59m)	K23h59m	23.87	1,440 (24h)	K24h	23.89		<p>【女川】                      設備・運用の相違 (蓄電池の構成)</p>
放電時間 (分)		容量換算時間																																																																																																										
1	K1s	0.58																																																																																																										
59	K59s	1.83																																																																																																										
60 (1h)	K1h	1.85																																																																																																										
130 (2h10m)	K2h10m	3.20																																																																																																										
189 (3h 9m)	K3h 9m	4.20																																																																																																										
190 (3h10m)	K3h10m	4.21																																																																																																										
260 (4h20m)	K4h20m	5.30																																																																																																										
319 (5h19m)	K5h19m	6.14																																																																																																										
320 (5h20m)	K5h20m	6.16																																																																																																										
390 (6h30m)	K6h30m	7.20																																																																																																										
449 (7h29m)	K7h29m	7.97																																																																																																										
450 (7h30m)	K7h30m	7.99																																																																																																										
520 (8h40m)	K8h40m	8.94																																																																																																										
579 (9h39m)	K9h39m	9.66																																																																																																										
580 (9h40m)	K9h40m	9.67																																																																																																										
600 (10h)	K10h	9.89																																																																																																										
660 (10h50m)	K10h50m	10.72																																																																																																										
709 (11h49m)	K11h49m	11.71																																																																																																										
710 (11h50m)	K11h50m	11.72																																																																																																										
780 (13h)	K13h	12.89																																																																																																										
839 (13h59m)	K13h59m	13.87																																																																																																										
840 (14h)	K14h	13.89																																																																																																										
910 (15h10m)	K15h10m	15.06																																																																																																										
969 (16h 9m)	K16h 9m	16.04																																																																																																										
970 (16h10m)	K16h10m	16.06																																																																																																										
1,040 (17h20m)	K17h20m	17.22																																																																																																										
1,099 (18h19m)	K18h19m	18.21																																																																																																										
1,100 (18h20m)	K18h20m	18.22																																																																																																										
1,170 (19h30m)	K19h30m	19.39																																																																																																										
1,380 (23h50m)	K23h50m	22.72																																																																																																										
1,400 (23h29m)	K23h29m	23.97																																																																																																										
1,410 (23h30m)	K23h30m	23.99																																																																																																										
1,439 (23h59m)	K23h59m	23.87																																																																																																										
1,440 (24h)	K24h	23.89																																																																																																										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>250V蓄電池の容量計算結果</p> <p>・24時間運転(閉欠運転)時の定格放電率換算容量<math>C_{24}</math></p> $C_{24} = \frac{1}{L} [K_{24}I_{24} + K_{23+24}(I_{23} - I_{24}) + K_{22+24}(I_{22} - I_{24}) \cdot \dots \cdot K_{21}(I_{21} - I_{24})]$ $C_{24} = \frac{1}{0.8} [1,641 \times 23.89 + (771 - 1,641) \times 23.87 + (1,183 - 771) \times 23.39 + (977 - 1,183) \times 23.37 + (206 - 977) \times 22.72 + (0 - 206) \times 19.39 + (412 - 0) \times 18.22 + (206 - 412) \times 18.21 + (0 - 206) \times 17.22 + (412 - 0) \times 16.06 + (206 - 412) \times 16.04 + (0 - 206) \times 15.06 + (412 - 0) \times 13.89 + (206 - 412) \times 13.87 + (0 - 206) \times 12.89 + (412 - 0) \times 11.72 + (206 - 412) \times 11.71 + (0 - 206) \times 10.72 + (412 - 0) \times 9.67 + (206 - 412) \times 9.66 + (0 - 206) \times 8.94 + (412 - 0) \times 7.99 + (206 - 412) \times 7.97 + (0 - 206) \times 7.20 + (412 - 0) \times 6.16 + (206 - 412) \times 6.14 + (0 - 206) \times 5.30 + (412 - 0) \times 4.21 + (206 - 412) \times 4.20 + (0 - 206) \times 3.20 + (412 - 0) \times 1.85 + (206 - 412) \times 1.83]$ <p>= 4,599.9</p> <p>上記計算より、250V蓄電池容量は、4,599.9Ahを上回る6,000Ahを決定する。</p>		<p>【女川】                  設備・運用の相違 (蓄電池の構成)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																					
<p style="text-align: center;">(参考) 伊方3号炉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">名称</td> <td style="text-align: center;">75kVA 電源車</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">個数</td> <td style="text-align: center;">個</td> <td style="text-align: center;">2 (予備1)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">容量</td> <td style="text-align: center;">kVA/個</td> <td style="text-align: center;">75 (注1)</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】                  75kVA 電源車は、所内常設蓄電式直流電源設備の機能が喪失した場合において、重大事故等の対応に必要な設備に電気（直流）を供給するために必要な電力を確保するため、可搬型整流器と組み合わせて使用する可搬型直流電源装置として配備する。                  75kVA 電源車は、設計基準事故対処設備の電源が喪失する重大事故等時に最低限必要な直流負荷へ電力を供給するために必要な容量を有するものを1セット1台使用する。保有数は、2セット2台に故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を加えた合計3台を分散して保管する設計とする。</p> <p>1. 容量                  75kVA 電源車の容量は、設計基準事故対処設備の電源が喪失後、必要な負荷以外を切り離れたうえで、必要とされる直流負荷に給電できるものとす。このとき必要な直流負荷へ供給するための可搬型整流器の出力は 92.2A である。(注2)                  したがって、最大所要負荷は以下のとおり 12.8kW となり、75kVA 電源車の出力は最大所要負荷である 12.8kW に対し十分な余裕を有する 60kW とする。</p> $P \geq \frac{I \times V}{\eta \times 1000} = \frac{92.2 \times 125}{0.9 \times 1000} = 12.8$ <p>P: 所要出力 (kW)                  I: 所要負荷 (A) = 92.2                  V: 整流器電圧 (V) = 125                  η: 整流器効率 = 0.9</p> <p>(注1) 公称値                  (注2) 最大所要負荷については、基本設計時点での値を示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                 発電機の容量は以下のとおり 75kVA となる。  <math display="block">Q \geq \frac{P}{pf} = \frac{12.8}{0.6} = 21.3</math> <p>Q: 発電機の必要容量 (kVA)                  P: 最大所要出力 (kW) = 12.8                  pf: 整流器力率 = 0.6</p> </div>	名称		75kVA 電源車	個数	個	2 (予備1)	容量	kVA/個	75 (注1)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">名称</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">可搬型直流電源用発電機</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">個数</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">2 (予備2)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">容量</td> <td style="text-align: center;">kVA/個</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">125 (注1)</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】                  設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失（全交流動力電源喪失及び蓄電池（非常用）の枯渇）した場合に、重大事故等に対処するため、必要な電力を供給するために可搬型直流電源用発電機を配備する。                  最大負荷は、可搬型直流変換器の定格出力電力である 30kW である。(注2)                  したがって、発電機の出力は 30kW に対し十分な余裕を有する 100kW とする。発電機の容量は以下のとおり、125kVA/台となる。</p> $Q \geq \frac{P}{Pf} = \frac{100}{0.8} = 125$ <p>P: 発電機の定格出力 (kW) = 100, Pf: 力率 = 0.8,                  Q: 発電機の容量 (kVA)</p> <p>(注1) 公称値                  (注2) 最大負荷については、基本設計時点での値を示す。</p>	名称		可搬型直流電源用発電機		個数	-	2 (予備2)		容量	kVA/個	125 (注1)		<p>【大飯、女川】                  設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p> <p>【女川】                  設備の相違                  ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
名称		75kVA 電源車																						
個数	個	2 (予備1)																						
容量	kVA/個	75 (注1)																						
名称		可搬型直流電源用発電機																						
個数	-	2 (予備2)																						
容量	kVA/個	125 (注1)																						

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																			
<p style="text-align: center;">(参考) 伊方3号炉</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>可搬型整流器</th> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>個</td> <td>2 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>A/個</td> <td>100<sup>(注1)</sup></td> </tr> </table> <p>【設定根拠】                  可搬型整流器は、所内常設蓄電式直流電源設備の機能が喪失した場合において、重大事故等の対応に必要な設備に電気(直流)を供給するために必要な電力を確保するため、75kVA電源車と組み合わせて使用する可搬型直流電源装置として配備する。                  可搬型整流器は、設計基準事故対処設備の電源が喪失する重大事故等時に最低限必要な直流負荷へ電力を供給するために必要な容量を有するものを1セット1個使用する。保有数は、2セット2個に故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個を加えた合計3個を分散して保管する設計とする。</p> <p>1. 容量                  可搬型整流器の容量は、設計基準事故対処設備の電源が喪失後、必要な負荷以外を切り離したうえで、必要とされる直流負荷に給電できるものとする。                  このとき必要な直流負荷へ供給するための可搬型整流器の出力は92.2Aである。<sup>(注2)</sup>                  したがって、92.2Aに対し十分な余裕を有する100Aとする。</p> <p>(注1) 公称値                  (注2) 最大所要負荷については、基本設計時点での値を示す。</p>	名称		可搬型整流器	個数	個	2 (予備1)	容量	A/個	100 <sup>(注1)</sup>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>名称</th> <th colspan="2">125V 代替充電器</th> </tr> <tr> <td>出力</td> <td>A</td> <td>700</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】                  125V 代替充電器は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合、電源車を代替所内電気設備へ接続することにより、125V 代替充電器を経由し、125V 代替蓄電池による24時間給電以降において、高圧代替注水系等の必要な負荷へ直流電源を供給可能な設計とする。</p> <p>1. 容量                  全交流動力電源喪失から24時間後の125V 代替充電器の負荷は以下のとおりとなる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="3">125V 代替充電器負荷一覧表</th> </tr> <tr> <th>負荷名称</th> <th colspan="2">負荷電流</th> </tr> <tr> <td>高圧代替注水系制御</td> <td colspan="2">7.0 A</td> </tr> <tr> <td>中央制御室直流照明</td> <td colspan="2">2.0 A</td> </tr> <tr> <td>主蒸気速がし安全弁制御</td> <td colspan="2">0.4 A</td> </tr> <tr> <td>その他負荷</td> <td colspan="2">45.9 A</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>55.3 A</td> </tr> </table> <p>容量計算条件                  (1) 充電器容量計算は、負荷電流と125V 代替蓄電池への充電電流を加えたものとする。                  (2) 充電器容量計算は、125V 代替蓄電池が放電している状態から20時間で充電できるものとする。</p> $I = I_L + \frac{C}{20}$ <p>I : 125V 代替充電器電流容量(A)    I<sub>L</sub> : 負荷電流(A) (55.3A)                  C : 125V 代替蓄電池容量(2,000Ah)    20 : 充電時間(20時間)</p> <p>125V 代替充電器の容量計算結果</p> $I = 55.3 + \frac{2,000}{20} = 155.3$ <p>したがって、125V 代替充電器の出力は所要負荷である、155.3Aに対し、余裕を有する700Aとする。</p>	名称	125V 代替充電器		出力	A	700	125V 代替充電器負荷一覧表			負荷名称	負荷電流		高圧代替注水系制御	7.0 A		中央制御室直流照明	2.0 A		主蒸気速がし安全弁制御	0.4 A		その他負荷	45.9 A			合計	55.3 A	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>可搬型直流変換器</th> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>個</td> <td>1 (予備2)</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>A/個</td> <td>200<sup>(注1)</sup></td> </tr> </table> <p>【設定根拠】                  可搬型直流変換器は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合において、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給するため、可搬型直流電源用発電機と組み合わせて使用する可搬型代替直流電源設備として配備する。                  可搬型直流変換器は、設計基準事故対処設備の電源が喪失する重大事故等時に最低限必要な直流負荷へ電力を供給するために必要な容量を有するものを1セット1台使用する。保有数は、1セット1台に故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計3台を保管する設計とする。</p> <p>1. 容量                  可搬型直流変換器の容量は、設計基準事故対処設備の電源が喪失後、必要な負荷以外を切離したうえで、必要とされる直流負荷に給電できるものとする。                  このとき必要な直流負荷へ供給するための可搬型直流変換器の出力は158.5Aである。<sup>(注2)</sup>                  したがって、158.5Aに対し十分な余裕を有する200Aとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2">可搬型直流変換器 負荷一覧表*</th> </tr> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷電流 (A)</th> </tr> <tr> <td>直流分電盤</td> <td>13.2</td> </tr> <tr> <td>遮断器操作回路</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>タービン動補給水ポンプ起動盤</td> <td>2.4</td> </tr> <tr> <td>B計装用インバータ</td> <td>46.8</td> </tr> <tr> <td>D計装用インバータ</td> <td>51.7</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機制御盤</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>補助給水ポンプ出口流量調節弁盤</td> <td>38.0</td> </tr> <tr> <td>地下水排水設備</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>合計電流 (A)</td> <td>158.5</td> </tr> </table> <p>*1: 負荷電流の大きいB系統の負荷を記載している</p> <p>(注1) 公称値                  (注2) 負荷については、基本設計時点での値を示す。</p>	名称		可搬型直流変換器	個数	個	1 (予備2)	容量	A/個	200 <sup>(注1)</sup>	可搬型直流変換器 負荷一覧表*		負荷名称	負荷電流 (A)	直流分電盤	13.2	遮断器操作回路	1.9	タービン動補給水ポンプ起動盤	2.4	B計装用インバータ	46.8	D計装用インバータ	51.7	ディーゼル発電機制御盤	0.0	補助給水ポンプ出口流量調節弁盤	38.0	地下水排水設備	4.5	合計電流 (A)	158.5	<p>【大飯】                  記載の充実(女川審査実績の反映)                  ・参考として他PWRで記載がある伊方を記載している。</p> <p>【女川】                  設備名称の相違(可搬型直流変換器)</p> <p>【女川】                  設備の相違                  ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
名称		可搬型整流器																																																																				
個数	個	2 (予備1)																																																																				
容量	A/個	100 <sup>(注1)</sup>																																																																				
名称	125V 代替充電器																																																																					
出力	A	700																																																																				
125V 代替充電器負荷一覧表																																																																						
負荷名称	負荷電流																																																																					
高圧代替注水系制御	7.0 A																																																																					
中央制御室直流照明	2.0 A																																																																					
主蒸気速がし安全弁制御	0.4 A																																																																					
その他負荷	45.9 A																																																																					
	合計	55.3 A																																																																				
名称		可搬型直流変換器																																																																				
個数	個	1 (予備2)																																																																				
容量	A/個	200 <sup>(注1)</sup>																																																																				
可搬型直流変換器 負荷一覧表*																																																																						
負荷名称	負荷電流 (A)																																																																					
直流分電盤	13.2																																																																					
遮断器操作回路	1.9																																																																					
タービン動補給水ポンプ起動盤	2.4																																																																					
B計装用インバータ	46.8																																																																					
D計装用インバータ	51.7																																																																					
ディーゼル発電機制御盤	0.0																																																																					
補助給水ポンプ出口流量調節弁盤	38.0																																																																					
地下水排水設備	4.5																																																																					
合計電流 (A)	158.5																																																																					



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
	<table border="1" data-bbox="674 177 1232 220"> <tr> <td>名称</td> <td colspan="2">250V 充電器</td> </tr> <tr> <td>出力</td> <td>A</td> <td>400</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】                  250V 充電器は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合、ガスタービン発電機や電源車を非常用所内電気設備へ接続することにより、250V 充電器を経由し、250V 蓄電池による24時間給電以降において、直流駆動低圧注水系の必要な負荷へ直流電源を供給可能な設計とする。</p> <p>1. 容量                  全交流動力電源喪失から24時間後の250V 充電器の負荷は以下のとおりとなる。</p> <table border="1" data-bbox="766 384 1140 456"> <tr> <th colspan="2">250V 充電器負荷一覧表</th> </tr> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷電流</th> </tr> <tr> <td>直流駆動低圧注水系ポンプ</td> <td>206.0 A</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>206.0 A</td> </tr> </table> <p>容量計算条件                  (1) 充電器容量計算は、負荷電流と125V 代替蓄電池への充電電流を加えたものとする。                  (2) 充電器容量計算は、250V 蓄電池が放電している状態から40時間で充電できるものとする。</p> $I = I_L + \frac{C}{40}$ <p>I : 250V 充電器電流容量(A)    I<sub>L</sub> : 負荷電流(A) (206.0A)                  C : 250V 蓄電池容量(6,000Ah)    20 : 充電時間(40時間)</p> <p>250V 充電器の容量計算結果</p> $I = 206.0 + \frac{6,000}{40} = 356.0$ <p>したがって、250V 充電器の出力は所要負荷である、356.0A に対し、余裕を有する400A とする。</p>	名称	250V 充電器		出力	A	400	250V 充電器負荷一覧表		負荷名称	負荷電流	直流駆動低圧注水系ポンプ	206.0 A	合計	206.0 A		<p>【女川】                  設備・運用の相違 (蓄電池の構成)</p>
名称	250V 充電器																
出力	A	400															
250V 充電器負荷一覧表																	
負荷名称	負荷電流																
直流駆動低圧注水系ポンプ	206.0 A																
合計	206.0 A																

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
	<table border="1" data-bbox="672 175 1232 215"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">名称</td> <td style="text-align: center;">ガスタービン発電機接続盤</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電流容量</td> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">1,200</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】                      ガスタービン発電機接続盤は、常設重大事故等対処設備として設置する。                      ガスタービン発電機接続盤は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等に対処するために必要な電力を供給可能な設計とする。</p> <p>1. 容量                      ガスタービン発電機接続盤は、ガスタービン発電機1台が接続可能であることから、ガスタービン発電機1台の定格電流*1以上に設定する。</p> <p>ガスタービン発電機1台分の定格電流である約377Aに対し、余裕を有する1,200Aとする。</p> <p>*1:ガスタービン発電機1台分の定格電流; <math>4,500\text{kVA} \div (\sqrt{3} \times 6.9\text{kV}) = \text{約} 377\text{A}</math></p>	名称		ガスタービン発電機接続盤	電流容量	A	1,200		<p>【女川】                      設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等)</p>
名称		ガスタービン発電機接続盤							
電流容量	A	1,200							

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
	<table border="1" data-bbox="674 164 1232 204"> <tr> <td>名称</td> <td colspan="2">緊急用高圧母線</td> </tr> <tr> <td>母線電流容量</td> <td>A</td> <td>1,200</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】                  緊急用高圧母線は、常設重大事故等対処設備として設置する。                  緊急用高圧母線 2F 系及び緊急用高圧母線 2G 系は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等に対処するために必要な電力を供給可能な設計とする。</p> <p>1. 容量                  緊急用高圧母線の母線電流容量は、最大でガスタービン発電機2台が接続可能であることから、ガスタービン発電機2台の定格電流<sup>*1</sup>以上に設定する。</p> <p>ガスタービン発電機2台分の定格電流である約754Aに対し、余裕を有する1,200Aとする。</p> <p>*1:ガスタービン発電機1台分の定格電流: <math>4,500\text{kVA} \div (\sqrt{3} \times 6.9\text{kV}) = \text{約} 377\text{A}</math>                  ガスタービン発電機2台分の定格電流: <math>\text{約} 377\text{A} \times 2 \text{ 個} = \text{約} 754\text{A}</math></p>	名称	緊急用高圧母線		母線電流容量	A	1,200		<p>【女川】                  設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等)</p>
名称	緊急用高圧母線								
母線電流容量	A	1,200							

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
	<table border="1" data-bbox="672 188 1234 231"> <tr> <td>名称</td> <td colspan="2">緊急用動力変圧器</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>kVA</td> <td>750</td> </tr> </table> <p data-bbox="672 231 1234 311">【設定根拠】                  緊急用動力変圧器は、常設重大事故等対処設備として設置する。                  緊急用動力変圧器は、設計基準事故対処設備の電源が喪失した場合、重大事故等に対処するために必要な電力を供給可能な設計とする。</p> <p data-bbox="672 319 1234 359">1. 容量                  負荷は約340kVAである。</p> <table border="1" data-bbox="705 375 1187 454"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>460V 原子炉建屋 MCC 2G-1</td> <td>約220kVA</td> </tr> <tr> <td>460V 原子炉建屋 MCC 2G-2</td> <td>約120kVA</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約340kVA</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="672 470 1234 494">したがって、約340kVAに余裕を考慮し、750kVAとする。</p>	名称	緊急用動力変圧器		容量	kVA	750	負荷名称	負荷容量	460V 原子炉建屋 MCC 2G-1	約220kVA	460V 原子炉建屋 MCC 2G-2	約120kVA	合計	約340kVA	<table border="1" data-bbox="1256 188 1818 263"> <tr> <td>名称</td> <td colspan="2">代替所内電気設備変圧器</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>-</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>kVA</td> <td>300</td> </tr> </table> <p data-bbox="1256 263 1818 359">【設定根拠】                  代替所内電気設備変圧器は、常設重大事故等対処設備として設置する。                  代替所内電気設備変圧器は、設計基準事故対処設備の電源が喪失した場合、重大事故等に対処するために必要な電力を供給可能な設計とする。</p> <p data-bbox="1256 375 1818 422">1. 容量                  負荷は約167kVAである。(注1)</p> <table border="1" data-bbox="1310 446 1691 502"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替所内電気設備分電盤</td> <td>約167kVA</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1256 518 1818 550">したがって、約167kVAに余裕を考慮し、300kVAとする。</p> <p data-bbox="1256 598 1818 622">(注1)負荷については、基本設計時点での値を示す。</p>	名称	代替所内電気設備変圧器		個数	-	1	容量	kVA	300	負荷名称	負荷容量	代替所内電気設備分電盤	約167kVA	<p data-bbox="1841 140 2145 199">【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p data-bbox="1841 199 2145 255">【女川】                  設備名称の相違 (代替所内電気設備)</p> <p data-bbox="1841 255 2145 311">【女川】                  設備の相違</p> <p data-bbox="1841 311 2145 399">・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
名称	緊急用動力変圧器																													
容量	kVA	750																												
負荷名称	負荷容量																													
460V 原子炉建屋 MCC 2G-1	約220kVA																													
460V 原子炉建屋 MCC 2G-2	約120kVA																													
合計	約340kVA																													
名称	代替所内電気設備変圧器																													
個数	-	1																												
容量	kVA	300																												
負荷名称	負荷容量																													
代替所内電気設備分電盤	約167kVA																													

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
	<table border="1" data-bbox="672 159 1232 207"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th colspan="2">緊急用低圧母線 (パワーセンタ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>母線定格電流</td> <td>A</td> <td>3,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】                      緊急用低圧母線は、設計基準事故対処設備の電源が喪失 (全交流動力電源喪失) した場合、重大事故等に対処するために必要な電力を供給可能な設計とする。</p> <p>1. 容量                      緊急用動力変圧器 (750kVA) からの電力を通電可能な母線容量とする。                      緊急用動力変圧器の電流約 942A (<math>=750kVA \div (\sqrt{3} \times 460V)</math>) に余裕を考慮し、3,000A とする。</p>	名称	緊急用低圧母線 (パワーセンタ)		母線定格電流	A	3,000		<p>【女川】                      設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等)</p>
名称	緊急用低圧母線 (パワーセンタ)								
母線定格電流	A	3,000							

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																	
	<table border="1" data-bbox="672 167 1232 215"> <tr> <td>名称</td> <td colspan="2">緊急用低圧母線 (モータコントロールセンタ)</td> </tr> <tr> <td>母線定格電流</td> <td>A</td> <td>800</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】                  緊急用低圧母線は、設計基準事故対処設備の電源が喪失 (全交流動力電源喪失) した場合、重大事故等に対処するために必要な電力を供給可能な設計とする。</p> <p>1. 緊急用低圧母線 2G-1 の容量                  負荷は 183.7kW である。</p> <table border="1" data-bbox="716 335 1187 526"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>復水移送ポンプ</td><td>45.00 kW</td></tr> <tr><td>125V 代替充電器</td><td>118.00 kW</td></tr> <tr><td>中央制御室 120V 交流分電盤 2G 用変圧器</td><td>14.00 kW</td></tr> <tr><td>フィルタベント装置出口水素・酸素濃度計吸引ポンプ</td><td>0.75 kW</td></tr> <tr><td>フィルタベント装置出口水素・酸素濃度計排気ポンプ</td><td>0.75 kW</td></tr> <tr><td>FCVS pH 測定装置サンプルポンプ</td><td>1.50 kW</td></tr> <tr><td>計測制御電源室排風機</td><td>3.70 kW</td></tr> <tr><td>合計</td><td>183.70 kW</td></tr> </tbody> </table> <p>したがって、約 289A ( = (183.7kW ÷ 力率 0.8) ÷ (√3 × 460V) ) に余裕を考慮し、800A とする。</p> <p>2. 緊急用低圧母線 2G-2 の容量                  負荷は 90.0kW である。</p> <table border="1" data-bbox="716 654 1187 750"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>復水移送ポンプ</td><td>45.0 kW</td></tr> <tr><td>復水移送ポンプ</td><td>45.0 kW</td></tr> <tr><td>合計</td><td>90.0 kW</td></tr> </tbody> </table> <p>したがって、約 150A ( = (約 90.0kW ÷ 力率 0.8) ÷ (√3 × 460V) ) に余裕を考慮し、800A とする。</p> <p>なお、緊急用電源切替盤については、緊急用電源切替盤に接続される負荷の容量にあわせた定格電流値を設定する。</p>	名称	緊急用低圧母線 (モータコントロールセンタ)		母線定格電流	A	800	負荷名称	負荷容量	復水移送ポンプ	45.00 kW	125V 代替充電器	118.00 kW	中央制御室 120V 交流分電盤 2G 用変圧器	14.00 kW	フィルタベント装置出口水素・酸素濃度計吸引ポンプ	0.75 kW	フィルタベント装置出口水素・酸素濃度計排気ポンプ	0.75 kW	FCVS pH 測定装置サンプルポンプ	1.50 kW	計測制御電源室排風機	3.70 kW	合計	183.70 kW	負荷名称	負荷容量	復水移送ポンプ	45.0 kW	復水移送ポンプ	45.0 kW	合計	90.0 kW	<table border="1" data-bbox="1254 167 1814 247"> <tr> <td>名称</td> <td colspan="2">代替所内電気設備分電盤</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>定格電流</td> <td>A</td> <td>600</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】                  代替所内電気設備分電盤は、設計基準事故対処設備の電源が喪失 (全交流動力電源喪失) した場合、重大事故等に対処するために必要な電力を供給可能な設計とする。</p> <p>1. 容量                  負荷は 140kW である。*1)</p> <table border="1" data-bbox="1366 399 1702 694"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A 蓄圧タンク出口弁</td><td>26kW<sup>*1</sup></td></tr> <tr><td>B 蓄圧タンク出口弁</td><td>26kW<sup>*1</sup></td></tr> <tr><td>C 蓄圧タンク出口弁</td><td>26kW<sup>*1</sup></td></tr> <tr><td>計装用電源 (安全系)</td><td>22kW</td></tr> <tr><td>(A, B, C, D)</td><td>22kW</td></tr> <tr><td></td><td>22kW</td></tr> <tr><td></td><td>22kW</td></tr> <tr><td>アニュラス空気浄化ファン</td><td>39kW</td></tr> <tr><td>CV 水素濃度計電源盤</td><td>6 kW</td></tr> <tr><td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</td><td>7 kW</td></tr> <tr><td>合計</td><td>約140kW</td></tr> </tbody> </table> <p>*1：電動弁は、短時間の動作であり、負荷容量には含まない。</p> <p>したがって、約 230A ( = (140kW ÷ 力率 0.8) ÷ (√3 × 440V) ) に余裕を考慮し、600A とする。</p> <p>(注1) 最大負荷については、基本設計時点での値を示す。</p>	名称	代替所内電気設備分電盤		個数	—	1	定格電流	A	600	負荷名称	負荷容量	A 蓄圧タンク出口弁	26kW <sup>*1</sup>	B 蓄圧タンク出口弁	26kW <sup>*1</sup>	C 蓄圧タンク出口弁	26kW <sup>*1</sup>	計装用電源 (安全系)	22kW	(A, B, C, D)	22kW		22kW		22kW	アニュラス空気浄化ファン	39kW	CV 水素濃度計電源盤	6 kW	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	7 kW	合計	約140kW	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  設備名称の相違 (代替所内電気設備)</p> <p>【女川】                  設備の相違</p> <p>・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
名称	緊急用低圧母線 (モータコントロールセンタ)																																																																			
母線定格電流	A	800																																																																		
負荷名称	負荷容量																																																																			
復水移送ポンプ	45.00 kW																																																																			
125V 代替充電器	118.00 kW																																																																			
中央制御室 120V 交流分電盤 2G 用変圧器	14.00 kW																																																																			
フィルタベント装置出口水素・酸素濃度計吸引ポンプ	0.75 kW																																																																			
フィルタベント装置出口水素・酸素濃度計排気ポンプ	0.75 kW																																																																			
FCVS pH 測定装置サンプルポンプ	1.50 kW																																																																			
計測制御電源室排風機	3.70 kW																																																																			
合計	183.70 kW																																																																			
負荷名称	負荷容量																																																																			
復水移送ポンプ	45.0 kW																																																																			
復水移送ポンプ	45.0 kW																																																																			
合計	90.0 kW																																																																			
名称	代替所内電気設備分電盤																																																																			
個数	—	1																																																																		
定格電流	A	600																																																																		
負荷名称	負荷容量																																																																			
A 蓄圧タンク出口弁	26kW <sup>*1</sup>																																																																			
B 蓄圧タンク出口弁	26kW <sup>*1</sup>																																																																			
C 蓄圧タンク出口弁	26kW <sup>*1</sup>																																																																			
計装用電源 (安全系)	22kW																																																																			
(A, B, C, D)	22kW																																																																			
	22kW																																																																			
	22kW																																																																			
アニュラス空気浄化ファン	39kW																																																																			
CV 水素濃度計電源盤	6 kW																																																																			
ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	7 kW																																																																			
合計	約140kW																																																																			



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
	<table border="1" data-bbox="674 188 1232 231"> <tr> <td>名称</td> <td colspan="2">非常用高圧母線</td> </tr> <tr> <td>母線電流容量</td> <td>A</td> <td>1,200</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】                      非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系は、常設重大事故等対処設備として設置する。                      非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等に対処するために必要な電力を供給可能な設計とする。</p> <p>1. 容量                      非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系は、ガスタービン発電機からの電力を通电可能な設計とする。                      具体的には、非常用高圧母線 2C 系(又は非常用高圧母線 2D 系)の母線電流容量は、ガスタービン発電機の定格容量 4,500kVA と非常用ディーゼル発電機約 7,625kVA の容量の大きい非常用ディーゼル発電機の定格電流以上に設定する。</p> <p>非常用ディーゼル発電機 1 個分の定格電流である約 639A(7,625kVA ÷ (√3 × 6.9kV) = 約 639A) に対し、十分余裕を有する約 1,200A とする。</p>	名称	非常用高圧母線		母線電流容量	A	1,200		<p>【女川】                      設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等)</p>
名称	非常用高圧母線								
母線電流容量	A	1,200							

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由													
		<table border="1" data-bbox="1256 172 1821 247"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>kVA</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】</p> <p>代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は、常設重大事故等対処設備として設置する。                  代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は、設計基準事故対処設備の電源が喪失した場合、重大事故等に対処するために電力を供給可能な設計とする。</p> <p>1. 容量                  負荷は約209kVAである。</p> <table border="1" data-bbox="1317 435 1624 486"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替格納容器スプレイポンプ</td> <td>約209kVA</td> </tr> </tbody> </table> <p>したがって、約209kVAに余裕を考慮し、1,000kVAとする。</p> <p>(注1)最大負荷については、基本設計時点での値を示す。</p>	名称		代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤	個数	—	1	容量	kVA	1,000	負荷名称	負荷容量	代替格納容器スプレイポンプ	約209kVA	<p>【大飯、女川】</p> <p>設備・運用の相違 (代替炉心注水等)                  設備の相違                  ・設備の容量に差異があるが、重大事故時等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
名称		代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤														
個数	—	1														
容量	kVA	1,000														
負荷名称	負荷容量															
代替格納容器スプレイポンプ	約209kVA															

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

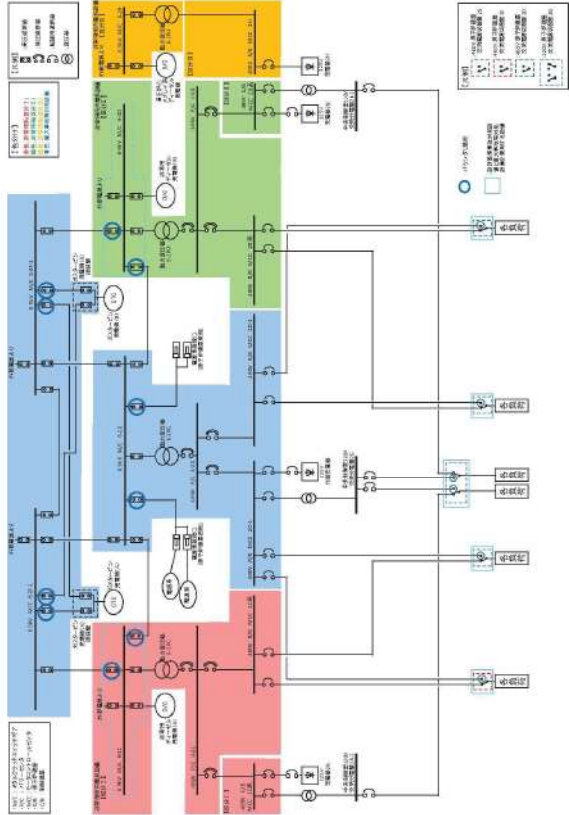
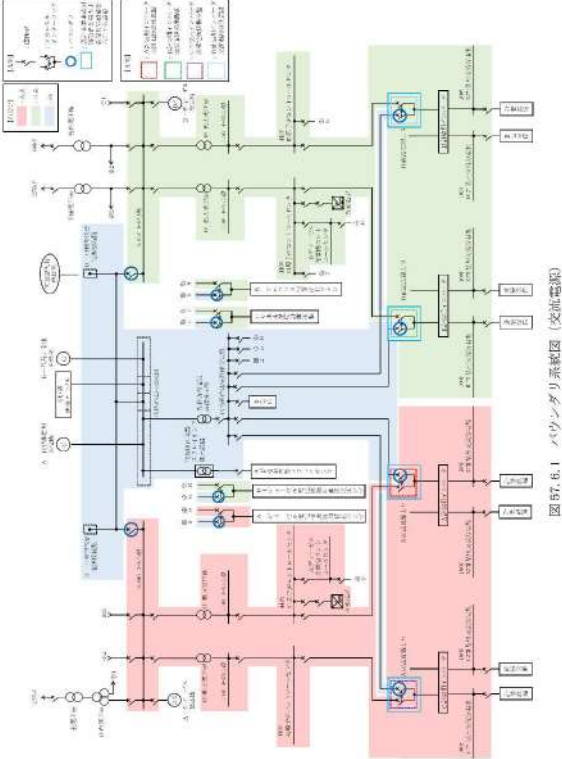
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-7 SA バウンダリ系統図 (参考)	57-7 バウンダリ系統図	57-6 バウンダリ系統図	【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 【女川, 大飯】 項目番号の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

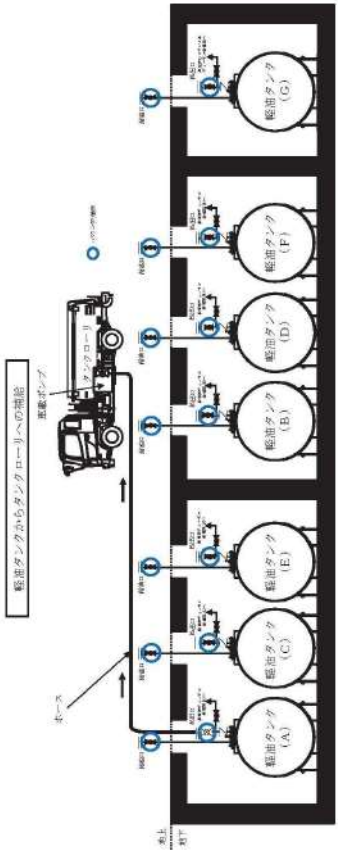
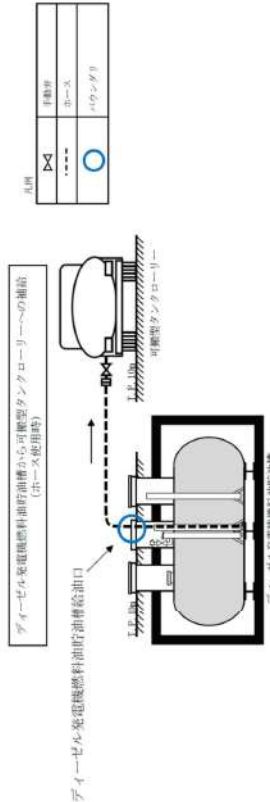
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">3号炉</p>			<p>【大飯】                      記載方針の相違                      ・大飯は複数号炉での申請であるのに対し、女川及び泊は単独号炉での申請であるため記載していない。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="94 316 638 1093" style="border: 2px solid black; height: 487px; width: 243px;"></div> <p data-bbox="120 1098 483 1114">特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p data-bbox="580 1098 622 1114">57-7-2</p>	 <p data-bbox="788 1145 1099 1166">図 57-7-1 バウングリ系統図 (交流電源)</p>	 <p data-bbox="1794 560 1816 815">図 67.6.1 イウングリ系統図 (交流電源)</p>	<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1928 194">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 341" style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、事故時に遮断器操作を実施することにより重大事故対処設備としての系統構成とすることで、通常時は他設備に悪影響を与えないという点については同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-7-2 パウンダリ系統図 (軽油タンク)</p>	 <p>図 57.6.2 パウンダリ系統図 (ホース使用時)</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備の仕様に差異があるが、事故時に弁操作を実施することにより重大事故対処設備としての系統構成とすることで、通常時は他設備に悪影響を与えないという点については同等である。</li> </ul>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>図 57.6.3 パウングリ系統図 (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時)</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  設備・運用の相違 (可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川はタンクローリーへ直接燃料を汲み上げる手段を整備して、燃料補給するための複数のルートを確認している。</li> <li>・泊は美浜と同様に可搬型タンクローリーへ直接燃料を汲み上げる手段に加えて、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いて燃料を汲み上げる手段を整備して、複数のルートを確認している。</li> <li>・設備の仕様に差異があるが、事故時に弁操作を実施することにより重大事故対処設備としての系統構成とすることで、通常時は他設備に悪影響を与えないという点については同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

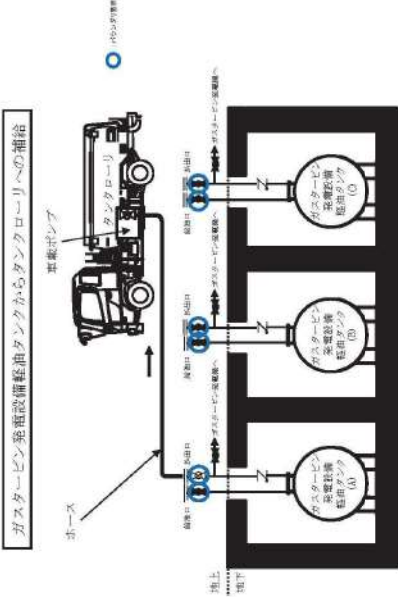
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
		<div style="text-align: center;"> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">凡例</td> <td style="text-align: center;">手動弁</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">∞</td> <td style="text-align: center;">ホース</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">---</td> <td style="text-align: center;">バウンダリ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> </table> </div>	凡例	手動弁	∞	ホース	---	バウンダリ	○		<p><b>【大飯, 女川】</b>                      設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備)</p>
凡例	手動弁										
∞	ホース										
---	バウンダリ										
○											

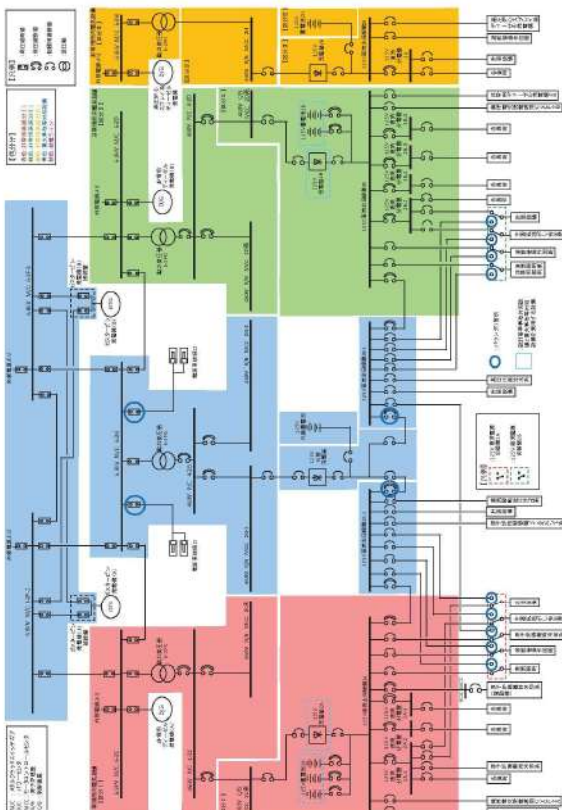
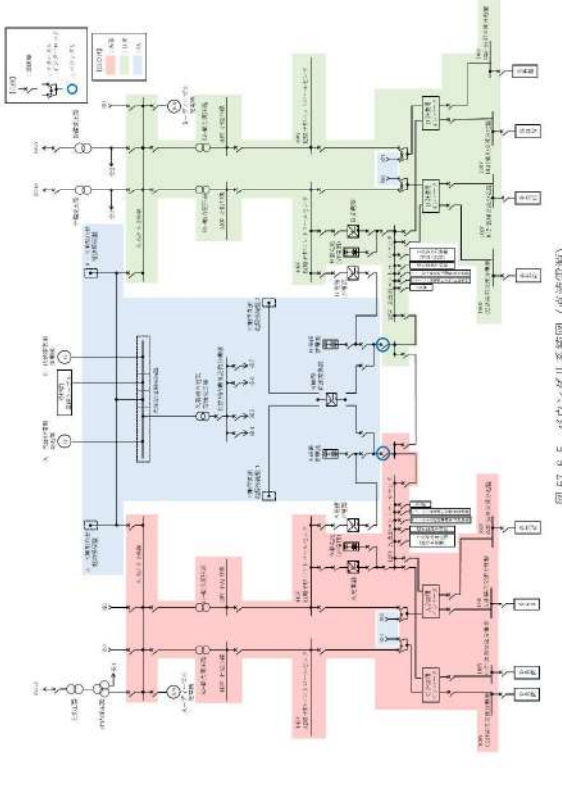
図 57.6.4 バウンダリ系統図 (燃料タンク (SA) )

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="672 954 1220 976">図 57-7-3 バウンダリ系統図 (ガスタービン発電設備軽油タンク)</p>		<p data-bbox="1848 145 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 2101 194">設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備)</p> <ul data-bbox="1848 199 2157 542" style="list-style-type: none"> <li>・女川は軽油タンクに加えてSA設備のガスタービン発電機専用のガスタービン発電設備軽油タンクを設けて燃料を確保している。</li> <li>・泊は美浜と同様にディーゼル発電機燃料油貯油槽 (美浜は燃料油貯蔵タンク) に燃料を確保している。</li> <li>・設備の仕様に差異があるが、事故時に弁操作を実施することにより重大事故対処設備としての系統構成とすることで、通常時は他設備に悪影響を与えないという点については同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-7-4 バウンダリ系統図 (直流電線)</p>	 <p>図57-R.5 バウンダリ系統図 (直流電線)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備の仕様に差異があるが、事故時に遮断器操作を実施することにより重大事故対処設備としての系統構成とすることで、通常時は他設備に悪影響を与えないという点については同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">4号炉</p>			<p>【大飯】                      記載方針の相違                      ・大飯は複数号炉での申請であるのに対し、女川及び泊は単独号炉での申請であるため記載していない。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="96 199 638 970" style="border: 2px solid black; height: 483px; width: 242px;"></div> <p data-bbox="107 976 504 992">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p data-bbox="593 976 638 992">57-7-4</p>			<p data-bbox="1848 140 1915 159">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 167 1982 186">記載方針の相違</p> <ul data-bbox="1848 194 2150 279" style="list-style-type: none"> <li>・大飯は複数号炉での申請であるのに対し、女川及び泊は単独号炉での申請であるため記載していない。</li> </ul>



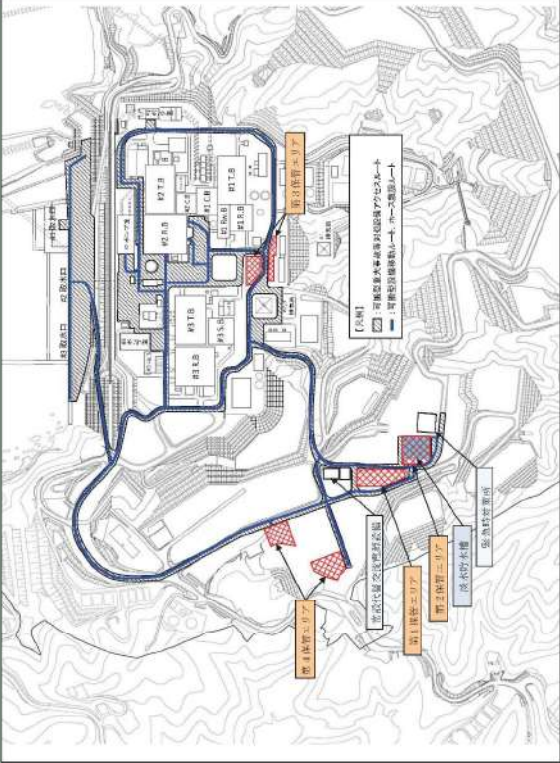
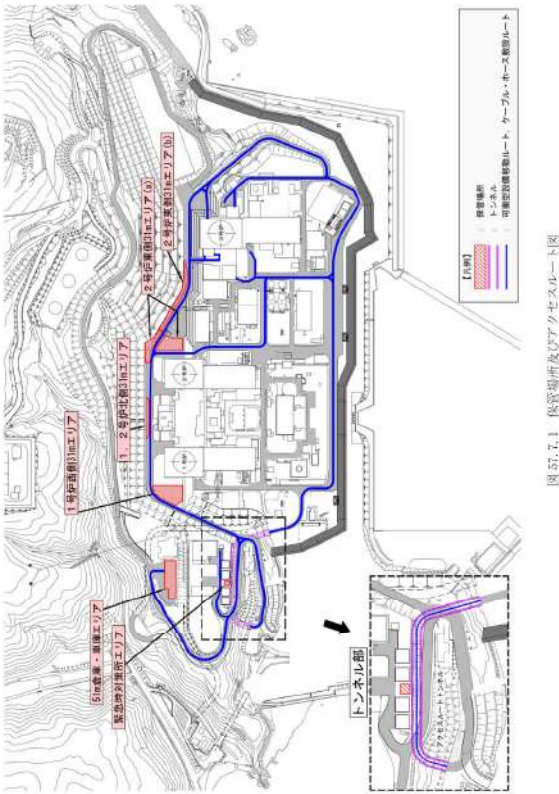
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-3 アクセスルート	57-6 アクセスルート図	57-7 アクセスルート図	【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 【女川、大飯】 項目番号の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

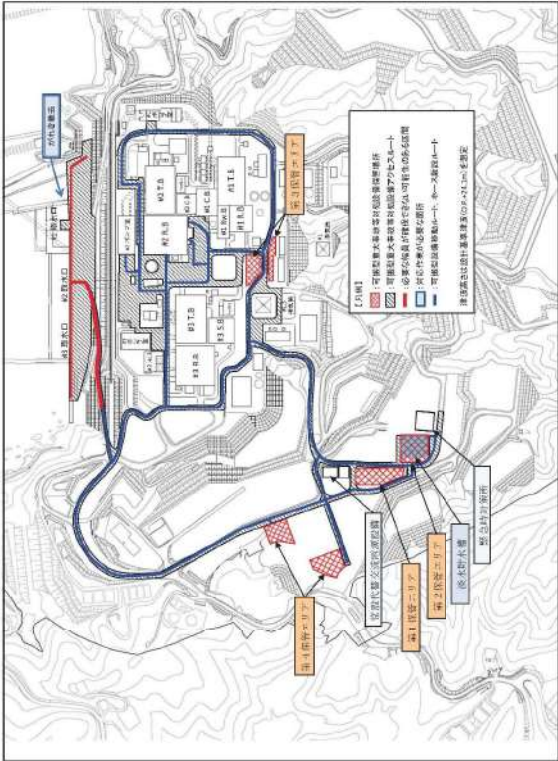
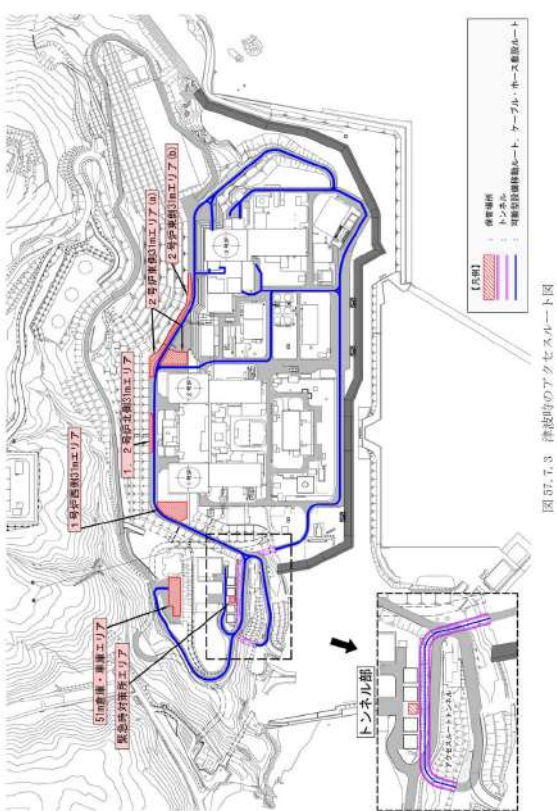
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">&lt;内容比較のため再掲(補足7-1)&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div> <p style="text-align: right; font-size: small;">57-3-8</p>	 <p style="text-align: center;">図 57-6-1 保管場所及びアクセスルート図</p>	 <p style="text-align: center;">図 57.7.1 保管場所及びアクセスルート図</p>	<p><b>【女川】</b>                  保管場所及びアクセスルートの相違                  ・アクセスルートの構成に相違はあるが、重大事故等時において、保管場所から配備場所までのアクセスルートが確保されている点において同等である。</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-6-3 津波時のアクセスルート図</p>	 <p>図 57-7-3 津波時のアクセスルート図</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  保管場所及びアクセスルートの相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセスルートの構成に相違はあるが、重大事故等時に津波が発生した場合においても、保管場所から配備場所までのアクセスルートが確保されている点において同等である。</li> </ul>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

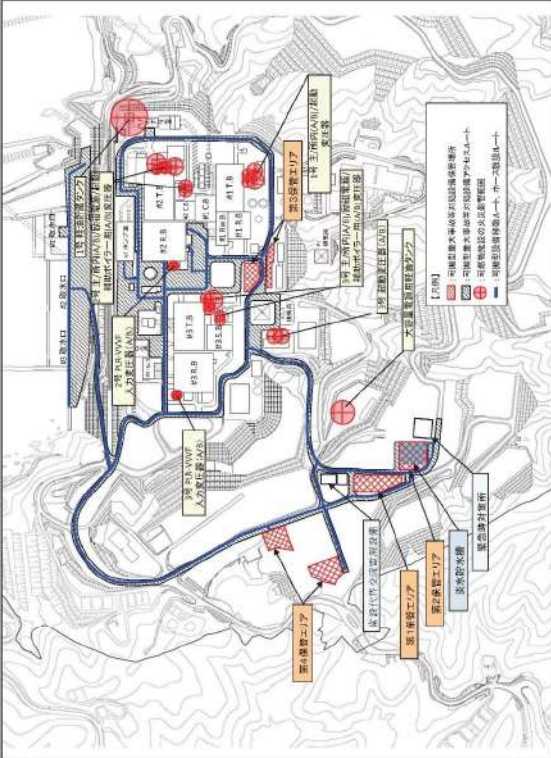
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="817 943 1090 960">図 57-6-4 火災時のアクセスルート図</p>	<div data-bbox="1256 172 1760 928" style="border: 1px solid black; height: 474px; width: 225px;"></div> <p data-bbox="1413 938 1778 954">□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p data-bbox="1845 145 1906 161">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 173 2107 191">記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p data-bbox="1845 204 1906 220">【女川】</p> <p data-bbox="1845 233 2114 250">保管場所及びアクセスルートの相違</p> <ul data-bbox="1845 263 2157 395" style="list-style-type: none"> <li>・アクセスルートの構成に相違はあるが、重大事故等時に火災が発生した場合においても、保管場所から配備場所までのアクセスルートが確保されている点において同等である。</li> </ul>

図 57-6-4 火災時のアクセスルート図

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

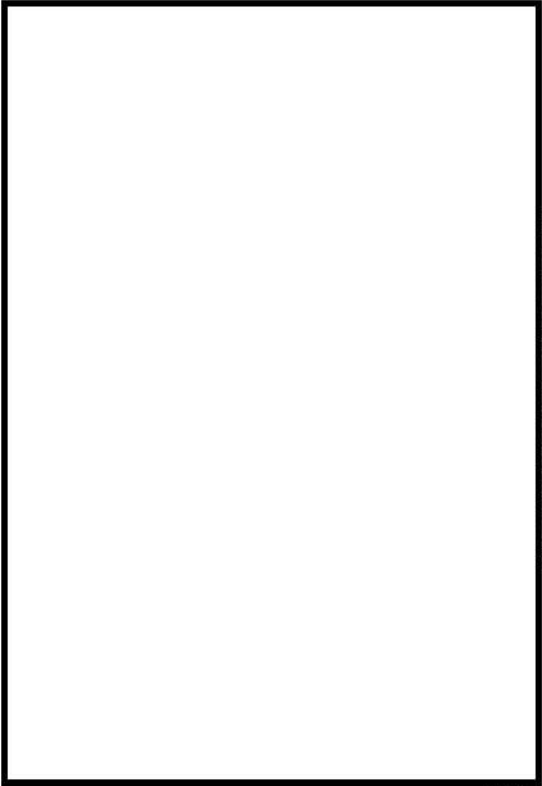
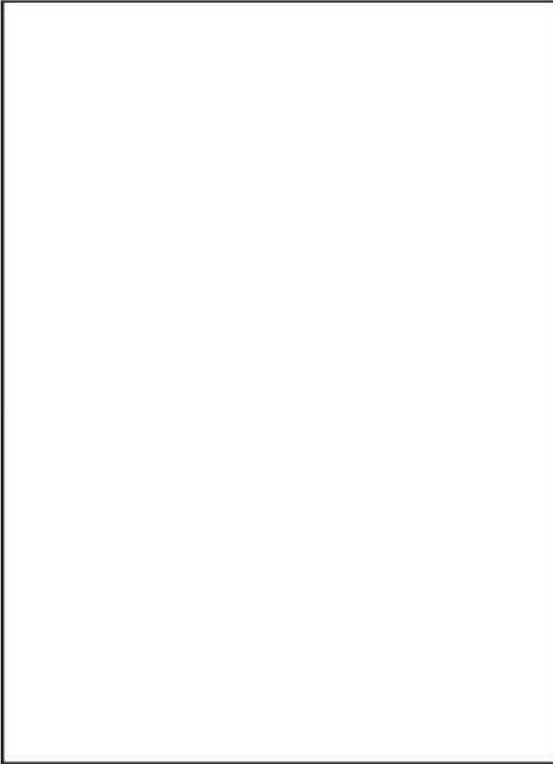

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="94 164 613 957" style="border: 2px solid black; height: 497px; width: 232px;"></div> <div data-bbox="616 403 638 786" style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開できません。</div> <div data-bbox="551 959 595 973" style="font-size: x-small;">57-9-1</div>	<div data-bbox="674 164 1229 930" style="border: 2px solid black; height: 480px; width: 248px;"></div> <div data-bbox="808 941 1093 962" style="font-size: small;">図 57-6-5 屋内アクセスルート図(1/4)</div> <div data-bbox="875 970 1218 991" style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: x-small;">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</div>	<div data-bbox="1256 164 1783 962" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 235px;"></div> <div data-bbox="1794 432 1816 675" style="writing-mode: vertical-rl; font-size: x-small;">図 57.7.6 屋内アクセスルート図 (1/2)</div> <div data-bbox="1406 970 1792 991" style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: x-small;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p><b>【女川, 大飯】</b>                  アクセスルートの相違                  ・アクセスルートの構成に相違はあるが、重大事故等時においてもアクセスルートが確保されている点において同等である。</p>



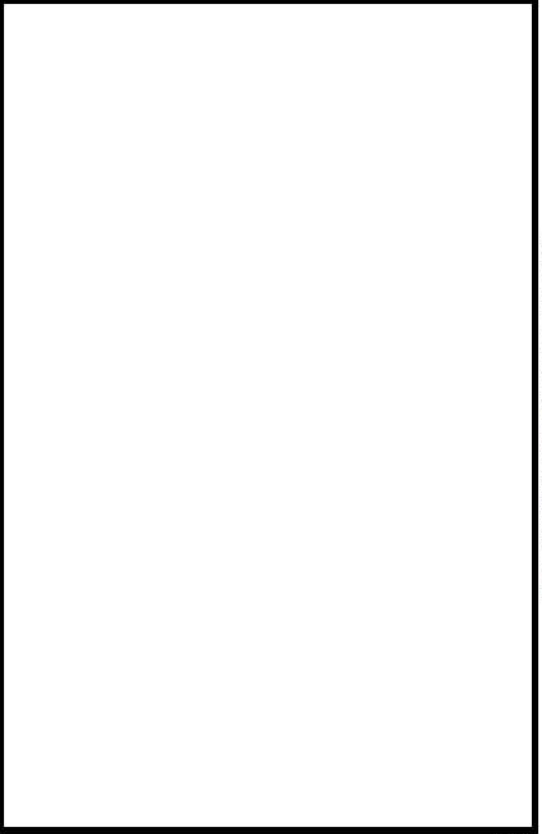

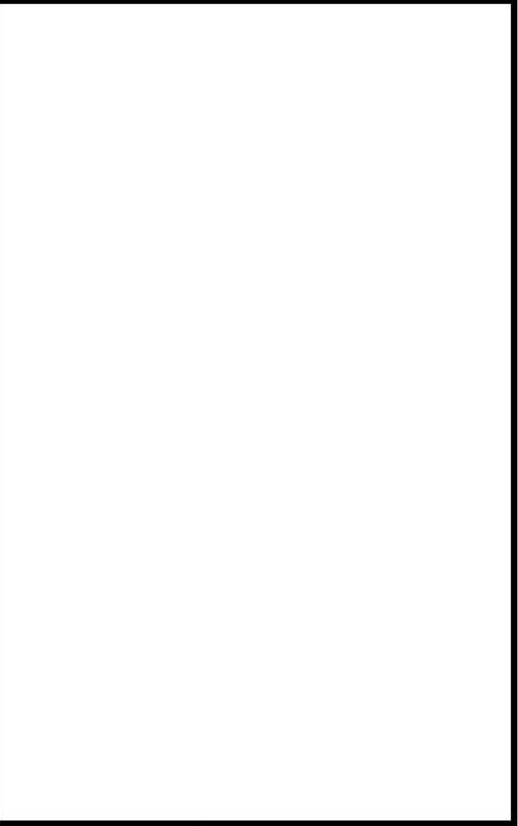
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 10px; top: 50%; transform: translateY(-50%); font-size: small;">枠囲みの範囲は機密情報に属しますので公開できません。</p>	 <p style="text-align: center; font-size: small;">図 57-6-6 屋内アクセスルート図 (2/4)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: x-small;">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>	 <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 10px; top: 50%; transform: translateY(-50%); font-size: small;">図 57.7.6 屋内アクセスルート図 (2/3)</p>	<p><b>【女川、大飯】</b>                  アクセスルートの相違                  ・アクセスルートの構成に相違はあるが、重大事故等時においてもアクセスルートが確保されている点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 10px; top: 50%; transform: translateY(-50%); font-size: small;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開できません。</p>	 <p style="text-align: center; font-size: small;">図 57-6-7 屋内アクセスルート図 (3/4)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: x-small;">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>	 <p style="text-align: center; font-size: small;">図 57.7.7 屋内アクセスルート図 (3/3)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: x-small;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p><b>【女川, 大飯】</b>                  アクセスルートの相違                  ・アクセスルートの構成に相違はあるが、重大事故等時においてもアクセスルートが確保されている点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="94 145 629 932" style="border: 2px solid black; height: 493px; width: 239px;"></div> <div data-bbox="573 935 613 951" style="font-size: small;">57-3-4</div>	<div data-bbox="674 164 1229 932" style="border: 1px solid black; height: 481px; width: 248px;"></div> <div data-bbox="808 943 1093 962" style="font-size: small;">図57-6-8 屋内アクセスルート図(4/4)</div> <div data-bbox="875 975 1229 994" style="border: 1px solid black; font-size: x-small; padding: 2px;">棒囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</div>		<p>【女川、大飯】</p> <p>アクセスルートの相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセスルートの構成に相違はあるが、重大事故等時においてもアクセスルートが確保されている点において同等である。</li> </ul>

棒囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはありません。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="91 161 629 932" style="border: 2px solid black; height: 483px; width: 240px;"></div>			<p>【大飯】</p> <p>アクセスルートの相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセスルートの構成に相違はあるが、重大事故等時においてもアクセスルートが確保されている点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 161 629 954" style="border: 2px solid black; height: 497px; width: 243px;"></div> <div data-bbox="622 363 645 719" style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;">                     付添資料の範囲は機能に係る事項ですのをご注意ください。                 </div>			<p>【大飯】</p> <p>アクセスルートの相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセスルートの構成に相違はあるが、重大事故等時においてもアクセスルートが確保されている点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="91 181 631 962" style="border: 2px solid black; height: 489px; width: 241px;"></div> <div data-bbox="573 963 613 975" style="font-size: small;">57-3-7</div>			<p>【大飯】</p> <p>アクセスルートの相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセスルートの構成に相違はあるが、重大事故等時においてもアクセスルートが確保されている点において同等である。</li> </ul>

特記の範囲は機密に係る事項です。公開することはできません。



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px;"> <p data-bbox="190 167 560 191">&lt;女川、泊の記載箇所と比較(補足7-1)&gt;</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="560 1085 616 1101">57-3-8</p> </div>			<p data-bbox="1848 143 1904 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 167 2060 191">記載箇所の相違 (57-7-2 へ)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	57-8 電源車接続に関する説明書	57-8 可搬型代替電源車, 可搬型直流電源用発電機及び 可搬型直流変換器接続に関する説明書	【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映) 【女川】 設備名称の相違 (可搬型代替電源車) 【女川】 設備・運用の相違 (可搬型代替直流電源設備の構成)

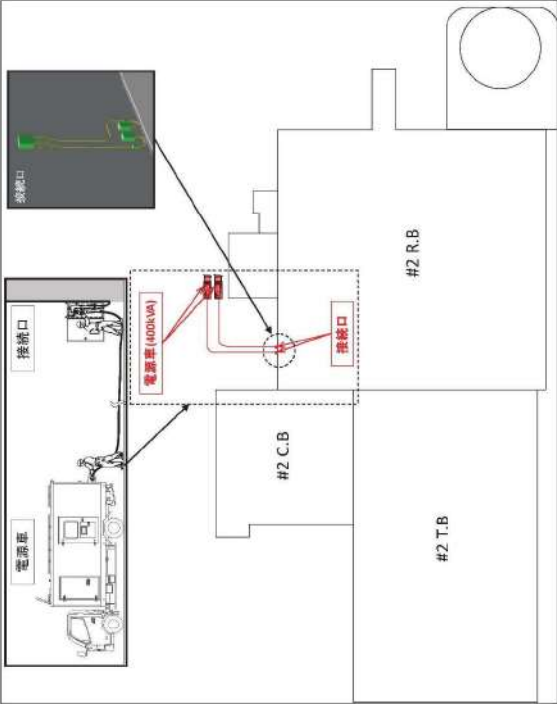
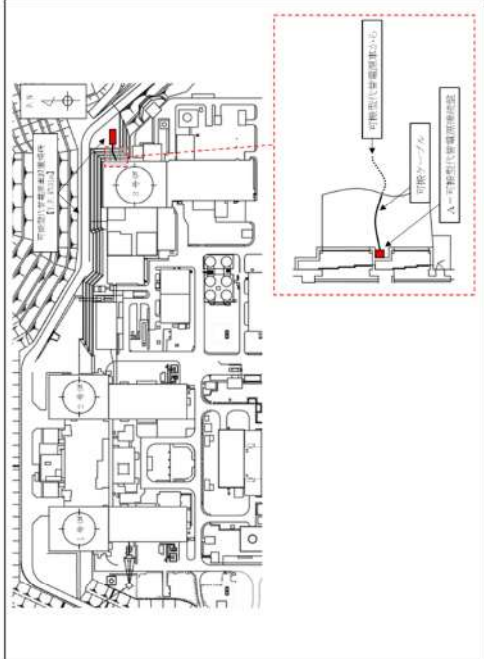
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>1. 電源車接続方法について                      電源車は以下の4ルートにて接続可能な設計とする。</p> <p>① 電源車～電源車接続口(原子炉建屋西側)                      ～非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系電路                      電源車配置場所図 57-8-1                      系統接続図図 57-8-2</p> <p>② 電源車～電源車接続口(原子炉建屋東側)                      ～非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系電路                      電源車配置場所図 57-8-3                      系統接続図図 57-8-4</p> <p>③ 電源車～電源車接続口(原子炉建屋西側)～緊急用低圧母線2G系電路                      電源車配置場所図 57-8-5                      系統接続図図 57-8-6</p> <p>④ 電源車～電源車接続口(原子炉建屋東側)～緊急用低圧母線2G系電路                      電源車配置場所図 57-8-7                      系統接続図図 57-8-8</p>	<p>1. 可搬型代替電源車接続方法について                      可搬型代替電源車は以下2ルートにて接続可能な設計とする。</p> <p>① 可搬型代替電源車～A-可搬型代替電源接続盤                      ～非常用高圧母線(6-A)及び非常用高圧母線(6-B)電路                      可搬型代替電源車配置場所 図 57.8.1                      系統接続図 図 57.8.2</p> <p>② 可搬型代替電源車～B-可搬型代替電源接続盤                      ～非常用高圧母線(6-A)及び非常用高圧母線(6-B)電路                      可搬型代替電源車配置場所 図 57.8.3                      系統接続図 図 57.8.4</p> <p>2. 可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器接続方法について                      可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器は以下4ルートにて接続可能な設計とする。</p> <p>① 可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤1                      ～可搬型直流変換器～A後備蓄電池接続盤～A直流母線電路                      可搬型直流電源用発電機配置場所 図 57.8.5                      可搬型直流変換器配置場所 図 57.8.6                      系統接続図 図 57.8.7</p> <p>② 可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤1                      ～可搬型直流変換器～B後備蓄電池接続盤～B直流母線電路                      可搬型直流電源用発電機配置場所 図 57.8.8                      可搬型直流変換器配置場所 図 57.8.9                      系統接続図 図 57.8.10</p> <p>③ 可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤2                      ～可搬型直流変換器～A後備蓄電池接続盤～A直流母線電路                      可搬型直流電源用発電機配置場所 図 57.8.11                      可搬型直流変換器配置場所 図 57.8.12                      系統接続図 図 57.8.13</p> <p>④ 可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤2                      ～可搬型直流変換器～B後備蓄電池接続盤～B直流母線電路                      可搬型直流電源用発電機配置場所 図 57.8.14                      可搬型直流変換器配置場所 図 57.8.15                      系統接続図 図 57.8.16</p>	<p>【大飯】                      記載の充実(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川：電源車→可搬型代替電源車、可搬型直流電源用発電機</li> <li>・女川：電源車接続口(原子炉建屋西側)及び電源車接続口(原子炉建屋東側)→泊：A-可搬型代替電源接続盤およびB-可搬型代替電源接続盤、可搬型直流電源接続盤1及び可搬型直流電源接続盤2</li> <li>・女川：非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系→泊：非常用高圧母線(6-A)及び非常用高圧母線(6-B)</li> </ul> <p>【女川】                      設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型代替交流電源設備のルート数には相違ないが、可搬型直流電源設備の構成の相違による、ルート数に差異がある。</li> <li>・可搬型代替直流電源設備の設備構成として女川は緊急用低圧母線2G系を經由し代替直流電源設備に給電を行うが、泊は可搬型直流変換器、A又はB後備蓄電池接続盤及びA又はB直流母線に給電する構成である。</li> </ul>

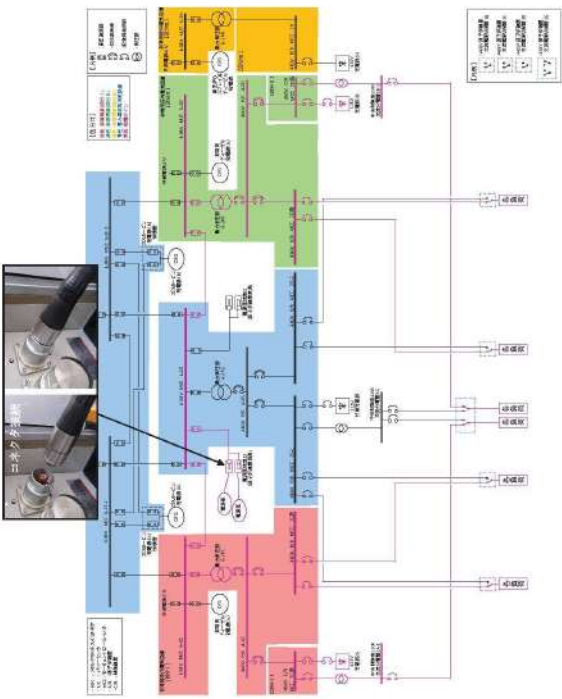
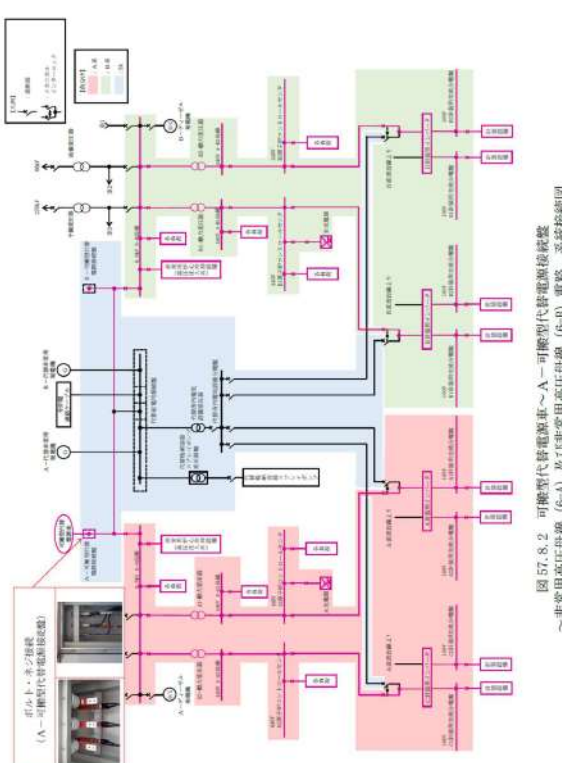
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-8-1 電源車～電源車接続口(原子炉建屋西側)              ～非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系電路 電源車配置場所</p>	 <p>図57.8.1 可搬型代替電源車～A-可搬型代替電源接続線              ～非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) 電路 可搬型代替電源車配置場所</p>	<p>【大飯】              記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

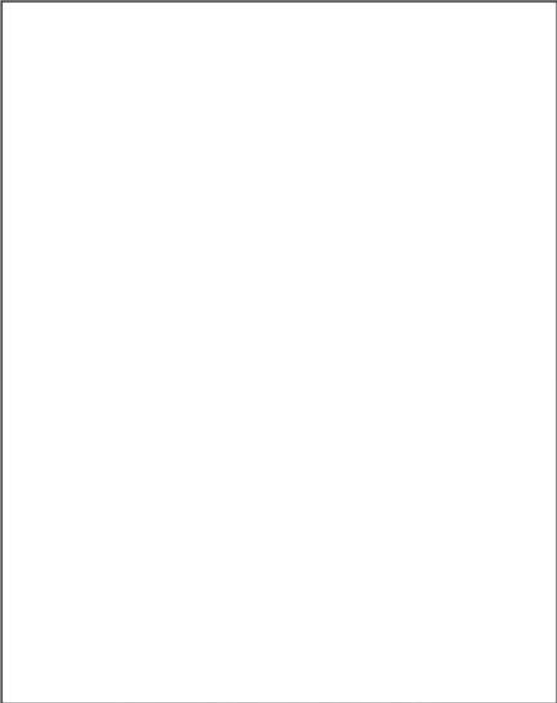
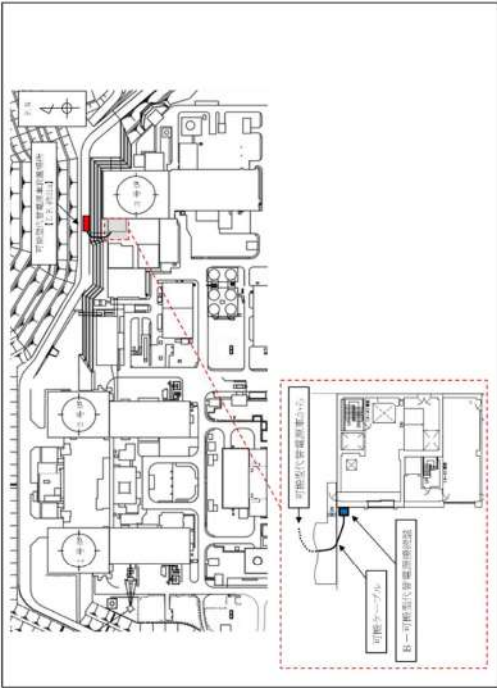
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-8-2 電源車～電荷車接続口 (原子炉建屋西側)～非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路 系統接続図</p>	 <p>図 57.8.2 可搬型代替電源車～A-1可搬型代替電源車後継機～非常用高圧母線 (G-A) 及び非常用高圧母線 (G-B) 電路 系統接続図</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

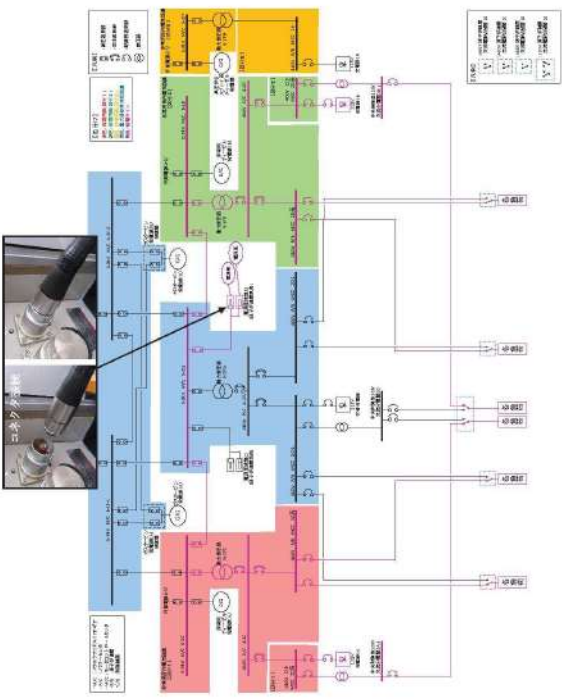
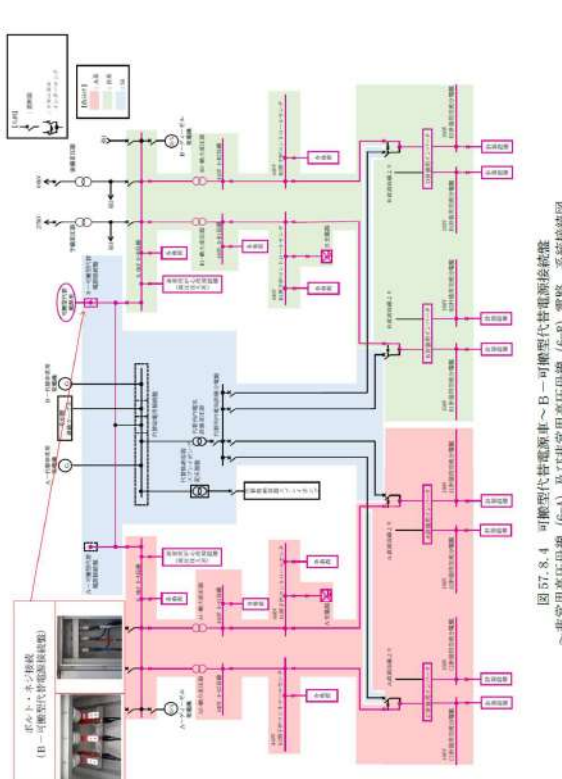
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="741 876 1229 930">                     図 57-8-3 電源車～電源車接続口(原子炉建屋東側)                      ～非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路 電源車配置場所                      特図みの内容は防護上の観点から公開できません。                 </p>	 <p data-bbox="1783 293 1823 842">                     図 57-8-3 可搬型代替電源車～D-可搬型代替電源車電路接続                      ～非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) 電路 可搬型代替電源車配置場所                 </p>	<p data-bbox="1845 145 2157 341"> <b>【大飯】</b>                      記載の充実 (女川審査実績の反映)  <b>【女川】</b>                      設備の相違                      ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等                      対処設備として必要な設備を設けると                      いう点において同等である。                 </p>



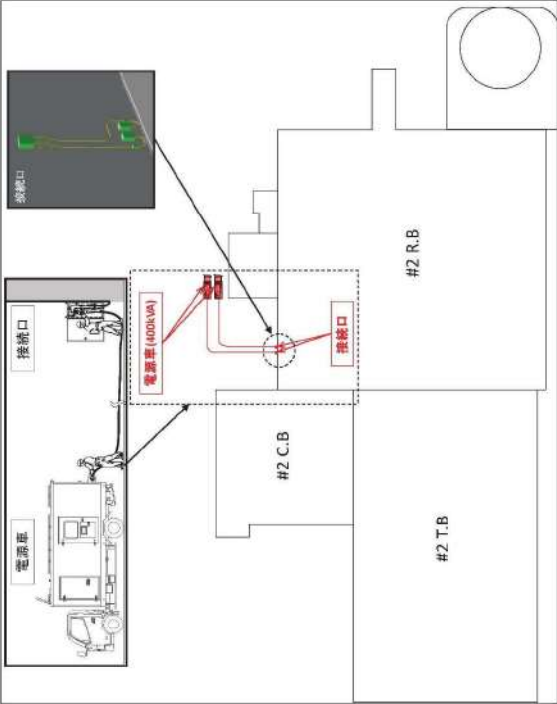
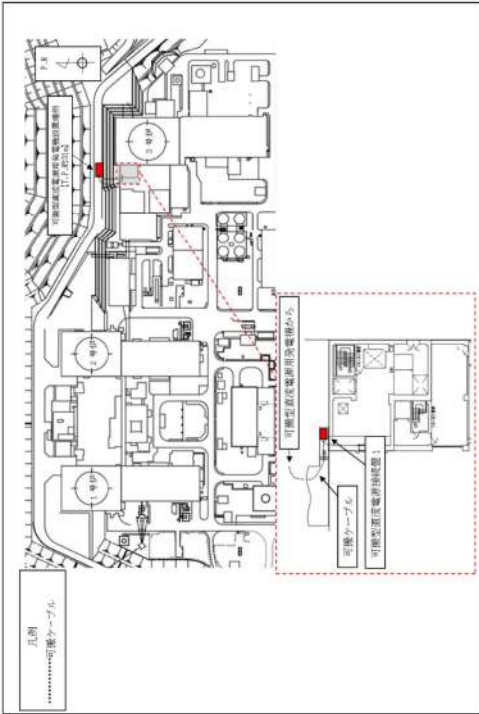
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-8-4 電源車～電源車接続口(原子炉建屋東側)～非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路 系統接続図</p>	 <p>図 57.8.4 可搬型代替電源車～B-1可搬型代替電源車接続口～非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) 電路 系統接続図</p>	<p>【大飯】                      記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="792 879 1111 916">図57-8-5 電源車～電源車接続口(原子炉建屋西側)              ↳緊急用低圧母線25系電路 電源車配置場所</p>	 <p data-bbox="1778 284 1818 826">図57.8.5 可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続線1～可搬型直流送電機              ～A後備蓄電池接続盤～A直流母線電路 可搬型直流電源用送電機配置場所</p>	<p data-bbox="1845 145 2107 193">【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p data-bbox="1845 201 2157 336">【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p>

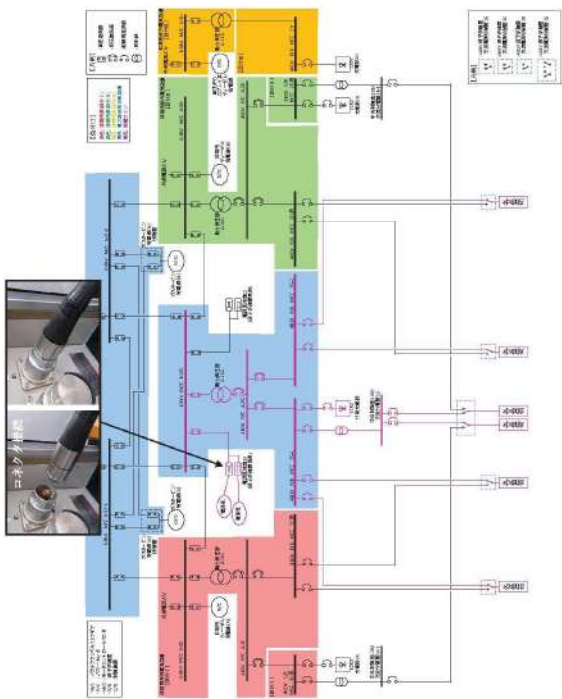
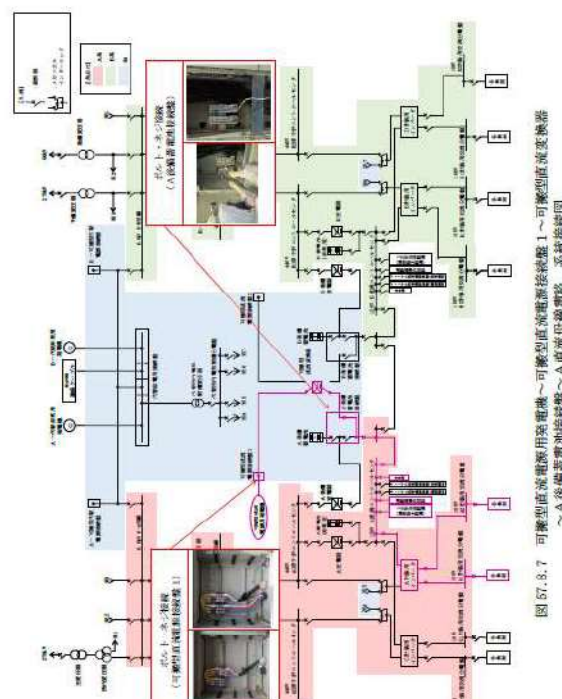
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

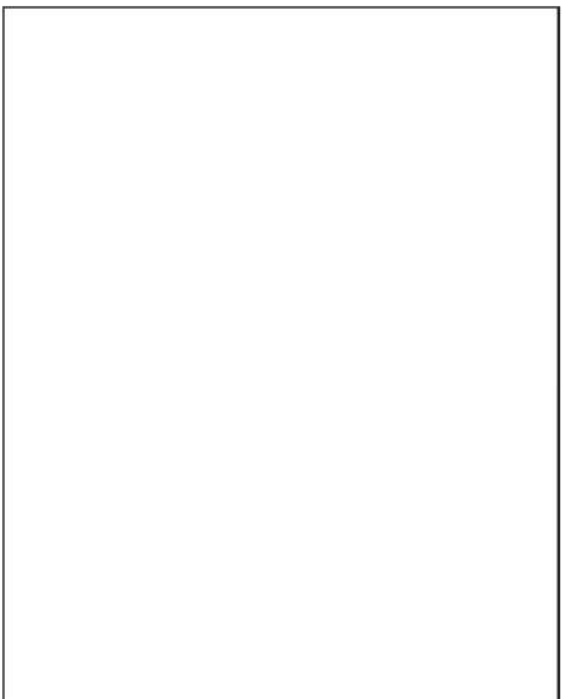
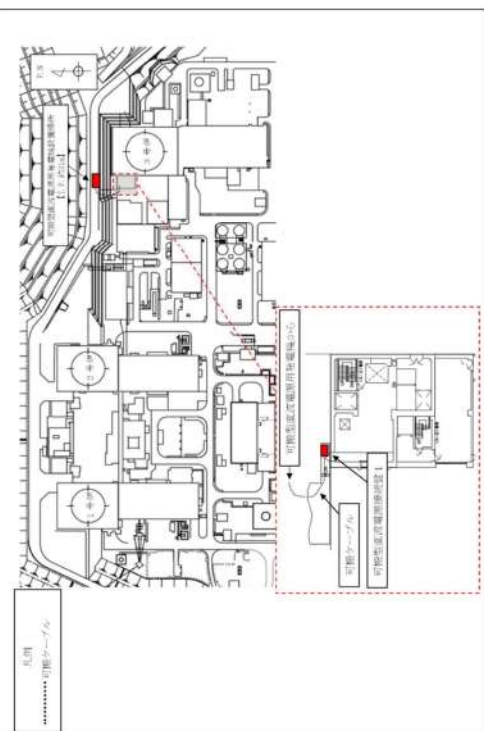
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-8-6 電源車へ電源車接続口(原子炉建屋西側)～緊急用低圧母線20系電路 系統接続図</p>	 <p>図57.8.7 可搬型直流電源用充電機～可搬型直流電源接続線1～可搬型直流電源機 ～A後継型電池接続機～A直流母線電路 系統接続図</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

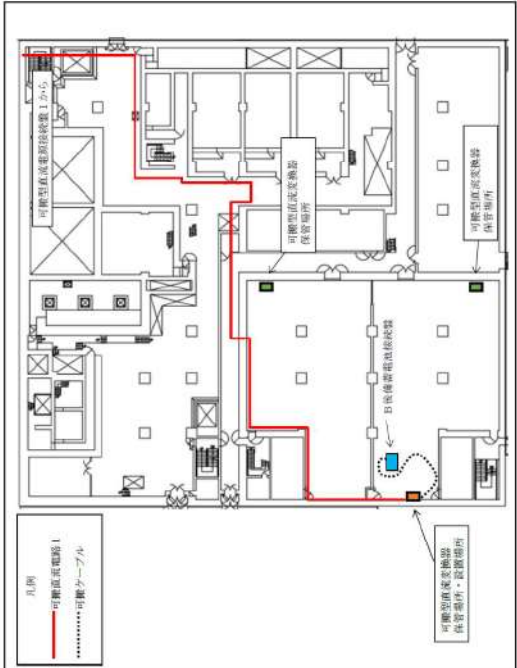
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="784 869 1220 933">図 57-8-7 電源車～電源車接続口(原子力建屋東側) ～緊急用低圧母線 20 系電路 電源車配置場所 各欄目の内容に防護上の観点から公開できません。</p>	 <p data-bbox="1769 255 1814 821">図 57-8-8 可搬型直流電源用巻取機～可搬型直流電源制御盤1～可搬型直流電源用発電機配置場所 ～B後備蓄電池接続経路～B直流母線電路 可搬型直流電源用発電機配置場所</p>	<p data-bbox="1848 143 2139 343">【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映) 【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

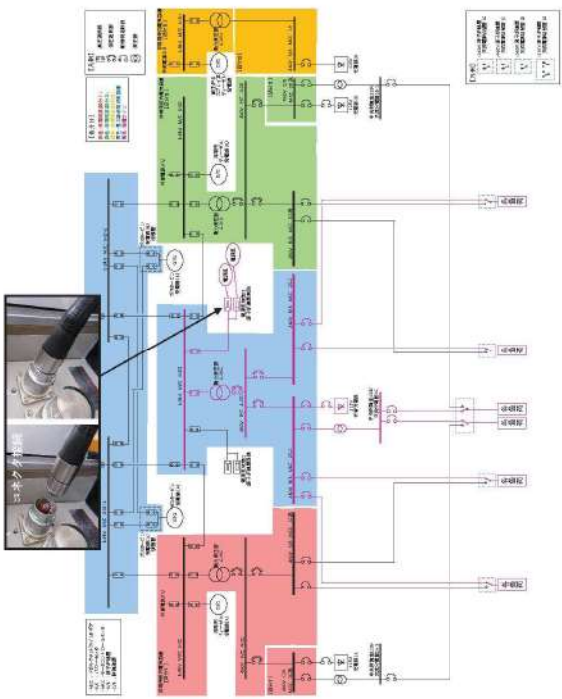
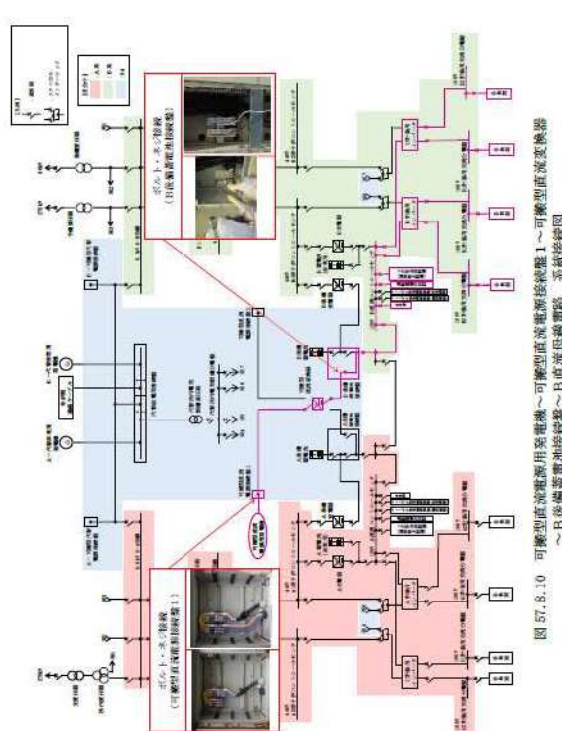
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-8-8 電源車へ電源車接続口(原子炉建屋東側)へ緊急用低圧母線2号電路 系統接続図</p>	 <p>図 57.8.10 可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続装置1～可搬型直流変換器～B装置蓄電池接続装置～B直流母線電路 系統接続図</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>凡例              .....電線カラー</p> <p>可搬型直流電源接続機から              可搬型直流電源接続機まで              可搬型直流電源接続機まで</p>	<p>【大飯】              記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

図 57.8.11. 可搬型直流電源機用発電機～可搬型直流電源接続機～可搬型直流電源機専用  
 ～A後備帯電機機～A直流母線電路 可搬型直流電源機専用



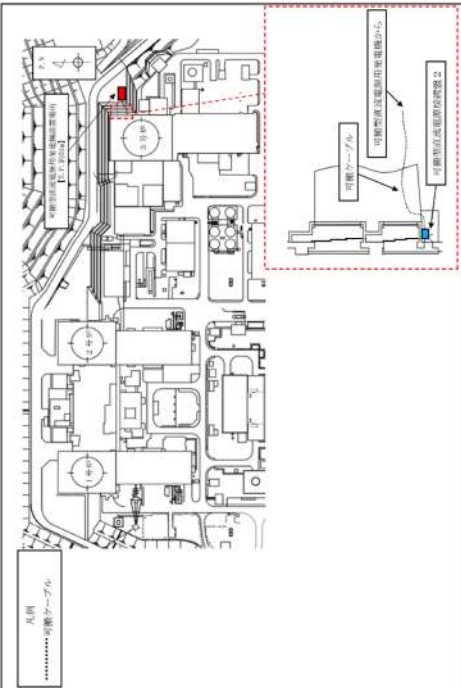
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.8.14 可搬型直流電源装置用変電機～可搬型直流電源装置2～可搬型直流電源装置1設置場所              B 後備蓄電池接続盤～B点直流母線電路 可搬型直流電源装置設置場所</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>





灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>図 57.3.16 可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続装置2～可搬型直流電源装置～B直流母線回路 系統接続図</p>	<p>【大飯】                      記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-9 代替所内電気設備の設備構成について	57-9 代替電源設備について	57-9 代替電源設備について	【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）

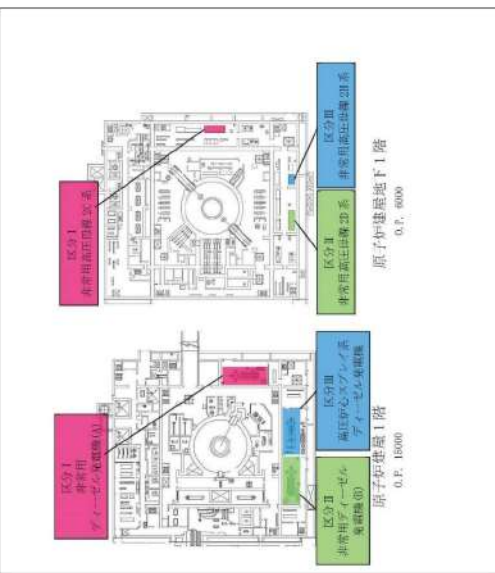
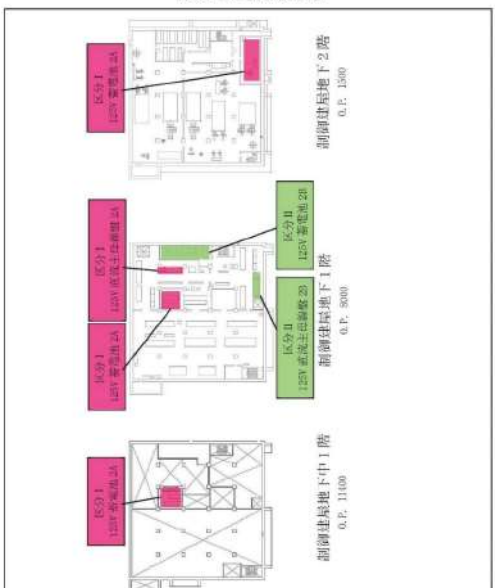
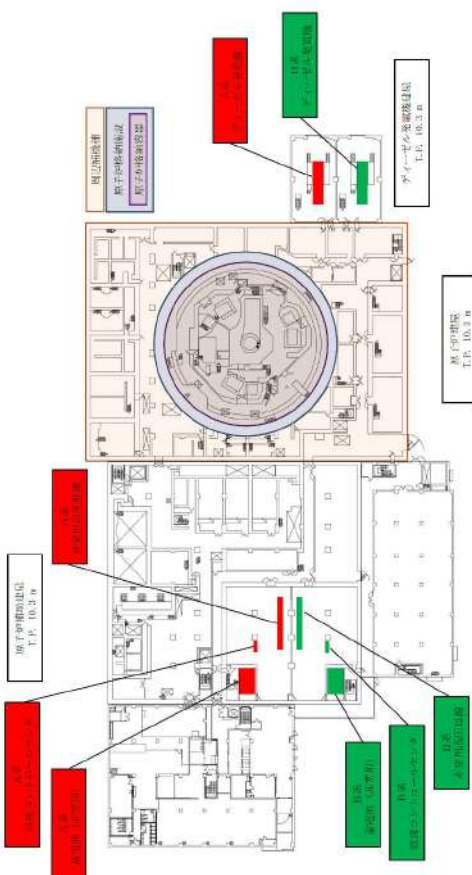
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉 (参考)伊方3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 代替電源設備について                      東京電力福島第一原子力発電所事故においては、津波によりディーゼル発電機の冷却機能(海水系)が喪失するとともに、ディーゼル発電機及びメタクラ等は浸水被害により、多重化された電源設備が同時に機能喪失するに至った。</p> <p>伊方3号機においては、設計基準対象施設としてディーゼル発電機及びメタクラ等の電気設備を設置している。これら電気設備は、設計基準の津波高さよりも高所にあり、かつ隔壁によって区画化された電気室に設置し、多重化を図るとともに互いに独立させており、共通要因により同時に機能喪失することなく、人の接近性を確保できる設計としている。</p>	<p>1. 代替電源設備について                      東京電力株式会社(現:東京電力ホールディングス株式会社)福島第一原子力発電所事故においては、津波により非常用ディーゼル発電機の冷却機能(海水系)が喪失するとともに、非常用ディーゼル発電機、非常用高圧母線等は浸水被害により、多重化された電源設備が同時に機能喪失するに至ったとの報告がある。</p> <p>女川原子力発電所2号炉においては、設計基準事故対処設備として非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、非常用高圧母線等の電気設備を設置している。女川原子力発電所2号炉の敷地高さは、O.P.約+13.8mであり、設計基準津波 O.P.+23.1m より低い、高さ約 15m(O.P.約+29m)の防潮堤を設置する。また、隔壁によって区画化された電気室に設置し、多重化を図ることにより、互いに独立させており、共通要因により同時に機能喪失することなく、人の接近性を確保可能な設計としている。(図 57-9-1~3)</p> <p>*O.P.：女川 原子力発電所工事用基準面</p>	<p>1. 代替電源設備について                      東京電力株式会社(現:東京電力ホールディングス株式会社)福島第一原子力発電所事故においては、津波により非常用ディーゼル発電機の冷却機能(海水系)が喪失するとともに、非常用ディーゼル発電機、非常用高圧母線等は浸水被害により、多重化された電源設備が同時に機能喪失するに至ったとの報告がある。</p> <p>泊発電所3号炉においては、設計基準事故対処設備としてディーゼル発電機、非常用高圧母線等の電気設備を設置している。泊発電所3号炉の敷地高さは、T.P.約 10.0m であり、設計基準津波 T.P.-----m より低い、高さ約 16.5m (T.P.約 26.5m)の防潮堤を設置する。また、隔壁によって区画化された電気室に設置し、多重化を図ることにより、互いに独立させており、共通要因により同時に機能喪失することなく、人の接近性を確保可能な設計としている。(図 57.9.1)</p> <p>*T.P.：東京湾平均海面</p>	<p>【大飯】                      記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      設備名称の相違                      ・女川：女川原子力発電所2号炉→泊：泊発電所3号炉                      設備名称の相違 (D/G)</p> <p>【女川】                      プラント設置位置高さ等の相違                      ・女川：敷地高さ+13.8m→泊：+10.0m                      ・女川：防潮堤高さ約 15m(O.P.約+29m)→泊：約 16.5m (T.P.約+26.5m)</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違                      ・女川の非常用電源設備は高圧炉心スプレイ系を有した3系統(区分Ⅰ、区分Ⅱ、区分Ⅲ)である。                      ・泊は大飯及び他 PWR と同じ2系統(A系、B系)構成である。(以降、「炉型による非常用電源設備構成の相違」と記載する。)</p> <p>【女川】                      記載表現の相違                      ・女川：O.P.→泊：T.P.                      ・女川：隔壁→泊：障壁</p> <p>図表番号の相違                      (以降、同様の箇所の相違理由の記載は省略する。)</p> <p>「」の範囲については、第5条「津波による損傷の防止」の審査進捗を踏まえて今後修正を行う。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

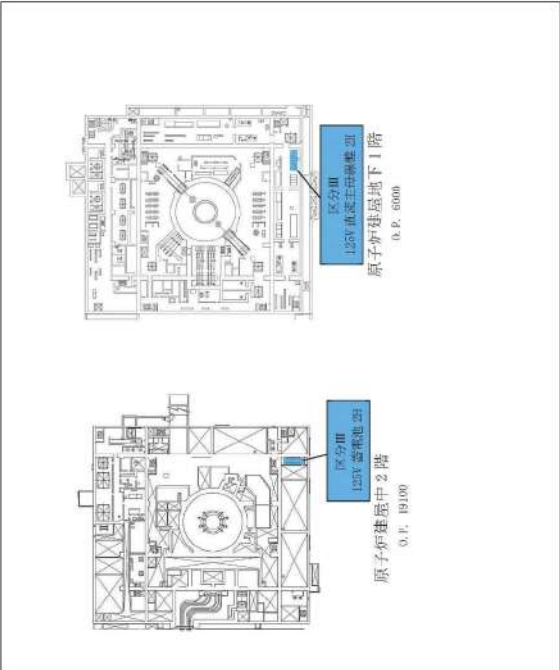
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-1 非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレー系ディーゼル発電機及び非常用高圧母線の配置</p>  <p>図 57-9-2 125V蓄電池2A及び125V蓄電池2B並びに125V直流主母線盤2A及び125V直流主母線盤2Bの配置</p>	 <p>図 57.9.1. ディーゼル発電機、非常用高圧母線、蓄電池 (非常用) 及び高圧母線の配置</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="757 850 1144 868">図57-9-3 125V蓄電池2H及び125V直流主母線盤2Hの配置</p>		<p data-bbox="1845 145 2130 193">【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>しかしながら、これら設計基準事故対処設備の電気設備が機能喪失した場合においても、重大事故等に対処できるよう常設又は可搬の代替電源等の設備を設置している。</p> <p>これら常設又は可搬の代替電源等の設備は、設置許可基準規則第57条及び技術基準規則第72条に要求事項が示されている。また、設置許可基準規則第57条及び技術基準規則第72条以外で、代替電源からの給電が要求される条文を表57-9-1に示す。</p> <p>また、代替電源からの給電が要求される各設備の単線結線図は下記のとおり添付している。</p> <p>設置許可基準規則第46条 / 技術基準規則第61条：図57-9-(46-1)～57-9-(46-2)</p> <p>設置許可基準規則第51条 / 技術基準規則第66条：図57-9-(51-1)～57-9-(51-2)</p> <p>設置許可基準規則第52条 / 技術基準規則第67条：図57-9-(52-1)～57-9-(52-2)</p> <p>設置許可基準規則第53条 / 技術基準規則第68条：図57-9-(53-1)～57-9-(53-2)</p> <p>設置許可基準規則第54条 / 技術基準規則第69条：図57-9-(54-1)～57-9-(54-2)</p> <p>設置許可基準規則第59条 / 技術基準規則第74条：図57-9-(59)</p> <p>設置許可基準規則第60条 / 技術基準規則第75条：図57-9-(60)</p> <p>設置許可基準規則第61条 / 技術基準規則第76条：図57-9-(61)</p> <p>設置許可基準規則第62条 / 技術基準規則第77条：図57-9-(62-1)～57-9-(62-2)</p>	<p>しかしながら、これら設計基準事故対処設備の電気設備が機能喪失した場合においても、重大事故等に対処できるよう常設又は可搬の代替電源等の設備を設置している。</p> <p>これら常設又は可搬の代替電源等の設備は、設置許可基準規則第57条及び技術基準規則第72条に要求事項が示されている。また、設置許可基準規則第57条及び技術基準規則第72条以外で、代替電源からの給電が要求される条文を表57.9.1に示す。</p> <p>また、代替電源からの給電が要求される各設備の単線結線図は下記のとおり添付している。</p> <p>設置許可基準規則第46条 / 技術基準規則第61条：図57.9.2～図57.9.3</p> <p>設置許可基準規則第51条 / 技術基準規則第66条：図57.9.4</p> <p>設置許可基準規則第52条 / 技術基準規則第67条：図57.9.5～図57.9.6</p> <p>設置許可基準規則第53条 / 技術基準規則第68条：図57.9.7～図57.9.8</p> <p>設置許可基準規則第54条 / 技術基準規則第69条：図57.9.9～図57.9.10</p> <p>設置許可基準規則第59条 / 技術基準規則第74条：図57.9.11～図57.9.12</p> <p>設置許可基準規則第60条 / 技術基準規則第75条：図57.9.13</p> <p>設置許可基準規則第61条 / 技術基準規則第76条：図57.9.14</p> <p>設置許可基準規則第62条 / 技術基準規則第77条：図57.9.15～図57.9.17</p>	<p>【大飯】                      記載の充実 (女川審査実績の反映)</p>

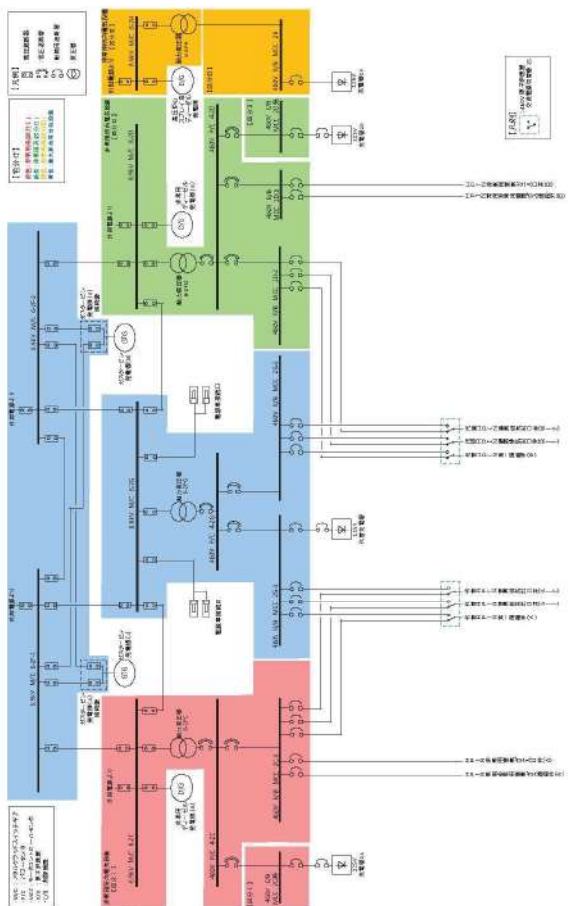
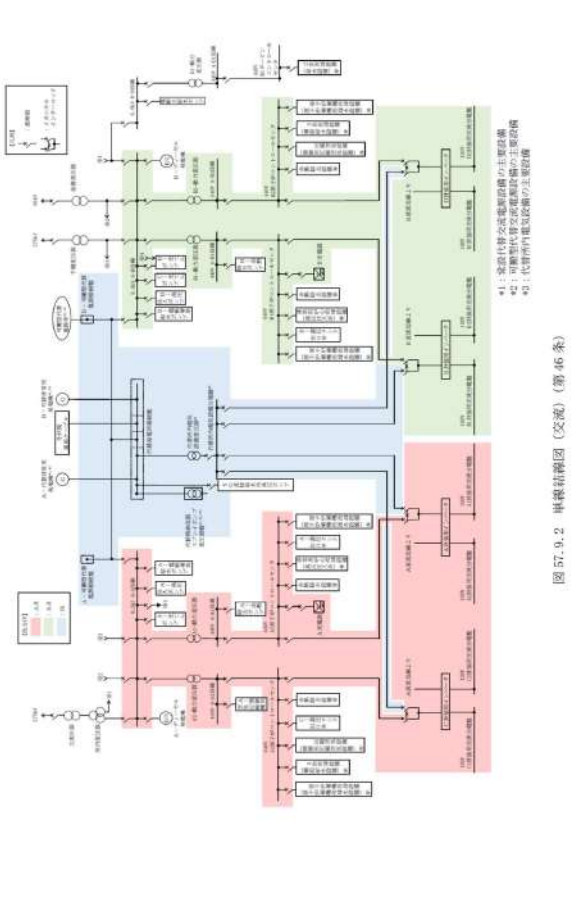


灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																												
	<p>表 57-9-1 代替電源からの給電が要求される条文</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準/技術基準条文番号</th> <th>記載内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第46条 第61条</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 ・常設直流電源系統喪失時に操作できる手動設備又は可搬型代替直流電源設備を配備する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第51条 第66条</td> <td>原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第52条 第67条</td> <td>水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第53条 第68条</td> <td>水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第54条 第69条</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第59条 第74条</td> <td>運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 ・原子炉制御室用の電源 (空調及び照明等) は、代替交流電源設備からの給電を可能とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第60条 第75条</td> <td>監視測定設備 ・代替交流電源設備からの給電を可能とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第61条 第76条</td> <td>緊急時対策所 ・代替交流電源からの給電を可能とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第62条 第77条</td> <td>通信連絡を行うために必要な設備 ・通信連絡設備は、代替電源設備 (電池等の予備電源設備を含む。) からの給電を可能とする。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準/技術基準条文番号	記載内容	備考	第46条 第61条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 ・常設直流電源系統喪失時に操作できる手動設備又は可搬型代替直流電源設備を配備する。		第51条 第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。		第52条 第67条	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。		第53条 第68条	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。		第54条 第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。		第59条 第74条	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 ・原子炉制御室用の電源 (空調及び照明等) は、代替交流電源設備からの給電を可能とする。		第60条 第75条	監視測定設備 ・代替交流電源設備からの給電を可能とする。		第61条 第76条	緊急時対策所 ・代替交流電源からの給電を可能とする。		第62条 第77条	通信連絡を行うために必要な設備 ・通信連絡設備は、代替電源設備 (電池等の予備電源設備を含む。) からの給電を可能とする。		<p>表 57.9.1 代替電源からの給電が要求される条文</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置許可基準/技術基準条文番号</th> <th>記載内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第46条 第61条</td> <td>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 ・常設直流電源系統喪失時に操作できる手動設備又は可搬型代替直流電源設備を配備する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第51条 第66条</td> <td>原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第52条 第67条</td> <td>水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第53条 第68条</td> <td>水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第54条 第69条</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第59条 第74条</td> <td>運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 ・原子炉制御室用の電源 (空調及び照明等) は、代替交流電源設備からの給電を可能とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第60条 第75条</td> <td>監視測定設備 ・代替交流電源設備からの給電を可能とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第61条 第76条</td> <td>緊急時対策所 ・代替交流電源からの給電を可能とする。</td> <td>緊急時対策所の通信連絡設備以外は第57条と別の電源を用いるため、2.18緊急時対策所で示す。</td> </tr> <tr> <td>第62条 第77条</td> <td>通信連絡を行うために必要な設備 ・通信連絡設備は、代替電源設備 (電池等の予備電源設備を含む。) からの給電を可能とする。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準/技術基準条文番号	記載内容	備考	第46条 第61条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 ・常設直流電源系統喪失時に操作できる手動設備又は可搬型代替直流電源設備を配備する。		第51条 第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。		第52条 第67条	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。		第53条 第68条	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。		第54条 第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。		第59条 第74条	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 ・原子炉制御室用の電源 (空調及び照明等) は、代替交流電源設備からの給電を可能とする。		第60条 第75条	監視測定設備 ・代替交流電源設備からの給電を可能とする。		第61条 第76条	緊急時対策所 ・代替交流電源からの給電を可能とする。	緊急時対策所の通信連絡設備以外は第57条と別の電源を用いるため、2.18緊急時対策所で示す。	第62条 第77条	通信連絡を行うために必要な設備 ・通信連絡設備は、代替電源設備 (電池等の予備電源設備を含む。) からの給電を可能とする。		<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p>
設置許可基準/技術基準条文番号	記載内容	備考																																																													
第46条 第61条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 ・常設直流電源系統喪失時に操作できる手動設備又は可搬型代替直流電源設備を配備する。																																																														
第51条 第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。																																																														
第52条 第67条	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。																																																														
第53条 第68条	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。																																																														
第54条 第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。																																																														
第59条 第74条	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 ・原子炉制御室用の電源 (空調及び照明等) は、代替交流電源設備からの給電を可能とする。																																																														
第60条 第75条	監視測定設備 ・代替交流電源設備からの給電を可能とする。																																																														
第61条 第76条	緊急時対策所 ・代替交流電源からの給電を可能とする。																																																														
第62条 第77条	通信連絡を行うために必要な設備 ・通信連絡設備は、代替電源設備 (電池等の予備電源設備を含む。) からの給電を可能とする。																																																														
設置許可基準/技術基準条文番号	記載内容	備考																																																													
第46条 第61条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 ・常設直流電源系統喪失時に操作できる手動設備又は可搬型代替直流電源設備を配備する。																																																														
第51条 第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。																																																														
第52条 第67条	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。																																																														
第53条 第68条	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。																																																														
第54条 第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 ・交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする。																																																														
第59条 第74条	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 ・原子炉制御室用の電源 (空調及び照明等) は、代替交流電源設備からの給電を可能とする。																																																														
第60条 第75条	監視測定設備 ・代替交流電源設備からの給電を可能とする。																																																														
第61条 第76条	緊急時対策所 ・代替交流電源からの給電を可能とする。	緊急時対策所の通信連絡設備以外は第57条と別の電源を用いるため、2.18緊急時対策所で示す。																																																													
第62条 第77条	通信連絡を行うために必要な設備 ・通信連絡設備は、代替電源設備 (電池等の予備電源設備を含む。) からの給電を可能とする。																																																														

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-(46-1) 単線結線図(交流) (第46条)</p>	 <p>図 57.9.2 単線結線図 (交流) (第46条)</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

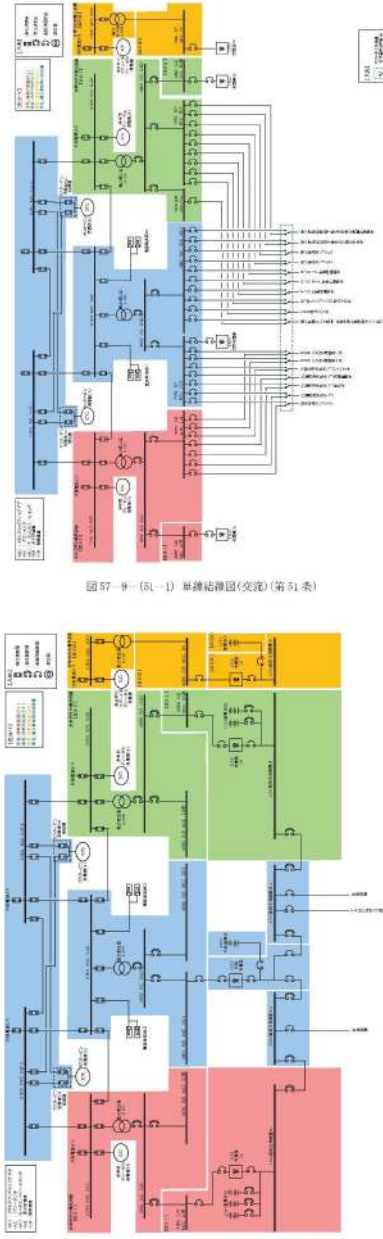
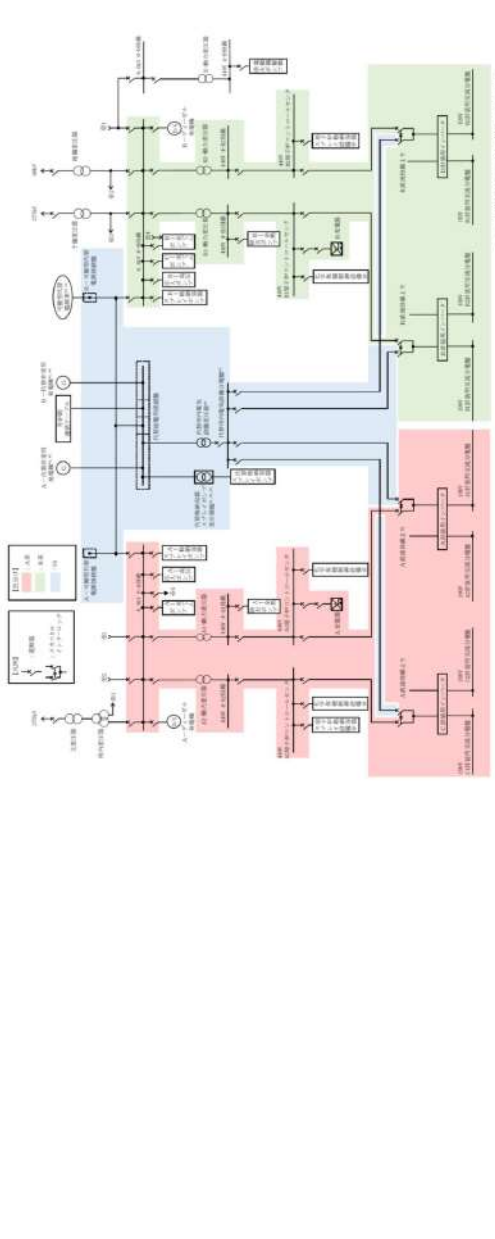
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-9-(46-2) 単線結線図(直流)(第46条)</p>	<p>図 57.9.3 単線結線図 (直流) (第46条)</p>	<p>【大飯】                      記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

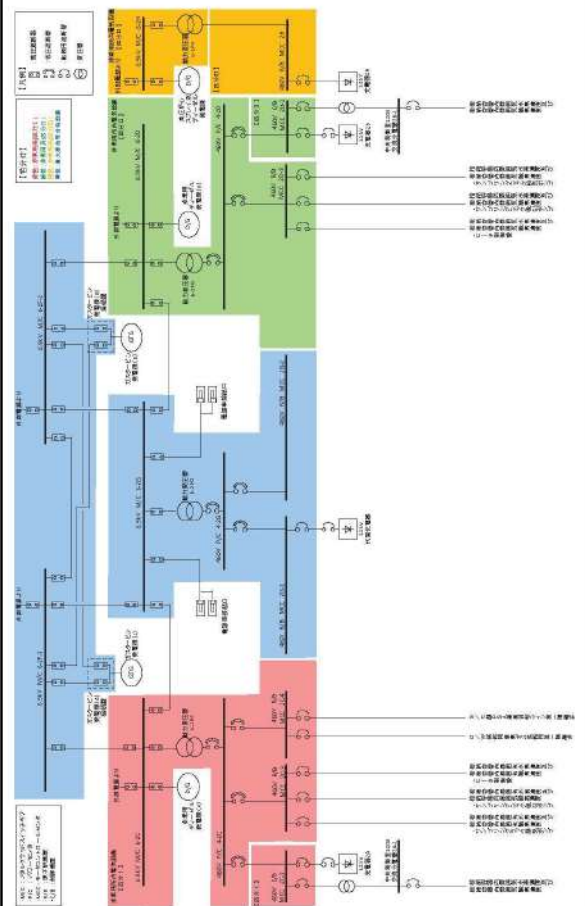
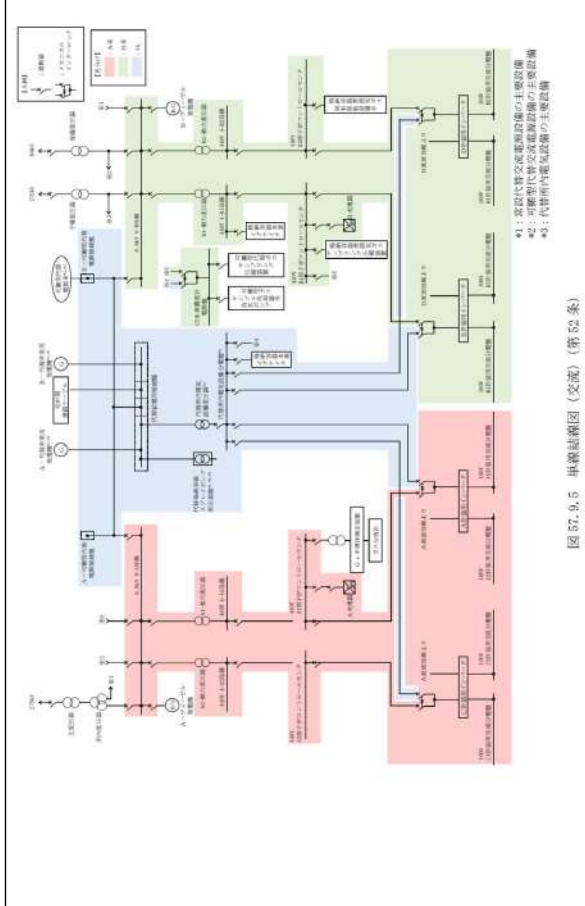
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-9-(51-1) 単線結線図(交流) (第51条)</p> <p>図57-9-(51-2) 単線結線図(直流) (第51条)</p>	 <p>41：事故代替交流電源設備の主要設備              42：可搬型代替交流電源設備の主要設備              43：代替所内電気設備の主要設備</p> <p>図57.9.4 単線結線図(交流) (第51条)</p>	<p>【大飯】              記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>



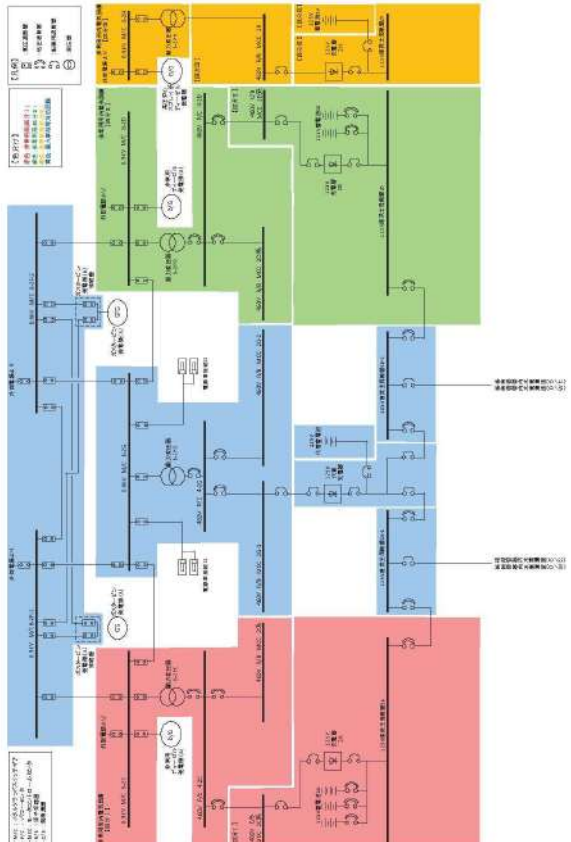
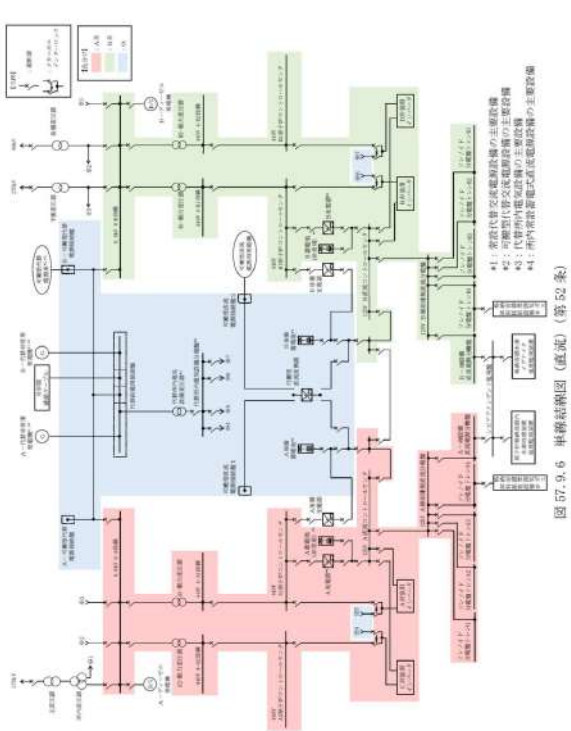
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-(52-1) 単線結線図(交流)(第52条)</p>	 <p>図 57.9.5 単線結線図(交流)(第52条)</p>	<p>【大飯】                      記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

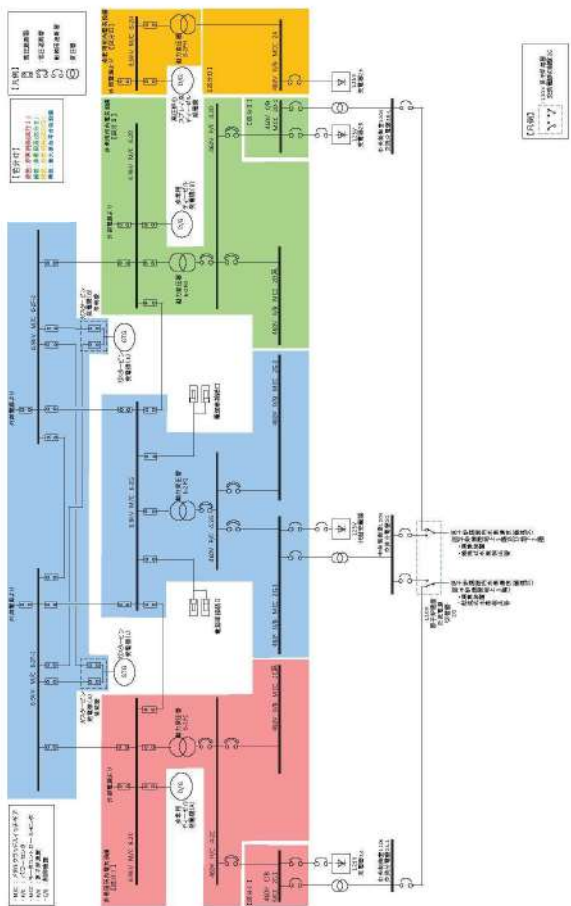
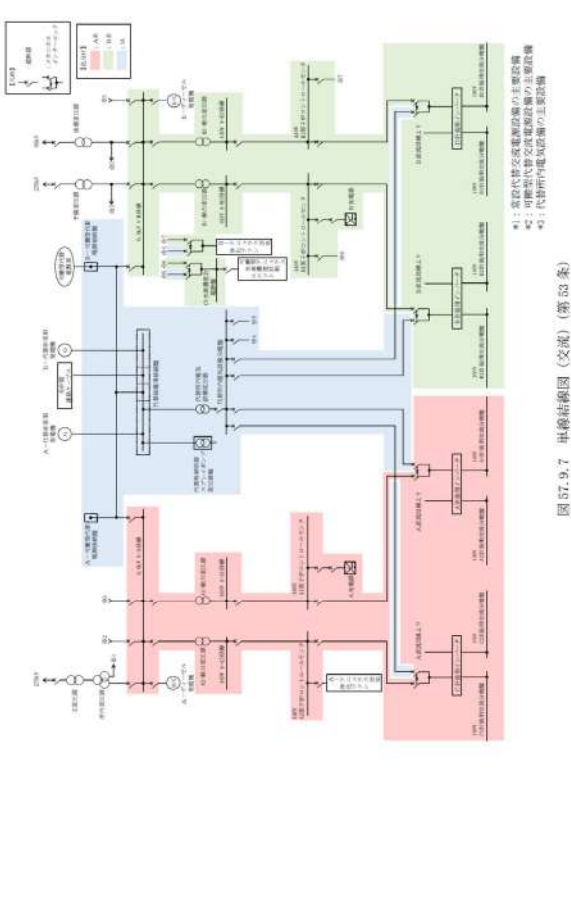
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="757 1029 1142 1050">図 57-9-(52-2) 単線結線図(直流) (第52条)</p>	 <p data-bbox="1803 430 1825 686">図 57.9.6 単線結線図(直流) (第52条)</p>	<p data-bbox="1848 143 1904 164">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 172 2105 193">記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p data-bbox="1848 201 1904 221">【女川】</p> <p data-bbox="1848 229 1926 250">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 258 2157 338" style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-(53-1) 単線結線図(交流) (第53条)</p>	 <p>図 57.9.7 単線結線図 (交流) (第53条)</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-(53-2) 単線結線図(直流) (第53条)</p>	 <p>図 57.9.8 単線結線図 (直流) (第53条)</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

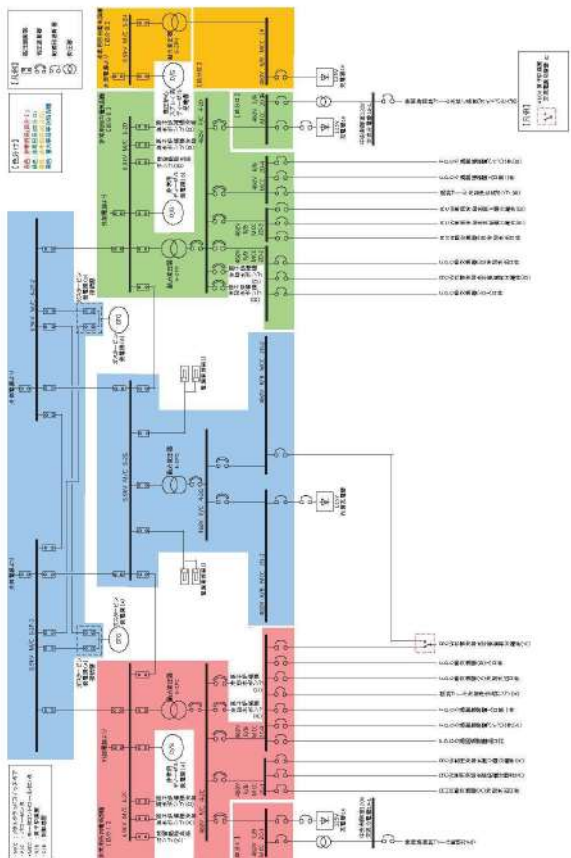
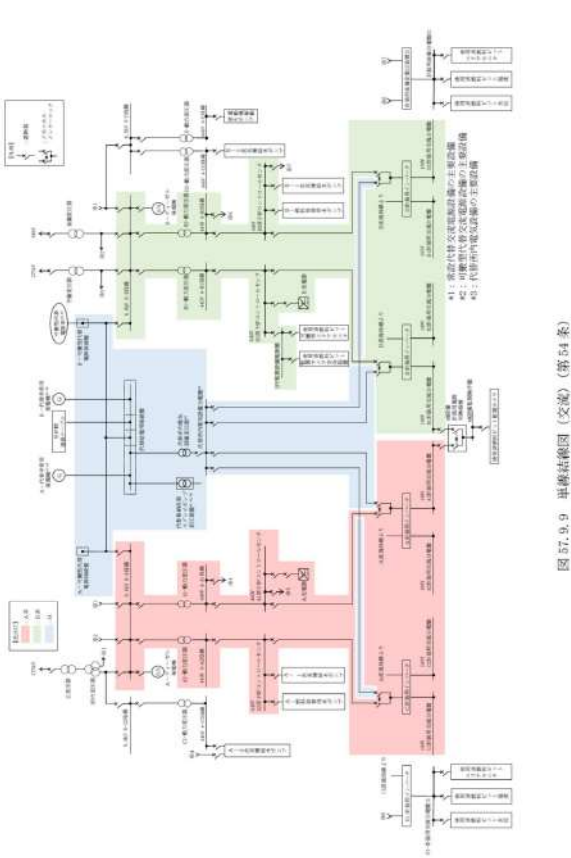
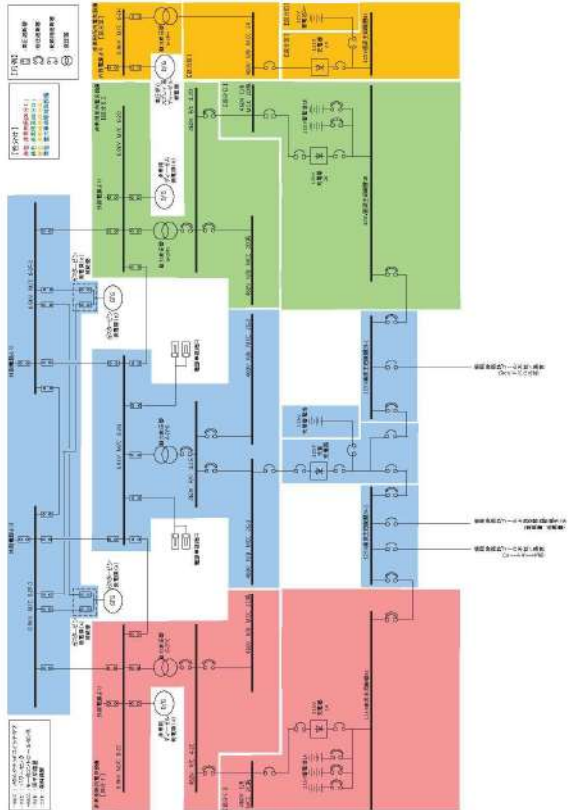
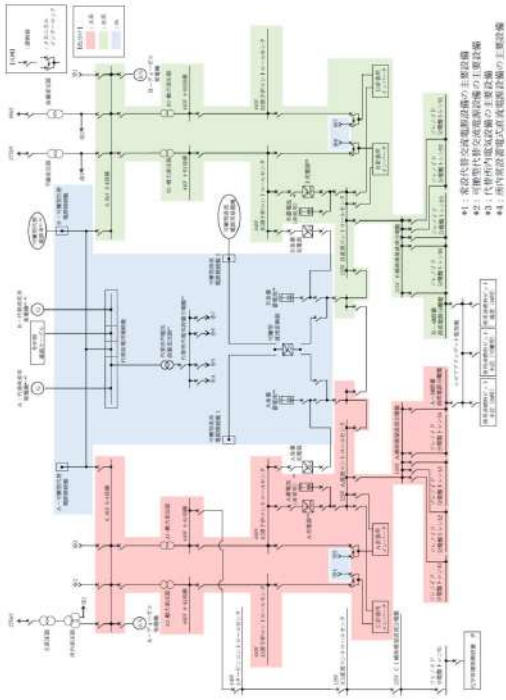
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-(54-1) 単線結線図(交流)(第54条)</p>		<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

図 57.9.9 単線結線図(交流)(第54条)

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

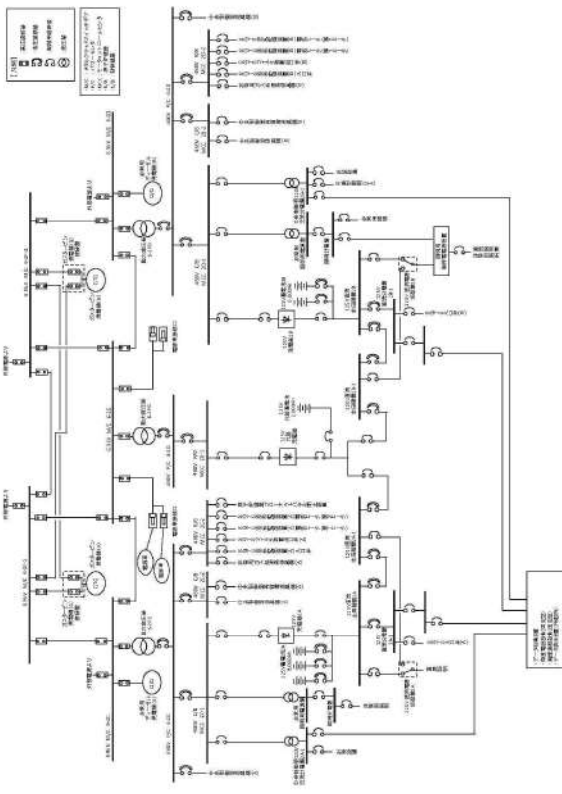
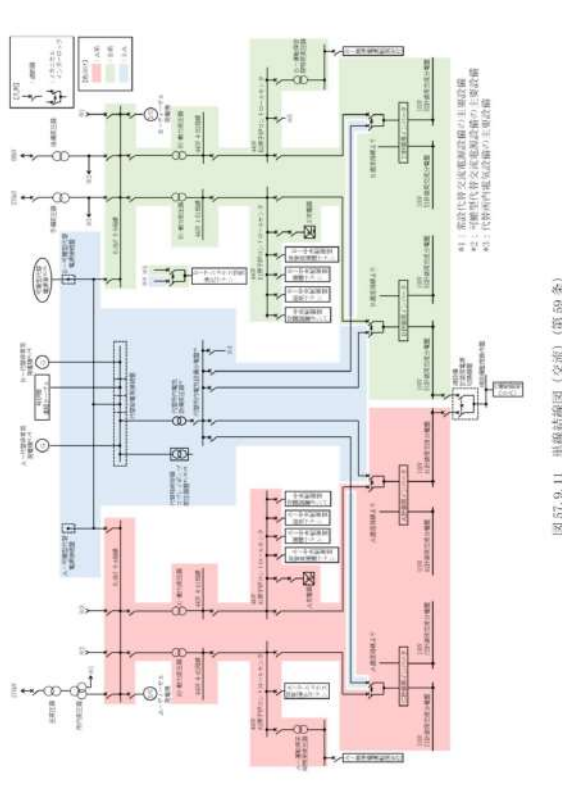
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="763 991 1133 1011">図57-9-(54-2) 単線結線図(直流) (第54条)</p>	 <p data-bbox="1800 427 1823 687">図 57.9.10 単線結線図 (直流) (第54条)</p>	<p data-bbox="1845 145 1906 165">【大飯】</p> <p data-bbox="1845 172 2101 193">記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p data-bbox="1845 199 1906 220">【女川】</p> <p data-bbox="1845 226 1928 247">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 253 2157 336" style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-(59) 単線結線図 (第59条)</p>	 <p>図 57.9.11 単線結線図 (交流) (第59条)</p>	<p>【大飯】                      記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

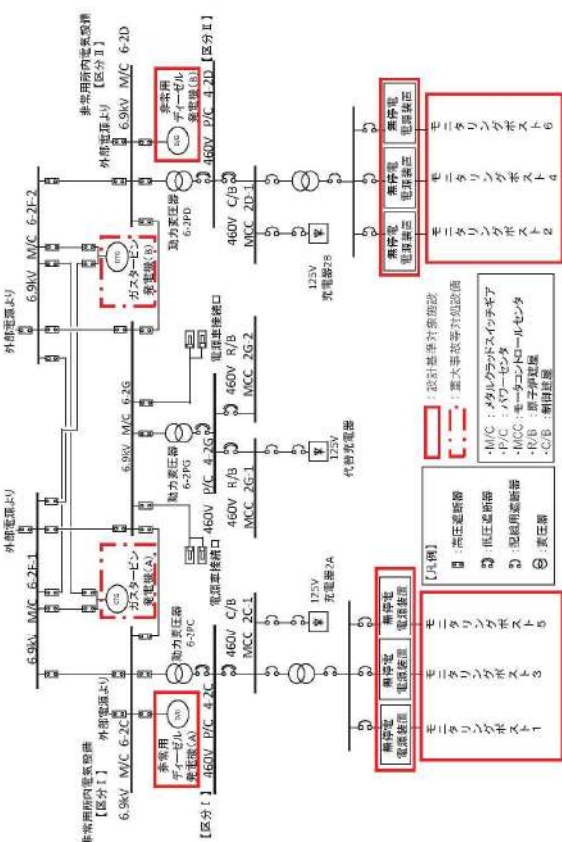
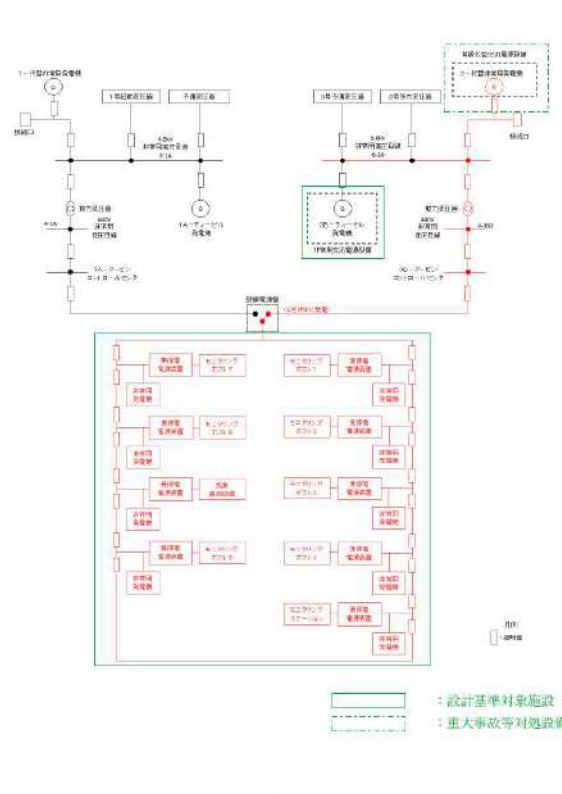
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>図 57.9.12 系統結線図 (直流) (第59条)</p>	<p>【女川】                  設備の相違                  ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>



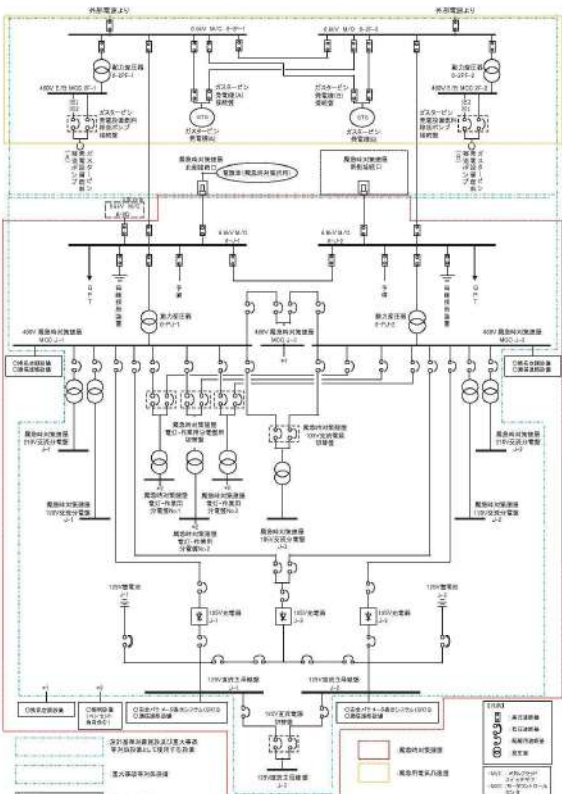
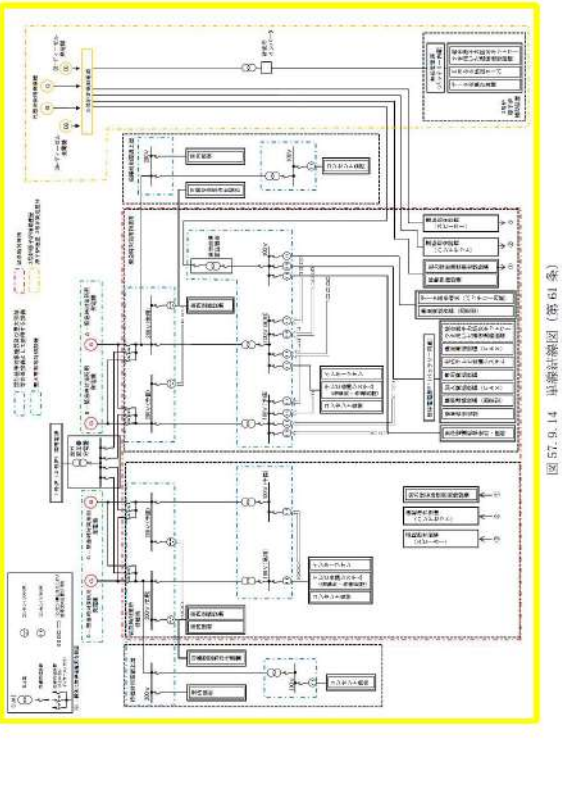
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-(60) 単線結線図(交流)(第60条)</p>	 <p>図 57.9.13 単線結線図 (第60条)</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

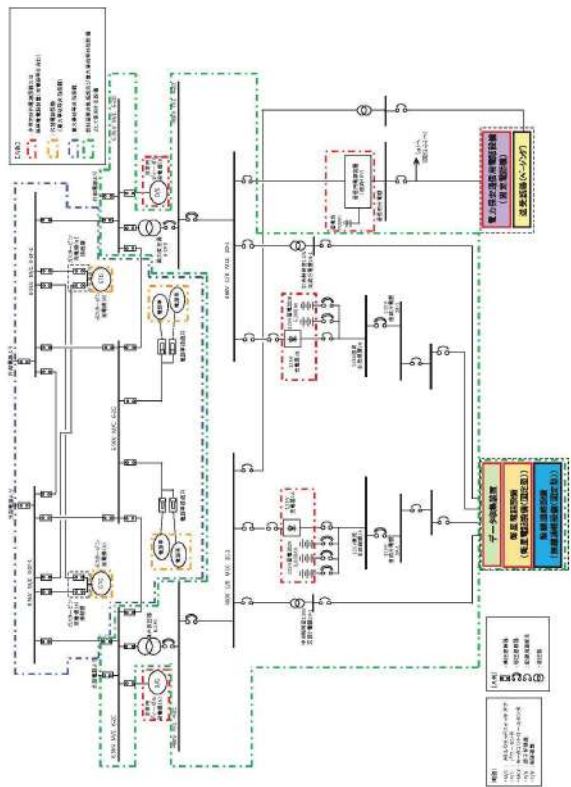
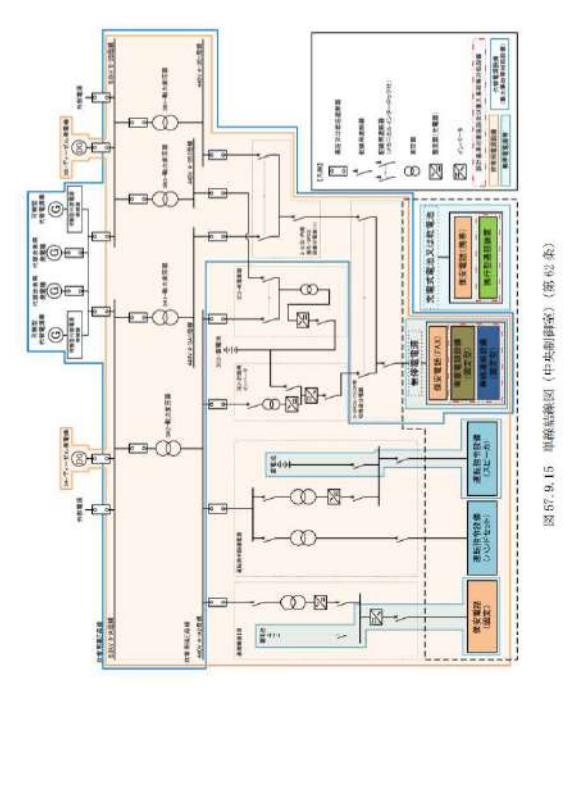
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-(61) 単線結線図(第61条)</p>	 <p>図 57.9.14 単線結線図 (第61条)</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

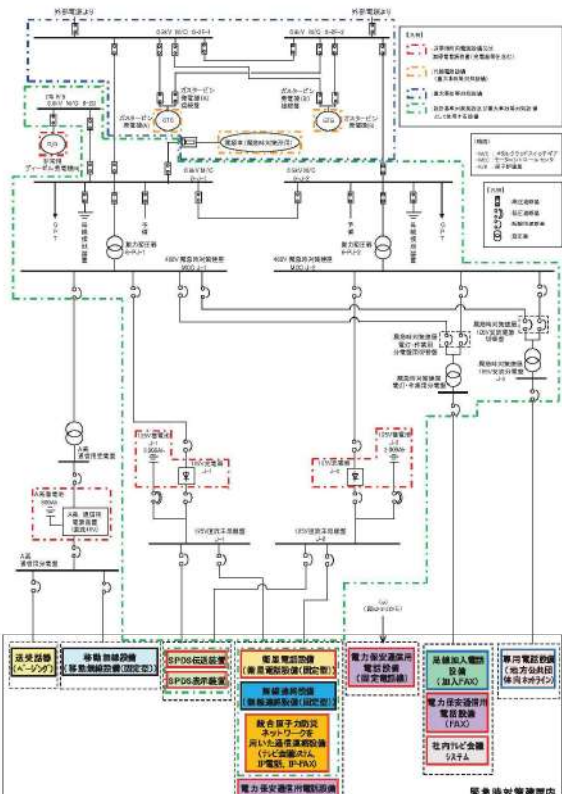
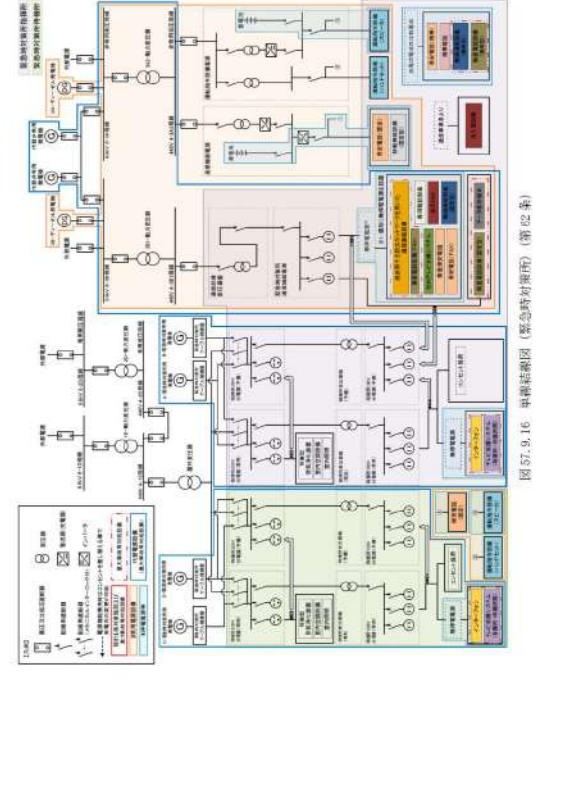
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-(62-1) 単線結線図(中央制御室)(第62条)</p>	 <p>図 57.9.15 単線結線図 (中央制御室) (第62条)</p>	<p>【大飯】                      記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

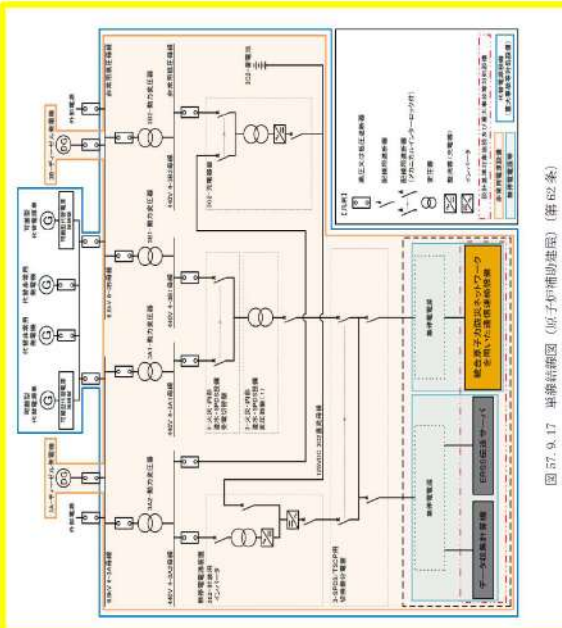
赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-1 (62-2) 単線結線図 (緊急時対策所) (第 62 条)</p>	 <p>図 57.9.16 単線結線図 (緊急時対策所) (第 62 条)</p>	<p><b>【大飯】</b>                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p><b>【女川】</b>                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</li> </ul>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.9.17 単線結線図 (原子炉補助系統) (第62条)</p>	<p>【女川】                  設備の相違                  ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

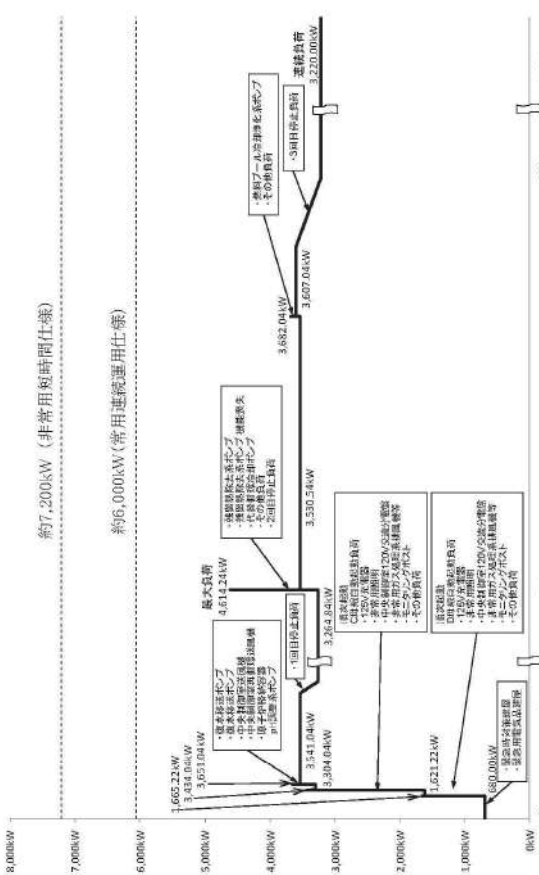
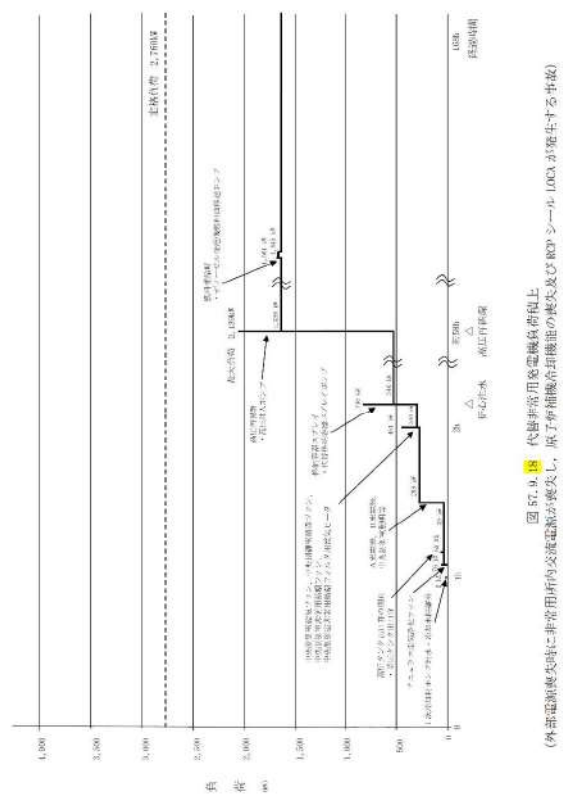
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																					
<p>1.1 重大事故等対処設備による代替電源(交流)の供給</p> <p>1.1.1 ガスタービン発電機</p> <p>交流動力電源を供給する設計基準事故対処設備として、<b>非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機</b>を設置しており、<b>非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機</b>が故障した場合の常設代替交流電源設備として、<b>ガスタービン発電機</b>を設置する。</p> <p><b>ガスタービン発電機は、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機と異なり、冷却海水を必要とせずに装置単独で起動可能とし、燃料系統は非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイトンクとは独立したガスタービン発電設備軽油タンク、タンクローリー及び軽油タンクから補給可能とすることから、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機と多様性を有した設計とする。</b></p> <p><b>ガスタービン発電機は1台あたり非常用短時間仕様3,600kW(常用連続運用仕様:約3,033kW)の発電装置を2台(7,200kW)設置し、表57-9-2のとおり有効性評価において最大負荷となる「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)代替循環冷却系を使用する場合」を想定するシナリオにおいて必要とされる電源容量(最大負荷約4,615kW、連続負荷約3,220kW)に対し、十分な容量を確保する。</b></p> <p>表57-9-2 ガスタービン発電機の負荷                      (雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)代替循環冷却系を使用する場合)                      代替循環冷却系を使用する場合)                      (その他負荷を含む負荷の内訳は添付資料57-9-1参照)</p> <table border="1" data-bbox="772 869 1131 1380"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>容量(kW) (停止負荷容量)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>緊急時対策棟屋</td><td>305.00</td></tr> <tr><td>緊急用電気設備屋</td><td>275.00</td></tr> <tr><td>D母線自動起動負荷</td><td></td></tr> <tr><td>・125V充電器</td><td>118.00</td></tr> <tr><td>・非常用照明</td><td>180.00</td></tr> <tr><td>・中央制御室120V交流分電盤</td><td>52.50</td></tr> <tr><td>・非常用ガス処理系排風機等<sup>*1</sup></td><td>35.00</td></tr> <tr><td>・モニタリングポスト</td><td>10.00</td></tr> <tr><td>・その他負荷</td><td>545.72</td></tr> <tr><td>・1回目停止負荷</td><td>(49.70)</td></tr> <tr><td>・3回目停止負荷</td><td>(104.02)</td></tr> <tr><td>C母線自動起動負荷</td><td></td></tr> <tr><td>・125V充電器</td><td>118.00</td></tr> <tr><td>・非常用照明</td><td>180.00</td></tr> <tr><td>・中央制御室120V交流分電盤</td><td>52.50</td></tr> <tr><td>・非常用ガス処理系排風機等<sup>*1</sup></td><td>35.00</td></tr> <tr><td>・モニタリングポスト</td><td>10.00</td></tr> <tr><td>・その他負荷</td><td>1,287.32</td></tr> <tr><td>・1回目停止負荷</td><td>(226.50)</td></tr> <tr><td>・3回目停止負荷</td><td>(283.02)</td></tr> <tr><td>復水移送ポンプ</td><td>45.00</td></tr> <tr><td>復水移送ポンプ</td><td>45.00</td></tr> <tr><td>中央制御室送風機</td><td>110.00</td></tr> <tr><td>中央制御室再循環送風機</td><td>15.00</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器<sup>1</sup>調整系ポンプ</td><td>22.00</td></tr> <tr><td>残留熱除去系ポンプ<sup>2</sup></td><td>311.50</td></tr> <tr><td>代替循環冷却ポンプ</td><td>30.00</td></tr> <tr><td>その他負荷</td><td>179.40</td></tr> <tr><td>2回目停止負荷</td><td>(3.70)</td></tr> <tr><td>燃料プールの冷却浄化系ポンプ</td><td>75.00</td></tr> <tr><td>その他負荷</td><td>1.50</td></tr> <tr><td>合計:連続負荷</td><td>3,220.00</td></tr> <tr><td>最大負荷(図57-9-1参照)</td><td>4,614.24</td></tr> </tbody> </table> <p><sup>*1</sup>:非常用ガス処理系空気乾燥装置を含む  <sup>*2</sup>:起動時負荷1,080.0kW</p>	負荷名称	容量(kW) (停止負荷容量)	緊急時対策棟屋	305.00	緊急用電気設備屋	275.00	D母線自動起動負荷		・125V充電器	118.00	・非常用照明	180.00	・中央制御室120V交流分電盤	52.50	・非常用ガス処理系排風機等 <sup>*1</sup>	35.00	・モニタリングポスト	10.00	・その他負荷	545.72	・1回目停止負荷	(49.70)	・3回目停止負荷	(104.02)	C母線自動起動負荷		・125V充電器	118.00	・非常用照明	180.00	・中央制御室120V交流分電盤	52.50	・非常用ガス処理系排風機等 <sup>*1</sup>	35.00	・モニタリングポスト	10.00	・その他負荷	1,287.32	・1回目停止負荷	(226.50)	・3回目停止負荷	(283.02)	復水移送ポンプ	45.00	復水移送ポンプ	45.00	中央制御室送風機	110.00	中央制御室再循環送風機	15.00	原子炉格納容器 <sup>1</sup> 調整系ポンプ	22.00	残留熱除去系ポンプ <sup>2</sup>	311.50	代替循環冷却ポンプ	30.00	その他負荷	179.40	2回目停止負荷	(3.70)	燃料プールの冷却浄化系ポンプ	75.00	その他負荷	1.50	合計:連続負荷	3,220.00	最大負荷(図57-9-1参照)	4,614.24	<p>1.1 重大事故等対処設備による代替電源(交流)の供給</p> <p>1.1.1 代替非常用発電機</p> <p>交流動力電源を供給する設計基準事故対処設備として、ディーゼル発電機を設置しており、ディーゼル発電機が故障した場合の常設代替交流電源設備として、<b>代替非常用発電機</b>を設置する。</p> <p><b>代替非常用発電機は、ディーゼル発電機と異なり、冷却海水を必要とせずに装置単独で起動可能とし、燃料油設備はディーゼル発電機燃料油サービスタンクとは独立した可搬型タンクローリー、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク(SA)から補給可能とすることから、ディーゼル発電機と多様性を有した設計とする。</b></p> <p><b>代替非常用発電機は1台あたり約1,380kWの発電装置を2台(2,760kW)設置し、表57.9.2のとおり有効性評価において最大負荷となる「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」を想定するシナリオにおいて必要とされる電源容量(最大負荷約2,139kW、連続負荷約1,645kW)に対し、十分な容量を確保する。</b></p> <p>表57.9.2 代替非常用発電機の負荷                      (外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故)</p> <table border="1" data-bbox="1265 869 1803 1332"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>高圧注入ポンプ</td><td>1,098kW</td></tr> <tr><td>充電器(A, B)</td><td>113kW</td></tr> <tr><td></td><td>113kW</td></tr> <tr><td>計装用電源(安全系) (A, B, C, D)</td><td>22kW(A充電器を含む)</td></tr> <tr><td></td><td>22kW(B充電器を含む)</td></tr> <tr><td></td><td>22kW(A充電器を含む)</td></tr> <tr><td></td><td>22kW(B充電器を含む)</td></tr> <tr><td>代替格納容器スプレイポンプ</td><td>200kW</td></tr> <tr><td>アニユラス空気浄化ファン</td><td>39kW</td></tr> <tr><td>中央制御室給気ファン</td><td>21kW</td></tr> <tr><td>中央制御室循環ファン</td><td>13kW</td></tr> <tr><td>中央制御室非常用循環ファン</td><td>5kW</td></tr> <tr><td>中央制御室照明等</td><td>23kW</td></tr> <tr><td>中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ</td><td>13kW</td></tr> <tr><td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ<sup>*1</sup></td><td>7kW</td></tr> <tr><td>合計(連続負荷) (最大負荷)(図57.9.17)</td><td>1,645kW 2,139kW</td></tr> </tbody> </table> <p><sup>*1</sup>:事故シークエンス上の最大負荷としては考慮していないが、代替非常用発電機の出力決定に際しては最大負荷に含める。</p>	負荷名称	負荷容量	高圧注入ポンプ	1,098kW	充電器(A, B)	113kW		113kW	計装用電源(安全系) (A, B, C, D)	22kW(A充電器を含む)		22kW(B充電器を含む)		22kW(A充電器を含む)		22kW(B充電器を含む)	代替格納容器スプレイポンプ	200kW	アニユラス空気浄化ファン	39kW	中央制御室給気ファン	21kW	中央制御室循環ファン	13kW	中央制御室非常用循環ファン	5kW	中央制御室照明等	23kW	中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ	13kW	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ <sup>*1</sup>	7kW	合計(連続負荷) (最大負荷)(図57.9.17)	1,645kW 2,139kW	<p>【大飯】                      記載の充実(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      設備名称の相違(代替非常用発電機)</p> <p>【女川】                      炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】                      設備名称の相違(D/G)</p> <p>【女川】                      記載表現の相違</p> <p>・女川:燃料系統→泊:燃料油設備</p> <p>【女川】                      設備名称の相違(タンクローリー)</p> <p>設備名称の相違(燃料油貯油槽)</p> <p>設備名称の相違(D/G燃料油移送設備)</p> <p>【女川】                      設備・運用の相違(燃料貯蔵設備)</p> <p>【女川】                      設備仕様の相違</p> <p>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な容量を確保しているという点において同等である。</p> <p>【女川】                      運用の相違</p> <p>・女川は負荷容量が最大となる「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)代替循環冷却系を使用する場合」について記載している。</p> <p>・泊は大飯及び他PWR電力と同様に負荷が最大となる「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」について記載している。</p> <p>給電対象の相違</p> <p>・給電対象に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な給電対象を選定しているという点において同等である。</p>
負荷名称	容量(kW) (停止負荷容量)																																																																																																							
緊急時対策棟屋	305.00																																																																																																							
緊急用電気設備屋	275.00																																																																																																							
D母線自動起動負荷																																																																																																								
・125V充電器	118.00																																																																																																							
・非常用照明	180.00																																																																																																							
・中央制御室120V交流分電盤	52.50																																																																																																							
・非常用ガス処理系排風機等 <sup>*1</sup>	35.00																																																																																																							
・モニタリングポスト	10.00																																																																																																							
・その他負荷	545.72																																																																																																							
・1回目停止負荷	(49.70)																																																																																																							
・3回目停止負荷	(104.02)																																																																																																							
C母線自動起動負荷																																																																																																								
・125V充電器	118.00																																																																																																							
・非常用照明	180.00																																																																																																							
・中央制御室120V交流分電盤	52.50																																																																																																							
・非常用ガス処理系排風機等 <sup>*1</sup>	35.00																																																																																																							
・モニタリングポスト	10.00																																																																																																							
・その他負荷	1,287.32																																																																																																							
・1回目停止負荷	(226.50)																																																																																																							
・3回目停止負荷	(283.02)																																																																																																							
復水移送ポンプ	45.00																																																																																																							
復水移送ポンプ	45.00																																																																																																							
中央制御室送風機	110.00																																																																																																							
中央制御室再循環送風機	15.00																																																																																																							
原子炉格納容器 <sup>1</sup> 調整系ポンプ	22.00																																																																																																							
残留熱除去系ポンプ <sup>2</sup>	311.50																																																																																																							
代替循環冷却ポンプ	30.00																																																																																																							
その他負荷	179.40																																																																																																							
2回目停止負荷	(3.70)																																																																																																							
燃料プールの冷却浄化系ポンプ	75.00																																																																																																							
その他負荷	1.50																																																																																																							
合計:連続負荷	3,220.00																																																																																																							
最大負荷(図57-9-1参照)	4,614.24																																																																																																							
負荷名称	負荷容量																																																																																																							
高圧注入ポンプ	1,098kW																																																																																																							
充電器(A, B)	113kW																																																																																																							
	113kW																																																																																																							
計装用電源(安全系) (A, B, C, D)	22kW(A充電器を含む)																																																																																																							
	22kW(B充電器を含む)																																																																																																							
	22kW(A充電器を含む)																																																																																																							
	22kW(B充電器を含む)																																																																																																							
代替格納容器スプレイポンプ	200kW																																																																																																							
アニユラス空気浄化ファン	39kW																																																																																																							
中央制御室給気ファン	21kW																																																																																																							
中央制御室循環ファン	13kW																																																																																																							
中央制御室非常用循環ファン	5kW																																																																																																							
中央制御室照明等	23kW																																																																																																							
中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ	13kW																																																																																																							
ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ <sup>*1</sup>	7kW																																																																																																							
合計(連続負荷) (最大負荷)(図57.9.17)	1,645kW 2,139kW																																																																																																							



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>また、ガスタービン発電設備軽油タンク、タンクローリ及び軽油タンクにより、重大事故等発生後7日間は事故収束対応を維持できる容量以上の燃料を発電所内に確保し、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプを用いて自動で燃料補給が可能な設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備の回路構成については、57-3 系統図(図57-3-7及び図57-3-8)参照のこと。</p>  <p>図57-9-4 ガスタービン発電機負荷積上              (券筒気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)代替循環冷却系を使用する場合)</p>	<p>また、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)により、重大事故等発生後7日間は事故収束対応を維持できる容量以上の燃料を発電所内に確保し、可搬型タンクローリー(ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時を含む。)を用いて燃料補給が可能な設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備の回路構成については、57-4 系統図(図57.4.6) 参照のこと。</p>  <p>図57.9.18 代替非常用交流電源設備積上              (外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却油の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故)</p>	<p>【大飯】              記載の充実(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              設備・運用の相違(燃料貯蔵設備)              設備名称の相違(燃料油貯油槽)              設備・運用の相違(代替非常用発電機の燃料補給)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																					
<p>1.1.2 電源車</p> <p>重大事故等対処設備として設置するガスタービン発電機との多様化を図り、機動的な事故対応を行うための可搬型代替交流電源設備として電源車を配備する。電源車は以下の2つのケースについて必要な負荷へ給電可能な電源とする。</p> <p>(1) ガスタービン発電機が使用不能の場合のバックアップ給電</p> <p>(2) 代替所内電気設備から125V代替充電器及び250V充電器を経由し、直流負荷への給電</p> <p>具体的な負荷は以下のとおりである。</p> <p>(1) ガスタービン発電機が使用不能の場合、復水移送ポンプを使用した低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)にて炉心の冠水を実施するために必要となる負荷は表57-9-3のとおり、最大負荷約671kW及び連続負荷約670kWである。したがって、電源車2台分を必要容量(680kW=400kVA×力率0.85×2台)とする。</p> <p>なお、ガスタービン発電機が使用不能の場合、ガスタービン発電機の代替として電源車を使用するが、有効性評価のシナリオにおいて短時間に電源車を使用開始しなければならないため、電源車での対応が困難なケースもある。(添付資料57-9-2参照)</p> <p style="text-align: center;">表 57-9-3 電源車の負荷</p> <table border="1" data-bbox="678 833 1229 1390"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>容量(kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>125V充電器</td><td>118.00</td></tr> <tr><td>非常用照明</td><td>34.00</td></tr> <tr><td>中央制御室120V交流分電盤</td><td>52.50</td></tr> <tr><td>その他負荷</td><td>7.20</td></tr> <tr><td>125V充電器</td><td>118.00</td></tr> <tr><td>非常用照明</td><td>22.00</td></tr> <tr><td>中央制御室120V交流分電盤</td><td>52.50</td></tr> <tr><td>その他負荷</td><td>7.10</td></tr> <tr><td>復水移送ポンプ</td><td>45.00</td></tr> <tr><td>復水移送ポンプ</td><td>45.00</td></tr> <tr><td>燃料プール冷却浄化系ポンプ</td><td>75.00</td></tr> <tr><td>その他負荷</td><td>1.50</td></tr> <tr><td>その他負荷</td><td>90.00</td></tr> <tr><td>その他負荷*</td><td>1.50</td></tr> <tr><td>合計：連続負荷</td><td>669.30</td></tr> <tr><td>最大負荷(図57-9-5参照)</td><td>670.05</td></tr> </tbody> </table> <p>*：起動時負荷1.5kW</p>	負荷名称	容量(kW)	125V充電器	118.00	非常用照明	34.00	中央制御室120V交流分電盤	52.50	その他負荷	7.20	125V充電器	118.00	非常用照明	22.00	中央制御室120V交流分電盤	52.50	その他負荷	7.10	復水移送ポンプ	45.00	復水移送ポンプ	45.00	燃料プール冷却浄化系ポンプ	75.00	その他負荷	1.50	その他負荷	90.00	その他負荷*	1.50	合計：連続負荷	669.30	最大負荷(図57-9-5参照)	670.05	<p>1.1.2 可搬型代替電源車</p> <p>重大事故等対処設備として設置する代替非常用発電機との多様化を図り、機動的な事故対応を行うための可搬型代替交流電源設備として可搬型代替電源車を配備する。可搬型代替電源車は以下のケースについて必要な負荷へ給電可能な電源とする。</p> <p>(1) 代替非常用発電機が使用不能の場合のバックアップ給電</p> <p>具体的な負荷は以下のとおりである。</p> <p>(1) 代替非常用発電機が使用不能の場合、代替格納容器スプレイポンプを使用した原子炉格納容器冷却等を実施するために必要となる負荷は表57.9.3のとおり、最大負荷約788kW及び連続負荷約553kWである。したがって、可搬型代替電源車1台分を必要容量(1,760kW=2,200kVA×力率0.8)とする。</p> <p style="text-align: center;">表 57.9.3 可搬型代替電源車の負荷</p> <table border="1" data-bbox="1261 833 1816 1315"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>充電器(A, B)</td><td>113kW</td></tr> <tr><td></td><td>113kW</td></tr> <tr><td>計装用電源(安全系)(A, B, C, D)</td><td>22kW(A充電器を含む)</td></tr> <tr><td></td><td>22kW(B充電器を含む)</td></tr> <tr><td></td><td>22kW(A充電器を含む)</td></tr> <tr><td></td><td>22kW(B充電器を含む)</td></tr> <tr><td>代替格納容器スプレイポンプ</td><td>200kW</td></tr> <tr><td>アニュラス空気浄化ファン</td><td>39kW</td></tr> <tr><td>中央制御室給気ファン</td><td>21kW</td></tr> <tr><td>中央制御室循環ファン</td><td>13kW</td></tr> <tr><td>中央制御室非常用循環ファン</td><td>5kW</td></tr> <tr><td>中央制御室照明等</td><td>23kW</td></tr> <tr><td>中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ</td><td>13kW</td></tr> <tr><td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</td><td>7kW</td></tr> <tr><td>CV水素濃度計電源盤</td><td>6kW</td></tr> <tr><td>合計(連続負荷)</td><td>553kW</td></tr> <tr><td>(最大負荷)(図57.9.18)</td><td>788kW</td></tr> </tbody> </table>	負荷名称	負荷容量	充電器(A, B)	113kW		113kW	計装用電源(安全系)(A, B, C, D)	22kW(A充電器を含む)		22kW(B充電器を含む)		22kW(A充電器を含む)		22kW(B充電器を含む)	代替格納容器スプレイポンプ	200kW	アニュラス空気浄化ファン	39kW	中央制御室給気ファン	21kW	中央制御室循環ファン	13kW	中央制御室非常用循環ファン	5kW	中央制御室照明等	23kW	中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ	13kW	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	7kW	CV水素濃度計電源盤	6kW	合計(連続負荷)	553kW	(最大負荷)(図57.9.18)	788kW	<p>【大飯】                  記載の充実(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  設備名称の相違(可搬型代替電源車)                  設備名称の相違(代替非常用発電機)</p> <p>【女川】                  設備・運用の相違(可搬型直流電源用発電機)</p> <p>【女川】                  炉型による給電対象設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川：低圧代替注水系</li> <li>・泊：原子炉格納容器冷却等</li> </ul> <p>給電対象の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給電対象に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な給電対象を選定しているという点において同等である。</li> </ul> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといいう点において同等である。</li> </ul>
負荷名称	容量(kW)																																																																							
125V充電器	118.00																																																																							
非常用照明	34.00																																																																							
中央制御室120V交流分電盤	52.50																																																																							
その他負荷	7.20																																																																							
125V充電器	118.00																																																																							
非常用照明	22.00																																																																							
中央制御室120V交流分電盤	52.50																																																																							
その他負荷	7.10																																																																							
復水移送ポンプ	45.00																																																																							
復水移送ポンプ	45.00																																																																							
燃料プール冷却浄化系ポンプ	75.00																																																																							
その他負荷	1.50																																																																							
その他負荷	90.00																																																																							
その他負荷*	1.50																																																																							
合計：連続負荷	669.30																																																																							
最大負荷(図57-9-5参照)	670.05																																																																							
負荷名称	負荷容量																																																																							
充電器(A, B)	113kW																																																																							
	113kW																																																																							
計装用電源(安全系)(A, B, C, D)	22kW(A充電器を含む)																																																																							
	22kW(B充電器を含む)																																																																							
	22kW(A充電器を含む)																																																																							
	22kW(B充電器を含む)																																																																							
代替格納容器スプレイポンプ	200kW																																																																							
アニュラス空気浄化ファン	39kW																																																																							
中央制御室給気ファン	21kW																																																																							
中央制御室循環ファン	13kW																																																																							
中央制御室非常用循環ファン	5kW																																																																							
中央制御室照明等	23kW																																																																							
中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ	13kW																																																																							
ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	7kW																																																																							
CV水素濃度計電源盤	6kW																																																																							
合計(連続負荷)	553kW																																																																							
(最大負荷)(図57.9.18)	788kW																																																																							

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

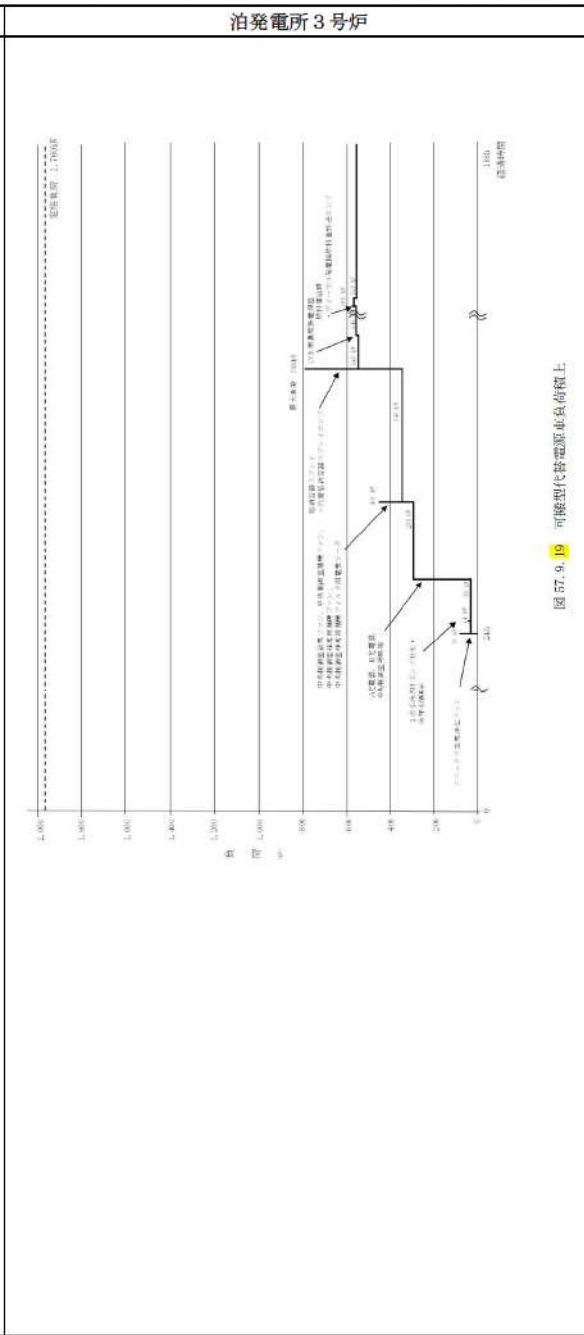
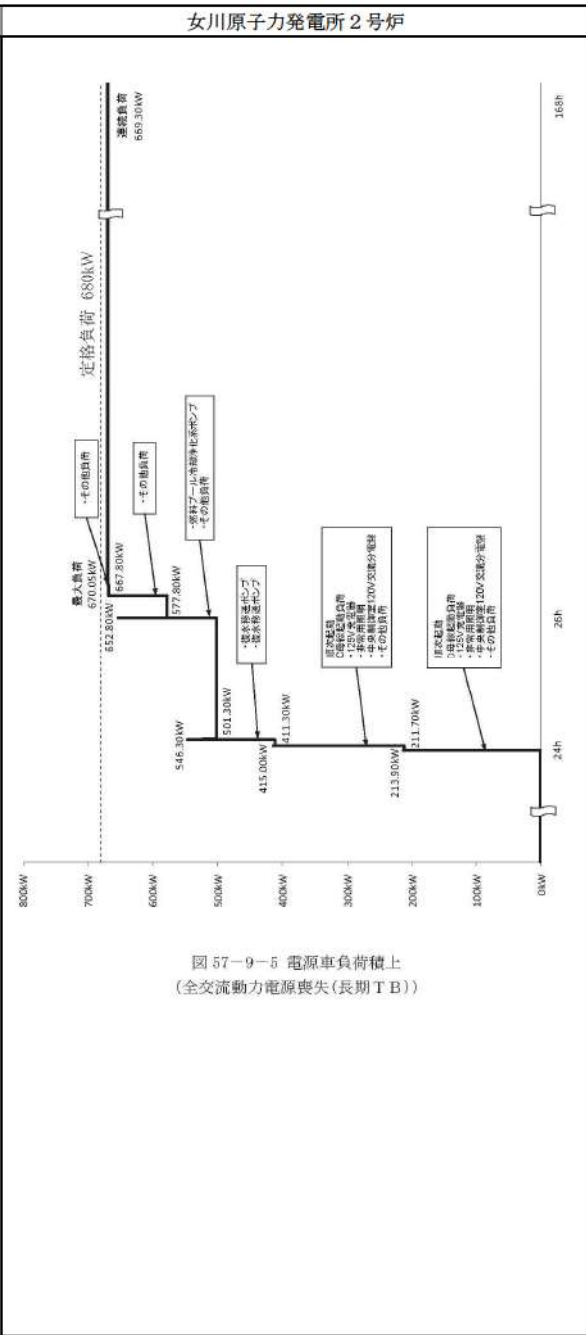
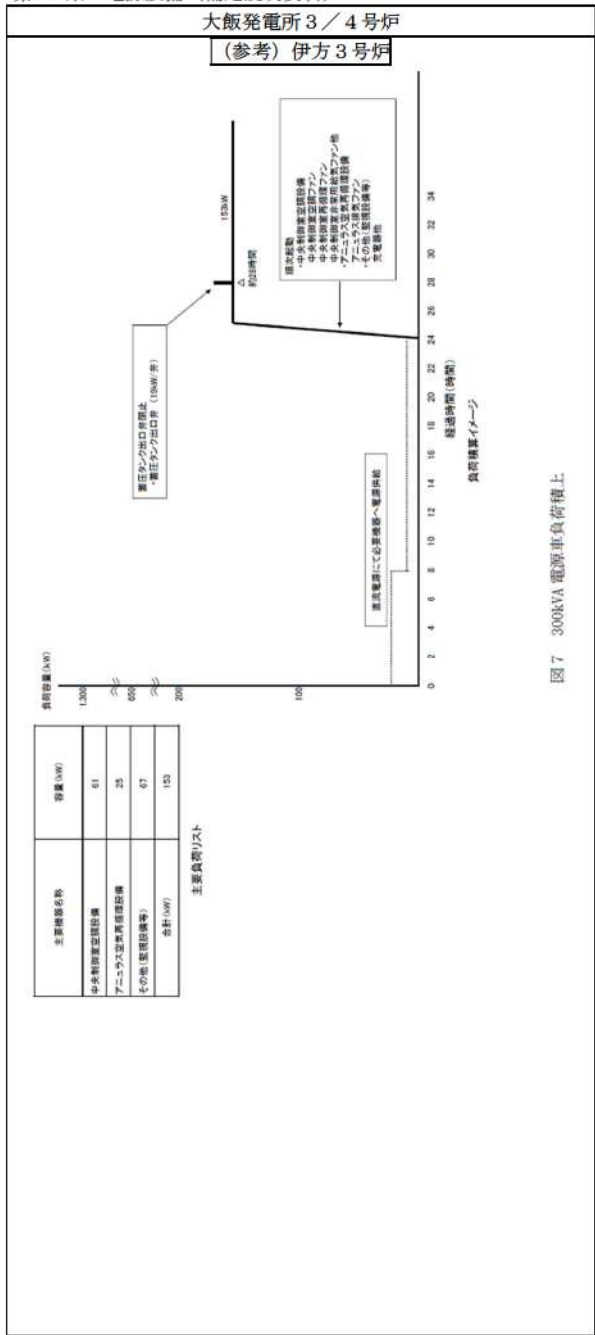
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 125V 充電器が使用不能の場合、代替所内電気設備から125V 代替充電器を経由し高圧代替注水系に給電し、低圧注水系が使用不能の場合、代替所内電気設備から250V 充電器を経由し直流駆動低圧注水系に給電する。高圧代替注水系による炉心の冠水を実施するために必要となる負荷は125V 代替充電器の容量となり、連続負荷118kWである。また、直流駆動低圧注水系による炉心の冠水を実施するために必要となる負荷は250V 充電器の容量となり、連続負荷130kWであるため、合計で248kWとなる。したがって、電源車1台分を必要容量(340kW=400kVA×力率0.85×1台)とする。</p> <p>(1)及び(2)において、常設代替交流電源設備が使用できない場合には、接続に時間を要するものの、保管場所を分散しており、2箇所の接続口から機動的に給電可能な電源車による受電を行う。(57-8 電源車接続に関する説明書)</p> <p>電源車の燃料は、軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクにより、重大事故等発生後7日間は事故収束対応を維持できる容量以上の燃料を発電所内に確保し、タンクローリを用いて燃料補給が可能な手順を整備する。(57-5 容量設定根拠参照)</p> <p>可搬型代替交流電源設備の回路構成については、57-3 系統図(図57-3-1~4)参照のこと。</p>	<p>常設代替交流電源設備が使用できない場合には、接続に時間を要するものの、保管場所を分散しており、2箇所の接続口から機動的に給電可能な可搬型代替電源車による受電を行う。</p> <p>(57-8 可搬型代替電源車、可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器接続に関する説明書)</p> <p>可搬型代替電源車の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)により、重大事故等発生後7日間は事故収束対応を維持できる容量以上の燃料を発電所内に確保し、可搬型タンクローリー(ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時を含む。)を用いて燃料補給が可能な手順を整備する。(57-5 容量設定根拠参照)</p> <p>可搬型代替交流電源設備の回路構成については、57-4 系統図(図57.4.1~2)参照のこと。</p>	<p>【大飯】                      記載の充実(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      設備・運用の相違(可搬型直流電源用発電機)</p> <p>【女川】                      設備名称の相違(可搬型代替電源車)</p> <p>設備名称の相違(燃料油貯油槽)</p> <p>設備名称の相違(タンクローリー)</p> <p>【女川】                      設備・運用の相違(燃料貯蔵設備)</p> <p>【女川】                      記載の充実(美浜審査実績を参照)</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)



相違理由

【女川】  
 設備の相違  
 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な容量を確保している点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>1.2 重大事故等対処設備による直流電源の供給</p> <p>1.2.1 所内常設蓄電式直流電源設備</p> <p>全交流動力電源喪失時に直流電源を供給する設計基準事故対処設備として、非常用の常設蓄電池を設置している。非常用の常設蓄電池は、3系統3組のそれぞれ独立した蓄電池である、125V蓄電池2A、125V蓄電池2B及び125V蓄電池2Hとして構成する。非常用の常設蓄電池のうち、125V蓄電池2A及び125V蓄電池2Bは、重大事故等対処設備である所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねた設備であり、全交流動力電源喪失直後に設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に電源供給を行い、全交流動力電源喪失から1時間以内に、中央制御室において不要な負荷の切離しを行う。さらに、全交流動力電源喪失から8時間後に、現場において不要な負荷の切離しを行い、全交流動力電源喪失から24時間必要な負荷に電源供給することが可能な設計とする。</p> <p>これは、有効性評価における全交流動力電源喪失を想定するシナリオのうち「全交流動力電源喪失(長期TB)」、「全交流動力電源喪失(TBU)」及び「全交流動力電源喪失(TBP)」における評価条件(24時間にわたり交流電源が回復しない)も満足するものである。</p> <p>各蓄電池の容量については、57-5容量設定根拠参照のこと。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の回路構成については、57-3系統図(図57-3-12~14)参照のこと。</p>	<p>1.2 重大事故等対処設備による直流電源の供給</p> <p>1.2.1 所内常設蓄電式直流電源設備</p> <p>全交流動力電源喪失時に直流電源を供給する設計基準事故対処設備として、非常用の常設蓄電池を設置している。非常用の常設蓄電池は、2系統2組のそれぞれ独立した蓄電池である、蓄電池(非常用)で構成する。非常用の常設蓄電池である蓄電池(非常用)は、重大事故等対処設備である所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねた設備であり、全交流動力電源喪失直後に設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に電源供給を行い、全交流動力電源喪失から1時間以内に、中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装盤室において不要な負荷の切離しを行う。さらに、全交流動力電源喪失から8時間後に、不要な負荷の切離しを行い、蓄電池(非常用)及び後備蓄電池を組み合わせるにより全交流動力電源喪失から24時間必要な負荷に電源供給することが可能な設計とする。</p> <p>これは、有効性評価における全交流動力電源喪失を想定するシナリオのうち「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故」における評価条件(24時間にわたり交流電源が回復しない)も満足するものである。</p> <p>各蓄電池の容量については、57-5容量設定根拠参照のこと。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の回路構成については、57-4系統図(図57.4.10~14)参照のこと。</p>	<p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違 設備・運用の相違 (設計基準拡張)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 (蓄電池(非常用))</p> <p>【女川】 設備・対応手段の相違 (負荷切り離し) 設備・運用の相違 (蓄電池の構成)</p> <p>【女川】 想定事故シーケンスの相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>1.2.2 常設代替直流電源設備</p> <p>重大事故等対処設備として設置する常設蓄電池(設計基準事故対処設備を兼ねる125V蓄電池2A及び125V蓄電池2B)との多様化を図り、常設代替直流電源設備として125V代替蓄電池及び250V蓄電池を設置する。</p> <p>常設代替直流電源設備は、交流電源及び直流電源の喪失直後に125V代替蓄電池から重大事故等対処設備に電源供給を行い、交流電源及び直流電源の喪失から8時間後に、現場において不要な負荷の切離しを行い、交流電源及び直流電源の喪失から24時間必要な負荷に電源供給することが可能な設計とする。また、全交流動力電源喪失直後又は交流電源及び直流電源の喪失直後に250V蓄電池から重大事故等対処設備に電源供給を行い、全交流動力電源喪失又は交流電源及び直流電源の喪失から1時間後に、中央制御室において不要な負荷の切離しを行い、全交流動力電源喪失又は交流電源及び直流電源の喪失から24時間必要な負荷に電源供給することが可能な設計とする。</p> <p>125V代替蓄電池の容量は、24時間にわたり、高圧代替注水系等が必要とする負荷容量(1,908.3Ah)を上回る容量(2,000Ah)を確保し、250V蓄電池の容量は、24時間にわたり、直流駆動低圧注水系等が必要とする負荷容量(4,599.9Ah)を上回る容量(6,000Ah)を確保する設計とする。</p> <p>これは、有効性評価における全交流動力電源喪失を想定するシナリオのうち「全交流動力電源喪失(TBD)」及び所内常設蓄電池式直流電源設備と組み合わせた「全交流動力電源喪失(TBP)」における評価条件も満足するものである。各蓄電池の容量については、57-5容量設定根拠参照のこと。</p> <p>常設代替直流電源設備の回路構成については、57-3系統図(図57-3-15-18)参照のこと。</p>		<p>【女川】                      設備・運用の相違(常設代替直流電源設備)</p>



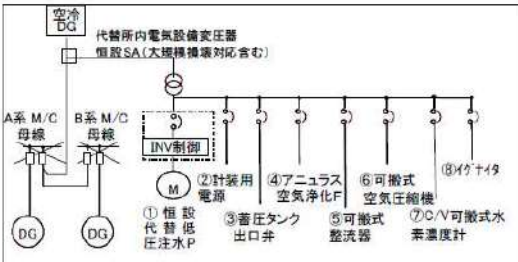
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>1.2.3 可搬型代替直流電源設備</p> <p>重大事故等対処設備として設置する常設蓄電池(設計基準事故対処設備を兼ねる 125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B)との多様化を図り、可搬型代替直流電源設備として可搬型代替交流電源設備である電源車並びに 125V 代替充電器及び 250V 充電器並びに常設代替直流電源設備である 125V 代替蓄電池及び 250V 蓄電池を設置する。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、全交流動力電源喪失時に常設蓄電池が故障又は枯渇した場合に、常設蓄電池に代わり、必要な負荷に電源供給することが可能な設計とする。</p> <p>125V 代替蓄電池の容量は、24 時間にわたり、高圧代替注水系等が必要とする負荷容量(1,908.3Ah)を上回る容量(2,000Ah)を確保し、250V 蓄電池の容量は、24 時間にわたり、直流駆動低圧注水系等が必要とする負荷容量(4,599.9Ah)を上回る容量(6,000Ah)を確保する設計とする。なお、125V 代替充電器の容量は、高圧代替注水系等の必要な負荷容量(155.3A)を上回る容量(700A)を確保し、250V 充電器の容量は、直流駆動低圧注水系等の必要な負荷容量(356.0A)を上回る容量(400A)を確保し、また、電源車へ継続的に燃料補給を行うことで、必要な負荷に電源供給することが可能な設計とする。</p> <p>電源車の燃料は、軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクにより、重大事故等発生後7日間は事故収束対応を維持できる容量以上の燃料を発電所内に確保し、タンクローリを用いて燃料補給が可能な手順を整備する。</p> <p>125V 代替蓄電池、250V 蓄電池、125V 代替充電器及び 250V 充電器の容量については、57-5 容量設定根拠参照のこと。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の回路構成については、57-3 系統図(図 57-3-19~26)参照のこと。</p>	<p>1.2.2 可搬型代替直流電源設備</p> <p>重大事故等対処設備として設置する常設蓄電池(設計基準事故対処設備を兼ねる蓄電池(非常用)及び所内常設蓄電池式直流電源設備の後備蓄電池)との多様化を図り、可搬型代替直流電源設備として可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器を設置する。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、全交流動力電源喪失時に常設蓄電池が故障又は枯渇した場合に、常設蓄電池に代わり、必要な負荷に電源供給することが可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の容量は、24 時間にわたり、直流電源を必要とする負荷容量(約 158.5A)を上回る容量(200A/個)を確保する設計とする。また、可搬型直流電源用発電機へ継続的に燃料補給を行うことで、必要な負荷に電源供給することが可能な設計とする。</p> <p>可搬型直流電源用発電機の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)により、重大事故等発生後7日間は事故収束対応を維持できる容量以上の燃料を発電所内に確保し、可搬型タンクローリを用いて燃料補給が可能な手順を整備する。</p> <p>可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器の容量については、57-5 容量設定根拠参照のこと。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の回路構成については、57-4 系統図(図 57.4.15~18)参照のこと。</p>	<p>【大飯】 記載の充実(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違(常設代替直流電源設備) 設備・運用の相違(可搬型代替直流電源設備の構成) 【女川】 設備名称の相違(可搬型直流変換器)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違(可搬型代替直流電源設備の構成) 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>【女川】 設備・運用の相違(可搬型代替直流電源設備の構成) 【女川】 設備名称の相違(燃料油貯油槽) 設備名称の相違(タンクローリ) 【女川】 設備・運用の相違(燃料貯蔵設備)</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>57-9 代替所内電気設備の設備構成について</p> <p>1. 構成概要                      通常運転状態において非常用所内電気設備の2系統が喪失した場合においても、原子炉を安定状態に収束するために必要な機器(監視計器、代替低圧注水ポンプ、蓄圧タンク出口弁等)へ電力供給を継続させるため、代替所内電気設備(代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤等)を新たに整備することとした。</p>  <p>代替所内電気設備の想定負荷</p> <table border="1" data-bbox="123 630 593 981"> <thead> <tr> <th></th> <th>重大事故時 想定負荷</th> <th>大規模損壊時 想定負荷</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川内1, 2号炉 (仮設)</td> <td>① 電動注水P ② 計装用電源 ③ 蓄圧タンク出口弁</td> <td>④ アニュラス空気浄化F ⑦ C/V可搬式水素濃度計</td> </tr> <tr> <td>高浜9, 4号炉 (仮設)</td> <td>① 代替低圧注水P ② 計装用電源 ③ 蓄圧タンク出口弁 ④ アニュラス空気浄化F ⑤ 可搬式整流器 * ⑥ 可搬式空気圧縮機 * <small>*追加機を2台以上同時使用</small></td> <td>④ アニュラス空気浄化F ⑦ C/V可搬式水素濃度計</td> </tr> <tr> <td>大飯3, 4号炉 (仮設)</td> <td>① 仮設代替低圧注水P ② 計装用電源 ③ 蓄圧タンク出口弁 ④ アニュラス空気浄化F ⑤ 可搬式整流器 * ⑥ 可搬式空気圧縮機 * <small>*追加機を2台以上同時使用</small></td> <td>④ アニュラス空気浄化F ⑦ C/V可搬式水素濃度計 ⑧ イタナイタ</td> </tr> </tbody> </table> <p>57-9-1</p>		重大事故時 想定負荷	大規模損壊時 想定負荷	川内1, 2号炉 (仮設)	① 電動注水P ② 計装用電源 ③ 蓄圧タンク出口弁	④ アニュラス空気浄化F ⑦ C/V可搬式水素濃度計	高浜9, 4号炉 (仮設)	① 代替低圧注水P ② 計装用電源 ③ 蓄圧タンク出口弁 ④ アニュラス空気浄化F ⑤ 可搬式整流器 * ⑥ 可搬式空気圧縮機 * <small>*追加機を2台以上同時使用</small>	④ アニュラス空気浄化F ⑦ C/V可搬式水素濃度計	大飯3, 4号炉 (仮設)	① 仮設代替低圧注水P ② 計装用電源 ③ 蓄圧タンク出口弁 ④ アニュラス空気浄化F ⑤ 可搬式整流器 * ⑥ 可搬式空気圧縮機 * <small>*追加機を2台以上同時使用</small>	④ アニュラス空気浄化F ⑦ C/V可搬式水素濃度計 ⑧ イタナイタ	<p>1.3 代替所内電気設備による給電                      設置許可基準規則の第47条、第48条及び第49条の重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備に対して、多様性及び独立性を有し、位置的分散を図ることを要求されている。                      このため、第47条の<b>低圧代替注水系</b>、<b>第48条の原子炉格納容器フィルタベント系及び耐圧強化ベント系</b>、第49条の<b>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系</b>への電源供給については、設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備3系統が機能喪失した場合にも、必要な重大事故等対処設備へ電力を供給するため、非常用所内電気設備と独立性を有し、位置的分散を図る代替所内電気設備を設ける設計とする。</p> <p>なお、設置許可基準規則第51条の<b>原子炉格納容器下部注水系</b>、<b>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び代替循環冷却系</b>についても、非常用所内電気設備と独立性を有し、位置的分散を図る代替所内電気設備を経由し、代替交流電源設備から受電可能な設計とする。</p> <p>【機能喪失を想定する所内電気設備】                      原子炉建屋地下1階に設置する非常用電気品室及び原子炉建屋地上1階に設置する非常用D/G制御盤室の3系統の非常用所内電気設備                      ・非常用高圧母線 2C系、2D系及び2H系(交流 6.9kV)                      ・非常用低圧母線(パワーセンタ)4-2C及び4-2D(交流 460V)                      ・非常用低圧母線(モータコントロールセンタ)2C-1~5, 2D-1~5及び2H(交流 460V)</p> <p>この場合、非常用所内電気設備の3系統(非常用高圧母線、非常用低圧母線(パワーセンタ)及び非常用低圧母線(モータコントロールセンタ))が機能を喪失しても、代替所内電気設備を使用することにより、原子炉又は原子炉格納容器を安定状態に収束させることが可能である。</p> <p>代替所内電気設備による給電に使用する設備は以下のとおりである。(図57-9-7及び図57-9-8)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガスタービン発電機</li> <li>・ガスタービン発電機接続盤</li> <li>・緊急用高圧母線 2F系</li> <li>・緊急用高圧母線 2G系</li> <li>・緊急用動力変圧器 2G系</li> <li>・緊急用低圧母線 2G系</li> <li>・緊急用交流電源切替盤 2G系</li> </ul>	<p>1.3 代替所内電気設備による給電                      設置許可基準規則の第47条、第48条及び第49条の重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備に対して、多様性及び独立性を有し、位置的分散を図ることを要求されている。                      このため、第47条の<b>代替炉心注水(代替格納容器スプレイポンプ)</b>、第49条の<b>代替格納容器スプレイポンプ</b>による<b>原子炉格納容器内の冷却</b>への電源供給については、設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備2系統が機能喪失した場合にも、必要な重大事故等対処設備へ電力を供給するため、非常用所内電気設備と独立性を有し、位置的分散を図る代替所内電気設備を設ける設計とする。                      また、第48条の<b>蒸気発生器2次側からの除熱(タービン補助給水ポンプ)</b>、<b>格納容器内自然対流冷却及び代替補機冷却</b>については、電源供給が不要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。</p> <p>なお、設置許可基準規則第51条の<b>格納容器スプレイポンプ</b>による<b>原子炉格納容器下部への注水</b>及び<b>代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水</b>についても、非常用所内電気設備と独立性を有し、位置的分散を図る代替所内電気設備を経由し、代替交流電源設備から受電可能な設計とする。</p> <p>【機能喪失を想定する所内電気設備】                      原子炉補助建屋 T.P. 10.3m に設置する2系統の非常用所内電気設備                      ・非常用高圧母線 A系、B系</p> <p>この場合、非常用所内電気設備の2系統(非常用高圧母線 A系、B系)が機能を喪失しても、代替所内電気設備を使用することにより、原子炉又は原子炉格納容器を安定状態に収束させることが可能である。</p> <p>代替所内電気設備による給電に使用する設備は以下のとおりである。(図57.9.20及び図57.9.21)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代替非常用発電機</li> <li>・可搬型代替電源車</li> <li>・代替所内電気設備変圧器</li> <li>・代替所内電気設備分電盤</li> <li>・代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</li> <li>・可搬型タンクローリー</li> <li>・ディーゼル発電機燃料油貯油槽</li> </ul>	<p>相違理由</p> <p>【女川】                      炉型による給電対象設備の相違                      ・47条、48条、49条、51条対応の運用に伴う相違                      ・女川は設置許可基準規則48条においても代替所内電気設備を使用するが、泊は電源供給が不要な設備を設ける設計とする。</p> <p>【女川】                      炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】                      設備名称の相違 (代替非常用発電機)</p> <p>【女川】                      設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等)</p> <p>【女川】                      設備名称の相違 (タンクローリー)</p>
	重大事故時 想定負荷	大規模損壊時 想定負荷													
川内1, 2号炉 (仮設)	① 電動注水P ② 計装用電源 ③ 蓄圧タンク出口弁	④ アニュラス空気浄化F ⑦ C/V可搬式水素濃度計													
高浜9, 4号炉 (仮設)	① 代替低圧注水P ② 計装用電源 ③ 蓄圧タンク出口弁 ④ アニュラス空気浄化F ⑤ 可搬式整流器 * ⑥ 可搬式空気圧縮機 * <small>*追加機を2台以上同時使用</small>	④ アニュラス空気浄化F ⑦ C/V可搬式水素濃度計													
大飯3, 4号炉 (仮設)	① 仮設代替低圧注水P ② 計装用電源 ③ 蓄圧タンク出口弁 ④ アニュラス空気浄化F ⑤ 可搬式整流器 * ⑥ 可搬式空気圧縮機 * <small>*追加機を2台以上同時使用</small>	④ アニュラス空気浄化F ⑦ C/V可搬式水素濃度計 ⑧ イタナイタ													

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																												
<p>＜女川、泊の記載箇所と比較（補足-9-1）＞</p> <p>2. 非常用所内電気設備と代替所内電気設備の位置的分散                      万一、非常用所内電気設備が2系統同時機能喪失しても、これらと位置的分散（設置棟異別よ）（設置高さ）を異った配電設備（代替所内電気設備）を確保している。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 300px; width: 100%;"></div> <p>特記の箇所は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p>3. 供給容量について                      空冷式非常用発電装置の給電容量は、1,480kW(1,825kVA)/台                      代替所内電気設備変圧器の給電容量は、約400kW(500kVA)                      であり、非常用所内電気設備の2系が喪失した時の供給負荷の220kWを上回る容量としている。</p> <table border="1" data-bbox="125 981 604 1332"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量 (kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>恒設代替低圧注水ポンプ</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>A蓄圧タンク出口弁</td> <td>(19)<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>B蓄圧タンク出口弁</td> <td>(19)<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>C蓄圧タンク出口弁</td> <td>(19)<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>D蓄圧タンク出口弁</td> <td>(19)<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(10)<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td>計装用電源 (A、B、C、D)</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(10)<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化ファン</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>可搬式空気圧縮機(A,B) (加工器送がし弁用)</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>可搬式整流器</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>合計 (kW)</td> <td>220</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 電動弁は、短時間の動作であり、負荷容量には含まない。                      *2 代替所内電気設備の電源裕度に応じ給電する。                      大規模損壊時（イグナイタ約10kW、CV可搬式水素濃度計関係約31kW）負荷は電源裕度に応じて給電する。</p>	負荷名称	負荷容量 (kW)	恒設代替低圧注水ポンプ	145	A蓄圧タンク出口弁	(19) <sup>*1</sup>	B蓄圧タンク出口弁	(19) <sup>*1</sup>	C蓄圧タンク出口弁	(19) <sup>*1</sup>	D蓄圧タンク出口弁	(19) <sup>*1</sup>		(10) <sup>*2</sup>	計装用電源 (A、B、C、D)	10		10		(10) <sup>*2</sup>	アニュラス空気浄化ファン	19	可搬式空気圧縮機(A,B) (加工器送がし弁用)	3		3	可搬式整流器	30	合計 (kW)	220	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急用交流電源切替盤 2C系</li> <li>・緊急用交流電源切替盤 2D系</li> <li>・ガスタービン発電設備軽油タンク</li> <li>・タンクローリ</li> <li>・軽油タンク</li> <li>・ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ</li> </ul>	<p>泊発電所3号炉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</li> <li>・燃料タンク (SA)</li> </ul> <p>(1) 供給容量について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代替非常用発電機の給電容量は、1,380kW/台</li> <li>・代替所内電気設備変圧器の給電容量は、約300kVAであり、全交流動力電源喪失（RCPシールLOCAなし）時の供給負荷の約167kVA（約140kW）を上回る容量としている。（表57.9.4）</li> <li>・代替格納容器スプレイポンプ用変圧器の容量は約1,000kVAであり、代替格納容器スプレイポンプの209kVA（200kW）を上回る容量としている。（表57.9.5）</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1261 981 1814 1228"> <caption>表 57.9.4 代替所内電気設備変圧器負荷容量</caption> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量 (kVA/kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A蓄圧タンク出口弁</td> <td>(30/26)<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>B蓄圧タンク出口弁</td> <td>(30/26)<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>C蓄圧タンク出口弁</td> <td>(30/26)<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>27/22</td> </tr> <tr> <td>計装用電源（安全系） (A、B、C、D)</td> <td>27/22</td> </tr> <tr> <td></td> <td>27/22</td> </tr> <tr> <td></td> <td>27/22</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化ファン</td> <td>45/39</td> </tr> <tr> <td>CV水素濃度計電源盤</td> <td>6/6</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</td> <td>8/7</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約167/約140</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 電動弁は、短時間の動作であり、負荷容量には含まない。</p> <table border="1" data-bbox="1261 1300 1814 1372"> <caption>表 57.9.5 代替格納容器スプレイポンプ変圧器負荷容量</caption> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量 (kVA/kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替格納容器スプレイポンプ</td> <td>209/200</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>209/200</td> </tr> </tbody> </table>	負荷名称	負荷容量 (kVA/kW)	A蓄圧タンク出口弁	(30/26) <sup>*1</sup>	B蓄圧タンク出口弁	(30/26) <sup>*1</sup>	C蓄圧タンク出口弁	(30/26) <sup>*1</sup>		27/22	計装用電源（安全系） (A、B、C、D)	27/22		27/22		27/22	アニュラス空気浄化ファン	45/39	CV水素濃度計電源盤	6/6	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	8/7	合計	約167/約140	負荷名称	負荷容量 (kVA/kW)	代替格納容器スプレイポンプ	209/200	合計	209/200	<p>相違理由</p> <p>設備名称の相違（燃料貯油槽）</p> <p>【女川】                      設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>【大飯】                      記載箇所の相違（57-9-36へ）</p> <p>【女川】                      記載の充実（大飯審査実績を参照）</p>
負荷名称	負荷容量 (kW)																																																														
恒設代替低圧注水ポンプ	145																																																														
A蓄圧タンク出口弁	(19) <sup>*1</sup>																																																														
B蓄圧タンク出口弁	(19) <sup>*1</sup>																																																														
C蓄圧タンク出口弁	(19) <sup>*1</sup>																																																														
D蓄圧タンク出口弁	(19) <sup>*1</sup>																																																														
	(10) <sup>*2</sup>																																																														
計装用電源 (A、B、C、D)	10																																																														
	10																																																														
	(10) <sup>*2</sup>																																																														
アニュラス空気浄化ファン	19																																																														
可搬式空気圧縮機(A,B) (加工器送がし弁用)	3																																																														
	3																																																														
可搬式整流器	30																																																														
合計 (kW)	220																																																														
負荷名称	負荷容量 (kVA/kW)																																																														
A蓄圧タンク出口弁	(30/26) <sup>*1</sup>																																																														
B蓄圧タンク出口弁	(30/26) <sup>*1</sup>																																																														
C蓄圧タンク出口弁	(30/26) <sup>*1</sup>																																																														
	27/22																																																														
計装用電源（安全系） (A、B、C、D)	27/22																																																														
	27/22																																																														
	27/22																																																														
アニュラス空気浄化ファン	45/39																																																														
CV水素濃度計電源盤	6/6																																																														
ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	8/7																																																														
合計	約167/約140																																																														
負荷名称	負荷容量 (kVA/kW)																																																														
代替格納容器スプレイポンプ	209/200																																																														
合計	209/200																																																														



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																								
	<p>(1) 多重性及び多様性</p> <p>常設代替交流電源設備及び代替所内電気設備は、設計基準事故対処設備である非常用ディーゼル発電機、<b>高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機</b>及び非常用所内電気設備と同時にその機能が損なわれないように、表 57-9-4 及び表 57-9-5 で示すとおり<b>多重性及び多様性</b>を図った設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備の多様性については、非常用ディーゼル発電機及び<b>高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機</b>のディーゼルエンジン駆動並びに水冷式に対して、<b>ガスタービン発電機</b>は<b>ガスタービン駆動並びに空冷式</b>とすることで、多様性を確保する設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の多重性については、非常用所内電気設備から各負荷までの電路を構成する設備に対して、代替所内電気設備から各負荷までの電路を構成する設備は<b>同容量の電源供給を可能とすることで、多重性を確保する設計とする。</b></p> <p>表 57-9-4 常設代替交流電源設備の多様性</p> <table border="1" data-bbox="683 630 1220 885"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>・非常用ディーゼル発電機 ・高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機</td> <td>・常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機)</td> </tr> <tr> <td>駆動方式</td> <td>ディーゼル</td> <td>ガスタービン</td> </tr> <tr> <td>冷却方式</td> <td>水冷式 (原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系) (高压炉心スプレイ系補機冷却水系及び高压炉心スプレイ系補機冷却海水系)</td> <td>空冷式</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 57-9-5 代替所内電気設備の多重性</p> <table border="1" data-bbox="683 925 1220 1077"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>非常用所内電気設備</td> <td>代替所内電気設備</td> </tr> <tr> <td>設備構成</td> <td>非常用高压母線～非常用動力変圧器～非常用低圧母線 (パワーセンタ)～非常用低圧母線 (モータコントロールセンタ)</td> <td>緊急用高压母線～緊急用動力変圧器～緊急用低圧母線 (パワーセンタ)～緊急用低圧母線 (モータコントロールセンタ)～緊急用交流電源切替盤</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備		・非常用ディーゼル発電機 ・高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機	・常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機)	駆動方式	ディーゼル	ガスタービン	冷却方式	水冷式 (原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系) (高压炉心スプレイ系補機冷却水系及び高压炉心スプレイ系補機冷却海水系)	空冷式	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備		非常用所内電気設備	代替所内電気設備	設備構成	非常用高压母線～非常用動力変圧器～非常用低圧母線 (パワーセンタ)～非常用低圧母線 (モータコントロールセンタ)	緊急用高压母線～緊急用動力変圧器～緊急用低圧母線 (パワーセンタ)～緊急用低圧母線 (モータコントロールセンタ)～緊急用交流電源切替盤	<p>(2) 多様性</p> <p>代替所内電気設備は、設計基準事故対処設備であるディーゼル発電機及び非常用所内電気設備と同時にその機能が損なわれないように、表 57.9.6 及び表 57.9.7 で示すとおり<b>多様性</b>を図った設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の<b>代替非常用発電機及び可搬型代替電源車</b>の多様性については、ディーゼル発電機は水冷式に対して、<b>代替非常用発電機及び可搬型代替電源車</b>は<b>空冷式</b>とすることで、多様性を確保する設計とする。</p> <p>表 57.9.6 代替非常用発電機及び可搬型代替電源車の多様性</p> <table border="1" data-bbox="1265 630 1803 758"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼル発電機</td> <td>代替非常用発電機 可搬型代替電源車</td> </tr> <tr> <td>駆動方式</td> <td>ディーゼル</td> <td>ディーゼル</td> </tr> <tr> <td>冷却方式</td> <td>水冷式</td> <td>空冷式</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 57.9.7 代替所内電気設備の多様性</p> <table border="1" data-bbox="1265 925 1803 1085"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用所内電気設備</td> <td>代替所内電気設備</td> </tr> <tr> <td>設備構成</td> <td>非常用高压母線～動力変圧器～非常用低圧母線 (パワーコントロールセンタ) 非常用低圧母線 (コントロールセンタ)</td> <td>・代替非常用発電機又は可搬型代替電源車～代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤 ・代替非常用発電機又は可搬型代替電源車～代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	ディーゼル発電機	代替非常用発電機 可搬型代替電源車	駆動方式	ディーゼル	ディーゼル	冷却方式	水冷式	空冷式	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用所内電気設備	代替所内電気設備	設備構成	非常用高压母線～動力変圧器～非常用低圧母線 (パワーコントロールセンタ) 非常用低圧母線 (コントロールセンタ)	・代替非常用発電機又は可搬型代替電源車～代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤 ・代替非常用発電機又は可搬型代替電源車～代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川の代替所内電気設備は非常用所内電気設備と同等の設備構成であるが、泊は非常用所内電気設備と異なる設備構成であるが重大事故等にて必要な設備に電源供給する点については同等である。(泊は大飯と同等である。)</li> </ul> <p>設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等) 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 (D/G)</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違 (代替非常用発電機)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 (D/G)</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p>
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																									
	・非常用ディーゼル発電機 ・高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機	・常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機)																																									
駆動方式	ディーゼル	ガスタービン																																									
冷却方式	水冷式 (原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系) (高压炉心スプレイ系補機冷却水系及び高压炉心スプレイ系補機冷却海水系)	空冷式																																									
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																									
	非常用所内電気設備	代替所内電気設備																																									
設備構成	非常用高压母線～非常用動力変圧器～非常用低圧母線 (パワーセンタ)～非常用低圧母線 (モータコントロールセンタ)	緊急用高压母線～緊急用動力変圧器～緊急用低圧母線 (パワーセンタ)～緊急用低圧母線 (モータコントロールセンタ)～緊急用交流電源切替盤																																									
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																									
	ディーゼル発電機	代替非常用発電機 可搬型代替電源車																																									
駆動方式	ディーゼル	ディーゼル																																									
冷却方式	水冷式	空冷式																																									
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																									
	非常用所内電気設備	代替所内電気設備																																									
設備構成	非常用高压母線～動力変圧器～非常用低圧母線 (パワーコントロールセンタ) 非常用低圧母線 (コントロールセンタ)	・代替非常用発電機又は可搬型代替電源車～代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤 ・代替非常用発電機又は可搬型代替電源車～代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤																																									
	<p>(2) 独立性</p> <p>常設代替交流電源設備及び代替所内電気設備は、設計基準事故対処設備である非常用ディーゼル発電機、<b>高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機</b>及び非常用所内電気設備と表 57-9-6 で示す共通要因故障に対して機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(3) 独立性</p> <p>代替所内電気設備は、設計基準事故対処設備であるディーゼル発電機設備及び非常用所内電気設備と表 57.9.8 で示す共通要因故障に対して機能を損なわない設計とする。</p>																																									

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>表 57-9-6 常設代替交流電源設備及び代替所内電気設備の独立性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設計基準事故対応設備 ・非常用ディーゼル発電機 ・高圧炉心スプレッドディーゼル発電機 ・非常用所内電気設備</th> <th>重大事故等対応設備 ・常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機) ・代替所内電気設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震</td> <td colspan="2">設計基準事故対応設備の非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレッドディーゼル発電機及び非常用所内電気設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対応設備のガスタービン発電機及び代替所内電気設備は、基準地震動S<sub>0</sub>で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動S<sub>0</sub>が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td colspan="2">設計基準事故対応設備の非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレッドディーゼル発電機及び非常用所内電気設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋内へ設置し、重大事故等対応設備のガスタービン発電機及び代替所内電気設備は、基準津波の影響を受けない緊急用電気品建屋及び原子炉建屋内へ設置すること、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共通要因故障</td> <td>火災</td> <td>設計基準事故対応設備の非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレッドディーゼル発電機及び非常用所内電気設備並びに重大事故等対応設備のガスタービン発電機及び代替所内電気設備は、位置的分散を図る(1.3(3)項参照)とともに、以下の火災の発生防止対策により、火災が共通要因となり、故障することのない設計とする。                      【発生防止】                      難燃ケーブルの使用及び過電流による過熱防止対策を講じる。                      【感知・消火】                      (屋内の電路) 感知・消火対策として異なる2種類の感知器及び煙の充満により消火困難となる場所には固定式消火設備を設置する。                      (屋外の電路) 火災の発生するおそれがないよう電路を埋設し、その電路にケーブルを布設する。(ガスタービン発電機から非常用高圧母線20系、非常用高圧母線20系及び緊急用高圧母線20系までの電路の一部)                      【第43条第2項三への適合】                      設計基準事故対応設備の電路と重大事故等対応設備の電路の分離については、米国電気電子工学会(IEEE)規格384(1992年版)の分離を確保する。</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>設計基準事故対応設備の非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレッドディーゼル発電機及び非常用所内電気設備並びに重大事故等対応設備のガスタービン発電機及び代替所内電気設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。(「共-8 重大事故等対応設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対応設備 ・非常用ディーゼル発電機 ・高圧炉心スプレッドディーゼル発電機 ・非常用所内電気設備	重大事故等対応設備 ・常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機) ・代替所内電気設備	地震	設計基準事故対応設備の非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレッドディーゼル発電機及び非常用所内電気設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対応設備のガスタービン発電機及び代替所内電気設備は、基準地震動S <sub>0</sub> で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動S <sub>0</sub> が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。		津波	設計基準事故対応設備の非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレッドディーゼル発電機及び非常用所内電気設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋内へ設置し、重大事故等対応設備のガスタービン発電機及び代替所内電気設備は、基準津波の影響を受けない緊急用電気品建屋及び原子炉建屋内へ設置すること、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。		共通要因故障	火災	設計基準事故対応設備の非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレッドディーゼル発電機及び非常用所内電気設備並びに重大事故等対応設備のガスタービン発電機及び代替所内電気設備は、位置的分散を図る(1.3(3)項参照)とともに、以下の火災の発生防止対策により、火災が共通要因となり、故障することのない設計とする。 【発生防止】 難燃ケーブルの使用及び過電流による過熱防止対策を講じる。 【感知・消火】 (屋内の電路) 感知・消火対策として異なる2種類の感知器及び煙の充満により消火困難となる場所には固定式消火設備を設置する。 (屋外の電路) 火災の発生するおそれがないよう電路を埋設し、その電路にケーブルを布設する。(ガスタービン発電機から非常用高圧母線20系、非常用高圧母線20系及び緊急用高圧母線20系までの電路の一部) 【第43条第2項三への適合】 設計基準事故対応設備の電路と重大事故等対応設備の電路の分離については、米国電気電子工学会(IEEE)規格384(1992年版)の分離を確保する。	漏水	設計基準事故対応設備の非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレッドディーゼル発電機及び非常用所内電気設備並びに重大事故等対応設備のガスタービン発電機及び代替所内電気設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。(「共-8 重大事故等対応設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)	<p>表 57.9.8 代替所内電気設備の独立性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設計基準事故対応設備 ・ディーゼル発電機 ・非常用所内電気設備</th> <th>重大事故等対応設備 ・代替所内電気設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震</td> <td colspan="2">設計基準事故対応設備のディーゼル発電機及び非常用所内電気設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対応設備の代替所内電気設備は、基準地震動で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td colspan="2">設計基準事故対応設備のディーゼル発電機及び非常用所内電気設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋内及び原子炉補助建屋内に設置し、重大事故等対応設備の代替所内電気設備は、基準津波の影響を受けない原子炉補助建屋及び屋外へ設置すること、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共通要因故障</td> <td>火災</td> <td>設計基準事故対応設備のディーゼル発電機及び非常用所内電気設備並びに重大事故等対応設備の代替所内電気設備は、位置的分散を図る(1.3(4)項参照)とともに、以下の火災の発生防止対策により、火災が共通要因となり、故障することのない設計とする。                      【発生防止】                      難燃ケーブルの使用及び過電流による過熱防止対策を講じる。                      【感知・消火】                      (屋内の電路) 感知・消火対策として異なる2種類の感知器及び煙の充満により消火困難となる場所には自動消火設備を設置する。                      (屋外の電路) 火災の発生するおそれがないよう不燃性材料又は難燃性材料の電線管、ケーブルトレイにケーブルを敷設する。                      【第43条第2項三への適合】                      設計基準事故対応設備の電路と重大事故等対応設備の電路の分離については、米国電気電子工学会(IEEE)規格384(1992年版)の分離を確保する。</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>設計基準事故対応設備のディーゼル発電機及び非常用所内電気設備並びに重大事故等対応設備の代替所内電気設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。(「共-9 重大事故等対応設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対応設備 ・ディーゼル発電機 ・非常用所内電気設備	重大事故等対応設備 ・代替所内電気設備	地震	設計基準事故対応設備のディーゼル発電機及び非常用所内電気設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対応設備の代替所内電気設備は、基準地震動で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。		津波	設計基準事故対応設備のディーゼル発電機及び非常用所内電気設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋内及び原子炉補助建屋内に設置し、重大事故等対応設備の代替所内電気設備は、基準津波の影響を受けない原子炉補助建屋及び屋外へ設置すること、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。		共通要因故障	火災	設計基準事故対応設備のディーゼル発電機及び非常用所内電気設備並びに重大事故等対応設備の代替所内電気設備は、位置的分散を図る(1.3(4)項参照)とともに、以下の火災の発生防止対策により、火災が共通要因となり、故障することのない設計とする。 【発生防止】 難燃ケーブルの使用及び過電流による過熱防止対策を講じる。 【感知・消火】 (屋内の電路) 感知・消火対策として異なる2種類の感知器及び煙の充満により消火困難となる場所には自動消火設備を設置する。 (屋外の電路) 火災の発生するおそれがないよう不燃性材料又は難燃性材料の電線管、ケーブルトレイにケーブルを敷設する。 【第43条第2項三への適合】 設計基準事故対応設備の電路と重大事故等対応設備の電路の分離については、米国電気電子工学会(IEEE)規格384(1992年版)の分離を確保する。	漏水	設計基準事故対応設備のディーゼル発電機及び非常用所内電気設備並びに重大事故等対応設備の代替所内電気設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。(「共-9 重大事故等対応設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)	<p>【大飯】          記載の充実 (女川審査実績の反映)</p>
項目	設計基準事故対応設備 ・非常用ディーゼル発電機 ・高圧炉心スプレッドディーゼル発電機 ・非常用所内電気設備	重大事故等対応設備 ・常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機) ・代替所内電気設備																													
地震	設計基準事故対応設備の非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレッドディーゼル発電機及び非常用所内電気設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対応設備のガスタービン発電機及び代替所内電気設備は、基準地震動S <sub>0</sub> で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動S <sub>0</sub> が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。																														
津波	設計基準事故対応設備の非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレッドディーゼル発電機及び非常用所内電気設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋内へ設置し、重大事故等対応設備のガスタービン発電機及び代替所内電気設備は、基準津波の影響を受けない緊急用電気品建屋及び原子炉建屋内へ設置すること、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。																														
共通要因故障	火災	設計基準事故対応設備の非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレッドディーゼル発電機及び非常用所内電気設備並びに重大事故等対応設備のガスタービン発電機及び代替所内電気設備は、位置的分散を図る(1.3(3)項参照)とともに、以下の火災の発生防止対策により、火災が共通要因となり、故障することのない設計とする。 【発生防止】 難燃ケーブルの使用及び過電流による過熱防止対策を講じる。 【感知・消火】 (屋内の電路) 感知・消火対策として異なる2種類の感知器及び煙の充満により消火困難となる場所には固定式消火設備を設置する。 (屋外の電路) 火災の発生するおそれがないよう電路を埋設し、その電路にケーブルを布設する。(ガスタービン発電機から非常用高圧母線20系、非常用高圧母線20系及び緊急用高圧母線20系までの電路の一部) 【第43条第2項三への適合】 設計基準事故対応設備の電路と重大事故等対応設備の電路の分離については、米国電気電子工学会(IEEE)規格384(1992年版)の分離を確保する。																													
	漏水	設計基準事故対応設備の非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレッドディーゼル発電機及び非常用所内電気設備並びに重大事故等対応設備のガスタービン発電機及び代替所内電気設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。(「共-8 重大事故等対応設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)																													
項目	設計基準事故対応設備 ・ディーゼル発電機 ・非常用所内電気設備	重大事故等対応設備 ・代替所内電気設備																													
地震	設計基準事故対応設備のディーゼル発電機及び非常用所内電気設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対応設備の代替所内電気設備は、基準地震動で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。																														
津波	設計基準事故対応設備のディーゼル発電機及び非常用所内電気設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋内及び原子炉補助建屋内に設置し、重大事故等対応設備の代替所内電気設備は、基準津波の影響を受けない原子炉補助建屋及び屋外へ設置すること、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。																														
共通要因故障	火災	設計基準事故対応設備のディーゼル発電機及び非常用所内電気設備並びに重大事故等対応設備の代替所内電気設備は、位置的分散を図る(1.3(4)項参照)とともに、以下の火災の発生防止対策により、火災が共通要因となり、故障することのない設計とする。 【発生防止】 難燃ケーブルの使用及び過電流による過熱防止対策を講じる。 【感知・消火】 (屋内の電路) 感知・消火対策として異なる2種類の感知器及び煙の充満により消火困難となる場所には自動消火設備を設置する。 (屋外の電路) 火災の発生するおそれがないよう不燃性材料又は難燃性材料の電線管、ケーブルトレイにケーブルを敷設する。 【第43条第2項三への適合】 設計基準事故対応設備の電路と重大事故等対応設備の電路の分離については、米国電気電子工学会(IEEE)規格384(1992年版)の分離を確保する。																													
	漏水	設計基準事故対応設備のディーゼル発電機及び非常用所内電気設備並びに重大事故等対応設備の代替所内電気設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。(「共-9 重大事故等対応設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)																													



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

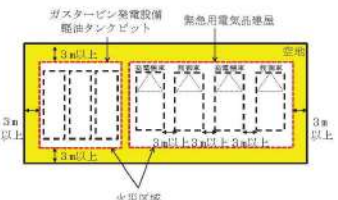
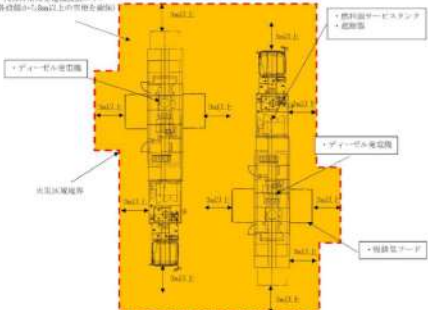
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>なお、常設代替交流電源設備は火災防護対策を講じるため、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機が設置される緊急用電気品建屋については、附属設備を含めて火災区域を設定する。ガスタービン発電機は「危険物の規制に関する政令」において空地が要求されない設備であるが、「危険物の規制に関する政令」の「屋外タンク貯蔵所」とみなし、同令第十一条第二項で要求される空地の幅を参考として建屋外壁から3m以上の幅の保有空地を確保する。(図57-9-6)</p> <p>ガスタービン発電機間及びガスタービン発電設備軽油タンクは以下のとおり離隔を設ける。</p> <p>○ガスタービン発電機間                      ガスタービン発電機間は同令において空地が要求されない設備であるが、設備としての発電機間の火災影響及び消火活動への影響を考慮し、適切に空地を設ける設計とする。                      ガスタービン発電機は、通常は待機状態であり、ガスタービン発電設備軽油タンクから燃料を補給されないため、ガスタービン発電機間においてはガスタービン発電機制御車の燃料積載量である約500Lに基づいて危険物の規制に関する政令第十一条第二項で要求される空地の幅を参考にして3m以上の離隔を設ける設計とする。                      ガスタービン発電機は、試験及び検査時に運転状態となり、ガスタービン発電設備軽油タンクから燃料を補給するが、試験及び検査中は作業員が現場に常駐している。よって、ガスタービン発電機は火災が発生しても煙が充満しない建屋内に設置していることから、現場に常駐する作業員による早期の火災感知及び消火活動が可能な設計とする。</p> <p>○ガスタービン発電設備軽油タンク                      附属設備であるガスタービン発電設備軽油タンクは、「危険物の規制に関する政令」において空地が要求されない設備であるが、同令の「屋外タンク貯蔵所」とみなし、同令第十一条第二項で要求される空地の幅を参考にして附属設備を含め3m以上の幅を確保した範囲とする。</p>	<p>なお、代替非常用発電機は火災防護対策を講じるため、代替非常用発電機設置エリアについては、附属設備を含めて火災区域を設定する。代替非常用発電機は「危険物の規制に関する政令」において空地が要求される設備であり、「危険物の規制に関する政令」の「一般取扱所」として、同令第十九条第一項(同令九条第二項で詳細要求が示されている。)で要求される3m以上の幅の保有空地を確保する。(図57.9.22)</p> <p>○代替非常用発電機間                      代替非常用発電機間は同令において空地が要求される設備であり、代替非常用発電機間の火災影響及び消火活動への影響を考慮し、適切に空地を設ける設計とする。                      代替非常用発電機は、通常は待機状態であり、代替非常用発電機間においては代替非常用発電機の燃料積載量は約2,000Lであり24時間運転の燃料消費量に基づいて危険物の規制に関する政令第十九条第一項(同令九条第二項で詳細要求が示されている。)で要求される保有空地を幅3m以上の離隔を設ける設計とする。                      代替非常用発電機は、試験及び検査時に運転状態となり、試験及び検査中は作業員が現場に常駐している。よって、代替非常用発電機は火災が発生しても、現場に常駐する作業員による早期の火災感知及び消火活動が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】                      記載の充実(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      設備・運用の相違(代替所内電気設備の構成等)</p> <p>【女川】                      設備名称の相違(代替非常用発電機)</p> <p>【女川】                      設備の相違                      ・女川は「屋外タンク貯蔵庫」であるが、泊は「一般取扱所」である。</p> <p>設備・運用の相違(代替非常用発電機の燃料補給)</p> <p>【女川】                      設備名称の相違(代替非常用発電機)</p> <p>【女川】                      設備の相違                      ・女川は「屋外タンク貯蔵庫」であり、泊は「一般取扱所」であることから政令条文が異なる。</p> <p>【女川】                      設備・運用の相違(代替非常用発電機の燃料補給)                      設備の相違                      ・女川は常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機を建屋内に設置している。                      ・泊は常設代替交流電源設備である代替非常用発電機を屋外に設置している。</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
	<p data-bbox="840 108 1064 130">女川原子力発電所2号炉</p>  <p data-bbox="772 375 1108 391">図 57-9-6 常設代替交流電源設備の火災区域設定</p> <p data-bbox="672 518 1232 566">上記に示す危険物の規制に関する施行令の該当条文を以下に示す。</p> <div data-bbox="683 598 1220 813" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="694 606 896 622">危険物の規制に関する政令</p> <p data-bbox="683 646 1220 734">第十一条第二項 屋外貯蔵タンク(危険物を移送するための配管その他これに準ずる工作物を除く。)の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。ただし、二以上の屋外タンク貯蔵所を隣接して設置するときは、総務省令で定めるところにより、その空地の幅を減ずることができる。</p> <table border="1" data-bbox="728 734 1198 782"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>空地の幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定数量の倍数が五百以下の屋外タンク貯蔵所</td> <td>三メートル以上</td> </tr> </tbody> </table> </div>	区分	空地の幅	指定数量の倍数が五百以下の屋外タンク貯蔵所	三メートル以上	<p data-bbox="1467 108 1601 130">泊発電所3号炉</p>  <p data-bbox="1400 478 1713 494">図 57.9.22 常設代替交流電源設備の火災区域設定</p> <p data-bbox="1254 518 1814 566">上記に示す危険物の規制に関する施行令の該当条文を以下に示す。</p> <div data-bbox="1265 598 1803 893" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1276 606 1478 622">危険物の規制に関する政令</p> <p data-bbox="1276 638 1366 654">(製造所の基準)</p> <p data-bbox="1265 662 1803 710">第九条 法第十条第四項の製造所の位置、構造及び設備(消防設備、警報設備及び避難設備を除く。以下この章の第一節から第三節までにおいて同じ。)の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="1276 710 1803 774">二 危険物を取り扱う建築物その他の工作物(危険物を移送するための配管その他これに準ずる工作物を除く。)の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。ただし、総務省令で定めるところにより、防火上有効な隔壁を設けたときは、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="1332 774 1691 813"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>空地の幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定数量の倍数が十以下の製造所</td> <td>三メートル以上</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1276 829 1388 845">(一般取扱所の基準)</p> <p data-bbox="1265 853 1803 885">第十九条 第九条第一項の規定は、一般取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準について準用する。</p> </div>	区分	空地の幅	指定数量の倍数が十以下の製造所	三メートル以上	<p data-bbox="1848 140 1915 159">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 167 2116 188">記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p data-bbox="1848 199 1915 220">【女川】</p> <p data-bbox="1848 228 1937 247">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 255 2150 367" style="list-style-type: none"> <li>・保有空地に相違はあるが、危険物の規制に関する要求事項に基づき適切な火災区域を設定している点において同等である。</li> </ul>
区分	空地の幅										
指定数量の倍数が五百以下の屋外タンク貯蔵所	三メートル以上										
区分	空地の幅										
指定数量の倍数が十以下の製造所	三メートル以上										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																									
<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">＜内容比較のため再掲(補足-9-1)＞</p> <p>2. 非常用所内電気設備と代替所内電気設備の位置的分散                      万一、非常用所内電気設備が2系統同時機能喪失しても、これらと位置的分散(設置建屋および設置高さ)を採った配電設備(代替所内電気設備)を確保している。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; width: 100%;"></div> <p style="font-size: small;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>(3) 位置的分散</p> <p>常設代替交流電源設備及び代替所内電気設備は、設計基準事故対処設備である<b>非常用ディーゼル発電機</b>、<b>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機</b>及び非常用所内電気設備と表 57-9-7 及び表 57-9-8 で示すとおり、位置的分散を図る。具体的な電源設備の単線結線図を図 57-9-7 及び図 57-9-8、ケーブルルート図を 57-9-(57-1)~57-9-(57-11)に示す。(なお、単線結線図の番号とルート図の番号については、一致させている。)</p> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">表 57-9-7 常設代替交流電源設備の位置的分散</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 40%;">設計基準事故対処設備</th> <th style="width: 50%;">重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>・非常用ディーゼル発電機 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機</td> <td>・常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機)</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)</td> <td>屋外 (緊急用電気品建屋地上1階)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">表 57-9-8 代替所内電気設備の位置的分散</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 40%;">設計基準事故対処設備</th> <th style="width: 50%;">重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用所内電気設備</th> <th>代替所内電気設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・非常用高圧母線</td> <td>・原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)</td> <td>・—</td> </tr> <tr> <td>・緊急用高圧母線</td> <td>・—</td> <td>・緊急用電気品建屋地下1階及び原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)</td> </tr> <tr> <td>・非常用動力変圧器</td> <td>・原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)</td> <td>・—</td> </tr> <tr> <td>・緊急用動力変圧器</td> <td>・—</td> <td>・原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)</td> </tr> <tr> <td>・非常用低圧母線 (パワーセンタ)</td> <td>・原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)</td> <td>・—</td> </tr> <tr> <td>・緊急用低圧母線 (パワーセンタ)</td> <td>・—</td> <td>・原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)</td> </tr> <tr> <td>・非常用低圧母線 (モータコントロールセンタ)</td> <td>・原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋内の原子炉棟外) 及び原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)</td> <td>・—</td> </tr> <tr> <td>・緊急用低圧母線 (モータコントロールセンタ)</td> <td>・—</td> <td>・原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備		・非常用ディーゼル発電機 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機	・常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機)	設置場所	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)	屋外 (緊急用電気品建屋地上1階)	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用所内電気設備	代替所内電気設備	・非常用高圧母線	・原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)	・—	・緊急用高圧母線	・—	・緊急用電気品建屋地下1階及び原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)	・非常用動力変圧器	・原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)	・—	・緊急用動力変圧器	・—	・原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)	・非常用低圧母線 (パワーセンタ)	・原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)	・—	・緊急用低圧母線 (パワーセンタ)	・—	・原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)	・非常用低圧母線 (モータコントロールセンタ)	・原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋内の原子炉棟外) 及び原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)	・—	・緊急用低圧母線 (モータコントロールセンタ)	・—	・原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)	<p>(4) 位置的分散</p> <p>代替所内電気設備は、設計基準事故対処設備であるディーゼル発電機及び非常用所内電気設備と表 57.9.9 及び表 57.9.10 で示すとおり、位置的分散を図る。具体的な電源設備の単線結線図を図 57.9.20 及び図 57.9.21、ケーブルルート図を図 57.1~図 57.6 (57-9-84~57-9-89) に示す。(なお、単線結線図の番号とルート図の番号については、一致させている。)</p> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">表 57.9.9 代替非常用発電機及び可搬型代替電源車の位置的分散</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 40%;">設計基準事故対処設備</th> <th style="width: 50%;">重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>ディーゼル発電機</td> <td>重大事故等対処設備 代替所内電気設備 (代替非常用発電機、可搬型代替電源車)</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>ディーゼル発電機 (ディーゼル発電機建屋 T.P.10.3m)</td> <td>・代替非常用発電機 屋外 (3号炉東側32mエリア) ・可搬型代替電源車 屋外 (3号炉東側32mエリア及び3号炉西側32mエリア)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">表 57.9.10 代替所内電源設備の位置的分散</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 40%;">設計基準事故対処設備</th> <th style="width: 50%;">重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用所内電気設備</th> <th>代替所内電気設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・非常用高圧母線</td> <td>・原子炉補助建屋 T.P.10.3m</td> <td>・—</td> </tr> <tr> <td>・代替非常用発電機又は可搬型代替電源車~代替所内電気設備変圧器及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</td> <td>・—</td> <td>・屋外~原子炉補助建屋 T.P.17.3m 及び原子炉補助建屋 T.P.24.8m</td> </tr> <tr> <td>・動力変圧器</td> <td>・原子炉補助建屋 T.P.10.3m</td> <td>・—</td> </tr> <tr> <td>・代替所内電気設備変圧器</td> <td>・—</td> <td>・原子炉補助建屋 T.P.17.3m</td> </tr> <tr> <td>・代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</td> <td>・—</td> <td>・原子炉補助建屋 T.P.24.8m</td> </tr> <tr> <td>・非常用低圧母線 (パワーコントロールセンタ、コントロールセンタ)</td> <td>・原子炉補助建屋 T.P.10.3m</td> <td>・—</td> </tr> <tr> <td>・代替所内電気設備分電盤</td> <td>・—</td> <td>・原子炉補助建屋 T.P.17.3m</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備		ディーゼル発電機	重大事故等対処設備 代替所内電気設備 (代替非常用発電機、可搬型代替電源車)	設置場所	ディーゼル発電機 (ディーゼル発電機建屋 T.P.10.3m)	・代替非常用発電機 屋外 (3号炉東側32mエリア) ・可搬型代替電源車 屋外 (3号炉東側32mエリア及び3号炉西側32mエリア)	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用所内電気設備	代替所内電気設備	・非常用高圧母線	・原子炉補助建屋 T.P.10.3m	・—	・代替非常用発電機又は可搬型代替電源車~代替所内電気設備変圧器及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤	・—	・屋外~原子炉補助建屋 T.P.17.3m 及び原子炉補助建屋 T.P.24.8m	・動力変圧器	・原子炉補助建屋 T.P.10.3m	・—	・代替所内電気設備変圧器	・—	・原子炉補助建屋 T.P.17.3m	・代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤	・—	・原子炉補助建屋 T.P.24.8m	・非常用低圧母線 (パワーコントロールセンタ、コントロールセンタ)	・原子炉補助建屋 T.P.10.3m	・—	・代替所内電気設備分電盤	・—	・原子炉補助建屋 T.P.17.3m	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等)</p> <p>【女川】 設備名称の相違 (D/G)</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p>
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																																																										
	・非常用ディーゼル発電機 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機	・常設代替交流電源設備 (ガスタービン発電機)																																																																										
設置場所	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)	屋外 (緊急用電気品建屋地上1階)																																																																										
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																																																										
	非常用所内電気設備	代替所内電気設備																																																																										
・非常用高圧母線	・原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)	・—																																																																										
・緊急用高圧母線	・—	・緊急用電気品建屋地下1階及び原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)																																																																										
・非常用動力変圧器	・原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)	・—																																																																										
・緊急用動力変圧器	・—	・原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)																																																																										
・非常用低圧母線 (パワーセンタ)	・原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)	・—																																																																										
・緊急用低圧母線 (パワーセンタ)	・—	・原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)																																																																										
・非常用低圧母線 (モータコントロールセンタ)	・原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋内の原子炉棟外) 及び原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)	・—																																																																										
・緊急用低圧母線 (モータコントロールセンタ)	・—	・原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋内の原子炉棟外)																																																																										
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																																																										
	ディーゼル発電機	重大事故等対処設備 代替所内電気設備 (代替非常用発電機、可搬型代替電源車)																																																																										
設置場所	ディーゼル発電機 (ディーゼル発電機建屋 T.P.10.3m)	・代替非常用発電機 屋外 (3号炉東側32mエリア) ・可搬型代替電源車 屋外 (3号炉東側32mエリア及び3号炉西側32mエリア)																																																																										
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																																																										
	非常用所内電気設備	代替所内電気設備																																																																										
・非常用高圧母線	・原子炉補助建屋 T.P.10.3m	・—																																																																										
・代替非常用発電機又は可搬型代替電源車~代替所内電気設備変圧器及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤	・—	・屋外~原子炉補助建屋 T.P.17.3m 及び原子炉補助建屋 T.P.24.8m																																																																										
・動力変圧器	・原子炉補助建屋 T.P.10.3m	・—																																																																										
・代替所内電気設備変圧器	・—	・原子炉補助建屋 T.P.17.3m																																																																										
・代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤	・—	・原子炉補助建屋 T.P.24.8m																																																																										
・非常用低圧母線 (パワーコントロールセンタ、コントロールセンタ)	・原子炉補助建屋 T.P.10.3m	・—																																																																										
・代替所内電気設備分電盤	・—	・原子炉補助建屋 T.P.17.3m																																																																										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 接近性の確保</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの電力を確保するために、以下のとおり、原子炉建屋地下1階(原子炉建屋内の原子炉棟外)及び原子炉建屋地上1階(原子炉建屋内の原子炉棟外)に設置する非常用所内電気設備へアクセス可能な設計とし、接近性を確保する設計とする。</p> <p>屋内のアクセスルートに影響を与えるおそれがある以下の事象について評価した結果、問題はない(詳細は、「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」参照)。</p> <p>a. 地震時の影響                      プラントウォークダウンにて確認した結果、問題なし。</p> <p>b. 地震随伴火災の影響                      アクセスルート近傍に地震随伴火災の火災源となる機器が設置されていないことから問題なし。</p> <p>c. 地震による内部溢水の影響                      原子炉建屋内の原子炉棟外に溢水源となる耐震 B, Cクラスの機器のうち、基準地震動で破損が生じる機器を考慮しても溢水による影響がないことから問題なし。</p> <p>万一、非常用所内電気設備の設置場所である原子炉建屋地下1階(原子炉建屋内の原子炉棟外)及び原子炉建屋地上1階(原子炉建屋内の原子炉棟外)への接近性が失われることを考慮して、代替所内電気設備を原子炉建屋地上1階(原子炉建屋内の原子炉棟外)及び原子炉建屋地上2階(原子炉建屋内の原子炉棟外)に設置することにより、接近性を確保する設計とする。</p> <p>なお、重大事故等時において、非常用所内電気設備及び代替所内電気設備は、中央制御室から操作可能な設計とする。</p> <p>(5) 電動弁への電源供給</p> <p>低圧代替注水系、原子炉格納容器フィルタベント系、耐圧強化ベント系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系、原子炉格納容器下部注水系及び代替循環冷却系の電動弁は、常設代替交流電源設備(ガスタービン発電機)から代替所内電気設備を経由して電源供給が可能な設計とする。</p>	<p>(5) 接近性の確保</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、代替非常用発電機又は可搬型代替電源車からの電力を確保するために、以下のとおり、原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m に設置する非常用所内電気設備へアクセス可能な設計とし、接近性を確保する設計とする。</p> <p>屋内のアクセスルートに影響を与えるおそれがある以下の事象について評価した結果、問題はない(詳細は、「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」参照)。</p> <p>a. 地震時の影響                      プラントウォークダウンにて確認した結果、問題なし。</p> <p>b. 地震随伴火災の影響                      アクセスルート近傍に地震随伴火災の火災源となる機器が設置されていないことから問題なし。</p> <p>c. 地震による内部溢水の影響                      原子炉補助建屋内に溢水源となる耐震 B, Cクラスの機器のうち、基準地震動で破損が生じる機器を考慮しても溢水による影響がないことから問題なし。</p> <p>万一、非常用所内電気設備の設置場所である原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m への接近性が失われることを考慮して、代替所内電気設備を原子炉補助建屋 T.P. 17. 8m 及び原子炉補助建屋 T.P. 24. 8m に設置することにより、接近性を確保する設計とする。</p> <p>なお、重大事故等時において、非常用所内電気設備及び代替所内電気設備は、中央制御室又は設置場所で操作可能な設計とする。</p> <p>(6) 電動弁への電源供給</p> <p>設置許可基準規則第46条で使用される電動弁は、代替非常用発電機又は可搬型代替電源車から代替所内電気設備を経由して電源供給が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】                      記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                      設置場所の相違</p> <p>【女川】                      設置場所の相違</p> <p>【女川】                      設置場所の相違</p> <p>【女川】                      操作場所の相違                      ・女川：中央制御室                      ・泊：中央制御室又は設置場所</p>



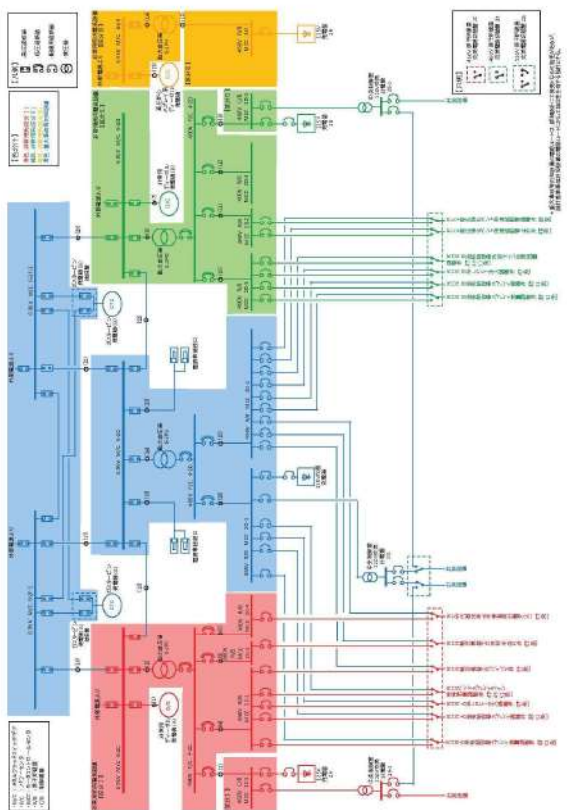
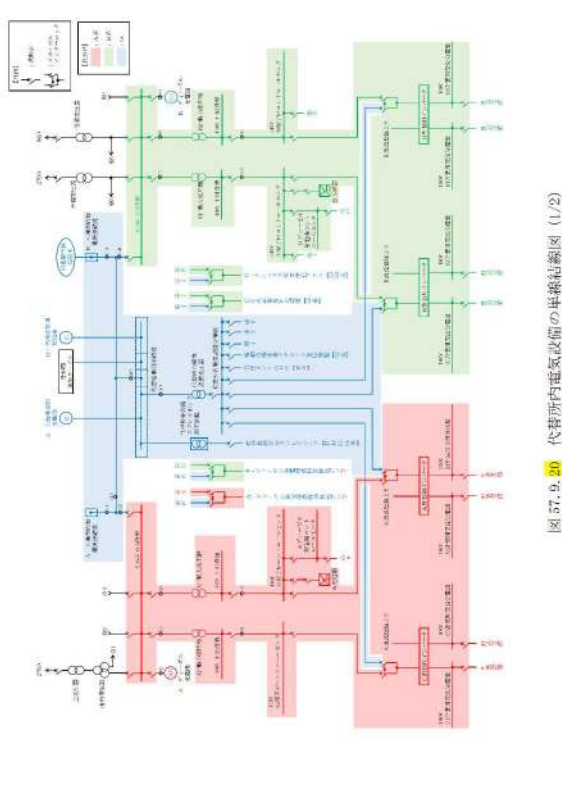
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(6) 計装設備への電源供給                      計装設備は、常設代替交流電源設備(ガスタービン発電機)から代替所内電気設備を経由して電源供給が可能な設計とする。</p> <p>(7) 自主対策設備                      第47条、48条、49条及び51条に対応する設備に加え、信頼性向上の観点から、第46条に対応する代替高圧窒素ガス供給系、第53条に対応する原子炉建屋水素爆発防止対策設備及び第58条に対応する原子炉圧力容器周り及び原子炉格納容器周りの監視計器についても、代替所内電気設備から電源供給が可能な設計とする。</p>	<p>(7) 計装設備への電源供給                      計装設備は、代替非常用発電機又は可搬型代替電源車から代替所内電気設備を経由して電源供給が可能な設計とする。</p> <p>(8) その他設備                      第47条、48条、49条及び51条に対応する設備に加え、第46条に対応する蓄圧タンク出口弁、第52条に対応するCV水素濃度計及び格納容器水素イグナイタ、第53条及び59条に対応するアニュラス空気浄化ファンについても、代替所内電気設備から電源供給が可能な設計とする。</p>	<p>【女川】                      炉型による給電対象設備の相違                      ・女川は代替所内電気設備から自主対策設備にも給電を行うが、泊は代替所内電気設備から重大事故等対処設備に給電する。</p> <p>設備・運用の相違                      ・PWRとBWRによる相違であって、泊は大飯と同様である。</p>

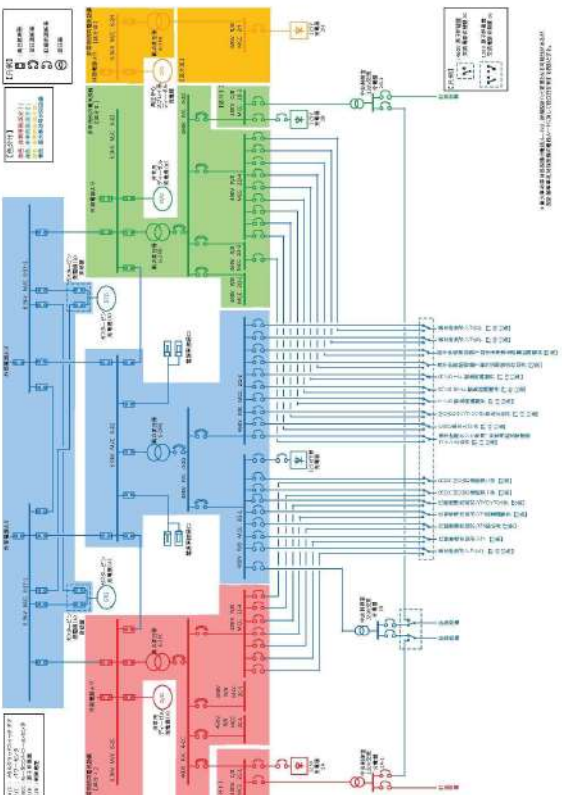
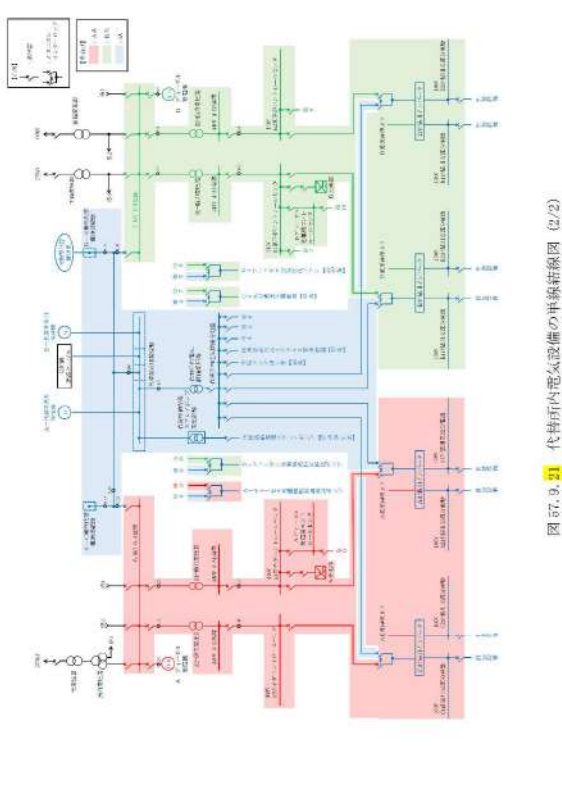
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-7 代替所内電気設備の単線結線図 (1/2)</p>	 <p>図 57.9.20 代替所内電気設備の単線結線図 (1/2)</p>	<p>【女川】                  設備の相違                  ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-8 代替所内電気設備の単線結線図 (2/2)</p>	 <p>図 57.9.8 代替所内電気設備の単線結線図 (2/2)</p>	<p>【女川】                  設備の相違                  ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
	<p>1.3.1 低圧代替注水系 [47条]</p> <p>低圧代替注水系は、重大事故等時に炉心に低圧注水するための重大事故等対処設備であり、当該設備に対応する設計基準事故対処設備は「残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系」である。(図57-9-9~13)</p> <p>低圧代替注水系の主要設備を表57-9-9に示す。</p> <p>表57-9-9 低圧代替注水系の主要設備</p> <table border="1" data-bbox="680 518 1229 1161"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>対応する設計基準事故対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>・低圧代替注水系(常設) ・低圧代替注水系(可搬型)</td> <td>・残留熱除去系(低圧注水モード) ・低圧炉心スプレイ系</td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td>・復水移送ポンプ(A) ・復水移送ポンプ(B) ・復水移送ポンプ(C) ・直流駆動低圧注水系ポンプ ・大容量送水ポンプ(タイプ1)</td> <td>・残留熱除去系ポンプ(A) ・残留熱除去系ポンプ(B) ・残留熱除去系ポンプ(C) ・低圧炉心スプレイ系ポンプ</td> </tr> <tr> <td>電動弁 (状態表示を含む)</td> <td>・RHR A系LPCI注入隔離弁 ・RHR B系LPCI注入隔離弁 ・RHRヘッドスプレイライン 洗淨流量調整弁 ・RHR B系格納容器冷却ライン 洗淨流量調整弁 ・CRD復水入口弁 ・MIRCシランプリング取出口の弁 ・T/B緊急時隔離弁 ・R/B B1緊急時隔離弁 ・R/B B2緊急時隔離弁 ・復水貯蔵タンク常用、非常用 給水管直結ライン止め弁 ・FRUポンプ吸込弁 ・DCL1ポンプ吸込弁 ・DCL1注入流量調整弁</td> <td>・RHR A系LPCI注入隔離弁 ・RHR B系LPCI注入隔離弁 ・RHR C系LPCI注入隔離弁 ・LPCS注入隔離弁</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>・残留熱除去系洗淨ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイライン 洗淨流量) ・残留熱除去系洗淨ライン流量 (残留熱除去系格納容器冷却ライン 洗淨流量) ・復水貯蔵タンク水位 ・直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量 ・原子炉水位 (広帯域) ・原子炉水位 (燃料域) ・原子炉水位 (SA広帯域) ・原子炉水位 (SA燃料域)</td> <td>・残留熱除去系ポンプ出口流量 ・低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量 ・残留熱除去系熱交換器入口流量 ・残留熱除去系熱交換器出口流量</td> </tr> </tbody> </table>	機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備	-	・低圧代替注水系(常設) ・低圧代替注水系(可搬型)	・残留熱除去系(低圧注水モード) ・低圧炉心スプレイ系	ポンプ	・復水移送ポンプ(A) ・復水移送ポンプ(B) ・復水移送ポンプ(C) ・直流駆動低圧注水系ポンプ ・大容量送水ポンプ(タイプ1)	・残留熱除去系ポンプ(A) ・残留熱除去系ポンプ(B) ・残留熱除去系ポンプ(C) ・低圧炉心スプレイ系ポンプ	電動弁 (状態表示を含む)	・RHR A系LPCI注入隔離弁 ・RHR B系LPCI注入隔離弁 ・RHRヘッドスプレイライン 洗淨流量調整弁 ・RHR B系格納容器冷却ライン 洗淨流量調整弁 ・CRD復水入口弁 ・MIRCシランプリング取出口の弁 ・T/B緊急時隔離弁 ・R/B B1緊急時隔離弁 ・R/B B2緊急時隔離弁 ・復水貯蔵タンク常用、非常用 給水管直結ライン止め弁 ・FRUポンプ吸込弁 ・DCL1ポンプ吸込弁 ・DCL1注入流量調整弁	・RHR A系LPCI注入隔離弁 ・RHR B系LPCI注入隔離弁 ・RHR C系LPCI注入隔離弁 ・LPCS注入隔離弁	計装設備	・残留熱除去系洗淨ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイライン 洗淨流量) ・残留熱除去系洗淨ライン流量 (残留熱除去系格納容器冷却ライン 洗淨流量) ・復水貯蔵タンク水位 ・直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量 ・原子炉水位 (広帯域) ・原子炉水位 (燃料域) ・原子炉水位 (SA広帯域) ・原子炉水位 (SA燃料域)	・残留熱除去系ポンプ出口流量 ・低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量 ・残留熱除去系熱交換器入口流量 ・残留熱除去系熱交換器出口流量	<p>1.3.1 代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ) [47条]</p> <p>代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ) は、重大事故等時に炉心に低圧注水するための重大事故等対処設備であり、当該設備に対応する設計基準事故対処設備は「余熱除去設備及び非常用炉心冷却設備」である。(図57.9.23~25)</p> <p>代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ) の主要設備を表57.9.11に示す。</p> <p>表57.9.11 代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ) の主要設備</p> <table border="1" data-bbox="1261 432 1816 783"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>対応する設計基準事故対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>・代替炉心注水(代替格納容器スプレイポンプ)</td> <td>・余熱除去設備 ・非常用炉心冷却設備</td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td>・代替格納容器スプレイポンプ</td> <td>・A-高圧注入ポンプ ・B-高圧注入ポンプ ・A-余熱除去ポンプ ・B-余熱除去ポンプ</td> </tr> <tr> <td>電動弁 (状態表示を含む)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備	-	・代替炉心注水(代替格納容器スプレイポンプ)	・余熱除去設備 ・非常用炉心冷却設備	ポンプ	・代替格納容器スプレイポンプ	・A-高圧注入ポンプ ・B-高圧注入ポンプ ・A-余熱除去ポンプ ・B-余熱除去ポンプ	電動弁 (状態表示を含む)	-	-	計装設備	-	-	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・47条対応の運用に伴う相違</li> <li>・女川：低圧代替注水系→泊：代替炉心注水 (代替格納容器スプレイポンプ)</li> <li>・女川：残留熱除去系(低圧注水モード)、低圧炉心スプレイ系→泊：余熱除去設備及び非常用炉心冷却設備</li> </ul>
機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備																															
-	・低圧代替注水系(常設) ・低圧代替注水系(可搬型)	・残留熱除去系(低圧注水モード) ・低圧炉心スプレイ系																															
ポンプ	・復水移送ポンプ(A) ・復水移送ポンプ(B) ・復水移送ポンプ(C) ・直流駆動低圧注水系ポンプ ・大容量送水ポンプ(タイプ1)	・残留熱除去系ポンプ(A) ・残留熱除去系ポンプ(B) ・残留熱除去系ポンプ(C) ・低圧炉心スプレイ系ポンプ																															
電動弁 (状態表示を含む)	・RHR A系LPCI注入隔離弁 ・RHR B系LPCI注入隔離弁 ・RHRヘッドスプレイライン 洗淨流量調整弁 ・RHR B系格納容器冷却ライン 洗淨流量調整弁 ・CRD復水入口弁 ・MIRCシランプリング取出口の弁 ・T/B緊急時隔離弁 ・R/B B1緊急時隔離弁 ・R/B B2緊急時隔離弁 ・復水貯蔵タンク常用、非常用 給水管直結ライン止め弁 ・FRUポンプ吸込弁 ・DCL1ポンプ吸込弁 ・DCL1注入流量調整弁	・RHR A系LPCI注入隔離弁 ・RHR B系LPCI注入隔離弁 ・RHR C系LPCI注入隔離弁 ・LPCS注入隔離弁																															
計装設備	・残留熱除去系洗淨ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイライン 洗淨流量) ・残留熱除去系洗淨ライン流量 (残留熱除去系格納容器冷却ライン 洗淨流量) ・復水貯蔵タンク水位 ・直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量 ・原子炉水位 (広帯域) ・原子炉水位 (燃料域) ・原子炉水位 (SA広帯域) ・原子炉水位 (SA燃料域)	・残留熱除去系ポンプ出口流量 ・低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量 ・残留熱除去系熱交換器入口流量 ・残留熱除去系熱交換器出口流量																															
機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備																															
-	・代替炉心注水(代替格納容器スプレイポンプ)	・余熱除去設備 ・非常用炉心冷却設備																															
ポンプ	・代替格納容器スプレイポンプ	・A-高圧注入ポンプ ・B-高圧注入ポンプ ・A-余熱除去ポンプ ・B-余熱除去ポンプ																															
電動弁 (状態表示を含む)	-	-																															
計装設備	-	-																															

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
	<p>低圧代替注水系(常設)の復水移送ポンプは原子炉建屋地下2階(原子炉建屋原子炉棟内)、直流駆動低圧注水系ポンプは原子炉建屋地下3階(原子炉建屋付属棟内)に設置し、低圧代替注水系(可搬型)の大容量送水ポンプ(タイプ1)は屋外に配備し、残留熱除去系(低圧注水モード)のポンプ(残留熱除去系ポンプ)及び低圧炉心スプレイ系のポンプ(低圧炉心スプレイ系ポンプ)は原子炉建屋地下3階(原子炉建屋原子炉棟内)に設置しており、位置的分散を図る。(図57-9-14~16)</p> <p>低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)及び低圧代替注水系(可搬型)は、図57-9-17及び図57-9-18のとおり、屋外(緊急用電気品建屋地上1階)に設置するガスタービン発電機から代替所内電気設備を経由して電源を受電する設計とし、</p> <p>低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)は、図57-9-19のとおり、制御建屋地下2階に設置する250V蓄電池から250V直流主母線盤を経由して電源を受電する設計とし、</p> <p>残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系は、図57-9-17及び図57-9-18のとおり、原子炉建屋地上1階(原子炉建屋付属棟内)に設置する非常用ディーゼル発電機から非常用所内電気設備を経由して電源を受電する設計とし、ガスタービン発電機及び250V蓄電池並びに非常用ディーゼル発電機は位置的分散を図り、代替所内電気設備及び250V直流主母線盤並びに非常用所内電気設備は位置的分散を図る。</p> <p>また、低圧代替注水系(常設)及び低圧代替注水系(可搬型)使用時の機器への電路と、残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系使用時の機器への電路とは、米国電気電子工学学会(IEEE)規格384(1992年版)の分離距離を確保することにより、独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的な電路については、表57-9-10に単線結線図及びルート図を記載した箇所について示す。</p> <div style="text-align: center;"> <p>表57-9-10 電路ルート図 低圧代替注水系 [47条]</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">単線結線図</th> <th colspan="2">ルート図</th> </tr> <tr> <th>図番号</th> <th>頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号炉動力用(図57-9-17~19)</td> <td>図47-1~13</td> <td>57-9-(47-1~13)</td> </tr> <tr> <td>2号炉計装設備用(表57-9-10-1)</td> <td>図47-14~27</td> <td>57-9-(47-14~27)</td> </tr> <tr> <td>2号炉制御用(表57-9-10-2)</td> <td>図47-28~43</td> <td>57-9-(47-28~43)</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、単線結線図の番号とルート図の番号については、一致させている。</p> </div> <p>電動弁の制御回路は、非常用所内電気設備からの受電時と代替所内電気設備からの受電時とで、別々に設置する。(図57-9-20及び図57-9-21)</p>	単線結線図	ルート図		図番号	頁	2号炉動力用(図57-9-17~19)	図47-1~13	57-9-(47-1~13)	2号炉計装設備用(表57-9-10-1)	図47-14~27	57-9-(47-14~27)	2号炉制御用(表57-9-10-2)	図47-28~43	57-9-(47-28~43)	<p>代替炉心注水(代替格納容器スプレイポンプ)の代替格納容器スプレイポンプは周辺補機棟T.P.10.3mに設置し、余熱除去設備及び非常用炉心冷却設備の余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプは原子炉補助建屋T.P.-1.7mに設置しており、位置的分散を図る。(図57.9.26~27)</p> <p>代替炉心注水(代替格納容器スプレイポンプ)の代替格納容器スプレイポンプは、屋外に設置する代替非常用発電機及び可搬型代替電源車から代替所内電気設備を経由して電源を受電する設計とし、</p> <p>余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプは、ディーゼル発電機建屋T.P.10.3mに設置するディーゼル発電機から非常用所内電気設備を経由して電源を受電する設計とし、代替非常用発電機及び可搬型代替電源車並びにディーゼル発電機は位置的分散を図り、代替所内電気設備及び非常用所内電気設備は位置的分散を図る。(図57.9.28)</p> <p>また、代替炉心注水(代替格納容器スプレイポンプ)の代替格納容器スプレイポンプ使用時の機器への電路と、余熱除去設備及び非常用炉心冷却設備使用時の機器への電路とは、米国電気電子工学学会(IEEE)規格384(1992年版)の分離距離を確保することにより、独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的な電路については、表57.9.12に単線結線図及びルート図を記載した箇所について示す。</p> <div style="text-align: center;"> <p>表57.9.12 電路ルート図 代替炉心注水(代替格納容器スプレイポンプ) [47条]</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">単線結線図</th> <th colspan="2">ルート図</th> </tr> <tr> <th>図番号</th> <th>頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉動力用(図57.9.28)</td> <td>図47.1~9</td> <td>57-9-59~67</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、単線結線図の番号とルート図の番号については、一致させている。</p> </div>	単線結線図	ルート図		図番号	頁	3号炉動力用(図57.9.28)	図47.1~9	57-9-59~67	<p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・47条対応の設備・運用に伴う相違</li> <li>・女川：低圧代替注水系(常設)、低圧代替注水系(可搬型)→泊：代替炉心注水(格納容器スプレイポンプ)</li> <li>・女川：残留熱除去系(低圧注水モード)、低圧炉心スプレイ系→泊：余熱除去設備、非常用炉心冷却設備</li> <li>・女川：復水移送ポンプ、直流駆動低圧注水系ポンプ、大容量送水ポンプ(タイプ1)→泊：代替格納容器スプレイポンプ</li> <li>・設備・運用の相違(代替所内電気設備の構成等)</li> </ul> <p>【女川】 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川：原子炉建屋地下2階(原子炉建屋原子炉棟内)、原子炉建屋地下3階(原子炉建屋原子炉棟内)、屋外(緊急用電気品建屋地上1階)、原子炉建屋地上1階(原子炉建屋付属棟内)→泊：周辺補機棟、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋</li> <li>・設備名称の相違(D/G)</li> </ul>
単線結線図	ルート図																								
	図番号	頁																							
2号炉動力用(図57-9-17~19)	図47-1~13	57-9-(47-1~13)																							
2号炉計装設備用(表57-9-10-1)	図47-14~27	57-9-(47-14~27)																							
2号炉制御用(表57-9-10-2)	図47-28~43	57-9-(47-28~43)																							
単線結線図	ルート図																								
	図番号	頁																							
3号炉動力用(図57.9.28)	図47.1~9	57-9-59~67																							



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
表57-9-10-2 副停用箇所 低圧代替注水系1(7条)(L/S)						
重大事故防止設備 設計基準事故対応設備						
S1	所内循環ポンプ	400V R/B MCC 2P-4	D1	原子炉冷却剂循環機 ESS-I, III	6.9kV M/C 6-2C	
S2	代替注水ポンプ	PPC・FRWR・SLC・原電・MWP 制御盤	D2	原子炉冷却剂循環機 ESS-J	6.9kV M/E 6-2D	
S3	代替注水ポンプ	400V R/B MCC 2P-1	D3	原子炉冷却剂循環機 ESS-J	6.9kV M/C 6-2D	
S4	所内循環ポンプ	400V R/B MCC 2D-4	D4	原子炉冷却剂循環機 ESS-I, III	6.9kV M/C 6-2C	
S5	代替注水ポンプ	400V R/B MCC 2P-2	D5	原子炉冷却剂循環機 ESS-I, III	400V R/B MCC 2C-1	
S6	所内循環ポンプ	400V R/B MCC 2D-4	D6	緊急用交代電源部冷却機(1)	RBR A 系 LPC1 注入用ポンプ	
S7	代替注水ポンプ	緊急用注水系 (A)・担任中心 ストップ系機 ESS-I	D7	原子炉冷却剂循環機 ESS-J	400V R/B MCC 2D-1	
S8	代替注水ポンプ	400V R/B MCC 2P-2	D8	緊急用交代電源部冷却機(1)	RBR B 系 LPC1 注入用ポンプ	
S9	代替注水ポンプ	緊急用注水系 (B)・CI機 ESS-II	D9	原子炉冷却剂循環機 ESS-J	400V R/B MCC 2D-1	
S10	代替注水ポンプ	400V R/B MCC 2P-1	D10	400V R/B MCC 2D-1	RBR C 系 LPC1 注入用ポンプ	
S11	代替注水ポンプ	400V R/B MCC 2P-2	D11	原子炉冷却剂循環機 ESS-I, III	400V R/B MCC 2C-1	
S12	代替注水ポンプ	AM 制御盤	D12	400V R/B MCC 2C-1	LPS 注入用ポンプ	
						<p>【女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> </ul>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
表57-9-10-2 南藤川線路 低圧代替注水系 (7/条1/2/5)			
重大事故防止系 設計基準事故対処設備			
S13 代替注水制御盤	400V R/B MCT 20-1 D13 AM 制御盤		400V R/B MCT 20-1 BWR ヘッドスタブライン低圧水制御盤
S14 代替注水制御盤	AM 制御盤 D14 緊急用交流電源制御盤作盤(1)		400V R/B MCT 20-1 緊急用
S15 代替注水制御盤	400V R/B MCT 20-2 D15 AM 制御盤		400V R/B MCT 20-1 BWR B 冷却器冷却水ポンプ電源制御盤
S16 代替注水制御盤	400V R/B MCT 20-4 D16 緊急用交流電源制御盤作盤(1)		400V 原子炉建屋交流電源制御盤 2C
S17 代替注水制御盤	400V R/B MCT 20-2 D17 緊急用交流電源制御盤作盤(1)		400V 原子炉建屋交流電源制御盤 2D
S18 緊急用交流電源制御盤作盤(1)	CD 注水入口弁 D18 緊急用交流電源制御盤作盤(1)		120V 低圧電源制御盤 2A
S19 代替注水制御盤	400V R/B MCT 20-4 D19 トリップサキタンク電源 ESS-1		120V 低圧電源制御盤 2A
S20 代替注水制御盤	400V R/B MCT 20-2 D20 トリップサキタンク電源 ESS-2		120V 低圧電源制御盤 2B
S21 緊急用交流電源制御盤作盤(1)	WRK サンプリング機止め弁 D21 原子炉常圧プロセス制御盤(A)ESS-1		120V 低圧電源制御盤 2A
S22 代替注水制御盤	400V R/B MCT 20-4 D22 原子炉常圧プロセス制御盤(B)ESS-2		原子炉冷却材制御盤 ESS-2
S23 代替注水制御盤	400V R/B MCT 20-2 D23 原子炉冷却材制御盤 ESS-2		120V 低圧電源制御盤 2B
S24 緊急用交流電源制御盤作盤(1)	T/A 緊急用制御盤 D24 120V 低圧電源 2A-1		120V 低圧電源制御盤 2A

【女川】  
 設備の相違  
 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>表57-9-10-2 消滅用回路 高圧代替注水系(4行条)(S/S)</p> <p>重大事故防止設備 設備基準事案対応設備</p>			
S25	460V 三相 MCC 2D-4	S25	120V 直流電源分巻機 2S
S26	460V 三相 MCC 2D-2	S26	120V 直流電源分巻機 2A
S27	緊急用交流電源切替操作盤(1)	S27	120V 直流電源分巻機 2B
S28	代替注水制御盤		
S29	代替注水制御盤		
S30	緊急用交流電源切替操作盤(1)		
S31	代替注水制御盤		
S32	代替注水制御盤		
S33	緊急用交流電源切替操作盤(1)	緊急用交流電源切替操作盤(1) 非常用除圧管理装置停止弁止め弁	
S34	代替注水制御盤	緊急用交流電源切替操作盤(1)	
S35	緊急用交流電源切替操作盤(1)	460V 原子炉隔離交圧電源分巻機 2S	
S36	緊急用交流電源切替操作盤(1)	460V 原子炉隔離交圧電源分巻機 2S	

【女川】  
 設備の相違  
 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

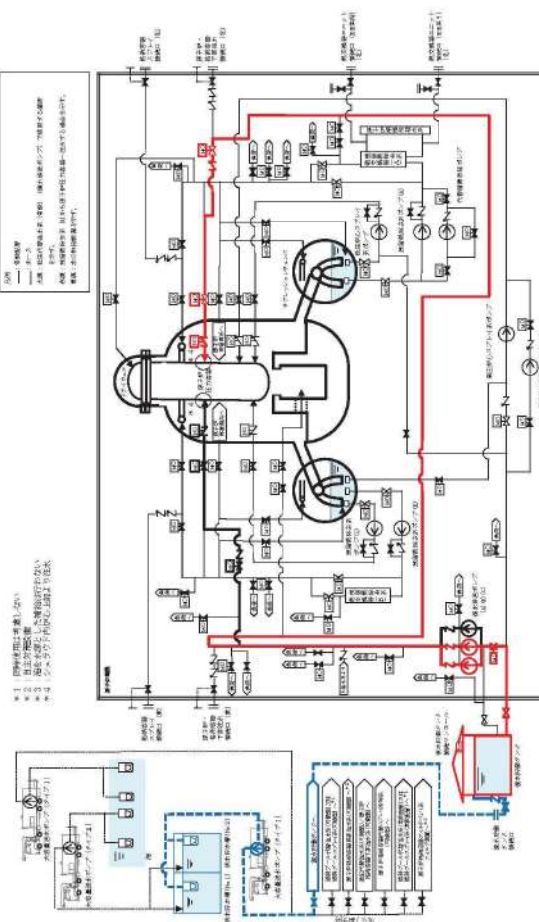
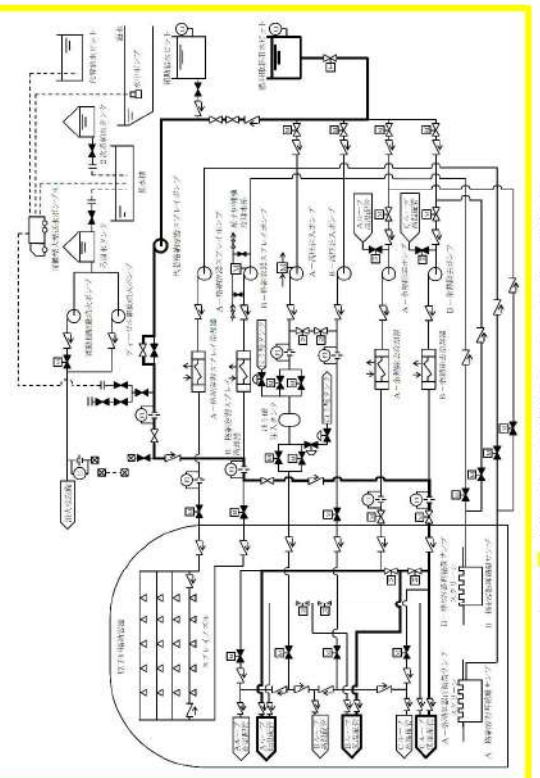
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
表57-9-10-2 備用基路 低圧代替注水系(47系)(4/5)			
重大事故防止設備		設計基準事象対応設備	
S37 代替注水制御盤	125V 高圧主母線盤 2B-1		
S38 125V 高圧主母線盤 2B-1	F190W ボンブア器3号		
S39 緊急用交流電源切替制御盤(1)	450V 原子炉側交流電源切替制御盤 2C		
S40 緊急用交流電源切替制御盤(1)	450V 原子炉側交流電源切替制御盤 2D		
S41 重大事故時監視装置(1)	125V 高圧主母線盤 2A-1		
S42 重大事故時監視装置(2)	125V 高圧主母線盤 2B-1		
S43 ILLI制御盤	125V 高圧主母線盤 2A-1		
S44 DILL ボンブア器3号	125V 高圧主母線盤 2A-1		
S45 ILLI制御盤	125V 高圧主母線盤 2A-1		
S46 DILL 注入流量調整弁	125V 高圧主母線盤 2A-1		
S47 ILLI制御盤	250V 高圧主母線盤		
S48 ILLI制御盤	125V 高圧主母線盤 2A-1		
			【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。



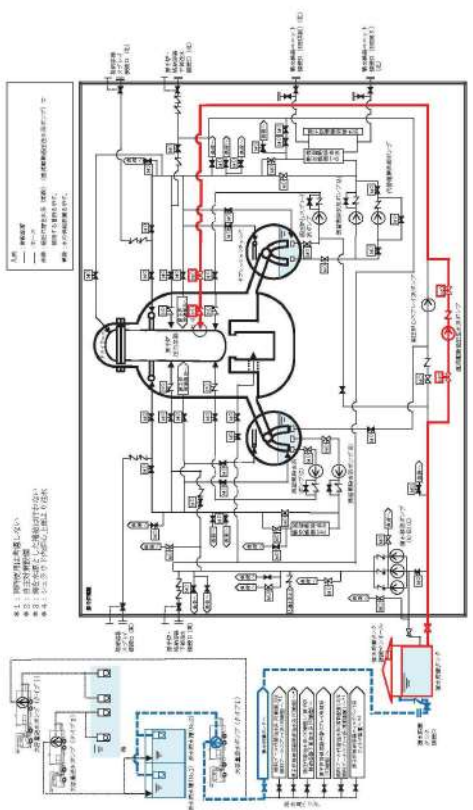
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-9 低圧代替注水系(常設) (復水移送ポンプ) の系統概要図</p>	 <p>図 57.9.9 代替中心注水 (代替格納容器スプレイポンプ) の系統概要図</p>	<p>【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】                  設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> </ul>

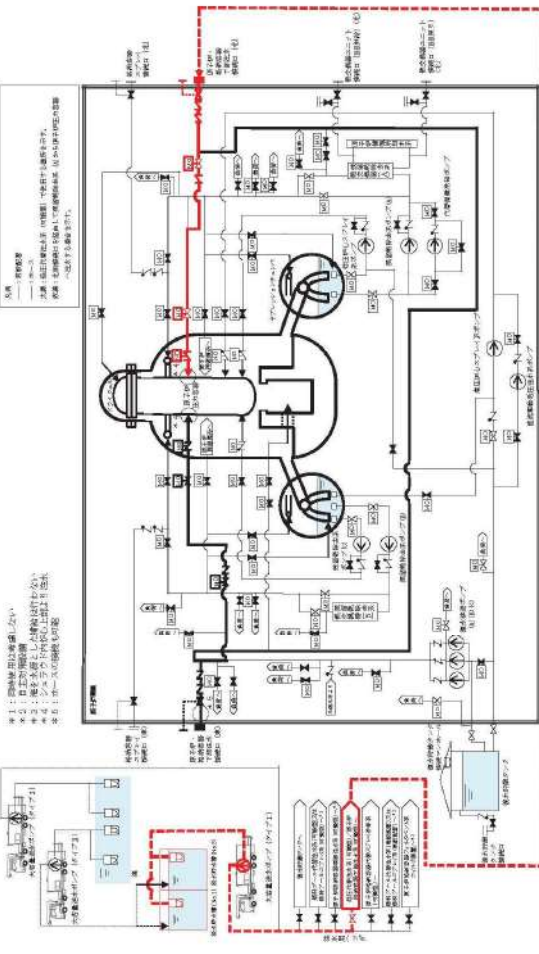
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="672 1005 1232 1029">図 57-9-10 低圧代替注水系 (常設) (直流駆動低圧注水系ポンプ) の系統概要図</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 175 1926 199">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 207 2150 319" style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> </ul>

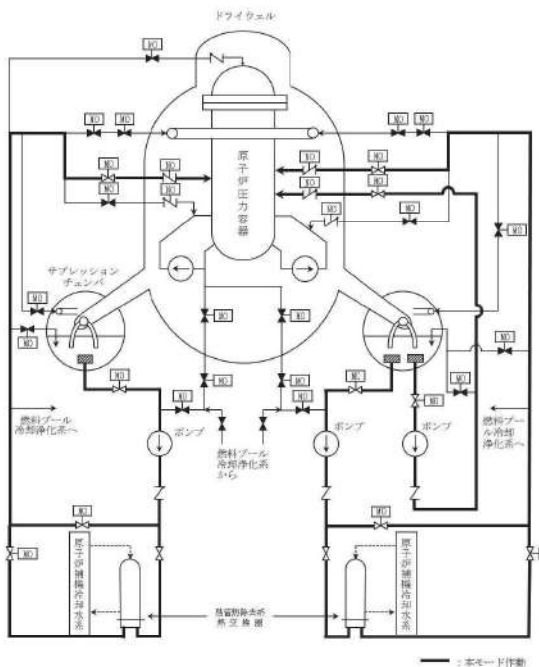
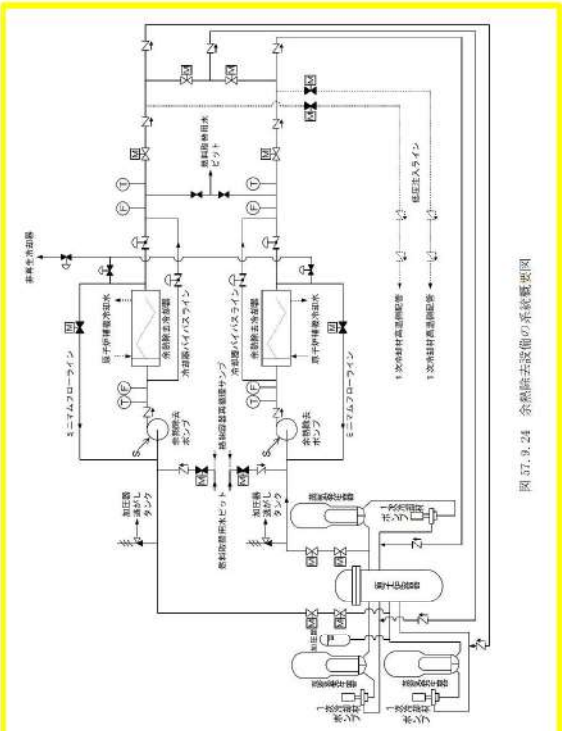
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-11 低圧代替注水系 (可搬型) の系統概要図</p>		<p>【女川】                      設備の相違                      ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

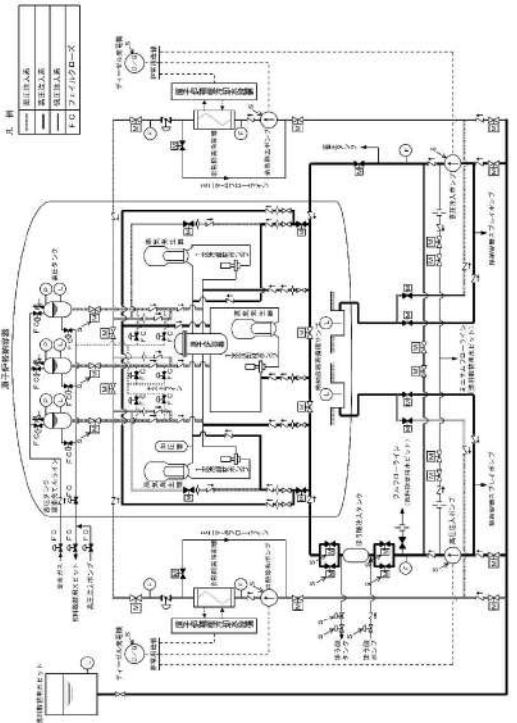
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-12 残留熱除去系 (低圧注水モード) の系統概要図</p>	 <p>図 37.9.24 余熱除去設備の系統概要図</p>	<p>【女川】                  設備の相違                  ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>



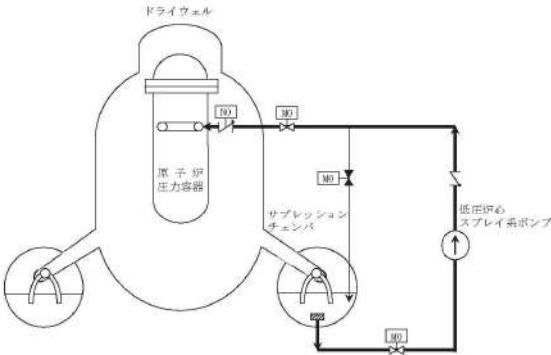
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川】                  設備の相違                  ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>

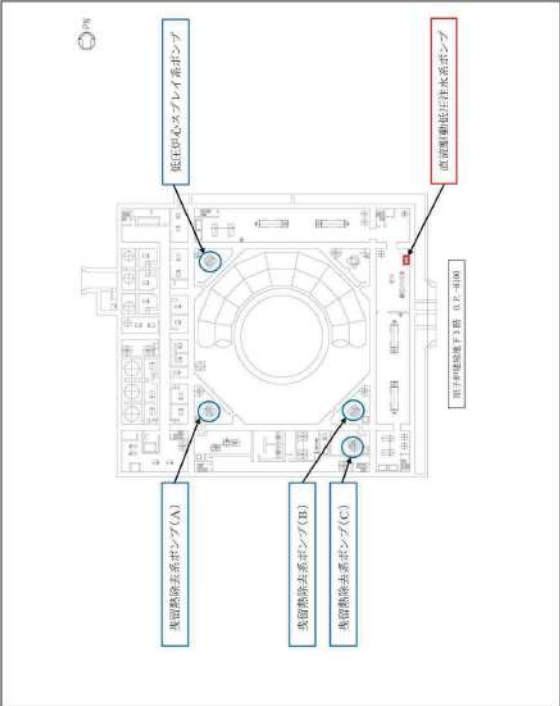
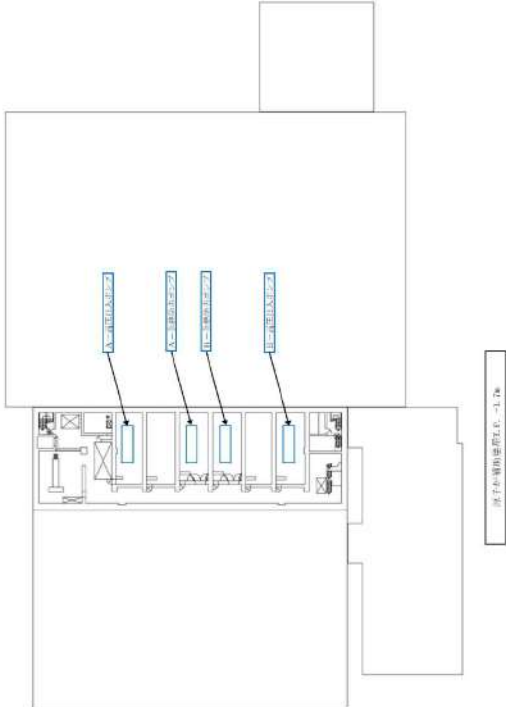
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="817 582 1137 603">図 57-9-13 低圧炉心スプレイ系の系統概要図</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 164">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 193">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2157 308" style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> </ul>

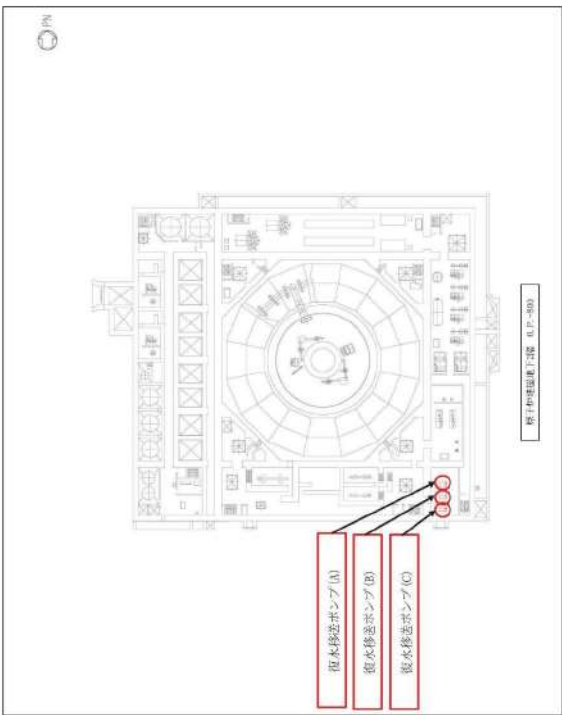
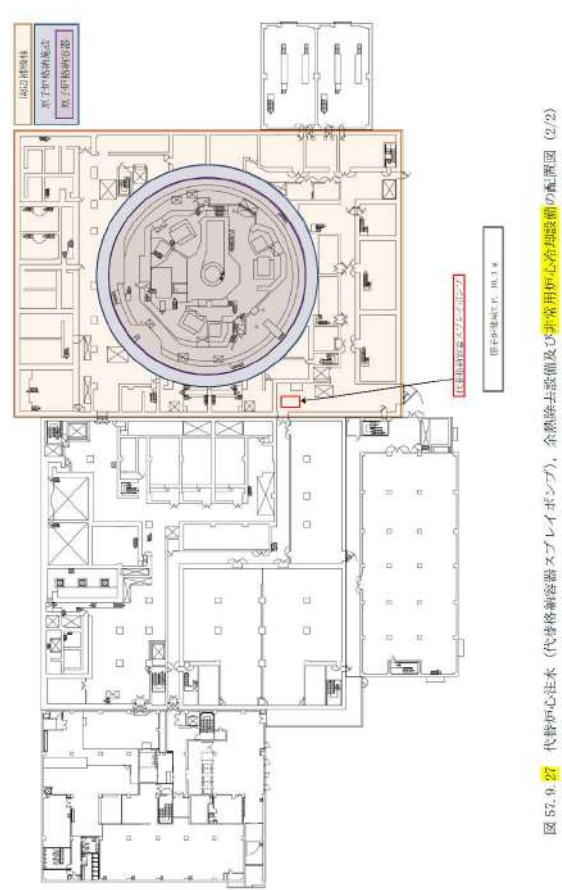
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="734 880 1171 922">図 57-9-14 低圧代替注水系、 残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系の配置図(1/3)</p>	 <p data-bbox="1794 172 1821 932">図 57-9-26 代替炉心注水(代替格納容器スプレイングロフ)、 余熱除去設備及び非常用炉心冷却設備の配置図(1/2)</p>	<p data-bbox="1845 145 2107 196">【大飯】 記載の充実(女川審査実績の反映)</p> <p data-bbox="1845 202 2157 485">【女川】 設備の相違                  ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。                  ・設備の設置場所に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として位置的分散を図っているという点において同等である。</p>

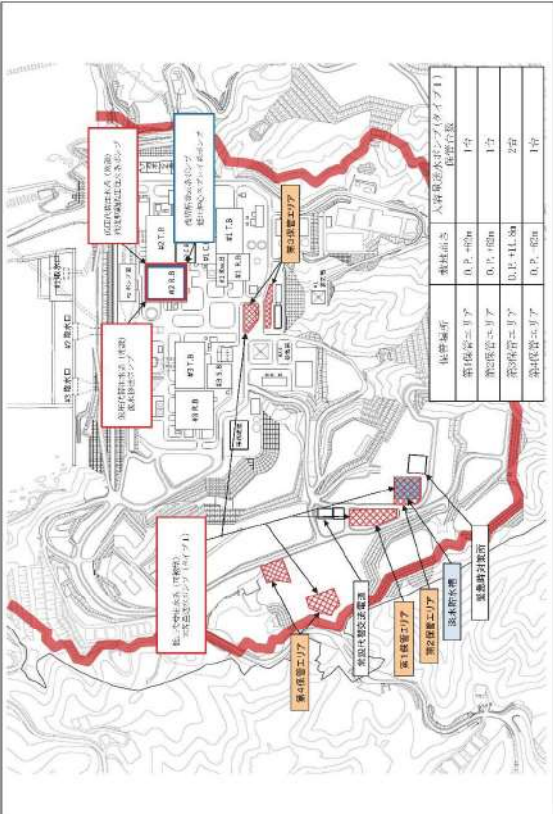
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-15 低圧代替注水系、滞留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧が心スプレイス系の配置図(2/3)</p>	 <p>図 57-9-27 代替が心注水(代身格制御器スプレイポンプ)、全熱除去設備及び非常用炉心冷却設備の配置図(2/2)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】              記載の充実(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】              設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> <li>・設備の設置場所に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として位置的分散を図っているという点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

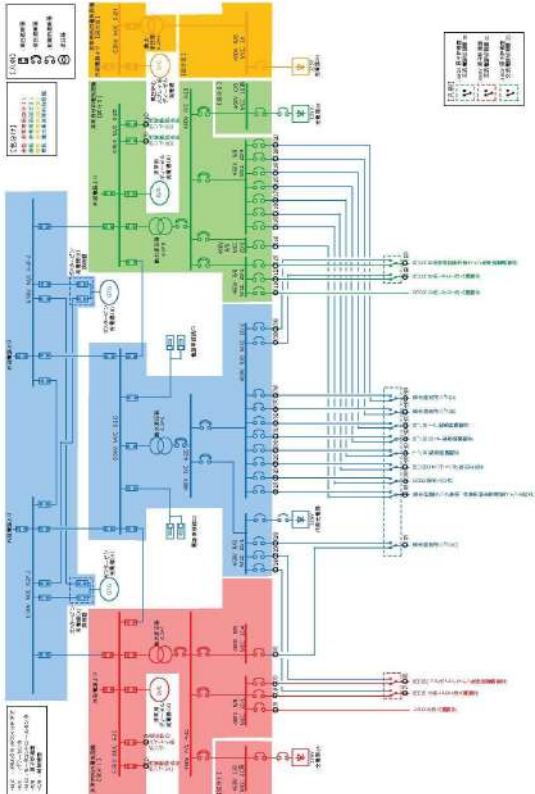
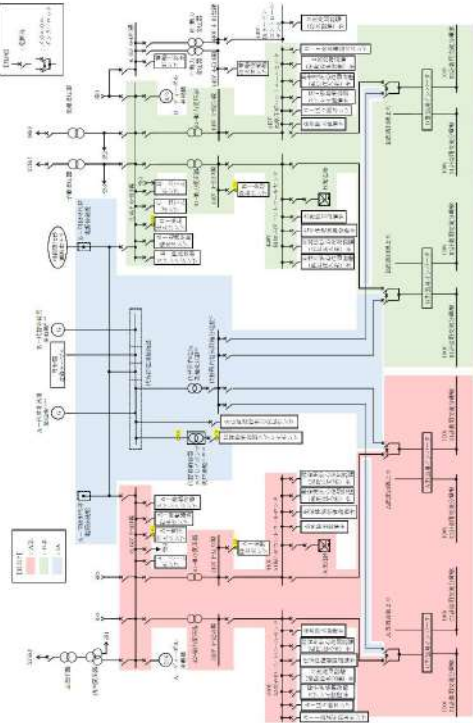
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="712 997 1225 1043">図57-9-16 低圧代替注水系、 残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系の配置図(3/3)</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1928 194">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 427" style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> <li>・設備の設置場所に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として位置的分散を図っているという点において同等である。</li> </ul>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

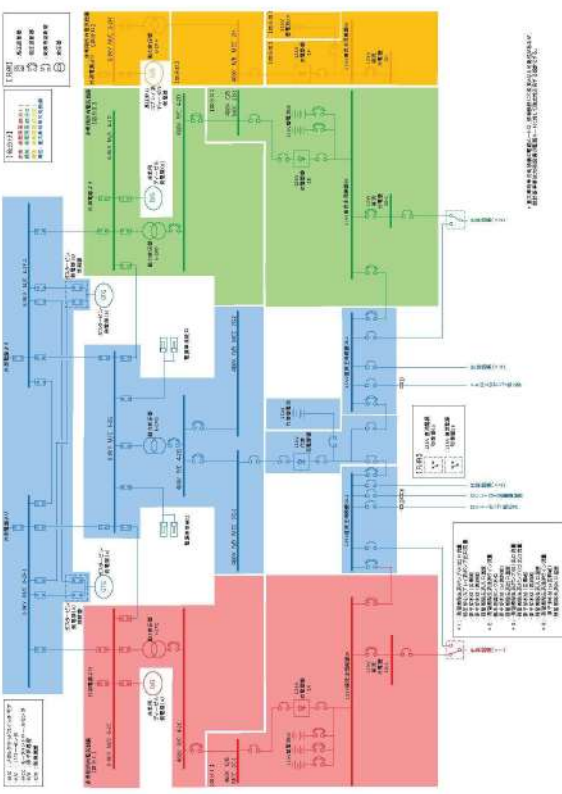
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="835 975 1064 1018">図 57-9-17 単線結線図 (交流)                  低圧代替注水系 [47 条]</p>	 <p data-bbox="1798 215 1821 986">図 57.9.28 単線結線図 (交流) 代替炉心注水 (代替格納容器スレイボンプ)、余熱除去設備及び新蒸気発生設備 (付録)</p>	<p data-bbox="1843 145 2107 193">【大飯】                  記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p data-bbox="1843 201 1921 248">【女川】                  設備の相違</p> <ul data-bbox="1843 260 2157 368" style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> </ul>



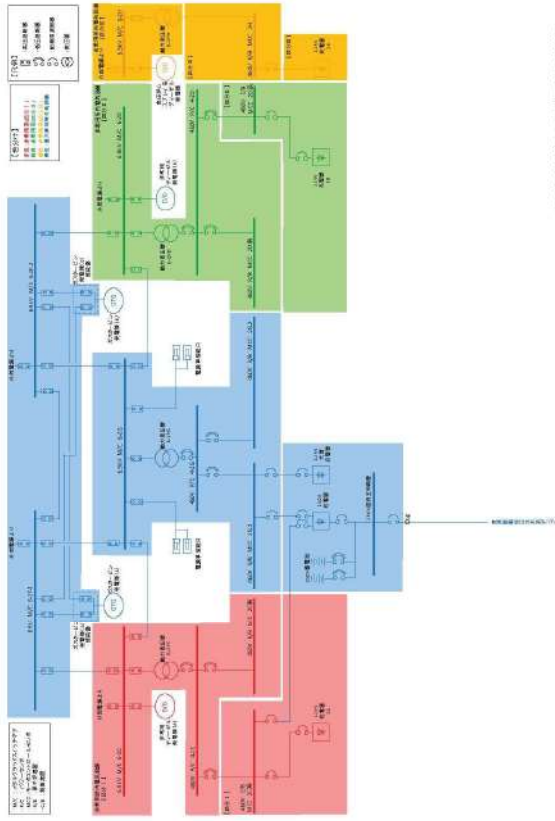
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="806 965 1097 1013">図 57-9-18 単線結線図(直流) (1/2)                  低圧代替注水系 [47条]</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 175 1926 199">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 207 2150 319" style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="795 1058 1093 1109">図 57-9-19 単線結線図(直流) (2/2)                  低圧代替注水系 [47条]</p>		<p data-bbox="1848 145 1906 165">【女川】</p> <p data-bbox="1848 173 1928 194">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 202 2157 309" style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-9-20 交流電源切替系統図 (非常用所内電気設備からの受電時)</p>	<p>図 57-9-21 交流電源切替系統図 (代替所内電気設備からの受電時)</p>	<p>【女川】                  設備・運用の相違                  ・女川は電動弁操作について非常用所内電気設備からの受電ができない場合には代替所内電気設備からの受電により電動弁の操作を行うが、泊は現場で人力による操作としている。</p>

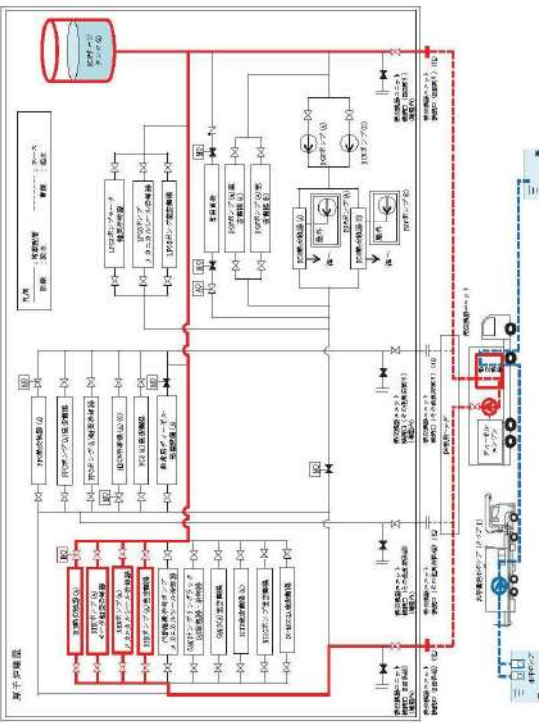
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
	<p>1.3.2 原子炉補機代替冷却水系[48条]</p> <p>原子炉補機代替冷却水系は、重大事故等時に最終ヒートシンクへ熱を輸送するための重大事故等対処設備であり、当該設備に対応する設計基準事故対処設備は「原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む)」である。(図57-9-22及び図57-9-23)</p> <p>原子炉補機代替冷却水系の主要設備を表57-9-11に示す。</p> <p>表57-9-11 原子炉補機代替冷却水系の主要設備</p> <table border="1" data-bbox="680 424 1227 737"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>対応する設計基準事故対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>・原子炉補機代替冷却水系</td> <td>・原子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却海水系を含む)</td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td>・熱交換器ユニット(淡水ポンプ) ・大容量送水ポンプ(タイプI)</td> <td>・原子炉補機冷却水ポンプ(A) ・原子炉補機冷却水ポンプ(B) ・原子炉補機冷却水ポンプ(C) ・原子炉補機冷却水ポンプ(D) ・原子炉補機冷却海水ポンプ(A) ・原子炉補機冷却海水ポンプ(B) ・原子炉補機冷却海水ポンプ(C) ・原子炉補機冷却海水ポンプ(D)</td> </tr> <tr> <td>熱交換器</td> <td>・熱交換器ユニット(熱交換器)</td> <td>・原子炉補機冷却水系熱交換器(A) ・原子炉補機冷却水系熱交換器(B) ・原子炉補機冷却水系熱交換器(C) ・原子炉補機冷却水系熱交換器(D)</td> </tr> </tbody> </table> <p>原子炉補機代替冷却水系は、熱交換器と淡水ポンプを搭載する可搬型の熱交換器ユニット及び熱交換器ユニットの熱交換器に海水を送水する可搬型の大容量送水ポンプ(タイプI)で構成しており、屋外の保管エリアに保管し、原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む)は原子炉建屋(原子炉建屋付属棟)及び屋外に設置しており、位置的分散を図る。(図57-9-24～26)</p> <p>原子炉補機代替冷却水系のポンプ(熱交換器ユニット(淡水ポンプ)及び大容量送水ポンプ(タイプI))は、駆動電源を必要としない方式(付属空冷式ディーゼルエンジン)による設計とし、原子炉補機冷却水系のポンプ(原子炉補機冷却水ポンプ)及び原子炉補機冷却海水系のポンプ(原子炉補機冷却海水ポンプ)は、駆動電源(非常用ディーゼル発電機)から電源を受電する設計とし、駆動電源の多様性を図る。</p>	機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備	—	・原子炉補機代替冷却水系	・原子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却海水系を含む)	ポンプ	・熱交換器ユニット(淡水ポンプ) ・大容量送水ポンプ(タイプI)	・原子炉補機冷却水ポンプ(A) ・原子炉補機冷却水ポンプ(B) ・原子炉補機冷却水ポンプ(C) ・原子炉補機冷却水ポンプ(D) ・原子炉補機冷却海水ポンプ(A) ・原子炉補機冷却海水ポンプ(B) ・原子炉補機冷却海水ポンプ(C) ・原子炉補機冷却海水ポンプ(D)	熱交換器	・熱交換器ユニット(熱交換器)	・原子炉補機冷却水系熱交換器(A) ・原子炉補機冷却水系熱交換器(B) ・原子炉補機冷却水系熱交換器(C) ・原子炉補機冷却水系熱交換器(D)	<p>1.3.2 蒸気発生器2次側からの除熱(タービン動補助給水ポンプ)、格納容器内自然対流冷却及び代替補機冷却[48条]</p> <p>第48条の蒸気発生器2次側からの除熱(タービン動補助給水ポンプ)、格納容器内自然対流冷却及び代替補機冷却については、電源供給が不要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。(表57.9.13)</p> <p>表57.9.13 蒸気発生器2次側からの除熱(タービン動補助給水ポンプ)、格納容器内自然対流冷却及び代替補機冷却の主要設備</p> <table border="1" data-bbox="1258 446 1809 1018"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>対応する設計基準事故対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>・蒸気発生器2次側からの除熱(タービン動補助給水ポンプ) ・格納容器内自然対流冷却 ・代替補機冷却</td> <td>・原子炉補機冷却設備</td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電動弁 (状態表示を含む)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備	—	・蒸気発生器2次側からの除熱(タービン動補助給水ポンプ) ・格納容器内自然対流冷却 ・代替補機冷却	・原子炉補機冷却設備	ポンプ	—	—	電動弁 (状態表示を含む)	—	—	計装設備	—	—	<p>【大飯】          記載の充実(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】          設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・48条対応の設備・運用に伴う相違</li> <li>・女川：原子炉補機代替冷却水系→泊：格納容器内自然対流冷却、蒸気発生器2次側からの除熱及び代替補機冷却</li> </ul>
機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備																												
—	・原子炉補機代替冷却水系	・原子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却海水系を含む)																												
ポンプ	・熱交換器ユニット(淡水ポンプ) ・大容量送水ポンプ(タイプI)	・原子炉補機冷却水ポンプ(A) ・原子炉補機冷却水ポンプ(B) ・原子炉補機冷却水ポンプ(C) ・原子炉補機冷却水ポンプ(D) ・原子炉補機冷却海水ポンプ(A) ・原子炉補機冷却海水ポンプ(B) ・原子炉補機冷却海水ポンプ(C) ・原子炉補機冷却海水ポンプ(D)																												
熱交換器	・熱交換器ユニット(熱交換器)	・原子炉補機冷却水系熱交換器(A) ・原子炉補機冷却水系熱交換器(B) ・原子炉補機冷却水系熱交換器(C) ・原子炉補機冷却水系熱交換器(D)																												
機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備																												
—	・蒸気発生器2次側からの除熱(タービン動補助給水ポンプ) ・格納容器内自然対流冷却 ・代替補機冷却	・原子炉補機冷却設備																												
ポンプ	—	—																												
電動弁 (状態表示を含む)	—	—																												
計装設備	—	—																												

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-9-22 原子炉補機設備冷却水の系統配置図 (A系の例)</p>		<p>【女川】                  設備・運用の相違                  ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">図 57-9-23 原子炉補機冷却水系の系統概要図</p>		<p><b>【女川】</b>                  設備・運用の相違                  ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>




灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-9-24 原子炉補機代管冷却水系及び原子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却海水系を含む) の配置図(1/3)</p>		<p>【女川】                      設備・運用の相違                      ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

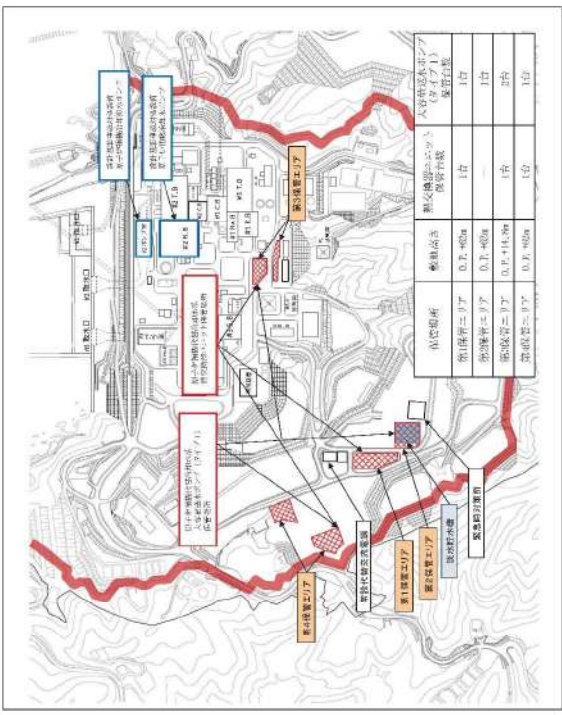
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="757 858 1146 895">図 57-9-25 原子炉補機代替冷却水系及び原子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却海水系を含む)の配線図 (2/3)</p> <div data-bbox="896 906 1229 938" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="920 911 1196 927">挿入みの内容は防護上の観点から公開できません。</p> </div>		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
	 <table border="1" data-bbox="1075 191 1209 542"> <tr> <td>海水ポンプ</td> <td>凝縮器</td> <td>冷却水塔</td> <td>海水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> </tr> </table> <p>図 57-9-26 原子炉補機代替冷却水系及び原子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却海水系を含む)の配置図 (3/3)</p>	海水ポンプ	凝縮器	冷却水塔	海水ポンプ	1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台		<p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・48条対応の設備・運用に伴う相違</li> </ul>
海水ポンプ	凝縮器	冷却水塔	海水ポンプ																
1台	1台	1台	1台																
1台	1台	1台	1台																
1台	1台	1台	1台																

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
	<p>1.3.3 原子炉格納容器フィルタベント系及び耐圧強化ベント系 [48条]</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系及び耐圧強化ベント系は、重大事故等時に原子炉格納容器内を冷却するための重大事故等対処設備であり、当該設備に対応する設計基準事故対処設備は「残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)」である。(図57-9-27~29)</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系及び耐圧強化ベント系の主要設備を表57-9-12に示す。</p> <p>表57-9-12 原子炉格納容器フィルタベント系及び耐圧強化ベント系の主要設備</p> <table border="1" data-bbox="680 454 1229 1029"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>対応する設計基準事故対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>・原子炉格納容器フィルタベント系 ・耐圧強化ベント系</td> <td>・残留熱除去系 (格納容器スプレイ冷却モード)</td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td>—</td> <td>・残留熱除去系ポンプ(A) ・残留熱除去系ポンプ(B)</td> </tr> <tr> <td>電動弁 (状態表示を含む)</td> <td>・D/Wベント用出口隔離弁 ・S/Cベント用出口隔離弁 ・PCVベントライン隔離弁(A) ・PCVSベントライン隔離弁(B) ・PCV耐圧強化ベント用連結配管隔離弁 ・PCV耐圧強化ベント用連結配管止め弁</td> <td>・BWR A系格納容器スプレイ流量調整弁 ・BWR B系格納容器スプレイ流量調整弁 ・BWR A系格納容器スプレイ隔離弁 ・BWR B系格納容器スプレイ隔離弁 ・BWR A系S/Cスプレイ隔離弁 ・BWR B系S/Cスプレイ隔離弁 ・BWR熱交換器(A)バイパス弁 ・BWR熱交換器(B)バイパス弁</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>・耐圧強化ベント系放射線モニタ ・フィルタ装置入口圧力(広帯域) ・フィルタ装置出口圧力(広帯域) ・フィルタ装置水位(広帯域) ・フィルタ装置本温度 ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・フィルタ装置出口水素濃度 ・ドライウェル圧力 ・圧力調整室圧力 ・ドライウェル温度 ・圧力調整室内空気温度 ・サブプレッションプール水温度</td> <td>・残留熱除去系ポンプ出口流量 ・残留熱除去系熱交換器入口温度 ・残留熱除去系熱交換器出口温度</td> </tr> </tbody> </table>	機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備	—	・原子炉格納容器フィルタベント系 ・耐圧強化ベント系	・残留熱除去系 (格納容器スプレイ冷却モード)	ポンプ	—	・残留熱除去系ポンプ(A) ・残留熱除去系ポンプ(B)	電動弁 (状態表示を含む)	・D/Wベント用出口隔離弁 ・S/Cベント用出口隔離弁 ・PCVベントライン隔離弁(A) ・PCVSベントライン隔離弁(B) ・PCV耐圧強化ベント用連結配管隔離弁 ・PCV耐圧強化ベント用連結配管止め弁	・BWR A系格納容器スプレイ流量調整弁 ・BWR B系格納容器スプレイ流量調整弁 ・BWR A系格納容器スプレイ隔離弁 ・BWR B系格納容器スプレイ隔離弁 ・BWR A系S/Cスプレイ隔離弁 ・BWR B系S/Cスプレイ隔離弁 ・BWR熱交換器(A)バイパス弁 ・BWR熱交換器(B)バイパス弁	計装設備	・耐圧強化ベント系放射線モニタ ・フィルタ装置入口圧力(広帯域) ・フィルタ装置出口圧力(広帯域) ・フィルタ装置水位(広帯域) ・フィルタ装置本温度 ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・フィルタ装置出口水素濃度 ・ドライウェル圧力 ・圧力調整室圧力 ・ドライウェル温度 ・圧力調整室内空気温度 ・サブプレッションプール水温度	・残留熱除去系ポンプ出口流量 ・残留熱除去系熱交換器入口温度 ・残留熱除去系熱交換器出口温度		<p>【女川】                  設備・運用の相違                  ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>
機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備																
—	・原子炉格納容器フィルタベント系 ・耐圧強化ベント系	・残留熱除去系 (格納容器スプレイ冷却モード)																
ポンプ	—	・残留熱除去系ポンプ(A) ・残留熱除去系ポンプ(B)																
電動弁 (状態表示を含む)	・D/Wベント用出口隔離弁 ・S/Cベント用出口隔離弁 ・PCVベントライン隔離弁(A) ・PCVSベントライン隔離弁(B) ・PCV耐圧強化ベント用連結配管隔離弁 ・PCV耐圧強化ベント用連結配管止め弁	・BWR A系格納容器スプレイ流量調整弁 ・BWR B系格納容器スプレイ流量調整弁 ・BWR A系格納容器スプレイ隔離弁 ・BWR B系格納容器スプレイ隔離弁 ・BWR A系S/Cスプレイ隔離弁 ・BWR B系S/Cスプレイ隔離弁 ・BWR熱交換器(A)バイパス弁 ・BWR熱交換器(B)バイパス弁																
計装設備	・耐圧強化ベント系放射線モニタ ・フィルタ装置入口圧力(広帯域) ・フィルタ装置出口圧力(広帯域) ・フィルタ装置水位(広帯域) ・フィルタ装置本温度 ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・フィルタ装置出口水素濃度 ・ドライウェル圧力 ・圧力調整室圧力 ・ドライウェル温度 ・圧力調整室内空気温度 ・サブプレッションプール水温度	・残留熱除去系ポンプ出口流量 ・残留熱除去系熱交換器入口温度 ・残留熱除去系熱交換器出口温度																

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
	<p>原子炉格納容器フィルタベント系のフィルタ装置は原子炉建屋地上1階(原子炉建屋原子炉棟内)に設置及び耐圧強化ベント系を構成する機器は原子炉建屋(原子炉建屋原子炉棟内)及び屋外に設置し、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)のポンプ(残留熱除去系ポンプ)は原子炉建屋地下3階(原子炉建屋原子炉棟内)に設置しており、位置的分散を図る。(図57-9-30~34)</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系の電動弁は、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から電源を受電する設計とし、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)は、非常用ディーゼル発電機から電源を受電する設計とすることで駆動電源の多様性を図る。(図57-9-35及び図57-9-36)なお、原子炉格納容器フィルタベント系は、電源が喪失した場合を想定し、動作原理の異なる多様性を有した駆動方式である、遠隔手動弁操作設備による人力操作が可能な設計とする。</p> <p>耐圧強化ベント系の電動弁のうち、D/Wベント用出口隔離弁及びS/Cベント用出口隔離弁は、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から電源を受電する設計とし、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)は、非常用ディーゼル発電機から電源を受電する設計とすることで駆動電源の多様性を図る。(図57-9-35及び図57-9-36)</p> <p>耐圧強化ベント系の電動弁のうち、PCV耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁及びPCV耐圧強化ベント用連絡配管止め弁は、ガスタービン発電機又は電源車から代替所内電気設備を経由して電源を受電する設計とし、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)は、非常用ディーゼル発電機から電源を受電する設計とすることで駆動電源の多様性を図る。(図57-9-35)</p> <p>また、原子炉格納容器フィルタベント系及び耐圧強化ベント系使用時の機器への電路と、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)使用時の機器への電路とは、米国電気電子工学会(IEEE)規格384(1992年版)の分離距離を確保することにより、独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的な電路については、表57-9-13に単線結線図及びルート図を記載した箇所について示す。</p> <p style="text-align: center;">表57-9-13 電路ルート図                      原子炉格納容器フィルタベント系及び耐圧強化ベント系 [48条]</p> <table border="1" data-bbox="689 1203 1234 1366"> <thead> <tr> <th rowspan="2">単線結線図</th> <th colspan="2">ルート図</th> </tr> <tr> <th>図番号</th> <th>頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号炉動力用(図57-9-35及び図57-9-36)</td> <td>図48-1~14</td> <td>57-9-(48-1~14)</td> </tr> <tr> <td>2号炉計装設備用(表57-9-13-1)</td> <td>図48-15~29</td> <td>57-9-(48-15~29)</td> </tr> <tr> <td>2号炉制御用(表57-9-13-2)</td> <td>図48-30~41</td> <td>57-9-(48-30~41)</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、単線結線図の番号とルート図の番号については、一致させている。</p>	単線結線図	ルート図		図番号	頁	2号炉動力用(図57-9-35及び図57-9-36)	図48-1~14	57-9-(48-1~14)	2号炉計装設備用(表57-9-13-1)	図48-15~29	57-9-(48-15~29)	2号炉制御用(表57-9-13-2)	図48-30~41	57-9-(48-30~41)		<p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・48条対応の設備・運用に伴う相違</li> </ul>
単線結線図	ルート図																
	図番号	頁															
2号炉動力用(図57-9-35及び図57-9-36)	図48-1~14	57-9-(48-1~14)															
2号炉計装設備用(表57-9-13-1)	図48-15~29	57-9-(48-15~29)															
2号炉制御用(表57-9-13-2)	図48-30~41	57-9-(48-30~41)															

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>電動弁の制御回路は、非常用所内電気設備からの受電時と代替所内電気設備からの受電時とで、別々に設置する。(図57-9-20及び図57-9-21)</p>		<p>【女川】                      設備・運用の相違                      ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
表 57-9-13-1 計装設備用器具フィルタベンダ等及び耐圧強化ベンダ系(48条)(1/5)						
重大事象発生設備		原子炉格納容器		原子炉格納容器		
中央制御室		中央制御室		中央制御室		
S1	フィルタ装置入口圧力 (広帯域)	中央制御室	中央制御室	D1	緊急停止ポンプ①出口流量	緊急停止ポンプ①出口流量
S2	フィルタ装置出口圧力 (広帯域)	中央制御室	中央制御室	D2	緊急停止ポンプ②出口流量	緊急停止ポンプ②出口流量
S3	フィルタ装置(A)水位 (広帯域)	中央制御室	中央制御室	D3	緊急停止ポンプ③入口流量	緊急停止ポンプ③入口流量
S4	フィルタ装置(B)水位 (広帯域)	中央制御室	中央制御室	D4	緊急停止ポンプ④入口流量	緊急停止ポンプ④入口流量
S5	フィルタ装置(C)水位 (広帯域)	中央制御室	中央制御室			
S6	フィルタ装置(A)水温	中央制御室	中央制御室			
S7	フィルタ装置(B)水温	中央制御室	中央制御室			
S8	フィルタ装置(C)水温	中央制御室	中央制御室			
S9	フィルタ装置出口水温	中央制御室	中央制御室			
S10	フィルタ装置出口流量モニタ(A)	中央制御室	中央制御室			
S11	フィルタ装置出口流量モニタ(B)	中央制御室	中央制御室			
S12	ドライウェル圧力	中央制御室	中央制御室			
<p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・48条対応の設備・運用に伴う相違</li> </ul>						

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>表57-9-13-1 計装設備用機器 原子炉格納容器フイルタベント系及び補正補化ベント系(48条)(位/5)</p>			
<p>重大事象発生装置 原子炉格納容器フイルタベント系及び補正補化ベント系(48条)(位/5)</p>			
S13	圧力制御装置	圧力制御装置	
S14	ドライウェル風量 (ドライウェルファン下部) (原) (原) (原)	乾燥計器 原子炉格納容器内	
S15	ドライウェル風量 (ドライウェルファン下部) (原) (原) (原)	乾燥計器 原子炉格納容器内	
S16	ドライウェル風量 (SRV 給出入口上部原) (原) (原) (原)	乾燥計器 原子炉格納容器内	
S17	ドライウェル風量 (所食用エアロシット上部原) (原) (原) (原)	乾燥計器 原子炉格納容器内	
S18	ドライウェル風量 (機室排気部) (原) (原) (原)	乾燥計器 原子炉格納容器内	
S19	ドライウェル風量 (電気室へ排気部) (原) (原) (原)	乾燥計器 原子炉格納容器内	
S20	ドライウェル風量 (機器搬出入用ハッチ下部) (原) (原) (原)	乾燥計器 原子炉格納容器内	
S21	ドライウェル風量 (機器搬出入用ハッチ下部) (原) (原) (原)	乾燥計器 原子炉格納容器内	
S22	ドライウェル風量 (制御室排気部) (原) (原) (原)	乾燥計器 原子炉格納容器内	
S23	ドライウェル風量 (バススタル00) (原) (原) (原)	乾燥計器 原子炉格納容器内	
S24	ドライウェル風量 (バススタル01) (原) (原) (原)	乾燥計器 原子炉格納容器内	
<p>【女川】                  設備・運用の相違                  ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>表57-9-13-1 計装設備用電路 原子炉格納容器フィルタメント系トランス及び耐圧強化ベント系トランス(3/5)</p>			
<p>重大事故防止設備 計装基準準拠計器設備</p>			
S25	サブトレックコンプ—ル水温度 (11°)	中央制御盤	取巻計器 原子炉格納容器内
S26	サブトレックコンプ—ル水温度 (94°)	中央制御盤	取巻計器 原子炉格納容器内
S27	サブトレックコンプ—ル水温度 (86°)	中央制御盤	取巻計器 原子炉格納容器内
S28	サブトレックコンプ—ル水温度 (79°)	中央制御盤	取巻計器 原子炉格納容器内
S29	サブトレックコンプ—ル水温度 (101°)	中央制御盤	取巻計器 原子炉格納容器内
S30	サブトレックコンプ—ル水温度 (124°)	中央制御盤	取巻計器 原子炉格納容器内
S31	サブトレックコンプ—ル水温度 (146°)	中央制御盤	取巻計器 原子炉格納容器内
S32	サブトレックコンプ—ル水温度 (169°)	中央制御盤	取巻計器 原子炉格納容器内
S33	サブトレックコンプ—ル水温度 (89°)	中央制御盤	取巻計器 原子炉格納容器内
S34	サブトレックコンプ—ル水温度 (214°)	中央制御盤	取巻計器 原子炉格納容器内
S35	サブトレックコンプ—ル水温度 (236°)	中央制御盤	取巻計器 原子炉格納容器内
S36	サブトレックコンプ—ル水温度 (259°)	中央制御盤	取巻計器 原子炉格納容器内
<p>【女川】                      設備・運用の相違                      ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>			

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
表 57-9-13-1 計装設備用配管 原子炉格納容器フィルタメント蒸及び耐圧強化ベント系(48条)(4/5)			
重大事象防止設備			
設計基準事象防止設備			
S37	サブレクションポンプ-ル水温度 (291°)	中央制御室	取巻社務 原子炉格納容器内
S38	サブレクションポンプ-ル水温度 (304°)	中央制御室	取巻社務 原子炉格納容器内
S39	サブレクションポンプ-ル水温度 (326°)	中央制御室	取巻社務 原子炉格納容器内
S40	サブレクションポンプ-ル水温度 (349°)	中央制御室	取巻社務 原子炉格納容器内
S41	圧力制御室内空気温度	中央制御室	取巻社務 原子炉格納容器内
S42	圧力制御室内空気温度	中央制御室	取巻社務 原子炉格納容器内
S43	圧力制御室内空気温度	中央制御室	取巻社務 原子炉格納容器内
S44	圧力制御室内空気温度	中央制御室	取巻社務 原子炉格納容器内
S45	耐圧強化ベント系放射線モニタ	中央制御室	取巻社務 原子炉格納容器上1層
S46	耐圧強化ベント系放射線モニタ	中央制御室	取巻社務 原子炉格納容器上2層
S47	耐圧強化ベント系放射線(Δ)出口温度	中央制御室	取巻社務 原子炉格納容器上1層
S48	RBE 緊急機器(Δ)出口温度	中央制御室	取巻社務 原子炉格納容器上1層

【女川】  
 設備・運用の相違  
 ・48条対応の設備・運用に伴う相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>表 57-9-13-1-1 設置設備用箇所 原子炉格納容器フィルターシステム系及び耐圧強化ベント系(48系)(55系)</p>			
<p>重大事故防止設備</p>			
5号	<p>原子炉格納容器 原子炉建屋地上1層</p>		
SS0	<p>中核制御盤 中核制御室</p>		
	<p>現核制御 現核制御室 原子炉建屋地上1層</p>		

【女川】  
 設備・運用の相違  
 ・48条対応の設備・運用に伴う相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
表57-9-13-2 制御用電路 原子炉格納容器フィードバック系(1)(4)						
重大事故防止設備		設計基準事故防止設備				
S1	AM制御盤	格納容器第二隔離弁用 KSSS-II	原子炉冷却制御盤 ESS-I, III	6.0kV MCC 6-3C		
S2	AM制御盤	480V R/B MCC 2S-2	原子炉冷却制御盤 ESS-II	6.0kV MCC 6-2B		
S3	緊急用交流電源印番機作動(1)	480V 原子炉降圧交流電源印番機 2B	原子炉冷却制御盤 ESS-I, III	480V R/B MCC 2C-1		
S4	AM制御盤	480V R/B MCC 2S-2	原子炉冷却制御盤 ESS-II	480V R/B MCC 2B-1		
S5	フィードバック系制御盤	125V 直流主母線盤 2A-1	原子炉冷却制御盤 ESS-I, III	480V R/B MCC 2C-1		
S6	フィードバック系制御盤	125V 直流主母線盤 2A-1	緊急用交流電源印番機作動(1)	880V A 蒸気昇降器スプレイ駆動弁		
S7	代替圧力制御盤	480V R/B MCC 2S-1	原子炉冷却制御盤 ESS-II	480V R/B MCC 2B-1		
S8	代替圧力制御盤	480V R/B MCC 2S-2	緊急用交流電源印番機作動(1)	880V B 蒸気昇降器スプレイ駆動弁		
S9	125V 直流主母線盤 2A-1	PCVS ベンチライン隔離弁 (A)	原子炉冷却制御盤 ESS-I, III	480V R/B MCC 2C-1		
S10	125V 直流主母線盤 2A-1	PCVS ベンチライン隔離弁 (B)	原子炉冷却制御盤 ESS-II	480V R/B MCC 2B-1		
S11	緊急用交流電源印番機作動(2)	480V 原子炉降圧交流電源印番機 2B	緊急用交流電源印番機作動(1)	480V 原子炉降圧交流電源印番機 2C		
S12	緊急用交流電源印番機作動(1)	480V 原子炉降圧交流電源印番機 2C	緊急用交流電源印番機作動(1)	480V 原子炉降圧交流電源印番機 2D		
<p>【女川】                  設備・運用の相違                  ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>						



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
表57-9-13-2 制御用電源 原子炉格納容器フィルタシステム系及び新圧縮化システム系(48条)位(4)			
	重水炉部地上設備		
S13	緊急用交流電源切替操作盤(1)	400V 原子炉降量交流電源切替操作盤 2D	緊急用交流電源切替操作盤(1)
S14	フィルタシステム系制御盤	125V 直流主母線盤 2A-1	D03 緊急用交流電源切替操作盤(1) D04 緊急用交流電源切替操作盤(1)
S15	重大事故発生盤(1)	125V 直流主母線盤 2A-1	D05 400V E/B MCC 2C-1
S16	重大事故発生盤(2)	125V 直流主母線盤 2A-1	D06 400V E/B MCC 2D-1
S17	重大事故発生ユニット監視盤(1)	125V 直流主母線盤 2A-1	D07 格納容器第二隔離弁盤 10SS5-II
S18	重大事故発生ユニット監視盤(2)	125V 直流主母線盤 2A-1	D08 緊急用交流電源切替操作盤(2)
S19	内製圧水炉制御盤	制御系統系系 (A)・新圧縮化システム系盤 ESS-1	D09 AM 制御盤
S20	内製圧水炉制御盤	制御系統系系 (B・C)系 ESS-II	D20 緊急用交流電源切替操作盤(3)
S21	フィルタシステム系制御盤	125V 直流主母線盤 2A-1	D21 緊急用交流電源切替操作盤(2)
S22	フィルタシステム系制御盤	125V 直流主母線盤 2A-1	D22 トリップチャッキング盤 ESS-1
S23	緊急用直流電源切替操作盤	125V 直流電源切替盤 2A	D23 トリップチャッキング盤 ESS-II
S24	緊急用直流電源切替操作盤	125V 直流電源切替盤 2A	D24 原子炉格納容器盤 10S-1, III
	格納容器内設備		
			RWR A 系統制御システムレイアウト監視盤 RWR B 系統制御システムレイアウト監視盤 RWR A 系 S/C ストレイ隔離弁 RWR B 系 S/C ストレイ隔離弁 400V E/B MCC 2D-2 FCV 新圧縮化システム用遠程監視用機 400V E/B MCC 2D-2 FCV 新圧縮化システム用遠程監視用機 400V 原子炉降量交流電源切替操作盤 2D 125V 直流電源切替盤 2A 125V 直流電源切替盤 2B 125V 直流主母線盤 2A

【女川】  
 設備・運用の相違  
 ・48 条対応の設備・運用に伴う相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
表57-9-13-2 制御用回路 原子炉格納容器フィラタメント系及び副圧強化ベント系(38条)(3/4)						
重大事故防止設備			設計用標準的な設備			
S25	フィラタメント系制御盤	原子炉格納容器 ESS-1, II	E03	緊急用副圧電源の制御作盤	S/C ベント用出口隔離弁	
S26	フィラタメント系制御盤	原子炉格納容器 ESS-1, III	E04	原子炉格納容器 ESS-1, III	120V 直流電源制御盤 2A	
S27	代管圧水和装置	400V R/R MCC 2B-2	E07	緊急用副圧電源原印制御作盤	R/W ベント用出口隔離弁	
S28	緊急用交圧電源原印制御作盤(2)	400V 原子炉格納容器電源原印制御 2C	E08	緊急用副圧電源原印制御作盤	120V 直流電源原印制御盤 2A	
S29	代管圧水和装置	機器格納去水 (A) ・ 格圧降心 スプレイ装置 ESS-1	E09	緊急用副圧電源原印制御作盤	120V 直流電源原印制御盤 2A	
S30	代管圧水和装置	400V R/R MCC 2B-1	E09	原子炉格納容器 ESS-1, III	400V R/R MCC 2B-1	
S31	代管圧水和装置	機器格納去水 (A) ・ 格圧降心 スプレイ装置 ESS-1	E10	緊急用交圧電源原印制御作盤(2)	緊急用交圧電源原印制御盤 2C	
S32	緊急用交圧電源原印制御作盤(1)	400V 原子炉格納容器電源原印制御 2C	E12	緊急用交圧電源原印制御作盤(2)	400V 原子炉格納容器電源原印制御盤 2C	
S33	代管圧水和装置	400V R/R MCC 2B-2	E33	原子炉格納容器 ESS- II	400V R/R MCC 2B-1	
S34	代管圧水和装置	機器格納去水 (B, C) 盤 ESS-II	E04	400V R/B MCC 2B-1	緊急用交圧電源原印制御盤 2C	
S35	120V 直流電源制御盤 2A-1	120V 直流電源原印制御盤 2A	E05	緊急用交圧電源原印制御作盤(1)	400V 原子炉格納容器電源原印制御盤 2C	
S36	120V 直流電源制御盤 2B-1	120V 直流電源原印制御盤 2B	E06	緊急用交圧電源原印制御作盤(1)	400V 原子炉格納容器電源原印制御盤 2C	
<p>【女川】                  設備・運用の相違                  ・48 条対応の設備・運用に伴う相違</p>						

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

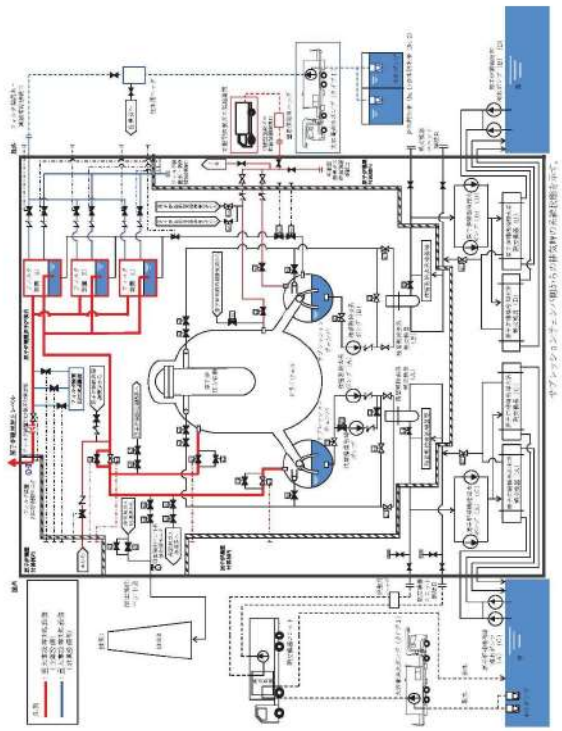
赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">表57-9-13-2 前掲用電路 原子炉格納容器フィルタシステム系及び阻圧強化システム系(48条)(4/4)</p>			
<p style="text-align: center;">重大事故防止設備</p>			
S57	125W 直流分電機2A-1	125W 直流分電機2A-1	
S58	125W 直流分電機2B-1	125W 直流分電機2B-1	
	125W 直流分電機2A	125W 直流分電機2A	
	125W 直流分電機2B	125W 直流分電機2B	
	原子炉格納容器(A)ESS-I	原子炉格納容器(A)ESS-I	
	原子炉格納容器(B)ESS-II	原子炉格納容器(B)ESS-II	
	原子炉格納容器(C)ESS-II	原子炉格納容器(C)ESS-II	
	原子炉格納容器(D)ESS-II	原子炉格納容器(D)ESS-II	
	125W 直流分電機2A-1	125W 直流分電機2A-1	
	125W 直流分電機2B-1	125W 直流分電機2B-1	

【女川】  
 設備・運用の相違  
 ・48条対応の設備・運用に伴う相違

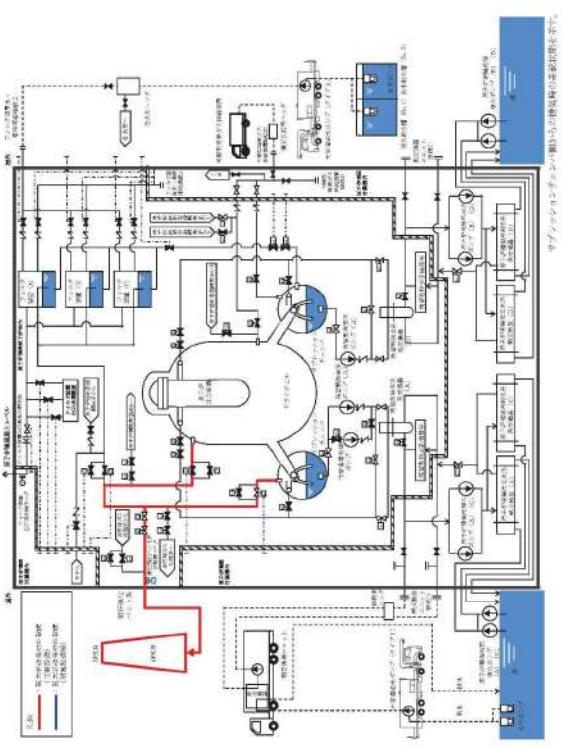
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-27 原子炉格納容器フィルタベント系の系統概要図</p>		<p>【女川】                      設備・運用の相違                      ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

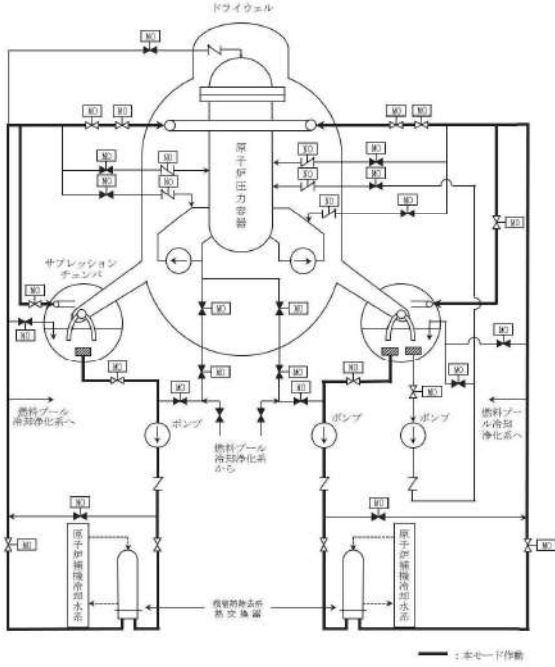
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="784 925 1120 949">図 57-9-28 耐圧強化ベント系の系統概要図</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 175 1971 199">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 207 2128 231" style="list-style-type: none"> <li>・48条対応の設備・運用に伴う相違</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="712 866 1189 885">図 57-9-29 残熱除去系 (格納容器スプレイ冷却モード) の系統概要図</p>		<p data-bbox="1848 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1980 191">設備・運用の相違</p> <ul data-bbox="1848 199 2119 218" style="list-style-type: none"> <li>・48条対応の設備・運用に伴う相違</li> </ul>